# 第二部　労働運動

# I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／産業別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――産業別組織の動向／「労働戦線統一」の動き：全民労協の連合体移行問題／全民労協第二回総会／官公労の統一・再編をめぐる動向／総評三顧問と労研センターの動向／統一労組懇と「あり方懇」の動向／労働組合の組織、組合員、役員職員、財政、活動課題――組合の組織／組合員数の変動と組織化政策／組合員と役職員の性格／組合費／組合費の支出／組合活動の重点項目

## 概要

一、八三年六月末現在のわが国の労働組合員数は約一二五二万人であり、前年にくらべて約六〇〇人減り、七九年以降四年ぶりに前年を下回った。このため組織率も前年を〇・八ポイント下回って、二九・七%と戦後はじめて三〇%の大台を割った。

一、産業別には、建設業、卸売・小売業、製造業で組合員数が増加したが、これ以外の産業では減少している。この結果、建設業では雇用者数の伸びを上回って組織率も上昇したが、卸売・小売業は雇用者数の伸びに追いつけず組織率は低下し、製造業、電気・ガス・水道・熱供給業では主として雇用者数の減少によって組織率を上昇させたほかは、全体として組織率は低下した。

一、民営企業における単位労働組合員数は前年にくらべ三万六〇〇〇人増となったが、企業規模別では「一〇〇〇人以上」「三〇〇～九九九人」「その他」で増加し、三〇〇人未満の各規模ではいずれも減少している。

一、労働四団体加盟の組合員数は合計約八二四万六〇〇〇人で前年を約四〇〇〇人下回り、労働組合員数に占める割合は六五・九%であった。そのうち総評が約四五〇万八〇〇〇人、同盟約二一九万三〇〇〇人、新産別約六万四〇〇〇人、中立労連約一四八万人で、

中立労連だけが前年を上回った。

一、都道府県別に組合員数の増減をみると、前年にくらべて一八都府県で増加し、二九道県で減少した。増加数が多かったのは愛知、神奈川、東京であり、減少数の多いのは兵庫、福岡、北海道であった。

一、産業別組織の動向で注目されたのは、産別再編・統一への動きが活発化したことであり、具体的には①機労会議の結成、②印刷労協と印刷関連労協の結成、③紙パ労協の八四年一〇月結成の合意成立があげられる。その他④電工労連の結成、⑤全日教連の結成、⑥労供労組協の結成、⑦たばこ共闘の総評参加なども注目された。労戦統一をめぐって、⑧全国一般の紛糾、⑨全逓、自治労における統一労組懇組合との内部対立の表面化などの問題もあった。

一、全民労協は、一〇月四単産の加盟を得、五四単産、四八四万人となり、結成当初予想されたほとんどの組合の加盟が実現した。一一月の第二回総会に向けて、八五年を目途に連合体移行を実現するとの事務局長提案は、総評、同盟側の強い抵抗にあって一時棚上げとされ、加盟方式の改善と全国九ブロックの地域連絡会の設置が決められた。

一、官公部門の戦線統一に意欲を燃やす全電通の官公労働問題懇談会の提唱は、総評系官公労組をはじめ、関係労組はおおむね否定的な反応を示している。

一、「統一労組懇」は、年次総会で「全民労協は戦前の産業報国会である」とし、階級的ナショナルセンターを展望した「労組大連合」にとりくむとの方針を決定し、組織整備や独自の春闘運動などにとりくんでいる。

一、過去九年間の組合費の推移をみると、絶対額は増加しているものの、七九年をピークとして、増加額と対賃金比率の両者とも低下している。

一、組合活動の今後の重点課題をみると、「賃金・一時金獲得活動」や「労働時間・休日問題」の割合がこれまでと同様に上位を占めているものの、これまでにくらべ、その割合は低下している。他方、「組合員の生涯生活設計福祉ビジョン」「経営参加問題」「雇用確保問題」などの比重が、これまでにくらべ高くなっている。

## 1　労働組合の組織状況

### 1　労働組合の組織水準

**組合員数**　一九八三年六月末日現在における労働組合数（単位労働組合数*）は七万四四八六組合で前年にくらべて三九五組合（〇・五%）増加したが、労働組合員数（単一労働組合員数*）は約一二五二万人で前年にくらべて六〇〇〇人減と、七九年以来四年ぶりに前年を下回った（第52表）。

＊　ここにかかげた統計表の示す各年の組合員数は六月末日現在のそれである。労働組合数および労働組合員数については、単位労働組合と単一労

働組合という二種類の標章がある。単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして、単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお、単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数にも相違が現れるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合（非独立組合）の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組合員数の変動を歴史的に回顧するならば、戦前に最高四二万余人（一九三八年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後いくつかの時期を経て今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランのもとで占領軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退をよぎなくされた四九～五〇年以降五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年よりも約一〇〇万人を減じて約五六九万人となった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期で、ようやく立ち直った労働組織を拡大することができた。すでに五二年以来回復に向かいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」と間歇的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて、組合員数は増加しつづけ、六五年には一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのり、七五年には約一二五九万人と史上最高値を記録した。

だが、組合員数こそ七五年まで増加しつづけたものの、すでに七一年以降は推定組織率が低下しはじめ、ついで七三～七四年以降企業の雇用調整が目立って進行しはじめると、その影響で七六年からは組合員数そのものが減少に転じた。八〇年～八二年と組合員数は回復に向かったものの、八三年はふたたび減少におちいった。

### 組織率

一九八三年には組合員数が四年ぶりに減少に転ずるとともに、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率（以下、組織率と略記）も前年を〇・八ポイント下回って、二九・七％と三〇％の大台を割り史上最低の水準となった（第52表）。

組織率の推移をみると、一九四九年の五五・八％をピークに年々低下傾向を示したが、五九年を底に反転し、七〇年には三五・四％と回復を示した。しかし、七五年以降ふたたび低下の一途をたどって現在にいたっている。

**第52表**　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移（単一労働組合，単位労働組合）

| 年 | 組合数 | 組合員数 | 対前年増減数 | | 対前年増減率 | | 雇用者数 | 推定組織率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | | |
| | | 人 | | 人 | % | % | 万人 | % |
| 1973 | 31,674<br>(65,448) | 12,097,848<br>(11,967,333) | 856<br>(1,730) | 209,256<br>(195,325) | 2.8<br>(2.7) | 1.8<br>(1.7) | 3,659 | 33.1 |
| 1974 | 32,734<br>(67,829) | 12,461,799<br>(12,325,147) | 1,060<br>(2,381) | 363,951<br>(357,814) | 3.3<br>(3.6) | 3.0<br>(3.0) | 3,676 | 33.9 |
| 1975 | 33,424<br>(69,333) | 12,590,400<br>(12,472,974) | 690<br>(1,504) | 128,601<br>(147,827) | 2.1<br>(2.2) | 1.0<br>(1.2) | 3,662 | 34.4 |
| 1976 | 33,771<br>(70,039) | 12,508,731<br>(12,374,288) | 347<br>(706) | △ 81,669<br>(△ 98,686) | 1.0<br>(1.0) | △ 0.6<br>(△ 0.8) | 3,710 | 33.7 |
| 1977 | 33,987<br>(70,625) | 12,437,012<br>(12,293,052) | 216<br>(586) | △ 71,719<br>(△ 81,236) | 0.6<br>(0.8) | △ 0.6<br>(△ 0.7) | 3,746 | 33.2 |
| 1978 | 34,163<br>(70,868) | 12,382,829<br>(12,232,614) | 176<br>(243) | △ 54,183<br>(△ 60,438) | 0.5<br>(0.3) | △ 0.4<br>(△ 0.5) | 3,796 | 32.6 |
| 1979 | 34,112<br>(71,780) | 12,308,756<br>(12,173,913) | △ 51<br>(912) | △ 74,073<br>(△ 58,701) | △ 0.1<br>(1.3) | △ 0.6<br>(△ 0.5) | 3,899 | 31.6 |
| 1980 | 34,232<br>(72,693) | 12,369,262<br>(12,240,652) | 120<br>(913) | 60,506<br>(66,739) | 0.4<br>(1.3) | 0.5<br>(0.5) | 4,012 | 30.8 |
| 1981 | 34,200<br>(73,694) | 12,471,270<br>(12,355,372) | △ 32<br>(1,001) | 102,008<br>(114,720) | △ 0.1<br>(1.4) | 0.8<br>(0.9) | 4,055 | 30.8 |
| 1982 | 43,477<br>(74,091) | 12,525,529<br>(12,418,347) | 277<br>(397) | 54,259<br>(62,975) | 0.8<br>(0.5) | 0.4<br>(0.5) | 4,102 | 30.5 |
| 1983 | 34,539<br>(74,486) | 12,519,530<br>(12,410,988) | 62<br>(395) | △ 5,999<br>(△ 7,359) | 0.2<br>(0.5) | △ 0.0<br>(△ 0.1) | 4,209 | 29.7 |

〔備考〕 1) 組合数，組合員数は，単一労働組合である。（ ）内は単位労働組合数および組合員数である。
2) 雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
3) 推定組織率は，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4) △ 印は減少を示す。
5) 労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」による。

**組織率の長期分析**　ここで、七三年末を境として、前後各一〇年間の組織率の動きを、それを規定する雇用者および労働組合員数の動きとあわせてみてみることにする。組織率は六三年～七三年の高度成長期の一〇年間で一・六ポイント低下、七三年～八三年の低成長期の一〇年間で三・四ポイントの大幅低下となっている。前一〇年間に雇用者は年率三・一%の勢いで増加、労働組合員数も年率二・六〇%増と堅調な伸びを示している。一方、第一次石油危機後の一〇年間に、雇用者の伸びは年率一・四一%増と軟化したが、労働組合員数の伸びは年率〇・三四%増とさらに低い伸びにとどまった。雇用者の伸びにたいする労働組合員の伸びを示す弾性値でみても、前一〇年の〇・八三にたいし第一次石油危機後の一〇年は〇・二四となっており、とくに雇用者の伸びが回復してきたここ五年間では〇・一一と極端に小さくなっており、雇用者の伸びに組織化がともなわないことを如実に物語っている（第53表）。産業構造の変化にともなう第三次産業

就業者の増大が組織率の低下の方向に作用することは知られており、わが国では高度成長期以来こうした要因がはたらいていたが、同時に、この期には製造業や公務を中心に組織率の堅調な伸びがともなっていたためにマイナス効果は目立たずにきたといえる。第一次石油危機以降は、こうした産業についても組織率は低下に転じたほか、雇用者の伸びがいちじるしいサービス業などでの組織率の低下傾向が大きかったことが、はじめの五年間は雇用調整などの雇用者の伸びが鈍化したため数字上、組織率は上昇ないしは横ばいとなっていたが、今日の組織率の低下をもたらしたといえる（第54表）。

**第53表　雇用者数，労働組合員数，推定組織率の変化**

| 期　　間 | 推定組織率の変化 | 雇用者数の伸び | 労働組合員数の伸び | 弾性値 |
|---|---|---|---|---|
| | ポイント | % | % | |
| 1963～73年 | △ 1.6 | 35.9(3.11) | 29.3(2.60) | 0.83 |
| 73～83年 | △ 3.4 | 15.0(1.41) | 3.5(0.34) | 0.24 |
| 73～78年 | △ 0.5 | 3.7(0.74) | 2.4(0.46) | 0.63 |
| 78～83年 | △ 2.9 | 19.9(2.09) | 1.1(0.23) | 0.11 |

〔備考〕 1)　(　)内は年率。

2)　弾性値＝労働組合員数の伸び(年率) / 雇用者数の伸び(年率)

3)　労働組合員数は単一労働組合員数。

4)　清水典子「労働組合組織率の長期分析」，『労働統計調査月報』1984年4月号。

**国際比較**　社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高いが、資本主義国において、労働組合員数でわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七八年約二〇二四万六〇〇〇人（八一年）とわが国とほぼ同じく、西ドイツは九二二万七〇〇〇人（八二年）である。また組合組織率ではスウェーデン（七〇%以上）を最高に、一般にスカンジナビア諸国が高く、イギリスは五七・〇%（八一年）、西ドイツは四一・一%（八二年）でわが国をはるかに上回っているが、アメリカ合衆国は二三・六%（七八年）にすぎない。

## 2　産業別組織状況

**産業別組合員数**　一九八三年の単一労働組合員数を産業別にみると、前年にくらべ増加した産業は建設業（二万四〇〇〇人増）、卸売・小売業（一万五〇〇〇人増）、製造業（一万一〇〇〇人増）であり、これ以外の産業では減少した。前年にくらべ減少幅の比較的大きなものは運輸・通信業（四万二〇〇〇人減）、公務（七〇〇〇人減）、サービス業（四〇〇〇人減）、農林・漁業・水産養殖業（三〇〇〇人減）、鉱業（二〇〇〇人減）である。

こうした増減の結果、八三年における労働組合員数の産業別構成はつぎのようになった。製造業三三・〇%、運輸・通信業一五・八

%、サービス業一三・五%、公務一一・〇%、金融・保険・不動産業八・二%、卸売・小売業六・八%、建設業六・二%であり、構成比順位は前年と変わらない（第55表）。

**産業別組織率**　各産業における推定組織率をみると、公務が七三・八%でもっとも高く、ついで電気・ガス・水道・熱供給業六四・〇%、運輸・通信業五九・六%、金融・保険・不動産業四九・五%、鉱業四一・七%、製造業三五・八%がこれにつづいている。

**第54表　産業別労働組合員数の推移**

| 産業 | 労働組合員数（万人） | | | 構成比（%） | | | 推定組織率（%） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1963年 | 73 | 83 | 73 | 83 | | 63 | 73 | 83 |
| 計 | 927 | 1,197 | 1,241 | 100.0 | 100.0 | | 34.4 | 32.7 | 29.5 |
| 農林，漁業 | 14 | 12 | 8 | 1.5 | 1.0 | 0.7 | 15.6 | 20.5 | 16.8 |
| 鉱業 | 24 | 7 | 4 | 2.6 | 0.6 | 0.3 | 76.4 | 47.0 | 37.3 |
| 建設業 | 56 | 64 | 76 | 6.0 | 5.3 | 6.1 | 25.6 | 18.3 | 18.0 |
| 製造業 | 348 | 446 | 405 | 37.5 | 37.3 | 32.6 | 36.0 | 36.8 | 35.1 |
| 卸売，小売業 | 32 | 71 | 96 | 3.4 | 5.9 | 7.7 | 15.4 | 10.3 | 10.7 |
| 金融・保険業，不動産業 | 52 | 90 | 104 | 5.6 | 7.5 | 8.3 | | 57.5 | 50.3 |
| 運輸・通信業 | 172 | 202 | 195 | 18.6 | 16.9 | 15.7 | 73.2 | 61.5 | 58.6 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 20 | 22 | 23 | 2.2 | 1.8 | 1.9 | | 61.2 | 63.5 |
| サービス業 | 115 | 158 | 187 | 12.4 | 13.2 | 15.1 | 27.6 | 24.7 | 20.8 |
| 公務 | 90 | 120 | 139 | 9.7 | 10.0 | 11.2 | 55.3 | 69.5 | 68.4 |

〔備考〕 1）産業計には不明を含むため各産業の合計に一致しない。
2）労働組合員数は単位労働組合員数のため，第52表および第55表の数字（出－労働組合員数）と一致しない。
3）構成比は人単位で算出。
4）清水典子「労働組合組織率の長期分析」『労働統計調査月報』1984年4月号。

## 第55表　産業別労働組合員数および推定組織率　（単一労働組合）

| 産業 | 組合員数 | | 対前年増減数 | 対前年増減率 | 推定組織率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 1982年 | 1983年 |
| | 人 | % | 人 | % | % | % |
| 全産業 | 12,519,530 | (100.0) | △ 5,999 | △ 0.0 | 30.5 | 29.7 |
| 農林，漁業，水産養殖業 | 82,229 | ( 0.7) | △ 3,189 | △ 3.7 | 19.4 | 16.4 |
| 鉱業 | 45,842 | ( 0.4) | △ 1,648 | △ 3.5 | 47.5 | 41.7 |
| 建設業 | 780,059 | ( 6.2) | 23,716 | 3.1 | 18.2 | 18.6 |
| 製造業 | 4,132,150 | ( 33.0) | 10,692 | 0.3 | 35.5 | 35.8 |
| 卸売・小売業 | 850,957 | ( 6.8) | 14,706 | 1.8 | 9.7 | 9.5 |
| 金融・保険業，不動産業 | 1,020,440 | ( 8.2) | △ 302 | △ 0.0 | 51.6 | 49.5 |
| 運輸・通信業 | 1,983,380 | ( 15.8) | △ 42,267 | △ 2.1 | 61.8 | 59.6 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 236,866 | ( 1.9) | △ 206 | △ 0.1 | 59.3 | 64.0 |
| サービス業 | 1,687,605 | ( 13.5) | △ 3,523 | △ 0.2 | 20.3 | 18.8 |
| 公務 | 1,498,828 | ( 12.0) | △ 6,836 | △ 0.5 | 73.8 | 73.8 |
| 分類不能の産業 | 201,174 | ( 1.6) | 2,858 | 1.4 | — | — |

〔備考〕 1) （ ）内は構成比を示す。「—」は，当該数値がないものである。
2) 労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」による。

## 第56表　企業規模別労働組合数および組合員数(民営企業)　（単位労働組合）

| 企業規模 | 組合数 | | 組合員数 | | 組合員数の対前年増減率 | 組合員数の83年構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1982年 | 1983年 | 1982年 | 1983年 | 1983年 | |
| | | | 人 | 人 | % | % |
| 合計 | 55,124 | 55,588 | 8,840,114 | 8,876,195 | 0.4 | 100.0 |
| 1,000 人以上 | 15,156 | 15,394 | 4,983,013 | 5,012,997 | 0.6 | 56.5 |
| 300～999 人 | 7,639 | 7,740 | 1,417,331 | 1,430,042 | 0.9 | 16.1 |
| 100～299 人 | 10,757 | 10,811 | 1,043,028 | 1,039,197 | △ 0.4 | 11.7 |
| 30～ 99 人 | 12,597 | 12,588 | 462,505 | 458,800 | △ 0.8 | 5.2 |
| 29 人以下 | 5,975 | 5,965 | 69,023 | 68,447 | △ 0.8 | 0.8 |
| その他 | 3,000 | 3,090 | 865,214 | 866,712 | 0.2 | 9.8 |

〔備考〕 1) その他とは，２以上の企業の労働者で組織されている労働組合および規模不明の労働組合である。
2) 労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」による。

の上昇がみられたが、製造業、電気・ガス・水道・熱供給業では組合員数にみるべき変化はなかったものの雇用者数が減少した結果、組織率が上昇した（第55表）。

## 3　企業規模別組織状況

**企業規模別組合員数**　民営企業の労働組合数および組合員数を単位労働組合についてみると、五万五五八八組合、八八七万六〇〇〇人で、前年にくらべて四六四組合（〇・八%）、三万六〇〇〇人（〇・四%）の増加となった。これを企業規模別にみると、「一〇〇〇人以上」で三万人（〇・六%）、「三〇〇～九九九人」で一万三〇〇〇人（〇・九%）、二以上の企業で組織される労働組合の組合員数をふくむ「その他」で一〇〇〇人（〇・二%）増えているが、三〇〇人未満の各規模ではいずれも労働組合員数が減少している（第56表）。

**組合員数の企業規模別構成**　右に示した変化の結果、八三年における民営企業の労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになっている。「一〇〇〇人以上」の五〇一万三〇〇〇人がもっとも多く過半数を占め、ついで「三〇〇～九九九人」の一〇三万九〇〇〇人、「一〇〇～二九九人」の一四三万人、「一〇～九九人」の四五万九〇〇〇人、「三〇～九九人」の六万八〇〇〇人と、企業規模の大きいほど労働組合員数が多くなっている（第56表）。

## 4　組合員数増減の諸要因

**組合員数増減の主要因**　八三年には前年比で単一労働組合員数は約六〇〇人、単位労働組合員数は約七〇〇〇人減少した。こうした組合員数の変化は、既設組合（八二年六月末日までに設立されていた組合）における組合員数の増減の総合された結果である。と、八三年、つまり八二年七月～八三年六月末日の一年間における組合の新設・解散による組合員数の増減の総合された結果である。

第57表にみるとおり、八三年の新設組合員数は約二〇万二〇〇〇人弱で、そのうち組織の変更および分裂にともなう組合の形式上の新設をのぞいた実質的新設組合員数は約八万七〇〇〇人であった。これにたいして解散組合員数は約六万六〇〇〇人で、実質的解散組合員数を約二万一〇〇〇人上回ったから、これにさきの実質的増加分約二万一〇〇〇人を加えた約二万八〇〇〇人が、既設組合における組合員数の減少となるのである。

**要因別・産業別にみた組合員数の増減**　八三年には、先にみたとおり、建設業、製造業、卸売・小売業の三産業で組合員数の増加がみられたが、実質的新設組合員数とみると、製造業ではマイナス約三〇〇人、建設業では約六〇〇人増でしかなく、この両産業にお

第57表　新設，解散労働組合数および組合員数　　（単位労働組合）

| 年 | 新設 | | | | 解散 | | | | 新設－解散 | 実質的新設－実質的解散 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | | 実質的新設 | | 合計 | | 実質的解散 | | | |
| | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合員数 | 組合員数 |
| | | 人 | | 人 | | 人 | | 人 | 人 | 人 |
| 1977 | 2,496 | 231,645 | 1,692 | 107,576 | 2,394 | 206,549 | 1,509 | 61,305 | 25,096 | 46,271 |
| 1978 | 2,289 | 196,905 | 1,375 | 87,219 | 2,640 | 174,404 | 1,624 | 62,133 | 22,501 | 25,086 |
| 1979 | 2,344 | 211,594 | 1,402 | 107,234 | 2,357 | 222,582 | 1,425 | 81,729 | △10,988 | 25,505 |
| 1980 | 2,399 | 219,370 | 1,414 | 93,276 | 2,442 | 223,107 | 1,322 | 84,207 | △ 3,737 | 9,069 |
| 1981 | 2,295 | 234,871 | 1,458 | 116,340 | 2,340 | 209,453 | 1,257 | 79,998 | 25,418 | 36,342 |
| 1982 | 2,234 | 170,423 | 1,535 | 82,773 | 2,262 | 157,980 | 1,399 | 61,286 | 12,443 | 21,489 |
| 1983 | 1,961 | 201,539 | 1,148 | 86,987 | 2,204 | 202,228 | 1,281 | 65,813 | △ 689 | 21,174 |

〔備考〕 1) 新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および「その他の理由による新設（たとえば労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等）」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2) 解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および「その他の理由による解散（たとえば組合の無用論による解散，組合内の紛争による解散等）」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3) △印は減少を示す。
4) 労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」により作成。

けける組合員数の増加はほとんどもっぱら既設組合における組合員数の増加によるものであることがわかる。これにたいして卸売・小売業では、組合員数の増加約一万五〇〇〇人にたいし実質的新設組合員数の増加約一万二〇〇〇人と、その寄与度が高い。

また八三年に組合員数が減少した産業において、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差をみると、サービス業でマイナス約一一〇〇人で組合員数の減少の三割強になっている。組合員数減少幅のもっとも大きい運輸・通信業では、その差はマイナス約二〇〇人たらずであり、組合員数減少はほとんど既設組合におけるそれであるといえる。金融・保険・不動産業（約六〇〇〇人）、公務（約二〇〇〇人）、電気・ガス・水道・熱供給業（約一〇〇〇人）は、その差がプラスすなわち実質解散組合員増が実質解散組合員減を上回っているにもかかわらず組合員数を減じているわけであって、これは既設組合における組合員数の減少がそれほど大きかったことを示している（第55表、第58表）。

**企業規模別実質的新設・解散組合員数**

八三年の民営企業の単位労働組合員数の増加分約三万六〇〇〇人のうち実質的新設組合員数と実質的解散組合員数の差し引きによって増加した分は、第59表にみられるとおり約一万七〇〇〇人であった。この増加分のうち、五〇〇人以上規模の企業の組合員数で約一万四〇〇〇人と八二・六%を占めており、八二年とは違って小零細企業における差し引き増は停滞局面にある（第56表、第59表）。

第58表　産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1983年）　（単位労働組合）

| | 実質的新設組合員数（A） | 実質的解散組合員数（B） | （A）−（B） |
|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 人 |
| 全産業 | 86,987 | 65,813 | 21,174 |
| 農林，漁業，水産養殖業 | 225 | 173 | 52 |
| 鉱業 | 228 | 339 | △ 111 |
| 建設業 | 2,863 | 2,276 | 587 |
| 製造業 | 24,382 | 24,722 | △ 340 |
| 卸売業・小売業 | 23,895 | 11,462 | 12,433 |
| 金融・保険，不動産業 | 8,297 | 2,161 | 6,136 |
| 運輸・通信業 | 7,427 | 7,658 | △ 231 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 1,784 | 534 | 1,250 |
| サービス業 | 13,022 | 14,137 | △ 1,115 |
| 公務 | 3,906 | 1,924 | 1,982 |
| 分類不能の産業 | 958 | 427 | 531 |

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」により作成。

第59表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1983年）（単位労働組合）

| 企業規模 | 実質的新設組合員数（A） | 実質的解散組合員数（B） | （A）−（B） |
|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 人 |
| 合計 | 78,554 | 61,277 | 17,277 |
| 1,000人以上 | 38,519 | 29,268 | 9,251 |
| 500～999人 | 8,642 | 3,624 | 5,018 |
| 300～499人 | 4,260 | 3,546 | 714 |
| 100～299人 | 12,294 | 8,696 | 3,598 |
| 30～99人 | 7,706 | 7,404 | 302 |
| 29人以下 | 2,333 | 3,300 | △ 967 |
| その他 | 4,800 | 5,439 | △ 639 |

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」により作成。

## 5　主要連合体の組織状況

**労働組合の連合体**　労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、八三年には全国的連合体は二〇三（前年より一六三減）、地方的連合体は四三一（前年より三一減）、府県的連合体は一七四二（前年より四五減）、地区的連合体は三四二一（前年より四四増）であった（第60表）。

これら連合体のうち全国連合体の連合組織のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、通常「労働四団体」とよばれてきた。これに加えて、八二年一二月、これら四団体をのこしたまま、これらの枠をこえて、民間四一単産で民間単産のゆるやかな協議体「全日本民間労働組合協議会（全民労協）」が結成されたが、それは官公労をふくめた労働戦線の「全的統一」をめざしており、当面は「連合体への移行」が論議されている。

労働四団体に所属する組合員数の合計は、八三年には約八二四万六〇〇〇人で、全労働組合員数の六五・九%を占め、四団体以外の上部団体へ加盟している労働組合員数は約三七八万四〇〇〇人で全労働組合員数の三〇・二%、無加盟の労働組合員数は約一〇五万五〇〇〇人で全労働組合員数の八・四%となっている。これを前年にくらべると、四団体に加盟している労働組合員数は約四〇〇〇人（〇・〇五%）減少しているが、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数は約一六万七〇〇〇人（四・六%）増加している（第61表）。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

**総評**　総評の加盟組合員数は六四年の同盟発足いらい一〇年間は伸び悩み、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以降は流れが若干変わり、七四～七六年には増加し、その後一進一退をくり

第60表　組合の種類および地域別労働組合連合団体数

| 組合の種類 | 合　計 | 全国的 | 地方的 | 都道府県的 | 地区的 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合　計 | 5,798 | 203 | 432 | 1,742 | 3,421 |
| 連合組織 | 1,021 | 133 | 131 | 464 | 293 |
| 協議組織 | 4,777 | 70 | 301 | 1,278 | 3,128 |

〔備考〕 1)　連合団体とは，規約上，当該組織の構成員が労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいう。その連合団体のうち，加盟組織の連絡，相互援助等を目的とするにとどまるものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるようなものを「連合組織」という。
2)　労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」より作成。

**第61表　主要団体別労働組合員数の推移**　　（単一労働組合）

| 年 | 合　計 | 総　評 | 同　盟 | 新産別 | 中立労連 | 4団体以外の上部組合 | 無加盟 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 1977 | 12,437,012<br>(100.0) | 4,556,567<br>(36.6) | 2,210,240<br>(17.8) | 64,519<br>(0.5) | 1,330,089<br>(10.7) | 3,574,575<br>(28.7) | 1,085,069<br>(8.7) |
| 1978 | 12,382,829<br>(100.0) | 4,525,237<br>(36.5) | 2,181,810<br>(17.6) | 61,270<br>(0.5) | 1,320,798<br>(10.7) | 3,607,490<br>(29.1) | 1,071,877<br>(8.7) |
| 1979 | 12,308,756<br>(100.0) | 4,552,907<br>(37.0) | 2,146,567<br>(17.4) | 63,248<br>(0.5) | 1,337,180<br>(10.9) | 3,527,747<br>(28.7) | 1,065,615<br>(8.7) |
| 1980 | 12,369,262<br>(100.0) | 4,550,522<br>(36.8) | 2,161,786<br>(17.5) | 62,286<br>(0.5) | 1,357,970<br>(11.0) | 3,559,926<br>(28.8) | 1,066,625<br>(8.6) |
| 1981 | 12,471,270<br>(100.0) | 4,568,826<br>(36.6) | 2,181,903<br>(17.5) | 63,997<br>(0.5) | 1,391,346<br>(11.2) | 3,595,887<br>(28.8) | 1,067,480<br>(8.6) |
| 1982 | 12,525,529<br>(100.0) | 4,550,279<br>(36.3) | 2,196,641<br>(17.5) | 64,367<br>(0.5) | 1,438,876<br>(11.5) | 3,617,209<br>(28.9) | 1,066,069<br>(8.5) |
| 1983 | 12,519,530<br>(100.0) | 4,508,376<br>(36.0) | 2,193,232<br>(17.5) | 64,016<br>(0.5) | 1,480,325<br>(11.8) | 3,784,341<br>(30.2) | 1,054,954<br>(8.4) |
| 対前年増減数(人) | △ 5,999 | △ 41,903 | △ 3,409 | △ 351 | 41,449 | 167,132 | △ 11,115 |
| 対前年増減率(%) | △ 0.0 | △ 0.9 | △ 0.2 | △ 0.5 | 2.9 | 4.6 | △ 1.0 |

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　(　) 内の数字は構成比を示す(%)。
3)　労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」による。

返していたが、八三年は前年にひきつづき約四万二〇〇〇人減少して、約四五〇万八〇〇〇人となった。八三年に組合員数が増加した傘下の主な組合は、非鉄金属労連（約六〇〇〇人増）、日本医労協（約四〇〇〇人増）などとなっている。また組合員数が減少した主な組合は、国労（約一万四〇〇〇人減）、鉄鋼労連（約四〇〇〇人減）、合化労連、電通労連、建設一般・全日自労、全逓がそれぞれ約三〇〇〇人減となっている。

**同　盟**　同盟は六四年の発足いらい七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、労働組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少に転じ、八〇年以降ようやく足ぶみ状態に入った。八三年は前年より三〇〇〇人減少して約二一九万三〇〇〇人となった。

傘下組合のうち八三年に組合員が増加した主な組合は、ゼンセン同盟（約八〇〇〇人増）、自動車労連（約二〇〇〇人増）などであり、組合員数が減少した主な組合は、海員（約八〇〇〇人減）、鉄労、全金同盟がそれぞれ約四〇〇〇人減となっている。

**新産別**　八三年の傘下組合員数は前年とほとんど変わらず、約六万四〇〇〇人であった。

八三年の傘下組合員数は前年を四万一〇〇〇人上回り、約一四八万人となった。組合員数が増加した主な傘下組合は、全建総連（約一万九〇〇〇人増）、生保労連（約一万五〇〇〇人増）、電機労連（約一万一〇〇〇人増）などであり、減少した主な組合は、全石油、全窯連がそれぞれ約一〇〇〇人減である。

**中立労連**

第62表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比　（単位労働組合）（%）

| 産業 | 合計 | 総評 | 同盟 | 新産別 | 中立労連 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 100.0 | 36.1 | 17.6 | 0.5 | 11.8 | 38.7 |
| 農業 | 100.0 | 22.2 | 14.8 | — | 0.6 | 62.5 |
| 林業，狩猟業 | 100.0 | 73.0 | 13.3 | — | — | 14.0 |
| 漁業，水産養殖業 | 100.0 | 0.6 | 50.4 | — | 22.8 | 26.3 |
| 鉱業 | 100.0 | 51.7 | 18.7 | — | 3.2 | 26.4 |
| 建設業 | 100.0 | 13.1 | 4.4 | 0.0 | 43.0 | 41.3 |
| 製造業 | 100.0 | 16.2 | 28.7 | 1.3 | 17.4 | 42.5 |
| 卸売業，小売業 | 100.0 | 5.8 | 30.3 | 0.1 | 3.7 | 68.9 |
| 金融・保険業 | 100.0 | 1.8 | 1.3 | — | 34.8 | 62.6 |
| 不動産業 | 100.0 | 26.5 | 11.0 | — | 0.1 | 85.1 |
| 運輸・通信業 | 100.0 | 57.5 | 20.1 | 0.5 | 0.0 | 25.7 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 100.0 | 25.7 | 60.8 | — | 10.5 | 59.2 |
| サービス業 | 100.0 | 60.4 | 4.3 | 0.1 | 0.9 | 36.0 |
| 公務 | 100.0 | 90.3 | 2.8 | 0.0 | — | 7.0 |
| 分類不能の産業 | 100.0 | 32.3 | 6.8 | — | 2.7 | 58.3 |

〔備考〕 1)　第61表〔備考〕1)　参照。
2)　労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」による。

**全民労協**　八二年一二月に結成された全民労協は、八三年六月末日段階で四七八万五〇〇〇人であったが、その後同年八月一単産、一〇月四単産の新規加盟を得、同年末段階で五四単産、四八四万人となり、民間の組織労働者の五三・二%を占めている。

**四団体の産業別組織状況**　八三年の労働組合員数を産業別にみると、第55表に示すとおり、製造業（一五・八%）、サービス業（一三・五%）、運輸・通信業（一〇・五%）、公務（一一・〇%）の四部門で全体の約七四・三%を占めている。これらの部門における各主要団体の組織状況をみると、中立労連（一七・四%）、総評（一六・二%）、新産別（一・三%）がこれにつづいているが、以上のいずれにも属さない組合員数が全体の四二・五%（対前年比〇・六ポイント増）を占めている。運輸・通信業では、総評が五七・五%、同盟が二〇・一%、四団体のいずれにも属さないものが二五・七%である。サービス業では総評が六〇・四%、同盟が四・三%、いずれにも属さないものが三六・〇%であり、公務では総評が九〇・三%、同盟二・八%、いずれにも属さないもの七・〇%となっている。

また、農業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めているが、前年にくらべ漁業・水産養殖業で同盟が二四・六%から五〇・四%へと大幅に構成比を高めているのが注目される（第62表）。

**四団体の適用法規別組織状況**　労働組合員数を適用法規別にみると、一九八三年には労働組合法適

用単一労働組合員数は約九〇七万八〇〇〇人（七二・五％）、地方公務員法適用組合員数が約一九九万人（一五・九％）、公共企業体等労働関係法適用は約九三万五〇〇〇人（七・五％）、国家公務員法適用は約二九万人（二・三％）、地方公営企業労働関係法適用は約二二万七〇〇〇人（一・八％）であった（労働省「昭和五八年労働組合基礎調査報告」第9表参照）。これらの適用法規別組合員数に占める八三年の主要団体別組合員数の比率は、第63表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・四％、中立労連一六・三％、総評一六・一％、新産別〇・七％と、中立労連と総評の順位が前年と入れ替わったが、四団体のいずれにも加盟していないものが五〇・七％を占めている。

公労法、地公労法、国公法、地公法の適用組合員数の大部分は総評加盟であるが、公労法と国公法適用組合員数のそれぞれ一二・〇％と一〇・七％が同盟に属し、また地公労法、国公法、地公法の各適用組合員数のそれぞれ九・六％、九・九％、八・九％が四団体のいずれにも属していない（第63表）。

## 6　都道府県別組織状況

### 都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、筆頭に、大阪の約一〇六万九〇〇〇人、愛知の約七九万八〇〇〇人、兵庫の約五五万六〇〇〇人、北海道の約五四万四〇〇〇人、福岡の約四七万一〇〇〇人がこれにつづいている（第64表）。このうち北海道をのぞく六都府県の組合員数の合計は約五八六万七〇〇〇人で、日本の労働組合員数の四七・三％を占めている。

八三年には前年にくらべて一八都府県で組合員数が増加し、二九道県で減少した。増加数の多かったのは、愛知（約九〇〇〇人増）、神奈川（約八〇〇〇人増）、東京（約六〇〇〇人増）であり、減少数の多かったのは、兵庫（約七〇〇〇人減）、福岡（約五〇〇〇人減）、北海道（約四〇〇〇人減）であった。対前年比で増加率が最大だったのは茨城の一・九％であり、減少率が最大であっ

第63表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　（単一労働組合）（％）

| 主要団体 | 合計 | | 労組法 | | 公労法 | | 地公労法 | | 国公法 | | 地公法 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 82年 | 83年 | 82年 | 83年 | 82年 | 83年 | 82年 | 83年 | 82年 | 83年 | 82年 | 83年 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 総評 | 36.3 | 36.0 | 16.3 | 16.1 | 87.2 | 87.2 | 90.0 | 89.5 | 79.3 | 79.5 | 90.4 | 90.5 |
| 同盟 | 17.5 | 17.5 | 22.5 | 22.4 | 12.0 | 12.0 | 0.9 | 0.9 | 10.2 | 10.7 | 0.6 | 0.6 |
| 新産別 | 0.5 | 0.5 | 0.7 | 0.7 | — | 0.3 | 0.3 | 0.3 | — | — | — | — |
| 中立労連 | 11.5 | 11.8 | 15.9 | 16.3 | — | — | 0.2 | 0.2 | — | — | — | — |
| その他 | 37.4 | 38.7 | 49.1 | 50.7 | 0.8 | 0.5 | 9.1 | 9.6 | 10.5 | 9.9 | 9.1 | 8.9 |

〔備考〕 1）その他とは，労働4団体以外の上部組合への加盟および無加盟の組合員数の合計である
2）第61表の〔備考〕1）参照。
3）労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」による。

第64表　都道府県別労働組合員数(1983年)　　(単位労働組合)

| 都道府県 | 組合員数 | 対前年増減数 | 対前年増減率 | 主要団体別構成比 (%) | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 合計 | 総評 | 同盟 | 新産別 | 中立労連 | その他 |
| | 人 | 人 | % | | | | | | |
| 合計 | 12,410,988 | △ 7,359 | △ 0.1 | 100.0 | 36.1 | 17.6 | 0.5 | 11.8 | 38.7 |
| 北海道 | 543,855 | △ 3,960 | △ 0.7 | 100.0 | 52.8 | 9.2 | 0.0 | 6.8 | 34.5 |
| 青森 | 89,260 | △ 1,656 | △ 1.8 | 100.0 | 55.9 | 16.0 | 0.2 | 4.7 | 27.3 |
| 岩手 | 124,689 | 259 | 0.2 | 100.0 | 54.5 | 12.7 | 0.0 | 8.1 | 29.1 |
| 宮城 | 185,331 | △ 178 | △ 0.1 | 100.0 | 41.1 | 13.3 | 0.1 | 12.6 | 37.8 |
| 秋田 | 114,600 | △ 1,400 | △ 1.2 | 100.0 | 49.3 | 10.3 | 0.1 | 5.3 | 38.9 |
| 山形 | 116,213 | 148 | 0.1 | 100.0 | 41.5 | 13.2 | 1.9 | 19.2 | 27.7 |
| 福島 | 177,048 | △ 1,757 | △ 1.0 | 100.0 | 42.1 | 19.5 | 1.3 | 10.5 | 32.3 |
| 茨城 | 235,194 | 4,278 | 1.9 | 100.0 | 36.7 | 10.3 | 0.1 | 21.3 | 34.5 |
| 栃木 | 176,429 | 712 | 0.4 | 100.0 | 28.2 | 17.9 | 0.0 | 15.6 | 49.5 |
| 群馬 | 169,765 | 1,961 | 1.2 | 100.0 | 35.4 | 11.8 | 1.5 | 14.9 | 41.9 |
| 埼玉 | 349,158 | △ 780 | △ 0.2 | 100.0 | 29.4 | 19.5 | 0.4 | 19.8 | 38.6 |
| 千葉 | 293,341 | 2,727 | 0.9 | 100.0 | 43.4 | 15.5 | 0.2 | 12.9 | 34.1 |
| 東京 | 2,178,861 | 6,446 | 0.3 | 100.0 | 27.6 | 16.6 | 0.6 | 12.8 | 45.5 |
| 神奈川 | 793,812 | 8,154 | 1.0 | 100.0 | 28.9 | 20.3 | 1.1 | 18.0 | 43.0 |
| 新潟 | 233,403 | △ 3,160 | △ 1.3 | 100.0 | 42.4 | 22.2 | 0.7 | 4.7 | 34.9 |
| 富山 | 135,371 | △ 20 | △ 0.0 | 100.0 | 36.3 | 20.3 | 3.8 | 3.7 | 43.9 |
| 石川 | 102,338 | △ 678 | △ 0.7 | 100.0 | 48.3 | 21.4 | — | 5.1 | 28.1 |
| 福井 | 83,466 | 561 | 0.7 | 100.0 | 37.8 | 28.2 | — | 12.0 | 26.8 |
| 山梨 | 58,616 | 450 | 0.8 | 100.0 | 52.1 | 7.9 | 0.2 | 10.3 | 32.8 |
| 長野 | 230,834 | △ 224 | △ 0.1 | 100.0 | 38.6 | 14.5 | 0.2 | 15.1 | 34.8 |
| 岐阜 | 164,612 | △ 1,763 | △ 1.1 | 100.0 | 31.4 | 28.8 | 0.0 | 8.9 | 36.4 |
| 静岡 | 371,009 | 1,896 | 0.5 | 100.0 | 30.4 | 20.2 | 0.5 | 12.0 | 43.4 |
| 愛知 | 797,684 | 8,615 | 1.1 | 100.0 | 26.4 | 17.3 | 0.5 | 7.5 | 53.3 |
| 三重 | 185,634 | △ 61 | △ 0.0 | 100.0 | 35.2 | 15.3 | 0.1 | 16.1 | 35.6 |
| 滋賀 | 116,671 | 1,283 | 1.1 | 100.0 | 28.2 | 21.8 | 1.5 | 17.2 | 35.6 |
| 京都 | 250,803 | 279 | 0.1 | 100.0 | 42.7 | 16.4 | 3.9 | 10.6 | 32.0 |
| 大阪 | 1,069,475 | 2,591 | 0.2 | 100.0 | 35.0 | 21.2 | 0.2 | 11.8 | 35.4 |
| 兵庫 | 556,389 | △ 7,398 | △ 1.3 | 100.0 | 40.4 | 20.8 | 0.0 | 13.1 | 28.9 |
| 奈良 | 79,084 | 912 | 1.2 | 100.0 | 47.7 | 10.6 | — | 18.5 | 26.0 |
| 和歌山 | 89,011 | △ 2,191 | △ 2.4 | 100.0 | 53.8 | 15.6 | — | 7.2 | 27.5 |
| 鳥取 | 55,814 | △ 334 | △ 0.6 | 100.0 | 48.9 | 13.8 | 0.0 | 5.6 | 35.0 |
| 島根 | 68,910 | △ 1,166 | △ 1.7 | 100.0 | 44.5 | 22.4 | 0.0 | 4.4 | 32.0 |
| 岡山 | 198,928 | △ 1,069 | △ 0.5 | 100.0 | 35.3 | 26.6 | 0.2 | 11.4 | 32.7 |
| 広島 | 332,944 | △ 2,890 | △ 0.9 | 100.0 | 33.8 | 19.9 | — | 8.6 | 40.6 |
| 山口 | 158,681 | △ 2,687 | △ 1.7 | 100.0 | 40.7 | 17.3 | 1.6 | 14.9 | 33.0 |
| 徳島 | 72,571 | 1,206 | 1.7 | 100.0 | 39.7 | 15.0 | — | 17.0 | 32.2 |
| 香川 | 94,269 | △ 1,197 | △ 1.3 | 100.0 | 33.8 | 15.6 | 0.0 | 12.2 | 43.2 |
| 愛媛 | 112,344 | △ 2,463 | △ 2.1 | 100.0 | 34.9 | 23.4 | 0.0 | 10.5 | 34.8 |
| 高知 | 69,495 | △ 1,846 | △ 2.6 | 100.0 | 45.4 | 13.2 | 0.0 | 11.4 | 33.5 |
| 福岡 | 470,587 | △ 5,451 | △ 1.1 | 100.0 | 39.6 | 11.8 | — | 9.4 | 44.1 |
| 佐賀 | 78,746 | △ 857 | △ 1.1 | 100.0 | 34.2 | 14.0 | — | 14.5 | 40.3 |
| 長崎 | 122,549 | △ 685 | △ 0.6 | 100.0 | 36.8 | 29.6 | 0.2 | 11.1 | 25.0 |
| 熊本 | 126,212 | △ 463 | △ 0.4 | 100.0 | 47.7 | 19.2 | — | 7.1 | 28.6 |
| 大分 | 102,987 | 5 | 0.0 | 100.0 | 51.8 | 11.6 | 0.1 | 8.9 | 30.7 |
| 宮崎 | 88,218 | △ 1,460 | △ 1.6 | 100.0 | 40.8 | 32.1 | 0.3 | 5.8 | 24.7 |
| 鹿児島 | 114,687 | △ 1,630 | △ 1.4 | 100.0 | 46.8 | 13.9 | — | 4.7 | 37.3 |
| 沖縄 | 71,090 | △ 418 | △ 0.6 | 100.0 | 67.4 | 11.6 | — | 6.9 | 17.2 |

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
3)　労働省「昭和58年労働組合基礎調査報告」による。

たのは高知の二・六%であった（第64表）。

**四団体の都道府県別組織状況**　都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数の比率をみると、すべての都道府県で総評の占める比率が最大であるが、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、広島、香川、福岡、佐賀の一六都府県では四団体のいずれにも加盟しないものが最大比率を占めている。また総評は北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、大分、沖縄の七道県で五〇%以上を占め、これらをふくめて四一府県で三〇%以上を占めているが、同盟が三〇%以上を占めているのは宮崎（三二・一%）一県のみであり、中立労連は茨城で二一・三%を占めているのが最高である（第64表）。

## 2　組織運動

### 1　産業別組織の動向

**電工労連の結成**　八二年九月以来すすめられてきた電工労連結成への動きは、同年一〇月一六日の日電工労連、電工同盟、中電工事労組による結成準備委員会の発足により本格化し、八三年九月二二日、熱海市後楽園ホテルにおいて結成大会を開催した。同労連には、日電工労連、電工同盟、中電工事労組の傘下一一単産、三万七九九六人が加盟。会長・横山実（日電工労連）、書記長・飯田兼敏（日電工労連）。

**機械金属労働組合会議の結成**　八一年一〇月、金属産業労働組合連絡会議や機械金属労働組合懇談会など機械金属関係の大手組合を中心に、三三組合が参加して発足した機械金属労働組合連絡会は、その組織を発展的に解消し、新たに機械金属労働組合会議（機労会議）を結成することとし、八三年一〇月二一日、東京の池之端文化センターで結成総会がひらかれた。同会議の組織人員は、三五組合、一〇万二九五二人。高橋議長（全新潟鉄工）、井上事務局長（島津製作所）。また、機労会議参加組合は、つぎのとおりである。

（全国金属傘下組合）
井関農機、荏原製作所、大阪機工、オリンパス、シチズン時計、精工舎、大同工業、帝国ピストンリング、豊田工機、豊田自動織機、ヤンマー神崎、横河北辰電機

（全金同盟傘下組合）
ダイキン工業、日本製鋼所

（同盟傘下）
小松製作所

（全機金傘下）
遠州製作、近畿車輌、全津上、日本精工、日本飛行機、不二越、豊和工業、三菱化工機

（新産別京滋地連）

島津製作所
（無所属組合）
愛知時計電機、大隈鉄工、光洋精工、全新潟鉄工、帝人製機、東芝機械、日本エアーブレーキ、日本工具、阪神内燃機、日立精機、ヤンマー滋賀

**全日本教職員連盟の結成**　日本教職員連盟（日教連）と日本新教職員組合連合（新教組）は、八二年六月三〇日に新組織結成準備委員会を発足させ協議を重ねてきたが、八三年二月二六日、全日本教職員連盟（全日教連）として統一・結成となった。組織人員約六万五〇〇〇人。委員長・川崎哲夫、事務局長・山本豊。

**印刷労協と印刷関連労協の結成**　大日本、凸版、共同、図書、日写の印刷大手五労組は、全国印刷労組協を八二年秋に発足させるために準備をすすめてきたが、大日本印刷労組が八二年一月に参加辞退の意向を示し、さらに七月の同労組大会でその態度を正式決定したため、全国印刷労協の結成は見送られた。その後、図書印刷労組と日本写真労組の二労組も、同趣旨で全国印刷労協への不参加を決定した。

このため凸版印刷労組と共同印刷労組は、中堅労組に呼びかけて、八三年一月二五日に全国印刷労協準備会を凸版、共同、三浦、細川新、印書館新、東書印の六労組で結成、数次にわたる準備会を経、一般同盟などの参加も得て、一二月二〇日、全日本印刷産業労働組合協議会（印刷労協）結成総会をひらいた。参加組合は一〇一単組、一万六六〇〇人、加藤議長（凸版印刷労組）、白石事務局長（共同印刷労組）。

また大日本、図書、日写の大手三労組は、さきに全国印刷関連労組会議を発足させていたが、八四年二月二六日に名称を全国印刷関連労組協議会（印刷関連労協）と改めて、協議体として再発足することになった。組織人員二七単組、約一万五〇〇〇人。議長・鈴木大日本印刷労組副委員長。

**紙パ労協結成をめぐる動き**　紙パ労連（総評）と紙パ総連合（同盟）は、八〇年いらい政策協議や賃金闘争での共同行動などを積み重ねてきたが、八二年一二月の全民労協結成時に紙パ総連合が、八三年三月に紙パ労連が全民労協に加盟したことを契機に戦線統一の気運が高まり、八三年の両組織の大会での討議を経て、一〇月二〇日には純中立の組合もふくめて紙パ労協結成準備会が発足した。準備会参加組合は、紙パ労連、紙パ総連合、山陽国策パルプ労組、興人労組、日本加工製紙労組の計六万三〇〇〇人である。

八四年五月の準備会では、活動指針、運営要綱、財政・予算、役員などが大筋で合意され、一〇月一五日発足が決定された。

**たばこ共闘の総評加盟**　たばこ共闘（約三万四〇〇〇人）は、七四年に全専売（総評加盟、約三万人）を中心に配送およびフィルター製造の労組を結集し、将来の産業別組織への発展を展望して結成されたものであるが、八三年一〇月五日の定期総会で、「たばこ労働者をとりまく厳しい内外情勢のなかで、雇用と生活の不安がたかまっており、たばこ労働者の産業ぐるみの対応、総労働の体制確立が求められている」として「組織の拡大・強化と産業別組織への検討をすすめる一環として総評へ一括加盟する」ことを決定、一一月一日加盟が承認された。

### 労働者供給事業関連労組協議会の結成

協議会（労供労組協）が結成された。全港湾、自運労（以上総評傘下）、映演総連（中立労連傘下）、日本音楽家ユニオン（純中立）など一四組織三八万五〇〇〇人。

### 全国一般の全民労協参加問題

全民労協への加盟をめぐって内部は、七月三一日～八月二日にひらかれた第三四回定期大会において、「全民労協参加」方針を運動方針の他の部分と切り離して採決した結果、賛成五六、反対四五、保留五と賛成が過半数に達せず、否決された。この結果、執行部は総辞職し、臨時大会にて新執行部を選出することになった。

全民労協参加に反対して、八二年八月に東京・京都・高知など七地本によって結成された基本構想反対、準備会・協議会不参加、一般産業・中小企業労働組合全国連絡会準備会（一般・中小連絡会準備会）は、大会終了後一般・中小連絡会を正式発足させ、独自の行動を強めることを申しあわせた。

臨時大会は一〇月二九日大阪で開催されることになったが、当日役員選考委員会で現体制留任をめぐって紛糾し、反主流、非主流代議員が議場に入らず、流会におわった。

### 全逓における組織問題

全逓は、「機関決定無視」（支部執行委員会の決定として、政治闘争資金一〇〇〇円の臨時組合費を徴収せず撤回を求めた）、「組合員の選挙妨害」（支部執行部判断で第三七回定期大会代議員選挙を公示しなかった）を理由として、八三年八月に東京・中野、京橋の二支部を「支部執行停止」処分にした。中野支部の支部長ほか五六人の組合員は、全逓大会前日の八月二九日、本部に脱退届を提出したが、大会は「いわゆる〝あり方懇〟に属する一部グループの暴挙を糾弾する緊急特別決議」を採択するとともに中野支部五名の除名を決定した。

一方、八二年六月一二日に東京・練馬、石神井局を中心に元全逓組合員五一人によって結成された郵政産業労働組合（郵産労）は、八三年八月の臨時大会で「全国的な組織とする」方針をかかげ活動してきたが、その後全国一二支部、一〇〇〇余人の組織に発展、八四年二月二四～二六日、初の全国大会ともいえる第三回臨時大会を東京・文京区民センターで開催した。大会には、東京中央郵便局労組（八三年一一月結成）の松本委員長が出席し、「将来、全国産別組織への道を探るなかで統一したい」とあいさつした。

### 自治労の特別調査組合指定問題

自治労大阪府本部では、衛都連（統一労組懇系二四単組で構成）加盟の二〇単組とその他三単組、計二三単組で会費の一部未納のため大阪府本部全体が自治労大会の代議員資格を得られない状況にあった。八三年自治労大会を前に、府本部は七月五日の執行委員会で、会費未完納二三組合の府本部大会代議員資格のはく奪を決定したうえで、七月一九日に臨時大会をひらき、衛都連傘下一七単組とその他三単組、計二〇単組について、特別調査組合とするよう本部に申請する、との議案を可決した。これをうけて自治労は、八月二四～二七日の定期大会で代議員九五七人中反対一八七人で、申請どおりに特別調査組合指定を決定、これにより大阪府本部は、会費納入人員が当該単組の分だけ自動的に削減されて「会費完納」となっ

たため、代議員資格を得ることができた。

衛都連は、六月二三日、会費未完納組合の府本部大会代議員資格はく奪にたいして、「暗黒裁判のファッショ的なもの」と抗議声明を発表した。統一労組懇は、七月二〇日に大阪で集会を開催し、そのなかで一法衛都連委員長が、衛都連への不当な弾圧に抗議するとともに階級的ナショナルセンターの確立に向けての決意を表明した。自治労大会では、二〇単組の特調組合指定の決定にたいし、大阪府職労および京都、愛知など五府県本部が連名で抗議の共同声明を発表した。

## 2 「労働戦線統一」の動き

### 全民労協の連合体移行問題

八二年一二月一四日、四一単産、四二九万人によって結成された全民労協は、その後、八三年三月に八単産が参加した（本年鑑54集一九九～二〇〇頁参照）。さらに、八月の第九回代表者会議で全民労（同盟）の加盟を、一〇月一四日の第一一回代表者会議で炭労、全造船機械、ホテル労連（以上総評）、全国自労連合会（純中立）の四単産の加盟を承認した。これで全民労協の組織勢力は五四単産、四八四万人となり、当初予想されていたほとんどの組合の加盟が実現した。

こうした段階で、つぎのステップとして全民労協の連合体移行問題が登場、八月二三日の全民労協三役会議で、「現在の協議会組織の体制から連合会組織に発足させる目途を一九八五年に置き、労働界全体の統一の展望とあわせ、『基本構想』をはじめとする条件整備や環境づくりを精力的にすすめる」とする「全民労協の活動の基調について」が、事務局長提案というかたちで提起された。

これにたいし同盟は、八月二三日の幹事組合代表者会議で、連合体移行時期の明示については削除を求めることを決定、総評も八月二六日の全民労協参加一三単産会議で、連合体移行時期は明示すべきでない旨確認した。

九月一〇日の全民労協三役会議では、総評、同盟側から強い反対意見がだされ、時期尚早論が大勢を占めたため、「連合会組織に発展させる目途を一九八五年に置き」の部分を「さらに前進をはかるため」との表現に差しかえることを確認、一〇月一四日の代表者会議で最終決定された。

### 全民労協第二回総会

全民労協は、一一月二日、第二回総会をひらいた。連合体移行問題をさきにみたような形で棚上げにしたうえで、「八四年度中に組織人員五〇〇万人台を実現し、八五年度中に六〇〇万人をめざす」との方針を確認した。このために加盟方針を改め、正式加盟（産別組織を原則とする）のほかに、組織の事情によってただちに加盟できない産別組織のオブザーバー加盟制度（出席・発言はできるが議決権はもたない）と友好組織制度（産別以外の組織で、諸行事参加や資料配布をうけることができる）を設けることになった。

また、全民労協の地方組織問題については、総評・同盟側の強い抵抗を考慮して、全国ネットワークとして九ブロックに「地域連絡会」を設置するとの方針が決定され、八四年三月に実施された。

### 官公労の統一・再編をめぐる動向

八二年七月の大会で、「公企体労組懇談会」設置を提唱し、官公労の戦線統一に意欲を燃やす全電通は、八三年八月二三～二五日の第三六回定期大会では、また新たな構想を発表した。それは、「①全民労協と同様、官公労においても新しいゆるやかな労戦統一のための協議体を早期に結成するよう努める、②そのため、各組合がナショナルセンターの違いを超え、共通する課題で可能な共同行動を積み上げていく、③全民労協官公版ができた暁には、ナショナルセンターとの有機的な連帯を保ちつつ、全民労協とブリッジを結び、官民の可能な共闘を積み上げていき、条件が整った段階で官民一体のナショナルセンターをつくりあげ、全的統一を実現する」（委員長あいさつ）、「官公労働者の結集のため、共通の話し合いの場を作ることとし、官公労働問題懇話会（仮称）のようなゆるやかな組織を設置する」（書記長提案説明）とするものであった。今回の「官公労懇」は、さきの「公企労懇」が公企体労組のみを対象にするものであったのにたいし、公務員をふくめた構想となっていた。つづいて、八四年の全電通新年旗開きの席上、山岸委員長は「八五年末までに官公労結集の基本構想的な青写真をつくり、遅くとも八六年秋ごろまでにゆるやかな準備会を発足させる」との具体的スケジュールを示した。

これにたいし、国労は「全電通の構想は、全民労協路線を官公労に持ち込むものだ。統一懇談会には賛成できない」（武藤書記長、国労大会方針提案）と真っ向から反対。動労、全逓、自治労、日教組なども実質的に反対の姿勢をとっている。同盟系でも鉄労が、「国労の全国大会で、全電通委員長の提唱を右翼再編とか、たたかわない労戦統一の官公版であるなどと批判していることにみられるように、基本路線の違いを無視して共同行動も労戦統一もできるものではない」（辻本委員長、鉄労大会あいさつ）として、否定的な姿勢をみせている。

総評は、八三年七月二五～二八日開催の定期大会で、労戦統一のつぎの課題が全的統一へのステップをふみだすことであるとの認識のうえに、官公労の統一問題については、「総評、同盟、新産別の官公労働者の共通課題での共同闘争をすすめるとともに、話し合いの場を設定する」との方針を決定していたが、全電通の提起にたいして真柄総評事務局長は、これを積極的に受けとめつつ、内部での討論や共同行動をすすめ「雰囲気が醸成するのをみながら、総評としての提起をおこないたい」（全電通大会あいさつ）との考えを表明した。その後、九月一一日の総評拡評は、労戦対策委員会に官公労問題小委員会の設置を決めた。

だが、官公労の多くは組織的に競合・対立しているという現状からしても、また、労戦統一にたいする路線上の差異の大きさ、すなわち、総評系官公労組の多くは、①五項目堅持、②たたかう労働戦線の統一などをめざしているのにたいし、同盟傘下の全官公系組合は、基本構想にもとづく全民労協型統一をめざしている、というこ とからしても、さらに、全電通そのものが電々公社の経営形態変更にともなって民間移行することが確実視されていることからも、官公部門の労戦統一にはなお複雑な行程が予想される。

### 総評三顧問と労研センターの動向

岩井・太田・市川の総評三顧問が中心となり八二年三月一日に発足した「労働問題研究センター」*は、その後、月刊誌「ろう

けん」の発行や活動家の交流などの活動を展開するほか、総評運動方針への提言を発表してきた。地方組織は、京都、大阪、長野、東京、北海道、静岡、愛知に労研センターが誕生し、千葉、兵庫、神奈川、新潟、四国、福岡などでも結成準備がすすめられており、会員は当初目標の一〇〇〇人にわずかに欠ける数になった。

＊ 設立目的・方針などについては、本年鑑54集二〇〇頁参照。

八四年六月二日、東京・国労会館で開催された第二回総会では、冒頭あいさつに立った太田顧問が、「このままの労研センターでは左に幻想を与えることになる。このあいさつが労研センターの皆さんにたいする最後のことばになるかもしれない」と、労研センターの活動のあり方に疑問を呈したのが注目されたが、八四年度の活動の重点として、①全民労協を母体とするいかなる統一の話し合いも拒否する姿勢を官公労に確立する、②全民労協の連合体移行に反対し、民間組織の総評脱退を阻止する、③地域活動の方針を発展させ、全民労協の介入、組織攻撃に対応する、④総評が差別されている労働者・勤労者の利益を守るようにする、などが決められた。

一方、総評に未来はないとする統一労組懇などの活動については「同意しない」との立場を一貫させるとともに、「総評労働運動の階級的再生を通じて日本労働運動の強化をめざす共通の認識に立つことを求め、その前提に立って、運動の大目標で一致する諸勢力については共通課題での共闘をすすめる」との方針が確認された。

### 統一労組懇と「あり方懇」の動向

八三年七月三一日～八月一日開催された統一労組懇の年次総会は、「全民労協は戦前の産業報国会である」と規定し、「全民労協は、自粛要求ですら実現していない」と批判、「三原則（資本からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく階級的ナショナルセンターをめざし、統一労組懇の強化・拡大が急務」と、ナショナルセンター化を一段と鮮明にした。

同時に、「全民労協不参加または批判的態度をとっている単産、各産業別あり方懇、金属機械全国労組連絡会、その他の連絡協などと右翼再編に反対する数百万人の結集をはかる『右翼再編反対、全国労働者・労働組合連絡会』（仮称）を検討する時期にきている」として、階級的ナショナルセンターを展望した「労組大連合」にとりくむとの方針を決定した。

なお、総会では、こうした方針をふまえ、常任代表委員を三人増やして一一人に、代表委員も三人増の二五人とし組織体制の強化がはかられた。

地方では、大阪において九月五日、大阪統一労組懇民間部門、「基本構想」に反対するマスコミ労組・労働者の会、化学労働者の統一を考える会、全金融労働組合大阪連絡協議会、右翼労戦不参加金属機械労働組合大阪地方連絡会の五団体により、「大阪民間労組共同行動連絡会議」が結成された。

八四春闘においても、統一労組懇は「春闘方針構想」を打ち出し、「健保改悪阻止」の政策要求で初の統一ストを打つなど独自の運動を強めている。

## 3　労働組合の組織、組合員、役員職員、財政、活動課題

〔資　料〕　最近実施された労働組合に関する調査から、組合の組織や財政などの実態を調べると以下のようになる。検討する調査は、①アジア社会問題研究所「労働組合費動向調査」（〈ア〉と略記）、②労働省「労働組合実態調査」〈労〉、③労働協約実態調査」〈協〉、④日本生産性本部「ホワイトカラー化が労使関係に与える影響に関する調査」〈ホ〉、⑤日本生産性本部「構造変化が労使関係に与える影響に関する調査」〈生〉の五つの調査*である。以下では、それぞれの調査について略記によって示す。

**組合の組織**　組合員の範囲は、常用労働者を中心としたものであり、パートタイマーや定年退職者を組合員としているものは少数である〈労〉（第65表）。

ユニオン・ショップ協定を有する組合は、〈労〉六四・五%、〈協〉五九%であり、組合員規模が大きいほど割合が高く、三〇〇人以上では八割を、一〇〇〇人以上では九割を超える〈労〉。ユニオン・ショップ協定を有する組合について、組合に加入しないもの（未加入者）や組合を脱退したもの（脱退者）、さらには、組合を除名されたもの（被除名者）にたいする取り扱いを調べると、「解雇する」が二一%から三七%、「原則として解雇する」が二一%から二九%、

**第65表**　労働者の区分別組織化のとりくみ方（調査組合計）　(%)

| 区分 | 該当労働者がいる＝100.0 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 組合員としている | 小計 | 組合員としていない（M.A.） | | | |
| | | | 準組合員としている | 組織化の方向で努力している | 連携組織をとっている | 特別にとりくみはしていない |
| 常用労働者 | 99.9 | 0.1 | — | — | — | 0.1 |
| 使用者の利益代表者に該当しない管理職・専門職 | 23.0 | 77.0 | 1.7 | 3.9 | 2.0 | 69.4 |
| 臨時労働者 | 4.8 | 95.2 | 2.5 | 7.3 | 3.4 | 82.0 |
| パートタイム労働者 | 4.0 | 96.0 | 1.4 | 9.6 | 2.5 | 82.5 |
| 定年退職者 | 8.7 | 91.3 | 3.0 | 3.5 | 3.6 | 81.2 |
| 関連企業への出向者 | 67.8 | 32.2 | 2.7 | 2.3 | 2.3 | 24.8 |
| 関連企業からの出向者 | 16.0 | 84.0 | 2.5 | 1.0 | 5.1 | 75.3 |
| 下請企業等の労働者 | 0.6 | 99.4 | 0.4 | 3.1 | 6.8 | 89.1 |
| その他 | 15.9 | 84.1 | 8.8 | 4.4 | 1.9 | 69.0 |

〔備考〕　労働省「昭和58年労働組合実態調査結果の概要」1984年3月による。

で、「取り扱いについて定めなし」は一八%から四六%で、未加入者のばあい、とくに後者の比率が高い〈協〉。ただし、ユニオン・ショップ協定を有する組合におけるユニオン・シップ協定を有する組合における過去三年間の解雇事例はきわめて少ない〈協〉。

同一事業所内に別の組合を有する組合（複数組合比率）は、〈労〉一二・六%、〈協〉一〇・〇%と一割ほどである。産業別では電気・ガス・水道・熱供給業（三五・二%）、鉱業（三一・七%）、金融・保険業、不動産業（二七・七%）に、また組合員規模では一〇〇～四九九人規模にやや多い（一五・一%）〈労〉。

### 組合員数の変動と組織化政策

八〇年六月にくらべ（調査時点の三年前）「組合員が減少した」組合が四二・〇%を占め、「変わらない」が二五・七%で、「増加した」は三一・九%にとどまった。減少理由は、採用の手控え（四七・九%）や定年組合員の組合からの脱退（三二・四%）が指摘されている〈労〉。労働組合基本調査によって推定組織率をみると、七五年以降減少をつづけ、八三年には二九・七%と三割を切っている。労働組合自身もこうした事態について、「労働組合全体としての発言力が低下するので問題である」と認識している組合が多く、「自組合に影響がなければとくに問題と考えない」ものは少ない〈生〉（第2図）。この事実認識からすれば、当然ながら組合自身の組織化努力が問われねばならない。しかし、前掲の第65表にみられるように、組合の組織化努力はきわめて弱い。パートタイマー、臨時労働者、定年退職者、下請企業労働者などの組織化はほとんど手つかずのままである〈労〉。当該企業の常用雇用者を中心とする現状の組織化実態は、揺るぎそうもない。たとえば、パートや派遣労働者にたいするとりくみを調べると、何もしない組合が多数というわけではないが、これらの労働者を組合員として組織化したり、その活用を規制しようとする姿勢は弱い〈生〉。マクロの事実認識が具体的な行動に結びついていないといえる。

**第2図**　日本全体の雇用労働者の組織率低下についての考え方

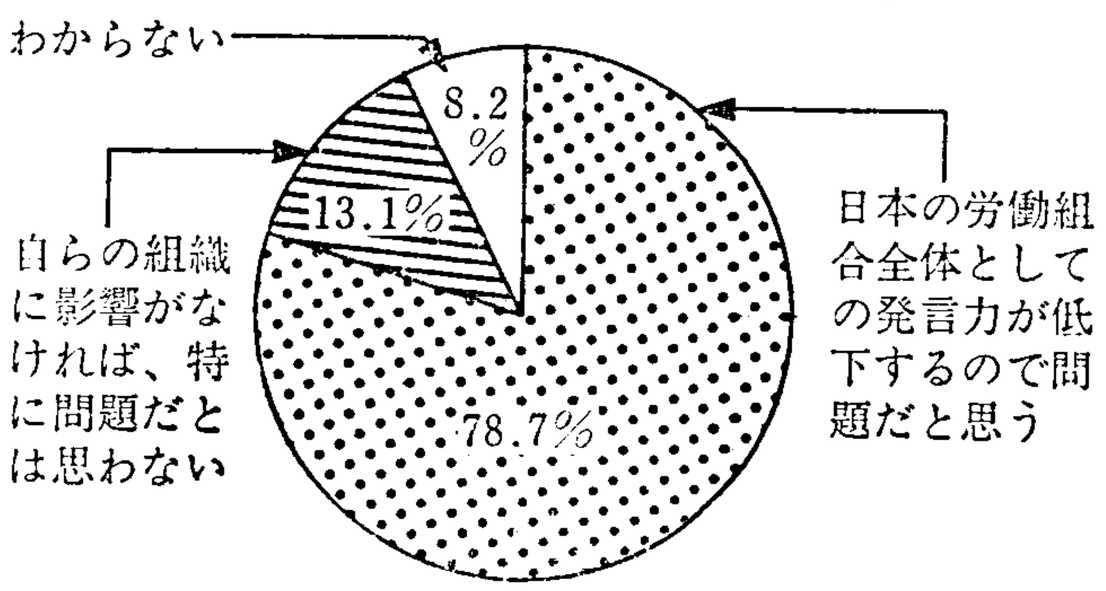


〔備考〕　日本生産性本部調査報告「構造変化が労使関係に与える影響」1984年3月。

### 組合員と役職員の性格

組合員の平均年齢は、三五～三九歳が三一・九%ともっとも多く、これに三〇～三四歳が三〇・三%でつづいている〈労〉。

製造業に組織された労働組合の組合員の属性をみると、生産工程従事者の減少と、技術・設計従事者、営業・販売従事者の増加が認められる。同時に、組合員の高学歴化が進展している。さらに、組合員のホワイトカラー化と高学歴化の進展が、今後ますます強まるとユニオン・リーダーは予想している〈ホ〉。日本の産業構造は急速にサービス経済化しているが、この動きは製造業内部にも及び（製造業のサービス化）、これまで労働組合の中核をなしていた製造業のブルーカラーを減少させ、他方、ホワイトカラーの比重を高めつ

つあり、このことは、労働組合の運営や労使関係に少なからず変化をもたらすと予想される〈ホ〉。

一組合の平均執行委員数は九・七人で、男子八・六人（八八・六%）、女子一・一人（一一・四%）となる。執行委員の年齢構成は、三〇～三四歳が二六・八%、三〇歳未満二三・七%、三五～三九歳二一・六%と四〇歳未満が七割を占める。

組合員規模別執行委員数は、五〇〇〇人以上一六・一人、一〇〇〇～四九九九人一七・〇人、五〇〇～九九九人一三・三人、三〇〇～四九九人一二・三人、一〇〇～二九九人一〇・七人、三〇～九九人七・九人となる〈労〉。

執行委員九・七人のうち、専従者は〇・五人（在籍専従者〇・四人、非在籍専従者〇・一人）で、非専従者が九・二人である。組合規模が大きくなるほど、専従者のいる組合の割合と執行委員に占める専従者の割合が高くなる。執行委員のうち、在籍専従者がいる組合は、〈労〉一三・〇%、〈協〉一一・〇%で、企業規模が大きいほど在籍専従者が置かれている組合が多い〈労〉。五〇〇〇人以上の組合では八六・六%の組合に専従者がいるが、三〇〇から四九九人規模では三四・一%と減少する。

書記のいる組合は、〈労〉一七・四%（専従書記）、〈協〉三四・〇%（書記）、九・〇%（在籍専従書記）で、組合規模が大きくなるほど専従書記を有する組合が多い〈労〉。

### 組合費

組合費の徴収方法は、チェックオフ制度によるものがほとんどである（〈ア〉九四%、〈労〉九一・七%、〈協〉八五・〇%）。三〇人から九九人の小規模組合では、直接徴収もみられる（〈労〉一〇・五%）。組合費の徴収基準は、定率方式四七・四%、定額と定率方式の併用三〇・〇%、定額方式二〇・〇%となる〈労〉。組合員一人当たりの組合費は、推計月額平均三二八五円〈ア〉、平均値二九七四円、中央値二六九九円〈労〉で、組合費の賃金にたいする比率は推計一・六七%〈ア〉、定率方式では中央値で基本給の一・七%〈労〉である。毎月の組合費のほかに臨時の組合費を徴収している組合も多い（一時金からの組合費徴収四八・四%、臨時カンパ三一・二%〈ア〉、臨時徴収組合費あり四〇・二%、うち臨時給与時の徴収あり六五・八%〈労〉）。臨時徴収組合費をふくめると、組合費の対賃金比率は二%を超えることになろう。

第66表　9年間の組合費動向

| 年度＼項目 | 1人当たり組合費／月額 | 対賃金比率 | 2年間の増額分 |
|---|---|---|---|
| 1975年度 | 1,884 円 | 1.5 % | |
| 1977 | 2,437 円 | 1.6 % | 553 円 |
| 1979 | 3,014 円 | 1.83% | 577 円 |
| 1981 | 3,181 円 | 1.73% | 167 円 |
| 1983 | 3,285 円 | 1.67% | 104 円 |

〔備考〕　アジア社会問題研究所『昭和58年度および9年間の労働組合費動向』1983年12月による。

過去九年間の組合費の推移を第66表でみると、絶対額は増加しているものの、七九年をピークとして、その後は増加額と対賃金比率の両者とも低下している〈ア〉。賃金の伸び率や消費者物価の伸びにくらべても、組合費の伸びは低いといえる。組合費の伸び率が低下している一つの理由は、賃金の伸びが低くなっているため、組合員にとって組合費負担

## 第3図　組合活動の重点事項　M. A.

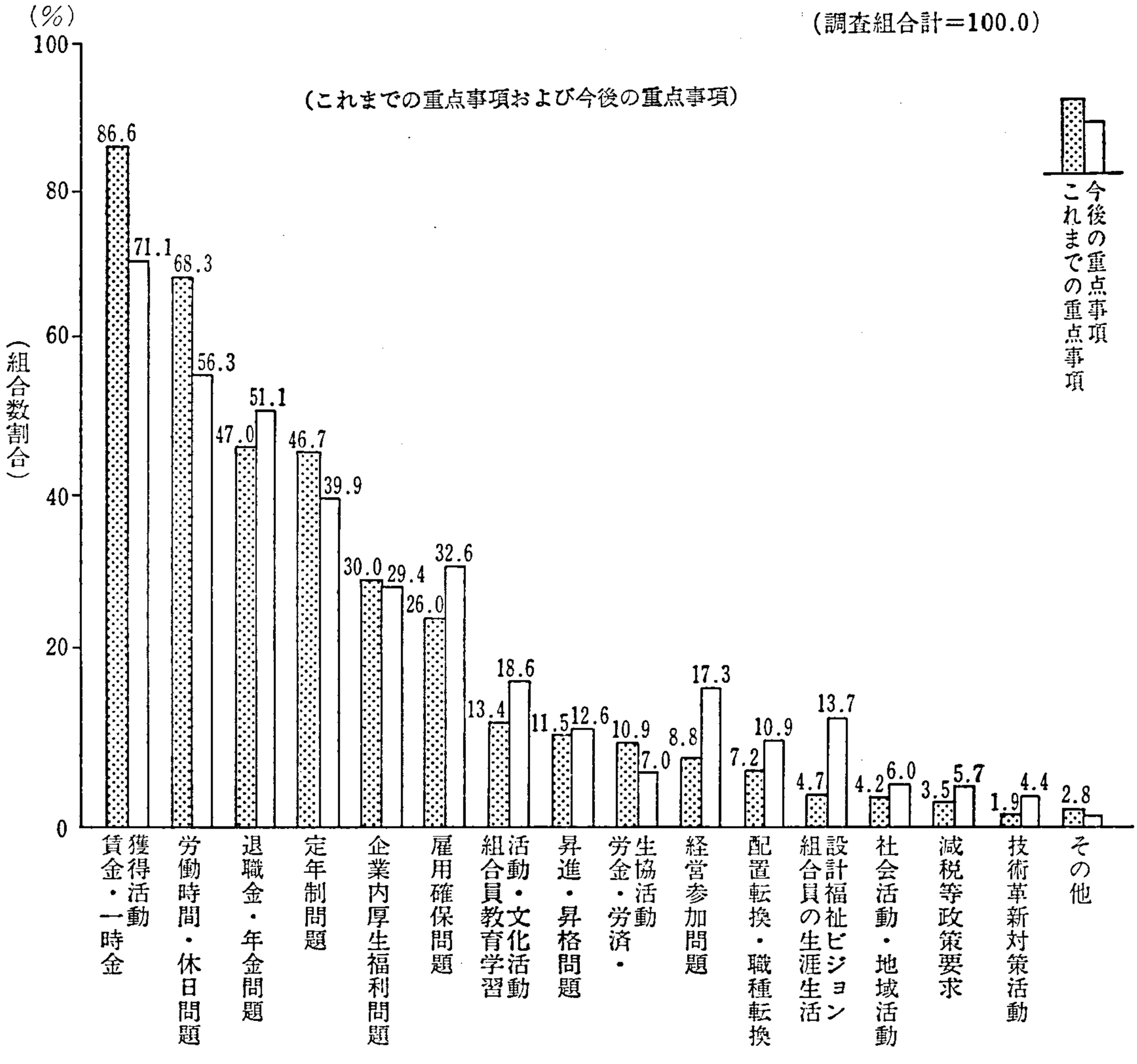


〔備考〕 1)　4項目までの重複回答。

2)　労働省「昭和58年労働組合実態調査結果の概要」1984年3月による。

がきつく感じられるようになり、組合としても、組合費の値上げが難しくなっていることがあろう。組合費の伸びが停滞していることは、とりわけ組合員が減少している組合にとって危機ともいえる。組織化努力とともに、組織構造や組織運営の改善による財政支出の効率化が組合に求められているといえる。

**組合費の支出**　組合の年度予算に占める支出項目の平均比率は、「活動費」が五一・八%でもっとも多く、これに、「団体費（上納金をふくむ）」一七・四%、「人件費」一二・八%、「その他」一八・一%がつづいている。「人件費」の割合は、組合規模が大きくなるほど高まる〈労〉。これは、組合員規模が大きくなるほど、役職員の専従比率が高くなることによる。

**組合活動の重点項目**　組合活動のこれまでの重点項目を調べると、「賃金・一時金の獲得」（八六・六%）、「労働時間・休日問題」（八八・三%）、「退職金・年金問題」（六〇%）、「定年制問題」（四六・七%）が上位に指摘されている。

今後の活動課題の重点項目を調べると、これまでの活動の重点にあげられた項目が同じく上位にあげられているものの、活動の重点の置き方に変化がみられる。「賃金・一時金の獲得」、「労働時間・休日問題」、「定年制問題」が上位にあげられているが、そのウェイトは低下し、他方、「組合員の生涯生活設計ビジョン」（十九・〇ポイント）、「経営参加問題」（十八・五ポイント）、「雇用確保問題」（十六・六ポイント）、「組合員教育学習活動・文化活動」（十五・二ポイント）が増加している〈労〉（第3図）。今後の活動課題の重点を、組合規模別にみると、三〇人から三九九人規模の組合では、「定年制問題」、「退職金・年金問題」、「賃金・一時金の獲得」の指摘率が大きく、他方、一〇〇〇人以上の組合では、「経営参加問題」と「組合員の生涯生活設計ビジョン」の指摘率が高くなっている。大規模組合では、組合活動の重点が賃金や労働時間のみならず、経営参加や組合員の生涯生活設計などへと広がりつつあるといえる。

＊　ⓐアジア社会問題研究所「労働組合費動向調査」
調査時期　一九八三年七月―九月。
調査対象　民間一五単産、約四七九九組合の約二八二万人。
ⓑ労働省「労働組合実態調査」
調査時期　一九八三年六月三〇日現在。
調査対象　九大産業に組織された組合員規模三〇人以上の民営企業における単位労働組合約五三〇〇組合。
ⓒ労働省「労働協約実態調査」
調査時期　一九八三年七月―八月。
調査対象　労働組合法のみの適用を受け企業別の組織形態をとっている単位組合のうち三〇分の一の抽出率で任意に抽出した一八〇二の労働組合とこれに対応する使用者。
ⓓ日本生産性本部「ホワイトカラー化が労使関係に与える影響」
調査時期　一九八二年九月―一〇月。
調査対象　従業員規模五〇〇人以上の企業に組織された労働組合一五〇〇組合を対象とし、有効回答組合一九七の結果。
ⓔ日本生産性本部「構造変化が労使関係に与える影響に関する調査」
調査時期　一九八三年一〇月―一一月。
調査対象　上場企業で従業員規模三〇〇人以上の組合リーダー四〇三人を対象とし、一二二の有効回答の結果。
なお、労働省の調査（ⓑⓒ）は、本報告書が本稿執筆時点までに発表されていないため速報を利用した。

【参考資料】　(1)労働省「昭和五八年労働組合基礎調査報告」、(2)総評第六九回定期大会資料、(3)同盟第二〇回定期大会資料、(4)『総評新聞』、(6)『同盟新聞』、(5)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(7)日本労働協会『労働運動白書』昭和五八年版

# II 労働組合の大会

概要□総評の大会――総評第六九回定期大会
大会：総評第七〇回臨時大会／同盟第二〇回定期
協、金属労協、統一労組懇の大会――中立労
連第一〇回定期大会：新産別第三六回定期大
会：総連合第六回総会：全民労協第二回総会
／金属労協第二二回定期大会：統一労組懇総
会：主要労組の大会――電機労連第三一回定
期／私鉄総連第四八回定期／全国一般第三四
回定期／全国一般第三五回臨時／全国一般第
三六回臨時／国労第四五回定期／全電通第三
六回定期／自治労第四四回定期／造船重機労
連第一四回年次／全国金属第五二回定期／全
逓第三七回定期／日教組第五八回定期／ゼン
セン同盟第三九回定期／鉄鋼労連第六九回定
期／日教組第六〇回定期

## 概要

一、総評第六九回定期大会は、国民春闘再構築が議論のひとつの中心となり、「全民労協を基軸とする大胆な賃金闘争の組織化」というように、全民労協主導の春闘構想がはじめて打ち出された。また、労働戦線統一問題については、全的統一（労働戦線統一の実現）をめざし、さらに統一運動を推進するとともに、官公部門の労働組合の共闘拡大と統一に向けた積極的協議を開始することを決定した。なお、八二年に提起された、「労働戦線統一綱領」草案は、さらに一年間の討議続行が決まった。

一、第七〇回臨時大会では、①額で一万八〇〇〇円、率で七%以上の賃上げ要求実現、②健保・年金改悪阻止をめざす官民一体の統一ストライキを軸とした八四年春闘方針を決定した。

一、同盟第二〇回定期大会は、「転換のとき、参加による改革」を副題とした八四―八五年度運動方針を決定した。大会では、八四春闘のとりくみについて、全民労協を軸とした民間主導の立場から、梯団方式をかまえ、統一要求基準六%の達成をめざすとし、労戦統一問題については、あくまでも「基本構造」にもとづく統一を強調するとともに、全民労協の連合体移行推進が主張された。

一、中立労連第一〇回定期大会は、①全民労協の着実な発展に積

極的に協力する、②中立労連活動については、全民労協の運動との重複をできるだけ避け、効率化するなどを柱とする八三年度運動方針を決定した。

一、新産別第三六回定期大会は中間大会であるため、昨年の大会で決定された運動方針の基調にたって、停滞する春闘打破、雇用の安定確保、年金・医療の制度改悪阻止、労戦統一追求などの当面する諸課題へのとりくみをあげた八四年度運動方針を決定した。

一、全民労協第二回総会は、①政策・制度課題の改善、②組織拡大強化（八四年度中に五〇〇万人台、八五年度中に六〇〇万人台）、③賃金闘争（単産自決体制の強化を基本として、労働四団体、大産別共闘組織間の調整機能を果たす）などを柱とした八四年度活動方針を決定した。

一、金属労協第二二回定期大会は、八四年賃金闘争の組織化、労働時間対策の推進などを内容とする八四年度活動方針を決めた。賃金闘争の再構築論に関し、宮田議長は大会あいさつで、来春闘でも従来どおりの金属労協基軸の考えを示した。

一、統一労組懇年次総会は、階級的ナショナルセンターを展望した「労組の大連合」の着実な前進などを内容とする新年次方針を決定した。

一、八三年の主要労組の大会論議は、民間単産大会の場合、春闘再構築論が焦点となった。私鉄総連や電機労連が、鉄鋼回答依存から脱退するため、全民労協基軸の春闘を打ち出したのにたいし、これまで賃金交渉をリードしてきた金属労協、とりわけその主力単産である鉄鋼労連、造船重機労連、自動車総連は、これに否定的な方針を提示した。一方、官公労の大会では、行革下の事業改革への対処にあたり、雇用確保のために、既得権の見直しなど、国民の理解と協力のもと事業を守るという姿勢を打ち出した（全逓、国労、動労など）。また、労働戦線統一問題では、八二年末に全民労協が発足したため、全民労協の連合体移行問題、労働四団体との関係をふくめた全民労協の組織整備のあり方、国際自由労連加盟問題など、路線問題から具体的な組織問題へと議論が移った。また、全民労協の結成に刺激され、官公労の統一論議が活発化した（全電通など）。このほか、組合員減少による組合費収入減に対応するため、運動方針二年制の採用、中間年大会の東京開催、会期短縮（全電通、ただし八二年大会で決定）、さらに専従役職員の削減など（全電通一八四人削減、全逓八八人削減、国労一四一人削減）の「組合行革」を決定した組合が公労協にみられた。

## 1　総評の大会

### 1　総評第六九回定期大会

**開会と槇枝議長のあいさつ**　日本労働組合総評議会（総評）の第六九回定期大会は、八三年七月二五日から四日間の日程で、東京新宿の厚生年金会館で開催された。今

大会で退くことになった槇枝議長は、冒頭のあいさつで、「退陣にあたってわたしの反省をふくめ、二、三の所見を述べさせていただきたい」と前置きし、平和と民主主義擁護運動、労働戦線統一問題、総評運動の強化、労働運動と野党とのかかわり、の四点を中心に述べた。平和と民主主義擁護運動・発展について、「戦争への道を歩む史上最悪の中曽根内閣は、日本に核ミサイルを配備し、核軍拡競争にみずから踊りでる危険な対応を意図している」と中曽根内閣を批判し、これを阻止する国民的たたかいのなかにおける総評の責任を強調した。また、「総評労働運動における世代の交代、すなわち、戦後世代が過半数を占めるという条件下で、このたたかいをいかに守り継承し、発展させていくかが重要になってきている」とも述べた。労働戦線統一問題では、「広範な労働者の統一、団結とをすすめる努力は怠ってはならない。戦術的に既成の枠組みを超えた組み合わせの追求を」と呼びかけた。とくに全民労協について、「真に労働者の利益を守るための民間労組の共闘組織として強力にたたかう組織となるよう努力するとともに、これからの春闘では、それぞれのナショナルセンター、春闘共闘、大産別共闘がその指導性を強化しつつも、戦術的には、既存の枠組みを超えた共闘の組み合わせの追求が今や課題になっている」と述べた。総評労働運動強化については、「職場の労働者を信頼し、これに依存したたたかいを大胆にとりくむべきである。また、労働四団体共闘などの共闘の追求には不断の努力を重ねながらも、みずからの主体的なたたかいをおろそかにすべきでない」と主張した。

政党との関係については、野党に関し、自民党政治にたいする国民各層の不満と怒りを政治力として結集し、政策に反映させるという課題に応えていないと批判するとともに、野党の政策を支持し、その実現を与党・政府にせまる大衆団体の共闘体制を、総評が基軸となって確立することを訴えた。

つづいて、竪山中立労連議長、小方新産別委員長、飛鳥田社会党委員長、浅井公明党副委員長、参議院の会の野坂昭如参議院議員、イーデス・ハンソン＝アムネスティ・インターナショナル日本支部副支部長らが、総評への期待と要望を述べた。

運動方針提案

大会一日目の午後、富塚事務局長は、①八二年度運動の総括報告、②八三年度運動方針案、③秋闘方針大綱、④総選挙闘争方針案の四議題を一括提案、説明した。そのなかで事務局長は、「軍備優先や福祉・教育の破壊、人間疎外のすすむ現状に重大な危機意識をもって、運動の再構築をめざす大会に」と、この大会の意義を、まずはじめに強調した。

提案のなかで、春闘再構築について、「賃金闘争の主役は、民間の労組に果たしてもらう」として、「たたかう労戦統一の展望にたった民間主要労組の新たな共闘態勢の再構築」との考えを明らかにし、「全民労協を基軸とする大胆な賃金闘争の組織化」を提起する一方、「国民春闘は、官民共闘、地域共闘強化の観点からより強化していく」と述べた。私鉄総連などを中心に積極的にたたかう姿勢をつくりあげるべきだと、民間、とりわけ全民労協主導の春闘構想をはじめて打ち出した。

労働戦線統一問題については、これまで全民労協を一致する政策でのゆるやかな協議体として位置づけてきたが、今後はたたかう民間労戦の統一に踏みこむ一方、権利、賃金問題を中心に官公労の話

し合いのテーブルをつくっていくことを呼びかけるとともに、昨年提起した全的統一にむけての「労働戦線統一綱領」草案は、さらに一年間の討議続行を提起した。また、高額退職金問題などで批判にさらされている官公労働者の権利問題にふれ、「既得権のうち見直すべきものは大胆に見直し、国民も納得する権利獲得運動へ脱皮していかなくてはならない」と述べた。行革問題については、公務員労働者の権利無視という暴挙を絶対はねのけようと訴え、国民のための行革運動として国民行革会議を発足させ、具体的な行動をすすめるとした。さらに、雇用、反合闘争では、「労働四団体、野党との統一的な闘争を」、反核・軍縮、平和闘争では、「昨年の闘争を継承し、中曽根軍拡路線に歯止めをかける準備を」、さらに、総選挙闘争では、「日常的な政治意識を啓発する活動を強化するとともに、社会党との関係の根本的改善を図る」などの方針を示した。

採択された八三年度総評運動方針は、①総評運動の基調と、②主要課題からなる。総評運動の基調はつぎのとおり。

【八三年度・総評運動方針・要旨】

Ⅰ　総評運動の基調

いまわれわれは、八〇年代の経済停滞と高失業、財政危機、福祉後退の中で、いかに自らの生活と権利と平和を守っていくかが問われている。

時代の基本認識と運動の基本課題

八〇年代世界は、六〇～七〇年代のような高成長はもはや望めず、国際経済は今後も経済停滞を続けていく公算が大きい。全労働者の課題の軸は七〇年代のインフレ問題から雇用・失業問題に移り、「福祉の危機」とどう闘うかに移った。各国労働組合は各国政府と国際諸機関に対し、国内外の経済政策の転換を求めながら、平和を基調とした生活の安定と向上をかちとっていかねばならない。

反核、軍縮、平和のたたかい

世界は米ソの核軍拡による危機の深まりに直面しており、西欧、米国で反核運動が強まっている。いまや過度の軍事化は極限状況にきており、米ソ両政権に対し軍縮へと方向を切り替えさせていく好機でもある。日本は、世界の人民の連帯された運動の先頭に立つ義務があり、日本の労働組合は、草の根市民と連帯し、世界の反核、軍縮勢力に呼びかけて新たな国際的連携の場をつくる努力をしていく必要がある。

国内政治の特徴と政治活動の目標

中曽根政権は、歴代保守政権と性格の異なったタカ派ぶりを発揮し、軍拡、福祉切りすて、増税、改憲などの反動路線を突っ走ろうとしている。きたるべき総選挙は、反核、軍縮が最大の選択肢となる。いまこそ平和憲法、非核三原則を国際社会で前面におし出し〝軍拡より開発へ〟を合言葉に運動を強化せねばならない。

第二臨調の性格と国民行革の推進

臨調答申により、保守・財界主導の行革がいかに国民の要請する行革と正反対であるかが明らかになった。臨調路線は長期的に継続される体制にあり、いかに福祉の内実とミニマムを守るかが課題となる。われわれは社会党をはじめ民主団体と協力して「国民行革会議」を組織し、八〇年代の長期の運動としてすすめていく。

国内産業、経済の動向とその対応

日本経済はようやく景気回復の兆しが見え始めたが、輸出拡大はさらに貿易摩擦を激化させる形勢にあり、もはや輸出主導型の成長は完全にできない国際環境になっている。日本の経済成長、バランスのとれた産業構造、長期的な財政建て直しのためには、われわれが年来主張しているように内需の発展を基本にすえた経済発展路線を明確に国家目標に掲げるより他に途はない。

生活の質を問い直す運動と制度闘争

八〇年代の労働者生活は、高度産業社会が生む新たな問題に直面し、生活を取り巻く環境や社会のあり方が、労働者・市民の生活の内実を大きく左右する時代になっている。公的社会的対応が後退する一方の中で、人間尊重と社会連帯の価値観の確立を基盤にして、制度・政策の質を問い直し、皆で合意を形成していくしか前進のための方法はない。労働者と労働

組合が、自らも地域における生活者としての取り組み、国民諸階層・住民との共同闘争が求められている。

雇用の確立とそのたたかい

低成長にマイクロ・エレクトロニクス、ロボット化が加わり、雇用をめぐって労働組合は大きな任務と試練に直面している。労働時間短縮はワークシェアリングの意味も含めさらに重要性を増している。事前協議制の確立、職業訓練の改善、「労働の人間化」をめざす改革提案、職場での権利確保、労働諸条件改善の交渉、協約活動など創意ある職場活動が必要である。

高齢化社会にむかう労働者生活

制度問題のなかでも、年金制度は今年最大の課題となる。政府は、財政負担軽減の立場から、制度の低位平準化の方向で統合一元化を狙っている。これは全労働者の老後と負担に関わる問題であり、早急な労働団体や高齢者団体間の合意形成が必要である。

国民春闘の構築

春闘はいまやあらゆる労働組合の共闘の内実を強め、力量を引き上げねば、低成長下の財界のカルテルに対抗できない。製造業の成長部門、第三次産業と中小・中堅企業分野に着目した総労働の団結力を高めていかなければならない。ベア闘争だけでなく、個別賃金を含め標準規制、ミニマム規制を重視し、下からの討議を重視した独自の要求をねり上げ、活動家に依拠した賃金闘争の再構築をはからねばならない。

地域闘争の方向

予想される地方財政の長期的な条件悪化に対して、労働組合と地域住民の要求と運動の質的前進が求められている。低成長下での公正と平等を求める運動、生活の質を見直す運動は地域の諸運動が原点となる。

労働戦線統一への基本方向

総評は壮大な労働戦線統一（全的統一）の実現をめざし、あらゆる分野・レベルで統一運動をさらに推進していく。五項目補強見解を堅持し、全民労協加盟単産との連携を強めていく。中央・地方で段階的に共通課題と共闘の拡大を大胆に追求するとともに、官公部門の共闘拡大と統一に向けた積極的な協議を開始する。

## 組織運営の民主化と連帯の回復（略）

## Ⅱ　主要課題（略）

### 運動方針案をめぐる質疑討議

大会二日目から運動方針案についての質疑討議にはいった。討論の焦点は、①春闘の再構築、②行革闘争、③反核・軍縮、平和闘争などとなった。春闘再構築問題については、一九単産代表が、前日富塚事務局長が提案した「全民労協主導型への転換」について意見を述べた。私鉄総連の田村委員長は、「あくまでも賃金闘争についてのもので、国民春闘再構築論とは別だ」としながらも、「相場形成の産業に変化が生まれてきた。私鉄が（JCの）前に出てみてはどうかと考えている」と、私鉄総連が全民労協のなかでみずから積極的に相場形成を担う決意を表明した。これをうけた富塚事務局長は、「大きな流れは、民間総結集の方向にある」と述べ、全民労協を軸とした民間先行型への転換をめざす方針を表明し、さらに、これまでの春闘の中心を担ってきた国民春闘共闘会議の今後の役割について、官公労と民間との接点としての機能を強調した。こうした春闘方針案について、「来春闘を展望するとき、全民労協の機能をいかんなく発揮させることがもっとも妥当だ。もちろん、公労協、公務員共闘との戦術調整の場はたいせつであり、春闘共闘の存続もたいせつだ」（全日通）、「産業構造の変化は、春闘の主役交代につながる。私鉄総連の考え方に賛成であり、われわれもその方向で努力する」（合化労連）など、電通労連をふくめ民間大手単産は、全民労協主導、なかでも私鉄中心の考えを示した。同時に、「全民労協主導といっても、総評の主体性確立が先決」（全港湾、全造船）、「単なるテクニックや配置の組み合わせでは解決にならない」（動労、

炭労、電通労連）などの問題も指摘された。他方、中小労組は、大単産の相場形成を中心とした春闘再構築論の問題点を指摘し、中小企業労働者の賃上げ、格差解消、最賃闘争の重視などを強調した（全国一般、全印総連、全国金属）。なお、鉄鋼労連は、この日に発言しなかったが、翌日、鉄鋼労連中村委員長は、総評主要民間単産が、私鉄総連中心の賃上げ相場づくりを表明したことにたいし、「私鉄運賃は、政府に許認可権限を握られており、労務コストも審査される。私鉄などの賃上げを先行させた場合、安易に賃金抑制がはかられ、所得政策導入に道を開く結果となる。やはり、重化学産業の労使が、公正労働基準を前提にして、国際競争力を維持しうるところから相場形成役を選ぶべきである」と懸念を表明した。

労働戦線統一問題については、執行部方針（運動方針参照）にたいして、全港湾副委員長が、「五項目補強意見が確実に生きていることをもう一度明確にするとともに、全的統一の実現に向けて早急に団体間協議を開始すべき」と主張し、また官公労単産からは、統一綱領を採択し、官公労の話し合いを求める意見がだされた。日教組は、「権力、資本とたたかう階級的視点を明確化する。反動文教政策を阻止する民主教育の確立を新ナショナルセンターの課題とする」などを統一綱領案に盛り込むことを求めた意見書を提出し、執行部は、これを受け入れた。また、鉄鋼労連は、「全民労協は、ゆくゆくは四団体を吸収してゆく統一団体だ。労働四団体と全民労協が対立するという運営があってはならない」と注文した。富塚事務局長は、中間答弁のなかで、五項目の補強見解について、すでに全民労協に加盟している幹事組合を通じて申し入れをしているが、「五項目のうち、選別排除、中小・未組織労働者の組織化、企業主義の克服の三点については、団体間合意のなかで整理ができ、残る問題は、反自民・全野党共闘問題」と述べた。

人勧・仲裁実施を求めるたたかいについては、官公労を中心に各組合から官民一体の態勢強化が提起され、国民行革でも、行革推進を訴えた鉄鋼労連をのぞき、官民の違和感をなくす態勢の確立で意見が一致した。鉄鋼労連は、「少数孤立を選ぶよりも、むしろ多数の国民世論を形成して逆に政府を包囲していくという開かれた総評路線がその名のとおり動いていないのが行革の問題であり、そういう立場で官民の調和点を見いだせねば、総評が国民から逆に包囲される運命にある」と主張した。

このほか、北海道・福岡の知事選勝利をふまえた総選挙態勢の確立、反合闘争強化（全造船）、産業政策の確立（紙パ）、地域闘争強化（自治労）、最賃闘争の再構築（全逓、全林野）などさまざまな角度から、総評強化の問題提起がおこなわれた。

### 総括答弁

大会最終日、富塚事務局長と内山副事務局長が総括答弁をおこない、その後本部原案が賛成多数で採択された。富塚事務局長は、総括答弁のなかで、①国民春闘路線を継承発展させる一方、ナショナルセンターの枠を超えた民間主要組合の話し合いをすすめる、②一一月ごろ総評討論集会をひらき、要求設定などについて意思統一を図る、③人勧・仲裁のたたかいは、来春闘の出発点として、官民一体でストをふくむ、大衆行動を配置する、④労働戦線統一では、五項目補強意見の実現に努め、なかからたたかう全民労協づくりをめざす、⑤一〇月中旬に、反戦・平和の大規模な大衆行動を配置する、と集約した。また、「核戦艦ニュージャージー、原子力空母カール・ビンソンの日本寄港に反対する決

議」など一〇決議を採択した。なお、運輸一般、建設一般全日自労、医労協、国公労連の統一労組懇系四単産は、運動方針の基調のうち行革、国民春闘、労戦統一の三項目に修正案を提出するとともに、安保廃棄、政党支持自由化などを求めた。執行部は、この修正案を拒否し、採択の結果、前記四単産に、新聞労連が同調し、さらに、日教組と全競労の一部が修正案支持となったが、運動の基調に関する修正案支持は、六四票にとどまり、少数否決された。

ひきつづき、本大会では、任期途中であったにもかかわらず、役員改選がおこなわれ、黒川議長（私鉄総連）、真柄事務局長（自治労）の民・官コンビが選出された。大会は、最後に、「総評の主体的力量を強める新たな運動構築を」という大会宣言を採択し閉幕した。

## 2　総評第七〇回臨時大会

### 八四年春闘に向けての態勢固め

総評は、八四年春闘に向けて闘争態勢を固めるため、第七〇回臨時大会を、「生活防衛と格差をなくす八四年春闘に全労働者の団結で勝利しよう」というスローガンのもと、八四年二月八、九両日、東京・日比谷公会堂で開催した。大会は、①「額で一万八〇〇〇円、率では七%以上」とする賃上げ要求実現、②健保・年金改悪阻止をめざす官民一体の統一ストライキをふくめた四月上・中旬の集中決戦態勢を軸とした八四年春闘方針を決定した。冒頭のあいさつのなかで、黒川議長は、「財界が結集の中心にすえている金属産業のたたかいを金属産業にだけまかせ、その結果をみてみずからの賃上げを決めるというこれまでの多くの組合の姿勢はそれでいいのか」と問題提起し、「鉄主導型」にこだわらず、「春闘を変えるために、相場形成のたたかいを金属産業の労働組合だけにまかせるのではなく、すべての労働組合、影響力のある産業、労働組合（私鉄、電機など）は、相場形成のヤマ場のたたかいに総結集を」と呼びかけた。さらに、人勧・仲裁抑制で、官公労働者の賃上げが抑えられている点をとりあげ、官民一体による日本全体の賃金引き上げといった広い視野から議論するよう要望した。締めくくりに、初の大会スローガンに盛り込んだ男女雇用平等法の実現に触れ、前向きにとりくむと述べた。また、来賓としてあいさつした竪山中立労連議長は、「人勧・仲裁を政府が尊重しないなら労働基本権回復という問題をふくめ、労使関係を見直せと政府、経営者団体に意思表示したい」と述べ、民間も一体となって官公労を支持すると強調した。

なお、婦人差別撤廃条約の完全批准、男女雇用平等法の制定が重大な段階をむかえていることから、婦人特別代議員六〇人が大会に加わった。

### 春闘方針ほか提案と質疑応答

ひきつづき、真柄事務局長が、①賃金引き上げ七%以上、一万八〇〇〇円、人勧・仲裁完全実施、②健保・年金・雇用保険の改悪阻止、③男女雇用平等法の制定などを柱とした八四年春闘案を提案した。事務局長は、健保改悪法案はストライキで阻止する、年金制度の見直し反対、労働者の問題として男女雇用平等法の制定にとりくむ、臨時教育審議会設置に反対する、などを強調した。賃

金闘争については、「四月上旬に最大のヤマ場」とされていた点について、「上旬から中旬にかえてヤマ場を設定し、たたかいの集中を図る」と補強提案し、四月上旬に官民一体のたたかいを組むとともに、さらに、中旬にもたたかいのヤマ場を求めていくとの考えを示し、加えて、スト態勢の確立に向けての意思統一を訴えた。

討論では、執行部が春闘のヤマ場を「四月上旬」から「四月中・上旬」に修正提案した問題や男女雇用平等法へのとりくみ姿勢などについて議論が展開した。春闘のヤマ場を「四月上・中旬」に設定するとの提案は、拡大評議員会が先に「四月上旬」と決定したものを修正するものであったため、この点に意見が集中した。「総評内部でも意見が統一できていないと聞くがどうか」（電通労連）、「金属労協前に決着をつけることで組合員の士気が上がっているのに、これを変えられては困る」（全印総連、全港湾）、「上・中旬では従来のパターンと同様としか受け取れない」（全国金属）、「官民一体の中身がからっぽではなにもならない。民間の条件のある組合が先行して波及、影響力をもたせるべきだ」（合化労連）などの意見がだされた。なお、全農林、国労、自治労、私鉄総連をはじめ、多くの単産から、ヤマ場ではストライキでたたかうとの決意表明がだされた。

真柄事務局長は、総括答弁で、①上旬から中旬にまたがるということであり、比重を移し変えたのではなく、あくまでも上旬は上旬なりに力を入れて決着を求めていく、②金属労協回答前に官民統一行動日を設定し、決着を図るが、壁が厚い場合があるので、中旬にかけて全労働者が結集するヤマ場の設定を検討していく、③ヤマ場の戦術論議をする場として春闘サミットを提唱したい、④官民一体では、民間の賃金決定があくまでも基軸であり、官公労は人勧・仲裁の制度を守らせるという目標に即して弾力的にとりくむ、⑤制度・政策要求は、年間を通じてとりくまないと効果的にならないため、今後の運動のあり方について定期大会等の場で議論をすすめたい、と述べた。春闘サミットについて大会後の記者会見でさらに、緊急首脳会議といえるもので、賃闘連絡会、公務員共闘、公労協や影響力のある産別の代表を網羅したいと説明した。大会は、春闘方針を原案どおり採択したあと、カネミ油症事件支援決議のほか、「賃金闘争と制度・政策闘争を一体のものとして、強気に攻めのたたかいを展開し、職場、地域の労働者・国民の期待に応える国民春闘をつくりあげ、八四国民春闘勝利に向かって総決起する」との大会宣言を採択し、閉会した。

## 2　同盟第二〇回定期大会

### 開会と宇佐美会長あいさつ

日本労働総同盟（同盟）の第二〇回定期大会が、東京・九段会館において、八四年一月一八、一九日の日程で開催された（一八日から三日間の予定であったが、降雪のため大会日程が一日繰り上げられた）。大会では、八四、八五年度の運動方針を原案どおり決定するとともに、役員改選をおこない、宇佐美会長、田中書記長の新執行部を再

選した。

まず、あいさつに立った宇佐美会長は、賃金闘争について、闘争ヤマ場での統一ストも辞さずと、これまでよりも強い闘争姿勢を示すとともに、業績は相当数の企業で好転していると現状を分析し、総力を結集して交渉の成果を上げねばならないと述べた。戦術配置では、「条件の比較的良いグループがまず交渉の成果を上げ、その成果を中段のグループにつなげ、中段グループはストライキ実施日を設定し、ストライキ体制を背景に労使対等の原則を確立したなかで、強力な団体交渉を展開する必要がある」と前段―中段―後段に分けた「梯団方式」の戦術配置を打ち出した。ヤマ場のたたかい方については、「官民だんごになってということではなく、民間の組合がまず力を合わせ、しっかりした成果を積み上げていくことが、労働者の賃金引き上げにとってきわめて重要だ」と民間主導のたたかい方の重要性を強調し、総評が提唱している官民統一闘争を暗に批判した。

また、政治闘争については、自民党との連立を組んだ新自由クラブを批判しながらも、「新自由クラブが自民党とかわした政策協定を今後どのように実現していくか見守っていきたい」との姿勢を示した。また、「選挙の結果、第一党が過半数を割れば、連立の動きが出て来ることは当然の動きだ。中道勢力としてシャドーキャビネットを作るなど、政権担当に十分備えることを考えるべきだ」と付け加えた。制度・政策闘争では、一兆四〇〇〇億円の減税実現（所得税、住民税）を政府に要求すると主張するとともに、医療費保険本人給付二割カット反対を打ち出した。

このあと来賓としてあいさつした竪山全民労協議長は、「賃金の民間主導ということは明確で、軸足を民間共闘の強化に置いて、最大の力を発揮することが必要だ」と宇佐美発言を支持した。

**八四、八五年度運動方針案提案**　大会二日目、田中書記長が、「転換のとき、参加による改革」を副題とした一九八四―八五年度運動方針案を提案した。運動方針案は、自民党単独の政権体制転換のために、民社党を中軸とした中道政治勢力の過半数議席獲得という中道政権構想をかかげるとともに、過渡的政治戦略として、社会党、公明党や自民党の一部もふくめた連立政権構想を打ち出している。このほか、①マイクロエレクトロニクス化の導入ルールをつくるなど、ロボット対策を確立する、②余暇時間拡大とワークシェアリングによる雇用拡大をめざした労働時間短縮要求では、今秋、労働基準法ごとの労使交渉を集中的に設定し、政府にたいしては、労働基準法改正を働きかける、③八四春闘のとりくみは、全民労協を軸とした民間主導の立場から、梯団方式をかまえ、統一要求基準六%の達成をめざす、などとなっている。田中書記長は、提案のなかで、要求基準六%について「正札要求であり、完全獲得をめざす」と強調した。また、労戦統一問題については、あくまでも「基本構想」にもとづく統一を強調するとともに、同盟は、全民労協の連合体移行を強くすすめていくと述べた。

大会の討論では、自民党との連立を組んだ新自由クラブの問題について、「同盟として、新自由クラブにたいして、中道勢力にもどす努力をしていくのか。怒りにもえて見守っていくのか」（全金同盟）、「民社党、同盟の態度は厳しさがあいまいだ。厳しく対処すべきだ」（福島地方同盟）など、「執行部の態度が甘い」との不満が表

明された。これらの意見にたいして田中書記長は、「新自由クラブがとった行動は厳しく批判した。しかし、新自由クラブと対決し、自民党の側に追いやると、政策要求の実現はどうなるのか。新自由クラブに同盟がひもをつけておくことが大事だ。あえて、新自由クラブと連携をとっていく」と述べた。さらに、同盟としては、中道勢力の結集を図る努力をつづけていく考えを明らかにした。

大会は、運動方針案、大会宣言、および三つの決議を満場一致で採択し、閉幕した。採択された決議は、①婦人差別撤廃条約の批准、雇用平等法制定要求、②核兵器廃絶、軍縮と平和達成、③人権と労働組合権の保障を求める国際支援活動の推進、である。

提案された運動方針案のうち、「同盟運動の基調と目標」の要旨はつぎのとおり。

【同盟・一九八四・八五年度運動方針案・要旨】

第一部　同盟運動の基調と目標

Ⅰ　国際時代の労働運動

世界平和は理性にもとづく、ねばり強い行動の積み重ねによってのみもたらされる。西側の一員であるとともにアジアの先進国であり、唯一の被爆国として平和憲法をもつわが国は、核兵器の廃絶、総合安全保障体制の確立、各国間の紛争解決に向って、独自の、あるいは国連などの場で積極的な役割を果たすことができるし、また果たさなければならない。

自由と人権も今日なお困難に直面している。東欧圏における自由と人権の制限、圧迫はますます体制に固有なものとなり、ポーランドの労組の自主権回復の闘いも長期かつ困難が予想される。また、いくつかの途上国で労働者の権利が制限され、中には労組指導者に対する武力弾圧、テロの横行さえみられる。南アの人種差別もか烈の度を加えている。国際自由労連は自由と人権、労働者の権利をよう護し、確立する強固なとりでとなっている。われわれは国際労働運動の中の主軸の一つとして期待に応えていかなければならない。

われわれは自由労連、そのアジア地域組織、ＯＥＣＤ労組諮問委員会、ＩＬＯなどで積極的な貢献を果たしていかなければならぬ。

Ⅱ　政治体制の転換

政治体制の転換は基本的には政党間の勢力関係の変化を通じて実現される。それは何よりも民社党を拡大すること、その中で民社党を中軸とする中道政治勢力に過半数ないしそれに近い議席を占有させることによって達成されなければならない。しかし、政治体制の転換の目的はなによりも政治の改革にあり、その端緒をつかむために過渡的、段階的な政治戦略の的を金権腐敗的な自民党に代る清新にして建設的な政権の樹立におくことも十分に考慮されねばならない。

政治勢力の変化、交替は選挙を通じてのみ実現される。選挙活動はわれわれの最大、最重要の政治闘争であり、国民運動、政策闘争、労働条件引き上げ闘争など日常活動の成果のすべてをそこに結集し、組織の総力をあげて取り組まなければならない。

Ⅲ　経済・社会の改革

内需中心の中成長路線を確立することは、わが国経済の当面する最も中心的な課題である。なぜならそのことによってのみ雇用の安定、労働諸条件や福祉の向上、充実の基盤を形成することができるし、また国際経済社会の中で、調和と協調を維持していくことができるからである。

われわれはより高い次元の整合性を確立する場に立って、経済政策闘争をさらに強化するとともに、内需中心の中成長を実現するに足る賃金の引き上げをかちとらなければならない。同時に、産業構造の転換、エネルギーの確保、中小企業近代化への対応を一層強めていかなければならない。

わが国は今日、これまで経験しなかった時代を迎えつつある。その主要な特徴点をあげれば、第一はＭＥ革命を軸とする新しい技術革新の進展である。それが雇用、安全などに及ぼす影響は極めて大きいと予想され、事前協議の確立などによる労働者の権利のよう護は緊急の課題となっている。同時に、貿易摩擦を緩和するための国際公正労働基準の確立、第三次産業の拡大など就業構造の変化に対する対応を含めて、雇用機会拡大のための労働時間の短縮、労基法改正の闘いは一層重要となってきている。

第二は、高齢化社会の急速な到来である。六〇歳定年の法制化、六〇歳

台前半層の雇用機会の確保は猶予できない問題であり、また、老齢年金制度で負担と給付を公正化し、適正化し、すべての老齢者が一定水準の生活を享受できるよう改革を進めていくことも焦眉の急となっている。

第三は、財政の限界が強まることである。高成長の終息、老齢年金制度に対する財政負担の上昇などは、行政はもちろん福祉政策全般、さらには、各種公共事業で公平と効率との均衡を最大限に追求しつつ、質的な充実をはかることを重要な課題として提起している。

このような経済・社会情勢の変化に対応する改革は、労使の合意を軸とする国民合意の下に推進されなければならず、そのためには企業、産業、国の各段階で参加体制が確立されることが最大の要件であり、われわれは参加体制に向って最大限の努力を傾注しなければならない。

### Ⅳ　労働戦線統一の推進

労働戦線の統一は、戦後、わが国労働運動が追求してきた最大の課題だが、全民労協の結成によって、今日、漸く現実的な軌道にのりつつある。全民労協の「基本構想」は新しい統一体の基本理念となりうるものであり、われわれは全民労協を労働戦線統一の母体として、発展させていかなければならない。しかし、全民労協加盟組合の意識は、現実には必ずしも統一されてはいない。特に全民労協の政策活動については、同盟と構成組織が一体性を堅持しつつ、「基本構想」にもとづき、全加盟組合の間に共通の理解を形成していく重要な任務を担っている。

そのためにも労働諸団体との信頼と理解を積み重ね、また官公労働運動の分野でも、全民労協に呼応できるよう健全な運動への発展を期さなければならない。

### Ⅴ　同盟活動の強化

労働戦線が来たるべき統一に向けて大きく動きつつある中で、同盟の使命と役割はますます重大となっている。なぜなら、来たるべき統一は、自由にして民主的な労働運動を名実ともにわが国に定着させるものでなければならず、それは同盟が中核体となることによってはじめて達成されるものである。

同盟は当面、三百万組織の確立をめざして組織活動を強力に展開する。

## 3　中立労連、新産別、総連合、全民労協、金属労協、統一労組懇の大会

### *1*　中立労連第一〇回定期大会

中立労働組合連絡会議（中立労連）の第一〇回定期大会は、八三年九月二七日、東京・池ノ端文化センターで開催された。冒頭あいさつに立った竪山議長は、大韓航空機撃墜事件に触れ、日ソ労組間交流協定を当分凍結するとの考えを明らかにした。また、来春闘について、「既成の共闘の枠組みを超えて、相乗効果をあげるための民間共闘強化を図る必要がある」と強調し、「全民労協としては、とくに大産別共闘の調整的役割を果たすことになれば一歩前進である」と、全民労協が、来春闘で労働四団体や大産別組織との合意形成を積極的に努める見通しを明らかにした。労働戦線統一問題では、時間がかかっても、内部の意思統一を優先して、円満にすすめたいとした。さらに、全民労協の連合体への移行については、全的統一の展望を明らかにし、全民労協やナショナルセンターの論議を深めることが必要と述べた。中立労連の活動については、全民労協との活動の重複は避けるが、当面は、労働四団体の一つとしてナシ

ョナルセンター機能を果たしていくとした。

来賓としてあいさつした黒川総評議長は、官公労統一と地域対策について労戦対策委員会のなかに小委員会をつくり、全的統一への前向きの議論をすすめる決意を表明した。つづいてあいさつした宇佐美同盟会長は、来春闘のとりくみについて、「業種や企業間格差が表面化しているため、画一的な要求を出すのがいいのかどうか。むしろ業績に合わせた要求ゾーンを設定する時代になってきているのではないか」と提案し、労働四団体間で統一要求基準を設定する従来の方式に疑問を提出した。また、全民労協については、ゆるやかな協議体であるが、友愛と信義を基調に固い団結ができるよう努力したいと強調した。

午後、岡村事務局長が、八三年度運動方針案を提案し、質疑にはいった。なお、八三年度運動方針案のうち、運動の基調はつぎのとおり。

【中立労連・八三年度運動方針・運動の基調】

1　賃金引き上げ、労働条件の改善など、労働組合にとって本来的な運動課題にとっては賃上げ闘争における共闘の拡大・強化をはかり、また労働条件に関する産業別組織間の情報交流・共同研究・法改正を含む政策要求をすすめながら、ナショナル・センターとしての機能を発揮させ運動をすすめていく。

とりわけ春闘における賃上げ闘争では、今日、賃金引き上げの相乗・波及効果をあげるべき大産別共闘や主要民間単産による共闘組織が春闘相場づくりの主導的役割を果たしているが、中立労連としてもこれらの共闘組織と連携する中で賃金闘争に対して一定の役割を果たしていく。

とくに、本年度は民間労組のゆるやかな共闘組織であり、将来の統一組織の母体となる全民労協が二度目の春闘を迎え、政策制度要求や賃金引き上げの闘いにあたって重大な影響を与えることになろう。中立労連は全民労協の着実な発展に積極的に協力していく。また、国民春闘共闘会議についてはこのような情勢をふまえ、官民の共闘の場、地域の闘いの場としても重視していく。

2　中曽根内閣に対決し、その政治責任を追及すべき情勢にあるが、野党勢力の弱さは政治的変革を生みだすに至っていない。このような状況のもとで、労働者・国民の生活要求の実現にむけた労働組合の役割は日増しに高まっている。

これに応えるため、われわれは政策制度闘争において、労働者側の総意を結集し、これを院内の野党共闘の強化に連動させ、さらに国民的運動を組織して要求を実現する、という基本戦略のもとに運動をすすめていく。とくにこの際、経済政策、雇用政策、社会保障、減税、行政改革、最賃、男女平等法の制定、土地住宅などの重点課題については、労働四団体共闘や全民労協との共闘を基軸にして取り組むが、要求課題によって四団体共闘が困難な場合には、共闘可能な団体との協力によって取り組みを行なう。

また、政策立案過程においては関係各団体の要求内容を十分に把握し、また同時に中立労連の要求に対する理解を拡大し、協力関係を作るため、労働四団体の政策委員会に積極的に関与するとともに、全民労協、大産業別共闘、官公労働組合、各野党とも必要に応じて話し合いを行なう。

さらに、政策制度闘争は春闘などの限られた期間だけではなく、政府の予算策定作業に対応した通年的な取り組みを強化するとともに、関係審議会に対する対策も強化する。

3　完全雇用と高齢化社会に対応できる福祉社会の建設が国家の最高目標となるよう政府に対する発言力を強め、あらゆる政策活動に参加をしていく。また、企業・産業レベルにおいても、事前協議制や経営参加を推進するほか、産業政策にかかわる労使協議制を充実させ、経済活動全般における参加を推進していく。

4　労働組合側の合意形成に至っていないエネルギー政策、食料、農業政策、行政改革問題などについては、中立労連として整合性のある要求を提言しながら、労働側の一致点を見い出す努力をしていく。この際、われわれは、あくまで産業労働者の利益を守る立場に立ち、国民経済の安定的成長と各産業の均衡的発展に資する政策を打ち出していく。

また行政改革については、労働基本権の確立と一方的な国民負担の回避を前提として行政の効率化、民主化、社会福祉の向上を原則に、これまでの政府の行財政運営の無責任さを追及しながら、第二次臨時行政調査会の答申の実施を要求し、その積極的推進をはかっていく。

5　中立労連のナショナル・センター機能を維持し、政策能力と行動力の強化につとめる。地方組織については、全民労協の発展と関連させながら、可能な地域での組織化に努力していくこととする。また、中立労連の政策と行動に関して加盟各単産間の合意を拡大し、具体的な行動に関して加盟各単産が積極的に参加していけるよう中立労連としての共闘態勢を固めていく。

6　全民労協の結成とそれが目指すものは、これまで中立労連が主張してきた労働戦線の統一の方向に沿うものであり、この組織の発展に積極的な協力を行なわなければならない。このため労働四団体との役割分担を明らかにしながら、全民労協の機能を強化し、将来の唯一の民間組合のセンター作りをめざして体制整備が行なえるよう協力する中で、中立労連としての主体的な運動をすすめていく。

7、8（略）

運動方針をめぐる質疑討論のなかで、生保労連は、「地域共済活動など、福祉事業団体が生保業界へ進出し、業界を圧迫している。外勤労働者の販売活動や生保労働者の生活に支障を与える」と理解を求めた。これにたいし、岡村事務局長は、「福祉事業だけが伸びて、生保労連組合員が困ってもよいとは考えていない」と答えた。また、全建総連は、「医療保険改正は改悪であり、ここに焦点をあてたとりくみをしてもらいたい」と要望し、事務局長は、「今回の改悪の動きには反対せざるをえない。たたかいを具体的にしていく」と述べた。さらに、映演総連は、臨調行革反対の態度を明確化せよ、労働者派遣事業の法的認知に反対せよなど、執行部の運動方針批判を展開した。事務局長は、「行政改革の道を避ければ増税かインフレにつながることは明確だ。少なくとも臨調答申を基本に、つまみ食いや悪用をさせないという運動を強化していくしかないのではないか」、さらに、派遣事業については、「人いれ稼業にもどせなどとはいっていない。そうならないように対応を考えるべきだ。反対だけいって労働者が泣くような事態にならないよう、現実の問題として対応していくべきだ」と述べた。大会は、討議のすえ、運動方針案を本部原案どおり採択した。

役員改選では、一六年間つとめた岡村事務局長が退任したことにより、薬科電機労連書記長を、事務局長に選任したほか、竪山議長以下の役員を選出して閉会した。なお、本大会では、規約改正をおこない、新たに議長代行のポストをもうけた。竪山議長が全民労協議長を兼ね、多忙なことによる。大会終了後、第一〇回大会を記念し、盛大なレセプションがひらかれた。

## 2　新産別第三六回定期大会

全国産業別労働組合連合（新産別）の第三六回定期大会は、八三年一〇月二六日から三日間、東京・池ノ端文化センターで開催された。今年の大会は、中間大会であるため、昨年の大会で決定された運動方針の基調にたって、停滞する春闘打破、雇用の安定確保、年金・医療の制度改悪阻止、総選挙対策、組織拡大強化、共闘推進、労戦統一追求など当面する諸課題へのとりくみをあげた八四年度運動方針を、執行部提案を一部補強修正のののち決定した。

冒頭あいさつに立った小方委員長は、新産別が結成後まもなくかかげた平和四原則（全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対）の基調を強調し、社会党の非武装中立論の支持を表明するとともに、社会党にその堅持を求めた。労働戦線統一のあり方について、「中小企業や未組織労働者にたいする特段の配慮と、どれだけ組合らしいたたかいができるかにかかっている」と述べ、官民の提携、協力の実現による組合の力の復活によって壮大な統一を実現しようと主張した。

方針では春闘について、①定昇の位置づけの再確認、②平均要求方式の克服と個別要求方式の推進、③高卒・男子・三二歳を水準とする社会的賃率の確立、を具体的とりくみ課題として提起し、また、労戦統一問題については、全民労協との協調を保ちつつ、労働四団体の共同行動をすすめると、これまでの方針を堅持するものとなっている。

方針提起をうけた討議では、労働四団体が、七%の統一要求基準を設定しておきながら六%の妥結目標（歯止め）を決めた八三年春闘でのたたかい方に議論が集中し、「回答日前日に歯止めが出たため、その時点でたたかい終了との機運が組合内に広がった」（全機金）、「単産、単組がまったく関知できないかたちでの歯止めの設定は、出し方の面で問題がある」（京滋地連）などの不満が表明された。また労戦統一問題では、総連合にたいするとりくみについて、執行部の見解を求める意見がだされ、これにたいし、執行部は、いますぐ解体とは考えていないが、中立労連に対応したかたちですすめざるを得ないと述べ、積極的推進の考えがないことを明らかにした。このほか、討議のなかで、運動課題に、①不公平税制の是正を一項目追加すべきとの補強意見が出され、②総選挙や政治倫理確立など政治活動の強化のとりくみを大項目として扱いキメの細かい対応を図るべきことなどが要望意見として出された。執行部はこれらの意見を受け入れ、具体的な方針は執行部に一任された。

今大会は、中間大会であったため、役員改選はおこなわれなかったが、出身単産の役員改選などにより、副中央執行委員長に、全施労から福田富衛氏にかわり、杉山茂氏が選出された。

## 3　総連合第六回総会

全国労働組合総連合（総連合）は、第六回総会を、八三年一一月一五日、東京・電機労連会館で開催し、八四年度運動方針案を原案どおり決定した。総会であいさつした竪山議長は、「官民の全的統一と地方組織問題を残して、総連合結成の目的はほぼ果たしたが、今後も必要に応じて役割を果たすため、機能は残したい」と述べた。運動方針では、「今後の活動について、民間先行による統一に むけて果たしてきた総連合の使命と責任を自覚し、全的統一のための部門の統一にむけて話しのあらゆる努力をすすめる。とくに、公共団体に呼びかけていく」と主張しているが、全民労協が発足してから一年間は、総連合の合いの場の設定、共同行動の実現などを各団体的行動の必要性がないとみられるが、総評と同盟間の調整の必要性を考え、機構は残しておくこととなった。なお、総連合の今後については、中立労連、新

産別、参加組織間で話し合いをすすめるとされた。ただし、予算面では活動を縮小するため、今年度の分担金徴収をゼロとし、前期繰越金だけで運営することを決定した。また、役員改選では、竪山議長、藁科事務局長を再任した。

## 4　全民労協第二回総会

全日本民間労働組合協議会（全民労協）は、八三年一一月二日、東京・池ノ端文化センターで、第二回総会を開催し、八四年度活動方針を決定した。総会の冒頭あいさつに立った竪山議長は、「全的統一や未組織労働者への影響からすれば端緒を築いたにすぎないが、共同行動の積みかさねで相互信頼を深め、統一を前進させなくてはならない」と強調した。また、「八四年春闘については、情勢がきびしいとの認識では、労働側も一致している。専断的な経営側の態度を打破するため、全民労協として、労働四団体や大産別共闘との調整をはかり、八四賃金闘争連絡会の合意を尊重しながら、労働側の態度強化のために、要求内容、戦術配置、ヤマ場の日程調整など、主体的努力をしていきたい」と述べた。

野党各党代表の来賓あいさつ、活動報告につづき、八四年度の活動方針案が提案された。活動方針では、結成総会で決定された、①政策制度課題の改善、②労働諸条件の維持向上、③組織の強化拡大と未組織労働者の組織化、にひきつづきとりくむことを確認するとともに、(a)政策制度闘争では、八四年六月末までに「昭和五九―六〇年度政策・制度要求と提言」をまとめる、(b)賃金闘争では、単産自決体制の強化を基本として、労働四団体、大産別共闘組織間の調整機能を果たしていく、(c)組織拡大強化では、八四年度中に五〇〇万人台、八五年度中に六〇〇万人台の組織拡大をめざす、(d)全民労協の活動を推進するため全国ネットワークとして、九地方ブロックに地方連絡会を設置する、ことなどが提案された。政策闘争を充実するために、シンクタンク設立の準備に着手する、組織拡大のためこれまでの産別加盟のほかに、オブザーバー加盟、友好組織を新しく設置することなども提起された。活動方針のなかで、連合体移行の時期については、同盟と総評の一部から異論が出されたため、「現在の協議会組織の体制からさらに前進を図るため、労働界全体の統一の展望とあわせ、『基本構想』をはじめとする条件整備や環境づくりを精力的にすすめる」と時期を明記せず、抽象的な表現にされている。この部分は、八月末の原案段階では、「連合会組織へ発展させる目途を一九八五年におき」となっていた。

活動方針にたいする発言では、私鉄総連が「地方連絡会設置は地方組織づくりの土台となるという意見がわれわれの地方組織からでている。懇親会など、もう少しゆるやかな表現にしてもらいたい」と主張し、これにたいし、山田事務局長は、「発言の趣旨はわかるが」としながらも、方針の文言を変えることは拒否した。さらに、電機労連から、連合体移行にむけた前向きの討論を求める意見が出された。これにたいし、事務局長は、「連合体移行問題については、今後、全民労協の場で議論してもらいたい」と答えるにとどまった（なお、連合体移行等の問題については、本年鑑Ⅱ―Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」の2・2「『労働戦線統一』の動き」参照）。

役員改選では、竪山議長、山田事務局長を再選した。
なお、八四年度活動方針はつぎのとおりである。

【全民労協・八四年度活動方針・骨子】

1　活動の基調について

(1)　全民労協は、結成総会（一九八二年一二月一四日）において、『全民労協の活動は、「基本構想」にもとづいてすすめる。と同時に、この基本構想に対して補強的意見をもっている組合もあるので、これらの意見については、これからの全民労協の活動、討議などを通じて活かしていく』こととし、組織の性格は、共同行動を推進するためのゆるやかな協議体であること。組織の目的は、統一準備会での討議経過をふまえ、相互信頼のうえにたって、民間労働組合に共通する要求の実現と課題の改善につとめるとともに、労働戦線統一の拡大・充実を促進して労働者の経済、社会、政治各面における地位の向上をはかること。これに、当面の活動方針として、①政策・制度課題の改善、②労働諸条件の維持・向上　③組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化などの基本事項を決定し、発足した。

本年度の活動は、前年度にひきつづき以上の基本事項を基調とし、目的の達成に向い総力をあげて取り組んでいく。

(2)　さらに、全民労協は、上記の基本課題を確実に実践するとともに、労働戦線の統一が、一九八〇年代の最大の課題であるとの共通認識にたち、現在の協議会組織の体制から、さらに前進をはかるため、労働界全体の統一の展望とあわせ、「基本構想」をはじめとする条件整備や環境づくりを精力的にすすめる。

このために、既存の各ナショナル・センターとの連携、調整をはかる。

(3)　なお、昭和五九年度～六〇年度の政策・制度や八四賃金闘争などの取り組みについては、個別にその方針を明らかにしていくが、最善の方法としては、労働界全体が統一歩調をとることが最ものぞましいことである。

全民労協としては、このことを基本として、既存ナショナル・センターとの連携を深めながら、民間労働組合に共通する課題に重点をおき、状況と内容を判断し、独自の行動も積極的に展開していく。

2　政策・制度課題の改善について（略）

(1)　取り組みの基本について

(2)　昭和五八―五九年度政策・制度の改善について

(3)　昭和五九―六〇年度政策・制度の改善について

(4)　シンク・タンク設立のための活動について

(5)　その他

3　労働諸条件の維持・向上について

(1)　八四賃金闘争の推進について（略）

(2)　最低賃金制の改善について（略）

(3)　労働時間の短縮について（略）

(4)　六〇歳定年制の確立と高齢者雇用拡大について（略）

(5)　「パートタイマー法」「育児休業制度」の確立について（略）

(6)　MEなど新たな技術革新の対応について（略）

(7)　調査活動について（略）

4　組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化について

(1)　全民労協の強化・拡大について

①　全民労協は、組織運営にあたって、加盟組織の積極的な参加のもとに、共同行動を積み重ねて、相互の信頼関係をより深め、組織の強化をはかっていく。

②　全民労協は、組織の拡大につとめ、本年度中に組織人員五〇〇万人台を確実に実現し、来年度中に六〇〇万人をめざす。

(2)　全民労協加盟の原則について

①　全民労協が結成総会（昭五七・一二・一四）で決定した「全民労協の結成について」をはじめとする諸方針に賛同する組織であること。

②　加盟しようとする組織が、競合組織である場合は、既加盟組織との事前調整をはかる。

③　加盟については、いずれも、幹事会の議を経て代表者会議で決定する。

(3)　加盟方式の整備について

① 正式加盟
産別組織を原則とする。
② オブザーバー加盟
全民労協加盟の方向をめざしながらも、組織事情によって直ちに加盟できない産別組織。
この場合、正式な機関の会議に出席し、発言することはできるが、議決に加わることはできない。
会費については、正式加盟の七〇%とする。
③ 友好組織
産別単位以外の組織で、全民労協の諸方針に賛同する組織は、友好組織とする。
友好組織は、正式な機関の会議には出席できないが、集会などの諸行事に参加し、また資料の配布をうけることができる。
会費にかわるものとして、資料代を負担する。
④ 企業別労組の扱い
今後検討する。

(4) 中小労組対策の強化、未組織労働者の組織化について（略）
(5) 基本的な組織課題および大産別共闘との関係について
基本的な組織課題、とくに「活動の基調」の二項については、全民労協の各級機関を通じて対応していく。また、大産別組織とは、有機的な連携を強化していくが、将来の関係については、統一問題全体の展望のなかで検討していく。
(6) 地域連絡会の設置について
全民労協の活動（政策・制度討論集会、大衆行動など）を推進するための全国ネットワークとして、九地方ブロックに地域連絡会を設置する。
各地域連絡会の運営は、原則として、幹事会構成加盟組織があたることとし、連絡責任組合を決め、中央との連絡、ブロック内の連絡調整を行う。
ただし、事務所、専従者は置かない。
(7) 外部関連組織との関係について（略）
(8) 広報活動の充実について（略）
(9) OB交流ルームの活用について（略）
(10) 国際活動について
わが国労働運動の国際的な役割を果し、政策・制度課題の改善、労働諸条件の向上をはかるためにも、国際労働運動との提携強化が求められている。このため、全民労協は国際自由労連および国際自由労連・日本加盟組織連絡協議会との連携を深めていく。
また、海外からの訪問団の受け入れについても、加盟組織の協力を得ながら前向きに取り組んでいく。

## 5 金属労協（IMF・JC）第二二回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協）は、第二二回定期大会を、八三年九月八日、東京・サンケイ会館で開催し、八三年闘争の評価と課題、八四年賃金闘争の組織化、労働時間対策の推進、組織強化対策の推進、国際連帯活動の推進などを内容とする八四年度活動方針を決定した。あいさつに立った宮田議長は、来春闘について、「全民労協が主軸になるとすれば、大産別がそのなかでどういう役割を果たすか議論する必要がある。金属労協は、全民労協を支持し、全民労協主軸の春闘にするよう努力するが、具体的問題では、金属労協が責任をもって対処する必要がある。産別自決態勢を強化したうえでの共闘強化でなくてはならない」と述べ、来春闘でもひきつづき中心的役割を果たしていく姿勢を示した。さらに、雇用問題にふれ、日本の労働運動がかかえている最大の問題は、雇用問題だといいきったうえ、「金属労協傘下の組合は、企業別組合、

しかも、比較的大・中企業に集まっているため、失業者との対話が「できていない」、また、「パート労働が第三次産業から第二次産業へと広がる可能性があるにもかかわらず、法律的になんらの保護や規制もおこなわれていない。われわれの終身雇用制度にゆさぶりをかけることにならないようにいろいろな手立てを講じる必要がある」と提起した。

来賓としてあいさつした竪山全民労協議長は、春闘再構築論に関し、「どこが主軸とか主導権をとるということではなく、各単産の納得づくの合意ができれば、全民労協はそれなりの役割を果たすことができるのではないか」と述べた。

方針討議では、全民労協基軸論にたいし、造船重機労連（「全民労協は情報交換と調整の場とすべきで、全民労協における型だけの戦術設定は時期尚早だ。自信をもってＪＣ共闘を発展させていきたい」）や鉄鋼労連（「全民労協を充実させることを期待しているが、鉄鋼労連は、賃闘については、金属労協を基軸にすることが基本姿勢であり、八四年賃闘以降も変える必要性を認めない」）から、金属労協基軸論が主張された。これらの意見にたいし、宮田議長は、「ＪＣに一つの考え方があってそれを全民労協に押しつけるというのでは、本末転倒になる。しかし、全民労協がＪＣの役割を決めるまで何もしないというのではないので、書記長会議などで今後議論する」と答えた。

役員改選では、全金同盟の役員改選にともない、副議長に藤原巌健保・共済制度「改悪」反対闘争強化の特別議案を決定した。春闘全金同盟組合長が就任した。

## 6　統一労組懇総会

**統一労組懇年次総会**　統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）は、八三年七月三一日から二日間、東京・千代田区公会堂で八三年度年次総会をひらき、新年次方針を決定した。あいさつに立った引間代表委員は、「右翼転落した総評は、黒川議長、真柄事務局長の新体制になっても展望はひらけない」と批判し、「階級的ナショナルセンター確立にむけた左派結集」を呼びかけた。そして、「右翼再編成反対、全国労働者、労働組合連絡会」（仮称）の設立を提案した。これは、全民労協不参加と批判の態度を方針とする単産、各産業別のあり方懇、金属機械全国労組連絡会、その他の連絡協など右翼再編に反対する数百万の勢力を結集するものと付け加えた。引間代表委員のこの発言は、年次方針のなかに明記されているものではないが、統一労組懇の今後の基調をふくむものといえる。

総会では、「平和擁護闘争と労働組合（案）」をつぎの代表者会議までに討論することとし、年次方針などすべての議案を採択し、閉会した。なお、総会では、常任代表委員を三人増加し一一人とし、代表委員も三人増の二五人とすることを決定した。

**統一労組懇臨時総会**　静岡県熱海市で、八四年二月一〇、一一日、臨時総会を開催し、八四春闘方針案、健保・共済制度「改悪」反対闘争強化の特別議案を決定した。春闘

方針案では、三万円以上の大幅賃上げ、合理化反対、健康保険改悪・雇用保険改悪反対などの政策制度要求、核巡航ミサイル・トマホーク配備反対などの平和と民主主義を守る課題などが柱となっている。健保・共済制度「改悪」反対闘争では、三月以降の国会審議に見合う適当な時期に、はじめて統一ストライキを構える方針を打ち出した。

## 4 主要労組の大会

**電機労連第三一回定期大会**　八三年七月六日から八日まで、石川県金沢市・石川厚生年金会館で開催され、八三年春闘総括、新年度運動方針、秋季闘争方針などを決定した。あいさつで竪山委員長は、低迷する春闘の立て直しを提唱し、鉄鋼回答依存体質から脱却するため、全民労協での民間労組の共闘強化を訴え、統一推進と全民労協強化を主張した。運動方針討議では、「全民労協が既存の労働四団体と並列の一団体にとどまらぬように」との懸念が出され、さらに、全民労協の地方組織の確立を急ぐ要望があいついだ。

採択された運動方針では、「全民労協へすべての共闘を一元化し、全民労協を基軸とする総合生活闘争を展開すること」をあげている。このほか、ＭＥ革命にたいする雇用確保と労働の人間化をめざす運動を提起し、秋季闘争では、労災・通勤途上災害補償の改善、完全週休二日制の実現などの統一要求基軸を決定した。

**私鉄総連第四八回定期大会**　八三年七月二〇日から三日間、高知市・市民文化ホールで開催され、春闘再構築を主要課題とした八三年度運動方針、諸決議を原案どおり決めるとともに、黒川委員長を総評議長に推せんすることを決定した。運動方針の内容は、①産別自決態勢の強化を基本とした共闘を前進させるとともに、みずからが鉄鋼労連に代わる賃上げのパターンセッターをめざす、②全民労協が民間の賃金決定の主導的役割を担うべきであることを主張する、などからなる。討論では、「総評に議長を送る組合がなぜ全民労協に軸足を移すのか」、「鉄鋼より先に高額回答を引き出す力量があるのか」などの意見が出されたが、執行部は、「国民春闘共闘会議は形骸化した。新たな共闘づくりが不可欠。他を批判するだけでなく、みずから春闘パターンを変えるべきだ」と答えた。大会はこのほか、人員整理や賃上げゼロという厳しい春闘を継続している小豆島自動車労組など「長期闘争組合支援、激励の決議」を採択し、閉会した。

**全国一般第三四回定期大会**　八三年七月三一日から八月二日、香川県・小豆島内海農協苗羽支所会議室で開催された。八三年度運動方針は、圧倒的多数で可決されたものの、全民労協加盟を打ち出した本部原案が賛成五六、反対四五、保留一五で否決された。なお、全民労協加盟の採決は、運動方針と分離し、方針採決に先だっておこなわれた。方針提案を受けた討論では、全民労協加盟反対の発言がほとんどを占めた。この結果を受けて、執行部は総辞職届けを提出、つぎの臨時大会まで、前五役が

日常業務を執行していくこととなった。

**全国一般第三五回臨時大会**　八三年一〇月二九日、大阪市・リバーサイドホテルで開催されたが、役員選考委員会での調整がつかず、反主流派（全民労協加盟反対・保留）が会場への入場をボイコットしたため、出席代議員が定数に達せず流会となり、新執行部選出は次回大会以降にもちこされた。

**全国一般第三六回臨時大会**　八四年二月二九日、東京水道橋・全逓会館で開催され、新執行部を選出するとともに、春闘方針を決定した。主流派が、反主流派の妥協案（①七月の定期大会で本格的な役員改選をおこなう）を受け入れたため、現行の暫定執行部を本臨時大会で正式に役員選出することに、主流派と反主流派の合意ができたことによる。

**国労第四五回定期大会**　八三年八月一九日から二三日、山口県下関市・市民文化会館でひらかれ、大合理化、分割・民営化にたいして、「労働者に犠牲をもたらさないかぎり、効率化を一面的には否定しない」との独自の「効率化」を模索し、前年の方針を踏襲した「長期抵抗路線」でたたかうとの運動方針を、議論のすえ、原案どおり採択した。また、武藤久委員長、山崎俊一書記長らの新執行部を選出した。議論では、はじめて打ち出された「効率化」にたいし、代議員から猛反発（「効率化は合理化だ」、「国労の鉄労化だ」など）が出、執行部は、「国民の側に立ったかたちでムダな投資や資材購入をやめさせ、管理機構も見直すべきだ」と答えるとともに、「ひきつづき討議をおこない、検討を加えていきたい」と書記長が集約し、基本的な考え方をつらぬいた。また、労働戦線統一問題では、これまでの国労の方針（全民労協路線に反対、総評に社公路線の見直しをせまるなど）を再確認し、右翼的再編に反対して、たたかう労戦統一をめざすこと、などを決めた。

**全電通第三六回定期大会**　八三年八月二三日から二五日、東京・新宿の厚生年金会館で開催した。全電通はこれまで全国大会を地方で開催していたが、中間年大会を東京開催（および会期短縮）と決めてからはじめての全国大会で、今年が初の東京大会となった。運動方針では、八四春闘について、全民労協を基軸とし、相場形成力のある単産が先行し、高位の相場形成をめざす。さらに、公労委調停に際しては、「産別民間賃率準拠方式を追求し、賃金水準を高め、個別調停を重視していく」と春闘戦略の再構築を主張している。また、官公労の労戦統一問題では、官公労働者の結集を図るための基本方針づくりを推進するとともに、具体的には①仲裁・人勧問題、一致できる行革課題で全官公との共同行動をすすめる、②共通の話し合いの場として、公労協、公務員共闘、全官公で「官公労働問題懇話会」（仮称）を設置する、③総評の官公労働戦線統一対策委員会で積極的に議論をすすめる、との公労働者の再結集を積極的に提起している。このほか、技術革新による要員減（組合員減少）と組合費の引き上げが難しいことから、八三年度を組合の「財政改革元年」と位置づけ、八三年度から雑誌三誌の統合化と専従役員（九七人減）および専従書記（八七人減）を削減していくことを決めた。

**自治労第四四回定期大会**　八三年八月二四日から四日間、宮崎県・宮崎市総合体育館で開催され、行

政改革反対や地域闘争強化などを柱とする八四年度運動方針と、人勧完全実施のための当面の闘争方針などを原案どおり決定した。決定した方針では、賃金闘争について、人勧凍結を臨調行革路線による「政財界一体となった公務員賃金抑制策」の新しい攻撃ととらえ、「凍結・値切りを許さず不退転の決意でたたかう」ことを最重点課題とし、九月六日の第一波統一ストを最大のヤマ場にたたかうとしている。統一戦線問題では、全民労協を「ただちに全的統一の基盤」と考えず、全的統一については、「官公労働組合の意思統一」と「総評を通しての民間労働組合への働きかけが必要だ」と述べるにとどまっている。また、府本部への登録組合員数の削減報告をおこなった大阪府本部衛星都市職員労組連合会（衛都連）加盟を中心とした統一労組懇系二〇単組にたいし、大阪府本部の申請どおり、二〇組合を「特別調査組合」に指定する（自治労内の権利、資格の停止処分）ことを、賛成多数で可決した。なお、総評の事務局長に就任した真柄書記長の後任に、若林清太郎副委員長を選出した。

### 造船重機労連第一四回年次大会

八三年八月二五、二六日の両日、和歌山県白浜町・白浜会館で、中間大会にあたる年次大会をひらき、昨年決定された方針に沿って八四年度運動方針を決めた。大会では、全民労協の当面の活動を、政策・制度課題中心であると強調し、八四賃金闘争について、全民労協基軸の賃金闘争を批判し、産別闘争強化を通じ、金属労協共闘の強化、発展をめざすことが主張された。また、八四年の賃闘方針では、賃上げ要求方式として、平均要求にこだわらず、新たに最低要求基準金額を提示し、そのうえに組合ごとの積み上げを図る、としている。このほか産業政策問題のプロジェクトチームの第一次案が発表され、それは、企業段階のとりくみとして、「ME技術革新モデル協定」を提示し、これは事前協議制の強化、充実を図るもので、同時に、産別段階の政策闘争へのとりくみとして、ワークシェアリングの立場から時短や解雇制限などを提起している。これはむこう一年間大衆討議にかけたうえ、つぎの定期大会で正式決定される。池貝鉄工解雇問題では、はげしい議論が展開されたが、「指名解雇は許しがたい暴挙として反対するが、闘争中の被解雇者団と支部のあいだに問題があり、組織的支援には、その関係修復が必要」との執行部見解が、賛成多数で承認された。

### 全逓第三七回定期大会

八三年八月三〇日から九月二日まで、神奈川県横浜市・神奈川県民ホールで開催され、市場競争も否定しきれないという立場で、郵政事業の公共性と雇用を守るために、「参加・介入」を理念とする制度・政策闘争を積極的に展開することを軸とした、八三年度運動方針を決定した。

### 全国金属第五二回定期大会

八三年八月三〇日から九月一日まで、京都市・都ホテルで開催し、春闘再構築を中心とする八四年度運動方針案を決定した。運動方針は、春闘について、①従来の第一グループや金属労協関係単産のみでなく、民間単産が総結集し共闘を追求する、②地域での共闘を重視するとともに、全金同盟や全機金との共闘を強化する、③従来の平均要求にこだわらず、新たに最低要求基準金額を提示し、そのうえに組合ごとの積み上げを図る、としている。このほか産業政策問題のプロジェクトチームの第一次案が発表され、それは、企業段階のとりくみとして、「ME技術革新モデル協定」を提示し、これは事前協議制の強化、充実を図るもので、同時に、産別段階の政策闘争へのとりくみとして、ワークシェアリングの立場から時短や解雇制限などを提起している。これはむこう一年間大衆討議にかけたうえ、つぎの定期大会で正式決定される。池貝鉄工解雇問題では、はげしい議論が展開されたが、「指名解雇は許しがたい暴挙として反対するが、闘争中の被解雇者団と支部のあいだに問題があり、組織的支援には、その関係修復が必要」との執行部見解が、賛成多数で承認された。

### 全逓第三七回定期大会

八三年八月三〇日から九月二日まで、神奈川県横浜市・神奈川県民ホールで開催され、市場競争も否定しきれないという立場で、郵政事業の公共性と雇用を守るために、「参加・介入」を理念とする制度・政策闘争を積極的に展開することを軸とした、八三年度運動方針を決定した。

を示したものといえる。運動方針は、春闘について、人勧・仲裁の完全実施を強調し、総評、公務員共闘、公労協の統一闘争を強化し、ねばり強くたたかう態勢を確立するとしている。制度・政策闘争の具体的なすすめ方として、地区、支部に制度・政策検討委員会を設置し、地域性も加味し、国民のニーズにも応えながら、労働組合として、郵政省に要求していくことがあげられている。これをうけ、八四年二月の鉄道郵便輸送合理化（トラック輸送化）は、同一府県内の翌日配達体制を確立し、国民・利用者のニーズに応えていこうとする改革であるため、できるだけ協力していくとの立場を明らかにした。

**日教組第五八回定期大会**　八三年八月三〇日から九月二日、右翼プ仮設会場での大会という異例の事態となった。大会の冒頭、「右翼暴力集団の暴挙に抗議し、平和と民主主義を守る決議」を満場一致で可決したのち、運動方針の討議にはいった。新方針は、教育荒廃を克服するために、父母、地域住民と協力した、一大国民運動の推進を強く打ち出したものとなっている。大会の議論では、スト戦術、政党支持、労戦統一などをめぐり、主流派と反主流派の意見対立が目立った。政党支持の問題では、反主流派代議員から、組合員一人月額六五円の政治資金納入義務について、使途の明確化を求めるとともに、「政治闘争資金について不払いをふくむ、重大な決意をせざるを得ない」との意見が出された。労戦統一問題では、反主流派から、労働四団体共闘、全民労協路線全面反対の意見が出され、運動方針にたいする修正案が提出されたが、賛成約三分の一で否決された。なお、官公労の統一問題では、福岡県教組から出された修正案を字句修正し、「官公労統一準備会の発足には、五項目の補強見解を実現させ、民間の全的統一の実現を前提に慎重に対処する」を正式方針とした。なお、この大会で、四期一二年にわたり委員長の職にあった槇枝氏が退き、田中一郎新委員長を軸とする新体制に移行した。

**ゼンセン同盟第三九回定期大会**　八三年九月七日、八日の両日、東京・新宿の厚生年金会館でひらき、八四年度活動計画などを決めた。活動計画は、①全民労協の活動強化、②賃金闘争の再構築、③新たな労働時間短縮闘争の準備、④産業政策と新技術革新への対応、⑤組織の強化・拡大、⑥政策・制度要求実現のたたかい、⑦政治改革に向けての衆議院選挙対策、⑧婦人活動の推進、⑨国際活動の充実を重点課題としている。本大会は、中間大会であるため、昨年の大会での運動方針に沿った当面のとりくみ課題が中心となっている。賃金闘争については、「同盟、全民労協など各労働団体が従来の賃闘パターンにこだわらず、要求の検討にはいる時期から賃金闘争全体の戦略調整の議論をおこなう」など、新しい戦略体制をつくり上げることを提起し、全民労協については、「基本構想にもとづく民主的運動の推進を基本」とし「本格的な活動にはいる段階にある」と、活動強化を求めるとともに、エネルギー政策の合意形成や国際自由労連路線の追求を強調している。

**鉄鋼労連第六九回定期大会**　八三年九月二一日から二三日、新潟県弥彦村・弥彦総合文化会館でおこなわれ、昨年の定期大会で決定した二年間の運動方針を補強する八四年度活動方針を満場一致で決定した。活動方針は、①賃金闘争は

金属労協基軸で、政策・制度要求は、全民労協を足場にすすめ、全民労協の協議体から連合体への移行を推進する、②構造不況の鉄鋼生き残りのため、雇用確保を大前提として、減量経営や業界再編成に対処するとともに、鋼材需要の喚起をめざす産業政策を政府、業界に求めていく、③中小関連労組の中央本部への準加盟をすすめる（現在は、地方本部に加盟）、④国際自由労連加盟を検討し、来年の定期大会で結論を出す、などからなる。

**日教組第六〇回定期大会**　八四年六月一八日から二一日の四日間、沖縄県那覇市・県労働福祉センターで開催され、臨時教育審議会への対応、賃金闘争、平和教育の推進、教育労働戦線統一などを重点課題とした八四年度運動方針を決めた。冒頭のあいさつで田中委員長は、「教育実践と教育運動で子どもを中心にすえた教育改革を」と訴え、学校現場と地域での継続的とりくみによって、「上からの教育改革」を国民の側から包囲する方向をあらためて打ち出した。八四年四月の第五九回臨時大会で、臨時教育審議会への対応について、「政府直属の審議会設置に反対し、阻止行動を強化し、新たな事態が生じたら決議機関にはかる」という方針を小差で決定していたが、本大会でも、「新たな事態」の内容について、議論が集中した。反主流派の一九県二六組織が連名で、臨教審にあくまで参加せず、委員推薦しないとの共同修正案を提出したが、無記名投票の結果、賛成一七二、反対三一三で否決された。また、「政党支持自由」を求める反主流派の共同修正案は、賛成一六二、反対三二四で否決された。

【参考資料】(1)労働四団体、全民労協、統一労組懇の機関紙・誌、大会報告書、大会資料など、(2)各産別の機関紙・誌、大会報告書、大会資料など、(3)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(4)労働省労政局監修・日本労働協会編『昭和五九年版労働運動白書』、日本労働協会、一九八四年二月。

# III 団体交渉と労働争議

概要□団体交渉と労使協議──団体交渉／労使協議／苦情処理機関／労働争議──労働争議の概況：争議件数と参加人員／春闘と争議／産業別・規模別・上部団体別・要求別にみた争議：産業別にみた争議／規模別にみた争議／上部団体別にみた争議／要求別にみた争議／労働争議の解決状況

## 概要

一、労働省の調査によると、過去一年間に団体交渉をおこなった組合の割合は六八・三%で、産業別にみれば、運輸・通信業、サービス業、鉱業の順に多い。

一、同じ調査で労使協議機関がある組合の割合をみると七三・三%で、過去一年間の平均開催回数は九・四回である。

一、苦情処理機関がある組合の割合は三六・〇%で、一年間の平均開催回数は四・二回である。

一、右のことを過去のデータと比較すると、苦情処理機関を有する組合の割合は以前にくらべ増えていないが、労使協議機関は増加してきている。

一、一九八三年中の労働争議は、総争議件数五五六二件、総参加人員四〇六万四〇〇〇人で、うち、争議行為をともなう争議は件数四八一四件、行為参加人員一七七万三〇〇〇人、いずれも前年にくらべ大幅に減少した。

一、影響力の大きい「半日以上の同盟罷業」は、件数が八九三件で一九六〇年以来の最低を記録、行為参加人員は二二万四〇〇〇人で、過去最低の一九八二年につぐ低水準、労働損失日数は五〇万七〇〇〇日と、この項目が調査された一九四九年以来最低の値を

示した。

一、労働争議を産業別にみると、件数・参加人員は公務、製造業、サービス業の順に多い。

一、民営企業における労働争議の状況をみると、争議発生企業数、行為参加人員とも前年にくらべ減少しており、とくに大企業での減少が大きい。

一、争議行為参加人員は、総評、同盟、新産別、中立労連、その他とも前年にくらべて減少した。

一、争議の要求事項は「賃金および手当」関係が大部分を占めており、争議全体の七八・七%が「賃金増額」要求をかかげている。

一、争議の解決状況では、労使の直接交渉による解決が件数の二五・九%と前年にくらべ増加した。また、解決に至るまでの期間は、五日以下のものが解決件数の六六・四%である。

## 1 団体交渉と労使協議

### 団体交渉

組合員数規模三〇人以上の民営企業における約五三〇〇の単位組合にたいし、一九八三年六月三〇日を対象期日としてなされた調査＝労働大臣官房統計情報部編『日本の労働組合の現状――労働組合実態調査報告――』一九八四年版によれば、過去一年間に団体交渉をおこなった組合の割合は六八・三%で、七三・三%で、そうした組合の過去一年間の平均開催回数は九・六回である。これを第67表に産業別にみると、運輸・通信業（七九・七%）、サービス業（七八・五%）、鉱業（七七・九%）の順に高く、金融・保険業、不動産業（三七・五%）で低い。加盟上部団体別にみると、団体交渉をおこなった組合の割合は、総評（八三・五%）、無加盟（七六・〇%）、その他（その他とは総評、同盟、中立労連以外の上部団体に加入するものをいう、六八・〇%）、同盟（六五・七%）の順で高く、中立労連（四一・八%）でもっとも低い。

なお、労働省が一八〇三の単位組合を対象に一九八二年七～八月に実施し、八三年一〇月に発表した『労働協約等実態調査結果の概要（速報）』によれば、過去三年間に団体交渉をおこなっていない組合は、総数の三二%ある。その理由は、「上部組織が団体交渉をおこなうことになっているため」（六四%）、「労使協議機関等で話し合いができたため」（二三%）となっている。団体交渉の対象事項としては賃金に関するものが多く、賃金（退職金、賞与・一時金関係五三%、賞与・一時金関係八五%である。なお団体交渉により合意に達した場合、六五%の組合で労働協約を締結している。

### 労使協議

労使協議機関がある組合の割合は、『日本の労働組合実態調査報告――』によれば

**第67表**　団体交渉の実施状況　(%)

| 産業 | 計 | 団体交渉 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 行った | 平均実施回数 | 行わなかった |
| | | | 回 | |
| 計 | 100.0 | 68.3 | 9.6 | 31.7 |
| 鉱業 | 100.0 | 77.9 | 8.3 | 22.1 |
| 建設業 | 100.0 | 50.4 | 7.6 | 49.6 |
| 製造業 | 100.0 | 70.9 | 9.6 | 29.1 |
| 卸売業,小売業 | 100.0 | 66.7 | 8.9 | 33.3 |
| 金融・保険業,不動産業 | 100.0 | 37.5 | 10.7 | 62.5 |
| 運輸・通信業 | 100.0 | 79.7 | 10.4 | 20.3 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 100.0 | 55.6 | 9.2 | 44.4 |
| サービス業 | 100.0 | 78.5 | 9.3 | 21.5 |

〔備考〕　労働大臣官房統計情報部編『日本の労働組合の現状——労働組合実態調査報告——』1984年版による。

**第68表**　労使協議機関および苦情処理機関の有無別労働組合数割合ならびに平均開催回数　(%)

| 産業 | 計 | 労使協議機関 | | | 苦情処理機関 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ある | 平均開催回数 | ない | ある | 平均開催回数 | ない |
| | | | 回 | | | 回 | |
| 計 | 100.0 | 73.3 | 9.4 | 26.7 | 36.0 | 4.2 | 64.0 |
| 鉱業 | 100.0 | 85.5 | 6.5 | 14.5 | 39.3 | 7.0 | 60.7 |
| 建設業 | 100.0 | 79.0 | 7.1 | 21.0 | 42.9 | 2.8 | 57.1 |
| 製造業 | 100.0 | 82.8 | 10.0 | 17.2 | 39.2 | 4.2 | 60.8 |
| 卸売業,小売業 | 100.0 | 78.1 | 8.4 | 21.9 | 36.4 | 3.3 | 63.6 |
| 金融・保険業,不動産業 | 100.0 | 69.5 | 8.2 | 30.5 | 33.2 | 3.6 | 66.8 |
| 運輸・通信業 | 100.0 | 79.7 | 9.5 | 20.3 | 47.7 | 6.5 | 52.3 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | 100.0 | 92.3 | 15.7 | 7.7 | 70.4 | 0.9 | 29.6 |
| サービス業 | 100.0 | 40.6 | 8.2 | 59.4 | 14.2 | 3.2 | 85.8 |

〔備考〕　出所は第67表に同じ。

給業でもっとも多い。組合員数規模別にみると、規模の大きいほど労使協議機関がある組合の割合が高く、労使協議機関の平均開催回数は五〇〇〇人以上規模で三一・二回と多く、他方、ほかの規模ではほぼ一〇回程度である。

なお、『労働協約等実態調査結果の概要（速報）』は、五年ごとに実施される調査のため、同一の調査項目について時間的な変化を知ることができ、これによると、労使協議機関を有する組合は、組合総数の五九%であり、前回調査（五一%）より増加している。労使協議機関設置の主目的としては、「労使間の意志疎通」（八六%）、「労働条件の維持改善」（七七%）、「労使関係の円滑化」（八三%）、「生産性向上」（六三%）をあげるものが多く、「事業運営への参加」（三八%）をあげるものは比較的少ない。また、労使協議機関において、いわゆる経営生産事項を付議するものの比率は七九%で、その内容は「経営方針・生産計画」（九二%）、「組織機構の新設改廃・要員計画」（八〇%）、「新技術の導入」（五五%）となっている。労働組合の関与の度合は、「協議」とするものがもっとも多く、以下「説明」、「意見聴取」、「同意」とするものがつづいている。労使協議機関の機能については、組合側は七七%、使用者側は八四%が「発揮されている」としている。

### 苦情処理機関

苦情処理機関がある組合の割合は、『日本の労働組合の現状――労働組合実態調査報告――』によれば三六・〇%で、こうした機関の過去一年間平均開催回数は四・二回となっている。これを産業別にみると、苦情処理機関のある組合の割合は、電気・ガス・水道・熱供給業（七〇・四%）でもっとも高く、サービス業（一四・二%）でもっとも低い。苦情処理機関の過去一年間の平均開催回数は、鉱業（七・〇回）、運輸・通信業（六・五回）の順で多く、電気・ガス・水道・熱供給業（〇・九回）がもっとも少ない。組合員数規模別にみると、規模が大きいほど苦情処理機関がある組合の割合は高い。

過去のデータと対比できる『労働協約等実態調査結果の概要（速報）』で苦情処理機関についてみると、それを有する組合は総数の三九%で、前回調査（五年前）とくらべて変化はない。過去三年間に苦情を取り扱ったことがまったくないものが五一%、苦情取り扱い件数一～九件のものが三二%、一〇件以上のものが一七%で、取り扱った苦情の内容は、「職場環境」（七三%）、「賃金・労働時間」（四一%）、「解雇・懲戒処分・配置転換等の人事」（三六%）、「人間関係」（三二%）となっている。なお、苦情処理機関において未解決のものは、労使協議機関における協議（四三%）、団体交渉（四〇%）、上部組織のあっせん等（八%）、第三者のあっせん等（八%）が解決方法とされている。

# 2 労働争議

## 1 労働争議の概況

### 争議件数と参加人員

労働大臣官房統計情報部編『昭和五八年労働争議統計調査年報告』によれば、第69表のごとく、一九八三年の総争議件数は五五六二件、総参加人員四〇六万四〇〇〇人で、前年にくらべ、件数で二五・六%（一九一五件）、総参加人員で二四・一%（一二九万三〇〇〇人）の減少となった。このうち罷業・怠業・作業所閉鎖など争議行為をともなう争議件数は四八一四件、行為参加人員一七七万三〇〇〇人で、前年にくらべ件数で二九・〇%（一九六五件）、行為参加人員で二五・七%（六一万三〇〇〇人）減少した。

これを形態別にみると（第4図）、影響力の大きい「半日以上の同盟罷業」は、参加人員が二二万四〇〇〇人で、前年より三・六%（八〇〇〇人）増加したものの、過去最低の八二年につぐ低水準だった。また、争議件数は八九三件（前年比五・五%減）で一九六〇年以来の最低を記録、これにともなう労働損失日数は五〇万七〇〇〇日（同五・八%）減と、この項目が調査対象になった一九四九年

第69表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

| 年 | 総争議 | | 争議行為をともなう争議 | | | | | | | 怠業 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 小計 | | 半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖 | | | 半日未満の同盟罷業 | | | |
| | 件数 | 総参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 労働損失日数 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 |
| | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 千日 | 件 | 千人 | 件 | 千人 |
| 1974年 | 10,462 | 14,319 | 9,581 | 5,325 | 5,211 | 3,621 | 9,663 | 6,378 | 2,724 | 77 | 37 |
| 1975 | 8,435 | 10,261 | 7,574 | 4,614 | 3,391 | 2,732 | 8,016 | 5,475 | 2,449 | 55 | 11 |
| 1976 | 7,974 | 7,178 | 7,240 | 3,400 | 2,720 | 1,356 | 3,254 | 5,717 | 2,459 | 70 | 9 |
| 1977 | 6,060 | 6,160 | 5,533 | 2,413 | 1,712 | 692 | 1,518 | 4,522 | 1,925 | 35 | 5 |
| 1978 | 5,416 | 5,351 | 4,852 | 2,083 | 1,517 | 660 | 1,358 | 3,887 | 1,480 | 50 | 96 |
| 1979 | 4,026 | 4,540 | 3,492 | 1,476 | 1,153 | 450 | 930 | 2,743 | 1,023 | 58 | 103 |
| 1980 | 4,376 | 5,456 | 3,737 | 1,768 | 1,133 | 563 | 1,001 | 3,038 | 1,356 | 37 | 12 |
| 1981 | 7,660 | 10,414 | 7,034 | 2,914 | 955 | 247 | 554 | 6,440 | 2,745 | 29 | 3 |
| 1982 | 7,477 | 5,357 | 6,779 | 2,386 | 944 | 216 | 538 | 6,171 | 2,235 | 29 | 3 |
| 1983 | 5,562 | 4,064 | 4,814 | 1,773 | 893 | 224 | 507 | 4,284 | 1,606 | 22 | 2 |

〔備考〕 1）　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2）　総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計以後除外されている。

3）　労働大臣官房統計情報部編『昭和58年労働争議統計調査年報告』による。以下同じ。

以来最低であった。行政改革問題で守勢にまわった官公労の闘争が低迷だったことが、右のような事態の一要因である。ここには、八〇年代の労働運動全般に〝ストなし路線〟が定着し、〝対決型〟から〝協調型〟へ転換してきていることが如実に示されている。

**春闘と争議**　一九八三年の労働争議の行為参加人員の動きを月別にみると、春闘時の四月と秋闘時の一〇月に大きなヤマがみられ、一〇月には公務員共闘傘下の各組合による人勧早期完全実施の「統一スト」、政労協による賃上げ早期実現の「統一スト」がおこなわれたため、前年同月を大幅に上回り、とくに行為参加人員は春闘時の最多月である四月をも上回った。

つぎに、第70表によりながら、春季賃上げ争議についてみていこう。

春季賃上げ争議における総争議件数は、二〇六一件、総参加人員二〇二万二〇〇〇人で前年にくらべ件数で九・三%（二一一件）、総参加人員で三・二%（六万六〇〇〇人）の減少となった。これを争議行為をともなう争議でみると、件数は一九八六件、行為参加人員六一万人となり、前年にくらべ、それぞれ八・七%（一八九件）、八・五%（五万七〇〇〇人）減少している。争議行為をともなう争議のうち「半日以上の同盟罷業」は件数四九六件、行為参加人員一四万八〇〇〇人、労働損失日数二九万九〇〇〇日となっている。これを前年とくらべると、件数で〇・四%（二件）、行為参加人員で一四・四%（一万九〇〇〇人）の増加となったが、労働損失日数は〇・七%（二〇〇〇日）の減少となった。行為参加人員の増加は中小私鉄等で賃金交渉がまとまらずストに突入したものが多かったことなどのためであり、また、労働損失日数の減少は私鉄総連大手組合が昨年につづいてストを実施せずに解決したこと、他の主要単産のほとんどもストを実施しなかったことを反映している。年間争議に占める春季賃上げ争議の割合をみると、総争議では件数で三七・一%、総参加人員で四九・八%、また、争議行為をともなう争議では件数で四一・三%、行為参加人員で三四・四%となっており、いずれも前年を上回った。これを争議の形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」はここ数年それほど変化はみられず、件数で五五・八%、行為参加人員で六六・三%、労働損失日数で五九・二%と、依然として過半数が春闘時に集中している。

**第4図**　半日以上の同盟罷業の件数ならびに行為参加人員の推移

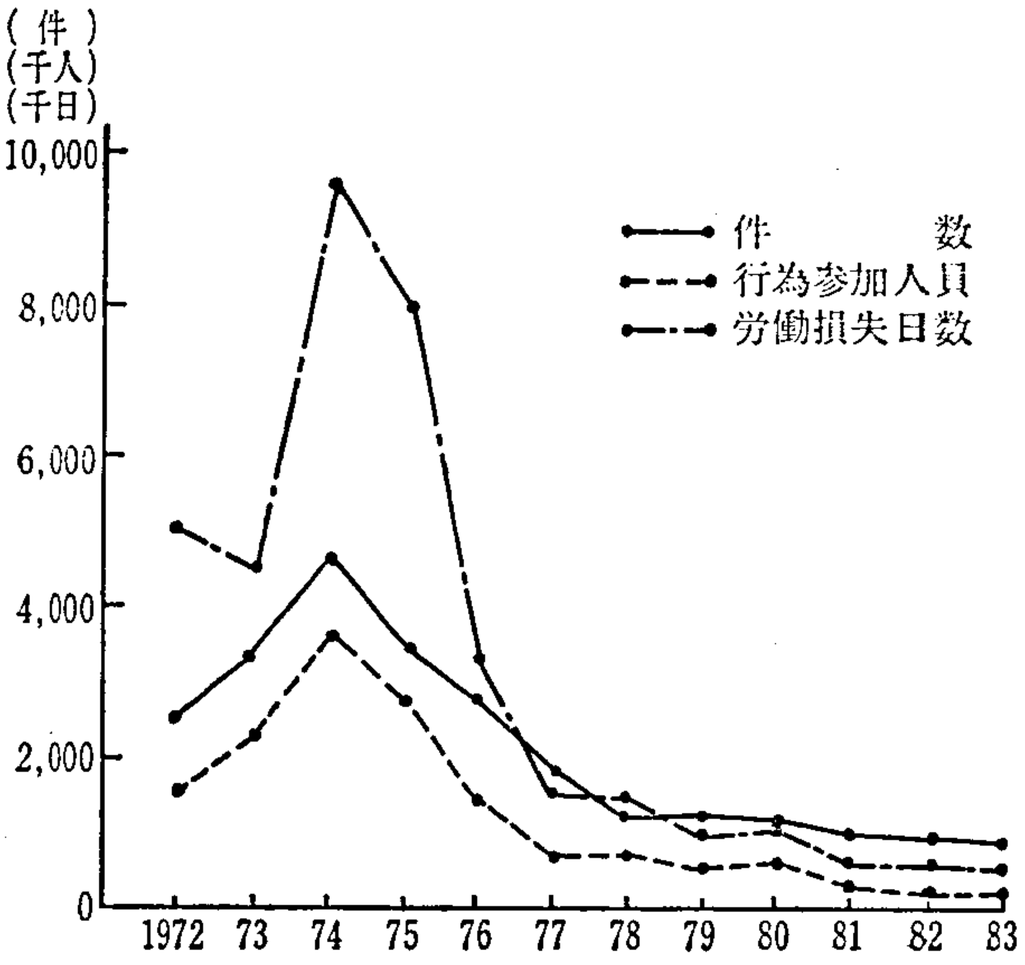

## 第70表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

| 年 | 総争議 | | 争議行為をともなう争議 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | | 半日以上の同盟罷業 | | | 半日未満の同盟罷業 | | 怠業 | |
| | 件数 | 総参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 労働損失日数 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 |
| | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 千日 | 件 | 千人 | 件 | 千人 |
| 春季賃上げ争議 | | | | | | | | | | | |
| 1979年 | 2,617<br>(△ 18.7) | 2,772<br>(△ 17.9) | 2,518<br>(△ 20.0) | 1,019<br>(△ 22.2) | 664<br>(△ 23.3) | 331<br>(△ 26.3) | 551<br>(△ 38.7) | 2,107<br>(△ 20.4) | 749<br>(△ 22.6) | 42<br>( 75.0) | 4<br>( 40.6) |
| 80 | 2,952<br>( 12.8) | 3,415<br>( 23.2) | 2,860<br>( 13.6) | 1,410<br>( 38.3) | 717<br>( 8.0) | 449<br>( 35.5) | 652<br>( 18.3) | 2,444<br>( 16.0) | 1,077<br>( 43.7) | 22<br>(△ 47.6) | 10<br>( 134.6) |
| 81 | 1,947<br>(△ 34.0) | 2,676<br>(△ 21.2) | 1,854<br>(△ 35.2) | 630<br>(△ 55.3) | 556<br>(△ 22.5) | 171<br>(△ 61.8) | 341<br>(△ 47.6) | 1,532<br>(△ 37.3) | 522<br>(△ 51.5) | 9<br>(△ 51.9) | 1<br>(△ 94.4) |
| 82 | 2,272<br>( 16.7) | 2,088<br>(△ 21.9) | 2,175<br>( 17.3) | 667<br>( 5.9) | 494<br>(△ 11.2) | 129<br>(△ 24.5) | 301<br>(△ 11.9) | 1,870<br>( 22.1) | 584<br>( 12.0) | 19<br>( 111.1) | 1<br>(△ 48.3) |
| 83 | 2,061<br>(△ 9.3) | 2,022<br>(△ 3.2) | 1,986<br>(△ 8.7) | 610<br>(△ 8.5) | 496<br>( 0.4) | 148<br>( 14.4) | 299<br>(△ 0.7) | 1,689<br>(△ 9.7) | 505<br>(△ 13.6) | 8<br>(△ 57.9) | 1<br>(△ 16.0) |
| 年間争議に占める割合（%） | | | | | | | | | | | |
| 1979年 | 65.0 | 61.0 | 72.1 | 69.1 | 57.7 | 73.7 | 60.0 | 76.8 | 73.3 | 72.4 | 4.3 |
| 80 | 67.5 | 62.6 | 76.5 | 79.8 | 63.3 | 79.7 | 65.0 | 80.4 | 79.4 | 59.5 | 89.6 |
| 81 | 25.4 | 25.7 | 26.4 | 21.6 | 58.5 | 69.4 | 62.9 | 23.8 | 19.0 | 31.0 | 19.0 |
| 82 | 30.4 | 39.0 | 32.1 | 28.0 | 52.5 | 60.0 | 56.2 | 30.3 | 26.1 | 65.5 | 36.6 |
| 83 | 37.1 | 49.8 | 41.3 | 34.4 | 55.8 | 66.3 | 59.2 | 39.8 | 31.4 | 36.4 | 50.8 |

〔備考〕 1) この表は2～5月に発生し，要求項目に「賃金増額」をふくむ争議を抜き出して集計したものである。
2) （ ）内の数字は対前年増減率（%）。
3) 表中の行為形態のほかに「作業所閉鎖」，「その他」があるが，総争議および争議行為をともなう争議の計にふくまれている。
4) 1争議で2以上の行為形態をともなう争議（たとえば「半日未満の同盟罷業」から「半日以上の同盟罷業」に移行した場合など）はそれぞれの形態で計上してあるので，形態別合計と計の数字とは一致しないことがある。

## 2　産業別・規模別・上部団体別・要求別にみた争議

### 産業別にみた争議

第71表ならびに第72表で産業別に争議行為をともなう争議についてみると、件数、行為参加人員ともとなっている。これを前年とくらべると、件数、行為参加人員ともに公務（対前年差一六三二件減、五〇万一〇〇〇人減）での減少幅が大きく、以下製造業、サービス業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業の減少が目立っているが、建設業、金融・保険業・不動産業、卸売業・小売業では件数、行為参加人員とも増加している。また、労働損失日数は、運輸・通信業、製造業、サービス業で多い。これを前年とくらべると、製造業（四万日減）、サービス業（二万五〇〇〇日減）では減少しているが、建設業（二万四〇〇〇日増）、運輸・通信業（一万五〇〇〇日増）では増加している。

### 規模別にみた争議

第73表によって、民営企業について、争議行為をともなう争議の発生企業数をみると、二三三〇企業でその行為参加人員は三九万八〇〇〇人となっており、前年にくらべそれぞれ一三・二%（三五四企業）、三・五%（一万四〇〇〇人）減少している。これを規模別にみると、一〇〇〇人以上では三三〇企業、一七万八〇〇〇人と、前年にくらべそれぞれ二三・三%、一・八%の減少となった。また、九九人以下では八二四

第71表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

| 産業 | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 3,492(100.0) | 3,737(100.0) | 7,034(100.0) | 6,779(100.0) | 4,814(100.0) |
| 鉱業 | 18( 0.5) | 21( 0.6) | 19( 0.3) | 17( 0.3) | 9( 0.2) |
| 建設業 | 27( 0.8) | 27( 0.7) | 33( 0.5) | 26( 0.4) | 61( 1.3) |
| 製造業 | 1,004( 28.8) | 1,022( 27.3) | 837( 11.9) | 756( 11.2) | 666( 13.8) |
| 卸売・小売業 | 66( 1.9) | 51( 1.4) | 46( 0.7) | 44( 0.6) | 51( 1.1) |
| 金融・保険・不動産業 | 35( 1.0) | 31( 0.8) | 24( 0.3) | 38( 0.7) | 42( 0.9) |
| 運輸・通信業 | 375( 10.7) | 358( 9.6) | 406( 5.8) | 397( 5.9) | 284( 5.9) |
| 電気・ガス・水道業 | 134( 3.8) | 145( 3.9) | 441( 6.3) | 385( 5.7) | 244( 5.1) |
| サービス業 | 498( 14.3) | 500( 13.4) | 721( 10.3) | 676( 10.0) | 655( 13.6) |
| 公務 | 1,326( 38.0) | 1,560( 41.7) | 4,488( 63.6) | 4,428( 65.0) | 2,796( 58.1) |
| その他 | 9( 0.3) | 22( 0.6) | 19( 0.3) | 12( 0.2) | 6( 0.1) |

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比(%)。

## 第72表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

| | 産業 | 1979年 | 1970年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 行為参加人員 | | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| | 計 | 1,476(100.0) | 1,768(100.0) | 2,914(100.0) | 2,386(100.0) | 1,773(100.0) |
| | 鉱業 | 10( 0.7) | 7( 0.4) | 15( 0.5) | 19( 0.8) | 11( 0.6) |
| | 建設業 | 7( 0.5) | 7( 0.4) | 9( 0.3) | 9( 0.4) | 29( 1.6) |
| | 製造業 | 228( 15.5) | 416( 23.5) | 186( 6.4) | 181( 7.6) | 149( 8.4) |
| | 卸売・小売業 | 10( 0.6) | 6( 0.3) | 6( 0.2) | 4( 0.2) | 9( 0.5) |
| | 金融・保険・不動産業 | 10( 0.7) | 11( 0.6) | 10( 0.4) | 5( 0.2) | 17( 1.0) |
| | 運輸・通信業 | 403( 27.3) | 258( 14.6) | 204( 7.0) | 143( 6.0) | 125( 7.1) |
| | 電気・ガス・水道業 | 27( 1.9) | 24( 1.4) | 72( 2.5) | 60( 2.5) | 41( 2.3) |
| | サービス業 | 266( 18.0) | 364( 20.6) | 676( 23.2) | 430( 18.0) | 358( 20.2) |
| | 公務 | 507( 34.3) | 650( 36.8) | 1,724( 59.2) | 1,528( 64.1) | 1,027( 57.9) |
| | その他 | 9( 0.6) | 25( 1.4) | 11( 0.4) | 4( 0.2) | 6( 0.4) |
| 労働損失日数 | | 千日 | 千日 | 千日 | 千日 | 千日 |
| | 計 | 930(100.0) | 1,001(100.0) | 554(100.0) | 538(100.0) | 507(100.0) |
| | 鉱業 | 16( 1.7) | 10( 1.0) | 33( 6.0) | 24( 4.5) | 15( 3.0) |
| | 建設業 | 14( 1.5) | 13( 1.3) | 11( 2.0) | 0( 0.0) | 24( 4.7) |
| | 製造業 | 354( 38.1) | 547( 54.7) | 240( 43.3) | 227( 42.3) | 188( 37.1) |
| | 卸売・小売業 | 8( 0.9) | 3( 0.3) | 4( 0.8) | 3( 0.6) | 7( 1.5) |
| | 金融・保険・不動産業 | 20( 2.2) | 25( 2.5) | 2( 0.4) | 0( 0.0) | 6( 1.1) |
| | 運輸・通信業 | 435( 46.8) | 302( 30.2) | 162( 29.2) | 206( 38.2) | 221( 43.6) |
| | 電気・ガス・水道業 | 3( 0.3) | 6( 0.0) | 1( 0.2) | 0( 0.1) | 1( 0.1) |
| | サービス業 | 71( 7.6) | 69( 6.9) | 94( 17.0) | 63( 11.7) | 38( 7.5) |
| | 公務 | 7( 0.7) | 9( 0.9) | 2( 0.3) | 14( 2.6) | 6( 1.1) |
| | その他 | 2( 0.3) | 22( 2.2) | 4( 0.7) | —( — ) | 2( 0.3) |

〔備考〕 1)「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比(%)。

## 第73表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ）

| 企業規模 | 企業数 | | | 行為参加人員 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1982年 | 1983年 | 対前年増減差 | 1982年 | 1983年 | 対前年増減差 |
| | | | | 千人 | 千人 | 千人 |
| 計 | 2,684 ( 100.0) | 2,330 ( 100.0) | △ 354 (△ 13.2) | 412 ( 100.0) | 398 ( 100.0) | △ 14 (△ 3.5) |
| 1,000人以上 | 430 ( 16.0) | 330 ( 14.2) | △ 100 (△ 23.3) | 181 ( 43.9) | 178 ( 44.7) | △ 3 (△ 1.8) |
| 300～999人 | 427 ( 15.9) | 431 ( 18.5) | 4 ( 0.9) | 102 ( 24.8) | 99 ( 24.9) | △ 3 (△ 2.9) |
| 100～299人 | 724 ( 27.0) | 694 ( 29.8) | △ 30 (△ 4.1) | 73 ( 17.8) | 68 ( 17.2) | △ 5 (△ 6.7) |
| 99人以下 | 1,049 ( 39.1) | 824 ( 35.4) | △ 225 (△ 21.4) | 30 ( 7.2) | 25 ( 6.3) | △ 5 (△ 15.9) |

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2)（ ）内は構成比（%）。
3) 対前年増減差の（ ）内は対前年増減率（%）。

## 第74表　主要団体別労働争議件数の推移

（単位：件）

| 主要団体 | | 1979年 | 1970年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総争議 | 合計 | 4,026(100.0) | 4,376(100.0) | 7,660(100.0) | 7,477(100.0) | 5,562(100.0) |
| | 総評 | 2,890( 71.8) | 3,180( 72.7) | 6,659( 86.9) | 6,479( 86.8) | 4,603( 82.8) |
| | 同盟 | 184( 4.6) | 222( 5.1) | 164( 2.1) | 144( 1.9) | 106( 1.9) |
| | 新産別 | 26( 0.6) | 20( 0.5) | 25( 0.3) | 21( 0.2) | 19( 0.3) |
| | 中立労連 | 97( 2.4) | 114( 2.6) | 82( 1.1) | 76( 1.0) | 57( 1.0) |
| | その他 | 829( 20.6) | 840( 19.2) | 730( 9.5) | 757( 10.1) | 777( 14.0) |
| うち争議行為を伴う争議 | 合計 | 3,492(100.0) | 3,737(100.0) | 7,034(100.0) | 6,779(100.0) | 4,814(100.0) |
| | 総評 | 2,635( 75.5) | 2,879( 77.0) | 6,285( 89.4) | 6,064( 89.5) | 4,171( 86.7) |
| | 同盟 | 89( 2.5) | 97( 2.6) | 101( 1.4) | 83( 1.2) | 64( 1.3) |
| | 新産別 | 26( 0.7) | 20( 0.5) | 24( 0.3) | 18( 0.2) | 16( 0.3) |
| | 中立労連 | 92( 2.6) | 101( 2.7) | 72( 1.0) | 67( 1.0) | 50( 1.0) |
| | その他 | 650( 18.6) | 640( 17.1) | 552( 7.8) | 547( 8.1) | 513( 10.7) |

〔備考〕 1) （ ）内は構成比（%）。

## 第75表　主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移

| 主要団体 | 行為参加人員 | | | 半日以上の同盟罷業 | | | | | | 半日未満の同盟罷業 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 行為参加人員 | | | 労働損失日数 | | | 行為参加人員 | | |
| | 1982年 | 1983年 | 対前年増減差 | 1982年 | 1983年 | 対前年増減差 | 1982年 | 1983年 | 対前年増減差 | 1982年 | 1983年 | 対前年増減差 |
| | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千日 | 千日 | 千日 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 計 | 2,386 (100.0) | 11773 (100.0) | △ 612 (△25.7) | 216 (100.0) | 223 (100.0) | 8 ( 3.6) | 535 (100.0) | 504 (100.0) | △ 31 (△5.8) | 2,235 (100.0) | 1,606 (100.0) | △ 629 (△28.1) |
| 総評 | 2,227 (93.3) | 1,638 (92.4) | △ 589 (△26.5) | 134 (62.3) | 155 (69.3) | 20 (15.2) | 338 (63.2) | 371 (73.7) | 33 ( 9.8) | 2,133 (95.4) | 1,518 (94.5) | △ 614 (△28.8) |
| 同盟 | 17 ( 0.7) | 16 ( 0.9) | △ 1 (△6.3) | 15 ( 6.9) | 13 ( 5.9) | △ 2 (△11.4) | 23 ( 4.3) | 19 ( 3.8) | △ 4 (△16.3) | 4 ( 0.2) | 8 ( 0.5) | 5 (119.0) |
| 新産別 | 8 ( 0.3) | 6 ( 0.4) | △ 2 (△20.9) | 6 ( 2.9) | 6 ( 2.8) | △ 0 (△1.2) | 26 ( 4.8) | 17 ( 3.5) | △ 8 (△31.5) | 7 ( 0.3) | 2 ( 0.1) | △ 5 (△76.9) |
| 中立労連 | 17 ( 0.7) | 10 ( 0.6) | △ 7 (△39.3) | 10 ( 4.9) | 4 ( 2.0) | △ 6 (△57.9) | 18 ( 3.3) | 8 ( 1.5) | △ 10 (△56.2) | 9 ( 0.4) | 8 ( 0.5) | △ 1 (△10.8) |
| その他 | 116 ( 4.9) | 102 (5.8) | △ 14 (△11.7) | 50 (23.0) | 45 (20.0) | △ 5 (△9.9) | 131 (24.5) | 89 (17.6) | △ 42 (△32.4) | 83 ( 3.7) | 70 ( 4.4) | △ 13 (△15.3) |

〔備考〕 1) （ ）内は構成比（%）。
2) 対前年増減差の（ ）内は対前年増減率（%）。
3) 表中の行為形態のほかに「作業所閉鎖」「怠業」「その他」があるが，全体の行為参加人員にはそれらの行為参加人員がふくまれる。
4) 1争議で2以上の行為形態をともなう争議（たとえば「半日未満の同盟罷業」から「半日以上の同盟罷業」に移行した場合など）はそれぞれの形態で計上してあるので形態別合計と計の数字とは一致しないことがある。

## 第76表　労働争議の主要要求事項別件数の推移

| 主要要求事項 | 1982年 | 1983年 | 対前年増減率 |
|---|---|---|---|
| | 件 | 件 | % |
| 要求事項総数 | 7,477 (100.0) | 5,562 ( 100.0) | △ 25.6 |
| 組合保障および労働協約 | 240 ( 3.2) | 317 ( 5.7) | 32.1 |
| 組合保障および組合活動 | 173 ( 2.3) | 240 ( 4.3) | 38.7 |
| 労働協約の締結および改訂 | 54 ( 0.7) | 66 ( 1.2) | 22.2 |
| 労働協約の効力 | 21 ( 0.3) | 14 ( 0.3) | △ 33.3 |
| 賃金および手当 | 6,638 ( 88.8) | 4,976 ( 89.5) | △ 25.0 |
| 賃金増額 | 5,951 ( 79.6) | 4,375 ( 78.7) | △ 26.5 |
| 臨時給与金 | 806 ( 10.8) | 672 ( 12.1) | △ 16.6 |
| 退職手当 | 45 ( 0.6) | 48 ( 0.9) | 6.7 |
| その他の賃金・手当 | 94 ( 1.3) | 129 ( 2.3) | 37.2 |
| 賃金以外の労働条件 | 219 ( 2.9) | 200 ( 3.6) | △ 8.7 |
| 労働時間の変更 | 17 ( 0.2) | 22 ( 0.4) | 29.4 |
| 休日・休暇 | 99 ( 1.3) | 29 ( 0.5) | △ 70.7 |
| その他の労働条件 | 107 ( 1.4) | 149 ( 2.7) | 39.3 |
| 経営および人事 | 378 ( 5.1) | 444 ( 8.0) | 17.5 |
| 解雇反対・被解雇者の復職 | 129 ( 1.7) | 127 ( 2.3) | △ 1.6 |
| 事業の休廃止・操業短縮 | 43 ( 0.6) | 40 ( 0.7) | △ 7.0 |
| その他の経営および人事 | 220 ( 2.9) | 290 ( 5.2) | 31.8 |
| その他 | 4,928 ( 65.9) | 2,891 ( 52.0) | 41.3 |

〔備考〕 1)　1労働争議につき，労働者側から提出された要求のうち主なもの2つまで（1つの場合は1つ）を，全体で14の要求事項の項目のなかから選び，主要要求事項として取り上げている。

2)　「組合保障および労働協約」,「賃金および手当」等の各区分の数値は，1労働争議につき2つの主要要求事項があり，その2つの主要要求事項がともに各区分内にある場合，重複を除いて1件として計上することとしているので，各区分内の項目の合計とは一致しないことがある。なお，この各区分の数値の計上方式は本年の報告からおこなっている。

3)　1)　2)から，総争議件数と，主要要求事項の各区分の計とは一致しない。

4)　（　）内は総争議件数にたいする主要要求事項の割合（%）。

第77表　労働争議の解決状況　　（単位：件）

| 年 | 総争議件数 | 当年中解決または解決扱い件数 | | | | | | | | | 翌年への繰越し件数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 解決 | | | | | | | その他（解決扱い） | |
| | | | 労使直接交渉 | | 第三者関与 | | | | | | |
| | | | | うち第三者関与有り | 計 | うち労働委員会関与 | | | | | |
| | | | | | | 小計 | あっ旋 | 調停 | 仲裁 | | |
| 1982年 | 7,477 | 7,310<br>(100.0) | 1,421<br>(19.4) | 209<br>( 2.9) | 291<br>( 4.0) | 266<br>( 3.0) | 237<br>( 3.2) | 25<br>( 0.3) | 4<br>( 0.1) | 5,598<br>(76.6) | 167 |
| 1983年 | 5,562 | 5,406<br>(100.0) | 1,401<br>(25.9) | 204<br>( 3.8) | 353<br>( 6.5) | 315<br>( 5.8) | 292<br>( 5.4) | 20<br>( 0.3) | 3<br>( 0.1) | 3,652<br>(67.6) | 156 |

〔備考〕 1) （ ）内は構成比（%）。

2) 「その他（解決扱い）」には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような労働争議（たとえば政治スト，支援スト等もここに区分される），解決の事情が明らかでないような労働争議等がふくまたる。

3) 「労使直接交渉」のうち「うち第三者関与有り」とは労使の直接交渉にもとづいて解決したものであるが，その経過において，あっせんや調停等を第三者にゆだねたことのあるものをいう。

第78表　主要要求事項および継続期間別労働争議解決件数　　（単位：件）

| 主要要求事項 | 計 | 5日以下 | 6～10日 | 11～30日 | 31日以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 解決争議件数 | 5,496<br>(100.0) | 3,588<br>(66.4) | 228<br>( 4.2) | 898<br>(16.6) | 692<br>(12.8) |
| 解決要求事項総数 | 8,873<br>(100.0) | 6,379<br>(71.9) | 373<br>( 3.1) | 1,318<br>(14.9) | 903<br>(10.2) |
| 組合保障および労働協約 | 277<br>(100.0) | 110<br>(39.7) | 10<br>( 3.6) | 52<br>(18.8) | 105<br>(37.9) |
| 賃金および手当 | 4,912<br>(100.0) | 3,397<br>(69.2) | 212<br>( 4.3) | 809<br>(16.5) | 494<br>(10.1) |
| 賃金以外の労働条件 | 182<br>(100.0) | 81<br>(44.5) | 8<br>( 4.4) | 31<br>(17.0) | 62<br>(34.1) |
| 経営および人事 | 380<br>(100.0) | 132<br>(34.7) | 7<br>( 1.8) | 134<br>(35.3) | 107<br>(28.2) |
| その他 | 2,871<br>(100.0) | 2,579<br>(89.8) | 12<br>( 0.4) | 215<br>( 7.5) | 65<br>( 2.3) |

〔備考〕 1) （ ）内は構成比（%）。

企業（対前年比二一・四%減）、二万五〇〇〇人（同一五・九%減）となっている。前年とくらべると、三〇〇～九九人で発生企業数がわずかに増加した以外は発生企業数、行為参加人員ともすべての規模で減少している。

**上部団体別にみた争議**　第74表によって、総争議ならびに争議行為をともなう争議を主要連合団体別にみると、いずれも件数は総評が九〇%近くを占めている。第75表で争議行為をともなう争議についてみると、行為参加人員では総評が一六三万八〇〇〇人と全体の九〇%以上を占め、ついでだいぶ離れて同盟一万六〇〇〇人、中立労連一万人、新産別六〇〇〇人となる。いずれも前年とくらべ大幅に減少した。「半日以上の同盟罷業」にともなう労働損失日数では、総評が三七万一〇〇〇日で全体の七三・七%を占めている。

**要求別にみた争議**　第76表で主要要求事項別の状況をみると、七八・七%の争議（四三七五件）が「賃金増額」を要求しており、ついで一二・一%（六七二件）の争議が「臨時給与金」要求をかかげているが、ともに前年より減少している。政治スト・支援スト等の「その他」は、八三年には公務員の人勧完全実施要求争議が減少したため、前年にくらべ大幅に減少した。

## 3　労働争議の解決状況

一九八三年の総争議五五六二件のうち、解決および解決扱い（当事者の労使間では解決方法がない労働争議、解決の事情が明らかでない争議等）となったのは五四〇六件（全体の九七・二%）で、解決方法別の内訳は第77表のとおりである。労使直接交渉によるものの割合増加が注目される。争議の解決件数を継続期間（争議開始から解決にいたるまでの期間）別にみると、第78表のように五日以下で解決した争議が三五八八件（解決件数の六六・四%）と多く、前年にくらべその割合も高くなっている。主要要求別に継続期間をみると、「賃金増額」「労働協約の締結および改訂」「休日・休暇」要求での争議は、五日以下で解決したものが半数以上を占めるのにたいし、「解雇反対等」「事業の休廃止等」「労働協約の効力」に関する要求での争議は、過半が継続期間三一日以上である。

【参考資料】(1)労働大臣官房統計情報部編『日本の労働組合の現状――』一九八四年版Ⅰ・Ⅱ（一九八四年六月）、(2)労働省労政局『労働協約等実態調査結果の概要（速報）』（一九八三年一〇月）、(3)労働大臣官房統計情報部編『昭和五八年労働争議統計調査年報告』（一九八四年六月）

# IV 賃金闘争

概要□八三年秋季年末闘争――八四年春季闘争――労働諸団体の春闘態勢／労働諸団体の春闘白書／八四年春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の賃金闘争／八四年春闘妥結状況／定昇をめぐる労働各団体の主張／八四年春闘総括

## 概要

一、八三年秋季闘争は、一〇・一二田中実刑判決を機に、国会内外での政治的緊張が強まるなかでたたかわれた。そのなかでは、仲裁・人勧問題が焦点の一つであった。

一、八三年年末一時金妥結額は、労働省調べで、五四万七二五七円で対前年伸び率は二・七%となり、伸び率は八〇年以降四年連続して減少した。

一、八四年春闘は日本経済が回復基調にあるなかですすめられたが、日経連大槻会長の「ベアは高成長の遺物」発言にみられるように、経営側の積極的な賃金抑制姿勢もあり、春闘をめぐる情勢には厳しいものがあった。

一、全民労協は、賃闘の戦術的調整役としての役割を拡大する傾向にあり、総評、同盟などのナショナルセンターとの関係も、労働戦線統一問題もからみ微妙なものとなっている。

一、春闘では、労働四団体と全民労協が、六%以上で合意したが、前年と比して必ずしもその連携がうまくいったわけではなかった。

一、金属労協を中心に民間大手にたいし、四月一一日、集中的に回答がなされた。鉄鋼は賃上げ六九〇〇円（三・一一%、うち定昇

三七〇〇円）であった。全体として前年実績率はカバーされた。

一、私鉄大手は一発回答、ストなし解決となった。賃上げ一万七〇〇円。

一、人勧・仲裁の完全実施要求にたいして、政府が四月四日、「誠意をもってとりくむ」との回答を示したため、公務員共闘と公労協は四月六日のストを中止した。

一、八四年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで、妥結額九三五四円、賃上げ率四・四六％で（前年八九六四円、四・四〇％）史上最低であった八三年春闘実績とくらべて、わずかながらも増加の傾向を示した。

一、労働側の春闘総括は、総評、統一労組懇が「満足できる結果ではない」と評価、同盟は不満を示しながらも「経営側の賃金抑制政策に歯どめをかけた」と一定の評価をし、金属労協、全民労協などは「一定の成果があった」とおおむね肯定的な評価をくだした。

## 1　八三年秋季年末闘争

### 闘争をとりまく情勢

八三年秋季年末闘争をとりまく政治的背景、国際的には、INF・STARTなどの核兵器削減交渉が中断し、大韓航空機撃墜事件が起こるなど米ソ対立がいちだんとエスカレートしたため、全世界的に核戦争を危惧する声が大きく広がった。一方、国内政局は、九月八日から一一月二八日まで行政改革を主題とした臨時国会が開催されたが、一〇月一二日のロッキード事件田中実刑判決をはさんで激動し、与野党の対立と折衝は一二月総選挙へ向かって複雑な展開を示そうとしていた。

他方、経済情勢は、実質経済成長率が季調済み前期比で四～六月期一・一％、七～九月期で一・五％と増加傾向を示していること、また、企業収益も前年同期比で四～六月期三・三％増、七～九月期二三・七％と大幅に伸びたことにあらわれているように回復基調を示していた。しかし雇用失業情勢は、完全失業率が二・六～二・八％を推移するなどきわめて厳しいものがあった。

### 総評・秋季年末闘争方針

総評は、七月の定期大会で秋季闘争方針大綱として、①国民行革のたたかい、②経済政策転換、総合景気対策、年金改悪阻止、減税の実施を求めるたたかい、③人勧・仲裁完全実施のたたかい、④時間短縮、定年延長を中心とする雇用保障のたたかい、⑤反戦・平和と政治倫理確立のたたかい等を中心課題とした方針を決定、その後九月二日の幹事会を経て九月一二日の第一回拡大評議員会で秋季闘争方針として決定した。方針は、闘争課題としてつぎの六つを主要な柱として提起している。

(1)　相当規模の減税の年内実施を求める闘いを秋闘の最優先課題として前面にたてて闘う。同時に大型間接税の導入には反対する。

(2)　人勧抑制は仲裁に連動し、来春闘にも大きなマイナス効果をもたらす。二年続きの人勧凍結を許さず、人勧・仲裁の完全実施をかちとる。

(3)　一〇・一二田中判決を機に自民党の内紛をひきおこして政局流動化のきっかけともなる気配を示している。この動きをとらえ、われわれも田

中糾弾の大衆行動を展開する。また幅広い国民的な闘いとして反核、軍縮、平和の闘いを展開する。

(4) 国民行革会議を早期に設置し、中曽根行革に対置するわれわれの行革を明確にし、労働者内、国民多数の合意形成を急ぐ必要がある。

(5) 総合労働条件向上の闘いとして時短闘争については年間二〇〇〇時間以下、中小における週休二日制の促進、年次有給休暇の完全取得の三点を重視してとりくむ。

さらに「週休二日、週四〇時間労働の労基法改正」、「年齢による雇用差別禁止法、当面定年六〇歳の制定」の昭和六〇年実現をめざして秋から四団体、野党と準備をすすめる。

(6) 年内解散総選挙の可能性は大きいとみられている。自民党を少数党に転落させるために選挙態勢の早期確立を図る。

具体的なたたかいのすすめ方については、臨時国会で減税実施の決着をつけることを最重要課題としてとりくむ、とりくみにあたっては四団体共闘を軸に大胆な大衆行動を展開する、人勧・仲裁完全実施のたたかいについては、公務員、公労協のたたかいを基軸に総評全体の闘争としていき、決定的なヤマ場での官民統一闘争にむけて準備をする、一〇月を反核、軍縮、平和、政治倫理確立総行動月間とする、などの方針がうち出された。

### 一〇・七、公務員共闘時限スト

一〇月に入り、一〇・一二田中判決前に人勧・仲裁の決着をはかるため、公労協、公務員共闘を中心にさまざまな行動が展開された。一〇月三日、公労協は「仲裁裁定の議決案件をただちに取り下げ、完全実施すべきだ」との申し入れを政府にたいしておこない、つづいて七日の統一行動日には全国動員による各省庁交渉をおこなった。公務員共闘は、人勧の早期完全実施を要求して一〇月四、五日、第六波統一行動として中央集会、国会請願をおこなった。そして翌六日、丹羽総務長官、後藤田官房長官とそれぞれ会見し、強く要請したが、「早く結論を出すよう努力する」との回答にとどまったこともあり、一〇月七日、九〇万人が参加し時限ストを打った。また、全官公も一〇月三日政府にたいして人勧早期実施を申し入れた。なお総評の一〇・七秋闘第三次統一行動としての中央決起集会には、約五二〇〇人が参加した。

### 閣僚会議、公務員ベア二%に決定

政府・自民党は一〇月二〇日の給与関係閣僚会議で、公務員労働者の賃金引き上げについて、人事院勧告（六・四七%）を無視し、一般職の平均で二%とすることを決定した。これにたいし総評と公務員共闘は同日、「閣議決定は人事院勧告の理念を踏みにじり、財政優位の立場に固執し、そのシワヨセを一方的に公務員労働者に押しつけるもの」（総評声明）とそれぞれ、抗議声明を発表した。公務員共闘の声明は「政府は今年の春闘以来、二年連続凍結はしない。人勧の実施には誠意をもって最大限の努力をするとの約束をしてきた」とし、政府決定は「昨年の全面凍結に追いうちをかけた二重の暴挙である」と強く抗議し、そのうえで「決定の撤回と要求の実現へ全力をあげる」決意を表明した。

こうした政府の対応にたいして田中角栄即時辞職、減税年内実現、人勧・仲裁完全実施をめざして、秋闘第四次統一行動緊急中央集会が一〇月二四日午後、東京・明治公園で全国から一万八〇〇〇人を集めてひらかれた。冒頭の主催者代表あいさつで真柄総評事務局長は「田中角栄のいすわり、約束を守らない減税、人勧を値切った閣議決定など政府自民党の度重なる暴挙は断じて許せない。怒りをもって反撃にたち上がろう」と訴えた。つづいて民間単産、公労

協、公務員共闘の代表が「官民一体で要求貫徹までたたかいぬく」決意を表明した。集会は最後に「中曽根内閣を解散に追いこみ、総選挙闘争勝利・保革伯仲をかちとろう」のアピールを採択、国会へ向けデモ行進した。

勧告を三分の一に値切ったこの政府の決定にたいしては、人事院総裁も「きわめて遺憾である」旨の談話を発表した。

こうして公務員の賃金決定システムである人事院勧告制度は、制度そのものの意義とあり方が根本的に問われるといった事態を二年連続して迎えるにいたった。その後の公務員共闘、公労協の一〇、一一月の運動も結局、固い政府の態度を変えさせることはできず、一一月二八日の参院本会議で減税、公務員給与、仲裁裁定等の全法案が可決された。このため公務員共闘は二八日の常任幹事会で二%の給与法改正について、①今回の措置にたいし、再びＩＬＯに提訴する、②国内においては賃金、権利と結合したスト権確立のたたかいをいっそう強化する等の抗議声明を確認、発表した。なお、国鉄の昇給問題について、国労、全動労が仲裁申請をおこなっていたが、一二月一〇日、公労委が「地方協定制度及び回復昇給に関しては当局提案の協定案によること」などの仲裁裁定書を当局、国労、全動労の関係当事者に交付したことにより終息をみた。

### 年末一時金闘争

年末一時金要求は、一一月に入り、要求が出そろい、同月中旬以降、各業種・企業で交渉が本格化した。全体として、前年を若干上回る妥結額であり、ほとんどの組合がストを実施することもなく一一月中に解決していった。

### 年末一時金妥結状況

労働省調べによる民間主要企業の年末一時金妥結状況（加重平均）は、第79表のとおりである。

妥結額平均は、五四万七二五七円と前年（五三万三一〇九円）を一万四一四八円上回った。対前年伸び率は二・七%であり、七六年以降最低の伸び率であった前年（三・二%）とくらべても〇・五ポイントも低い伸び率であった。これは、年間協定により八三年夏季一時金交渉時に年末一時金まで決定された企業における伸び率が低かったこと、景気はゆるやかな回復基調にあるが、今季交渉により決定した企業においても業績の回復がいまだ年末一時金に反映するまでにはいたらなかったものが多かったことなどを反映したものと思われる。

産業別に妥結額をみると、高いのは、新聞・放送（八〇万一九六三円）であり、それに証券（七三万六三一六円）、水産・食料品（七一万四〇六九円）がつづいている。反対にもっとも低いのは、鉱山（四一万一八八二円）、ついで繊維（四二万四六九円）である。また対前年伸び率では、車両、卸・小売、鉄鋼、セメント、ゴム製品がマイナスを記録した。二ケタの伸び率を示したのは、証券の三〇・九%、紙・パルプの一一・四%の二つで、つぎに石油製品の八・一%がつづいているが、全体としてはバラツキは昨年並みである。

つぎに同じく労働省調べで、年間臨給実施状況の推移を見てみよう（第80表）。実施率（Ｂ／Ａ）では、前年の五七・三%であり、七四年を底にして、年々増加傾向がつづいてきたが、ここではじめて、わずかではあるが、マイナスに転じた。また、冬夏型（Ｄ／Ｂ）にたいして、夏冬型（Ｃ／Ｂ）の優位傾向は

## 第79表　1983年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況（加重平均）

| 産業 | 調査企業数 | 平均年齢 | 妥結額 | 対前年伸び率 | 1982年 妥結額 | 1982年 対前年伸び率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 歳 | 円 | % | 社 円 | % |
| 平均 | 288 | 35.1 | 547,257 | 2.7 | 288 533,109 | 3.2 |
| 鉱山 | 10 | 40.3 | 411,882 | 1.8 | 10 404,569 | 2.0 |
| 水産・食料品 | 19 | 37.1 | 714,069 | 3.1 | 19 692,520 | 6.4 |
| 繊維 | 23 | 33.8 | 420,498 | 3.9 | 23 404,738 | 3.9 |
| 紙・パルプ | 12 | 38.5 | 523,558 | 11.4 | 12 469,915 | 9.8 |
| 印刷 | 3 | 31.6 | 520,024 | 5.5 | 3 493,052 | 4.4 |
| 化学 | 49 | 35.7 | 575,762 | 5.7 | 49 544,779 | 1.8 |
| 石油製品 | 8 | 35.1 | 508,217 | 8.1 | 8 470,079 | 3.1 |
| ゴム製品 | 4 | 36.1 | 502,200 | △0.5 | 4 504,714 | 3.4 |
| セメント | 5 | 38.3 | 498,324 | △1.5 | 5 505,957 | 2.0 |
| 鉄鋼 | 15 | 37.7 | 497,893 | △1.8 | 15 507,038 | 2.0 |
| 電線 | 6 | 35.3 | 450,114 | 3.1 | 6 436,499 | 1.7 |
| 機械金属 | 29 | 35.8 | 544,799 | 0.8 | 29 540,484 | 3.9 |
| 電気機器 | 28 | 32.8 | 535,846 | 3.4 | 28 518,621 | 3.4 |
| 造船 | 7 | 38.3 | 479,112 | 0.2 | 7 477,930 | 2.3 |
| 車両 | 2 | 39.1 | 468,129 | △6.0 | 2 498,000 | 4.8 |
| 自動車 | 9 | 33.8 | 599,241 | 2.2 | 9 586,122 | 5.6 |
| 卸・小売 | 19 | 29.8 | 622,361 | △2.0 | 19 635,180 | 1.4 |
| 証券 | 4 | 28.5 | 736,316 | 30.9 | 4 562,296 | △14.7 |
| 陸運 | 18 | 40.1 | 558,738 | 3.6 | 18 539,297 | 3.7 |
| 新聞・放送 | 6 | 39.2 | 801,963 | 4.4 | 6 768,185 | △0.7 |
| 電力 | 9 | 34.7 | 561,000 | 4.1 | 9 539,000 | 3.9 |
| ガス | 3 | 36.0 | 556,449 | 6.4 | 3 523,002 | 8.4 |

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として，東証または大証一部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業288社である。

2) 対前年伸び率は，集計企業のうち，前年と比較のできる同一企業について伸び率を算出したものであり，今回の集計企業の妥結額と57年の妥結額を比較した伸び率とは必ずしも一致しない。

3) △は減。

4) 労働省労政局労働組合課調べ。

**第80表　年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移**

| 年 | A 調査企業数 | B 年間臨給実施企業数 | Aのうちに占める割合（B/A） | C Bのうち夏冬型実施企業数 | Bのうちに占める割合（C/B） | D Bのうち冬夏型実施企業数 | Bのうちに占める割合（D/B） | E BのうちCおよびD以外の企業数 | Bのうちに占める割合（E/B） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 社 | % | 社 | % | 社 | % | 社 | % |
| 1973 | 279 | 151 | 54.1 | 53 | 35.1 | 95 | 62.9 | 3 | 2.0 |
| 1974 | 275 | 89 | 32.4 | 35 | 39.3 | 52 | 58.4 | 2 | 2.2 |
| 1975 | 271 | 101 | 37.3 | 49 | 48.5 | 47 | 46.5 | 5 | 5.0 |
| 1976 | 273 | 125 | 45.8 | 71 | 56.8 | 51 | 40.8 | 3 | 2.4 |
| 1977 | 279 | 132 | 47.3 | 81 | 61.4 | 49 | 37.1 | 2 | 1.5 |
| 1978 | 281 | 134 | 47.7 | 81 | 60.4 | 50 | 37.3 | 3 | 2.2 |
| 1979 | 283 | 146 | 51.6 | 87 | 59.6 | 54 | 37.0 | 5 | 3.4 |
| 1980 | 287 | 158 | 55.1 | 93 | 58.9 | 58 | 36.7 | 7 | 4.4 |
| 1981 | 287 | 160 | 55.8 | 97 | 60.6 | 56 | 35.0 | 7 | 4.4 |
| 1982 | 288 | 166 | 57.6 | 104 | 62.7 | 58 | 34.9 | 4 | 2.4 |
| 1983 | 288 | 165 | 57.3 | 104 | 63.0 | 58 | 35.2 | 3 | 1.8 |

〔備考〕 1）　E欄の数値は，夏冬型および冬夏型の企業以外で2期分以上の一時金を合わせて決定している企業（2年協定等）である。

2）　労働省労政局労働組合課調べ。

前年と同様である。

## 2　八四年春闘争

### 八四年春闘の背景

八四年春闘は、五五年の春闘開始以来、三〇年目の春闘となる。労働側にとっては、前年末の総選挙で自民党が大きく後退し、野党が進出した政治環境の変化と日本経済が回復基調に転ずるという有利な条件を生かし、経営側の厚い壁を打ち破り、八〇年代後半にむけて展望をひらきうるかどうかという重要な春闘であった。この八四年春闘の背景として、おおむねつぎのことが指摘できる。

第一に、政治的背景としては、四月の統一地方選挙、六月の参議院議員選挙と保守化傾向がつづいた八三年政治決戦が、暮れの総選挙で逆転、自民党が過半数を割り、三年半ぶりに衆議院では与野党伯仲、自民、新自クの連立政権の成立という事態をもたらしたことがある。しかし、野党の進出が、公明・民社を中心とする中道勢力の伸長というかたちをとったため、政局は与野党の対立拡大という方向ではなく、両者の政策的接近という方向に動く傾向を見せようとしている。そのなかでは、中道各党と社会党との関係の新たな展開が注目される。

第二に、総評、同盟と全民労協との関係も労働戦線統一の底流と

からみ、微妙なものがあり、一方、他方の極である統一労組懇も組織的強化をはかっており、戦線統一の今後を占ううえで、この春闘の動向は注意を要するものとなっている。

第三に、経済基調の点では、景気は外需主導型で回復局面に転じ、企業収益は改善され、個人消費もゆるやかながら回復するなど内需にも明るさがみえてきた。しかし、雇用失業情勢は、完全失業率が八三年秋にはやや改善する動きはあるものの、依然として厳しい環境にあった。

こうした景気の一定の回復は、経済成長の八三年度政府見通しの三・四%を達成させうる見込みであったが、他方、外需主導型の回復は国際収支の黒字拡大にともなう貿易摩擦の再燃が懸念された。

このような背景のもとで八四春闘は展開されることになったが、経済情勢に明るさが見えるようになったとはいえ、労働側の主体的条件が必ずしも満足な状況にないこと、鉄鋼、アルミニウムなどの基礎的素材産業の一部はひきつづき厳しい状況下にあることなど、楽観を許す情勢ではなかった。

## 1 労働諸団体の春闘態勢

### 八四国民春闘共闘会議の発足

総評、中立労連、純中立などの組合で構成する国民春闘共闘会議は、八三年一一月七日、東京で、八四国民春闘共闘会議の結成総会をひらいた。結成総会には、六七単産、四四県共闘、七ブロック共闘、三部会共闘などの代表二二〇名が出席、藁科中立労連事務局長の司会のもとに開会し、議長に田口中立労連副議長を選出、黒川総評議長が、共闘会議準備会を代表してあいさつをおこなった。

同議長は、そのなかで「八四春闘はすでにはじまっている。官公労の人勧・仲裁完全実施のたたかいが、この秋闘の中心的なたたかいとして、いま展開されているからである。政府、財界はこの人勧・仲裁を通じて、またまた賃金抑制政策をうちだし、八四春闘の低額おさえこみを狙っている」と述べ、「労働者は今日、賃金抑圧、雇用悪化、労働強化、福祉後退、生活環境の破壊といった多様な生活上の困難をかかえている。これらの課題のどれ一つをとってみても、全労働組合の結集と国民諸階層との連帯がなければ、十分な成果をあげることはできない」と強調し、「われわれは、春闘を、労働者の賃上げを中心とする労働条件の改善だけにとどめずに、国民生活全体の改善をはかるため、国民諸階層との連携をさらに深めつつ、ほんとうに国民春闘の名にふさわしいたたかいを中央、地方で前進させていこう」と八四国民春闘へ臨む決意を表明した。

つづいて真柄総評事務局長が、「八四春闘をめぐる情勢の特徴とわれわれの任務、要求とたたかいの考え方について」を柱とする、八四国民春闘の基本構想案と、八四国民春闘の機構と運営案について提起、また横山中立労連事務局次長が八四国民春闘共闘会議の役員・幹事構成案について提案し、それぞれ満場一致で確認された。

春闘共闘はその「基本構想」で、①大手と中小の格差是正、②人勧凍結、仲裁の延期や不完全実施とたたかう官公労の全面支援、③総合的な生活闘争、労働条件闘争として八四春闘を組織する、④春闘共闘の範囲内だけでなく、ひろく労働団体間で討議を深め共通の

要求基準を設定する、などを提起した。なお、春闘共闘会議は二月九日、東京で第三回総会をひらき、四月上旬から中旬にかけて、官民一体の総がかりで集中決戦をするという方針を決めた。

### 全民労協第二回総会

全民労協は八三年一一月二日、第二回総会をひらき、八四年度の活動方針、予算などを決定した（本年鑑Ⅱ—Ⅱ「労働組合の大会」参照）。

総会の冒頭あいさつに立った堅山議長は、「全的統一や未組織労働者への影響力からすれば端緒を築いたにすぎないが、共同行動の積み上げで相互信頼を深め、統一を前進させなければならない」と強調した。八四春闘については「情勢が厳しいという認識では労働側も一致している。専断的な経営側の態度を打破するため、全民労協として、労働四団体や大産別共闘との調整をはかり、八四賃金闘争連絡会の合意を尊重しながら、労働側の態勢強化のための主体的努力も強化していきたい」と述べた。

総会では、①八四年六月末までに八四～八五年度政策・制度要求と提言をまとめる、②単産自決体制の強化を基本とし、労働四団体、大産別共闘組織間の調整機能を果たしていく、③八四年度中に五〇〇万人台、八五年度中に六〇〇万人台の組織拡大をめざす、④活動推進のため九地方ブロックに地域連絡会を設置する、などの方針が決定された。こうして全民労協は、八三年にもまして、春闘の調整役としての役割を果たそうとしている。

また、全民労協は八四年一月二〇日、加盟全単産代表者で構成する八四賃金闘争委員会を発足させ、八四賃闘に向けての態勢を整えた。当面、先行グループのヤマ場を三月末から四月初め、中核グループのヤマ場を四月上・中旬に想定、四月中には全体の解決を図ることを基本に、総評など労働四団体、金属労協など大産別組織との連携のもとに戦術調整をすすめ、二月一四日の次回戦術委員会で賃闘戦術の大枠を決めることを確認した。同時に、賃金闘争を政策制度の改善とあわせた総合生活闘争として推進していくことも確認した。①内需拡大による景気回復を確実なものにする、②一兆四〇〇〇億円の減税を実現する、など一〇項目の政策アピールを発表した。

### 「賃金闘争連絡会」の要求基準六%以上

労働四団体と全民労協は、八三年一〇月二五日の五団体事務局長・書記長会議において八四年賃闘をすすめるため、金属労協、化学エネルギー労協をふくめて「賃金闘争連絡会」を設置する方向を確認した。つづいて、一一月一日、労働四団体、全民労協、化学エネルギー労協の七団体議長・会長会議は、正式構成メンバーは労働四団体と全民労協の五団体とし、金属労協、化学エネルギー労協、全交運、同盟交運協の四大産業別共闘は要請に応じて出席することとした「八四賃金闘争連絡会」を正式に設置した。

連絡会は「六%以上を基準として定昇は各団体の自主決定にゆだねる」とするなどの要求基準を一一月二五日決定した。これを受けて、春闘共闘会議は、「①六%以上を基準とする、②その際定昇分（定昇制度のないところは定昇見合い分）は、産業、地域の組合が責任をもって独自に確保する、③賃上げ要求額については、産業間、企業間、地域間における賃金格差の状況をふまえて決定する」とした。

### 同盟

八三年一二月一日の中央評議会で「基準とすべき要求額を一万二〇〇〇円とする」とし、また、「定昇を基準のなかにふくめるかどうかについて

は、各産別、単組の自主的決定に委ねる、各産別、単組は、以上の率もしくは額を基準とし、産業、業種、企業の実態、格差是正の必要、定昇の扱い、定昇の大きさなどを考慮して、独自に要求を決定する」とした。

**金属労協**　八三年一二月一日、三役会と常任幹事会をひらき、要求基準を「六%基準または一万二〇〇〇円基準にする」ことを決めた。

**統一労組懇**　第二回全国代表者会議（八三年一一月一六日）で、引間博愛常任代表委員は「三万円以上の賃上げを目安として提起し、議論をよびかける」と述べた。また全民労協や労働四団体の動向にふれ、「共通しているのは経済整合性を前提にした賃金自粛論であり、全民労協基軸の春闘では展望はひらけない」と批判した。

## 2　労働諸団体の春闘白書

### 八四国民春闘白書

国民春闘共闘会議は八三年一二月二二日、東京で第二回総会をひらき「八四国民春闘白書」を発表した。まず白書は、日本経済の基調について過去三年間の低迷を脱し八三年半ば以降景気回復過程に入っているという現状認識を示し、また他方、日本経済は十分な供給余力をもっているので、景気の上昇がインフレを引き起こす心配はまったくなく、八四年の春闘は積極的な賃金引き上げの客観的条件がととのっていると分析している。しかし、それにもかかわらず、日本の景気回復の力が弱いのは、輸出主導型の景気回復パターンのため、国内に自律的な回復力＝内需の拡充がないからである、としている。

こうした分析のうえにたって、白書はつぎのような基本的方向を提示している。

日本経済の話や、内需拡大論は職場の交渉ではそのまま使いにくいという意見もある。それは一面では職場の実情を示しているが、同時に以下の二つの点も考慮に入れる必要がある。

第一は、いまや日本の賃上げは総資本と総労働というかたちで集中した時期に春闘という大きな場できまるようになってきている。すべての労働団体が集まって要求基準について共通の合意を形成しているのは、こうした実情を認識するからである。したがって、総労働的な制度政策が必要である。

また、第二に、企業は団体交渉において赤字など企業事情を前面に出すこともあろう。けれども、余裕のある企業は、日経連の生産性基準原理をタテにとり、業界や資本全体の相場を理由に賃上げを抑えようとするであろう。その意味では資本の側も、企業事情の底にマクロの論理がはたらいているのである。そしてその背後には経団連を中心とする〝がまんの哲学〟（低成長＝低賃上げ論）の思想的キャンペーンが厳として存在している。こうした資本の三段構えの陣立て、①企業事情、②生産性基準原理もしくは業界相場、③がまん哲学、に対して労働側もまた三段構えの武装が必要である。

①職場討議による自らの具体的な要求の決定と提出、②Ⅱでみた全労働者に共通する賃金とくらしの問題点、これが総労働の賃上げの基礎であり、③〝がまんの哲学〟に対する労働側の日本経済と賃金のあり方についての提示である。すなわち、われわれの要求する賃上げこそが、日本経済の内外の矛盾を緩和する道につながる。

白書は以上のような方向にたって、いくつかの重要な方針を提起している。その第一は、制度政策とトータルな生活防衛という観点

である。すなわち低成長の時代には、賃上げだけにたよっていては生活改善は望めないので、税制、社会保障、雇用政策、物価政策などトータルな努力によって総合的に生活の向上をめざさなければならないとするものである。

第二は、雇用保障と労働時間短縮の方針である。そのなかでは、「職業訓練、雇用保険など政府の雇用保障制度の充実を急ぐとともに時短、定年延長、高齢者雇用の推進など労働組合独自の雇用拡大の運動」の強化と「男女雇用平等法」の成立をめざすことを訴えている。そして「雇用を全労働者にわかちあうためには、労働時間の短縮が今や不可欠の条件であり、また、先進国労働者の国際連帯のためにも、公正労働条件の一つとして、日本の長時間労働は改められなければならない」と結論づけている。

第三に格差是正と公正な賃金。そのなかで、「労働者のくらしは企業事情とは関係なく社会において営まれるものであるから、中長期的展望に立って賃金の過大な格差を縮小する努力が必要」であると主張している。そして、平均賃金にたいする最低賃金の割合は、先進国平均の四六～六六%にたいしてわが国のそれが三八・八%と、いちだんと低いことを指摘しつつ「公正な賃金実現のため、未組織労働者の労働条件の改善の最大の手段として、最低賃金制の役割は低成長下でいっそう重大になっている」と最賃制の役割を強調している。

全体として白書は、八四春闘では、賃金闘争の全労働者的団結の強化、官民の統一の拡大、地域春闘強化、最賃共闘の重視などが重要であるとした。

賃上げ要求基準についてはつぎのとおりである。

① 物価上昇等、生活悪化の実態をふまえて、生活向上分等の総合的立場から六%以上を要求基準とする。

② その際、定昇分（定昇制度のないところは定昇見合い分）は、産業、地域の組合が責任をもって独自に確保する。

③ 賃上げ要求額については、産別間、企業間、地域間における賃金格差の状況をふまえて決定する。

**同盟の賃金白書**　同盟の「賃金白書」は八四春闘をめぐる経済情勢について、八三年に入り急激に回復過程に入っていると概観したうえで、その回復が外需依存パターンにかたよっていると分析し、このため「貿易摩擦は、さらに広い領域で激化する動きをみせている」と先行き不安材料も指摘している。そしてこうした回復過程を反映して「企業収益は着実に改善を示してきている」として、これに積極的に対応すべきことを訴えている。

つぎに白書は、八四賃闘の位置と課題についてつぎのように述べている。

① 八四賃闘には、次の三つの課題がある。
- 実質賃金を引き上げ、生活向上をはかる。
- 格差拡大に歯止めをかける。
- 雇用情勢改善の端緒をつくる。

② この課題を全体として果たすためには、わが国経済が三%の低成長から脱却して、中期的に四～五%の中成長を達成していくことが必要である。賃上げはまた、そのための条件である消費需要の拡大をつくりだす。

そして、こうした経済成長と賃上げを実現するため、政府にたいして「一兆四〇〇〇億円減税要求の完全実施、社会資本投資二兆円の増額、三〇〇〇億円の中小企業設備投資、行政諸経費の徹底的な削減、公定歩合の〇・五%再引き下げ」などの経済政策を要求して

いる。なお、四%台成長の達成のためには、個人消費を実質三・五%程度拡大させることが必要であるとしている。また、ここ数年拡大傾向にある賃金格差を縮小するため、低賃金労働者の労働条件の引き上げのためのとりくみの強化を主張している。

賃上げ要求基準について白書は、すでにあげた三つの課題を解決し、「生活水準の着実な向上を基軸としてわが国の経済、社会をおおっている停滞、不均衡を打破し、内需中心の整合性ある中成長路線を確立する出発点」として、率で六%、金額で一万二〇〇〇円を提示した。前年の七%、一万三五〇〇円とくらべ低いものとなっている。また、定昇の性格と取り扱いについては、「定昇を実施させることは労働者の当然の権利であることを基本として、産別・単組の実情を踏まえて定昇の取り扱いを自主的に決定するとともに、定昇の制度化に対する取り組みを強め、経営側の賃上げ抑制を意図した定昇論を打破しなければならない」という方針で臨むこととしている。

**金属労協（IMF・JC）の白書**

金属労協は八三年一二月一六日、東京で第二六回協議委員会をひらき、八四年闘争方針（いわゆる白書）を決定した。

方針は要求の基調についてつぎのように述べている。

わが国経済の実態、労働者生活の実態を踏まえ、八四年闘争を総合的生活闘争として位置づけ、賃上げと、①所得税・住民税の減税、②公共投資の有効活用と社会資本の整備・拡充など地域開発の促進、③民間企業、とりわけ中小企業の設備投資促進への投資減税などの諸政策によって内需の拡大を図り、四%台の実質経済成長の達成と雇用確保・拡大、実質賃金、実質可処分所得の確保・引き上げを基調として取り組むことにする。

また、具体的要求基準として、六%または一万二〇〇〇円基準という数字が提示された。

八四闘争の基調についてつぎのように主張している。

JCは八四年闘争に取り組むにあたって、金属大産別共闘としての集中決戦方式を基本とした闘争の推進を追求することとし、厳しい環境の中にあってもそれぞれの産別自決体制を強化し、相乗効果を高めるための戦術討議を行っていく。

また、化学エネルギー労協との共闘を強化し、全民労協の場を中心とした民間労組との共闘・連携を強化することによって、要求実現へ向けJC共闘全体として努力していく。

闘争の具体的テンポについては、要求提出を三月一五日までにおこない、ただちに団体交渉を開始する、闘争の最大のヤマ場を四月上旬に求める方向で戦術検討する、という方針が決められた。

**全民労協の賃金闘争方針**

全日本民間労働組合協議会（全民労協）は八三年一二月一四日の代表者会議で、八四賃金闘争方針を決めた。

方針は、賃金と経済との関係をめぐるマクロの視点からも、実質可処分所得の伸びが少ない労働者の生活実態を前面にかかげて賃闘にとりくむ必要があると強調している。また労働四団体、IMF・JCなど大産別組織との連携を密にし、組織間の調整機能を果たしていく、との態度をうち出している。

そして、実質賃金の引き上げの重視とともに、それとあわせて「当面の政策・制度の要求の前提となる経済目標を、この賃上げによってもたらされる内需拡大を中心とした四%台の実質経済成長率、二%台の消費者物価上昇率、二%程度の失業率におき、これに見合った経済政策と予算編成を実現させなければならない」とし、それと同時に、「一定水準の実質可処分所得の向上を実現するため

に、不公平税制の改革、一兆四〇〇〇億円減税の完全実施と見返り増税阻止、社会的負担の抑制などが不可欠」であるとしている。したがって八四賃闘の留意点として、闘争は「これら通年的にとりくまなければならない総合的生活闘争の一環として、相互の関連を重視しながら」すすめる必要があること、とともに賃闘は賃闘としてケジメをつけていく必要があることを指摘している。

賃金引き上げ要求および最低賃金要求の要点は、以下のとおりである。

八四賃金闘争の賃上げ要求は、過年度平均の消費者物価上昇率プラスαとする。消費者物価上昇率は二%程度と見込まれる。αは四%以上を目途とする。

したがって、要求は六%以上を目途とする。定昇は、制度の有無にかかわらず、年功的な賃金水準を維持するために必要な措置であって、その水準の引き上げをはかるベース・アップとは明確に区別されるべきものである。また、全民労協の調査によれば、定昇は平均的には二%程度の大きさであるが、実際の大きさは、制度内容を含めて企業ごとに千差万別である。

これらを確認したうえで、定昇ないし定昇相当分の扱いについては、各加盟組織の自主的決定にゆだねる。

ここ数年の賃金格差拡大傾向に歯止めをかけ、個別賃金の社会的平準化をはかるため、ポイント賃金目標を設定する。

産業別ないし企業内の協定最低賃金の基準額を九万六〇〇〇円とする。各加盟組織は、これを目標として横断的協定化もしくは単組ごとの協定化に努力するとともに、その成果を未組織労働者に拡張適用させるたたかい（最賃法第一一条および労組法第一八条の適用）に積極的に取り組む。

方針は最後に、日経連の賃金抑制を批判しつつ、もし、そうした賃金抑制を許すならば、「内需は引き続き低迷し、貿易摩擦を激化して日本経済は孤立化し、耐え難い大量失業と生活水準の低下をもたらす縮小均衡への悪循環に陥る危険性がある」と指摘し、「全民労協は、八四賃金闘争の前段から全交渉期間を通じて、日経連をはじめとする経営者団体との交渉を重ね、無責任な主張に抗議するとともに、責任ある国民経済的対応を強くもとめていく」と訴えている。

## 3　八四年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、金属労協、全民労協などの白書、方針等の発表ののち、各単産もまた、春闘諸要求、方針の提起をおこなった。ここでは春闘諸要求とその特徴をみておこう。

### 賃上げ要求基準

労働四団体、全民労協を中心に構成する「八四賃闘連絡会」が八三年末に労働側の統一要求基準を「六%以上」に決定したこともあり、これをふまえた主要単産の要求は、鉄鋼労連の五・三%、一万一七〇〇円を下限に私鉄総連の八・九%、一万八五〇〇円を上限とした幅にほぼ収まっており、おおむね六～八%に集中している。統一労組懇の「三万円以上」は別として、消費者物価が二%と沈静化している状況を考慮し、八三春闘よりも一%近く要求を下げている。

また、額表示では、新聞労連の三万円以上、全国一般の三万円前後、全港湾の二万五〇〇〇円が高いほうとなっている。

### その他の諸要求

総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は、八四年度予算編成にむけての対政府共同申

し入れを一月一二日におこなった。そのなかで労働四団体は、予算編成の重点として、①八四年度中に所得税一兆円、住民税四〇〇〇億円あわせて一兆四〇〇〇億円の減税を実施する、②八四年度に二〇〇〇億円の中小企業設備投資減税を実施する、③公務員、公企体職員のために適正な給与改善費を計上する、④医療保険制度については本人給付率の削減、一部負担増など健保改悪案を撤回し、雇用保険制度についての国庫負担を削減することなく、再就職が困難な中高年求職者について特段の配慮をおこなうなどの事項について要請した。各労働団体はこうした要求とならんで、労働時間短縮、定年延長などの雇用保障、安全衛生、災害補償、年金制度改善、不公平税制の是正、住宅などを企業および政府、自治体にたいし要求した。また統一労組懇は、全国民的課題として減税、医療、年金、教育、福祉等の一〇大制度要求をかかげている。

全体として、景気が回復基調にあるとはいえ、低成長下での生活防衛のためにも、政策・制度的要求実現のためのとりくみを重視していく傾向が強まっていることが八四年度の一つの特徴であった。しかし各労働団体間での政策的要求の調整が十分でなかったこともあり、重点や的のはっきりしない弱点をもっていたのも事実であった。

## 4　春闘前段のとりくみ

### 日経連大槻会長「ベアは高成長の遺物」発言

日経連は八四年一月一一日、臨時総会をひらき、「労働問題研究委員会報告」を満場一致で承認した（本年鑑Ⅲ―Ⅴ「経営者団体の労働政策」参照）。総会冒頭、大槻会長はあいさつのなかで「ベースアップは高成長時代の遺物、毎年ベースアップは許されない段階である。今年の賃金交渉は、昨年の正常化の第一歩をさらにすすめて、物価も安定しているのだから定昇程度でいくべきだ」とベア・ゼロをうち出した。大槻見解によれば「いま日本経済はダイエット中であり、ようやく体調が正常化しつつある。しかしここでダイエットを中止すれば元の木阿弥になる。ダイエットを続け、ダイエットに馴れさせ、ダイエットそのものが正常な状態となるようにしなければならない」と景気回復下で高目の賃金決定をめざす労働組合や学者の意見を謬論として、真っ向から対決する姿勢を示した。これは前年の稲山経団連会長の「ベア・ゼロ」発言以上に強硬なもので、八四年春闘にかける経営側のはっきりとした決意をあらわしたものであった。

松崎専務理事の「報告」はこれをうけるかたちで、生産性基準原理にもとづく賃金決定を強調した。とくに定期昇給制度について、定昇実施のためにも総人件費の増加が必要であり、これに加えてベースアップをおこなう合理的理由はない、と定昇程度の賃金決定を

具体的にうち出した。そして、そのなかで「惰性的ベース・アップは一年間休んだらどうか」という提案をおこなった。また、官公労働者の賃金・労働条件の決定について、八王子市や武蔵野市の退職金・一時金問題をひきあいに出しつつ、「労使協定」の原則を否認する見解を示した。

### 春闘共闘、日経連報告に強く反発

一方、春闘共闘は八四年一月一一日、日経連の「労働問題研究委員会報告」にたいして「批判」を発表した。「批判」は「報告」が事実上の春闘廃止論を提唱しているとして強く反発するとともに、「総労働の統一した反撃によって厳しく対決していく」との決意をあらためて明らかにした。

今回の日経連報告は、参議院廃止や義務教育期間の短縮・見直し、婦人労働者の家庭復帰など労働問題以外の分野にも多く言及しているが、これについて「批判」は、「浅薄な打算や弱者切捨ての思想に貫かれ」ており、「先進国社会が新しい人間的価値の形成をめざして積極的な試みを開始している時代に、このような主張はあまりにも時代錯誤だ」と反発している。また「批判」は、「報告」が「定昇のほかにベース・アップをすることは低成長下ではたして合理的理由をもつであろうか」とベア拒否を主張していることにたいして、これは新年度の実質経済成長率の上昇と関係なく、賃金は定昇しか支払わないということであり、日経連のいう「生産性基準原理」と矛盾するほどの暴論だ、と述べている。また、「報告」が「消費は物価安定によって増加する」といっていることについて、「批判」は、それは、名目賃金が物価とともに低下せず、実質賃金が上昇することを前提にしているとして、ベア・ストップ論との矛盾を指摘している。さらに「批判」は、日経連が、中小企業にたいする労働省の行政指導を「過剰介入」と批判していること、現行法定最賃制度の改悪を意図していることについて、「きわめて反社会的なもの」と厳しく批判した。

### 二・二三、八四春闘勝利・中央決起集会

国民春闘共闘会議の第一次統一行動として、二月二三日、中央春闘共闘と東京春闘共闘会議の共同主催で、午後六時から日比谷野外音楽堂で中央集会がもたれた。雪の降るなか、約二五〇〇人が集まり、春闘勝利へむけて意志結集をおこなった。集会には、「賃上げ要求満額獲得、人勧・仲裁を完全実施させよう。健保改悪など社会保障、雇用保障の後退に反対しよう。間接税の導入に反対し、一兆四〇〇〇億の減税を勝ちとろう。定年延長と労働時間の短縮で、雇用の安定拡大をめざそう」などのスローガンがかかげられた。黒川総評議長はあいさつのなかで、「強気で攻めの春闘を展開しよう」とヤマ場の闘争態勢づくりをあらためて呼びかけた。

## 5　春闘の本格的展開

### 総評臨時大会、四月上中旬をヤマ場に設定

総評は二月八日から二日間、東京で第七〇回臨時大会をひらき、八四年春闘方針を決めた。方針は、八四春闘を八〇年代後半に向けた春闘再構築の第一年目になると位置づけ、賃上げと制度・政策要求の実現をめざし総労働を結集するとの戦略を立てた。

たたかい方については、政治・経済情勢の好転を材料に「強気に攻めのたたかいを展開する」方向を示した。とくに大会のなかでは、従来までの鉄鋼回答依存型から産別自決態勢への転換の必要性が強調された。また、具体的な戦術調整の場として、八四賃闘連絡会、主要単産、共闘組織代表による「春闘サミット」の設置を呼びかけた。

三月に入り、春闘ヤマ場にむけた戦術論議、調整が精力的にすすめられた。まず、私鉄総連は二月二九日に中央闘争委員会をひらき、中央集団交渉を大手八社でおこなうことなどを決定した。黒川委員長は「私鉄としては八四春闘のヤマ場設定を四月第二週とし、できれば、一〇日を活かして調整していく」と表明した。

これを受けて総評は、三月一日に全単産委員長会議をひらき、①四月六日に官民統一行動日を設定し、民間の賃上げ、人勧・仲裁および減税、健保などの制度課題でストライキをふくむ統一行動を展開する、②ひきつづき四月第二週にむけてたたかいを強化し、具体的日程は、春闘共闘および関係諸組織と十分調整のうえ設定すること、などを確認した。ヤマ場の設定について、真柄事務局長は、「大勢としては中旬＝第二週に重点をおき、私鉄の見解をふまえてさらに調整する」との考えを明らかにした。また、公務員共闘は三月五日の拡大共闘委員会で、たたかい方を協議し、三月段階の行動を強化しつつ、「二時間ストをベースにして」（丸山議長）総評の統一行動に参加していくことを申しあわせた。

**全民労協、四・一一を集中回答日として設定**

全民労協は二月一四日の代表者会議と闘争委員会において、八四賃金闘争の当面の方針、政府の昭和五九年度経済運営・予算案にたいする対応などについて協議した。そのなかで、八四年賃金闘争については、経営側の姿勢にたいするいっそうの態勢強化をあらためて確認し、「景気好転や生活悪化など昨年とはまったく異なった状況」をふまえた「新たな挑戦への共通認識」の徹底とともに、不況業種での産業政策闘争、中小企業労働者政策の強化を強調した。また、官公労働者の賃金について、「人勧・仲裁をめぐる今日の事態が、民間賃金闘争にたいし、賃金抑制の手段としてきわめて悪影響を与えてきた」と指摘し、「制度を無視してきた政府の態度は断じて許されない」として、「全民労協みずからの重要課題として受けとめ、この制度が完全に実施されるよう政府にたいし積極的に行動を展開する」としていた。

さらに、当面の闘争日程としては、三月一四日に決起集会をひらくのを皮切りに、①（ナショナルセンターに）無所属の加盟組織と連携し、先行グループの態勢づくりに努め、三月末から四月初めをヤマ場とする、②中核グループは四月第一週を交渉の最大のヤマ場とし、第二週に向かい集中決着が図れるよう総力をあげる、③加盟組織全体の解決日程は四月末とし、全体のメドがつくまで闘争態勢を継続していくことを確認した。

全民労協は、その後戦術調整をすすめるなかで、三月一四日、代表者会議と闘争委員会をひらき、春闘ヤマ場の戦術について、中核グループの集中回答日を四月一一日とすることなどを決定した。この日は、全民労協の会議の前にJC（金属労協）の戦術委員会もひらかれ、同趣旨の方針を確認した。このことは、私鉄総連が一二日にストを予定していることや、全国金属、全日通、紙パ労連など他の総評系の組合が一一日を回答指定日に予定していることとあいま

って、八四春闘では、各労働団体の枠をこえて民間主要組合が同一日に回答を集中させるという新たな陣型がかたちづくられていくこととなった。

全民労協の方針は、①先行グループは三月末から四月初めを目標に解決・高額回答引き出しに全力をあげる、②四月第二週に集中決着をめざす中核グループは、集中回答日を四月一一日として総力をあげる、③中核グループにつづく組織は第二週後半から第三週にかけてヤマ場を設け、解決へ全力をあげる、というもので、中核グループの一一日以降の闘争態勢については、三月二一日の戦術委で大綱を確認することにしていた。また、人勧・仲裁について、「今後とも、労働四団体と連携をとりながら、完全実施に向けて、全民労協として役割を果たしていく」ことを確認した。

代表者会議にひきつづいてひらかれた全民労協の代表者決起集会「闘い抜く」において、竪山議長は「今春闘の戦術論議では、全民労協が積極的に提起して、各団体・共闘の賛同をえてきた」と述べ、主要民間組合の集中決戦態勢づくりにいたる全民労協の役割を強調した。

### 三・二三総行動、地域から一万二千人結集

三月二三日、約一万二〇〇〇人規模で「八四春闘・働く者の生活と権利を守る全国縦断行動――中央総行動」が、春闘前段の総評独自行動としてとりくまれた。二月下旬から三月中旬にかけて各地域では賃金引き上げ、人勧・仲裁の完全実施、減税、健保・年金の改悪反対、男女雇用平等法の実現、労働基本権の確立、争議組合支援などをテーマに決起集会、対自治体、企業交渉、署名行動、キャラバンなど独自行動がおこなわれていたが、これらのなかでつみ上げられた成果や運動がもち寄られ、統一要求課題をもとに、それぞれ交渉、抗議行動が展開された。

当日は午前一一時に日比谷野外音楽堂に集合し、全体集会をひらいた。あいさつに立った黒川議長は「マスコミを中心に先行組合がたたかっているが、相手のしばりは強くおもうような回答は出ていない。八四春闘はストをもってたたかう本番をむかえるが、高額回答をもぎとるファイトが必要だ」と激励し、つづいて各交渉団体を代表して、県評、婦人、被爆者らがそれぞれ決意を表明した。その後、参加者は政府、関係省庁交渉グループ、背景資本グループにわかれて行動をとった。政党、官房長官、労働省、厚生省、最高裁、経団連、大和銀行、富士重工、三井造船などに出向き要求を明らかにした。丸の内昼休みデモで始まった背景資本追及行動には各地から集まった争議組合が集結し、オフィス街では随所で社前集会や座りこみがおこなわれた。行動は最後に日比谷野音に再結集し総括集会をひらき、四月六日の官民統一行動、一一、一二日を春闘のヤマ場としてたたかうことを確認した。

### 四・一、国民のくらしを守る84総決起集会

八四春闘の本格的な決戦を前に、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体と全民労協共催による「国民のくらしを守る84総決起集会」が四月一日、東京・千駄ケ谷の明治公園で開かれ、各団体の枠をこえ約三万五〇〇〇人が集まった。同集会は、新聞、民放などマスコミを中心とした先行組合の回答促進を図るとともに、四月六日の官民統一行動、さらに一二日の統一行動を背景におこなわれる一一日の私鉄、金属労協各単産の大詰めの賃金交渉へ向け、労働団体の結束を強めたたかいを大きく盛り上げるためにひら

かれた。また労働四団体と全民労協は、これまで減税要求を軸に共闘を積み重ねてきたが、春闘前に賃上げ要求で共同の集会をもつのははじめてのことであった。

集会の冒頭、主催者を代表して竪山中立労連議長は「労働四団体と全民労協は六%以上の賃上げ要求で合意した。この要求基準は本音とたて前を区分けするような余裕のあるものではない。ギリギリの要求であり、最低のハドメをかけたものだ」と述べ、「今後の経営側の対応いかんでは、われわれは実力でたち向かう必要がある」と決意を表明した。また各団体の代表も「八四春闘の成否は、今後の労働運動に大きな影響をもつもの」（宇佐美同盟会長）、「徹底的にたたかい抜き、労働者の春をむかえよう」（山田全民労協事務局長）などと呼びかけた。最後に総評の黒川議長が「産別自決体制を相場を確定しよう」との連携のもとに相乗効果を最大限に発揮し高額都内をデモ行進した。

### 先行グループ昨年を千円上回る

春闘共闘は、四月五～七日を中心に先行単産の回答引き出しを図っていたが、六日発表されたコンピュータ集計では、六日現在回答が出されたのは二二単産約二三〇〇組合であった。昨年同期の一七五〇組合を上回り、新聞労連、観光労連などの主力・中堅組合では妥結組合も出た。回答・妥結額は単純平均でされている二〇三組合についてみると、回答・妥結額は単純平均で一万二六六〇円（五・三%）、昨年の平均一万一六三八円（五・二%）を約一〇〇〇円上回っていた。一方、同盟の集計によると、先行三七二組合の単純平均は九〇九五円（五・三一%）で、率ではほぼ同じ水準となっていた。

春闘共闘会議はこれについて、「春闘前段の賃上げ水準は、資本側の厳しい賃金抑制に抗して、昨年同時期よりも上回る傾向にあり、今後四月中旬のたたかいに向けて強い励ましになっている」という評価をあたえた。

### 鉄鋼・造船七〇〇〇円で攻防

春闘相場の動向を方向づける鉄鋼大手五社の賃上げ交渉は、四月に入っても難航をつづけ、決着が金属労協の集中回答日（四月一一日）直前までもつれこむという事態になった。最終局面では、組合側は八三年実績（定昇込み六八〇〇円、三・一四%）を金額、率のいずれも上回る七〇〇〇円、三・一六%を強硬に主張、鉄鋼不況による実績不振を理由に、ベア部分が昨年と同額の六九〇〇円を上限とする経営側とはげしくぶつかった。金属四業種のうち鉄鋼と同額決着がほぼ確実な造船の回答も固まらず、結論を四月第二週に持ち越した。一方、業績好調な電機では、組合側が昨年実績（四・九%）を〇・一%上回る五%を「歯止め基準」とし、回答日翌日の一二日に二四時間ストを配置、五%を攻防線とする交渉が展開されていた。こうして、鉄鋼、造船と電機、自動車の回答は昨年よりもわずかではあるが幅を広げそうな情勢となった。

鉄鋼の賃上げ交渉の難航の原因は、鉄鋼労連自身が中心となって結成した全民労協が、本格的に戦術調整を果たしたはじめての春闘だけに、これまで春闘相場をリードしてきた鉄鋼労連の地位の低下を招く賃上げは好ましくないという組合側の判断と、五社経営陣の足並みの乱れであった。

## 四・一一集中決着、昨年実績率をカバー

八四春闘最大のヤマ場である四月一一日、鉄鋼、電機、自動車、造船重機の各組合にいっせいに回答が提示された。まず金属労協では、鉄鋼大手五社（新日鉄、日本鋼管、住友金属、川崎製鉄、神戸製鋼）が賃上げ六九〇〇円（三・一一%、うち定昇三七〇〇円）と退職金、労災企業補償の増額。電機は、交渉継続中のゼネラルをのぞく一三中闘組合平均で九五六七円（五・〇%）の賃上げと完全週休二日制の実施。造船大手七組合が七〇〇〇円（三・二四%）、自動車では、日産一万一〇〇円（四・九三%）、トヨタ一万三〇〇円（五・〇七%）の回答となっている。これにたいし各組合は、「不満だが企業側の誠意がうかがえるギリギリの内容」（鉄鋼労連）、「必ずしも満足できるものではないが、完全週休二日制を実現したことを評価する」（電機労連）としており、面から一定の評価をすることができる」（電機労連）としており、今後は傘下の中小組合のたたかいに全力をあげる方針で臨むこととなった。こうしてこの集中決戦の核となる金属四業種の回答は、企業業績を反映して八三年につづき、電機、自動車と鉄鋼、造船に二極分解することとなった。

### 私鉄一万七〇〇円でストなし解決

民間集中決戦の後段に位置した私鉄大手八社（東武、東急、営団地下鉄、阪神、阪急、南海、近鉄、京阪）の賃上げ交渉は、一二日始発からの二四時間スト突入直前まで難航をつづけたが、経営側が一二日午前二時四〇分に示した正式回答を組合側が受諾。手当をふくめた変則的なかたちながらも、初めて一発回答、ストなし解決を実現した。回答は賃上げ一万七〇〇円（八社組合員平均四・九九%、同従業員平均四・七七%）、生活関連分四月から五〇〇円増、年間臨時給前年同月数であった。交渉を終えて記者会見に臨んだ労使の代表は「傷だらけ、点数はつけられない」（田村私鉄総連書記長）、「厳しかった。何とかストなしを定着させたいと思って決断した」（蛯名民鉄協労務委員長）と、交渉結果を評価した。約二〇単産、三〇〇万人が結集して、民間労組がかつてない大型の集中決着を図った八四春闘は、この私鉄賃金交渉の決着によって大きなヤマを越し、たたかいは民間賃金準拠を求める官公労にひきつがれることとなった。

これら一連の回答にたいし総評の真柄事務局長は一二日、回答は満足できるものではないとしつつも、各単産の「集中決戦態勢による相乗効果のあらわれ」とたたかいを評価する談話を発表した。同事務局長は回答について「労働者の生活からみて満足できるものではなく、好調な企業業績からみても納得できるものではない。『我慢の哲学』で春闘を指導する財界首脳の姿勢に強く抗議する」と不満の意を表明しつつ、しかし「財界の『低成長時代のベア不要』論を打ち破り、昨年の賃上げと比較して額で上回っているのはもちろん、率でも同水準か若干上回る水準となっている点は、これ以降の賃金交渉の足がかりとして評価できる」と述べた。また、金属労協四単産と私鉄総連の集中決戦を軸とした今春闘の戦術配置について「昨年を上回る回答を引き出したことは、民間の主要単産の集中決戦態勢による相乗効果のあらわれ」と評価した。これらの上にたち同事務局長は、今後のたたかいについて「〝額でも率でも昨年実績以上〟をベースに、要求満額獲得を目標に月内決着をめざす」方針を明らかにし、とくに中小のたたかいについては、大手との格差を縮小するために大手以上の回答を引き出すこと、このために各単

産、地域組織、大手労組が従来以上に支援態勢を強めることを要請した。また官公労の賃上げについても、先に政府が回答した完全実施の約束を実際に守らせるよう、ひきつづき、とりくみの強化を訴えた。

### 人勧・仲裁政労交渉、政府回答引き出す

こうした民間大単産のたたかいが展開される一方、人勧・仲裁の完全実施要求をめぐる政労交渉が四月四日、首相官邸でおこなわれ、「完全実施にむけ誠意をもってとりくむ」との政府回答を引き出した。これを受けて、総評は「一歩前進」と評価する見解を発表し、公務員共闘と公労協は四月六日のストライキを中止し、さらにたたかいを強化していくこととなった。官公労働者の賃上げはこの二年間、臨調路線の下で凍結・抑制・減額などの措置をうけたが、八四春闘では、総評の官民統一ストの設定、全民労協の対政府申し入れなど、各労働団体の統一した要求としてとりくまれた。

この日の政労交渉には、労働側から黒川総評議長、宇佐美同盟会長ら各労働団体と公務員共闘、公労協、全官公の代表が出席し、政府側からは藤波官房長官、中西総務長官、坂本労働大臣らが出席した。席上、政府側は、①人勧・仲裁制度を維持・尊重するとの基本姿勢を堅持する、②本年度の人勧・仲裁の完全実施にむけ誠意をもってとりくむ、③関係労働団体とは誠意をもって話しあう、と回答した。労働側は、「給与表をいじらない努力を」（公務員共闘）、「仲裁が出てから九カ月も引き延ばすことのないように」（公労協）と、「今後の政府の誠意ある対処を」（総評）要請した。

政府回答を受けて総評は同日、「従前の玉虫色的な回答と比較して、『完全実施』の方向を表明させた点で一歩前進したものと評価できる」との見解を表明し、「この回答を足がかりに、より結束を強め、人勧・仲裁それぞれの完全実施を求めるたたかいをさらに強化する」ことを確認した。公務員共闘と公労協は四月六日に予定していたストを中止し、大衆行動をもって八四春闘勝利、健保・雇用保険改悪阻止、男女雇用平等法制定にむけ統一行動に参加することとなった。

### 春闘共闘、相当数の組合が五月へ

大手組合につづく中小・地域の賃上げ闘争は、四月内結着をめざしてすすめられているが、なお相当数の組合が解決を五月以降にもち越す情勢になっていた。このため春闘共闘は四月二七日にひらいた第四回戦術調整委員会で、五月第二週を第四次統一闘争ゾーンとすることを決定し、とくに八～一一日を闘争集中期間として解決促進に全力をあげ、おそくとも第三週にはすべての未解決組合の解決をはかることにした。

四月二五日現在の春闘共闘集計によると、約六五％の組合が未解決状態にあり、その回答状況は単純平均で四・五％前後、昨年妥結水準より一〇〇〇～一五〇〇円低い額であった。これらの組合は月内結着をめざしてとりくんでいるが、四分の一の組合（地域春闘では六割近く）が五月段階にたたかいを持ち越すことが見込まれていた。しかし、五月連休明け後、収拾組合が急増し、八四春闘は急速に集約方向にむかって展開していった。国民春闘共闘会議は、五月一一日、第七回目の賃上げコンピュータ集計をおこなった。それによると妥結組合は一二八七組合で、回答段階にある組合は四二六組合となった。八四春闘の進行状況は、四月段階では従来よりおくれ気味であったが、五月連休後の第四次統一闘争ゾーンに妥結が集中

し、前回（四月二七日）の妥結組合の比率（妥結組合数／有額回答組合数）五九・三%が今回七五・一%に達した。

この時点で妥結した一二八七組合の水準は、単純平均で九八三六円（四・七%）、加重平均で九六〇二円（四・六%）となっていた。また、回答および妥結した組合、一七一三組合の賃上げは単純平均で九六七九円（四・七%）、加重平均で九五八二円（四・六%）となっており、前回とくらべて加重平均が高まってきているのが特徴であった。

**公労委調停不調、仲裁委へ移行**　国鉄、電電など三公社四現業の賃上げ紛争について四月二〇日以降、調停作業をつづけてきた公労委（公共企業体等労働委員会、石川吉右衛門会長）は、一案骨格を労使に提示したが、昨年につづく「政治減算」とみる労働側の猛反発にあい、調停委員長見解もまとめられないまま、公労委事務局長の経過説明で事実上の調停不調を宣言した。一日に再開した合同調停委員会で調停不調を正式確認し、つづく公労委総会で仲裁移行を決議、ただちに仲裁委員会を発足させた。

五月一二日、仲裁裁定（定昇込み加重平均で八九四三円、四・二六%）が出された。公労協は仲裁裁定の完全実施を要求して、五月一五日、官房長官、労働大臣と交渉をおこない裁定の即時閣議決定を申し入れた。

こうして、一部中小労組を残しつつも、八四春闘の大勢は決した。しかし前年にひきつづき公労協関係の決着が異常に遅れたのがひとつの特徴であった。

## 6　同盟の賃金闘争

**同盟の八四年賃金闘争**　同盟は八四年二月九日、第一回中闘戦術会議をひらき、八四賃闘にあたって六%要求基準の完全達成に向けた闘争体制を梯団方式によって強化すること、先行組合は産別自決を重視し、遅くとも四月五日までに高額相場を形成する回答を引き出すこと、最大のヤマ場を四月中旬に設定し、相乗効果を高めつつ高額相場を確定すること、さらに無定見な経営者にたいしては断固たるストライキでこれを打破していくこと、など五項目にわたる八四賃闘での当面の闘争方針を確認した。

また、八四賃闘の本格的段階を迎えるにあたって第二回中闘戦術会議をひらき、各組織が要求貫徹に向けて組合員の意志統一を図り闘争準備に万全を期するとともに、あらゆる機会をとらえて高額相場形成の気運を高めていくため、つぎの方針を決定した。

【第四回中闘確認事項】

1　八四賃闘はいよいよ本格的段階を迎えようとしている。労働側の戦術配置もほぼ固まりつつある。各産別・単組は要求貫徹に向けて組合員の意志統一、意欲の結集を図りつつ、闘争準備に万全を期する。

2　組織の各段階を通じ、あらゆる機会をとらえて、高額相場形成の気運を高める。

3　できるだけ多くの組合が先行の戦列に加わるよう産別・単組は最大限の努力を傾注する。先行組合は第一回中闘戦術会議の確認にもとづき、遅くとも四月五日までに、自主的に、妥結に値する回答を引き出し、高額先行相場を形成することを目指して、条件が整い次第、強力な団体交

渉を開始する。

4　最大の山場を四月第二週半ばとし、できるだけ多くの産別・単組が結集して一大集中決戦の場とし、相乗効果を最大限に発揮して高額相場を確定するよう体制の強化を推進する。

5　闘争の各段階を通じて、誠意の見られない経営者に対しては、強力な実力行使を展開できるよう万全の体制を確立する。

6　最大の山場までに人勧、仲裁の完全実施を約束させるよう同盟、全官公の密接な連携のもとに対政府折衝を強化する。

7　四月一日、中央において開催される労働四団体・全民労協の共催による総決起集会を成功させる。

各地方同盟は、自主的判断により、原則として独自に決起集会等を開催する。

**賃闘、本格的交渉へ**　三月中旬に入って、各単産の要求提出がすみ八四賃闘はいよいよ本格的な交渉段階に入った。すでに、海員組合は一月末に要求を提出して各部門で二回の交渉が終わり、造船重機労連は三月六日、電力労連、全炭鉱は三月九日に、交通労連は三月一〇日にいっせいに要求を提出、ゼンセン同盟は三月一〇日までに要求提出が終わり、三月一二日には自動車労連・日産自動車労組が要求を提出した。つづいて三月一五日には全金同盟、一般同盟加盟組合が統一要求日を迎え、自動車労連の販売、部品部門、凸版労組が要求を提出した。

**先行組合、回答引き出し相次ぐ**　八四賃闘の突破口を切りひらくために高額先行相場を形成すべく健闘をつづけた。その結果、四月二日現在、ゼンセン同盟では九組合が五%プラスアルファ～一一・二七%で妥結。全金同盟では六九組合が単純平均九五五三円、四・八一%、と前年同次回答を平均八二五円上回る回答を引き出し、ひきつづき上積み回答を求め努力を重ねた。また全化同盟では三組合が五・二七%～六・〇六%の回答、一般同盟では、五%～八・八%の妥結、回答を引き出している。

**四・一一、賃闘最大のヤマ場へ**　八四賃闘最大のヤマ場である四月一一日、造船重機労連、自動車労連の大手組合、全金同盟中央共闘をはじめとする金属労協の各組合、紙パ総連合主力組合など多くの組合が相ついで妥結、回答引き出しをすすめた。この結果をふまえて同盟は、先行組合の成果を引きついで、最大のヤマ場に結集した組合が、昨年の額を上回る回答を引き出したことを評価し、昨年の額・率を上回る最終相場を獲得するよう、今後のたたかいに全力投球し、誠意のない経営者にたいしては断固たるストライキを決行し、万全の支援体制をとる、との田中書記長談話を発表した。

四月一一日現在、同盟中闘委事務局がおこなった集計によれば回答引き出し、妥結組合は合計六四五組合に達した。回答・妥結集計の平均は一組合当たり（単純平均）八六八七円、四・八五%、組合員一人当たり（加重平均）八九〇一円、四・五八%となっている。

四月一二日には電力労連各組合が回答引き出しをすすめ、ゼンセン同盟中核組合は一三日午前一〇時からの第一波二四時間ストを背景に大詰めの交渉を迎えるなど、各組合はたたかいを展開した。四月一一日におこなった田中書記長談話の全文はつぎのとおり。

1　先行組合が困難な条件のなかで、昨年を上回る妥結五・九%、回答・妥結五・三%を獲得したことは、今賃闘に大きな突破口を切りひらいた。

2　最大のヤマ場に結集した組合が、昨年の額を上回る回答を引き

出したことは評価できる。しかし、一部においては昨年の率を上回ることができなかった。

3　景気回復を背景に、われわれは昨年の額・率を上回る最終相場を獲得すべく、今後のたたかいに全力投球する。

4　誠意のない経営者にたいしては、断固たるストライキを決行し、組織をあげて万全の支援体制をとる。

**四月第四週、妥結・回答引き出し急速**

四月第三週末から第四週初めにかけて妥結・回答引き出しが急速にすすみ、妥結組合の平均賃上げ率は四・七%となった。四月一七日現在、同盟中闘委事務局の集約によると、妥結組合は五五三組合と前回集計(四月一三日現在)から三二二組合増加し、回答・妥結組合は一一七九組合(前回集計比四一三組合増)に達している。妥結組合の単純(一組合当たり)平均は八九八五円、四・六九%(加重)である。妥結組合の賃上げ率(加重平均)を規模別にみると、中規模(三〇〇～九九九人)が四・九七%と高く、小規模(三〇〇人未満)が四・九三%、大規模(一〇〇〇人以上)が四・六四%となっている。回答・妥結合計一一七九組合の単純平均は八〇五三円、四・五六%、加重平均は八七六七円、四・四五%になっている。

四月一七日現在、追い込みの交渉がつづくなかで一三組合(一三七七人)が二四時間以上のストに突入した。

**八四春闘終結へ、四・五〇%加重**

同盟中闘委事務局は五月二五日、八四賃闘の最終コンピュータ集計をおこなった。同日までに中闘委事務局に報告のあった妥結組合は前年を二五一組合上回る二七九七組合に達し、このうち組合員数、賃上げ前平均賃金の明らかな二四五六組合(一三六万三九六五人)の平均妥結額と率は、単純(一組合当たり平均)七九五四円、四・六一%、加重(組合員一人当たり平均)八七三一円、四・五〇%となった。この結果を八三年と比較すると、額では、単純で九九円、加重で三一〇円前年を上回ったが、率では加重が前年を〇・〇五%ポイント上回ったものの、単純では逆に〇・〇四%ポイント下回った。このことは、八三賃闘の特徴のひとつが、とりわけ中小規模組合での中盤から終盤にかけての妥結金額の伸び悩みにあったことを示している。規模別集計をみると、一〇〇～九九九人以上規模では単純、加重とも前年の妥結率を上回っている(八三年：単純四・五七%、加重四・三七%)が、三〇〇～九九九人の中規模、さらに組合数比率では全妥結組合二四五六のうち七五%を占める三〇〇人未満の小規模では、ともに前年妥結率を下回っている(昨年〔中規模〕単純四・七一%、加重四・七三%、〔小規模〕単純四・六五%、加重四・六四%)。

一方、妥結金額を実際要求に照らした獲得率をみると、八四年度は七一・六%となり、八三年の六一・六%を大幅に上回った。要求の違いはあるにせよ、このような結果となったのは、妥結金額ゾーンが前年より狭まり、バラツキが小さくなったことが大きく寄与している。ちなみに八四年度の標準偏差は一八八九円であり、妥結組合のほぼ三分の二は平均金額プラス・マイナス一八八九円の範囲に位置したことになる(八三年の同値は二〇八七円)。また標準偏差が二〇〇〇円台を割ったのは、コンピュータ集計を開始した七八年以降はじめてのことである。

## 7　八四年春闘妥結状況

八四年春闘における賃上げ妥結状況を、各調査（労働省、国民春闘共闘、同盟、全民労協、日経連）別にかかげ、主として労働省調査（第81表）を中心にしつつ、いくつかの特徴を指摘することにする。

### 賃上げ要求・妥結状況

労働省調べによる民間主要企業（二八八社）の賃上げ結果はつぎのようになっている（以下すべて加重平均）。要求額一万三六一五円、要求賃上げ率六・五〇%となり、前年（一万五〇〇二円、七・四二%）とくらべ額で一三八七円、率で〇・九二ポイント下回った。要求賃上げ率六・五〇%は、労働省調査が開始された一九五六年以来もっとも低かった前年をも下回るもので、春闘二九年の歴史のなかでも最低を記録した。妥結額は九三五四円、賃上げ率四・四六%で史上最低であった八三春闘実績（八九六四円、四・四〇%）とくらべてわずかに増加の傾向を示した。妥結率（要求額にたいする妥結額の割合）は六八・七%で前年比で約九%ポイント増加したが、これは要求額の低下も影響していると考えられる。

また、賃上げ額の企業間のバラツキは、前年とくらべ少し小さくなったが、四分位分散係数でみると〇・一二（前年〇・一五）であり、八二年以前三年間の〇・〇六と比較すればかなり大きく、賃上げ額がひきつづき低いなかで企業間格差もかなり存在していることを示している。

民間労使の調査結果によってこの妥結額と賃上げ率をみても、労働省調査とおおむね一致している。それらは、日経連九二三六円、四・四二%、国民春闘共闘会議九六三九円、四・六%、同盟八七三一円、四・五〇%、全民労協八九二三円、四・四八%である。

つぎに、賃上げ妥結状況を同じく労働省調査によって産業別にみると、妥結額の高い産業は、新聞・放送一万五一一三円、水産・食料品一万八〇五円、卸・小売一万五〇六円、化学一万三九八円、陸運一万三四〇円、電力一万五〇円で、低い産業は鉱山六六八一円、鉄鋼六九六六円、造船七〇〇〇円であり、その他は八〇〇〇円台から九〇〇〇円台に分布している。

賃上げ率を産業別にみると、高い産業は、新聞・放送五・三二%、印刷五・〇九%、電機五・〇一%、自動車四・九七%、卸・小売四・八六%などで、逆に低い産業は、鉄鋼三・一七%、造船三・二一%、鉱山三・二九%などであった。東京エレクトロンなどは前年と比して賃上げ率の増加が比較的大きかった産業であった。

### 規模別妥結状況

企業規模別の妥結状況を春闘共闘、同盟調べによってみておこう。加重平均で賃上げ率をみると一〇〇〇人以上（春闘共闘四・六%、同盟四・四四%）、三〇〇〇～九九九人（四・八%、四・七一%）、二九九人以下（四・八%、四・六〇%）となっている。妥結額では、一〇〇〇人以上（春闘共闘九五七〇円、同盟八九六二円）、三〇〇～九九九人（九九八三円、八四〇八円）、二九九人以下（九八六二円、七七九〇円）であった。こうしてみると、八二年春闘で問題とされた中小企業の賃上げ率の

## 第81表　労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

（1984年6月8日発表）

| 産業 | 1984年 集計企業数 | 平均年齢 | 現行ベース | 要求額 | 妥結額 | 賃上げ率 | （参考）1983年 社数 | 妥結額 | 賃上げ率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 歳 | 円 | 円 | 円 | % | 社 | 円 | % |
| 加重平均 | 288 | 35.2 | 209,617 | (1)13,615 | 9,354 | 4.46 | 285 | 8,964 | 4.40 |
| 平均 | 288 | 35.8 | 211,188 | (1)14,850 | 9,604 | 4.55 | 285 | 9,158 | 4.47 |
| 鉱山 | 10 | 40.3 | 202,877 | 13,828 | 6,681 | 3.29 | 9 | 6,268 | 3.22 |
| 鉱山 | 10 | 40.8 | 200,944 | 15,060 | 6,868 | 3.42 | 9 | 6,675 | 3.47 |
| 水産・食料品 | 19 | 37.4 | 229,412 | 13,974 | 10,805 | 4.71 | 19 | 11,059 | 4.99 |
| 水産・食料品 | 19 | 36.9 | 225,316 | 13,969 | 10,810 | 4.80 | 19 | 10,963 | 5.03 |
| 繊維 | 23 | 33.8 | 184,098 | 11,964 | 8,183 | 4.44 | 23 | 7,595 | 4.23 |
| 繊維 | 23 | 32.6 | 172,680 | 11,534 | 7,617 | 4.41 | 23 | 6,971 | 4.12 |
| プ・パルプ | 12 | 38.6 | 212,892 | 16,664 | 9,676 | 4.55 | 12 | 8,790 | 4.27 |
| プ・パルプ | 12 | 38.3 | 210,339 | 16,682 | 9,659 | 4.59 | 12 | 8,736 | 4.29 |
| 刷 | 3 | 31.9 | 182,413 | 12,726 | 9,286 | 5.09 | 3 | 8,660 | 4.87 |
| 刷 | 3 | 32.5 | 182,674 | 12,792 | 9,181 | 5.03 | 3 | 8,578 | 4.83 |
| 学品 | 49 | 35.8 | 220,798 | 15,120 | 10,398 | 4.71 | 48 | 9,957 | 4.63 |
| 学品 | 49 | 36.4 | 217,748 | 15,579 | 10,251 | 4.71 | 48 | 9,669 | 4.55 |
| 品 | 8 | 35.3 | 199,650 | 15,098 | 9,247 | 4.63 | 8 | 8,474 | 4.35 |
| 品 | 8 | 35.5 | 207,619 | 16,179 | 9,621 | 4.63 | 8 | 8,964 | 4.43 |
| ト | 4 | 36.8 | 220,940 | 14,577 | 9,304 | 4.21 | 4 | 8,881 | 4.20 |
| ト | 4 | 36.4 | 205,992 | 14,522 | 8,814 | 4.28 | 4 | 8,424 | 4.25 |
| 鋼線 | 5 | 38.6 | 212,971 | 15,356 | 8,700 | 4.09 | 5 | 8,505 | 4.14 |
| 鋼線 | 5 | 38.6 | 211,247 | 15,565 | 8,700 | 4.12 | 5 | 8,500 | 4.16 |
| 属製品 | 15 | 38.3 | 219,799 | 11,652 | 6,966 | 3.17 | 15 | 6,822 | 3.17 |
| 属製品 | 15 | 37.8 | 214,117 | 11,520 | 6,913 | 3.23 | 15 | 6,517 | 3.09 |
| 金属 | 6 | 35.7 | 197,664 | 12,987 | 8,201 | 4.15 | 6 | 7,939 | 4.13 |
| 金属 | 6 | 36.2 | 197,562 | 13,583 | 8,080 | 4.09 | 6 | 7,958 | 4.14 |
| 機械 | 29 | 36.1 | 213,588 | 13,929 | 9,622 | 4.50 | 29 | 9,293 | 4.51 |
| 機械 | 29 | 36.7 | 210,833 | 14,697 | 9,636 | 4.57 | 29 | 8,914 | 4.37 |
| 気機 | 28 | 32.7 | 191,207 | 12,691 | 9,585 | 5.01 | 28 | 9,106 | 4.91 |
| 気機 | 28 | 34.1 | 199,569 | 13,959 | 10,047 | 5.03 | 28 | 9,338 | 4.85 |
| 器 | 7 | 38.7 | 218,190 | 11,700 | 7,000 | 3.21 | 7 | 6,800 | 3.21 |
| 器 | 7 | 38.6 | 216,017 | 11,700 | 7,000 | 3.24 | 7 | 6,800 | 3.25 |
| 船舶 | 2 | 38.9 | 204,768 | 14,000 | 8,300 | 4.05 | 2 | 7,100 | 3.53 |
| 船舶 | 2 | 39.2 | 205,115 | 14,000 | 8,300 | 4.05 | 2 | 7,100 | 3.52 |
| 自動車 | 9 | 33.9 | 198,252 | 11,892 | 9,849 | 4.97 | 9 | 9,517 | 4.97 |
| 自動車 | 9 | 34.4 | 194,784 | 11,686 | 9,484 | 4.87 | 9 | 9,222 | 4.89 |
| 小売 | 19 | 29.8 | 216,009 | 13,768 | 10,506 | 4.86 | 18 | 10,209 | 4.96 |
| 小売 | 19 | 29.8 | 224,156 | 15,314 | 11,007 | 4.91 | 18 | 10,796 | 5.07 |
| 証券 | 4 | 28.7 | 189,886 | 14,339 | 9,083 | 4.78 | 4 | 10,459 | 5.76 |
| 証券 | 4 | 28.8 | 189,475 | 14,300 | 9,050 | 4.78 | 4 | 10,400 | 5.75 |
| 陸運 | 18 | 39.6 | 220,784 | 17,752 | 10,340 | 4.68 | 18 | 9,803 | 4.59 |
| 陸運 | 18 | 38.7 | 221,299 | 18,472 | 10,683 | 4.83 | 18 | 10,261 | 4.79 |
| 新聞・放送 | 6 | 39.2 | 284,013 | (1)35,145 | 15,113 | 5.32 | 6 | 14,727 | 5.49 |
| 新聞・放送 | 6 | 39.0 | 288,962 | (1)38,036 | 15,600 | 5.40 | 6 | 15,553 | 5.67 |
| 電ガ | 9 | 34.8 | 233,115 | 12,600 | 10,050 | 4.31 | 9 | 9,600 | 4.17 |
| 電ガ | 9 | 35.4 | 232,260 | 12,600 | 10,050 | 4.33 | 9 | 9,600 | 4.20 |
| 単純 | 3 | 36.7 | 236,726 | 14,200 | 9,971 | 4.21 | 3 | 9,505 | 4.20 |
| 単純 | 3 | 35.4 | 226,062 | 14,200 | 9,900 | 4.38 | 3 | 9,367 | 4.34 |

〔備考〕 1）調査対象は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業288社である。
2）要求額欄の（　）内の数値は，具体的な要求額が不明な企業数であり，したがって，要求額については算出の基礎とした企業数は287社である。
3）労働省労政局労働組合課調べ。

## 第82表　日経連調査による主要企業賃上げ要求・妥結状況（加重平均・最終集計）

（1984年5月30日現在）

| 業種 | 1984年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社数 | 基準内賃金 | 要求額 | 妥結額 | アップ率 | 妥結率 |
| 〈加重平均〉 | 社 | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 総平均 | 317 | 209,177 | 13,437 | 9,236 | 4.42 | 68.7 |
| 鉱山 | 5 | 189,837 | 14,504 | 7,928 | 4.18 | 54.7 |
| 食品 | 20 | 226,168 | 13,820 | 10,640 | 4.70 | 77.0 |
| 生糸 | 5 | 158,508 | 10,974 | 7,593 | 4.79 | 69.2 |
| 紡績 | 10 | 153,387 | 9,970 | 6,760 | 4.41 | 67.8 |
| 化繊 | 7 | 212,207 | 12,804 | 9,347 | 4.40 | 73.0 |
| 紙・パルプ | 18 | 209,546 | 16,730 | 9,636 | 4.60 | 57.6 |
| 印刷 | 3 | 182,241 | 12,716 | 9,296 | 5.10 | 73.1 |
| 新聞 | 12 | 295,547 | 40,901 | 16,660 | 5.64 | 40.7 |
| 硫安 | 11 | 190,769 | 12,649 | 8,514 | 4.46 | 67.3 |
| 化学 | 41 | 227,896 | 15,972 | 10,904 | 4.78 | 68.3 |
| ゴム | 7 | 217,478 | 14,342 | 9,266 | 4.26 | 64.6 |
| 石油 | 10 | 255,184 | 16,697 | 11,680 | 4.58 | 70.0 |
| セメント | 11 | 209,914 | 16,899 | 8,700 | 4.14 | 51.5 |
| 鉄鋼 | 16 | 222,209 | 11,594 | 6,862 | 3.09 | 59.2 |
| | （大手5社標準労働者妥結6,900円，3.11%） | | | | | |
| 電線 | 7 | 197,671 | 13,022 | 8,144 | 4.12 | 62.5 |
| 機械金属 | 23 | 219,109 | 14,303 | 9,511 | 4.34 | 66.5 |
| 重電機 | 13 | 194,801 | 12,746 | 9,657 | 4.96 | 75.8 |
| 通信・家電 | 14 | 185,568 | 12,239 | 9,237 | 4.98 | 75.5 |
| 自動車 | 18 | 197,220 | 11,879 | 9,588 | 4.86 | 80.7 |
| 車両 | 4 | 205,988 | 13,923 | 8,220 | 3.99 | 59.0 |
| 造船 | 19 | 215,761 | 11,802 | 6,969 | 3.23 | 59.1 |
| 商業 | 5 | 218,128 | 10,179 | 9,547 | 4.38 | 93.8 |
| 私鉄 | 13 | 222,598 | 18,582 | 10,737 | 4.82 | 57.8 |
| | （集団交渉8社従業員平均10,700円，4.77%） | | | | | |
| 通運 | 1 | 218,806 | 16,000 | 9,500 | 4.34 | 59.4 |
| 電力 | 9 | 233,115 | 12,600 | 10,050 | 4.31 | 79.8 |
| ホテル | 5 | 199,724 | 16,640 | 10,836 | 5.43 | 65.1 |
| 民放 | 10 | 325,760 | 年齢別要求 | 15,260 | 4.68 | — |

〔備考〕 1）調査対象は，主要27業種　大手325社。上記の妥結317社以外に5社が未解決，3社が平均金額不明のため集計より除外。
2）要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均。要求額，妥結額とも定昇込み。基準内賃金は賃上げ前のもの。
3）2段階賃上げは，年間にならして集計。
4）妥結率とは要求額に占める妥結額の割合である。
5）商業，私鉄は従業員平均。

## 第83表　国民春闘共闘会議・傘下単産別妥結状況

（1984年6月8日現在）

| 単産名 | 妥結 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 組合数 | 組合員数 | 加重平均 | |
| | | | 妥結額 | 率 |
| | | 人 | 円 | % |
| 計 | 1,676 | 1,559,931 | 9,639 | 4.6 |
| 全体 | 1,676 | 1,559,931 | 9,639 | 4.6 |
| 1,000人以上 | 229 | 1,269,265 | 9,570 | 4.6 |
| 300～999人 | 339 | 182,080 | 9,983 | 4.8 |
| 299人以下 | 1,108 | 108,586 | 9,862 | 4.8 |
| 全連属線械連般連連ト油闘ス連力連通連湾運労連労連連連闘協連連連保協協連労連連般労協 | 14 | 398,222 | 9,526 | 5.0 |
| 全労労金 | 5 | 164,407 | 6,900 | 3.1 |
| 全合合食紙全全全全全私全運全全鉄新日民全出映広観全ホ全政医生炭非電全建建 | 155 | 105,505 | 10,370 | 4.9 |
| 電船機 | 33 | 39,435 | 9,530 | 4.6 |
| 鉄全労 | 32 | 3,795 | 7,433 | 3.8 |
| 機一ン共 | 115 | 81,982 | 9,968 | 4.6 |
| 鋼化化学労労 | 109 | 17,425 | 9,914 | 4.8 |
| 国化・化品パ労 | 117 | 61,795 | 10,207 | 4.7 |
| セ | 51 | 27,582 | 9,342 | 4.5 |
| 造メ | 31 | 18,816 | 9,130 | 4.3 |
| 化石ム | 32 | 28,833 | 9,776 | 4.6 |
| 国ガ | 21 | 23,559 | 9,139 | 4.5 |
| ゴ | 10 | 20,846 | 9,923 | 4.5 |
| 国窯電 | 34 | 20,147 | 8,373 | 4.3 |
| 鉄総 | 3 | 2,295 | 10,050 | 4.3 |
| 輸労 | 48 | 129,473 | 10,622 | 5.0 |
| 日港倉弘放労労総労共労労 | 1 | 44,898 | 9,500 | 4.3 |
| 聞放印版演告光労 | 17 | 42,605 | 7,809 | 3.9 |
| 協ル損労労 | 43 | 18,803 | 9,204 | 4.0 |
| 労 | 20 | 3,593 | 9,114 | 4.4 |
| 農テ協 | 1 | 15,239 | 7,834 | 4.3 |
| 鉄金属労一 | 71 | 41,180 | 15,752 | 5.7 |
| 通全・般関 | 1 | 13,100 | 13,400 | 5.2 |
| 国連一般 | 47 | 6,533 | 15,352 | 5.5 |
| 設設 | 18 | 16,881 | 9,632 | 5.1 |
| 自労 | 153 | 9,912 | 15,674 | 5.1 |
| 日労 | 15 | 2,818 | 10,302 | 5.3 |
| | 22 | 6,058 | 16,612 | 6.3 |
| | 18 | 29,408 | 11,923 | 5.1 |
| | 31 | 15,938 | 8,796 | 5.1 |
| | 16 | 5,382 | 10,242 | 5.4 |
| | 11 | 22,476 | 11,701 | 5.1 |
| | 21 | 3,572 | 12,379 | 5.4 |
| | 53 | 26,885 | 8,315 | 4.7 |
| | 5 | 6,310 | 11,029 | 5.0 |
| | 1 | 13,259 | 5,243 | 2.4 |
| | 3 | 5,739 | 7,950 | 4.1 |
| | 101 | 41,520 | 8,328 | 4.4 |
| | 157 | 18,385 | 8,965 | 4.4 |
| | 19 | 1,057 | 9,491 | 5.3 |
| | 21 | 4,263 | 11,028 | 5.2 |

〔備考〕　最終集計ではない。

## 第84表　同盟・傘下単産別妥結状況（最終集計）

（1984年5月25日現在）

| 単産名 | 全報告組合 | | 組合数 | 組合員数（人） | 加重平均 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 組合数 | 平均額（円） | | | 妥結額（円） | 率（%） |
| 計 | 2,797 | 7,907 | 2,456 | 1,363,965 | 8,731 | 4.50 |
| 1,000人以上 | | | 211 | 984,986 | 8,962 | 4.44 |
| 300～999人 | | | 398 | 208,401 | 8,408 | 4.71 |
| 299人以下 | | | 1,847 | 170,578 | 7,790 | 4.60 |
| ゼンセン同盟 | 808 | 7,352 | 752 | 367,523 | 8,060 | 4.71 |
| 全金同盟 | 844 | 7,920 | 739 | 240,976 | 8,746 | 4.49 |
| 造船重機労連 | 50 | 6,529 | 49 | 164,682 | 6,944 | 3.24 |
| 自動車労連 | 29 | 8,579 | 29 | 115,004 | 9,369 | 4.93 |
| 電力労連 | 12 | 10,004 | 12 | 123,223 | 10,046 | 4.32 |
| 海員組合 | 1 | 6,860 | 1 | 27,893 | 6,860 | 3.82 |
| 全化同盟 | 252 | 8,789 | 238 | 82,639 | 9,943 | 4.84 |
| 交通労連 | 205 | 8,790 | 104 | 49,959 | 8,867 | 4.34 |
| 一般同盟 | 451 | 7,783 | 399 | 60,365 | 8,300 | 4.99 |
| 紙パ総連合 | 23 | 9,114 | 22 | 24,573 | 9,583 | 4.57 |
| 三菱自工労組 | 1 | 7,660 | 1 | 23,669 | 7,600 | 3.67 |
| 全食品同盟 | 67 | 8,177 | 56 | 39,652 | 8,914 | 4.97 |
| 航空同盟 | 8 | 9,460 | 8 | 14,936 | 11,611 | 4.71 |
| 全炭鉱 | 2 | 5,243 | 2 | 5,024 | 5,243 | 2.43 |
| 凸版労組 | 1 | 9,084 | 1 | 6,601 | 9,084 | 4.95 |
| 資源労連 | 14 | 6,655 | 14 | 2,390 | 7,484 | 3.98 |
| 建設同盟 | 14 | 10,516 | 14 | 10,891 | 10,650 | 4.79 |
| 石油同盟 | 4 | 14,508 | 4 | 2,504 | 14,847 | 5.03 |
| 日本港湾 | 11 | 8,200 | 11 | 1,461 | 7,903 | 4.62 |

〔備考〕 1) 回答もしくは妥結が金額で明示されているすべての組合の平均を全報告組合とし，そのうち組合員数，平均賃金の明らかな組合について，単純，加重の率を算定した。
2) 妥結には，手続上まだ妥結承認されていないが，了解点に達した組合が含まれている。
3) 海員組合の数値は外航2団体のもの。

## 第85表　全民労協・傘下単産別（主要登録組合）の妥結状況（最終集計）

（1984年6月1日現在）

| 単産名 | 組合数 | 組合員数（人） | 要求 | | 回答・妥結計 | | | 昨年実績（加重平均） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 金額（円） | 率（%） | 組合数 | 加重平均 | | 金額（円） | 率（%） |
| | | | | | | 金額（円） | 率（%） | | |
| 合計 | 460 | 2,247,049 | 13,363 | 6.50 | 445 | 9,195 | 4.49 | 8,923 | 4.48 |
| 金属小計 | 117 | 1,194,533 | 12,518 | 6.17 | 114 | 8,938 | 4.45 | 8,588 | 4.41 |
| 総労連 | 11 | 255,552 | 11,905 | 6.00 | 10 | 9,734 | 4.89 | 9,422 | 4.91 |
| 車労機 | 14 | 398,555 | 12,495 | 6.50 | 14 | 9,526 | 5.00 | 9,046 | 4.90 |
| 鋼労機 | 5 | 164,407 | 11,700 | 5.30 | 5 | 6,900 | 3.11 | 6,800 | 3.14 |
| 重船機 | 7 | 144,328 | 11,700 | 5.37 | 7 | 7,000 | 3.21 | 6,800 | 3.23 |
| 船同 | 12 | 4,702 | 25,093 | 12.78 | 10 | 7,347 | 3.70 | 6,026 | 3.16 |
| 造金 | 25 | 115,254 | 12,369 | 6.24 | 25 | 9,223 | 4.65 | 9,092 | 4.72 |
| 国機電 | 25 | 57,443 | 17,340 | 8.64 | 25 | 11,141 | 5.21 | 10,651 | 5.24 |
| 製造労 | 11 | 22,100 | 15,013 | 7.54 | 11 | 9,241 | 4.67 | 8,168 | 4.32 |
| 小計連 | 7 | 32,192 | 14,485 | 6.86 | 7 | 9,658 | 4.56 | 9,355 | 4.51 |
| 業労同 | 142 | 401,520 | 13,887 | 6.73 | 140 | 9,496 | 4.66 | 9,182 | 4.64 |
| 化学連 | 15 | 47,806 | 16,121 | 7.40 | 15 | 10,193 | 4.74 | 9,928 | 4.64 |
| 合化労 | 12 | 40,456 | 15,288 | 6.79 | 12 | 10,511 | 4.71 | 10,759 | 4.79 |
| パ化労 | 5 | 9,358 | 17,621 | 7.81 | 5 | 11,791 | 5.17 | 11,063 | 5.15 |
| 紙労連 | 13 | 17,381 | 17,402 | 8.28 | 11 | 9,578 | 4.52 | 8,747 | 4.59 |
| 総労同 | 8 | 21,549 | 16,208 | | 8 | 9,676 | 4.56 | 8,800 | 4.31 |
| 品労同 | 23 | 51,728 | 14,032 | 6.34 | 23 | 10,511 | 4.74 | 10,765 | 5.03 |
| 食労同 | 21 | 31,866 | 11,189 | 6.17 | 21 | 8,742 | 4.82 | 8,382 | 4.79 |
| ムセメン | 12 | 33,304 | 14,381 | 7.34 | 12 | 9,074 | 4.62 | 8,807 | 4.66 |
| セメン労 | 8 | 14,659 | 13,003 | 6.36 | 8 | 8,909 | 4.38 | 8,091 | 4.12 |
| 国セ労 | 6 | 8,897 | 15,734 | | 6 | 8,649 | 4.07 | 8,652 | 4.24 |
| ソ同 | 13 | 116,773 | 11,747 | 6.28 | 13 | 8,680 | 4.62 | 8,205 | 4.48 |
| 維労 | 5 | 1,143 | 19,000 | 9.58 | 5 | 8,271 | 4.47 | 7,669 | 4.31 |
| 版労 | 1 | 6,600 | 12,914 | 7.04 | 1 | 9,084 | 4.95 | 8,547 | 4.78 |
| エネルギー小計 | 39 | 200,595 | 13,277 | 6.31 | 37 | 9,459 | 4.21 | 8,995 | 4.08 |
| 鉄金属労 | 3 | 5,739 | 16,000 | 8.16 | 3 | 7,950 | 4.10 | 7,712 | 4.14 |
| 源労 | 3 | 1,775 | 11,203 | 6.21 | 3 | 7,939 | 4.15 | 6,075 | 3.15 |
| 炭総 | 1 | 13,259 | 12,300 | 6.00 | 1 | 5,243 | 2.43 | 5,060 | 2.40 |
| 力電労 | 2 | 5,024 | 12,400 | 6.00 | 2 | 6,467 | 3.01 | 5,060 | 2.40 |
| 石油小計 | 12 | 133,586 | 12,584 | 6.00 | 12 | 9,954 | 4.37 | 9,515 | 4.24 |
| 石油同ガ | 3 | 2,363 | 34,038 | 14.31 | 3 | 10,050 | 4.28 | 9,600 | 4.11 |
| 全石連 | 8 | 19,279 | 14,000 | 7.16 | 6 | 8,989 | 4.51 | 8,607 | 4.39 |
| 交通小計 | 4 | 2,504 | 20,672 | 7.00 | 4 | 14,847 | 5.03 | 13,917 | 4.95 |
| 私鉄総連 | 3 | 17,066 | 14,200 | 6.30 | 3 | 9,971 | 4.24 | 9,506 | 4.20 |
| 交運労協 | 75 | 281,869 | 16,243 | 7.74 | 73 | 9,251 | 4.41 | 8,862 | 4.43 |
| 全通労 | 13 | 86,804 | 18,500 | 8.75 | 13 | 10,700 | 5.05 | 10,300 | 5.01 |
| 全海労 | 23 | 35,975 | 13,244 | 6.60 | 22 | 8,450 | 4.15 | 8,098 | 4.14 |
| 全航同 | 18 | 43,726 | 16,652 | 8.29 | 17 | 7,809 | 3.95 | 7,390 | 3.96 |
| 全日交労組 | 1 | 44,898 | 16,000 | 7.30 | 1 | 9,500 | 4.34 | 8,700 | 4.13 |
| 全海員 | 6 | 22,400 | 18,500 | 8.40 | 6 | 8,377 | 3.82 | 9,100 | 5.00 |
| 航空同 | 1 | 27,893 | 11,990 | 6.68 | 1 | 6,860 | 3.82 | 6,750 | 3.80 |
| 商業・金融など小計 | 9 | 5,885 | | 6.56 | 9 | 11,509 | 4.50 | | 4.80 |
| 商業労連 | 4 | 14,288 | 14,319 | 5.72 | 4 | 11,766 | 4.72 | 10,821 | 4.17 |
| 電通労連 | 62 | 139,416 | 13,620 | 6.14 | 58 | 10,107 | 4.90 | 10,908 | 5.26 |
| 日生労連 | 20 | 69,239 | 9,844 | 5.03 | 20 | 9,635 | 4.86 | 10,810 | 5.62 |
| 相銀労連 | 20 | 25,501 | 17,815 | 9.33 | 20 | 9,384 | 4.70 | 9,073 | 4.71 |
| 建設同盟 | 1 | 13,100 | 25,000 | | 1 | 13,400 | 5.25 | 13,080 | 5.12 |
| ホテル労連 | 3 | 8,834 | | 4.76 | 3 | | | | 3.13 |
| その他小計 | 9 | 13,035 | | | 5 | | | 12,466 | 5.90 |
| 一般同盟 | 4 | 6,677 | 13,721 | 6.39 | 4 | 10,917 | 5.15 | 11,258 | 5.13 |
| 新産別京滋 | 5 | 3,030 | 15,199 | 7.74 | 5 | 10,969 | 5.52 | 11,719 | 6.04 |
| 基金労組 | 25 | 29,116 | 12,968 | 7.53 | 23 | 9,632 | 5.00 | 10,561 | 4.94 |
| | 17 | 17,193 | 13,299 | 8.24 | 16 | 8,786 | 5.03 | 10,112 | 5.81 |
| | 7 | 6,710 | 14,497 | | 7 | 11,584 | 4.89 | 11,713 | 4.92 |
| | 1 | 5,213 | 10,200 | 6.00 | | | | | 2.08 |

〔備考〕 1） 主要（登録）組合は，各産別の選定によった。
2） 金額・率の表示は各産別の登録数値によっており，その数値は原則として定期昇給込みである。
3） 83年獲得実績の加重平均値は，当年度登録の組合員数にもとづいており，昨年発表の数値とは必ずしも一致しない。

相対的低下は、前年にひきつづいて回復傾向にあることがわかる。

## 8　定昇をめぐる労働各団体の主張

### 定昇をめぐる労使の対立

闘にあたって「定昇程度の賃上げ」を提唱して以来、経営側のこれによる賃上げ抑制がいっそう強化されることを懸念し、とくに労働側を中心に定昇制度の理論的検討がすすめられてきた。そうしたなか、同盟、総評ともそれぞれ八三年一一月、一二月にこの定昇問題に関する提言をおこなった。一方、経営側は関東経営者協会が同盟と同じく一一月に「賃金決定と定期昇給」という提言をおこなった。また、日経連の一月一一日の臨時総会においても、定昇程度の賃金決定が具体的に打ち出されてきた。

両者の見解は、定昇とベアをその目的機能において別にするという考え方については一致しているが、賃上げ源資との関係では見解が分かれている。経営側は、定昇とベアをふくめた賃上げ総源資を問題にするのにたいして、労働側は、定昇は賃金体系を維持するために当然確保すべきもので、実質の賃上げはベアであると主張する。さらに定昇そのものの定義・範囲とからんで、昇進・昇格源資を定昇にふくめるか、いわゆる「持ち出し分」はどのくらいか、などについても見解は対立している。

ここでは、総評と同盟の「定昇論」の要点を紹介することにする。

### 総評の「定昇問題についての考え方」

総評の「提言」はまず日経連の主張の基本をつぎのように批判する。

日本の賃金は企業内の平均賃金上昇率の交渉という形態をとっているために、経営計算上の人件費論として理解されがちである。日経連のベース・アップと定昇の違いを無視する主張は、まさにこの典型であろう。しかし、現実の賃金は、企業の人件費支払い能力だけでなく、生活費用や仕事の内容にも規定されるものであって、本来、多面的要因によって決定されている。日経連の賃金論の視点はこの意味で一面的といわざるをえない。

そして、定昇とベアについて、定昇は「勤続や年齢に見合って技能発揮や経験の積み重ねを前提に支払われる企業内的性格をもつ賃金部分」であり、ベアは「物価上昇や生活向上など社会的な生活費用の上昇に対応して賃上げをおこなう部分」であるという規定をおこない、両者を混同すべきでない、と主張する。

日経連のだした、定昇源資の持ち出し分の試算と考え方を、つぎのように批判的に分析する。

この式の説明で見のがすことができない点は、「退職者」や「採用者」の範囲を、「入職者数と離職者数の共通部分（三四二万四五〇〇人）」について除外していることである。つまりこれは離職時賃金と再就職時賃金が同一であるとする考え方である。しかしこれは明らかに事実と矛盾している。なぜなら今日の企業規模間労働移動は大企業から中小企業への下降が逆の上向を上回っているということ、そして企業規模別賃金格差が大きいという点を無視しているからである。かりにこの定昇持出しを全離職者数と全入職者数を加えて試算すると、日経連算式の「退職による総額人件費減分」と「新規採用による総額人件費増分」の差より「全離職者による総額人件費増分」の差の方が大きくでる。

「提言」はつづけて、日経連が「事実に反する考え方を前提にして試算」するのは、「退職による総額人件費の減少」を小さく算定し、それにより「定昇持出し分」を大きめに算定しようとする意図があるとし、日経連の会社持ち出し分は総人件費の一・九六％とする試算は全労働者の入職者と離職者の賃金水準を無視しており、総評の試算では〇・二二％と微少であると主張している。

**同盟の「定期昇給の考え方について」**

同盟の主張の要旨は以下のとおりである。

〇〇％存在し、その機能は加齢に伴う昇給の保障（個別賃金水準の維持）である。

・年功的色彩の強い賃金体系のなかで、定昇は一定の年齢に見合う賃金を保障した労働者の権利であり、前任者の賃金水準の軌跡を追いかけることによって生ずる労働者個人の賃金増額である。全体の賃金水準を引き上げるものではない。

・ベアと定昇は厳密に区別して議論する必要がある。

・日経連の〝定昇持ち出し論〟は労働者にツケをまわす身勝手な論理であり、社会通念からみても、発想を転換すべきは日経連である。

・賃金構造基本統計調査から持ち出し分を推計すると〇・四％にしかならない。

・これまでの定昇論議は、労組としての総合的検討がなかった。「定昇は個別賃金の維持機能であり、水準の引き上げではない」との見解をもつとともに、今後も定昇問題について労働組合全体の認識を変えていく必要がある。

## 9　八四年春闘総括

八四年春闘結果に関し、日経連、大槻会長は第三七回定時総会のあいさつのなかで、「高すぎた。経済・経営のバランスを回復させるためには、もう一歩の賃金決定正常化が必要だ」と評価した。つづいての松崎専務理事の労働情勢報告では、八四年の賃金交渉の特徴のひとつとして「鉄ばなれ」についてふれ、「鉄鋼労使がかちえてきた信頼を踏襲しうる産業は、ここ二、三年は現れそうにない」との考えを示し、主役交替による春闘再構築論に疑問を投じた。

一方、労働側は、総評が「とても満足のできる結果とはいえないが無関係。賃金が年功的要素をもつ限りは一い」（黒川議長）ときびしい評価をくだし、同盟が賃上げ内容は不満としながらも、「経営側の賃金抑制策に歯止めをかけた」と一定の評価をした。また、金属労協は、大部分の組合が前年を上回る回答を引き出し、さらに「実質賃金確保という見地からみると一定の成果があった」とおおむね肯定的評価をくだしている。全民労協が六月一四日に発表した、加盟単産代表者を対象とした八四賃闘総括に関するアンケート調査結果によると、みずからの産業別組織の賃上げ結果にたいし「まあまあの結果」と答えたのは全体の五六・三％にのぼった。しかし、独自路線をとる統一労組懇は五月二三日の全国代表者会議においての春闘総括で、八四春闘を「低額ストなし結着」と評価し、「全民労協路線が労働者・国民に背を向けたものであることが浮き彫りになった」と述べた。これにたいし電機労

連、自動車総連などは、全民労協の役割を積極的に評価する態度を明らかにした。

全体として、八四春闘は、春闘再構築論が唱えられるなか、従来の鉄鋼主導型から「脱鉄鋼」をめざした電機をはじめとする業績好況産業を主導とした展開が一定程度みられたが、今後これがどう発展していくのかが注目される。また、この賃金決定の運動パターンと労働戦線統一問題が、全民労協をはさみ、総評、同盟を軸に微妙にからみ合いながら展開していくものと見られる。とくに、全民労協がその戦術的調整機能を大きく発揮した、八四春闘最大のヤマ場となった四・一一「大型集中決戦」のような戦術方式（総評・同盟はこれに肯定的評価をくだしている）が、今後どう変化していくのか興味がもたれるところである。

## 総評

総評は六月一九日、東京・神田駿河台の総評会館で第六回拡大評議員会をひらき、定期大会（七月二四～二七日）に提案する八三年度運動総括案、八四年度運動方針案、同予算案を確認した。そのなかで、賃金闘争については、「八四春闘で前進をみた総労働態勢をさらに強化することが必要」とする一方、「回答不満な場合は産別自決のもとにストで対処しうる態勢の確立」を強調した。制度・政策闘争については、労働側が「合意を形成して積極的に社会改革を担っていく」としている。その他、六〇〇万総評をめざした組織拡大、全的統一にむけたイニシアティブの発揮、労働者・国民の求める政権の基盤形成などを提起している。真柄事務局長の提案を受けた討論では、「春闘において総評、春闘共闘はもっと積極的に指導性を発揮すべきだ」（全港湾）、「労戦統一はまず総評内の意思統一を」（国労）、「国民春闘路線をもっと明確にすべきだ」（全日自労）などの意見が出され、当面する「健保改悪阻止の行動の具体的提起を」（福島、大分）との要望も出された。また、運動総括のなかで「労戦統一の大議に背をむけ、水をさすもの」として〝統一労組懇〟の動きを批判した部分について「削除を求める」（運輸一般）意見も出された。

以下、総括文全文をかかげる。

### 一　闘いの経過とその特徴

(1)　八四春闘の賃上げ水準は、五月二五日現在、国民春闘共闘会議のコンピュータ集計でみると、妥結は九六二〇円、四・六%、回答および妥結は九六〇八円、四・六%（いずれも加重平均）（編注：六月八日現在九、六一七円、四・六%）となっている。これは、昨年の最終集計結果（八三年六月二二日現在）に比べ、額で約四〇〇円、率で〇・一%上まわっている。今春闘では四月末から五月にかけての妥結水準の推移が、例年になく積み上げる傾向を示しているので、今後の動きをなお注目したい。

人勧・仲裁が未確定、そして民間でも未だに三〇%程度が未解決状態にあるこの段階では、最終的な結果はまだはっきりとは予測できない。しかし、五月二五日現在の結果で、暫定的、中間的な総括をすれば、つぎのようになるであろう。

現在の四・六%という妥結水準は、八三年度の消費者物価上昇率が約二%であるから、実質の春闘妥結上昇率は二%強となる。ところで、ここ数年の実質経済成長率は三～四%台で推移し、八三年は三・五%前後におちつくとみられている。したがって、実質の経済成長にみあった実質賃金の上昇は、今年も立ちおくれたことがはっきりした。これまでの経過をみると、春闘の実質賃上げ率は、実収入および実質可処分所得の上昇を規定しているため、今後の生活消費の改善を期待することはできない。なお若干の減税はあったとしても非消費支出の圧迫は依然として強く、加えて四月からは公共料金の値上げなどの影響で可処分所得の伸びは低めにとどまざるをえないだろう。

(2)　われわれは七%以上（定昇別）、一八〇〇〇円の統一要求基準をきめて闘いを展開したが、妥結内容をみると、つぎのような特徴がみられる。

第一は、妥結水準と定昇の関連である。春闘共闘会議のコンピュータ集計による妥結表示は、ほぼすべて定昇込みになっている。したがって定昇分（おおよそ二％）を除くと、二・六％が厳密な意味でのベースアップの引き上げ分である。春闘による実質妥結水準の上昇率（物価分を除く）は、一％以下というきわめて不十分な結果に終った。

第二に、単産別の主要組合の妥結水準の分布は、ほぼ三～六％の幅におさまった。これは昨年に比べて、より上積みする積極的な面がみられなかったが、他方、より条件の悪い組合の賃上げを支える社会的機能を果した。

第三に、大企業に対し、中小規模の賃上げが、額・率とも、多少上まわる結果となっており、中小規模組合の善戦が注目される。（五月二五日現在、春闘共闘コンピュータ集計によると、一〇〇〇人以上規模の妥結が加重平均で九五三八円、四・六％であるのに対し、九九九人～三〇〇人の中規模では一〇〇三二円、四・八％、二九九人以下の小規模では九八八七円、四・八％となっている。）

(3) 今春闘では、低成長下の春闘の特徴として、賃上げだけでなく総合的な労働条件、生活条件全体についての闘いが強調された。労働条件面では、時短や定年制の延長、退職金の増額、雇用条件の改善などにおいて、いくつかの組合で多少の前進をみた。しかし全体としては、目立った成果は得られず、通年的、さらには中長期的な闘いとして、闘争が継続される方向にある。

生活制度課題では、この数年間の要求であった所得減税については、去年の秋闘で一五〇〇億円、今年三月はじめの与野党交渉をとおして年内に一兆六〇〇億円ほどの減税額の約束をとりつけた。しかし、このうち大部分は、前述したように、公共料金をはじめとする諸物価の値上げなどによって、相殺されかねない状況にある。

また、健保、年金、雇用保険などの改悪法案、そして男女雇用機会均等法など、われわれが反対している法案が、今後まだ国会審議にかかっており、その結果いかんによっては、労働者の生活は、さらに深刻な生活状態におとし入れられる危険をはらんでいる。

今日、労働者の生活向上をはかるためには、賃上げはもちろん、総合的な労働条件、生活条件の改善がよりいっそう重要となってきていることが、痛感される。

(4) このような要求課題の組織化や、その実現のための闘争をとおして目立ったのは、要求作成段階における「賃金闘争連絡会議」や、制度政策要求および政労交渉において労働団体間共闘が前進したことである。昨年以来、労働団体間共闘は、従来の労働四団体に全民労協を加えて団体間共闘をすすめてきたが、今春闘では、要求基準づくりや減税共闘を皮切りに、「人勧・仲裁」制度問題、健保改悪反対などで共闘を組織した。とくに賃上げ闘争では、四月中旬における民間組合の集中回答日設定による賃上げ回答の相乗効果を図るなど、春闘を全労働者的共闘へとひろげるうえで、一定の役割りを果した。

しかし、それは、民間大手組合の集中回答あわせに止まり、春闘参加組合全体としての賃上げ相乗効果の発揮までには及ばなかった。ところで中小組合の賃上げ解決状況は、その多くが四月末から五月段階にもちこされたが、例年になく健闘している。

なお、今春闘では、上部団体を異にする単産間共闘が製造業、第三次産業を問わずみられた。これは、産業別レベルにおいて、業種を同じくする組合の間に、産別の枠をこえてひろく共闘しようという動きがでてきたことを示しており、産業構造の変化や労働戦線統一への動きなどに対応した新しい闘いへの模索といえる。

(5) 今春闘では、従来の第一グループ単産の多くが、民間大手主力組合の回答時期にあわせて、全体として集中決戦方式で闘うという方針をたてた。結果的には、「第一グループ」単産の多くは、いままでの三月末回答引きだしを、四月五日に集中させた。そして決戦態勢を四月一一～一二日の民間大手主要組合の回答日前後に配置し、集中回答による賃上げの相乗効果を狙うこととなった。しかし、回答不満のときは、スト態勢で追いあげるという闘争態勢を固めてのぞんだ単産が少なかったこともあり、賃上げ相場のおしあげは不十分なものとなった。そのなかで、数次のストライキ（四月九日二四時間スト、四月二四日以降拠点ストなど）を背景に、全港湾が、異なる産別や港という地域ローカルユニオンなど六万人余を結集して、経営者団体と取り交した「産別協定」（最賃制、雇用、時

短、年金、福祉施設の改善など）は注目される。

その他にも「健保」問題を中心に、賃上げ以外に、独自のストを含む大衆行動を展開した単産がいくつかあった。しかし、賃上げ闘争については、中小単産は、春闘平均相場以上の賃上げを獲得し、格差縮小に善戦したものの、その改善幅は額、率ともわずかであり、今後も継続して取り組む必要があろう。

## 二　八四春闘の問題点とこれからの課題

八四春闘は、今日における産業構造の変化や社会的生活構造の変化を反映して、いくつかの問題点と、闘争課題を浮き彫りにした。

(1)　第一は、要求方式についての反省である。「消費物価上昇率＋α」というような物価に依拠した要求方式が、第一次オイルショック以降、多くの労働組合で定着するようになった。しかしこれは「狂乱物価」時代のいわば、緊急避難としての要求方式だったのではなかろうか。

消費者物価が、比較的安定するようになった低成長時代の今日では、物価上昇要因だけでなく、むしろ労働者の生活パターンの変化にみあう生活賃金要求方式を、賃金体系や賃金制度を含めて検討する必要がある。

すでに総評は去年一〇月に、各単産賃金担当者を中心に賃金政策専門委員会を発足させ、約二年間の期間をかけて、新しい時代に対応する賃金政策づくりに着手しているが、当面する要求方式としては、この数年、労働団体間共闘で力を入れるようになった一八歳、三五歳をポイントとする個別賃金要求方式を定着させるとともに、その年齢別ポイントの数をふやしていく必要があるのではなかろうか。

個別賃金要求方式は、高成長時代、大手企業組合間にあって取り入れられたものであるが、現在、中小労組を数多くかかえる単産においても採用されるようになってきている。それは、大手企業と中小企業の賃金格差を具体的に縮小するための歯止め目標という意味を、中小労組にあってはもっているが、全体としては、社会的賃率形成への具体的指標として活用されようとしている。

その他、生計費調査にもとづく要求方式とか、各単産とも、種々な要求づくりの模索をしており、「物昇＋α」方式のマンネリ化を打破する新しい要求方式の開発がのぞまれる。

(2)　春闘再構築をめざす闘いの転機のひとつとして、今春闘では、集中決戦方式という戦術がとられ、相場形成について、主体的役割りをいちおう果した。しかし一年目ということもあり当初期待したような十分な成果をあげることはできなかった。今後、この共闘戦術は、情報交換や回答あわせの段階から、産別自決に基づくスト態勢づくりの確立や、大手だけでなく中小労組も数多くまきこんでいくとか、質的強化と量的拡大による発展が期待される。

(3)　相場形成が大手主要組合を中心とする集中決戦型に移るに従い、従来先行して高位相場の形成をはかってきた先行組合の役割も当然、変わらざるをえなくなる。先行組合は八一春闘以来「第一グループ」といわれるようになったが、そのなかには、全金のように六〇年代中頃から、大手に対する格差縮小の闘いを展開してきた単産や、合化のように複数業種単産で、は好況業種を先行させて闘うとか、単産によって先行組合の闘い方にもちがいがあった。最近では第三次産業のなかのマスコミや情報処理産業、レジャーサービス産業、対事業所サービス業など比較的新しい産業分野で早目に賃上げ闘争に取り組む組合がふえてきている。

これら先行組合の闘いを、春闘全体としてみると、そのおかれた産業条件による特性をうまく活かして、春闘全体のもりあがりをつくり、主要大手組合の集中決戦へつなげていく役割りなどについては、依然として大きいものがある。

(4)　低成長下の春闘にあって、とくにこの四～五年は、業種間、企業間、地域間などでさまざまの格差拡大傾向が生じているといわれてきた。総評はこの数年、格差問題の縮小のために努力し、要求面では個別賃金要求方式の重視による賃金の社会化、標準化をめざし、中小組合や地域春闘にも強く訴えてきた。今春闘では、全国一般のように中小・零細組合を数多くかかえている単産でも、個別賃金要求方式の採用に踏み切ったし、地域春闘のなかでも取り組むところがふえてきている。

このような格差縮小への努力によって、月例賃金にあっては、格差はある程度縮小傾向をとりつつある。しかし、まだ一時金を入れた年収面や、福利厚生面での格差は大きい。今後さらに、賃上げを中心に労働条件全体を引き上げていくという視点に立って、格差縮小の要求運動を持続してい

く必要がある。

なお、闘い方の面では、全体の春闘相場形成時期に、なるべくおくれないように、早目に闘争を組織して、相場への追いつき、追いこしをはかることが必要である。また追いあげの時期は、できるかぎり、個別にするのではなく、いっしょに共闘する単産や、単組の数をふやしていく努力が大切である。

(5)　地場中小組合を多くかかえている地域春闘についてみるとき、ここでの格差問題はたんに賃金だけでなく、労働条件全般におよんでいる。その意味では、賃上げ闘争とともに、地域生活圏闘争を幅広く展開し、全体的な所得再配分をめぐって、要求を組織する必要がある。いわゆる国民春闘的生活制度闘争の展開が必要であるが、高成長時代と異なり、要求してもなかなか獲得しにくい状況にある。要求の重点をしぼりこんだ闘いの組織化が必要である。

(6)　民間は春闘、官公労は秋闘というように、事実上の賃上げ決着時期が、この数年、政、財界の攻撃によって分断されてきた。その傾向は「人勧・仲裁」制度に対する機能的麻痺を狙う政府の攻撃によって急速に加速化された。今春闘では、このような「人勧・仲裁」制度運用の後退をまき返すために、官・民一体となって、政労交渉をおこない、四月四日、「人勧・仲裁」制度尊重の確約を政府からとることができた。

しかし、仲裁裁定にあたっては、民間賃金準拠方式が、去年についで今年も民間賃上げ平均よりも低目におさえられた。あまつさえ政府はその実施にあたっては、「四・四」政労交渉の約束を破って、今年も国会付議事項とし、実施の延期を画策してきている。

われわれは、仲裁裁定の早期実施を求める闘いや、人勧の早期勧告と速やかな実施を求める闘いなど、公労協、公務員共闘の闘いを全体で包んで、速やかに政府に対し四・四政労交渉の確約を守らせるため、官民一体の共闘を前進させねばならない。

**同　盟**

同盟は五月一五日、執行評議会をひらき、八四賃闘の総括を確認した。以下は総括全文。

一　五月一五日現在、同盟中闘委事務局の集約によれば、二二六四組合の妥結平均は加重(組合員一人当り)で八〇一六円、四・六四%である。

この結果、賃闘史上最低であった昨年の賃上げ率四・四五%(加重)をわずかではあるが上回り、経営側の賃金抑制策に歯止めをかけたことは評価できる。

二　これは、困難な条件のなかで、先行組合が昨年を額、率ともに上回る先行相場を形成し、今賃闘に大きな突破口を切り開いたこと、四月第二週なかばに、かつてない多くの組合が結集し、産別自決体制を強めるなかで昨年実績を上回る回答を引出し、八四賃闘最大の山場を形成したこと、後段において早期決着を期して精力的な到達闘争を進めたこと、など同盟の戦術配置に沿った各産別・単組の積極的な取り組みによってもたらされたものである。

三　しかし、組合員平均四・五二%の賃上げは、われわれにとって不満足なものである。要求に対する獲得率は七三%と昨年(六二%)より高まったものの、なお、所期の目標との間に大きな開きがあり、また、八三年度消費者物価上昇率二%程度との対比でみた実質所定内賃金の上昇率はほぼ二・五%にとどまり、組合員の生活水準向上に対する期待に十分こたえることができなかった。この結果、八四年度の可処分所得の増加はわずかなものにとどまり、個人消費を中心とする内需拡大によって八四年度実質成長率を五%近くに引き上げる、というわれわれの今賃闘における基本目標の達成は困難となり、雇用不安、産業・業種・地域間の不均衡が拡大する可能性が大きくなった。

四　われわれは今後にむけて、われわれの賃金闘争を貫く基本姿勢である〝労働者生活の向上、個人消費を中心とした内需主導の中成長を達成することができる賃上げ〟を実現する力と体制をさらに充実していかなければならない。そのためには、産別自決体制をさらに強化しつつ、梯団方式の先行、中盤、後段それぞれの役割を明確にし、戦列を一層整備、充実することが必要である。

五　今年度賃金闘争において、要求決定、先行組合・山場の戦術等についてて労働組合の力を結集するため、さまざまの努力が行われたが、情報交

換の不十分さ等もあって、一貫性を欠いたきらいがあった。この経験にたって経営側の厚い壁を打ち破るため、できるだけ早期に労働界全体として、来年度の賃金闘争における連携と共同行動の強化について、調整、協議が行われる必要がある。

六　公企体労働者の八四年度賃金に対する仲裁裁定が行われたが、われわれは公務員賃金についても従来通り人事院勧告を出させ、政府に対し、四月四日の政労交渉確認にもとづき、仲裁、人勧の完全かつ早期の実施を要求する。この闘いを通じて政府・財界が一体となった賃金抑制策を打破していくとともに、基準を明確にしつつ、民間賃金に準拠した公企体、公務員賃金の実現に取り組んでいく。

七　賃上げ闘争は、ほぼ終結したが、引きつづき取り組むべきいくつかの課題がある。

第一は、組織労働者の賃上げを未組織労働者、パートタイム労働者に波及させるための最低賃金闘争の強化である。このため、われわれは労働四団体の共同歩調をさらに前進させるなかで、中央、地方、産別が一体となって、格差を縮小するに足る法定最低賃金の引き上げを実現しなければならない。

第二は、今賃闘で焦点の一つとなった定昇問題である。定昇に対する労働組合としての考え方を統一することができたのは成果であるが、今後さらに組織内の理解を深め、定昇制度の確立に取り組んでいくことが必要である。

第三に、今次賃闘の結果からみて、八四年度の物価抑制、内需主導の中成長確保に対する政府の責任は重大である。われわれは、八四年度において、政府見通しを下回る二%台への物価抑制、民間活力の導入を含めた二兆円の社会資本投資拡大、公定歩合の引き下げ、税制改正、年金、医療制度の改革、雇用政策の充実などを政府に実施させるための政策闘争を一層強化しなければならない。

## 金属労協

金属労協は第八回戦術委員会を四月一一日にひらき、JC共闘集中回答指定日における回答引き出し状況、交渉状況などの報告がおこなわれ、当面の対応などを検討した結果、つぎのとおり確認した。

一　各単産・単組は、厳しい経営側の対応姿勢、先行グループの回答状況などを踏まえて、「①JCとして昨年実績以上を確保し、さらに要求を目指して追い上げを図る。②産別自決体制を充実して取り組む。」との第七回戦術委員会確認事項にもとづき、精力的に交渉の追い上げを図ってきた。

二　本日引き出した回答は、各単産が自決体制を強化するなかで、最大限の取り組みによって相乗効果を作り出した結果であり、概ね前記確認事項に沿うものと判断できる。

三　したがって、各組合は、引き続き交渉を追い上げ、遅くとも四月月内解決を図る。

四　次回戦術委員会は、五月一四日、第七回闘争委員会において八四賃金闘争の最終結果を確認するとともに、「八四賃金闘争終りにあたって」と題する、以下の賃闘総括を承認した。

一　昨年より一歩前進と判断

今年の賃金闘争は、全民労協として、二回目の闘いであったが、今回の闘いを振りかえり、総合的にみて、加盟組織間の相互理解と信頼を深めるなかで、昨年の闘いより一歩前進させることができたのは成果であるが、今後さらに組織の努力の結果によるものである。だが、未だ悪戦苦闘している仲間のいることを忘れてはならない。

結成して間もなかった昨年の賃金闘争は、「正直なところ、結果的に顔合わせ賃金闘争にとどまり、力合わせの賃金闘争に踏み込めなかった。それでも今回の実践を通して、今後に備え、一歩前進への足がかりをつかみ得たものと確信している。」と締めくくり、今後の課題は、加盟組織代表者に対する「アンケート」を集約し、これを素材としながら、次年度に備えることにした。

今年度は、これを受けて、第二回総会（五八年一一月二日）の活動方針をはじめ、その後の諸会議を通じ、幾つかの方針を明らかにしてきたが、いずれの方針も、全民労協の置かれている立場を踏まえ、さらに組

織の実態を考慮しながら、領域を絞り、対応することとした。

このなかで、全民労協が心がけてきた主な課題は——

(1) 賃金闘争を総合的な生活闘争（減税など政策・制度）の一環として、相互の関連を重視しながらすすめるが、賃金闘争は賃金闘争としてケジメをつけていくことにした。

(2) 賃金要求内容の作成に当たっては、発表時期もあわせ、できるだけ労働界全体の足並みが揃えられるよう努め、賃金要求の基本的な姿勢として、要求内容の作成と闘いの進め方を通し、経済政策と関連するマクロ的な要求を重視しながら、生活実態（実質可処分所得など）も前面に打ち出していくことにした。ことに、景気回復の基調を捉え、賃金闘争の環境が、昨年に比べ大きく様変わりしていることを強調したことはいうまでもない。

(3) 闘いを進めるに当たっては、全民労協としての役割と責任を明らかにしていくことにした。その基本を「他に依存することなく、自らの賃金は自らの力で決める産別自決体制の強化と、それを基礎とした効果的な共闘である」とし、全民労協は「加盟組織の有効な闘い方の配置、山場に向けての日程調整、情報活動大衆行動などを責任をもって進める」を中心に、関係組織との連携を深めながら、調整機能を果たしていくことにした。したがって、再三にわたり確認し合った「加盟組織の自力・自決、全民労協の調整」に徹していくことに最大の重点を置いた。

(4) 全民労協は、人事院勧告、仲裁裁定の完全実施について民間賃金闘争ことに中小企業労組・未組織労働者の賃上げへの影響を重視する立場から、全民労協自らの課題として、これらの完全実施の態度を内外に明らかにし、政府に対し強く迫った。

(5) 政府、財・経済団体に対し、総合的な生活闘争（とくに生活実態を中心にして）の観点から、当面の政策・制度の改善や賃上げ要求の考え方などについて、繰り返し、全民労協としての主張を展開した。

## 二　第三回総会にむけて討議を深める

(1) 以上の方針で闘った経過は、「八四賃金闘争経過報告」のとおりであるが、全民労協の運動の基調である「力と政策」の実現からみれば、今後、各面において、相当な努力が求められ、その実現をめざすことは、当然のことである。

ことに、今次賃金闘争の最大の特徴として挙げられる「民間集中決着体制」について、各般から多くの見解が出されているが、全民労協の置かれている立場からすれば、一定の役割を果たしたものと受けとめている。

このことはいうまでもなく労働四団体・大産別共闘組織をはじめ、労働界が結束して賃金闘争をなんとしても成功させようとした意欲の表われである。さらに、労働戦線統一をめざして結成した全民労協を、大切に育てようとする気持ちの表われであるといえる。

(2) 妥結結果の評価と今後の課題については、全民労協第五回闘争委員会（四月一三日）の「当面の方針（その七）」で示した「……集中決着に備え確認し合った『昨年の実績を上まわる賃上げ』の目標をギリギリ確保することができたものと判断する。……」の見解にとどめ、むしろ、加盟組織の判断を大切にしながら、今後の闘いに備えることとする。

そのために、昨年に引き続き実施した加盟組織代表者に対する「アンケート調査」の集約（別冊）を参考にしながら、今後、時間をかけて討議を深め、第三回総会（一一月一四日）の「八五賃金闘争方針」で明らかにしていく。

## 三　労戦統一をめざし着実に

今、全民労協として大切なことは、全民労協を結成した目的である労働戦線の統一の原則を片時も忘れることなく、活動方針で確認し合った三つの課題（政策・制度の改善、労働諸条件の維持・向上、組織の強化・拡大）の共同行動を積み重ね、相互の理解と信頼を深め、組織の輪を広め、目的達成に向かい着実に取り組んでいくことである。

この意味からも、今次賃金闘争は、冒頭でも述べた通り、昨年の「顔合わせ賃金闘争」から「力合わせの賃金闘争」へと歩きはじめた闘いであった。

今後も険しいいばらの道を歩き続けることに変わりはないが、今日から明日へと確信をもち、励まし合って頑張るしかない。

加盟組織のみなさん、御苦労様でした。

## 統一労組懇　春闘にたいして年々、独自行動を強めている統一労組懇は、八四年八月三日と四日の両日、年次総会を開き、つぎのような春闘総括をおこなった。

【統一労組懇・八四年春闘総括】

### 賃金引上げのたたかい

統一労組懇は、約二〇万人の労働者の生活の実情に根ざす要求アンケートを集約分析して、「生活改善をすすめうる三万円以上の賃上げ」「定昇別で、そのなかの一律分を大きくしていくことをめざす」統一要求を確認し、その要求実現がなによりもまず労働者の生活改善をはかるものであり、同時にそれは、国民の消費購買力の向上をすすめ、消費不況打開の大きな柱ともなるという、国民的意義をも重視し、また、中小企業下請条件の改善などの課題とも結合して、闘争推進をはかってきました。

また春闘では、広はんな労働者、労働組合に、低額要求のみなおし、積極的な賃上げ要求確立、満額かく得の努力と共同をよびかけました。

統一労組懇参加の、各単産・地方統一労組懇は粘りづよいたたかいをすすめ、たとえば東京統一労組懇では、国民春闘再構築東京懇談会を提唱推進し、四八万結集の大衆的賃金闘争の高揚をはかり、一〇次の討論集会、数次の共同宣伝、四・八、二万人大集会を成功させるなど、文字どおり戦闘的なたたかいを推進してきました。七月二〇日集計分で、一六単産六一一組合の単純平均賃上げ額は、一万七三〇円となり、東京都内労組の賃上げが「史上最低」の水準となっているもとで、同盟の七九五四円（単純平均）、春闘共闘の九六三三円（単純平均）を上まわる結果となっています。大阪、京都、北海道なども広はんな共同闘争を推進して、賃上げ自粛路線をとる組合の低額一発ストなし妥結と対照的な賃金闘争の成果をあげてきました。

また、統一労組懇が提起してきた、「積極的賃上げ要求にもとづく広はんな共同」の拡がりは、この八四年春闘でいままでになく拡大しており、それは、統一労組懇の運動路線が労働者の切実な要求実現をま正面から追求していることへの国民的支持のあらわれであり、この路線のいっそうの堅持と共同の拡大が重要であることを裏づけるものです。

しかし、労働四団体、全民労協の賃上げ自粛路線での低水準妥結の影響で、全体としては、例年になくきびしい結果を余儀なくされてきたことは否めません。

労働四団体と全民労協は、八四年春闘でその賃上げ自粛路線のもとで、史上最低の鉄鋼回答を軸に、低額ストなし結着をさらに加盟労働組合の中で押し広げ、たたかわない春闘を定着させています。

この自粛路線は、右翼的潮流の労働組合が独占資本の搾取強化の攻撃に対してたたかわないという重大な任務放棄を示すものであり、それは、生活困難のすすむ労働者との矛盾をいっそう拡大しないではおきません。統一要求基準の決定にあたって、組合員の大衆的参加を拒否して、幹部が勝手に財界の許容範囲内で要求を決定して押しつけてきたことや、大企業が中小企業と労働者を犠牲にして巨額の利益をかくとくしていることなどには、全くふれないことにあらわれているように組合民主主義を大切にせず、賃上げ闘争前進の展望を示さないで、労働者の切実な要求のもとでのレベルだとして、「観覧車の中にいた」（金属幹部）だけでなく、官公労賃上げについても全民労協の実質的な政府との「合意」づくりを認めてきて民主的エネルギーを抑えこんだ右翼的潮流の責任はきわめて重大です。

総評も、大会方針でいう日本「福祉国家」論に立ち、賃金水準は国際的めから放棄しているというべきです。

統一労組懇が、積極的な賃上げ要求とその実現の政策を大衆的にも明らかにしながら、春闘の本格的再構築をめざし、大結集の条件をいっそう追求することは、統一労組懇ならではの、そして、全労働者の期待に沿うものとなっています。

【参考資料】(1)春闘共闘「国民春闘白書」、同盟「賃金白書」、金属労協「八三年闘争の推進」、全民労協「全民労協ニュース」、統一労組懇「八三年度年次総会資料」、公務員共闘「公務員共闘速報」、(2)総評教宣局「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、(4)日本労働協会編『昭和五八年版・労働運動白書』

# V 「合理化」と労働組合

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針――総評／同盟／主要組合の「合理化」への対応――全国金属／全造船機械／紙パ労連／繊維労連／ゼンセン同盟／全国セメント／私鉄総連／国労／全林野／日フィル労組／ME・OA・FA問題――VDT労働／オフィスコンピュータに関する協定／ME導入をめぐる電機労連のガイドライン／労災・職業病をめぐる闘争――三井有明鉱火災と労働組合／「心の病」に労災適用／労働時間短縮闘争――概況／金融機関の第二土曜休業実現／電機大手の完全週休二日制実現

## 概要

一、総評、同盟とも、ME技術の導入にともなう「合理化」対策を重視し、雇用保障、労働時間短縮の課題と絡めてとりくんでいる。「行政改革」をめぐる対応では、総評、同盟の違いがあらわになった。

一、全国金属では、MEにかかわる「合理化」に目を向け、対策をたてている。支部レベルでは、日本荷役、竹下鉄工のたたかいが注目される。

一、全造船機械では、造船業を中心に厳しい内容の「合理化」案が提示され、労働者は苦しいたたかいを迫られている。函館ドックでは八四年六月、労働者半数の削減計画が発表された。

一、紙パ労連では、産業再編成がすすむなかで、職場と雇用、生活を守るたたかいがつづいている。

一、繊維労連でも、千久水社、西本メリヤスなど、解雇・倒産の嵐のなかで生活を守るたたかいがおこなわれている。

一、ゼンセン同盟は、一九八三年一二月に「パートタイム労働者の雇用対策指針・パートタイム組合員の労働条件指針」を決定した。

一、全国セメントでは、業界不況のなか、各企業でのきなみ「合

理化」が提案され、労働者は苦しいたたかいを迫られている。

一、私鉄総連では、地方中小私鉄で事態が深刻化している。昨八三春闘は、「合理化」問題が絡んだため長期化し、私鉄沖縄では八三年九月、小豆島バスでは八四年五月にようやく妥結した。

一、国労、全林野では、〝行政改革合理化〟に反対し、既得権を守るたたかいがつづいている。

一、一九七二年に始まる〝日フィル争議〟が、八四年三月、一二年ぶりで解決した。労組による自主運営がつづいた日フィルは、新たに財団法人を設立、再スタートのはこびとなった。

一、ME、OA、FAの波は産業界全般におしよせている。各労組がこれへの対応を模索中であるが、とくにVDT労働についての基準、規制を求める動きが強まったことが注目される。

一、八四年一月一八日、三池有明鉱で坑内火災が発生し、八三人が死亡、戦後炭鉱災害史上四位の大惨事となった。会社側が安全対策を怠っていたことが原因とわかり、三池労組、三池新労はそれぞれ会社側にたいし具体的な対策を要求した。

一、労働時間短縮闘争では、八四春闘で、電機労連の大手主要組合が初めての「完全週休二日制」を獲得したことが注目される。

# 1　総評、同盟の「合理化」対処方針

## 総　評

総評は、一九八四年七月の第七一回定期全国大会でこれまで一年間のたたかいを総括した。とりわけ「国民のための行革」を求めて「国民行革会議」を発足させ、また、学者グループによる「一九八〇年代研究会」を設立するなど、臨調答申にもとづく〝中曽根行革〟に対抗する行動をいっそう具体化したことが注目される。同大会で決定された向こう一年間の方針のうち、〝合理化問題〟に直接かかわるのは、「労働時間短縮の飛躍的前進」、「雇用保障の闘い」、「マイクロエレクトロニクス(ME)技術革新と労働組合の主体性」、「労働安全、災害補償の確立」および「臨調行革と対決し、社会改革をめざした国民行革を推進する闘い」である。ここでは紙幅の都合で、以下三点をかかげる。

【労働時間短縮の飛躍的前進（要旨）】

労働時間短縮の基本的課題は、(1)生命と健康を守ること、(2)ゆとりのある豊かな社会・家庭生活の充実をはかること、(3)雇用創出と結合した仕事の分かち合いをめざすこと、(4)新しい時代に対応するための教育・訓練時間の確保、(5)労働基準法改正を含めた国際公正基準を労働時間制度として達成することである。

このため今年度の運動の重点を、①全産業労働者の年間総実労働二、〇

○○時間以内の早期達成、完全週休二日制の促進、三六協定の改善と割増率の引き上げを含めた残業規制、②年次有給休暇の拡大・完全取得と計画的集中取得の推進、年間休日増、③夜勤・交替制労働の改善、五組三交替制の促進と要員確保、④金融機関の完全週休二日制の年内達成、⑤公務員の週休二日制の促進と土曜閉庁、年休改悪阻止におき、各単産はこれらの共通課題に独自要求を加える。

【マイクロエレクトロニクス（ME）技術革新と労働組合の主体性（要旨）】

今日進行しているME技術革新は、新しい経済・社会・政治の基盤の変革をもたらすという意味において、労働組合が積極的かつ具体的な社会的規制力を発揮しなければならない段階にきている。科学技術を全面的に拒否することは社会の進歩にとって逆行であろうが、しかし技術を無原則に放置することは、人間性の否定につながる。とくに技術の利用を資本家や一部の研究集団・官僚など特定集団（階層）に特権化させてはならない。今こそ技術の利用をめぐって、労働組合が積極的かつ具体的な社会的生活のあり方に対して具体的な内容を検討し、資本家・政府に対案闘争をいどまなければならない。すでにいくつかの労働組合は新技術協約を結んでいる。その運用と水準の改善が企業間競争の圧力に屈しないためには、産業レベル、一社会レベルの規制基準の作成が必要である。

【臨調行革と対決し、社会改革をめざした国民行革を推進する闘い（要旨）】

官・民の統一した闘いを地域から巻き起こし、中央への闘いへと盛り上げ、反撃に転ずるため、以下の運動を進める。

(1) 今後さらに、臨調行革路線が具体化されてくる過程では、社会的に孤立し易い層への攻撃が一層強まると予想される。地域住民への負担増、高年齢者層などへのしわ寄せは「がまんの哲学」を押しつけつつ、ドラスティックに出てくると思われる。

(2) われわれは、こうした財界主導の臨調行革路線に対決して闘うため、国民行革会議を基軸に、各単産の闘いと連携した運動を展開する。

(3) このため、地域、中央におけるシンポジウムを開催し、広く住民に訴えるなかで闘いを進める。中央のシンポジウムは、一九八〇年代研究会の提起をうけて行う。

(4) 具体的な行動としては、公社制度改編にともなう国民への影響、地方自治体への規制による住民への影響、年金、健保を中心とした福祉の切り捨てなどを整理し、関係各単産とともに対政府要求を行う。同時に、農政や福祉政策などについても関係各単産および諸団体とも相談の上、総評としての政策化をはかり、国民行革会議へ提起する。

地域段階からの闘いは、予算要求行動として具体化し、中央への集約をはかる。

(5) 予算要求行動に際して、いくつかの視点から行政および予算内容を洗い直す必要がある。国民行革会議というやや広いスタンスからの洗い直しのうえに、従前の既得権的発想や地域エゴ、組合エゴに切り込んだものも大胆に提起し、十分な討議を踏まえながら、広く住民に訴えねばならない。一九八〇年代研究会においても、この種の整理と提起を行う。

見直しの視点はいくつか考えられるが、そのひとつは年金・医療など、制度面で中・長期的な視点での見直しが必要であり、応分の公平な負担を考えるべきものがある。また、同種施設を各省毎に同一地域で建設するなどの無駄な補助金制度がある。地域住民にとって最も有効な施設のあり方を考えるべきだが、こうした民主的手続きによって有効性を生み、無駄をなくせるものもある。民主の視点である。税制等、各種負担について公平の原則を確立すべきもの、利権・利益の不当な誘導や談合などをチェックする公平の原則を確立すべきものもある。住民自身の自覚によって自らの負担を軽減できるものもある。ゴミ処理や家庭の雑排水処理・洗剤問題などがそれである。企業責任を明確にし、応分の負担を課すべきものもこの視点の重要なひとつである。こうしたいくつかの視点から洗い直しを行い、総評としても各関係単産と相談の上、広く問題提起を行う。（以上、総評第七一回定期大会資料）

## 同盟

同盟は八四年一月の第二〇回定期全国大会で、八四賃闘方針などを決めるとともに、むこう一年間の活動方針を決定した。ここではそうした方針のうち、労働時間短縮闘争と「行政改革」問題についてかかげる。

【労働時間短縮闘争の強化（要旨）】

(1) 労働時間短縮による余暇時間の拡大、労働福祉の充実は、賃上げとともにわれわれの労働条件向上のための基本的要求である。さらに、ME革命を中心とする新しい技術革新の導入が急速に進んでいるこんにちの状況のもとにあって、労働時間短縮は、仕事の分かちあいによる雇用機会の拡大という新たな課題を担っている。一方、わが国の労働時間が、他の先進工業諸国にくらべてかなり長いことが、これらの諸国から不公正な競争条件として非難され、貿易摩擦の一因となっている。安定的な貿易の拡大は、わが国経済の中成長を実現するひとつの鍵であり、早期に国際公正労働基準にふさわしい労働時間水準を達成し、不要な摩擦の要因を取り除くことは、労働組合だけでなく政府、経営者も含めた国民的な課題となっている。これに対して、日経連をはじめ経営側は、時短と引き換えに賃金の切り下げを主張しているが、それでは国際的な競争条件の不均衡は、少しも是正されないことになる。わが国は国際的に高い生産性上昇力をもっており、全体としては賃金上昇率を抑制することなく時間短縮を行うことが十分可能であり、また、それなくして、当面する貿易摩擦の要因の一つを解消することはできない。

(2) このため、当面する労働時間短縮の目標を、次のように設定する。

①すべての組合が八四・八五年度を目途に、年間総労働時間を二、〇〇〇時間以内に短縮する。

②すでに完全週休二日制を実現し、年間所定労働時間を二、〇〇〇時間以内に短縮している組合は、八五～八七年度を目途に、年間総労働時間の一、九〇〇時間以内への短縮をはかる。

③この目標を実現するため、各産別、単組は労働時間の実態に応じて、年間所定労働時間の短縮（週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等）、所定外労働に対する規制強化（恒常的な時間外労働の撤廃、ペナルティとしての割増賃金引き上げ等）、有給休暇の完全取得、有給休暇日数の拡大、など年間総労働時間を規定する諸要素について、その短縮重点目標、段階目標を設定し、実現に取り組む。

【行政改革の推進（要旨）】

「活力ある福祉社会」の実現のためには、行政効率を高め財政の膨張を回避するための行政改革の強力な推進が不可欠である。われわれは、今後、臨時行政調査会（臨調）の最終答申と国民のニーズとに沿った具体的改革が達成されるよう、積極的に取り組んでいく。

一 政府、自治体に対する要求

①五次にわたる臨調答申のすべてについて、政府はいささかも後退することなく、着実に実現すること。（中略）

②地方分権の観点から、補助金や許認可など国の関与を排し、地方委譲を大胆に進めること。また、行政全体の効率を高める観点から、国、地方自治体も含めた総合的な行革推進体制を確立すること。

二 国民運動の展開

行革の成否は、当事者任せにせず、国民全体の支持と熱意をいかに高めていくかにかかっている。そのため、

①同盟が中核となって行革を国民運動として幅広く展開し、絶え間ない継続的な運動とする。（以下略）（以上、同盟第二〇回定期大会資料）

## 2 主要組合の「合理化」への対応

**全国金属** 全国金属では、一九八四年五月二七～二八日に「倒産・工場閉鎖対策会議」を開き、最近の構造不況業種での、系列・関連中小を含む設備廃棄・統廃合による工場閉鎖、ME化・先端産業拡大と関連した提携合併など機械金属産業の再編成にともなう人員削減、工場閉鎖などについて協議した（『全国金属』八四年六月一一日付）。支部レベルの合理化反対闘争としては、日本荷役、竹下鉄工の争議が注目される。

〔日本荷役支部〕　倒産は偽装、全員解雇は無効だとして、破産した会社を相手に全員解雇撤回と工場再開を求めて争議をつづけていた全国金属埼玉地本日本荷役支部（浦和市）は、八四年一月一〇日、管財人・元社長から解決金など一億四〇〇〇万円を確保することで和解、これにより倒産以来七年で同争議は解決した。日本荷役用品（資本金三〇〇〇万円、当時従業員一四五人）は、搬送用コンベアーの製造販売メーカーで、七六年当時、浦和と福岡に工場を、他全国四カ所に営業所をもっていたが、同年一一月、業績不振を理由に倒産した。これにたいし組合側は、①業績は悪化していない、②直ちに別会社を作り営業を開始した、③資金ぐりの手立てをとっていないなどを独自に調査、組合つぶしの偽装倒産だとして、浦和地裁に雇用関係確認の訴えを起こしていた。一方、一九七七年四月からは、労組委員長を代表に組合自主生産による日本荷役工業を旧日本荷役用品浦和工場に設立、独自に営業販売しながら運動をつづけてきた。今度の和解では、解決金支払いと併せて、工場再開についても組合が自主生産をつづけてきた工場を継続することで条件が整い、いずれも組合側の全面勝利となった。（『埼玉新聞』八四年一月一一日付）

〔竹下鉄工支部〕　熊本の全金竹下鉄工支部（セイレイ工業福岡工場）は、一九八二年五月に農機産業不況を理由として出された臨時工（非組合員）四〇人の首切りにたいし、スト権を確立、首切り撤回を求めて団交を重ね、八三年六月に解雇撤回の回答を得た。同支部はさらに臨時工本採用化のたたかいをすすめ、八三年八月末に労使協定が成立、一一月二一日付けで嘱託となる五〇歳以上の人をのぞく全員が本社員となった。同支部では、①臨時工の次には本工の解雇が来るという理解で組合員の団結がはかられた、②臨時工も支部を信頼し統制が保たれた、③全金中央・地本のオルグとヤンマー労協労組の支援が勝利をもたらしたと総括、本社員採用となった人全員が全金支部へ加入した。（『全国金属』八四年三月一一日付）

### 全造船機械

長期不況下の造船業を中心に、〝雇用か賃金か〟〝合理化か倒産か〟の激しい攻撃が労働者にかけられ、全造船機械各分会は苦しいたたかいを強いられている（なお、一九八四年六月に労働者半数の削減計画を発表した函館ドックについては、本年鑑第一部—Ⅲ「産業合理化と経営労務」を参照）。

〔楢崎造船分会〕　楢崎造船は室蘭に造船・陸上の、郡山に陸上の各製作所をもっており、一九七七年から三年間二次にわたる希望退職で五〇七人を減員、五％の賃金カット、労働時間延長を実施してきた。その上で一九八四年二月、「コスト削減のため」つぎのような「合理化」案を組合に提示した。一、会社の分離について、①室蘭造船所を分離し新会社とする、②室蘭製作所、郡山製作所は存続会社とする、③出向社員は出向先の会社に移籍する。二、総合人件費削減について、①全社から勇退者一五〇人を募集する、②二年間賃金五％カットを実施する、③一日当たり実働時間現行七時間を八時間とする。

組合側は、世界的造船不況時とは異なって今回の「合理化」案は「経営施策の失敗」によるものととらえ、スト権を確立して団体交渉に入った。四月には全道労協、全造船機械、室蘭地区労、道民間共闘会議、全造船東北・北海道地本、楢崎分会の六団体で楢崎造船反合北海道対策会議が設立され、強力な支援活動にとりくんだ。こうして五月に会社側の修正案が示され、六月五日に労使双方が大筋で合意に達した。合意に達した協定は以下のとおり。一、会社分離について、①室蘭造船所を分離し、新会社とする。従業員は出向と

する、②室蘭製作所、郡山製作所は存続会社とする。二、総合人件費削減について――①当初提案した勇退者募集に変えて、昭和五九年六月二五日から同年七月二〇日までに退職を申し出た社員には退職者優遇制度を適用する、②当初提案の賃金カットは取り下げる、③勤務体制の変更、一日当たりの実働時間を三月二一日から九月二〇日までは八時間、九月二一日から三月二〇日までは七時間、年間の総労働時間を一九九八時間とする。組合側は、転籍を出向に変更させ、同一労働条件を将来にわたって保障、事実上勇退者募集を撤回し、わずかの時間延長にとどめさせたことを、成果とした。(『全造船機械』一九八四年三月一日号、四月二〇日号、六月二〇日号)

**〔東芝アンペックス分会〕** 一九八二年九月に業績不振を理由として解散した東芝アンペックス(株)の組合は、解雇撤回を求め東芝本社に団体交渉を要求した。東芝本社が拒否すると神奈川地労委の場で争い、三月三一日、地労委は東芝本社に団交命令を出した。また、解散にともなう会社側の解雇通告にたいし工場の存続と雇用確保のために組合がおこなっている「工場自主管理」についても、三月二四日に横浜地裁が「会社構内の一部土地・建物および組合の指定する機材を組合につかわせる」ことを内容とする和解案を提示し、労使双方がこれを受諾、組合側は橋頭堡を作った。組合はその場で自主生産をつづけ、争議の全面解決にむけてたたかっている。(『全造船機械』一九八四年二月二〇日号、四月一日号、一〇日号、六月一日号)

## 紙パ労連

産業再編成がすすむなかで、中小企業の倒産やパルプ部門の縮小などによる大量首切り等、「合理化」の犠牲が労働者にかぶせられ、職場と雇用、生活を守るたたかいがつづいた。単組レベルの闘争としては、労働債権を確保した出水製紙、雇用と労働条件を守りぬいた藤田紙料が注目される。

**〔出水製紙労組〕** 一九八一年一月に倒産した鹿児島の出水(いずみ)製紙では、企業再建と労働債権確保をめざすたたかいがつづき、途中からは現状設備での企業再建はむずかしいことから「新規事業による企業誘致」に切り替えて、三井物産、十條製紙や国、県、市への働きかけがおこなわれた。その結果、八三年一二月に管財人との間で以下の合意が成立した。

一、各自の退職金総額の一五〇分の一四〇を支給する。一五〇分の一〇の金額は取り下げる。

一、三井物産は県、市を窓口として工場跡地への新規事業、企業誘致に努力し、十條製紙はこれに協力する。

一、組合事務所明渡しは一二月末をメドに協議する。

組合はこの合意をもとに、「企業誘致実現まで組織を維持することは困難」と判断、翌八四年一月二一日に、労働債権の確保を成果として、ひとまず組合を解散することとした。

**〔藤田紙料労組〕** 一九八三年九月に社長が急死し、突然企業閉鎖・全員解雇の提案をうけた関西紙産業労組の藤田紙料分会は、全員の雇用と職場の保障を要求してたたかい、八四年三月一日、要求をほぼ実現した。藤田紙料は組合員八名で、大阪朝日新聞社の輪転職場の残紙回収をその業としているが、以前にも同様の閉鎖提案があり、撤回された経緯があった。

組合は「朝日新聞の職場があるかぎり、仕事はつづけられるはずだ」と朝日新聞社へも団交と雇用保障を要求した。これにたいし朝日新聞社は「雇用責任はない」と団交を拒否、後継業者問題も「決定権は朝日にあるが藤田紙料の推薦にまかせてある」と述べた。一

方、会社側は組合にたいし一〇月で仕事も職場も打ち切ると通告した。組合はこの打切り期限を再三延期させ、会社と朝日新聞を不当労働行為で大阪地労委へ申請、また、朝日新聞社に連日、抗議行動をおこなった。こうしたなかで八四年二月に朝日新聞社と新しい業者との残紙回収契約が成立。「新会社で全員の雇用を保障する。労働条件は現状のまま引き継ぐ。労働組合、労使慣行は尊重する」など組合要求をほぼ認めた協定が新会社とのあいだで結ばれ、組合員は全員、三月一日から新会社に移った。(『紙パ労連』八四年二月七日号、三月二七日号)

**繊維労連**　繊維産業でも、構造的不況下に倒産、工場閉鎖の波がおしよせ、労働者は困難なたたかいを強いられている。

**〔千久水社労組〕**　一九八三年一一月、長野県佐久の製糸業千久水社は、労組にたいし製糸業の構造改善を機に千久水社の設備廃棄を実施し、八四年三月末に工場閉鎖をおこないたいと申し入れた。これにたいし組合は九回にわたる団交で、①設備廃棄に便乗した閉鎖は容認できない、②小諸工場閉鎖にともなう協定趣旨を無視している、③原料不足により事業継続の見通しがないなら、農協資本による事業転換、または企業誘致をして、労働者の雇用と生活を確保するという姿勢がまったくないと責任を追及した。この結果、八四年一月三〇日に以下の協定書が締結された。(『繊維労連』一九八四年二月一五日号)

【協定書の㈠】

一、設備廃棄に伴う工場閉鎖に当っては、理事会の責任において企業誘致などおこない、組合員の完全雇用を保証すること。但し、誘致企業に関する基本的な事項については労働組合と合意を得ておこなう。

二、企業誘致にいたるまでは、会社（千久水社）の責任において雇用を継続し、賃金一〇〇%を保障し、支払うこと。

三、工場閉鎖に伴う労働債権については、設備廃棄前に組合と誠意をもって交渉し、その解決をはかること。

四、設備廃棄、資産処分に当っては、労働債権を最優先に支払うこと。

五、二月二日予定される設備廃棄については、前記各項の有効な実施を担保する可能な期間に延期すること。

**〔西本メリヤス労組〕**　鳥取県赤碕町の誘致企業㈱西本メリヤスでは、八四年四月五日、倉吉地裁執行官を連れてあらわれた社長が突然、「二年間続いた累積赤字で、これ以上操業すると賃金、退職金等の支払い不能になる」と述べ、四月三日付で大阪地裁に自己破産を申告したと通告した。同時に地裁執行官は、保全処分決定にともなう仮差押えを告示した。全員解雇を知らされた五六人の労働者は、組合のもとに対策委員会を設置し、まず地元赤碕町にむけ、全面的な協力を要請した。その内容は、(1)工場再開、雇用確保、(2)会社の不動産の管理を町と労働組合が保全管理できるよう地裁や管財人に折衝する、(3)労働債権確保のために早急に関係先に折衝するというもので、町は全面的支援を約束した。

その後、破産通告がだされ、管財人が決定されると組合は管財人と交渉に入り、①再建闘争を理解し協力すること、②工場資産のいっさいについて管財人が換金処分をするまでのあいだ、組合の自主管理を認めるよう要求した。しかし、この交渉は自主管理をめぐり平行線のまま推移し、ようやく四月二二日に管財人が「一切の工場資産の管理を無償で組合に依託」することに同意、組合は自主生産で企業再建に向け歩み出した。なおこの間、繊維労連県支部は、組合員の生活保障と当面の運転資金として五〇〇万円を労組に融資、

その金利を赤碕町が利子補給するなど、自治体と一体の再建闘争となっている。(『繊維労連』一九八四年四月一五日号、五月一五日号)

**ゼンセン同盟**　ゼンセン同盟は、雇用「合理化」の柱をなすパートタイム労働者について、一九八三年一二月二〇日に開かれた中央委員会で、つぎのような「パートタイム労働者の雇用対策指針・パートタイム組合員の労働条件指針」を決定した。同労組は、近年流通産業の労働者の組織化に力を注いでおり、流通産業では一般に四割以上の労働者がパートタイム雇用と考えられていることから、今後のとりくみが注目される。

【パートタイム労働者の雇用対策指針・パートタイム組合員の労働条件指針について(要旨)】

基本的考え方(略)

雇用対策指針

労働組合はパートタイム労働者の雇い入れについて、つぎの事項を順守させること。

①パートタイム労働者の採用計画およびパート比率について、労働組合との協議を行うこと。

②パートタイム労働者に適用される就業規則を作成し、その作成または変更にあたっては事前に労働組合との協議を行うこと。(略)

労働条件指針

パートタイム労働者であって労働組合員であるものの労働条件は、つぎの基準によって設定すること。

(一)　賃　金

①産業別最低賃金

雇用形態のいかんにかかわらず、すべての組合員に適用される産業別最低賃金を公正な基準に基づいて設定する。

産別最賃は一八歳以上組合員を対象とし、月額および時間額によって表示する。時間額の設定にあたっては地域の労働事情を考慮し、地域格差を設ける。

②賃金体系

ア、賃金体系はパートタイマーの雇用形態および仕事内容を考慮して仕事の習熟度と賃金との結びつきの強いものとし、仕事に対する習熟度の高まりが賃金に反映されるような職能重視の体系とする。

賃金体系はすべてのパートタイマーに同一に適用されるものとし、地域の労働事情や職務時間帯による格差は加給として位置づける。

イ、パートタイマーに登用制度を設けているところについては習熟度だけでなく、昇進・昇格制度をも組み込んだ体系とする。

ウ、通勤手当(交通費)については全額を支給する。

エ、その他の手当の設定については、それぞれ労使協議決定する。

オ、時間外、休日、深夜割増手当については、正規常用組合員と同様の割増率を適用する。

③賃金改定

賃金改定は正規常用組合員と同様に毎年一回、同時期に実施する。賃上げの規模およびその配分方法については、その都度労使協議決定する。

賃金の年次格差は習熟度の高まりに対応したものとし、賃金カーブを維持するための制度を確立する。

(二)　一時金

①一時金制度を確立することを原則とし水準は正規常用組合員に準じて決定する。ただしパートタイマーのニーズに対応して一時金相当分を時間給に組み入れて月例賃金ウエイトを高めることも考慮してよい。いずれの場合も全額を労使協議するものとする。

②成果配分については、正規常用組合員と同様とする。

(三)　退職金(退職慰労金、退職餞別金)

①パートタイマーの多くは契約上、雇用期間が定められている。雇用期間の定めのあるパートタイマーの期間の満了による退職と、長期雇用を前提とした正規常用組合員の退職とを同一にとらえることはできない。しかし、パートタイム雇用は契約を反復継続して、実際には長期勤続となっているケースが多い。

このような実態にてらして通算勤続期が一定期間を経過したパート組合員に対しては、退職金（退職慰労金、退職餞別金）を支給する。

②事業所、店舗の閉鎖時による会社都合退職については、勤務時間のいかんにかかわらず、退職金を支給するものとする。

③事業所、店舗の閉鎖等による会社都合退職については、勤続期間のいかんにかかわらず、退職金を支給するものとする。

④パートタイマーに定年制度を設けているところは定年扱い退職金制度を確立する。

⑤退職金水準については原則として毎年見直しを行い、全額を労使協議決定する。

（四）休日・休暇

①年次有給休暇については、週の所定労働日数が四日以上の者が一年間継続勤務し、全労働日の八割以上出勤した場合に最低六日、以後継続勤務年数に応じて加算する制度を確立する。

②その他の諸休暇については、労使でそれぞれ協議決定する。

（五）合理化問題

合理化問題が生じたときは、ゼンセン同盟合理化対策指針によって対処する。

（六）福利厚生、法定外労災補償（労災付加給付）

①福利厚生については、共済制度、福祉施設の利用、作業服の支給、組合福祉事業などについては正規常用組合員と同様とし、その他の福利厚生制度の運用についてはそれぞれ労使協議決定する。

②法定外労災補償の適用については、正規常用組合員と同様とする。

（七）社会保険

①厚生年金、健康保険

非課税限度額を超える所得のあるパートタイマーは全員加入する。それ以下の所得の者についても希望によって加入できるようにする。

②雇用保険

労働省の定める基準により、契約を反復継続して就労する者で正規常用労働者の所定労働時間の四分の三以上で、かつ週の所定労働時間が二二時間以上のパートタイマーは全員加入する。（以下略）

（『ゼンセン新聞』一九八四年二月二日号）

## 全国セメント

セメント産業は需要減の一方、燃料炭の値上げで厳しい状況がつづき、各企業でのきなみ「合理化」が提案されている。

**〔住友セメント労組〕**　一九八三年二月、従業員数二〇〇〇人を擁する住友セメントは、組合にたいし、以下四点の「合理化」を提案した。①四倉工場の操業を八三年四月から中止する、②浜松工場の生産縮小のため、八三年四月から三ラインを二ラインに減らして操業する、③両工場の従業員について、(イ)人員受入れ余地のある事業所への転勤、(ロ)新規事業要員とし、雇用を確保する、④八三年度に五六歳に達する者で退職を希望する者については定年扱いとし、早期定職加算金を適用する。

この提案にたいし、組合は、①閉鎖を前提とするのではないが、四倉工場の将来像とは無関係に、(イ)四倉・浜松両工場の多角化を精いっぱい推進する、(ロ)関連会社従業員の雇用確保に可能なかぎりとりくむ、という条件を付しこれを承認、②浜松工場のライン減についても要員見直しの労使交渉を開始する、とした。こうして、四倉工場従業員の三分の一は退職、他は他工場へ転勤し、同工場は閉鎖された。さらに、浜松工場については、会社側が八三年一〇月に、①同工場の生産を八四年上半期中に停止し、全従業員を配転する、②配転不可能な者は子会社への就職あっせんに努力する、との提案をおこなった。組合は、具体的な内容について交渉を重ね、八四年七月に中央委員会を開き、これを受諾することとした。（『全国セメント』一九八三年五月一五日号、一一月二五日号、八四年七月二五日号）

## 私鉄総連

私鉄総連の一九八三年春闘では、地方の中小私鉄で賃上げに合理化問題が絡み、長期化傾向がみられた。「行政改革」に関連した補助金のカットや赤字経営を理由に、会社側が低賃金ならびに人員削減を押しつけたことが、その原因である。本年鑑一九八四年版二八七～二八八頁に記した私鉄沖縄の八三春闘が妥結したのは八三年九月、小豆島バスの八三春闘の妥結は翌八四年五月であった。

〔沖縄県連〕　沖縄バス、琉球バス、那覇交通（銀バス）三社の労組で構成される私鉄沖縄県連の八三春季賃上げ統一要求にたいし、三社経営者側は「企業間で経営内容に格差があり、個別に交渉したい」としてこれを拒否した。組合が六波にわたるストを実施するなかで、職権あっせんにのりだしていた沖縄県地労委は、七月二日、当事者双方の主張のへだたりが大きすぎるため、あっせんを打ち切り、二〇日から職権調停を開始した。地労委は、三社のうち比較的経営状況が良好な沖縄バスを中心に調停をすすめることとし、調停案はまとまらなかったものの、公益委員見解を提示して沖縄バス労使双方に働きかけた。二回にわたる会社側回答を積み重ねて、沖縄バスは八月一七日に妥結した。ベア一三〇〇円、手当五〇〇〇円、年間一時金五カ月分が妥結額で、組合側は「極めて不満な額だが公共交通の立場から長期化しているバス争議収拾に踏み切らざるを得なかった」と、妥結にあたっての見解を発表した。（『琉球新報』一九八三年八月一八日付）

この間、琉球バス、那覇交通については、要求に近づく回答が示されず、組合はストを反復、地労委は八月一一日に両社に関する職権調停の打ち切りを決めた。両社労組のストがつづけられるなか、九月一二日に沖縄県知事が両社労使を招致、「本県における唯一の大量輸送機関であるバス企業の労使紛争は、通算三五日余という長期間にわたり、その間通算三万一八五九台のバスが運行を停止し、県民生活ならびに各方面に及ぼす影響は大なるものがあり……労使双方は、バス事業の公益性にかんがみ互譲の精神をもって今次争議の解決に努力されるよう切望する」と述べた。これにたいし労使双方は賃上げ等に関する具体的数字を出してほしいと求め、県商工労働部長が私案としてベア一〇〇〇円、手当四〇〇〇円、年間一時金四・五カ月分等を提示した。まず那覇バスが、ついで琉球バスの労使がこれをうけいれ、九月一三日にバス争議は七カ月ぶりに解決した。知事介入により、これまで「原資がない」ことを理由にベアゼロ回答をしていた琉球バス・那覇バス両社が県の収拾案をあっさりのんだことには「バス賃値上げや融資あっせんなどのウラ取引があったのでは」と推測するむきが少なくない。（『琉球新報』八三年九月一四日付）

なお、争議がこのように長期化した直接の理由は、バス三社の労務政策の転換にあったといわれている。（『琉球新報』八三年九月一五日付）すなわち、バス三社は、八二春闘で「大手並み妥結」という過去の慣例をつきくずし、八三春闘からは「ストなし春闘」をもくろんだ。それは、過去一四年もつづいた集団交渉方式という私鉄沖縄の慣行を崩すことから始まった。会社側は集団交渉方式を拒否し、「経営事情が違うので各社個別方式で今春闘を解決したい」とまず回答、これにたいし組合側は「組合の武装解除をねらっている」として「一歩も引けない闘い」と位置づけ、〝組織の存続をかけた闘い〟へとエスカレートしたのである。

〔小豆島自動車労組〕　小豆島バスでは、八三春闘で賃上げを要求した組合にたいし、会社側が七七人の人べらし、労働時間延長等の合理化案を示し、「賃上げと合理化を分離せよ」とする組合側と真っ向うから対立した。地労委が間に入り解決をはかったが、労使の交渉は難航、八三年四月～一〇月まで、一二波のべ六七八時間のストがおこなわれた。この間、私鉄総連は総連副委員長を代表とする統一指導委員会を設置、現地ならびに東京での交渉にのり出した。九月二三日からは、第一二波の無期限ストに突入、このとき地労委が職権あっせんの開始を決め、①会社は臨時給が四・五カ月分であることを確認し、②一一月にうち一カ月分を内払い、残余分は早急に支払うこと、③労使交渉を平和的に継続すること、の三点からなるあっせん案を提示、労使双方がこれをうけいれ、以後交渉で具体的に話しがつめられた。ようやく八四年五月二九日に、私鉄総連統一指導委員会と会社側のあいだで協定書が結ばれ、ここに八三春闘に始まる争議は一年二カ月ぶりに解決した。協定書の主な内容は、①八三年度二四〇〇円、八四年度五〇〇〇円賃上げ、②八四年度臨時給三・五カ月分、③タクシー事業は分離、工場部門は廃止、④労働時間三〇分延長、⑤三九人が関連会社へ出向等、二九項目で、私鉄総連は、労働者の雇用を守り、組織を防衛したことを成果として総括した。(『私鉄新聞』一九八四年六月一五日号)

国　労　一九八三年一月、国鉄当局は赤字の最大要因の一つである貨物営業について、「新しい鉄道貨物営業について」と題する改善策を国労等各組合に提案した。具体的な内容は、①ヤード集結方式から拠点駅間直行方式への全面転換、②貨物取扱い駅を八五七から四五七へ削減、③駅員、乗務員、検修要員等の勤務・作業のあり方を抜本的に見直し効率的業務体制を実現する、などである。ついで当局は、貨物輸送大「合理化」を柱とする八四年二月ダイヤ改正に関する実施計画の概要を八三年三月に組合側へ提案した。国労は直ちにこれに反対する態度を表明、九月二一日には日比谷野外音楽堂で全交運主催の「国民の国鉄を破壊する五九・二一貨物・手小荷物大合理化、地方交通線廃止、運賃値上げ反対中央総決起集会」が開かれ、全国から国労組合員を中心に二万人が集まり「五九・二　国鉄貨物輸送計画に反対する決議」を採択した。この間、八三年八月二日に国鉄再建監理委員会が首相に国鉄経営改善のための緊急提言を提出すると、その直後に開かれた国労大会はこれが「国鉄破壊の分割・民営化に道を開き、利用者と労働者にだけ犠牲を強要する、許してはならない暴挙」であると非難した。

同大会で国労は、大「合理化」や分割・民営化に反対し、労働条件の悪化とならない「効率化」を模索しつつ「長期抵抗路線」でたたかっていくことを決めた。当面の焦点である五九・二ダイヤ改正については、「荷主や自治体と連帯する地域共闘を軸にたたかう」方針が採択され、以後八四年一月まで地方レベルの交渉がおこなわれた。各種の共闘、自治体ぐるみ等の運動がすすみ、当局の計画を全面変更させるには至らなかったものの、八線区一二駅の廃止をやめさせ、ルートを新設させるなどの成果もえて、五九・二ダイヤ改正はやむをえないとして国労は当局との合意に応じた。(『国鉄新聞』一九八四年一月一三日号、二月三日号、七月六日号)

全林野　一九八三年初頭以来「国有林野事業の在り方」について調査審議をすすめていた林政審は、八四年一月に「最終報告」をとりまとめ、農水大臣に答申(「国有林野事業の改

革推進について」）した。全林野は、同答申が「要するに『自助努力による改革ともいうべき合理化を徹底強化せよ』というもので日本林業、国有林野事業の直面する構造的問題については、『今後幅広い検討が必要』というにとどまっており、これでは材価の低迷や累積債務の増加と支払い利子の負担などから早晩、国有林経営のいきづまり、破たんは明らか」だとして、「林政の将来展望を示さぬ答申」に基本的反対を表明した。そのうえで、八四年二月に「国民のための豊かな森林づくり、国有林野事業の民主的発展・充実のための申し入れ書」および「国有林野事業改善特別措置法の改正・新改善計画の策定・及び八四年度業務計画策定等に関する要求書」を林野庁長官に提出、具体的な対案をかかげ、その実現をめざした。

しかし林政審答申後、政府は「自助努力」を柱とする、いわゆる「林野三法」を国会へ上程した。全林野はこれに反対、地方議会や首長、業界諸団体も代表を上京させて陳情し、各省交渉などが旺盛にとりくまれた。だが、政府・自民党とこれに同調する一部野党議員の数の前に、「林野三法」は成立した。政府は、これをふまえ、国有林野事業の赤字解消を柱に、一九八八年四万人規模への要員縮減、局・署統廃合、立木販売などをもりこんだ新「改善計画」策定中の状況にあり、全林野は、〝行革合理化〟に反対し、抵抗しつつ、基本的権利と既得権をいかに守るかの受け身のたたかいを迫られている。（『全林野新聞』八四年二月二日号、三月八日号、六月一四日号）

**日フィル労組**　一九七二年六月のフジテレビ・文化放送による日本フィル労組はフジテレビ構内の書記局をあけ渡す」などの和解が成立、一二年ぶりに解決した。日フィルは一九五六年に文化放送が設立、その後財団法人となり、フジテレビと文化放送の放送料などで運営されてきたが、一九七一年五月に労働組合が結成されたため、両社は七二年から放送料を打ち切り、同年六月、財団も解散した。フジテレビ・文化放送は、オーケストラ運営には多額の資金が必要なことを表むきの解散理由としていたが、日フィル解散と時をあわせて一方では新日フィルが設立された。しかし、三分の二の楽団員が日フィルにとどまり、解雇を不当として東京地裁へ提訴、長期的なたたかいが始まった。日フィルは、その後、労組による自主運営にはいり、聴衆・音楽愛好家の支援を受けて演奏活動をつづけた。同争議は、音楽家の権利意識向上に多大な影響を与え、その過程では全国的職能組織の日本音楽家ユニオンが結成された。今回の解決で、労組側が財団法人を設立、日フィルは新たなスタートをきることとなった。（『総評新聞』一九八四年三月二三日付、山本武司「日本フィルハーモニー闘争一二年の軌跡」『労働法律旬報』八四年四月二五日付）

## 3　ME・OA・FA問題

**VDT労働**　VDT（ビジュアル・ディスプレイ・ターミナル＝可視表示端末機）を使う労働が、さまざまな分野に

急速に導入され、作業従事者のあいだに眼精疲労、視覚障害、視力低下等の各種障害がひきおこされている。こういうなかで、労働省は一九八四年二月二七日に「ガイドライン」としてのVDT作業における労働衛生管理のあり方」を発表した（このガイドラインについては、本年鑑第三部のⅠ「政府の労働政策」を参照のこと）。諸団体もVDT作業に関しさまざまな見解を公表している。

〔総評〕総評マイコン調査委員会は、一九八三年七月に「コンピュータ労働の安全衛生——VDT労働について——」と題する報告書（第二次）を公表した。その要旨は、以下のとおりである。

ME技術革新により雇用・失業問題などが深刻化しているが、現在、それに先行して緊急に検討しなければならないのがコンピュータ労働、とりわけVDT労働問題である。VDT職場における健康破壊は予想以上であり、労働組合の対応はかなり遅れている。今後、組合がこの問題を討議し運動化していく際のポイントは以下五つである。

第一は、安全に関する情報を収集する権利と、それを分析する能力の向上を重視すること。

第二は、新技術の導入に際し計画の段階でどのような職場条件になるのかを、労働組合が情報として確保し、その内容をめぐって協議（交渉）する権利を確立すること。

第三に、仕事の仕方について、労働組合や職場集団が介入し、決定に参加すること。

第四に、職場条件の改善について、企業をこえた社会的相場を作りあげながら、社会全体に広げていくこと。

第五に、法的制度的な改善を実現すること。（総評マイコン調査委員会『コンピュータ労働の安全衛生』）

〔統一労組懇〕　八四年二月の労働省のガイドラインにたいし、最初に包括的な批判をおこなった統一労組懇の見解（要旨）は以下のとおり。

【「ガイドライン」の問題点（要旨）】

(1)「ガイドライン」という名の行政後退

「ガイドライン」の内容以前にその出し方に疑問がある。それは労働省が自らの責任において作成したものでなく、外郭団体がまとめたものを労働省が罰則なしの〝指示〟としたもので、労政行政の後退を物語る。

(2)労働者代表ぬきの委員会構成

(3)問題点多い「具体的目安」の内容

①「自主的な取組み」で罰則なし

「労働衛生管理の原則と進め方」については、「自主的な取組み」だけが強調されており、労働組合や労働者代表との事前協議を明確にしておらず、違反した使用者への規制措置も不明確で、また、「具体的な指標」も抽象的かつ努力目標にすぎない。

②目安は照明・採光グレアのみ

③機器の構造・規格や一日の作業時間については規制なし、また、ディスプレイから出る放射線についても規制なし

④特殊検診の義務づけなし

⑤有害性などの事前教育にはふれず

右のような批判をふまえ、統一労組懇は「ガイドライン」の改善を労働省に求め、各企業ではその不十分さを補う内容の労使協定締結を進め、三年がかりで労働省がまとめる予定の「本格的な対策策定」にむけ働きかけを強める。（『労働運動』一九八四年六月号）。

〔マスコミ文化共闘〕　新聞・出版・放送など八単産で構成する全国マスコミ文化労組共闘会議は、一九八三年一二月に、「わが国では初の総合的な提起」という「VDT労働改善の提案」をまとめ、公表した。この「提案」は、機器や利用技術のあり方について定めた「構造の規格」と、作業時間や職場環境、健康管理の最低条件を示した「作業基準」の二部で構成されており、要旨は以下のとおり。

「VDT機器の構造等の規格」

表示画面の大きさは二三×三〇センチメートル以上とする、など三四項

目。

「VDT作業者の作業基準」

作業時間は一日四時間（二四〇分）以内とする。一連続作業時間は四〇分以内とする。VDT機器一台あたりの気積は二五立方メートル以上とする。照度は五〇〇～七〇〇ルックスとする、など三二項目。

（『月刊いのち』一九八四年一月号）

マスコミ文化共闘は、この「提案」をもとに、八四年二月一四日、労働省にたいしVDT操作にともなう健康障害を軽減、防止するため、使用機器や作業方法についての基準を早急に作るよう要望した。（『朝日新聞』八四年二月一五日付）

## オフィスコンピュータに関する協定

オフィスコンピュータ導入や、それにともなう環境・作業基準について、組合が要求し労使間で協定を締結する例が増加してきている。ここでは、一九八三年三月一日に結ばれた渋谷区職労のオフィスコンピュータ導入に関する協定と、八四年三月一六日締結の全国新聞情報農協連合会労働組合のオフコンの作業基準協定を、主要部分のみ抜粋してかかげる。

【収入役室オフィスコンピュータ導入に関する協定書（渋谷区職労）】

五　導入に伴う各種労働条件及び作業基準について

(1)　昭和五八年三月三一日現在の配置人員の削減は行わない。

(2)　入出力作業については、同一職員の作業時間はおおむね一日二時間を超えないものとする。（中略）

(3)　キーボード操作を伴う窓口業務については、本協定締結時点において明確な判断が行えないので、実施後の状況をみて、操作時間、休憩時間を定める。

(4)　ディスプレイとの視距離は、五〇センチから七〇センチとする。

(5)　妊婦はキーボード操作に従事させないものとする。

(6)　従事職員の健康管理については、今後の協議により定期的な検診を行う等の対策をとる。（中略）

(7)　同一業務について長期間固定せず、随時収入役室内部における係間異動を行うものとする。

(8)　企画室電子計算機係キーオペレーターとの人事異動は行わない。

六　業務委託について

導入時の当初入力以外は、原則として業務委託は行わない。（中略）

七　オフコン導入によって得られる資料は管理資料として用いないものとする。（以下略）

【オフコン導入に伴う環境作業基準（全国新聞情報農協連合会労働組合）】

一　作業環境

①作業をするため、独自の部屋を設けるか、一般デスクとは分離した状態で設置する。

②部屋の照度は五〇〇ルクス前後とする。

③採光や照明が表示画面に入らないようにまた作業者の目に直接、光が入らないよう間接照明とするか、ブラインドなどの設備を設ける。（中略）

二　作業基準

①作業時間は一人一日四時間（着座時間）を限度に連続作業はしない。

②五〇分の作業ごとに一〇分の休憩時間を設ける。（中略）

三　健康診断

①作業予定者は配置前に適正な眼科検診及び特殊検診を行う。（以下略）

## ME導入をめぐる電機労連のガイドライン

電機労連は、一九八三年七月の大会で、ME革命に対処するためのガイドラインの確立をうたい、①労使の事前協議制と安全衛生にたいするチェックの徹底、②ME機器導入にともなう人員整理を認めず、雇用の確保を図ると強調、「具体的人員整理をともなう雇用への直接的影響が予想される場合は、ME化そのものを拒否し、実施させない」と強い姿勢を打ち出した。ついで、八四年二

月の中央委員会で「ME革命下における雇用確保と労働の人間化をめざすガイドライン」を決めた。このガイドラインは、①労使による事前協議の徹底、②解雇をともなう導入の拒否、③労働安全面のチェックを原則とし、雇用、勤務形態、配置転換など九項目にわたる具体的導入対策基準を示している。

主な内容は、「ME機器導入の際は設備投資計画の段階から会社に報告させ、三カ月前に実施計画を提示させる」「FMS（自動生産システム）などの夜間、休日操業では一人勤務を認めない」「配置転換に当たっては本人の意思を尊重し、本人、会社、労組の三者協議を深める」などである。また、ME導入による生産性向上にともなう成果配分として、労働時間短縮（現在年総実労働時間二一四八時間を一九八五年に二〇〇〇時間に）や、有給教育休暇制度創設等を求めるとしている。（『電機労連』一九八四年二月一日号、二月一五日号、『日本経済新聞』一九八四年二月一七日付）

## 4　労災・職業病をめぐる闘争

### 三井有明鉱火災と労働組合

一九八四年一月一八日、福岡県三井三池鉱業所有明鉱で坑内火災が発生した。死亡者は八三人、CO中毒者は一六人にのぼり、その規模において、一九六三年三池炭じん爆発死亡四五八人、六五年山野ガス爆発二三七人、八二年夕張ガス突出九三人に次ぐ、戦後炭鉱災害史上四番目の大惨事となった。（同事故については本年鑑第一部—Ⅲ「産業合理化と経営労務」の3を参照）

三池新労は八四年二月二日に組合長を上京させ、全炭鉱・同盟代表とともに政府・国会各方面に働きかけ、①遺家族の生活再建をふくめた十分な対策を講ずること、②有明鉱については、早期の原因究明と安全対策を講じた後、労・使の安全確保の上にたって、生産再開に対応すること、③三川鉱、四山鉱についても労・使の安全対策とその確認の上にたって、早急に生産を再開すること、以上三点を要請した（『全炭鉱』一九八四年二月二〇日号）。一方、三池労組は八四年一月に、今回の災害は生産第一主義、人命軽視の結果〝起こるべくして起こった〟人災であり、いっさいの責任は会社にあるとする「声明」を発表、原因と責任の究明、遺族と被災者への万全の措置、ならびに保安確保まで全鉱の作業を中止するよう求めた（『みいけ』八四年一月二四日号）。一月二六日にはこの災害にともなう三井石炭と三池労組の団交が開かれ、三池労組は以下の要求を提出した。

要求項目

一、今次災害に対する原因究明を徹底的に行うこと。
二、災害責任について、その所在を明らかにすること。
三、遺族・被災者に対し、万全の措置を行うこと。（下請に対する差別をしないこと）
四、今後の保安確立に万全を期することため、人員を大幅に増員し、保安優先の姿勢を明確にすること。
(イ)　人命尊重を第一主義とするため、保安優先の
(ロ)　生産再開については不安全箇所を除去するまで再開しないこと。
(ハ)　生産再開後、今次災害による減産分を取りもどすための生産計画を立てないこと。（中略）

今後の保安確立についての具体的な要求

一、有明鉱における三池労組の入坑点検および指摘事項について、組織の区別なく取り扱うこと。

二、監視制御指令室に交信記録装置を設置すること。

三、救急センターの改善と増設およびエアーマントを設置すること。

四、誘導無線器の改良をはかること。

五、標示板の改善をはかること。

六、COマスクについては、今次災害をふまえ改良をはかること。

七、煙感知器、ガス警報器配置については再検討し、さらに増設をはかること。

八、保安施設ならびに機材の完備をはかること。

九、毎週一回、各鉱毎に保安担当医と保安担当副長との保安検討会を開催すること。

一〇、退避訓練については再検討し、内容を充実すること。

一一、保安教育については毎月一回（一時間以上）実施し、内容を再検討すること。（以下略）

（『みいけ』一九八四年二月一日号）

## 「心の病」に労災適用

一九七九年七月、建設コンサルタント会社に勤務するA氏は過重な業務に起因する精神障害から自殺を企て、両足切断の重傷を負った。A氏が所属する日本交通技術労組ならびに全国建設関連産業労働組合協議会は、〝こうした事故に至った原因が、仕事以外にありえない〟ことから、八〇年九月に労災認定を申請していくこととした。この申請は、初めて〝精神神経疾患を業務上疾病として認定せよ〟と求めるものであり、また、初めて〝精神神経疾患の症状の一つとしての自殺行為についてもその業務起因性を認めよ〟というもので、二重の意味で新しい決定を引き出すことへの挑戦であった。案件審査の場は、中央労働基準監督署から東京労働基準局、そして労働省本省へと移り、この間、組合側は一万二〇三八人の要請署名を集め、また各種の集会をひらいて認定実現をめざした。

こうして八四年二月二一日、労働省は申請以来三年半ぶりに精神障害（反応性うつ病）および自殺未遂行為の双方を業務に起因する疾病と認定した。これは労災史上はじめて「心の病」を対象認定するものである。全国建設関連産業労協は、二月二三日に、「本件は我が国において、職業病としての精神障害の初の認定例になるものであり、今日のうつ病や自殺者を増加させている社会状況にあって、業務によってそうした苦難や悲劇を強いられた人々に、新たな救済の道をひらく糸口になりえるものと考える」という声明を発表した。（『月刊いのち』一九八四年五月号、六月号）

# 5 労働時間短縮闘争

## 概況

労働時間短縮、週休二日制の実現、時間外労働の規制は、労働運動のみでなく、日本社会全体にとっても重要な課題となっている。さらに、ME化をはじめとする高度技術の導入は、労働強化、極度の精神的緊張をもたらしており、長時間労働を是正することは労働者の健康破壊を防ぐうえでぜひとも必要である。このようななかで、一九八三年八月から実施された金融機関の第二土曜休業は、全産業に影響を与えることが予想される画期的

な出来事であった。また、八四春闘で電機労連が完全週休二日制実現をめざして産業別統一闘争を組んだことは、今後の時短闘争のあり方を示すものとして、注目される。

**金融機関の第二土曜休業実現**　郵便局と農協をふくむ全金融機関の第二土曜休業が八三年八月から実現した。窓口での混乱もなく、世論、マスコミの対応も積極的であった。しかし、一一月に入り郵政省が一月そのスタートは順調であった。の三連休にCD（キャッシュ・ディスペンサー）を稼働させたいとの意向を表明、これにたいし民間金融機関が「発足時の申し合わせに反する」として態度を硬化させたため、一時は第二土休そのものが挫折するのではないかと憂慮された。だが、全逓を中心に総評時短共闘、土休共闘が郵政省交渉等にとりくみ、こうしたなかで郵政省はCD稼働を断念した。（総評第七一回定期大会各局報告書）

**電機大手の完全週休二日制実現**　電機労連の大手主要組合は、八四春闘で大産別として初めての「完全週休二日制」を実現しようと熱心にとりくんできた。電機労連は、早くから週休二日制企業で初めて隔週週休二日制を導入、「週休二日制元年」と呼ばれた。他の電機会社もこれにならい、六四～六六年にかけて相次いで隔週週休二日制を導入しているが、とくに松下電器は六五年に労働省方式でいう「完全週休二日制」を実施、三洋、シャープなど他の関西家電もこれにつづいた。労働省は「完全週休二日制」について「毎週週休二日を行っているものをいう」と定義している。この定義では、年末年始休日や夏休み、国民祝日のある週は土曜出勤するような制度も「完全週休二日制」として分類されることになる。電機労連の場合は「完全週休二日制」を「月～金に他の休日があってもその週の土曜日も休日」と定義しており、労働省方式とは一線を画している。一九七〇年には加盟三五組合が労働省方式の週休二日制を実施したが、さらに国民祝日法の改正適用（国民祝日の振り替えがあっても土休を減らさない）、土休出勤回数の削減、「調整休日」の増加、夏季・年末年始休日の充実など、各組合の実情にあわせ段階的に年間休日数を増やしてきた。

一九八三年秋に三菱電機がようやく完全週休二日制を達成、他の組合もあと一～三日の休日増でこれを達成できる状態になっていた。八四春闘では、日立、東芝、富士電機、富士通、日本電気、沖電気が完全週休二日制に、松下電器、三洋電機、シャープが一九八五年までに完全週休二日制にするとの回答を得た。なお、明電舎、ゼネラルについてはまだ未定である。（『労政時報』一九八四年五月一一日号）

【参考資料】(1)総評第七一回定期大会資料、(2)総評第七一回定期大会各局報告書、(3)同盟第二〇回定期全国大会資料、(4)全国金属『全国金属』、(5)全造船機械『全造船機械』、(6)紙パ労連『紙パ労連』、(7)繊維労連『繊維労連』、(8)ゼンセン同盟『ゼンセン新聞』、(9)全国セメント『全国セメント』、(10)私鉄総連『私鉄新聞』、(11)国労『国鉄新聞』、(12)全林野『全林野新聞』、(13)『総評新聞』、(14)『労働法律旬報』、(15)総評マイコン調査委員会『コンピュータ労働の安全衛生』、(16)月刊『労働運動』、(17)『月刊いのち』、(18)電機労連『電機労連』、(19)全炭鉱『全炭鉱』、(20)三池労組『みいけ』、(21)『労政時報』

# VI 権利闘争

概要□官公労働者のスト権立法――最高裁裁判官国民審査運動――道下裁判官糾弾運動――不当労働行為事件の概況と審査促進を求めるたたかい――総評の中央総行動――「男女雇用機会均等法」に対する諸団体の取り組み――労働四団体／統一労組懇／日本弁護士連合会――最高裁労働判例の動向――御国ハイヤー事件／関西電力事件／高知郵便局事件／あさひ保育園事件／明治乳業事件／タケダシステム事件／全逓新宿郵便局事件／全国税東京足立分会事件／静岡郵便局事件／日本メール・オーダー事件

## 概要

一、社会、公明、民社、社民連の野党四党は官公労働者のスト権立法の実務者レベルでの検討をつづけてきたが、中間報告をまとめた。

スト権付与の点では各党が合意しているが、規制内容などについては合意が拡大している面もあるが、見解が対立している部分もあり、今後の合意形成や各労働団体の動きが注目される。

一、一九八三年一二月一八日におこなわれた第一三回最高裁裁判官国民審査では審査対象の六裁判官がいずれも信任されたが、「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は国民審査運動の意義と課題をこれまでの審査運動を総括する立場でまとめている。

一、大阪地裁道下徹裁判官が額田製作所の会社更生手続開始申立事件においておこなった「上部団体からの脱退」をめぐる言動にたいし、同裁判官糾弾運動が展開された。「道下裁判官糾弾共闘会議」が取り組んだ同裁判官にたいする罷免訴追請求者数は六〇万人余に達し、かつて例をみない大がかりな訴追請求運動となった。

一、不当労働行為事件処理日数の長期化傾向が初審、再審査を通じて目立っている。ことに、中労委における再審査事件の審理の長期化は異常ともいうべきものがあり、関係労働組合にとって深刻な

問題となっている。このようなかで、中労委にたいし、審査の促進、早期命令を要請する労働組合の要請行動がおこなわれた。

一、総評は八四春闘行動の一環として一九八四年三月二三日「働く者の生活と権利を守る全国縦断行動三・二三中央総行動」をおこない、全国から一万二〇〇〇人を動員し、各省庁、最高裁、中労委、親会社・背景資本、国鉄本社等にたいし要請、抗議行動を展開した。

一、最高裁は今期多数の労働関係事件についての判決を言い渡しているが、司法の反動化がいわれるなかで重要な論点をもついくつかの事件で労働者側が勝利している例もみられる。最高裁労働判例の動向について一定の変化が生じているもしくは生じつつあるとみうるのかどうかについては、今後の判決の推移を待って評価しなければならないが、今期の最高裁判決の内容には注目すべきものがある。

一、「男女雇用機会均等法案」が五月一四日国会に上程されたが、同法案にたいしては労基法上の女子保護規定の大幅な緩和ないし廃止、平等の不十分さを指摘してきが労働団体を中心に活発に展開された。

## 1　官公労働者のスト権立法

### 野党四党のスト権立法化作業中間報告

社会、公明、民社、社民連の四党は一九八一年一〇月に合意した「労働基本権確立のための基本要綱」（本年鑑第五三集一九八三年版二九八頁参照）にもとづき、実務者レベルで八二年四月七日以降八四年三月五日にかけて四回の会合を重ね、スト権立法化の作業をつづけてきたが、八四年五月これまでの討議経過をまとめた中間報告を公表した。

中間報告は総評、同盟の機関会議に報告されたが、今後労働団体の考えなどを聞いたうえ意見調整をおこなう予定であるという。

従来、官公労働者のストライキをめぐり対立してきた各党が争議権を付与するという前提で共同テーブルについており、今後の合意形成に向けた各党、各労働団体の動きが注目される。

**四党の一致点・不一致点**　中間報告がまとめた討議項目ごとの一致点、不一致点は以下のとおりである。

【ストに至る民主的手続き】

スト賛否投票については、労組法の規定と同様、組合員の過半数の賛成とすることで合意。交渉経過の公表主体は労使または第三者機関とし、公表するかしないかは、それぞれの自主的判断に委ねることで意見が一致し

た。また、ストの事前連絡問題では、労調法と同じく十日前ということで合意したが、方法については議論がなかった。

【緊急調整制度】

労調法の制度を基盤とするか、法の改正を必要とするかという問題では、現行の労調法に基盤を置くことで各党の合意ができた。発動の要件については、労調法の規定を準用する規定を設けることにしたが、安易な発動を防ぐため、労調法の発動要件を厳守させる考え。

発動の主体は労調法どおり総理大臣とし、発動によるスト禁止期間は三十日間とすることで合意ができた。しかし、発動にあたっての手続き面で「発動に当たって公労委の賛成を必要とする」と主張する社会党と「総理の自主的判断にまかし、拘束すべきでない」と主張する民社党とで意見が一致していない。

【強制仲裁制度】

この問題については「任意仲裁は認めない」とする社会党と「原則は任意仲裁であるが、例外的にストップ令に伴う強制仲裁への移行を認める」民社党とで調整がついていない。

【当事者能力の向上】

社会党の主張は「給与改善費の年度当初予算は前年度実績とするなど、当事者能力拘束の規定を緩和させる」である。しかし、民社党は「スト権を付与するなら給与総額でしばることはない。合理化努力、生産性向上努力が反映されるシステムを考えるべきだ」との主張であり、調整をみていない。

【公企体の特殊性】

事業の特殊性が労働基本権に、どう関係するか検討した結果、事業の性格によって労働基本権付与を議論するべきでなく、ストライキが国民生活に与える影響度によってスト規制問題を考えるべきである――と合意をみた。

【団交の範囲】

討議の結果、二つの案に集約されたが、一方は「管理運営事項であっても労働条件に関わる事項は団交の対象とする」説であり、他方は「労働条件はすべて団体交渉の対象である。また、管理運営事項は労使の協議とする」である。

【調停前置主義】

ストはなすべき手段を尽した後であるから前置主義をとるべきだ、という意見と、民間の実態はほとんど前置の協約はなく、労調法にも定めがなく、義務づけることは交渉を形骸化するとの意見が出され保留となった。その他にも調停と仲裁を同効力にする意見や、前置の代わりに冷却期間を設けてはどうか、などの提案もあった。

【民事・刑事免責】

違法ストとされる政治ストをめぐり意見が交わされるにとどまり、具体案はまだ合意されていない。

## 2　最高裁裁判官国民審査運動

### 第一三回国民審査

一九八三年一二月一八日、総選挙と同時におこなわれた第一三回最高裁裁判官国民審査においては、安岡満彦、角田礼次郎、大橋進、木戸口久治、和田誠一、牧圭次の六裁判官が国民審査の対象となり、いずれも信任された。

国民審査結果を評価するうえでもっとも基本的な指標の一つは不信任の意思表明である×点比率であるが、今回の場合最高は角田礼次郎氏の一〇・八五%（五五七万票）、最低は、牧圭次氏の九・六七%（四九六万票）であり、対象六裁判官の×点比平均は一〇・二

五%（五二四万票）であった。

**司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議の取り組み**

「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」（日本民主法律家協会、自由法曹団、総評弁護団などの法律家団体、社会党、総評、婦人有権者同盟などが構成団体）は一九七二年一二月一〇日実施の第九回国民審査以降、国民審査運動に取り組んでいるが、第一三回国民審査運動の総括にあたり、これまでの運動を通じて、国民審査の意義と課題を後記のようにまとめている。

【国民審査運動の意義と課題】

① 最高裁裁判官に対する国民の罷免権を行使するかけがえのない機会として、憲法上保障された制度であること。

一党による半永久政権下で事前のチェックを一切受けないまま野放図になされる裁判官任命人事を弾劾し、不適格ないしその疑いのある裁判官を排除することは、憲法が保障する国民主権の発動である。

これを効果的に行うためには、任命の前後を通じ個々の裁判官の適否分析と点検を日常不断に行い、その結果を広く国民に公表していくことが必要である。

② 最高裁の姿勢を正すための司法運動（裁判批判、司法反動阻止など）の重要な一環であること。

個々の裁判批判、司法反動化阻止の日常的たたかいの成果が問われる点で、国民審査はその総決算の意義をもつ。また、最高裁のあるべき方向（司法民主化の方策）とこれに背反する実態を国民に集中的に宣伝啓蒙するまたとない機会として国民審査が位置づけられる。

この点で、国民審査は、審査にふされる裁判官を通して、最高裁全体を裁く機会となるのである。

③ 制度改善ないし立法化要求の世論を喚起し、その展望をきりひらく可能性をもった機会であること。

国民審査制度の改善策（○×方式の採用、最高裁長官の付審査、棄権の自由の完全保障など）の提起や、最高裁裁判官の任命手続の民主化（任命における国民的チェックの導入）は、司法を国民の手にとり戻すための必須不可欠の課題である。

国民審査は、主権者たる国民が、右改善策及びその立法化の重要性について討論と認識を深める好機であり、私たちの運動は、このような対応を求められている。

④ 現行制度下で国民審査の実をあげるためには、独自の審査運動が不可欠であること。

これまでの取組みの教訓から、国民審査を成功させるには、

a 独自の運動母体をつくって、宣伝カー、ポスター・ビラなど様々な手段・方法で司法反動の実態と対象裁判官の問題性を広く国民に訴え、国民審査への関心を高める独自活動をきめ細かく行うこと。

b 棄権の自由を実質的に保障させるために各級選管交渉を重視し、入場券・審査公報・掲示ビラその他による棄権自由の周知徹底をはかること。

c 革新諸党や候補者に対し、選挙運動のなかで国民審査をとりあげるよう精力的な要請活動を行うこと。

## 3　道下裁判官糾弾運動

**事件の概要**

事件の概要はつぎのとおりである。大阪地方裁判所道下徹裁判官（民事六部裁判長）は一九八三年四月二五日に大阪地裁民事六部に会社更生法の適用を申し立てていた株式会社額田製作所（本社大阪市西成区）の会社更生手続開始申立事

件の審理において、全金大阪地本額田製作所支部（組合員五六名）の三役にたいし、同年七月二〇日「管財人引受けに当っての条件」として、管財人候補者が裁判所に提出した文書を示したうえ、「組合がこれを認めれば必ず再建できるので、この条件をのめばすぐ会社更生決定を出す」旨述べ、あわせて「出来るだけ早く文書で回答してほしいので、七月二五日までにいつ回答できるか連絡するように」と述べた。

管財人候補者の条件とは、人員八六名中五一名を削減すること、労働条件を切り下げること等のほかに「労働組合の上部団体脱退」があり、全金額田製作所支部が「上部団体、総評・全金から関与を受けず、全員が経営者の立場で再建する必要がある」というものであった。

支部は七月二五日、裁判所にたいし「八月一〇日に組合としての結論を出す」旨回答したが、道下裁判官は「なぜ回答がそんなに遅れるのか説明に来てくれ」と支部三役に結論を急がせた。

八月一〇日に至り、支部三役は「上部団体からの脱退を条件とする事は憲法二八条で保障された労働基本権の侵害であり、労働組合法七条一号、三号に該当する行為であり、認めることはできない」「管財人候補者がこの条件に固執するのであれば組合としては承諾しがたい」こと等を記載した文書を道下裁判官に渡したところ、道下裁判官は「これでは回答は『拒否』なので難しいと思うが管財人候補者に一応渡す」旨答えた。

八月一六日に支部三役が道下裁判官ほか二名の審訊を受けた際、「上部団体からの脱退は絶対的なものかどうか。例えば上部団体が交渉に参加しないとか会社内へ出入りしないということで妥協できないかどうか確認してほしい」旨述べ善処方を要請したが、道下裁判官は「管財人候補者は『支部が上部団体から脱退しないなら残留人員三五名とし、人員削減方法は指名解雇によって行なう。上部団体から脱退するのなら残留人員四五名とし、人員削減は希望退職を募集する方法で行なう。そのどちらかだ』といっている。組合としてどうするのか、八月一九日の午前中に返答するように」との見解を示した。

支部は、臨時大会を開催したうえでやむなく全金脱退を受け入れざるを得ないとの結論に至り、八月一九日大阪地裁法廷において道下裁判官主宰の下に関係者が一堂に会した際、支部等と管財人候補者とのあいだで、会社への残留人員を四五名とすること、人員削減は希望退職を募る方法によること、残留人員の労働条件を切り下げること等のほか、「支部は会社更生開始決定後直ちに上部の総評全国金属労働組合（以下上部という）に対し支部脱退届を提出するものとする。上部よりの脱退には、本部定期大会（昭和五八年九月末頃予定）の承認が必要なことに鑑み、支部の正式脱退はその大会終了時とする」旨の文書に調印した。

道下裁判官は文書調印がなされたあと、条件がととのったとして八月二二日更生手続開始決定を下した。

## 道下裁判官糾弾のたたかい

道下裁判官の言動にたいし、つぎのような同裁判官糾弾のたたかいが展開されるに至った。

九月二日全金大阪地本は大衆的抗議行動をおこない、大阪地裁所長と大阪高裁長官へ申入書を提出した。

九月二二日大阪地評は定期大会において「大阪地方民事部道下裁

判長を糾弾する決議」をおこなうとともに、九月三〇日、大阪地裁所長と大阪高裁長官に申入れをおこなった。

一一月八日総評は拡大評議員会において、同裁判官を糾弾する全国的なたたかいを推進することを決定した。

一〇月六日全金と全金大阪地本は、道下徹裁判官と管財人を相手に不当労働行為の救済申立てをおこなう一方、一一月二五日には両者を被告に損害賠償の請求訴訟を提起した。

八四年一月一七日には「道下裁判官糾弾共闘会議」（議長黒川武総評議長）が結成され、二月七日一九万八二四八名が訴追請求人となって国会の裁判官訴追委員会にたいし道下裁判官の罷免の訴追請求をおこなった。

訴追請求は総評加盟組合員を中心に、その後第二次提出分（三月一四日）として三〇万五六四一名、第三次分（五月二五日）九万五一九名が追加され、合計人数六〇万名余というかつてみない大々的な訴追請求運動となったことは注目される。

## 4　不当労働行為事件の概況と審査促進を求めるたたかい

### 不当労働行為事件の概況

昭和五八年に係属した初審の不当労働行為事件数は、新規申立てが一三三件、前年繰越しが一七四六件、合計三〇七九件である。うち八〇四件が終結し、二二七五件が次年に繰り越された。

昭和五七年の新規申立てが五七六件であるのに比べると昭和五八年は新規申立て件数が大幅に増加しているが、これは地方公務員関係事件の申立てが八五〇件（うち山形七九三件）によるものであり、民間企業関係事件についてみると、五八年の新規申立ては四八三件で五七年の五二四件より四一件減少している。

新規申立て事件のうち複数組合併存下の不当労働行為事件の占める割合が高いのが最近の傾向であるが、昭和五八年の場合新規申立て件数四八三件中、同一企業内に二以上の組合が併存する複数組合併存事件は一七七件（三七％）となっている。

初審事件の終結件数のうち命令・決定による終結件数は一一六件であり、全部救済五四件、一部救済四九件、棄却一三件である。労委別に救済状況をみると、東京都労委命令一三件中棄却命令六件という救済率の低さが目立っている。

#### 審査の遅延

初審の命令・決定事件の平均処理日数をみると、平均八八五日と前年の六八一日をかなり上回る結果となっており、審査の長期化・遅延が目立っている。

再審査についてみると、昭和五八年に保有した再審査事件数は、前年からの繰越しが三六件、新規申立てが六六件の計三〇二件である。

終結事件の平均処理日数をみると、命令・決定事件が八七九日、取下げ・和解事件が一三四六日となっており、総平均処理日数は一二一五日と異常な長期化傾向を示しており、再審事件の審査遅延は深刻な様相をおびている。

このような不当労働行為事件の審査の遅延にたいし、労働委員会に係争中の組合から審査の促進・改善を求める声が高まっている。

## 総評等の審査促進要請

総評、東京地評および中労委で係争中の争議組合は、八三年七月七日東京地評会館における「中労委関連争議組合交流会」にひきつづいて、七月二〇日、各事件の早期公正命令を要求して、中労委にたいし、八七団体、三八四名が参加して審問・命令促進の要請行動をおこない、総評議長槇枝元文、東京地評議長佐野城次名で中労委平田冨太郎会長宛に要請書を提出した。

【要請書の内容】

現在、使用者による不当労働行為は相変らず激発しており、一向に後をたたない。

「組合づくりをした」「労働組合活動をした」あるいは「労働組合員である」というただそれだけの理由で、差別されたり解雇されたり、はなはだしきに至っては『書泉』に見られるように正真正銘の暴力団を労務担当として雇いいれ、組合員を物理的に職場から排除してしまっていることも平然と行なわれている。

労働者の団結する権利、闘う権利を保障した憲法・労働組合法の精神は利潤第一を考える使用者の前に無残にも蹂躙され、多数の労働者が泣寝入りさせられ法の保護を受けることなく権利侵害をほしいままにされている。

貴委員会が不当労働行為から労働者を救済する本来の役割を果すため、具体的に次の事項を実施するよう要請するものである。

記

1　現在、結審し命令を待っている事件について、速やかに公正な命令を交付すること。

2　調査の段階で事実関係について労使の間で争いのないことが明らかになった場合、または争いがあっても事実関係が客観的に明白な場合は、審問を取止め書証審査のみによって命令を交付すること。

3　結審時に命令交付の時期を明確に指定すること。

このような使用者の法違反を取締まり労働者を保護・救済するために設けられた制度であり、使用者の不当な攻撃を止めさせ、攻撃以前の状態に速やかに回復させることを、その主要な任務にしていることは論を待たない。

しかしながら、貴委員会がその制度の精神を充分に生かしきっていないことに、我々は重大な疑念を感じざるをえない。すなわち、貴委員会に再審査が申立てられてから結審に至るまで、さらには、結審してから命令交付に至るまで、異常に長期の年月を費し不当労働行為が継続し、地労委に申立てられてからの年月を通算すれば五年以上かかるのは普通になっており、なかには一〇年、一五年という事件も少なくないのである。

この間、労働者は不当労働行為が行なわれたままの状態が継続し、なんらの防御手段も講じられないのである。そのため、日常の攻撃にたえかねて組合員が辞めてしまったり組合自体が消滅してしまった例も多い。労働者と労働組合がいなくなってしまってから救済命令を受けても何の意味もないのである。

我々は、貴委員会が最近の裁判所の動向や、政府の財政政策の為の人員不足によって慎重にならざるをえない事情も理解しないではないが、貴委員会はあくまでも労働組合法にもとづいて裁判所とは独立して判断を下さなければならない立場にある。

とくに、事実問題でほとんど労使間に争いのない、言い換えれば貴委員会の判断のみが問われている、例えば『日本鋼管』の解雇事件ですら結審してから一年半以上も経過していまだに命令の交付がされていない現状に強い不満をおぼえるものである。

貴委員会が不当労働行為から労働者を救済する本来の役割を果すため、具体的に次の事項を実施するよう要請するものである。

記

1　現在、結審し命令を待っている事件について、速やかに公正な命令を交付すること。

2　調査の段階で事実関係について労使の間で争いのないことが明らかになった場合、または争いがあっても事実関係が客観的に明白な場合は、審問を取止め書証審査のみによって命令を交付すること。

3　結審時に命令交付の時期を明確に指定すること。

## 5　総評の中央総行動

総評は、八四春闘行動の一環として一九八四年三月二三日「働く者の生活と権利を守る全国縦断行動三・二三中央総行動」を全国から一万二〇〇〇名を動員して展開した。

総行動は八三年一一月八日の拡大評議員会で決定され、中央実行委員会、地方実行委員会がもたれ、「八四春闘・働く者の生活と権利を守る全国縦断行動」として具体化されたものである。

中央・地方を通じての統一要求は、①賃金引上げ、人勧・仲裁の完全実施、②軍事費突出反対、増税なき減税の実現、③健保・年金の改悪反対、④雇用保険法改悪反対、失対就労削減反対、⑤男女雇用平等法の実現、⑥労働基本権確立、国鉄二〇二億損害賠償訴訟撤回、⑦不当労働行為、司法反動の阻止、⑧非核三原則堅持、原爆被爆者援護法制定、であり、二月下旬から三月上・中旬にかけて全国各地で「全国縦断行動」の名において地方自治体などにたいする要請行動をおこなったあと、三月二三日中央総行動として総結集した。

三月二三日の行動は各省庁、最高裁、中労委、親会社・背景資本、日経連、国鉄本社における交渉、抗議・要請というかたちでおこなわれたが、最高裁にたいしては、公正裁判要求、訴訟手続、庁舎管理の改善の三点について申入れをおこなった。

【最高裁にたいする申入れ三項目】

一、貴裁判所は、係属労働事件につき、憲法、その基本的人権保障なかんずく第二八条の労働基本権の明文保障規定にかんがみ、それにしたがった公正な裁判を行うこと。

二、訴訟当事者の訴訟活動を妨げる訴訟手続を改善すること。

(1)　訴訟当事者・代理人・弁護人からの面会申し入れに対しては、担当裁判官ならびに調査官が出来るかぎりすみやかにこれに応じて自由に面会し打ち合せを行い、また審理の進行状態についての問い合わせには支障のないかぎり回答し、その訴訟当事者・代理人・弁護人の諸々の希望に十分耳を傾けるという訴訟手続本来のあり方に復帰されるよう取りはかること。

(2)　訴訟当事者の一方から提出された書面については、必ずすみやかにこれを相手方に送達すること。

(3)　事件の回付、口頭弁論を開くか否か、その日時、進行方法等については、すべて事前に訴訟当事者と訴訟準備に必要かつ十分な期間の余裕をおいたうえ、打ち合わせをして決定すること。

(4)　十分な訴訟当事者・代理人・弁護人席を法廷に設置すること。

(5)　判決言渡期日は、十分な余裕をおき、訴訟当事者に事前に告知するとともに、商業新聞への事前発表は一切行わないこと。

三、閉ざされた庁舎管理を改善すること。

(1)　訴訟当事者の立入りなどの規制を撤廃するとともに、一般市民のそれも緩和すること。

(2)　傍聴券の配布は、主権者たる国民に対するものである以上、正門内で行うこと。

(3)　裁判所職員以外の警備を廃止すること。

# 6 「男女雇用機会均等法」に対する諸団体のとりくみ

婦人少年問題審議会婦人労働部会は、一九八三年一〇月二四日に発表した「雇用における男女平等実現のための諸方策の検討に当たっての問題点」に則して法的整備を含めて諸方策を検討していたが、同年一二月二日「婦人少年問題審議会労働部会における男女平等実現のための諸方策に関する審議状況について」と題する文書を発表した。その後、同部会公益委員は一九八四年二月二日「審議のたためのたたき台」を明らかにし、以後三月二六日には婦人少年問題審議会の建議「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保のための法的整備について」が出され、四月一九日に至って、労働省は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための関係法律案(仮称)要綱(案)」を策定、婦人少年問題審議会に諮問した。

五月九日、婦人少年問題審議会は法案要綱について「今日の段階においてはやむを得ない」との答申をおこない、同月一一日の閣議決定を経て五月一四日、政府は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案」を国会に上程した。

以上のような経過で法案が国会に上程される前後を通じて労働団体を中心にさまざまな団体が法案に反対を表明し、法案の撤回もしくは修正を求める動きが活発に展開された。

以下、主要な団体の法案にたいする取り組みと意見を紹介する。

**労働四団体**

労働四団体、全民労協は四月一九日に労働省が婦人少年問題審議会に諮問した法案要綱にたいする対応として、つぎのような態度を決定した。

**〔要綱案について〕** 諮問の前に十分なツメをおこなうこととしていたが、これが十分おこなわれないまま、要綱案が提出されたことは重大な問題である。また、要綱案では、これまでの審議の経過、労働側の意見を十分に尊重したものとなっていない。

**〔立法形式について〕** 審議会では新たな平等法制定を前提に審議してきたが、要綱案では、勤労婦人福祉法の改正で措置されている。このことは審議の経過から、とうてい納得できるものではない。

**〔諮問内容について〕** 基本的人権の問題である差別的取り扱いの禁止については、経営側の主張を全面的にとり入れ、努力義務を基調としている。にもかかわらず、労働基準法の女子保護規定の取り扱いは、妊娠・出産以外の保護規定は原則廃止を貫くきびしいものとなっていることは容認できない。

労働四団体、全民労協は、五月九日婦人少年問題審議会が諮問どおり法案作成を「やむなし」と答申したことにたいし、「労働団体はすべての差別について罰則を付して禁止し、実効性のある雇用平等法の制定をさらに強力に追求していく」との声明を発表した。

法案の国会上程後においては、労働四団体、全民労協は社会、公明、民社、社民連四党にたいし、四党共同の「男女雇用平等法案」

の作成を働きかけ、六月二〇日、野党四党と会合をもって「審議会答申の労働者意見を踏まえて共同の案を作り、最後まで共同歩調をとる」旨を確認した。

**統一労組懇**　統一労組懇は、五月二一日開いた男女平等法闘争本部拡大闘争委員会を開き、法案にたいする見解とたたかいの方針を発表した。

法案の問題点として指摘する点の要旨は、つぎのとおりである。

①　最大の問題点は、母性保護規定を大幅に後退させる労基法改悪が「機会均等法」と一体となっていることである。婦人労働者にたいする時間外・休日労働の規制、生理休暇の原則的廃止、深夜労働の禁止規定の解除拡大、危険・有害業務の就業制限の緩和など、母性保護の大幅な後退は、今日の婦人労働者のきびしい就業状態を一段と悪化させるものである。

②　「平等法」の内容も、差別規制の対象については、財界の要求にこたえて肝心な、募集・採用、配置・昇進を事業主の努力規定にとどめており、定年、退職、解雇等は強行規定にしているものの、罰則ぬきであること、男女差別の救済については労使の自主解決と調停にゆだねるなど、国の行政責任を回避していること、さらに公務員を適用除外にしているなど重大な問題があり、職場の男女差別を是正する法制度としては、きわめて実効力の弱いものである。

**日本弁護士連合会**　日弁連は、一九八〇年一一月に「男女雇用平等法要綱試案」を発表、その後一貫して婦人差別撤廃条約の趣旨に適合した男女雇用平等法の制定を要望してきたが、法案にたいしては六月詳細な逐条ごとの意見書を発表した。

右意見書がその「総論」において法案の問題として結論的に指摘した点の要旨は、以下のとおりである。

①　法案は、労基法の女子保護規定を大幅に緩和ないし廃止し、女性労働者を低劣な労働条件下にある男性労働者同様の条件に追いこむものであり、労基法および婦人差別撤廃条約の精神にまったく逆行している。

したがって、女子保護規定の大幅な緩和ないし廃止を内容とする法案中の労基法の一部改正部分は削除すべきである。

②　法案は、勤労婦人福祉法の改正というかたちで、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保の促進をはかるとしており、法律の目的および理念も同法を継承している。そのため、女性の労働権が基本的人権であることが法案中に謳われておらず、雇用における差別のうち募集・採用および配置・昇進については事業主の単なる努力義務にとどめており、差別の是正に関しては、自主的解決を基礎に機会均等調停委員会による調停が盛り込まれたにすぎない。

これでは条約の個々の規定に違反するのみでなく、その根本的精神に反するものといわなければならない。よって雇用の平等実現のためには、募集・採用から定年・退職・解雇にいたるまで全ステージについて禁止規定にするとともに、有効な救済制度を盛り込むことが条約批准のための法整備における最低必要条件である。

# 7　最高裁労働判例の動向

今期（一九八三・七・一～一九八四・六・三〇）において最高裁が言い渡した労働関係事件の判例（判決・決定）は、日時順にあげると、①御国ハイヤー事件（二小判昭五八・七・一五）、②関西電力事件（一小判昭五八・九・八）、③ダイハツ工業事件（二小判昭五八・九・一六）、④高知郵便局事件（二小判昭五八・九・三〇）、⑤あさひ保育園事件（一小判昭五八・一〇・二七）、⑥明治乳業事件（三小判昭五八・一一・一）、⑦タケダシステム事件（二小判昭五八・一二・二五）、⑧全逓新宿郵便局事件（三小判昭五八・一二・二〇）、⑨全国税足立分会事件（二小判昭五九・一・一）、⑩大同メタル工業事件（一小判昭五九・二・九）、⑪清心会山本病院事件（一小判昭五九・三・二九）、⑫川義事件（三小判昭五九・四・一〇）、⑬日本メール・オーダー事件（三小判昭五九・五・二九）である。

右判例のうち、重要と思われるものについて、事案の概要と判断の要旨を紹介し、若干のコメントを付することとする。

今期は、重要な論点に関する多数の判決が出ていることが注目される。

**【御国ハイヤー事件**（最二小判昭五八・七・一五労働判例四二五号）】　本件は、退職金支給規定は退職時の基本給月額×勤続年数で定められていたところ、五三年七月二九日の社内告示により右規定を同月三一日かぎりで廃止、同日までの就労期間に対応する退職金は支払うが、同年八月一日以降の就労期間は退職金算定の際の勤続年数に算入しないことに変更したという事案である。五四年一〇月二〇日に退職した原告の退職金支給規定による退職金との差額支払請求にたいし、第一審（高知地判昭五五・七・一七）、第二審（高松高判昭五六・九・一七）とも、請求を認容した。

本判決は二審判決を維持したが、就業規則の定める労働条件の一方的不利益変更に関する秋北バス最高裁大法廷判決（昭四三・一二・二五）の判断基準である「合理性」の基準に従って、変更の「合理性」を否定したものといえる。

**【判決要旨】**

原審は、本件退職金支給規定は就業規則としての性格を有しており、右の変更は従業員に対し同年八月一日以降の就労期間が退職金算定の基礎となる勤続年数に算入されなくなるという不利益を一方的に課するものであるにもかかわらず、上告人はその代償となる労働条件を何ら提供しておらず、また、右不利益を是認させるような特別の事情も認められないので、右の変更は合理的なものということができないから、被上告人に対し効力を生じない、と判断した。以上の原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

**【関西電力事件**（最一小判昭五八・九・八労働判例四一五号）】　本件は、昭和四三年大晦日から翌四四年元旦にかけての深夜（就業時間外）に、関西電力株式会社の社宅に、「関電の労働者のみなさん！　ことしも宜しく」と始まるビラ約三五〇枚を配布した件について、会社が右ビラの内容につき会社を中傷・誹謗するもので、会社と従業

員とのあいだの信頼関係を破壊し、ひいては企業秩序の紊乱をもたらすものであって、就業規則の懲戒事由に該当するとして譴責の懲戒処分に付したという事案である。

譴責処分の無効確認と慰藉料一〇万円の支払いを求めた原告の請求にたいし、一審（神戸地裁尼崎支判昭四九・二・八）は無効確認の請求について認めたが、二審（大阪高判昭五三・六・二九）は譴責処分を有効と判断した。

本件は、労働者が就業時間外に職場外でビラを配布した行為にたいする懲戒処分の可否が本格的に争われた事件であり、中心の争点であるビラの内容の正当性について最高裁はかなり厳格に判断している。

【判決要旨】

労働者は、労働契約を締結して雇用されることによって、使用者に対して労務提供義務を負うとともに、企業秩序を遵守すべき義務を負い、使用者は、広く企業秩序を維持し、もって企業の円滑な運営を図るために、その雇用する労働者の企業秩序違反行為を理由として、当該労働者に対し、一種の制裁罰である懲戒を課することができるものであるところ、右企業秩序は、通常、労働者の職場内又は職務遂行に関係のある行為を規制することにより維持しうるのであるが、職場外でされた職務遂行に関係のない労働者の行為であっても、企業の円滑な運営に支障を来すおそれがあるなど企業秩序に関係を有するものもあるのであるから、使用者は、企業秩序の維持確保のために、そのような行為をも規制の対象とし、これを理由として労働者に懲戒を課することも許されるのであり（最高裁昭和四五年(オ)第一一一九六号同四九年二月二八日第一小法廷判決・民集二八巻一号六六頁参照）、右のような場合を除き、労働者は、その職場外における職務遂行に関係のない行為について、使用者による規制を受けるべきいわれはないものと解するのが相当である。

これを本件についてみるのに、右ビラの内容が大部分事実に基づかず、又は事実を誇張歪曲して被上告会社を非難攻撃し、全体としてこれを中傷誹謗するものであり、右ビラの配布により労働者の会社に対する不信感を醸成して企業秩序を乱し、又はそのおそれがあったものとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、是認することができないではなく、その過程に所論の違法があるものとすることはできない。そして、原審の右認定判断に基づき、上に述べ来たったところに照らせば、上告人による本件ビラの配布は、就業時間外に職場外である被上告会社の従業員社宅において職務遂行に関係なく行われたものではあるが、前記就業規則所定の懲戒事由にあたると解することができ、これを理由として上告人に対して懲戒として譴責を課したことは懲戒権者に認められる裁量権の範囲を超えるものとは認められないというべきであり、これと同旨の原審の判断は正当である。

**【高知郵便局事件**（最二小判昭五八・九・二〇労働判例四一六号）】　本件は、郵政省と全逓との労働協約によって定められている計画年休の取得に関し、計画年休付与予定日を変更する旨通知されたにもかかわらず、予定日に欠勤したところ、戒告処分に付されたという事案であり、予定日変更の当否が争われた。

一審（高知地判昭五一・二・五）は時季変更権行使を不当とし処分を取り消したが、二審（高松高判昭五四・一一・二一）は、計画年休は、労基法三九条所定の休暇でないことを理由に、参議院議員選挙による業務繁忙などを理由に時季変更権を行使したのは適法で、処分有効と判断した。本判決は原判決を破棄し、二審に差し戻したものであるが、年度当初に年休日を予定した場合の時季変更権の行使時期の基準について判断を示したものであり注目される。

【判決要旨】

計画休暇の日数については、所属長が年度の初頭において職員の請求により業務の繁閑等をしんしゃくして各人別に当該年度中の休暇付与予定計

画を立て、これによりその休暇を与えることとされているから、年度の途中において時季変更権を行使し、右計画の休暇付与予定日を変更することのできるのは、計画決定時においては予測できなかった事態発生の可能性が生じた場合に限られるというべきである。そして、その場合においても、時季変更により職員の被る不利益を最小限にとどめるため、所属長は、右事態発生の予測が可能になってから合理的期間内に時季変更権を行使しなければならず、不当に遅延した時季変更権の行使は許されないものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、上告人らの所属長は、昭和四六年六月二四日に至り同月二六日の上告人岩村の計画休暇付与予定日を変更し、同月二三日に至り上告人高橋の同月二四日の計画休暇付与予定日を変更したものであるが、その変更の理由は、同月二四日の市内三区又は市内五〇区の要配達郵便物数が平常より増加することが見込まれ、その中に選挙関係の郵便物が混在して、同月二六日及び同月二四日の参議院議員選挙投票日を控えている関係で、右要配達郵便物全部の即日完全配達を期すためには、右各区に常勤職員二名を配置し、そのうちの一名として上告人らを充てることが必要になったというものである。このように、本件においては、計画休暇付与予定日のほぼ直前である同月二四日又は同二三日になって時季変更権が行使されているが、もしこれらの日に接した時期になって初めて右事態発生の予測が可能となったものであり、本件計画休暇付与予定日の変更が不当に遅延してなされたものでないというのであれば、右変更をもって有効なものと認めることができる。しかしながら、原審は、高知郵便局集配課においては年度途中の予測できない病気休暇や職員の希望による計画休暇の変更が従来少なくなく、また、郵便集配業務の特殊性として郵便物数を前もって把握することが困難であるという一般的事情に触れるのみで、右事態の発生がいつの時点において予測可能となったかについて何ら確定することなく、殊に参議院議員選挙投票日が相当以前から明らかになっているものであることとの関係について説明せず、本件計画休暇付与予定日の変更を有効としているのであって、原判決にはこの点において審理不尽、理由不備の違法があるといわざるをえない。

**【あさひ保育園事件**（最一小判昭五八・一〇・二七労働判例四二七号）】本件は、もなう市からの措置費の減額等を理由とする整理解雇が争われたものである。一審（福岡地裁小倉支判昭五三・七・二〇）は右解雇を無効とし、二審（福岡高判昭五四・一〇・二四）もこれを維持した。

本判決は二審判決を維持したものであり、その論旨は整理解雇に関する従来の下級審判例の趣旨に沿うものであるが、最高裁判決としての意義は大きい。

【判決要旨】

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、上告人において、園児の減少に対応し保母二名を人員整理することを決定すると同時に、被上告人ほか一名の保母を指名解雇して右人員整理を実施することを決定し、事前に、被上告人を含む上告人の職員に対し、人員整理がやむをえない事情などを説明して協力を求める努力を一切せず、かつ、希望退職者募集の措置を採ることもなく、解雇日の六日前になって突如通告した本件解雇は、労使間の信義則に反し、解雇権の濫用として無効である、とした原審の判断は、是認することができないものではなく、原判決に所論の違法はない。

**【明治乳業事件**（最三小判昭五八・一一・一労働判例四一七号）】本件は、昼の休憩時間に、休憩室を兼ねている工場食堂内において、赤旗号外および日本共産党参議院議員選挙法定ビラを従業員に配布したことを理由とする懲戒戒告処分が争われたものである。一審（福岡地判昭五一・一二・七）は、戒告処分を無効とし、二審も（福岡高判昭五五・三・二八）同様無効とした。

最高裁は目黒電報電話局事件判決（最三小判昭五二・一二・一三）において、ビラ配布等の許可制を定めた就業規則の規定に関し、「右規定は、局所内の秩序風紀の維持を目的としたものであるから、形式的にこれに違反するようにみえる場合でも、ビラの配布が局所内

の秩序風紀を乱すおそれのない特別の事情が認められるときは、右規定の違反になるとはいえない」との論理を示していたが、本判決は右論理を前提として、本件ビラ配布を右「特別の事情の認められるとき」にあたると判断し、戒告処分を無効とするものであり、注目すべき判決である。

【判決要旨】

被上告人の本件ビラの配布は、許可を得ないで工場内で行われたものであるから、形式的にいえば前記就業規則一四条及び労働協約五七条に違反するものであるが、右各規定は工場内の秩序の維持を目的としたものであることが明らかであるから、形式的に右各規定に違反するようにみえる場合でも、ビラの配布が工場内の秩序を乱すおそれのない特別の事情が認められるときは、右各規定の違反になるとはいえないと解される（最高裁昭和四七年第七七号同五二年一二月一三日第三小法廷判決・民集三一巻七号九七四頁参照）。そして、前記のような本件ビラの配布の態様、経緯及び目的並びに本件ビラの内容に徴すれば、本件ビラの配布は、工場内の秩序を乱すおそれのない特別の事情が認められる場合に当たり、右各規定に違反するものではないと解するのが相当である。

**【タケダシステム事件**（最二小判昭五八・一一・二五労働判例四一八号）】

本件は、女子従業員は毎月生理休暇を必要日数だけとることができ、そのうち年間二四日を有給とすると定められていた就業規則の規定を労働組合の同意を得ないままで、女子従業員は毎月生理休暇を必要日数だけとることができ、そのうち月二日を限度とし、一日につき基本給一日分の六八％を補償するという規定に変更したという事案である。

新規定のもとで生理休暇を取得した原告らの減額された賃金の支払請求にたいし、第一審（東京地判昭五一・一一・一二）は、就業規則の効力に関する秋北バス最高裁大法廷判決（昭四三・一二・二五）の判旨を引用したうえで、新規定の内容は、原告らが生理休暇制度を濫用していたなどの諸事情から合理的であり、原告らの同意がなくても効力を生ずるとして、請求を棄却した。これにたいし、第二審（東京高判昭五四・一二・二〇）は、新規定は労働者の既得の権利を奪ったものであり、長期的に実質賃金の低下を生ずるような賃金計算方法の変更は、労使の利害が真っ向うから対立する賃金額を左右するものであるから、たとえ使用者にとって合理的にみえても原則に立ち返って許されないと判断、原告らの請求を認めた。

本判決は二審判決を破棄し、審理のやり直しのため二審に差し戻したが、就業規則の改訂による労働条件の不利益変更が許されるか否かに関して、秋北バス事件の判断枠組みである「合理性」の基準を具体的に示したものとして注目される。

【判決要旨】

新たな就業規則の作成又は変更によって、労働者の既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方的に課することは、原則として、許されないが、当該規則条項が合理的なものである限り、個々の労働者において、これに同意しないことを理由として、その適用を拒むことは許されないと解すべきことは、当裁判所の判例とするところであって（最高裁昭和四〇年(オ)第一四五号同四三年一二月二五日大法廷判決・民集二二巻一三号三四五九頁参照）、今これを変更する必要を見ない。したがって、本件就業規則の変更が被上告人らにとって不利益なものであるにしても、右変更が合理的なものであれば、被上告人らにおいて、これに同意しないことを理由として、その適用を拒むことは許されないというべきである。そして、右変更が合理的なものであるか否かを判断するに当たっては、変更の内容及び必要性の両面からの考察が要求され、右変更により従業員の被る不利益の程度、右変更との関連の下に行われた賃金の改善状況のほか、上告人主張のように、旧規定の下において有給生理休暇の取得について濫用があり、社内規律の保持及び従業員の公平な処遇のため右変更が必要であ

ったか否かを検討し、更には労働組合との交渉の経過、他の従業員の対応、関連会社の取扱い、我が国社会における生理休暇制度の一般的状況等の諸事情を総合勘案する必要がある。しかるに、原審が、長期的に実質賃金の低下を生ずるような就業規則の変更を一方的に行うことはそもそも許されないとの見解の下に、本件就業規則の変更が合理的なものであるか否かについて触れることなく、右変更は被上告人らに対し効力を生じないとの速断したのは、就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものといわざるを得ず、その違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原判決中上告人の敗訴部分は破棄を免れない。そして、叙上の点について更に審理を尽くさせる必要があるから、右破棄部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

**【全逓新宿郵便局事件**（最三小判昭五八・一二・一〇労働判例四二一号）】

本件は、郵便局長の全逓批判の言動、組合（全逓新宿支部）の職場集会にたいする妨害・監視等の行為が不当労働行為にあたるか否かが争われた事案である。

公労委は不当労働行為救済の申立てを棄却したが（昭四二・二・一三）が、一審（東京地判昭四七・六・一〇）は不当労働行為と判断して棄却命令を取り消し、二審（東京高判昭五五・四・三〇）は不当労働行為にあたらないとした。

本判決は二審判決を維持したものである。

【判決要旨】

思うに、使用者の言論は、労働者の団結権との関係において一定の制約を免れないが、原則的には使用者にも言論の自由は保障されており、労使双方が自由な論議を展開することは、正常な労使関係の形成発展にも資するものということができる。ただ、ここで必要なことは、双方が公正かつ妥当な形で自己の見解を表明することであり、その配慮を欠けば、労使関係の秩序を乱すことにもなりかねない。この意味において、労使間に対立の見られるような時期に、使用者又はその利益代表者が労働者と個別的に接触し、労使関係上の具体的問題について発言をするに当って公正さを欠くものとの非難を免れず、場合によっては是正のための救済措置を必要とする事態に至ることも十分考えられるところである。新宿郵便局長の所論の発言も、上告人組合に対立する労働組合の結成が準備されている時期において、同局長の自宅又は執務室で特定の職員に対してなされたもので、その妥当性が疑われることは否定できない。しかしながら、その内容及び原審認定の事実関係に照らせば、右発言をもっていまだ上告人組合の結成運営に対する支配介入に当たるとまでいうことはできないとした原審の判断は、これを是認することができ、原判決に所論の違法はない。

労働組合又はその組合員が使用者の許諾を得ないで使用者の所有し管理する物的施設を利用して組合活動を行うことは、これらの者に対しその利用を許さないことが当該施設につき使用者が有する権利の濫用であると認められるような特段の事情がある場合を除いては、当該施設を管理利用する使用者の権利を侵し、企業秩序を乱すものであって、正当な組合活動に当たらず、使用者においてその中止、原状回復等必要な指示、命令を発することができると解すべきことは、当裁判所の判例とするところであり（最高裁昭和四九年(オ)第一一八八号同五四年一〇月三〇日第三小法廷判決・民集三三巻六号六四七頁）、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。そして、原審の適法に確定した事実関係の下においては、昭和四〇年五月一〇日新宿郵便局集配課休憩室において、同年六月七日及び同月一一日同局四階年賀区分室付近において、当裁判所の判例（最高裁昭和四九年(オ)第一一八八号同五四年一〇月三〇日第三小法廷判決・民集三三巻六号六四七頁）、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。そして、原審の適法に確定した事実関係の下においては、昭和四〇年五月一〇日新宿郵便局集配課休憩室において、同年六月七日及び同月一一日同局四階年賀区分室付近において、当裁判所の判例とするところであり、使用者においてその中止、原状回復等必要な指示、命令を発することができると解すべきことは、当裁判所の判例とするところであり、当該施設を管理利用する使用者の権利を侵し、企業秩序を乱すものであって、正当な組合活動に当たらず、使用者においてその中止、原状回復等必要な指示、命令を発することができる。そして、原審の適法に確定した事実関係の下において

である。

一審（東京地判昭五二・二・二四）、二審（東京高判昭五七・三・一〇）とも本件戒告処分を有効と判断した。

本判決は、二審判決を維持したものであるが、官公庁における掲示板の使用関係の法的性質についてすでに出されている最高裁全逓昭和瑞穂支部事件の判決（最一小判昭五七・一〇・七）の判断にそったものである。

【判決要旨】

庁舎管理者による庁舎等における広告物等の掲示の許可は、専ら庁舎等の一般的禁止を特定の場合について解除するものであって、右許可の結果許可を受けた者は右のような伝達、表明等の行為のために指定された場所を使用することとなるが、それは、禁止を解除され、当該行為をする自由を回復した結果にすぎず、右許可を受けた者が右行為のために当該場所を使用するなんらかの公法上又は私法上の権利を設定され又はこれを付与されるものではなく、また、右許可が国有財産法一八条三項にいう行政財産の目的外使用の許可にもあたらないと解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁昭和五二年(オ)第五〇〇号同五七年一〇月七日第一小法廷判決・民集三六巻一〇号二〇九一頁）とするところであり、原審の適法に確定した事実関係の下では、結論においてこれと同旨の原審の判断は正当として是認することができる。

**【静内郵便局事件**（最三小判昭五九・三・二七労働判例四三〇号）】　本件は、郵便局勤務の郵政省職員にたいする超過勤務命令拒否を理由とする戒告処分の当否が中心の争点となって争われたものである。

一審（札幌地判昭五〇・二・二五）は、就業規則、労働協約の規定より残業義務が生ずるとして請求を棄却し、二審（札幌高判昭五四・一・三一）は、当局は国公法九八条に定める職務上の命令として労働協約の範囲内で時間外労働を命ずることができるとして控訴を棄却した。

本判決は、二審判決を維持したものであるが、超勤命令の法的性格を国公法九八条の職務上の命令に当たるものとしてとらえており、民間の場合本判決の論旨がただちにあてはまるかどうかは疑問である。

【判決要旨】

郵政省と全逓信労働組合との間の労働協約において、やむをえない事由がある場合には郵政省が職員に時間外労働又は休日労働をさせることができる旨の合意がされ、郵政省就業規則にも同旨の定めがされたこと、及び被上告人静内郵便局長と右組合日胆地方支部長との間において、同被上告人が所属職員につき労働基準法三二条又は四〇条所定の労働時間を延長しうる旨の協定が締結されたことは、いずれも、原審の適法に確定するところであり、上告人らはその勤務時間内に配達すべき郵便物を数多く持ち戻ったため本件時間外労働を命ぜられたものであって、右は前記労働協約に定めるやむをえない事由がある場合に該当する旨の原審の認定判断も、肯認することができる。原審は、これを前提とし、また、「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」六条の規定に基づいて郵政大臣が制定した「郵政事業職員勤務時間、休憩、休日および休暇規程」は所属長が職員に対して一定の場合に時間外勤務を命ずることができる旨定めており、右は国家公務員法九八条所定の職務上の命令に当たるものであるとして、本件時間外労働を命ぜられたことにより上告人らは時間外労働の義務を負うに至ったと判断したものと解される。原審の右判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

**【日本メール・オーダー事件**（最三小判昭五九・五・二九労働判例四三〇号）】　本件は、組合併存下での年末一時金支給に関して、会社が付した「生産性向上に協力すること」との前提条件（さしちがえ条件）を拒否して協定を妥結しなかった少数組合（全日本商業労働組合日本

メール・オーダー分会）の組合員にたいする一時金不支給が不当労働行為にあたるか否かが争われた事件である。

東京都労委は昭和四八年五月八日、右前提条件を受諾して一時金の支給を受けていた多数派組合と同一基準による一時金の支払いを命ずる救済命令を発したが、会社（日本メール・オーダー株式会社）は同年六月一六日東京地裁に救済命令の取消訴訟を提起した。

東京地裁が救済命令を維持した（東京地判昭三九・三・一二）のにたいし、二審東京高裁は、不当労働行為にあたらないとして救済命令を取り消した（東京高判昭五〇・五・二八）。本判決は、右二審判決を破棄し、救済命令を維持したもので、組合併存下における類似事件が係争する場合、実務上きわめて重要な判決であり、今後に影響するところが大きい。

【判決要旨】

分会において右前提条件を受諾し、労働協約をもってその旨を協定した場合には、分会は、これに拘束されることになるのを免れないところ、右前提条件の「生産性向上に協力する」という文言は、抽象的であってその具体的内容が必ずしも一義的に明確であるとはいえないため、これをそのまま労働協約の内容とした場合には、それが分会に及ぼす拘束の内容、範囲等について疑義を生じ、その意味するところについて分会と被上告人との間で見解の一致を見ないこととなる場合も予想されるところであり、このような点において、右前提条件を労働協約の内容とすることには問題があるものといわなければならない。のみならず、生産性向上という用語については、殊に労働者側からの見方によれば、それ自体、人員削減、労働強化、労働条件の切下げ等をもたらすものとして消極的な評価を受けることになることも避けられないのであって、右交渉が行われていたのは、いわゆる生産性向上運動が深刻な労使紛争にまで発展した事例が広く知られて間もない時期のことであり、当時既にそのことが一般に強く印象づけられていたとみられることをも併せ考えると、被上告人が一時金の上積みをする前提として「生産性向上に協力すること」という条件を提出したのに対し、分会の側においてこれを容易に受諾し難いものと考えたことも、理由のないものということはできないと考えられる。

このように、本件の前提条件が抽象的で具体性を欠くものであり、しかもこれを労働組合が受諾することが労働強化等に連なるという見方も肯認できないものではないことからすると、前記のように一時金の積上げを実施するための前提としてその提案をした趣旨については、被上告人において団体交渉を通じ分会に対しその理解を得るため十分説明することが必要であったというべきところ、原審の確定したところによると、被上告人は、団体交渉の席で、右前提条件の内容につき「就労義務のある時間中は会社の業務命令に従って一生懸命働くという趣旨である」と説明したにすぎないというのであって、勤務時間内に業務命令に従って働くということは労働者の義務として当然のことであるから、右前提条件を分会が受け入れた場合に分会ないしその所属組合員において右協力義務の履行として具体的に何をすればよいかについて、被上告人は十分な説明をしていないといわざるをえない。そうすると、右一時金の積上げ回答に本件前提条件を付することは合理性のあるものとはいい難く、したがって、分会がこれに反対したことも無理からぬものというべきである。

本件前提条件が提示されるに至った経緯、状況及び右前提条件の内容等に関して上述したところを総合すると、分会において本件前提条件の受諾を拒絶して団体交渉を決裂させるのやむなきに至り、その結果、分会所属の組合員が一時金の支給を受けることができなくなったことについては、被上告人において、前記のように合理性を肯認しえず、したがって分会の受け入れることのできないような前提条件を、分会が受諾しないであろうことを予測しえたにもかかわらずあえて提案し、これに固執したことに原因があるといわなければならず、しかも、分会の右前提条件受諾拒否の態度は、理由のないものではないというべきである。そして、一方において、労組が本件前提条件を受諾して団体交渉を妥結させ、一時金につき労働協約を成立させたのに、他方において、分会は、本件前提条件の受諾を拒絶して団体交渉を決裂させ、一時金につき労働協約を成立させることができないこととなれば、右二つの労働組合所属の組合員の間に一時金の支

給につき差異が生ずることは当然の成り行きというべきであり、しかも、分会が少数派組合であることからすると、分会所属の組合員が一時金の支給を受けられないことになれば、同組合員らの間に動揺を来たし、そのことが分会の組織力に少なからぬ影響を及ぼし、ひいてはその弱体化を来たすであろうことは、容易に予測しうることであったということができる。したがって、被上告人が右のような状況の下において本件前提条件にあえて固執したということは、かかる状況を利して分会及びその所属組合員をして右のような結果を甘受するのやむなきに至らしめようとの意図を有していたとの評価を受けてもやむをえないものといわなければならない。

そうすると、被上告人の右行為は、これを全体としてみた場合には、分会に所属している組合員を、そのことの故に差別し、これによって分会の内部に動揺を生じさせ、ひいて分会の組織を弱体化させようとの意図の下に行われたものとして、労働組合法七条一号及び三号の不当労働行為を構成するものである。

【参考資料】(1)『週刊労働ニュース』、(2)『法と民主主義』一八七号、(3)『総評新聞』、(4)「第七回総評定期大会各局報告書」、(5)『中央労働時報』号外、(6)『労働判例』

# VII 社会保障闘争

概要□社会保障予算拡充闘争──健康保険法改革反対闘争──健保改革法案成立へ／中央社保協・総評・中立労連の取り組み／労働四団体と全民労協の共同反対行動／医団連の反対闘争／医療保障闘争──沢内村と心をむすぶいのちの行進／国民の医療とくらしを考えるつどい／国民医療・医療労働研究会の「緊急提言」／老齢保障闘争──国公共済年金等統合法案反対闘争／総評・同盟・中立労連の公的年金制度改革への意見・提言／各団体の年金政策を聞く会／九・一五高齢者大集会／同盟のゆたかな老後をつくる運動／**その他の社会保障学校**

## 概要

一、八三年後半から八四年前半にかけて、第二臨調答申にもとづく、社会保障・福祉の見直しがすすめられたが、これに対応して福祉切りすて、社会保障後退反対闘争が取り組まれた。

一、社会保障充実を要求する、社会保障予算拡充闘争が取り組まれた。

一、医療保険制度の抜本的改革を内容とする、健康保険改革法案が第一〇一国会で可決成立した。同法案の構想、国会での審議に対応して、中央社保協、労働団体、医療関係団体、患者団体による反対闘争が展開された。

一、医療保障の分野では、沢内村に記念碑を建設する運動、キャラバン行進「子どもを守れ、おとしよりを守れ、沢内村と心をむすぶいのちの行進」がおこなわれた。また、「老人保健法一年後の実態を明らかにし、国民の医療とくらしを考えるつどい」が開催された。

一、国民医療・医療労働研究会は「国民の期待に応える看護体制確立のための緊急提言」を発表した。

一、老齢保障の分野では、国家公務員等共済年金統合法案に反対する闘争が取り組まれた。政府の公的年金制度改革案にたいし、総

評、同盟、中立労連は意見・提言をおこなった。また、「各団体の年金政策をきく会」が開催された。

一、九・一五高齢者大集会がひらかれ、同盟のゆたかな老後をつくる運動が取り組まれた。

一、障害者団体による、身体障害者福祉法改正への要求運動がおこなわれた。

## 1　社会保障予算拡充闘争

中央社会保障推進協議会（中央社保協）は、八三年八月五日、厚生大臣にたいし、「一九八四年度予算に対する緊急要求」を申し入れた。「緊急要求」は、「今日の事態のなかでは、国民生活に直結しない予算はできる限り削減して、社会保障・福祉予算の充実にふりむけることが、本来の政治のあり方ではないかと考える。こうしたなかでの政府の新年度予算編成方針は、大多数の弱者には『耐乏』を強要し、軍事費、大企業、大資本擁護を基調とするものになっており、断じて許すことはできない。国民生活防衛のために全力をあげて次のことに対処されるよう要請する」として、①社会保障・福祉諸制度など国民生活に直結する予算のマイナスシーリングを絶対認めないこと、②八四年年金改悪をおこなわないこと、③老人保健法の有料原則を無料原則にもどすこと、④国の負担を減らし、被保険者と患者負担の増加をねらう医療保険の抜本改悪をおこなわないこと、⑤生活保護、児童扶養手当などの予算削減をやめ、基準引き上げと制度の改善をはかり、「適正化」の美名にかくれた「しめつけ」行政をおこなわないこと、等の要求項目をかかげている。

医療団体連絡会議（医団連――全日本民主医療機関連合会、全日本保険医団体連合会、日本医療労働組合協議会、日本生協連医療部会、新日本医師協会、日本患者同盟で構成）は、八三年七月二八日、昭和五九年度厚生省予算編成にあたり、国民によい医療を確保するためにマイナス一〇％シーリングへの反対を要請する要請書を厚生大臣に提出し、厚生省交渉をおこなった。また、八月一七日、①医療保険制度、公費負担医療制度の拡充改善について、②国民によい医療を確保するために、③すこやかな老後をおくれる老人保健制度を確立するために、要求項目「当面の社会保障、社会福祉重点施策について」をまとめ、厚生省へ要請をおこなった。

八三年七月一一日、東京・発明会館で、全国生活と健康を守る会連合会（全生連）、全国老後保障地域団体連合会（老地連）、全日自労建設一般労組、日本患者同盟（日患同盟）、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）など一三団体で構成する、くらしと福祉の危機を打開する予算要求国民大集会運営会議が主催する「昭和五九年度くらしと福祉予算要求闘争出発集会」は、約一一〇人の参加で開催された。集会での各団体による決意表明の後、大蔵省、厚生省へデモ行進し、一七項目の予算要求を提出した。

さらに、八三年一〇月二七日から西は九州長崎の香焼町、一一月三日から東は北海道夕張市から東京へむけ、約三〇日間にわたり全国を縦断する「低所得者、失業者、高齢者・障害者のくらしと福祉・

地方自治の危機打開、平和を守る予算要求大行進」をおこない、地方自治体への要請、街頭宣伝、集会、座談会など地方・地域の「くらしと福祉」運動を発展させる取り組みをすすめた。東西からのキャラバン隊が合流した一一月二八日、東京・久保講堂で、一二〇〇人の参加で集会を開催した。集会は、①国民から医療を奪う健保改悪反対、②老人差別医療・有料化反対、③給付引き下げ、保険料大幅引き上げの年金抜本改悪反対のスローガンをかかげ、「生命と医療を守れ！　くらしと福祉を守れ！　権利と自由と幸せを確立しよう！」との「闘争宣言」を採択した。集会後、大蔵省、労働省、厚生省を通るコースでデモ行進をおこなった。また、一一月二八日の大集会にあわせて、最低生活保障闘争のためのパンフレット「社会保障酷書〜くらしを守るために〜」が刊行された。

福祉三団体（障全協、全国保育要求統一実行委員会、民間社会福祉労働組合連絡会で構成）は、八三年九月一二日、八四年度予算編成にむけ、各政党に福祉関係予算の増額、福祉拡充の要請行動をおこなった。一二月五日には、「実現させよう、子ども・障害者・老人のねがいを——予算獲得決起集会」を開催し、厚生省、労働省、文部省、郵政省、運輸省、建設省と交渉した。さらに、特別国会開会日の八四年二月六日、約一五〇〇人の障害者と家族、老人、保母、福祉労働者が参加する「第七回実現させよう、子ども・障害者・老人のねがいを、福祉切りすて、健保改悪反対、二・六総決起集会」を開催し、再度政府交渉に取り組んだ。

八四年度予算大蔵省原案が八四年一月二〇日内示されると、翌二一日全生連、日患同盟、新婦人は、軍事費を削り福祉を充実し健康保険本人の一〇割給付を守ることを共通要求に、全生連は、生活保護基準の引き上げ、年金スライド額の増額を、日患同盟は、国立病院・療養所の患者給食費の増額などを要求して、大蔵省交渉をおこなった。全国知事会は、大蔵省原案で児童扶養手当の新規受給者から二割地方負担の方針が示されたことにたいし、財政負担を地方に転嫁するもので絶対認められないとして厚相に撤回を申し入れた。

## 2　健康保険法改革反対闘争

### 健保改革法案成立へ

厚生省は、八三年八月二五日、八四年度厚生省予算概算要求で、医療保険関係国庫補助を六二〇〇億円削減することを目的とする、健保法改革の方針を明らかにした。健保法改革の方針は、その後一二月に実施された衆議院議員選挙の際に、中曽根首相による見直しの公約がなされたが、八四年一月二五日閣議決定された八四年度予算政府原案に、一部修正されて盛り込まれた。厚生省は、これを受けて「健康保険制度等の改正案要綱」をまとめ、社会保険制度審議会、社会保障制度審議会にそれぞれ諮問した。二月二二日保険審答申、二三日制度審答申、二四日閣議決定を経て、厚生省は、二五日「健康保険法等の一部を改正する法律案」を第一〇一特別国会へ提出した。四月三日衆院本会議での趣旨説明の後、健保改革法案は社会労働委員会に付託された。第一〇一国会は、五月二三日に会期末をむかえ七七

日間の会期延長となり、審議は延長国会にもちこされた。自民党は、六月二八日第一次修正案、七月三日第二次修正案を提示して、反対政党、団体との意見調整をおこなった。七月一二日、健保改革法案は、衆院社会労働委員会で修正可決、翌一三日本会議で可決され、参議院に送付された。八月二日、社会、公明、民社三党が、健保改革法案に対する統一見解を発表した。四日、健保改革法案は、参院社会労働委員会で修正可決、七日衆院本会議で可決成立した。

### 中央社保協・総評・中立労連の取り組み

厚生省が八三年八月二五日発表した、八四年度厚生省予算概算要求のなかで、医療保険制度の抜本改革の内容が示されたことに対応して、中央社保協は、二六日運営委員会を開催して、改革案の内容、背景を検討した後、「いのちと健康、くらしを破壊する医療保険抜本改悪に反対する抗議声明」を全会一致で採択。三一日、厚生大臣、保険局長に「抗議声明」を手渡した。

【いのちとくらしを破壊する医療保険抜本改悪に反対する抗議声明（抜すい）】

「八月二五日に発表された厚生省の五九年度予算概算要求は、かつて例をみない『人間不在』の臨調『行革』予算であり、全国民のいのちと健康の保障を全面的に放棄するものと断ぜざるを得ない。とくに集中的な削減の対象とされた医療保険、医療制度の予算切りすては、六二〇〇億円という、規模においても、内容の質においても、まさに戦後最悪のものである。……国民の大多数が加入している健康保険、国民健康保険の改悪は、公務員、公労協労働者も含めたすべての医療保険の改悪に連動する。医療保険制度は、社会保障制度の最大の支柱である。この制度の改悪は、そのまま日本の社会保障制度の崩壊につながるものといわざるを得ない。……私たち労働組合、患者、医師、医療関係団体、高齢者団体は、いま重大な決意のもとに大同団結し、この概算要求の全面撤回をもとめるとともに、基本的人権、生存権、人間の尊厳を守る大運動を展開することをあきらかにするものである。」

中央社保協は、直ちに厚生大臣への抗議葉書運動に取り組み、「医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善を求める請願書」署名運動を展開した。また、パンフレット「健保、共済、国保の大改悪をやめさせよう～国民のいのちと健康、くらしの危機～」を刊行した。

総評は、八三年九月二日「健保、共済の五九年度抜本改悪に反対する声明」を発表した。

【健保、共済の五九年度抜本改悪に反対する声明（抜すい）】

「八月二五日発表された厚生省の予算概算要求は、かつて例をみない史上最悪の予算であり、全国民のいのちと健康、くらしの保障を全面的に放棄するものとして、その特色をきわ立たせている。……集中的に医療保障の予算をきりすて、健康保険をはじめとしたすべての医療保険の全面制度改悪を強要するものとなっている。……削減は六二〇〇億円に達しており、厚生省予算マイナス一〇％シーリングの大部分を占めるという膨大なものであり、内容も改善なし、すべて改悪という悪質なものとなっている。……まさに臨調答申、行革大綱にもとづく軍拡、全国民の生活破壊路線を象徴するものといわざるを得ない。……」

総評は、九月下旬から「医療・年金の抜本改悪に反対し、その充実改善をもとめる請願書」署名運動への取り組みをすすめ、一一月に入ると、全国七ブロックで「医療・年金討論集会」を開催した。

一〇月二四日、厚生省玄関前で、中央社保協、総評、全国高齢者・退職者の会連絡会議（全国高退連）が共催して「健保・年金改悪阻止決起集会」を、四〇〇人の参加で開催した。集会後、中央社保協、総評の連名で、①被用者保険の本人一〇割給付の引き下げを

やめ、予防、保健給付等の充実改善を図ること、②入院給食費の患者負担の導入をやめること、③ビタミン剤、健胃剤、感冒薬、薬方薬等の薬剤の保険適用除外をやめること、④国民健康保険医療費の国庫補助率の引き下げをやめること、⑤結核、精神病等公費医療制度の保険への肩代わりをやめ、全額無料の公費医療制度を確立することを要請する「要請書」を、厚生大臣に提出した。また、一一月一五日にも、中央社保協、総評、全国高退連は、東京・清水谷公園で「一一・一五医療・年金改悪阻止中央集会」を開催し、二四労働組合、九団体から約一〇〇〇人が参加、集会後国会へむけてデモ行進した。

八四年度政府予算案編成期の八四年一月一二日、中央社保協、総評、全国高退連は、社会文化会館で、「健保・共済・国保・年金改悪阻止中央集会」を、約一〇〇〇人の参加で開催した。

中立労連は、一月三〇日常任幹事会で協議し、「健康保険制度改正案要綱」について、「患者の負担増大と各保険者間の財政調整による国庫負担減らしを目的としたものであり、反対する」との基本的態度を確認した。さらに、①被用者保険本人への給付率引き下げは、本人の大幅な負担増をもたらし、公平な医療受診機会を奪うものである、②高額療養費自己負担限度額の引き上げは、大幅な患者負担増を強いるものである、③「退職者医療制度」は、その財源を患者の一部負担と労使の新たな拠出でまかない、これまでの国庫負担分を全額カットするというものであるが、これは公的社会保険制度の理念にもとるものである、という請願趣旨にそった八項目の請願事項をかかげる「健康保険法等の『改正』案を撤回し、医療保険制度の充実を求める請願」署名運動を展開した。

健保改革法案が、第一〇一国会へ提出されると、国民春闘共闘会議は八四年三月一日、社会文化会館で「健保改悪阻止、年金制度の抜本改善を要求する中央集会」を約一〇〇〇人の参加で開催し、集会後国会へ請願デモをおこなった。

また中央社保協は、三月九日、「三・九社会保障危機突破中央総決起集会」を日比谷野外音楽堂で、二七団体五五〇〇人の参加で開催した。集会で「健康保険制度の改悪を許さない」などの決議を採択した後、国会へ請願デモ行進した。

健保改革法案は、四月三日、衆議院本会議で趣旨説明がおこなわれ、社会労働委員会に付託されたが、国会での審議に先立ち、三月二九日、中央社保協、国民春闘共闘会議は、衆議院議員面会所で、約四〇〇人参加の集会を開催、その後も毎週木曜日の要請行動、傍聴行動への取り組みをすすめた。四月二五日には、東京・清水谷公園で「四・二五健保・共済・国保改悪反対総決起集会」を、約三〇〇〇人の参加で開催した。集会は、「戦後最悪の健保改悪法案を断固阻止し、廃案に持ち込むまで全国民的な運動を一層強力に展開していく決意」を表明する「集会アピール」を採択し、国会へ請願デモ行進した。

さらに五月一七日、国民春闘共闘会議は、日比谷野外音楽堂で「健保改悪阻止、五・一七中央総決起集会」を、約三〇〇〇人の参加で開催した。法案をめぐる情勢報告の後、集会アピールを採択した。

中央社保協は、五月にパンフレット「いのちが狙われている～健保改悪は許さない～」を刊行した。

六月一二～一五日、国民春闘共闘会議は、「健保改悪阻止・社会

保障の後退に反対する総行動」に取り組み、連日衆議院議員面会所で集会を開き、要請行動をおこなった。一三日には、日比谷野外音楽堂で「健保改悪阻止・社会保障の後退に反対する中央総決起集会」を、約三八〇〇人の参加で開催、集会後デモ行進、政党要請、厚相交渉をおこなった。

さらに、七月三～五日には、中央社保協とともに、「健保改悪阻止・七月三～五日統一行動」に取り組んだ。四日、日比谷野外音楽堂で「健保改悪阻止・社会保障の後退に反対する七・四中央総決起集会」を三六〇〇人の参加で開催、「最後の瞬間まで廃案、撤回をもとめて運動を高めていく」との集会アピールを採択、国会へデモ行進した。

### 労働四団体と全民労協の共同反対行動

八三年一一月一四日、労働四団体（総評、同盟、中立労連、新産別）と全民労協が主催して、「健康保険改悪反対集会」を、約二五〇〇人の参加で、東京・芝パークホテルで開催、「厚生省の医療保険改悪に反対する決議」を採択、翌一五日、厚生省に申し入れた。

【厚生省の医療保険改悪に反対する決議（抜すい）】

「……厚生省のこうした改悪案に対して、①労働者の生活を無視して、労働者に大幅な負担を強いるものである、②実質的な受診抑制につながり、疾病の早期発見、早期治療に逆行するものである、③医療費削減については、予防医療体制の充実、医療供給体制の整備、レセプト点検機能の強化、薬価・診療報酬体系の見直しなどが先行すべきであるにもかかわらず、労働者に一方的にシワ寄せするものである、という点から私たちは強く反対する。……」

八四年四月一七日、労働四団体は、被用者保険本人一〇割給付堅持を軸として、改悪案の撤回、廃案をもとめる共同声明を発表した。

### 医団連の反対闘争

医療団体連絡会議（医団連）は、八三年九月一〇日、緊急会長・事務局長会議を開き、健保法改革など政府の医療政策に反対し、国民に医療を守る行動にたちあがるよう訴える共同アピールを採択した。また、六団体が共同して国会への共同行動、諸団体への協力申し入れをおこなうほか、署名・請願活動を強めることを決定した。アピールは、厚生省の健保法改革案を、「国民の築いた『いつでもどこでもよりよい医療を受ける』権利を奪い、憲法に定める国民の生存権を否定」する「国民のいのちとくらしを破壊に導く暴挙である」と批判し、全国各地の医師、患者、医療従事者に、①地域、職場で政府の医療政策に反対し、医療、福祉の充実をめざす学習会、集会を開く、②地方自治体議会に、健保、国保の改悪反対、医療の充実を求める決議、意見書を採択させる運動に取り組むよう呼びかけている。

共同アピールに応え、各団体で集会、署名運動、宣伝行動への取り組みがすすめられた。

保団連は、「厚生行政をただし国民医療改善を求める国会請願署名」運動をすすめ、九月二九日、東京会館で「健保改悪反対、国民医療防衛保険医中央集会」を、約二〇〇〇人の参加で開催し、健保法改革案にたいする「林厚相への要望書」を採択、厚生大臣に提出した。

民医連は、八三年九月二日「医療保険抜本改悪の撤回を求める要望書」を厚生大臣に提出、二二日、国会請願行動・厚生省交渉を一五〇人の参加でおこない、また、「一斉宣伝行動日」を設定して、駅頭、街頭宣伝をおこなった。

生協連医療部会は、一〇月六日、東条会館で「健保改悪阻止決起

集会」を九六〇人の参加で開催、国会議員要請行動にも取り組んだ。

一一月八日、医団連は、病院団体、医療技術者団体、労組など六〇団体に、医療保険制度の改悪に反対し、国民医療を守るための協力を申し入れた。

八四年一月二八日、社会文化会館で、医団連は「一・二八医療保険大改悪反対・医療切りすて阻止緊急総決起集会」を約七〇〇人の参加で開催した。集会に先立ち、各団体の代表が厚生省交渉をおこない、集会後は、スローガン「健保・共済本人の一〇割給付切りすてをやめさせよう」「国保への国庫負担率の削減反対」「医療内容を制限、低下させる〝医療標準〟設定反対」をかかげ、デモ行進した。

保団連は、二月二一日の幹事会で「医療保険改革案の撤回を要求する決議」を採択した。五月一三日には、清水谷公園で「健保改悪阻止、医療危機突破保険医総決起大会」を、約二五〇〇人参加で開催、集会後白衣姿で、「本人一〇割給付を守れ」「医療保険の国庫負担削減反対」などのプラカード、横断幕、風船をもち東京駅までデモ行進した。六月二〇日、民医連が日比谷野外音楽堂で、「六・二〇健保改悪阻止、国民医療を守る民医連中央決起集会」を約三四〇〇人参加で開催した。厚生大臣および各野党に、「『健康保険法の一部改正案』を廃案にするための要請書」を提出した。集会後、東京民医連の白衣の看護婦二五〇人を先頭に、国会請願デモ行進をおこなった。六月二八日、九段会館で医団連主催の「健保改悪を許さない！　国民医療を守る六・二八総決起集会」を約一二〇〇人参加で開催した。中央でのこれらの取り組みに呼応して、各地で決起集会、宣伝行動、署名運動、学習会などの取り組みがすすめられた。

七月一二日、健保改革法案が衆議院社会労働委員会で可決されると、医団連は「患者・国民の声を無視した健保改革案の衆院社労委可決に対する抗議声明」を発表した。

### 日本医労協の全国縦断行動

日本医労協は、「臨調『行革』・医療切り捨て反対、国民の生命と健康を守る全国縦断行動」をおこなった。八三年一〇月五日鹿児島、一〇月一三日北海道および香川から、三コースにわかれて東京にむけて出発し、約二カ月間で沖縄を除く四六都道府県を縦断、延べ約三〇〇〇人が参加した。各地では、各県医労協が日本医労協中央宣伝カーの行動を軸に、街頭宣伝、集会、学習会、シンポジウム、自転車デモ、チョウチンデモ、マラソン、自動車パレード、騎馬パレード（北海道）をおこない、地方自治体、地方議会、労働組合、医師会などの医療関係団体など二一三九カ所への賛同要請に取り組み、約一〇〇万人の賛同署名を集めた。また、八三年一一月三〇日、社会文化会館で、民医連、保団連、日本生協連医療部会、新医協、日患同盟と共催して「臨調『行革』反対、医療保険改悪阻止、全国縦断行動終結、国民の生命と健康を守る総決起集会」を約一〇〇〇人の参加でおこなった。集会に先立ち総理大臣への申し入れ、厚生省交渉にとりくんだ。

### 患者団体の反対闘争

厚生省が八四年度厚生省予算概算要求のなかで健保法改革案を示したことにたいし、日患同盟は八三年八月二〇日これに反対する「声明」を発表した。

【声明（抜すい）】

「……私たち患者は、今日でも室料差額、付添看護料差額、紙おむつ代等の患者負担を強いられており生計の中心をなす被保険者本人を始めとするこれ以上の患者負担の強化は、治療の中断を招くものにほかならない。

……専ら患者に犠牲を強いる医療保険制度の改悪は絶対に容認することはできない……」

全国患者団体連絡協議会（全患連）は、八三年九月八日、「医療保険制度の抜本改悪に反対する声明」を発表した。

【医療保険制度の抜本改悪に反対する声明（抜すい）】

「私たちはいま、身の毛のよだつ思いでいる。私たちの長く苦しい闘病生活の経験からみれば、このような方向は、患者から適切な医療を奪い生きる希みを失うばかりか、病気の早期発見・早期治療を遅らせて、新たな長期慢性病患者を多発させることにしかならないと思えるからである。憲法に明示された国民の健康権に責任を負う国の姿勢はどこに行ったのだろうか。戦後三八年営々ときずいてきた日本の医療保障制度を『自助・自立』のかけ声の下に、根底から崩し去って良いのであろうか……」

なお、同日、全国腎臓病患者連絡協議会（腎患連）も「声明」を発表した。

疾病別患者会、地域の難病団体など二六団体で構成するゆたかな医療と福祉をめざす全国患者家族団体連絡会は、八三年一〇月一三日、九項目からなる「医療保険制度の改革に関する公開質問状」を厚生大臣に提出した。回答期限の一〇月二四日、厚生省玄関前で、患者会の代表約一〇〇人による緊急集会を開催した。集会は、公開質問状に誠意ある解答が示されなかったことにたいし、厚生省への抗議声明を採択、そのまま厚生省玄関前で徹夜の抗議のすわり込みを決行した。また、一二月二四日、国労会館で決起集会を開催し、「患者から医療を奪う医療保険制度改悪に断固反対する決議」を採択、車イスに乗った患者を先頭に、銀座をデモ行進した。

八四年度予算大蔵原案が内示されると、八四年一月二一日、全患連および全国難病団体連絡協議会（全難連）の代表約五〇人は、厚生省に八四年度予算大蔵原案に盛り込まれた健保法改革案を撤回するよう要請した。日患同盟は、一月二三日、会長ら代表二四人が厚生大臣と交渉した。

ゆたかな医療と福祉をめざす全国患者家族団体連絡会は、二月一〇日、厚生省の「健康保険制度等の改正案要綱」について「受診抑制をねらい医療差別をもちこむ健康保険制度の改悪案に反対する声明」を発表した。さらに六月一一日、衆参両院の社会労働委員に「健保法改正案廃案を求める要望書」を提出した。また、国会請願署名、各党要請、街頭宣伝行動への取り組みをすすめた。健保改革法案が衆院社会労働委員会で修正可決されると、直ちに、日患同盟は「抗議声明」を発表した。

### 日患同盟の健保法「改正」影響調査

日患同盟は、八四年二月七日から一七日の一一日間にわたり、一五都道府県、二〇病院に入院中の患者二〇〇人を対象に病院内の患者自治会を通じて、健康保険法「改正」の影響（被害）調査を実施した。回答は、一一都道府県、一六病院、一五六人であった。アンケート調査項目など主な結果はつぎのとおり。

一、健康保険法の改悪について――もし健保が改悪されたらどのような措置をとりますか。①病気が治らないがすぐ退院する（一六・六%）、②なるべく早く退院する（二六・一%）、③借金して入院をつづける（一六・六%）。

二、健保改悪が治療に与える影響について――健保が改悪されたら、どういう影響を受けますか。①病気を治すのに良くない（六四%）、②家庭内がうまくいかなくなる（一六・八%）。

三、生活費について――(1)入院中の生活を支える収入の区分、①家庭からの送金（四二%）、②傷病手当金（三八%）、③障害年金

（一五％）、(2)一カ月どのくらい生活費がかかりますか、①一万～一万五〇〇〇円（二〇％）、②一万五〇〇〇～二万円（一八％）、③一万～一〇〇〇～一万円（一五％）、(3)一カ月の生活費は主に何に使われていますか、①補食費、②暖房費、③室料差額など。

四、健保改悪についてどう考えますか、①絶対反対（七〇％）、②反対（二一％）、③やむを得ない（五％）。

五、あなたは健保改悪についてどうすればよいと思いますか。①国会で否決してもらいたい（五〇％）、②国会で患者の声を聞いてもらいたい（三四％）。また、どういうことをしようと思っていますか。①反対署名（五四％）、②厚生大臣への直訴状（八・二％）、③運動に必要な募金（七・七％）、各政党への陳情（七・七％）。

### 大阪府医師会のいっせい休診

大阪府医師会（会員一万六七五人）は、八三年七月五日午後、健保改革法案に抗議していっせい休診した。国公立病院を除く六三七一医療機関中、急患用の保安態勢をとった五四五の病院、診療所をのぞく約九割の医療機関が参加した。医療機関の入り口や待合室には、「健保法改悪に抗議のため、午後休診、急患の方は〇〇へ」と当番病院を案内するポスターが掲示された。午後二時から、中之島公会堂で「健保改悪反対大阪大会」が、約三〇〇〇人の参加で開催された。

### 三師会の反対行動

日本医師会は、八三年八月二三日、厚生省の八四年度予算編成にたいし、「国民医療を破壊し、国民生活を抑圧するかかる暴挙には全面的に反対である」との声明を発表した。九月二二日、東京・久保講堂で、「国民医療破壊阻止全国医師大会」を一一〇〇人の参加で開催し「決議」を採択した。

日本歯科医師会は、八三年八月二二日、「今回の改革案は、将来に禍根を残し、国民生活の安定を覆すこと必定であり、かかる国民不在の改悪に対しては、断じて容認できるものではない」との反対声明を発表した。

日本薬剤師会は八三年一〇月五日、厚生省の改革案に反対する声明を発表した。

八四年度予算大蔵原案が内示されると、直ちに、医師会、歯科医師会は反対声明を出した。また、三師会は、八四年二月二一日、久保講堂で「国民医療破壊阻止全国三師会大会」を開催、「決議」を採択、自民党に抗議団を派遣した。

三師会は、八四年五月一〇日、「健保法改悪反対対策本部」を設置し、健保改革法案にたいし、「学術専門団体として国民医療のために断固これに反対する」との「三師会共同声明」を発表した。

## 3　医療保障闘争

### 沢内村と心をむすぶいのちの行進

全国に先がけて老人無料診療を実施し、村ぐるみで健康な村づくりをおこない、老人保健法による老人医療有料化後も六〇歳以上の無料診療をつづけている沢内村の偉業をたたえようと、全国老地連の

呼びかけで、八三年四月二八日「沢内村に老人無料診療の記念碑をつくる会」が結成された。同会は、沢内村の絵はがき等を頒布しながら記念碑の基金を集めるカンパ活動に取り組み、沢内村に老人医療無料発祥の記念碑「命の灯」が建設された。一二月一日、村民のほか全国から約五〇人の参加で、除幕式がおこなわれた。八三年九月二五日から一〇月二日には、全国老地連と「記念碑をつくる会」の主催でキャラバン行進「子どもを守れ、おとしよりを守れ、沢内村と心をむすぶいのちの行進」が取り組まれた。出発に先立ち二四日、全国から約六〇人の参加で、現地交流会——沢内病院見学、同村の記録映画上映等——がおこなわれた。「子どもを守れ、おとしよりを守れ、沢内村と心をむすぶいのちの行進」は、二五日沢内村を出発、盛岡、仙台、山形、福島、宇都宮、前橋、浦和のコースで東京へ向かい、各地で「生命尊重、健康づくり」を訴えて、地方自治体への要請行動、講演会、地域団体との懇談会をおこなった。

### 国民の医療とくらしを考えるつどい

老人保健法施行後一年目の八四年二月一日、東京・教育会館で、「老人保健法一年後の実態を明らかにし、国民の医療とくらしを考えるつどい」が約一五〇人の参加で開催された。集会は、都社保協、日社労組、保団連、民医連、生協連医療部会、老地連、東京地評退職者の会、くら福運営委員会など一〇団体で構成される老人の医療を守る二・一実行委員会が主催した。基調報告「ここまできた老人差別政策——老人保健法の実態と問題点」井上英夫（茨城大）、「老人の医療について——福祉切りすての老人医療行政」中川晶輝（特養老人ホーム園長）の後、各団体からの実態報告、取り組みの報告、討論がおこなわれた。

国民医療・医療労働研究会（代表沼田稲次郎）は、国民医療と医療労働の実態を調査研究し、保健医療に関する諸課題を究明するとともに、国民生活充実の観点にたって、政府および地方自治体にたいして適時に適切具体的な提言をおこなうことを目的として、八二年三月に発足したが、八三年一一月一六日「国民の期待に応える看護体制確立のための緊急提言」を発表した。「提言」には、国民医療における看護力の強化と看護体制の確立、とりわけ看護労働の量的質的向上のために必要不可欠と考えられる諸方策が盛り込まれている。

## 4　老齢保障闘争

### 国公共済年金等統合法案反対闘争

継続審議となっていた、国家公務員共済年金と三公社の共済年金を統合する国家公務員等共済年金統合法案の審議が、第一〇〇臨時国会で開始されると、同法案反対闘争への取り組みがすすめられた。中央社保協は、パンフレット「共済年金のてびき——年金改悪を阻止するために」を発刊し、健保改革反対闘争と結合して同法案反対闘争をすすめた。総評は、九月一～二日、伊豆長岡で、共済対策委員会臨時総会を開催し、国会における改革阻止闘争に全力をあげて

取り組む方針を確認、宣伝活動、野党への協力要請、集会、国会傍聴行動等をおこなった。その後国会情勢に対応して、法案への修正要求をまとめ、社会党との協力行動を展開した。同法案は、八三年一一月二八日、政府原案どおり可決成立した。

### 総評・同盟・中立労連の公的年金制度改革への意見・提言

厚生省は、公的年金制度改革について、八三年一一月二八日社会保険制度審議会、八四年一月二五日社会保障制度審議会に諮問した。両審議会の答申（保険審一月二四日答申、制度審二月二三日答申）を受け、二月二四日「公的年金制度の改革について」が閣議決定された。決定は、八四年に国民年金・厚生年金・船員保険制度を改革し、九五年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという内容である。三月二日「国民年金制度等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。政府の公的年金制度改革案にたいし、総評、同盟、中立労連は、それぞれ意見・提言を発表した。総評は、「将来（二一世紀）の公的年金制度――改革にあたっての基本的考え方」（八三年七月）にもとづき、八三年一一月二九日「政府の年金改悪案にたいする総評の意見」を発表した。同盟は、八四年一月一二日、執行評議委員会で「政府の年金改正案に対する同盟の方針」を決定、中立労連は、八三年八月一八日常任幹事会で「厚生年金の昭和五九年改正ならびに公的年金制度の将来構想について（年金制度の改革に関する第二次提言）」を決定した。同法案は、衆議院で審議継続となった。

### 各団体の年金政策をきく会

八四年三月二四日、「各団体の年金政策をきく会」が、東京・中退金ビルにおいて労働経済調査研究所、全国老人福祉問題研究会、女性の年金を考えるシンポジウム実行委員会の主催、中央社保協、社会保障研究会の後援で、二一団体、五八人の参加で開催された。「高齢化と年金制度改善」坂寄俊雄阪南大教授の問題提起の後、一一団体から年金についての政策提案、報告がおこなわれた。「総評の年金政策の基本的考え方」岡村文雄（総評）、「中立労連の年金改革の基本方向」栗原丑吉（中立労連）、「政府案に対する全民労協の見解」戸塚和男（全民労協）、「自治労の年金改革構想」池田省三（自治労）、「私鉄総連の年金改革構想」阿部邦松（私鉄総連）、「国公労連の年金制度の考え方」阿部真（国公労連）、「農林年金中央共闘の年金改革案」飯塚和夫（農林年金中央共闘）、「年金に関する女性の要求」升井登女尾（女性の年金を考えるシンポ実行委）、「国民年金に関する業者の要求」中岩春子（全国商工団体連）、「今の高齢者の命とくらしを守る年金を」大石重一（老地連）、「老人の立場にたって」中川晶輝（老問研）報告の後討論がおこなわれ、会の終わりに江口英一中央大教授がシンポジウムの感想を述べ、閉会となった。

### 九・一五高齢者大集会

第一三回九・一五高齢者大集会は八三年九月一五日、東京都体育館にて、地域老人団体、全国高退連を中心に一〇六団体、約一万人の参加で開催された。大集会の統一スローガンは、①反核・軍縮・反戦・平和実現のため、全国の高齢者の仲間と運動の輪を広げよう、②軍事優先・福祉切り捨て政策を阻止し、国民生活本位の予算にかえさせよう、③高齢者福祉の後退を許さず、年金・雇用・医療・福祉サービス・住宅・税制など総合的な高齢者保障制度を確立しよう。④当面する年金改革にたいして、すべての高齢者・勤労者に呼びかけ、職場・地域から、ただちに立ち上がろう、である。また、大集会は、総合

的な高齢者保障制度確立のため、四つの柱、すなわち、①生活できる年金制度を確立するために、②高齢者が安心して保健医療を受けられる制度確立のために、③老人福祉の充実をはかるために、④高齢者の雇用・就労保障のために、で構成される二二項目の統一要求をかかげた。

九・一五大集会を主催する、健康で安心できる老後をつくる大行動実行委員会は、大集会決定を受けて一〇月一一日、統一要求二二項目を総理府、大蔵省、厚生省、労働省に提出し交渉をおこなった。

**同盟のゆたかな老後をつくる運動**

同盟は、高齢者福祉の充実と高齢者組織づくりの推進を目標に、敬老の日から一カ月間を運動月間に設定して「ゆたかな老後をつくる運動」に取り組んだ。中央では、八三年九月一六～一七日、熱海グランドホテルで約九〇人の参加で、ゆたかな老後をつくる運動全国高齢者代表者会議を開催し、講演、活動報告をおこない、高齢者福祉政策、高齢者組織づくりなどについて討論した。地方では、既存高齢者組織との交流、連携強化をはかりつつ高齢者組織づくりに取り組み、高齢者対策の日常継続的な運動の展開をはかるため「高齢者の生活相談所」の設置をすすめた。また、地方同盟を中心に、地方・地区集会、懇談会、街頭宣伝活動、地方自治体への申し入れ、施設慰問などの活動を展開した。

八三年七月二〇～二二日、伊東市で約九〇人の参加で全国福祉研究集会を開催し、講演「高齢化社会における生涯総合福祉プラン」藤田至孝（亜細亜大学）のほか、報告「年金改正への厚生省の考え方」浅野史郎（厚生省）、「医療保険制度の現状と改革方向」和田勝（厚生省）、「労災保険制度改正への課題」初谷勉（労働省）および討論をおこなった。

## 5　その他の社会保障闘争

**障害者運動**

国際障害者年後、はじめての法律改正である、身体障害者福祉法一部改正案に対する請願署名運動が取り組まれた。障全協は、パンフレット「わたしたちのめざす障害者福祉法」を作成、署名運動を学習会と結合し、障害者の実態や要求を訴える手がかりとして位置づけ、「障害者福祉法の制定をもとめる請願書」署名運動を展開した。また、障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）、全国障害者解放運動連絡会議（全障連）、視覚障害者労働問題協議会（視労協）、全国障害者自立生活確立連絡会は共同して、八四年三月二二日「身体障害者福祉法改正に関する緊急要望書」を、制度審に提出した。同法案は、八月二日可決成立した。

障全協は八三年一二月四日、「福祉切りすて反対、障害者政策の転換を!!」をテーマとする第一七回全国集会を、東京・文京盲学校で約三〇〇人の参加で開催した。記念講演「臨調路線とわたしたちのくらしと福祉」真田是（立命館大）の後、四分科会（①生きる権利、②働く権利、③学ぶ権利、④政治参加の権利）で討論がおこなわれた。

総評は八三年一一月一二日、第三回障害者と労働者の全国連帯集会を総評会館で開催、障害連、全障連、視労協など障害者五団体と労組から約一二〇人が参加した。

**第一三回社会保障学校**　第一三回社会保障学校（八四国民春闘共闘会議、中央社保協主催）は、八四年七月九日から三日間、宮城県・鳴子観光ホテルで約三〇〇人の参加で開催された。講演テーマと講師はつぎのとおり。「社会保障危機の本質」沼田稲次郎元都立大学総長、「医療保障の基礎理論」佐藤進日本女子大教授、「年金改革の理論と展望」坂寄俊雄日本福祉大教授、「社会保障の国際動向」工藤恒夫中央大学教授、「社会福祉後退の実態と問題点」河合克義明治学院大助教授、「ILO条約・勧告と社会保障」樋口富雄神戸商船大教授。

【参考資料】(1)総評第七一回定期大会各局報告書、(2)『国民生活局情報』、(3)同盟第二〇回年次大会資料、(4)「社保協ニュース」、(5)中央社保協『社会保障』、(6)『週刊社会保障』、(7)『社会保険旬報』、(8)老地連・都老協機関誌『老後のくらし』、(9)全生連機関誌『生活と健康』、(10)医労協機関誌『医療労働』、(11)「民医連新聞」、(12)「障全協新聞」、(13)『保育情報』

# VIII 政策・制度闘争

概要□経済運営・予算編成に関する対政府要求――労働四団体の対政府要求／全民労協の対政府要求／減税に関する労働団体の政策要求行動――八三年後半の動き／八四年前半の動き

## 概要

一、経営運営、予算編成に関する労働四団体と全民労協の政策・制度要求は、内需主導による景気の早期回復、物価と雇用の安定、さらに、一兆四〇〇〇億円の減税を早期に実施することを強く政府に求めるものとなっている。

一、労働団体の政策・制度闘争のなかでは、減税要求が最重点課題とされた。

一、減税闘争では、労働四団体の共闘および全民労協との共同行動が活発におこなわれた。

一、労働団体の減税闘争の結果、給与所得控除の最低額の引き上げといった事実上の予算修正を実施させるなど一定の成果をあげた。

# 1　経済運営・予算編成に関する対政府要求

労働団体の政策・制度闘争は、減税、年金、健保、雇用保険、労働時間短縮、男女雇用平等法、行革など多様な課題をめぐって展開された。これらの政策・制度闘争のなかから本章では、経済運営、予算編成に関する労働団体の対政府要求と減税問題を取り上げる（なお、行革と労働時間短縮への取り組みは、本年鑑のⅡ―Ⅴ「『合理化』と労働組合」を、健保、雇用保険、年金への取り組みは、Ⅱ―Ⅶ「社会保障闘争」を、さらに、男女雇用機会均等法についてはⅡ―Ⅵ「権利闘争」を参照されたい）。

## 1　労働四団体の対政府要求

### 労働四団体の対政府要求

総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は、八三年六月三〇日、東京・芝の東京グランドホテルで事務局長・書記長会談を開き、「当面の経済運営および八四年度予算編成に向けての要求について」と題する政策・制度要求をまとめた。今回の政策要求は、八三年度後半の経済運営と八四年度の経済政策が中心である。

労働四団体の政策・制度要求の特徴は、政府の政策運営に基本的な変更を迫っていることにある。それらは、第一に、「貿易摩擦の激化を緩和・解消し、開発途上国の発展に寄与することによって、国際経済・社会のなかで協調的に生存し、発展できる体制を築き上げること」、第二に、「国内における産業・社会の構造変化を吸収するため新しい制度・政策を創出することによって、完全雇用を実現し、国民生活の基盤を安定させること」、第三に、「経済・国民生活の長期的発展・安定を支えるための条件を整備すること」などに現われている。そして、それぞれの課題を達成するため、つぎのような具体的政策を強調している。

第一の課題を達成するために、内需拡大を中心とした中成長の実現、労働時間の短縮・国際的平準化など公正労働条件の確立、先端技術の交流促進、開発途上国への政府援助の拡大、世界的規模でのニューディール政策の実施、南北双方からの輸入の拡大と産業調整への効果的取り組み、労働外交の推進などを指摘している。

また、第二の課題実現のために、マイクロエレクトロニクス技術の導入を中心とする技術革新への対応、労働の人間化のための施策、高齢化社会への移行にともなう年金制度、健保の改革や高齢化雇用対策の確立、増大するパートタイマーや不安定労働者にたいする法制・施策の整備、ワークシェアリングのための労働時間短縮をあげている。

さらに、第三の課題については、行革による政府・公共企業体の効率化、長期的視野に立った財政再建、住宅など社会的基盤の一層

の整備、中小企業の存立基盤の整備、資源・エネルギーの安定的確保、物価の長期的安定等への取り組みを主張している。

以上の観点にたち、八三年度後半の経済運営では、(1)課税最低限の引き上げによる一兆円所得税・四〇〇〇億円住民税減税を年内に実施する、(2)公共投資を二兆円規模に拡大するよう補正予算を組む、(3)年間一三〇万戸の住宅建設を最低限達成する、(4)中小企業設備投資減税を三〇〇〇億円に拡大する補正予算を組む、(5)早急に公定歩合を一%引き下げる、などを求めている。内需拡大を求めた政策といえる。八四年度の予算編成でも、個人消費拡大をメインとし、内需拡大による均衡のとれた成長として四～五%の経済拡大を求め、積極的な雇用創出政策により完全失業率を年度内に二%程度に引き下げる、消費者物価を三%以下に抑制するなど要求している。また、予算編成は、一律的なマイナスシーリングを避け、社会保障など国民生活に直結する分野の支出については、実質水準を確保することを前提にし、防衛費を聖域化しない、大型間接税など大衆課税となる新税の創設をおこなわない、長期的な財政再建計画の確立、政府開発援助目標〇・七%の早期達成、人勧実施にたる十分な予算措置を講じるなどを主張している。

七月二二日、労働四団体の代表は、後藤田官房長官、大野労働大臣らと会い、当面の経済運営と八四年度予算編成に向けての基本的な政策要求について申し入れた。これにたいし、後藤田官房長官は、「減税は、今年度早い時期に法案を提出し、必ず実施する」と明言し、「人勧では、二年続いて人事院勧告の凍結はしない」と答え、さらに、「増税は考えていない。増税なき財政再建は政府の基本理念である」と政府の姿勢を明らかにした。また、大野労働大臣は、「二・四%の失業率状態に対し非常に苦慮している。時短、有給休暇の取得が実現できるよう努力していく」との姿勢を示した。

このあと、制度・政策要求の具体的実現を図るため、八月二日の労働省を皮切りに、厚生省、経済企画庁、大蔵省、通産省と相次いで折衝をおこなった。

**八四年度経済運営、予算再編成・制度改善の申し入れ**

労働四団体は、八四年一月一二日、永田町の首相官邸で中曽根首相と会談し、八四年度経済運営、予算再編成、制度改善などについて申し入れをおこなった。八四年度予算編成に関する労働四団体の申し入れは、八三年七月につづいて二回目である。

八四年度経済運営では、内需中心による四%台の実質成長確保、積極的な雇用創出を実施するとともに完全失業率を年度内に二%程度に引き下げる、消費者物価上昇率を二%台に抑制する、などを要請した。

予算編成では、国民生活に直結する分野の実質水準を確保するとともに、重点項目として、(1)八四年度中に一兆四〇〇〇億円の減税を実施する、(2)八四年度に中小企業設備投資減税を二〇〇〇億円実施する、(3)公務員、公企体職員のため適正な給与改善費を計上する、(4)医療保険制度については健保改悪案を撤回するなどを要求し、減税財源については大衆課税をやめ、不公平税制の是正、自然増収による確保を求めた。

これにたいし、中曽根首相は人事院勧告問題について、「昭和五八年度は十分でなかった。五九年度も財政は厳しいが、できるだけ尊重する」と前向きの姿勢を示した。このほか、(1)減税問題につい

ては、八四年度所得税七〇〇〇億円、住民税三〇〇〇億円の一兆円減税の実施に向け努力する、(2)医療保険について退職者医療継続制度を導入すると、ある程度の本人負担が求められよう、(3)年金制度の一本化に向け八五年度に改善案を提出したい、(4)雇用問題では六〇歳前半層に対策の重点を移したい、(5)パート対策、婦人差別撤廃などの政策を実施していくとの考えが述べられた。

## 2　全民労協の対政府要求

### 全民労協の対政府要求

全民労協は八三年七月一三日、第八回代表者会議を開催し、「昭和五八～五九年度政策・制度要求と提言」を確認、決定した。七月二五日総理官邸において後藤田官房長官、大野労働大臣らと会談をおこない要請書を手渡すとともに、「要求と提言」のポイントについて説明し、政府としてその実現のため努力するよう要請した。

要請書は、(1)政府は速やかに税制改革・減税の具体策を明らかにする、減税のための大型間接税の導入はおこなわない、(2)実質経済成長四%への復帰実現、八四年度の消費者物価上昇率を対前年比二%程度に抑える、完全失業率を二%以下にする、(3)八四年度予算は社会保障関係費など国民生活に関係深いものは別として、防衛費など聖域を設けることなく歳出の削減をおこなう、(4)八五年までに六〇歳定年制の法制化を図る、週休二日制および労働時間を欧米先進国なみにするよう労働基準法を改正する、(5)政府は公的年金を統一的に再編する方針を明らかにする、(6)老人保険制度の健全な育成を図る、などからなる。

これにたいし後藤田長官は、減税について「与野党合意もあるし、予算委員会で約束したことでもあり、公約は守る。減税の規模、時期等については秋口に決めたい。税制調査会に対しても早く答申を出すよう要請しており、政府を信頼して見守っていてほしい」との見解を表明した。

### 八四年度予算編成に対する要請

全民労協は八四年一月一二日、永田町の首相官邸で中曽根首相と会見し、八四年度政府予算案にたいする要望書を提出した。全民労協は、①八四年度の経済運営の目標として内需拡大による実質経済成長四%台の達成、消費者物価上昇率二%台、完全失業率二%程度、②「増税なき財政再建」を基本とした予算編成、③税制改革と一兆四〇〇〇億円減税の完全実施、④高齢化社会に向けて社会保障制度の根本的改革、⑤雇用保険法の整備・改善、パートタイマーの条件改善のためパート法の制定、婦人差別撤廃条約の批准と雇用における男女平等法の制定、⑥産業安定と中小企業対策の強化などを申し入れた。

これにたいし、中曽根首相は「昭和五九年度の経済運営は、思い切ったはずみをつけて、ベア、ボーナスなどがうるおい、伸びるという考えで努力している」と答えた。また、婦人差別撤廃条約の批准については、「昭和六〇年に批准する日程で、今年は条件整備をおこなう」と述べた。

## 2　減税に関する労働団体の政策要求行動

### 1　八三年後半の動き

**減税を中心とする取り組み**　減税要求闘争は、八三年の春闘段階でのきたものであり、その後、第九八回通常国会にはつぎのような合意が与野党間になされ、一応の決着がついていた。八三年七月以降の動きは、つぎのようになる。

【自民党回答内容・八三年五月一九日】

(1) 今迄の減税についての与野党合意を再確認する。
(2) 減税の規模については国民の期待にそうよう最大限の努力をする。
(3) 所得税法、地方税法の改正は秋口迄に結論を出す。
(4) このため与野党の連絡会議を設置する。連絡会議は各党国対委員長で構成する。
(5) 政府側でこれらの準備が整った段階で与野党幹事長、書記長会談を開き締めくくる。

なお、この闘争の特徴は、労働四団体と全民労協が一致した行動をとったということにある。

八三年八月一五日、労働四団体は事務局長・書記長会談を開き、①労働四団体とも八三年度下期の国民運動については減税に最大の重点を置く、②減税闘争は全民労協をふくむ労働五団体、五野党を結集して大規模な決起集会を開催することなどを確認した。翌一六日、労働四団体・全民労協は政策担当者会議を開催し、労働四団体と全民労協が一体となって減税闘争を推進するため、「減税実現実行委員会」を設置し、減税実現までの共同行動とその実行計画、さらに政策について意思統一を図りつつ強力なたたかいを展開することなどを確認するとともに、臨時国会で減税問題の決着を求める労働四団体声明を発表した。この声明は、労働四団体の事務局長・書記長の合意にもとづくものであり、その内容は以下のとおりである。

【臨時国会での減税決着を求める労働四団体声明・八三年八月一六日】

一兆円所得税減税、四千億円住民税減税は、労働者・勤労国民の切実な要求であると同時に、国内外から強く要請されている内需中心の中成長を確保するためにも緊急の課題である。

しかるに、政府はさきの与野党合意をないがしろにし、政府税調をかくれみのにその実施を引延ばす態度に終始している。

労働者・勤労国民の不信と怒りは今や頂点に達している。

われわれ労働四団体は、秋の臨時国会を前に、すべての労働団体、五野党との結束を改めて強化し、要求の年内実現を目指して全力を挙げて闘う決意を固めた。

このため、全民労協とも連携し、大規模な大衆行動を始めとして、国民世論をさらに盛りあげ、院内での闘いを支えるあらゆる行動を精力的に展開する。

**減税実行委員会**　第一回減税実行委員会は八三年八月一八日に開催され、①労働四団体と全民労協によって九月

八日に減税早期実現総決起集会を開催する、②減税の早期実現に向けた国会請願行動を展開するなどを確認した。

**野党との共同歩調**　減税問題のすすめ方について、九月六日労働四団体と全民労協は共産党をのぞく五野党の書記長らと会談し、二年越しに引き延ばされている減税実施について、臨時国会で最優先課題として野党が結束して対応することを要請するとともに、労働団体としても、「九月八日の減税早期実現総決起集会を皮切りに、国会請願、街頭行動を展開していく」と述べた。これにたいし、各党代表は減税に的を絞り、野党間の結束を強化し、解散も辞さずという強い決意をもって取り組むと決意表明した。

**減税早期実現総決起集会の開催**　臨時国会が召集された九月八日、労働四団体と全民労協が主催する減税早期実現総決起集会が東京・日比谷の野外音楽堂で約六〇〇〇人を集め開催された。

さらに、労働四団体と全民労協は、九月一二日から一四日にかけて国会周辺で減税早期実現へ野党を激励するために、一二日総評、一三日同盟、一四日中立労連、新産別、全民労協の順で集会をおこなった。

**政府の動き**　第一〇〇回臨時国会は九月八日から一一月一六日を会期として開催された（一一月一一日、自民党単独で、一一月二八日まで会期延長を決定）。開会冒頭、野党が減税の規模、実施時期を明示しないかぎり日程審議に応じられないとしたため日程折衝が紛糾したが、自民党が年内実施を確約したため、野党側は審議日程を了承した。税制調査会は一〇月一七日の総会で、所得税と住民税の中長期的なあるべき姿を提示した税調中間報告を中曽根首相に提出した。税調中間報告は、①昭和五八年度の減税は政府の判断にゆだねる、②課税最低限についてはある程度引き上げをおこなうことが適当、③給与所得控除はさらに拡充の必要を認めない、④税率構造の見直しとして中堅所得階層の負担緩和を考慮し、最低税率を引き上げ、最高税率を引き下げるなどからなる。

自民党は税調の中間報告をうけ、一〇月一九日の与野党幹事長・書記長会談で、①年内減税（所得税一五〇〇億円程度、住民税六〇〇億円程度）、②昭和五九年度に平年度減税（所得税七〇〇〇億円程度、住民税三〇〇〇億円程度）の提案をおこなった。同日、野党側は労働団体と協議の結果、これを拒否した。政府は一〇月二八日、閣議で自民党案にもとづき年内減税を実施するために、減税二法案（「昭和五八年度分の所得税の臨時特例等に関する法案」、「個人の住民税にかかわる地方税の臨時特例法案」）を決定し、同日国会に提出した。両法案は衆議院を一一月一七日、自民党と新自由クラブの出席のもとで可決され、さらに、同月二八日参議院本会議で成立した。

一一月二八日、社会、公明、民社、社民連が内閣不信任案を提出し、中曽根首相は衆議院を解散した。本格減税は選挙後の予算編成、第一〇一回特別国会での議論にもち越された。

**労働四団体・全民労協の動き**　一〇月六日、労働四団体と全民労協は共産党をのぞく五野党の書記長らと会談し、野党は減税問題を最優先課題として取り組み統一歩調をとる、一〇月六～七日に与野党国対委を開催させ、その後の自民党の対応をただすとともに、早期に減税の実施と規模を具体的に

明らかにするよう求めることを確認した。

税制調査会の労働側委員である富塚（総評）と河野（同盟）の両委員は、減税実行委員会政策担当者会議の意見集約にもとづき、税調にたいし一兆四〇〇〇億円の減税、不公平税制の是正など意見反映に努めてきたが、審議の大詰めを迎えた一〇月四日連名で、①減税の規模（一兆四〇〇〇億円）、実施時期等の明示、②不公平税制の是正、③最低税率の引き上げ反対等、総括的意見を提示した。

一〇月七日、労働四団体と全民労協は大野労働大臣、塚原大蔵政務次官らと会い、「国民が切実に望んでいる減税問題を今国会で最優先課題として取り上げ、早急に実施時期、規模を明確化するとともに、国民が納得する減税を実現すること」を求めた。これにたいし政府は、「減税に対する政府の態度決定の時期については約束を守りたい」と答えたものの、「詳しい内容、方向については税調の答申が出なければ何もいえない」と今までの答弁を繰り返した。

一〇月一七日の税制調査会の総会において、富塚（総評）と河野（同盟）の両労働側委員は、反対意見があった旨明記するよう求めた。答申が出されたあと、労働四団体と全民労協は、一〇月一七日税調の中間報告にたいし、「われわれの要求である一兆四〇〇〇億円減税の実施や与野党合意に反し減税の具体的内容を明記せず、年内本格減税を見送るもので極めて遺憾である」との声明をだした。

一〇月一九日の与野党・書記長会談をうけ、同日、労働四団体・全民労協は自民党の回答（一〇月一九日）にたいし、「自民党から出された減税に関する回答は、今日までの経過と約束からみて、公党間の約束をふみにじり、国民の期待をまったく裏切ったものであり、到底容認できない。五野党といっそう連携を強め、政治倫理の確立を第一義としながら一兆四〇〇〇億円減税をかち取るべく最後までたたかう」との共同声明を発表した。

**税制調査会「中期税制答申」**　税制調査会は一一月一六日総会を開き、「今後の税制のあり方について」と題する中期税制答申を取りまとめ、中曽根首相に提出した。同報告は、①所得税の体系にゆがみをもたらすことのないよう数年に一度は見直す、②個人住民税も社会経済情勢の変化に対応して見直す、③物品、サービスなどについて間接税の課税対象範囲を拡大するよう検討する、④利子配当課税は存続させるが税率を見直す、⑤退職給与引当金の繰り入れ率の見直しなど法人税増税、⑥個人事業所得者に取引記録の保存義務や簡単な記帳義務、総収入金額報告制度の導入、⑦酒税の随時見直し、自動車関係諸税の導入検討、などからなる。

同日、労働四団体と全民労協は中期税制答申にたいし、「政府、自民党に増税の口実を与える内容で極めて遺憾である」「大幅減税の実現と勤労国民の期待に沿う税制実現をめざし、与野党と連携を強め運動を展開する」との声明を発表した。

## 2　八四年前半の動き

**「税制改正大綱」発表**　税制調査会は八四年一月一八日に答申をまとめ、これを受けた政府は一月二〇日、税制改正大綱を発表した。この内容は、①所得税減税七六五〇億円（平年度）、住民税減税三〇〇億円（同）、設備投資減税や個人年金保険料控除など政策減税を加え、合計一兆一三六〇億円（同）の減税、②これらの減税財源を確保するため法人税三九六〇億円、酒税三五一〇億円、物品税五六〇億円、地方税三一〇〇億円、石油税や増収措置を合わせ総額一兆三〇三〇億円の増収をはかるとなっている（見返り増税）。

**労働団体の動き**　労働四団体と全民労協は一月二〇日、政府の税制改正大綱について不満である、②不公平税制の是正を求めている国民の期待を裏切るものである、③減税財源の確保を理由にした間接税の増税は到底容認できないとの声明を発表した。

労働四団体と全民労協は二月二七日、社会、公明、民社、社民連の四野党と懇談会を開き、八四年度の政府予算案の修正問題で野党にたいし、①一兆六五〇〇億円（所得税、住民税）の政府案にたいし一兆四〇〇〇億円の減税完全実施と見返り大衆増税阻止、②医療保険の改悪反対を中心に四野党共同による予算修正を求め、その実現をはかるよう要請した。労働側は、「各党の立場に違いはあろうが、できるだけ結束して要求を実現してほしい」と要望した。なお、総評は同趣旨の要請を共産党におこない、協力を申し入れた。

三月二日、労働四団体と全民労協は衆議院議員会館で四野党の代表者を招き、八四年度の政府予算案の修正実現に向けた野党共同修正要求実現緊急集会を開催した。同集会には単産代表者一五〇人が参加し、予算審議のヤマ場に向けて院内外が結集して行動することを確認した。

【野党共同修正要求実現緊急集会アピール・八四年三月二日】

総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協

われわれ労働四団体、全民労協は、昭和五九年度予算編成にあたり、一月一二日、中曽根総理に対し、一兆四千億円減税の実施をはじめ諸政策・制度の改善を強く要求してきた。

しかるに、現在、特別国会に提出されている政府予算案は、減税効果を相殺する増税の強行、健保本人一割負担の導入など、一方的に国民に負担を強いるものであって、到底認め難い。このため、われわれは社会、公明、民社、社民連の四野党に対して共同修正案をまとめ、一致協力してその実現を図るよう要請してきた。

二月二九日、われわれの要請を受けて四野党は、①所得税、住民税減税の上積み、②大衆増税の撤回、③公共事業費追加等による景気対策の充実、④医療保険制度の改悪阻止、⑤福祉・文教予算の充実、を柱とする共同修正要求案を決定した。われわれはこの共同修正内容に全面的に賛成するものである。

予算修正をめぐる闘いは、いよいよ正念場を迎える。われわれは、この緊急集会において、労働団体と四野党との結束を一層強化することを再度確認するとともに、共同修正内容の実現並びに人勧・仲裁の完全実施を確約させるべく全力をあげて闘う決意であることを宣言する。

**野党の動き**　二月二七日の労働団体の要請を受けた四野党は共同修正案づくりをおこない、二月二九日、政審会長会

談において共同修正案を決定した。この共同修正案は、①政府案にたいし所得税四三〇〇億円(平年度三七四〇億円)、住民税一〇〇〇億円の上積み、②酒税、物品税など大衆増税の撤回、③公共事業費一兆円追加など景気対策の充実、④医療保険制度の改悪阻止、⑤福祉年金等引き上げなど福祉・文教予算充実、などからなる。三月一日、四野党は共同修正案を自民党に申し入れた。

### 与野党折衝と八四年暫定予算の成立

与野党折衝の結果、三月八日暫定予算編成か否かを背景とし、与野党幹事長・書記長会談で自民党から、「給与所得控除の最低控除額を政府案より二万円上積みし、五七万円とするとの認識にたって、今秋に臨時国会で議員立法を提出し、成立させる（この結果、パートタイマーの非課税限度額を九〇万円とする）」等を内容とする最終案が提示された。野党は要求からすればきわめて不満であり、合意できないとしつつも、国会審議を通じてなおいっそう努力することで国会審議再開に応じることとしたため、実質的には決着した。その後、三月二一日、衆議院で給与所得控除の最低控除額の二万円引き上げについて、「今秋に臨時国会で議員立法を提出し、成立させる」との与野党合意がなされていたが、今国会中に提案するとの合意が新たに結ばれた。

三月二九日、衆議院本会議において一般会計暫定予算と所得税、租税特別措置法、法人税の三法案が自民党・新自由クラブ国民連合の賛成多数で可決され、参議院へ送られた。三月三〇日、参議院本会議で八四年度暫定予算が可決、成立し、三月三一日、所得税、法人税、租税特別措置法の直接税三法案と地方税法の一部を改正する法律案などが、自民党・新自由クラブ国民連合の賛成多数で可決、成立した。なお、衆議院における予算修正をめぐる話し合いで、与野党合意されたパート減税・給与所得控除額の二万円引き上げ（五五万円を五七万円とする）については、七月一二日衆議院本会議で全員一致可決し、参議院に送付された。また、酒税、物品税、石油税の間接税三法改正案は、四月一〇日の参議院本会議で成立した。

【参考資料】(1)総評第七一回定期大会議案書および各局報告書、(2)同盟第二〇回定期大会八三年度活動報告書、(3)同盟第五八回中央評議会報告書、(4)全民労協『全民労協ニュース』、(5)労働省労政局監修・日本労働協会編『昭和五九年版労働運動白書』日本労働協会、八四年二月、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(7)日本労働協会編『年報／日本の労使関係（昭和59年版）』日本労働協会、八四年五月。

# IX 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織とわが国の労働組合
――国際労働組合組織：総評・中立労連の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連ＷＦＴＵ系の会議：国際自由労連ＩＣＦＴＵ・国際産業別組織ＩＴＳ系の会議

## 概要

一、八三～八四年の時期には電通労連が国際自由労連に、航空同盟が国際商業事務労連に、全林野、建設同盟、全化同盟が国際建設・林産労連に加盟した。

一、総評は八三年七月の第六八回定期大会で、平和擁護・反核・軍縮のための国際連帯活動強化、第三回太平洋労組会議の開催、日本の進出企業問題への対応、ＩＴＳ加盟の促進などをふくむ国際連帯活動方針をきめ、ソ連、ドイツ民主共和国、ブルガリア、中国、朝鮮、キューバなど社会主義国の労働組合との交流を従来どおりすすめる一方、加盟組織のＩＴＳ加盟とならんで、ＡＦＬ・ＣＩＯや国際自由労連アジア地域組織の招待に応ずるなど、新しい動きを示した。

一、同盟は八四年一月の第二〇回定期大会で、国際自由労連の自由にして民主的な労働運動の支持、ＩＴＳへの構成組織加盟の促進、ＡＦＬ・ＣＩＯとの定期会談充実、国際自由労連アジア地域組織の活動充実とそこでの指導的役割の分担、アジアとりわけ南太平洋地域の組織の強化・拡大への協力などを骨子とする国際活動方針をきめ、従来どおりＡＦＬ・ＣＩＯや台湾、韓国、香港などとのあいだに定期会談をすすめるとともに、国際自由労連アジア地域組織

とアジア・アメリカ自由労働協会が共催ですすめている南太平洋地域労組会議に積極的に協力することとなった。

一、世界労連系の主要な国際労働組合会議には、第二回国際婦人商業労働者会議（八三年九月）、第八回国際食品・タバコ・ホテル・関連産業労働者会議（八三年一〇月）、第九回国際農林・農園労働者会議（八三年九月）、第九回国際建築・木材・建築資材産業労働者会議（八三年一〇月）、世界労連第三〇回執行局会議（八三年一一月）、世界労連第三五回執行委員会（八三年一一月）、世界労連第三一回執行局会議（八四年四月）があった。

一、国際自由労連系の国際労働組合会議はつぎのとおり。国際運輸労連第三四回大会（八三年一〇月）、第四回国際金属労連世界電機電子会議（八三年一〇月）、第七回日米加金属労組会議（八三年一〇月）、第四回アジア商業事務労連大会（八三年一一月）、第二回商業事務労連世界大会（八三年一一月）、第二回国際金属労連アジア造船作業部会（八三年一一月）、国際自由労連第八四回執行委員会（八三年一一月）、ARO・ITS協議会（八四年一月）、第二回太平洋労組会議（八四年三月）、日本の労使関係と労働組合に関する国際シンポジウム（八四年三月）、国際自由労連アジア地域組織第一三回アジア地域会議（八四年五月）、国際自由労連第八五回執行委員会（八四年五月）。

## 1　国際労働組合組織とわが国の労働組合

### 1　国際労働組合組織

**国際労働組合組織の諸形態**　現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称・世界労連、WFTU）、国際自由労連（ICFTU）、②産業別・職業別の国際労働組合連合（国際労連、WCL）、国際労働組合組織――世界労連傘下の一一の産業別労連の方針を認めてこれと協定をむすんでいる一五の国際産業別・職業別組織（ITS）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連（FISTAV）のようにいずれにも所属せず、それらの枠を超えた国際産業別組織、③各国の労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した国際組織――アラブ国際労働組合連合（ICATU）、アフリカ労働組合統一機構（OATUU）、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（CPUSTAC）、ヨーロッ

パ労働組合連盟（ETUC）。

**日本の労働組合の加盟状況**　以上の国際労働組合組織のうち、日本の労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連と国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九八三年六月末日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係はつぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、建設一般全日自労、運輸一般

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交、日放労、電通労連、自動車総連

【世界労連傘下の労働組合インタナショナル】　①建築木材建築資材労働組合インタナショナル――全建労、建設一般全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インタナショナル――医労協、国公労連（準加盟）、④世界教員組合連盟――日高教（準加盟）

【国際産業別組織ITS】　①国際金属労連IMF――金属労協IMF・JC、②国際運輸労連ITF――国労、動労、都市交、海員、交通公社、航空同盟、日航乗務、交通労連、私鉄総連、観光労連、運輸労連、③国際繊維被服皮革労連IFTGLW――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ICEF――化学エネルギー労協ICEF・JAF、⑤国際郵便電信電話労連PTTI――全逓、全電通、国際電電、⑥国際鉱山労連MIF――炭労、全鉱、⑦国際食品労連IUF――IUF加盟組織連絡協議会IUF・JCC、⑧国際自由教育連盟IFFTU――日教組、⑨国際公務員労連PSI――自治労、⑩国際商業事務技術専門職労連FIET――FIET日本加盟組合協議会FIET・JLC、⑪国際製版印刷労連IGF――全印刷（オブザーバー）、⑫国際建設・林産労組連盟IFBWW――全林野、建設同盟、全化同盟

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連FISTAV――民放労連、映演共闘

八二～八三年の時期には航空同盟、交通労連、私鉄総連がITSの一つである国際運輸労連に加盟したが、それにひきつづく八三～八四年の時期にも、国際自由労連とITSに加盟する傾向が目立った。鉄鋼労連は八三年九月の大会で国際自由労連加盟の方向を打ちだし、一一月には電通労連が国際自由労連に、航空同盟が国際商業事務労連FIETに、全林野、建設同盟、全化同盟が国際建設・林産労連IFBWWにそれぞれ加盟した。

## 2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

**総評の国際連帯活動方針**　総評は、八三年七月開催の第六八回定期大会で八三年度の国際連帯活動方針をつぎのように決定した。

【総評八三年度運動方針、Ⅱノ⑿平和と開発を基軸とした国際連帯活動の強化（全文）】

われわれはこの一年、核兵器の廃絶をはじめとする軍縮を前進させることで世界の平和を擁護し、また今日の世界的な危機の集約点である発展途上国への支援を強める運動を国際連帯活動の基軸としてきました。また、世界的不況の下で発生している膨大な失業や新技術の導入によって脅かされている職場の問題、さらには貿易摩擦への対応をめぐって先進資本主義国労組との交流を引き続き深めてきました。

核戦争の危機、南北格差の拡大、世界的不況、新たな技術革新の進行、貿易摩擦の激化などが急速に進む中で、労働組合の国際的な連帯活動の強化がますます重要になっています。

総評は積極中立の立場にたって、社会体制や発展段階の違いをこえて、

広範な国々の労働組合との連帯を保ってきていますが、上にのべたような世界的危機の深まりの中で、この積極中立の立場を最大限有効に発揮して国際連帯活動を強めていきます。

このため、以下のような活動を具体化していきます。

一、平和擁護、反核、全面軍縮をめざして国際連帯を発展させます。

イ　欧米で拡大している反核運動との連帯を強化します。

ロ　アジア、アフリカとの連帯のなかで反核、軍縮、平和運動の活動を強化します。

ハ　非核太平洋をめざす太平洋地域諸国労組との連携を強化し、八四年に開催予定の第三回太平洋労働組合会議の成功のために努力します。

二、発展途上国の労働組合との交流連帯を強化します。

イ　アジアにおける労働組合権や人権の抑圧に対抗し、さらには日本の進出企業問題に対応するための連帯活動を強化します。

ロ　アフリカの労働組合との連携強化のため、平和と開発をめぐってのセミナーの開催に努力します。

ハ　トルコや中南米における組合弾圧や人権無視に抗議する行動を強化します。

ニ　パレスチナ解放運動を支持し、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトに反対してたたかいます。

ホ　南北問題の調査・研究活動をすすめます。

ヘ　アジア労働研究所の活動を強化します。

三、先進資本主義国労組との協力活動をすすめます。

貿易問題を契機に、わが国の労働者の労働条件、社会的特性が欧米主要国の労働組合からも注目されています。相互に理解し合う活動を重視し、相互利益のために国際公正労働基準の確立を目標にした協力活動をすすめます。この趣旨にたち二国間交流のほかに、ヨーロッパ事務所、ＴＵＡＣ、労働サミットなどを通じた意見交換を行います。

四、社会主義諸国労組との交流をすすめます。

イ　社会主義諸国労組との交流については、諸国間の対立抗争にかかわりなく、総評の主体性と自主性を堅持して対応します。

ロ　朝鮮の自主的平和統一をめざす運動を強化します。

ハ　ポーランド「連帯」支援の国際連帯活動を継続します。

五、国際産業別組織との連携強化をはかり、とくにＩＴＳ加盟を促進します。

六、ＩＬＯの活動を引き続き重視します。

権利、多国籍企業問題などへの対策をつよめます。とくに、賃金、雇用、新技術、の促進、批准した条約や勧告の適用状況の検討をすすめます。またＩＬＯ条約批准

七、アムネスティ・インターナショナルの活動は、基本的人権や労働組合権の侵害などに対し、国際的なボランティア活動として取り組まれていますが、この面についても、総評は国際労働組織と連携して積極的に協力していくことにします。

### 朝鮮民主主義人民共和国への代表派遣

総評は八二年一一月日本で開催された「朝鮮の平和的自主統一を支持する青年国際会議」の総括のため、朝鮮社労青の招待により大久保総務局長を八三年八月八～一八日に朝鮮に派遣した。さらに、九月九日の朝鮮民主主義人民共和国創建第三五周年祝賀行事に参加するため朝鮮職業総同盟の招待を受けて、清水副議長と坂野企画局次長の二人を同国に派遣した。

### 第一四回友好と平和のための日ソ労働組合集会

八三年八月二六日～九月九日にオデッサにおける集会を中心にして開催されたが、総評は、平副事務局長を団長、限元国民運動局長を事務局長とする八人からなる代表団を派遣した。

### チェコスロバキア労評代表団の来日

八三年九月四～一〇日には長とするチェコスロバキア労働組合中央評議会代表団八人が総評の招待で来日した。代表団と総評が発表したプレス・コミュニケはつぎのように述べている。

カレル・ホフマン議長を団

【プレス・コミュニケ（一部省略）】

双方は、今日の複雑な世界情勢のもとでは、平和、軍縮およびデタントをめざしてたたかうことは、あらゆる進歩勢力、とくに労働者大衆を代表する労働組合の義務であるという事実について意見の一致をみた。この点にかんしては、国際的な労働組合の連帯を強化するために積極的に貢献することが必要である。

双方は、国連軍縮特別総会で採択された諸決議が完全に実施に移されるようにとの希望を表明した。これに関連して、双方は、ヨーロッパおよび全世界における核兵器の制限と戦略兵器の削減に関する、ジュネーブでの米ソの話しあいが継続されるようにとの願望を表明する。

総評とCCCTUの代表団は、労働組合が労働者の生活・労働条件の向上をますます積極的に支持しなければならなくなり、また、多国籍企業の反労働者的活動、失業、インフレに反対し、経済危機の重荷を労働者の肩にしわよせしようとするあらゆる企てに反対するたたかいにおいて、従来以上に積極的に協力しあわなければならなくなってきたという事実を強調した。

## ブルガリア労評との交流

八二年九月に総評とブルガリア労働組合中央評議会とのあいだで締結された交流計画に従って、ブルガリアでの休暇をとることと組合員交流の可能性を調査するため、総評は蛯谷常幹を八三年八月一一～一八日ブルガリアに派遣した。他方、同じ協定にもとづき八四年にはいると四月一八～二四日にブルガリア労評幹部会員K・T・アンドレエフほか一人の調査グループが日本の経済成長と労働組合を調査するために来日した。なお、この間八三年一〇月二五～二七日にソフィアでブルガリア労評主催の「平和と労働組合」に関する国際労働組合討論集会が開催されたが、総評は同労評の招待で鈴木ヨーロッパ事務所員を出席させた。

## AFL・CIOの招待によるアメリカ労働事情視察

総評は、公労協、公務員共闘の主催で八三年一一月二八日東京で「結社の自由と団体交渉」に関する国際シンポジウムが開催され、外国からはニジンスキー国際郵便電信電話労連PTTI書記長、マイヤー国際商業事務労連FIET書記長、レイリング国際自由労連ジュネーヴ所長、シンプソンILO結社の自由部長らが出席し、日本側は総評、公労協、公務員共闘および民間から約三〇人が参加した。

## コンチネンタル航空問題で支援

アメリカのコンチネンタル航空会社が業績不振を理由に破産宣言をおこない、八三年九月二四日に一方的に労働協約を破棄した件につき、AFL・CIO加盟の国際航空機操縦員連合ALPAはこれを擬装倒産であるとして抗議ストをおこなっていたが、総評は中立労連、同盟、新産別、全民労協とともに、これを支援する共同の声明を一一月一八日に発表した。ついで八四年二月の総評臨時大会の席上、真柄事務局長は傘下組織にコンチネンタル航空を利用しないよう呼びかけた。

## 日ソ労働組合交流委員会事務会議

八三年一月開催の日ソ労組交流委員会で交流委員会を二年ごととし、そのあいだの年に交流委員会事務会議を開くことが合意された。第一回の事務会議は八四年一月一六～二一日東京で開催さ

れたが、全ソ労働組合中央評議会側はA・M・スボーチン全ソ労評幹部会員を団長とする三人が、総評は内山副事務局長と山田国際局長、中立労連は横山事務局次長が出席した。会議は議定書を締結し、八四年における訪ソ代表団一九、訪日代表団一六におよぶ交流計画の実施をきめた。議定書では国際緊張と平和の問題についてつぎのように述べている。

【議定書（一部省略）】

双方は、国際緊張の激化、大量破壊兵器を含む軍拡競争の強化、世界平和に対する脅威、核戦争が発生した場合の人類滅亡の危険に関する深い憂慮を表明した。

世界平和の維持は、万国の勤労者の念願であり、勤労者の利益、生活条件、権利の保障と擁護ならびに労働組合運動発展の重要且つ不可欠の前提条件である。

双方は、世界平和を保障するためには、内政不干渉、主権尊重、領土不可侵などの国際政治の諸原則の各国による順守が必要であることを確認しそれらの原則の実現を目指す労働組合の協力の必要性を指摘した。

双方は、平和の維持と強化、国際緊張の緩和、核兵器の生産と使用の禁止、均衡のとれた公正な軍縮、ジュネーブの米ソ交渉の早期再開と交渉の達成を目指す政策の実施が必要であることを指摘した。全ソ労評代表団は、そのためにはヨーロッパにおけるパーシングⅡおよび巡航ミサイルの配備以前の状態にもどすことが不可欠の条件であることを強調した。

両国の労働組合センターは、日ソ間の協力と善隣関係の強化が、アジアの平和と安全保障にとって極めて重要であることを指摘し、日ソ両国国民の善隣関係を発展させる上での労働組合の役割を強調した。

日ソ両国国民の長期的利益と極東の平和と安全保障の事業に合致するのは、緊張の強化ではなく相互信頼と経済協力拡大の道を探ることである。

率直かつ友好的に行われた意見交換の過程で、日ソ友好関係の強化を目指す運動に積極的に参加する用意のあることが表明された。

日本とソ連の労働組合の間には、ポーランド問題について、意見の一致をみなかった。

### ドイツ民主共和国労組との交流計画

八四年度交流計画については、自由ドイツ労働総同盟ＦＤＧＢと総評との交渉がおこなわれ、自治労、日教組、炭労、非鉄金属労連の各招待による三つの訪日代表団と、ＦＤＧＢの教組、運輸通信労組、化学労組、鉱山エネルギー労組の各招待による四つの訪独代表団の交換が合意された。

### 太平洋労働組合調整委員会

委員会の会合は八四年二月六～七日フィジーで開催され、総評から隈元国民運動局長と大平国際部長が出席した。委員会は八四年九月をめどに第三回太平洋労働組合会議を開催することについて協議した。

### キューバ労働総同盟との交流

総評はキューバ労働総同盟ＣＴＣの招待を受け第一五回大会にＣＴＣの招待を受けて八四年二月一六～二六日筒井財政局長を総評代表として派遣し、さらにＣＴＣの招待でメーデー祭典に出席させるため、阪本行革対策局長を四月二七～五月五日にキューバに派遣した。

### 中華全国総工会代表団の招待

総評と新産別は八四年二月二一日～三月六日顧大格総工会副主席を団長とする六人の中華全国総工会代表団を招待した。代表団は、総評指導部や加盟単産との懇談をはじめ、総評加盟単産国際担当役職員との懇談、工場見学、長崎訪問と多忙な日程をこなした。

真柄事務局長との懇談では、日本側は八四春闘を中心に報告をおこない、中国側は最近の政治・経済状況、中国労働組合第一〇回全国代表大会、総工会の国際活動などを中心に報告をおこなった。

また、黒川議長との懇談では、中国側は、ＩＬＯなど国際組織で

の活動にたいする総評の支援を求めた。これにたいして黒川議長は、できるかぎりの協力を約束した。

**フランス労働総同盟代表団の訪日**　総評の招待によりフランスCGTのアンリ・クラスキ書記長とジェラール・アレザール経済書記が八四年三月二〇～二七日来日した。滞在中代表団は総評黒川議長、真柄事務局長らと懇談、中立労連本部への表敬訪問、シチズン時計工場、京都、広島などを訪問した。

**全インドネシア労連代表団の来日**　総評は八四年三月二一～三一日、全インドネシア労連FBSIのD・M・シヒテ書記次長ほか一名からなる代表団を招待した。代表団は、黒川議長、真柄事務局長と懇談をおこなったのをはじめ、同盟、中連に表敬訪問をおこない、日本の労働運動の現状についての理解を深めた。また、電機工場、食品工場の見学をおこない、職場の労組代表との懇談をおこなった。この代表団は、五月におこなわれるアジア労研のインドネシア調査にあわせて招待したものであり、インドネシア労働運動の現状について、代表団との懇談を通じて日本側の理解を深めるのにも寄与した。

**ICFTU・ARO第一三回アジア地域会議への代表派遣**　八四年五月一〇～一二日にソウルで開催された国際自由労連アジア地域組織ICFTU＝AROの第一三回地域会議に、総評は招待を受けて立花副議長（合化労連委員長）を派遣した。

## 3　同盟の国際連帯・交流活動

**同盟の国際連帯活動方針**　同盟は八四年一月一八～二〇日開催の第二〇回定期全国大会で、国際連帯活動方針をつぎのように決めた。

【同盟一九八四～八五年度運動方針、V国際活動の強化（全文）】

われわれは、社会正義を確立し、労働者の諸権利と生活の向上をはかり、世界の平和と調和ある発展を実現するため、次の国際活動を進める。

① 国際自由労連（ICFTU）の、自由にして民主的労働運動の基調を支持し、同労連および友好組織との連帯を強化しつつ同労連の進める三つの重点活動、すなわち、(イ)人権、組合権の擁立について、国際的行動の政策策定に積極的に参加し、関係各国および国連、ILO、OECD等の国際機関に民主的労働組合の政策を反映させ、民主的労働組合組織の強化と拡大に対する支援連帯活動を行い、人権と組合権を守り、圧制に苦しむ労働者や、恵まれない人々に援助の手を差しのべる活動を強化する。

② 国際自由労連と密接な関係にある国際産業別組織（ITS）への関係構成組織の加盟を促進し、連携を深めながら共通課題に取り組む。

③ AFL-CIOとの定期会談を充実し、連携をさらに強め、相互理解を深め、共通課題に取り組む。

④ 西欧・北欧諸国労組との友好関係を強化し、交流を深める。

⑤ 経済の国際化に対応して、OECD-TUACの活動に積極的に参加し、経済政策等に関する立案、調整に協力し、先進国首脳会議をはじめ、国連貿易開発会議（UNCTAD）、関税ならびに貿易に関する一般協定（GATT）等々の諸会議に、民主的労働組合の政策を反映させる。

⑥ 各国の労働条件の改善と完全雇用を促進し、社会正義を基盤とする世

界恒久平和の確立を目的とする政・労・使の三者構成機関であるＩＬＯの活動と役割は、ますます重要となってきている。われわれは、ＩＬＯの労働者の生活向上、労働時間改善のための条約・勧告の設定活動を推進し、勧告適用の監視機能を高め、政治問題によってＩＬＯ本来の活動が阻害されることを防ぐため、民主主義国労組と共同し、ＩＬＯへの取り組みを強める。また、わが国のＩＬＯ条約・勧告の批准の促進活動を進める。

⑦　アジアにおいて、同盟の果たすべき役割はいっそう大きくなっており、次の諸活動を行う。

(イ)　韓国ＦＫＴＵ、台湾ＣＦＬ、香港ＨＫＴＵＣとの共通問題に取り組むため、定期会談を開催する。

(ロ)　国際自由労連アジア地域組織（ＩＣＦＴＵ－ＡＲＯ）の指導的役割を担い、同組織の活動を充実する。同組織書記局の国際化、強化をはかり、同組織企画教育局の運営および活動を充実するため協力する。

(ハ)　ＩＣＦＴＵ－ＡＲＯの連帯基金に協力するとともに、アジア各国労組の活動を支援し、交流を促進する。

(ニ)　アジア各国の恵まれない人々への救援活動を推進する。

(ホ)　現在、アジアの一部にみられる、労働運動に対する政府からの干渉や労働基本権の侵害、国際労働運動への参加を制限する動きに注目し、当該国の労働組合組織の強化のため協力する。

(ヘ)　アジア各国労組、とくに、南太平洋地域労組の組織化、組織拡大、強化のため、教育、調査、国際会議の開催等に対する人的・経済的協力を行う。

(ト)　アジア各国労組の行っている、協同組合、共済活動などの労組の事業活動に援助、協力する。

(チ)　アジアその他地域の経済開発の基礎となる技能者養成、海外技術協力について労働組合の立場から援助、協力する。

⑧　その他の活動として、次の諸活動を進める。

(イ)　先進国、発展途上国への日本からの進出企業の実態把握に努め、経済進出、経済協力、労使関係等をめぐる諸問題について対策活動を進める。また、ＯＥＣＤの「多国籍企業に関する行動指針」ならびに、ＩＬＯの「多国籍企業および社会政策に関する三者宣言」の確実な履行および国連における「行動規範」の早期採択など多国籍企業問題に、諸外国労働組合と協力して積極的に取り組む。

(ロ)　南アフリカにおける黒人労働組合指導者の拘留、労働運動に対する迫害、弾圧および非人道的行為である人種隔離政策に反対し、黒人労働運動への援助およびＩＬＯ、国連における世界的反人種隔離政策運動に積極的に参加する。

(ハ)　中南米その他の地域における民主的な労働運動への弾圧に反対し、当該国の自由な労働運動強化のための支援、連帯活動を強化する。

(ニ)　ポーランド自主管理労組〝連帯〟の同国内外の組織に対し、国際自由労連を通じての支援活動を進める。

(ホ)　国際自由労連以外の諸国労組との関係については、相互の立場の尊重、内政不干渉、自主・平等の条件が確認された場合に交流を行う。

## 同盟第三次・第四次友好訪中団

同盟中条広報局長を団長とし、構成組織の教宣担当者および同漫幹事からなる一〇人の第三次訪中団が、中華全国総工会の招待で八三年七月三〇日～八月一〇日に、北京、西安、上海の各総工会を歴訪するとともに、中華全国総工会幹部学校、工人日報、各種工場、労働者文化宮などを見学、懇談した。さらに、八月三一日～九月九日には同盟第四次友好訪中団（団長田中書記長、団員河野調査局長、雑賀第二組織局長、相原国際局長）が北京、杭州、蘇州、上海を歴訪して、全国総工会倪志福主席、王家寵書記、銭大東国際連絡部長と懇談、ＩＬＯ問題や今後の交流について意見を交換した。

## シンガポール労使研修団の受け入れ

労働組合役員八名と経営側役員一名からなる企業内組合と労使関係に関するシンガポール労使研修団が八三年九月四～一七日に来日し、同盟は九月五～七日に同団のためのセミナーを開催

した。

**大韓航空機撃墜事件に関しFKTUに協力**

ソ連領空侵犯により撃墜され、韓国労働総連盟FKTU傘下の航空労組員一五名をふくむ二六九名の犠牲者をだした事件に関し、FKTUより、ソ連を非難しソ連の航空機および船舶に燃料補給着陸、着岸の許可を与えないようにするための協力要請をうけ、同盟は九月六日にこれにこたえる声明を発表した。

**アメリカ・カナダ労働・経済事情視察団**

福井同盟副会長を団長とする視察団が八三年一〇月一～一六日アメリカ、カナダを訪問、AFL＝CIO本部、AAFLI（アジア・アメリカ自由労働協会）本部その他を歴訪し、カナダではカナダ労働会議CLC本部を訪問、マグダモット会長より「今後同盟と定期的交流をおこないたい」との要請をうけた。

**第一五回AFL＝CIO・同盟定期会談**

会談は八三年一〇月二四～二六日、ワシントンで開催され、同盟側は塩路副会長、本田副会長、藤原全金同盟組合長、相原国際局長、貝原国際対策委員が出席した。会談は、①公共・民間投資の増大の必要性を重点とした雇用創出のための経済産業政策をとらせるため、とくにOECD―TUACを通じ、日米両国政府および他の政府に働きかける、②ポーランド、チリ、南アフリカ、その他の国々での人権および組合権の侵害が増大していることに注目し、ICFTU、ILOの活動を通じて、労働組合の基本的権利を侵害している政府にたいし圧力をかけるため、あらゆる努力をしていく、③南太平洋地域の重要性にかんがみ、同地域の労働組合を支援するとともに、現在AAFLIとAROの共催ですすめている南太平洋地域労組会議に、積極的に協力することを確認した。また、会議は最近の東西の軍備拡張競争による緊張の高まり、世界の多くの地域における局地紛争が長期化、拡大化していることに深い懸念をあらわした。さらに、日米人物交流計画については、AFL＝CIOから、今後日本からの労働組合指導者の受け入れはAAFLIがおこなうとの報告があった。アメリカ労組の受け入れについては、若手労組指導者を年間三〇名招聘するよう、同盟および他の労働団体が政府に要請していることを報告した。最後に、次回会談は来年東京で開催することを確認し、共同声明を採択した。

**アジア四労組定期会談**

一〇月三一日～一一月一日、第六回CFL・同盟・FKTU・HKTUC定期会談が東京で開催された。会談は、CFL（中華民国全国総工会）水祥雲常務理事、同謝進安常務理事、同路国華秘書長、FKTU（韓国労働組合総連盟）金奎璧委員長、同李龍俊事務総長、同皮楨善国際部次長、HKTUC（港九工団連合総会）湯煥暉秘書長、同劉南琴副秘書長、同李承礎総幹事、宇佐美会長をはじめとする同盟三役の出席をもって開催され、①国際政治経済の変化と労働組合、②四カ国相互の経済関係と四労組の役割、③国際労働運動と四労組の役割、④その他、を議題に活発な意見交換をおこない、相互理解を深めた。会談は一一月一日、国際経済、国際政治、四労組の運動の強化等についての共同確認事項を採択して閉会した。

**コンチネンタル航空問題**

アメリカのコンチネンタル航空会社が、八三年九月に擬装倒産し従業員を解雇した後、非労働組合員を再雇用して飛行機の運行をつづけたため、AFL＝CIO傘下の国際航空機操縦員連合関係労働組合との

あいだで争議が発生した。同連合代表が日本のナショナル・センターの協力要請に来日、同盟はこれに応えて、一一月二二日ロスアンゼルスでおこなわれた労使協議会に航空同盟住谷事務局長、全日航労組渡辺副委員長を派遣するとともに、一二月六日には労働四団体および全民労協名による同連合支援声明を発表した。

**ICFTUアジア調査団**　国際自由労連のアジア調査団は八四年一月二七日～二月九日、インドネシア、フィリピン、ニュージーランドにおける人権・労働組合権の調査のためジャカルタ、マニラ、ウエリントンを訪問したが、同盟から相原国際局長が参加した。

**同盟・HISTADRUT会談**　同盟宇佐美会長と金杉副会長は八四年一月三一日～二月五日にイスラエルを訪問し、イスラエル・ユダヤ人労働総同盟HISTADRUTとの第四回目の正式会談をおこなったのをはじめ、大統領、政界指導者とも対話の機会をえた。会談では当面する国際政治、経済情勢、アジアにおけるARO（国際自由労連アジア地域組織）を中心とする労働運動の指導強化、両組織の協力・交流などにわたって意見交換がおこなわれた。

**同盟・FKTU交流計画**　同盟土井副会長は三月九～一五日に訪韓、FKTU（韓国労働組合総連盟）代表者と日韓労働組合交流連絡委員会を開催して、①第七次交流期間を八四年四月～八七年三月とする、②同期間の交流人員は同盟とFKTUと各々一二人とするなどを確認した。

## 2　国際労働組合の諸会議

### 1　世界労連WFTU系の会議

**第二回国際婦人商業労働者会議**　ソ連のタシュケントで八三年九月二七～三〇日に開催され、五〇カ国、五八労働組合組織の代表と世界労連、ILO、国際民主婦人連盟の各代表が出席した。会議の主要テーマは「商業で働く婦人の現状と、平和ならびに社会進歩のもとでの婦人の諸権利達成をめざす労働組合の統一闘争」であった。参加者は商業で働く婦人の増大にもかかわらず、社会的・経済的・政治的条件からだけでなく、心理的条件が婦人の就業の障害になっていることを強調した。資本主義国の幾人かの代表は経済危機が婦人労働者に最大の打撃を与えているが、雇主や政府は婦人の職をまもるための措置をとっていないことを指摘した。会議は、ニュー・テクノロジーの導入にたいして積極的な立場をとるが、そのさい労働者を犠牲にしないことを条件とするものであることを明らかにし、労働組合は労働時間短縮その他の手段で労働者に利益をあたえるような仕方でニュー・テクノ

ロジーを導入させるようにすべきだと指摘した。また、資本主義国と発展途上国の多くの代議員は、婦人が性的差別をうけており、昇進には多大の障害があると述べ、会議は婦人の教育、職業訓練、資格改善の必要性を強調した。

会議は最後に、商業で働く婦人労働者の正当な権利と要求をみたすための「行動綱領」と、軍縮とアメリカの核ミサイルのヨーロッパへの展開阻止を求めた、商業で働くすべての婦人労働者にたいするアピールとを採択した。

### 第八回国際食品・タバコ・ホテル・関連産業労働者会議

モスクワで八三年九月二七～三〇日に開催され、七七カ国から、世界労連食品インター加盟の五九組織と非加盟の五〇組織を代表する一七六人の代議員が出席した。会議の主要テーマは、①平和と軍縮、②世界の飢えとのたたかい、③同じ産業の労働者の意見の交流と統一であった。とりわけ会議は、発展途上国に多数の死者をだすにいたっている飢えと栄養失調の根本原因を究明し、現在核兵器開発のために支出されている数百兆ドルをこの問題の解決のために使用すべきだと指摘した。そして、会議はこの点に関して、異例のことであるが、一〇月三～六日開催の国際農林労働者会議と共同の宣言を採択した（次項参照）。

### 第九回国際農林・農園労働者会議

八三年一〇月三～六日にブタペストで開催され、四七カ国から農林インターＩＵＩＡＦＰＷ加盟の七〇の全国組織の代表が、三七カ国から非加盟四七組織の代表が参加した。また、一六の世界の地域組織ならびに国際組織からも代表が出席した。会談をとおして参加者の一致した見解は飢餓と栄養失調を終わらせる必要であった。会議では、主要帝国主義国（アメリカ、西欧諸国、日本）の多国籍企業による発展途上国の支配、搾取、略奪の結果、これらの国の人民を苦しめている食料問題がはなはだしく悪化したことが指摘された。その理由は、肥沃な土地少数大地主（金融資本家）への集中、地域住民に必要な作物を犠牲にしての輸出作物優先、土地の無政府的利用、農村労働者の超過搾取・小農からの土地剝奪、多国籍独占体への食料生産の集中、帝国主義による食料品の戦略的武器化などとされた。会議は「農林労働組合インターナショナルと食品労働組合インタナショナルの共同宣言」を採択したが、それはつぎのように述べている。「全世界で五億以上の人びとが飢餓と栄養失調に苦しんでいる。毎年五〇〇〇万近くの人びとが死んでいっている。将来の見通しは一層暗い。これは人間性への挑戦である。今日、事態のひろがりと深刻さからして、すべての労働者、農民、その労働組合、職業団体は、ともに全力をあげて、進歩と正義と民主主義のために断乎たる行動をとることが必要である」。発展途上国の人民の生活状態を改善し飢餓と栄養失調の災害を一掃するためには、つぎのことが必要である。「――開発政策の立案にあたるすべての機関に農村労働者を参加させることをふくみ、かつ、飢餓の原因を真に突き、当該部門労働者の社会的・経済的要求をみたすことのできる根本的構造改革をともなった、真に民主的な農地改革の実施。――農業と食品産業における多国籍企業の役割の制限と、互恵、平等、民族主権の尊重にもとづく新たな国際経済秩序の確立。――食料という武器を経済的・政治的支配の道具に使用するのをやめさせること。――自主開発にもとづく食糧自給を強化し、人民の利益を経済的・社会的戦略の中心にすえること。――軍備競争をやめさせ、軍需産

業を社会的ニーズに合致したものに転換し、経済発展と平和を達成すること。」

会議は活動方針書「農林資源の全面利用、農村労働者の要求の実現、経済的社会的進歩・軍縮と平和のために、統一し、行動し、連帯せよ！」を満場一致で採択した。最後に会議はインターの幹部会員と新書記長ルネ・ディーニュ（フランスCGT加盟農林・食品労組）を選出した。

### 第九回国際建築・木材・建築資材産業労働者会議

八三年一〇月一一～一六日ソフィアで開催され、六四カ国、一三四組織から二一四人の代表が参加した。日本からは建設一般全日自労、全建労、住都労から高田和勇（建設一般書記次長）を団長とする五人の代表団が出席した。会議では建築インター書記長ポツカラが「平和と軍縮、賃上げと購買力の維持、職と社会的権利の擁護、労働条件の改善と危険防止、より明るい将来のために、国際的な連帯と協力を強化してたたかう建築、木材、建築資材労働者とその組合」と題する一般報告を、ついでインター支部委員会議長ピエール・マーズが「職の擁護、住宅と生活の水準の諸問題の解決にはなれがたく結びついた、平和の擁護、軍備競争阻止、軍縮、社会進歩の政策のための闘争」と題する報告をおこなった。会議はこれらの報告をもとに討論した結果、つぎの諸文書を採択した。①建築労働者の当面の社会・経済行動綱領、②連帯のための一般宣言、③「平和と労働組合」の集会参加者へのアピール、④住宅建設と都市計画に関する要求憲章、⑤国際労組、全国組合、地域組合および国際自由労連と国際労連加盟の建築労組にたいする公開状、⑥国連あての書簡、その他。会議は最後にこの二三年間書記長をつとめてきたポツカラを名誉議長に、ロタール・リンドナー（ドイツ民主共和国）を議長に、マウリ・ペラ（フィンランド）を書記長に選出した。

### WFTU第三〇回執行局会議

シリアの首都ダマスカスで八三年一〇月二一～二三日に開催され、二五カ国の労働組合ナショナル・センターと金属、運輸、繊維各労働組合インタナショナルの代表が出席した。第一議題「平和と軍縮をめざす労働組合の行動強化」については、世界労連ザカリア書記長が報告した。彼は、世界労連が八四年九月一日に各ナショナル・センターにその組織化を提案している「平和のための労働組合行動デー」をふくめて、平和のための労働組合の行動と世界労連のイニシアチブを評価した。第二議題「多国籍企業に対する労働組合の統一行動」については、金属インター書記長で世界労連の多国籍企業委員会議長でもあるアラン・ステルンが報告し、統一行動と情報交換の必要性を強調した。会議は八四年の活動方針を採択したが、その要点は、平和と軍縮のための闘争、資本主義の危機と外国籍企業の攻勢、経済的・社会的発展に関連する諸問題と新国際経済秩序の確立、労働組合教育、世界労連の情報面での役割、国連とその専門機関内での活動であった。会議は、①全世界の労働者と労働組合に平和擁護・軍備競争反対の行動強化を求めるアピール、②多国籍企業反対の闘争での統一行動にかんする決議、③シリア・アラブ共和国の労働者と人民にたいする連帯決議、を採択した。

### 運輸インター第三五回執行委員会

八三年一一月一～三日に東ベルリンで開催され、日本からは運輸インター金良副議長（全自交）、同引間執行委員（運輸一般）、

境（民航労連）、牧野（日航客室乗務員組合副委員長）の四人が出席した。会議の主要議題は失業・雇用問題と労働組合権の問題で、つぎの決議が採択された。①「運輸産業における失業、雇用保障、解雇にかんする決議」、②「運輸産業の労働組合権にかんする決議」、③「連帯にかんする決議」、④「平和と軍縮に関する決議」。

**WFTU第三一回執行局会議**　八四年四月九～一一日パリで開催され、二九カ国の労働組合の代表と世界労連の議長、書記長をはじめとする役員、および金属、繊維、運輸の各労働組合インタナショナルの指導者が出席した。会議の主要議題は、①労働組合の行動の統一――新しい動向と展望、②青年の失業、教育、訓練の諸問題と労働組合の役割で、第一議題については世界労連ザカリア書記長が、第二議題についてはエルネスト・アラネダ書記が報告をおこない、これをもとに討議がおこなわれた。会議はつぎの七つの文書を採択した。①「これまで以上に活力ある労働組合の統一と統一行動を」、②「世界労連は西ヨーロッパ労働者と全面的連帯を表明する」、③「仕事、職業訓練、労働組合権、よりよい世界をめざす青年労働者と労働組合の闘争における共通の任務ときずな」、④「世界の青年労働者は、働き、団結し、社会進歩に参加する権利を保障されなければならない（国連およびその専門機関――一九八五年国際青年の年――への世界労連第三一回執行局会議からのメッセージ）」、⑤「世界労連執行局はレバノン、シリア、パレスチナの諸国民への連帯を強めるよう労働者に訴える」、⑥「帝国主義の侵略に反対するニカラグアの労働者・人民との連帯」、⑦「イラン・イラク戦争にかんする決議」。

## 2　国際自由労連ICFTU・国際産業別組織ITS系の会議

**ITF第三四回大会**　国際運輸労連ITFの第三四回大会は八三年一〇月二〇～二八日マドリードで開催され、六三カ国、六五〇余人の代議員が参加した。開会式におけるブレヒトル会長の挨拶の基調は、一九八〇年代の増大する課題をまえにしての労働者の国際連帯の必要性であり、会長は超大国に軍拡競争の終結を求める緊急アピールを発表した。大会のハイライトの一つはスペインのゴンザレス首相（社会党）の演説で、「過去数十年にITFがスペイン労働組合の期待を裏切らなかったように、ITFは第三世界の労働組合活動家の期待を裏切るものでないことを知っている」と述べた。

大会では三七の決議が採択され、さらに、一二の決議がいっそうの検討のため執行委員会に付託された。採択された決議のなかには、高失業水準に重大な関心を表明し、退職年齢引き下げ、残業排除、労働時間短縮により雇用を創出する、一致協力したITFのキャンペーンを求めたもの、海洋汚染を減らす諸措置を求めたもの、海洋投棄を目的とした核廃棄物の取り扱いと輸送の拒否を加盟組合に求めたもの、鉄道の民営化と道路輸送産業の規制撤廃に反対するもの、トラック労働者のための最低基準に関する新しいILO条約を求めるもの、便宜置籍船に関するキャンペーンをより効果的にす

るための政策要綱に関するもの、民間航空の客室乗務員の疾病について書記局に調査実施を要請するものなどがふくまれていた。

最後に大会は、アジア・太平洋地域選出の執行委員の一人増、副会長を三人から四人に増員して会長と副会長を異なった地域から選出するようにする、など規約の重要な改正を二つおこなったうえで、オーストリア鉄道労組のフリン・プレヒトルを会長に、ハロルド・ルイスを書記長にいずれも再選し、O・オエエミ（ナイジェリア鉄道労組）、R・M・ペレス（アルゼンチン・トラック労働者連合）、武藤久（国鉄労組）、T・W・グリーソン（北米港湾労働者組合）を副会長に選出した。

### 第四回IMF世界電機電子会議

八三年一〇月三～五日東京で国際金属労連IMFによって開催され、三〇カ国の電機労働者を代表する三六組織から合計一三〇余人名の代議員が参加した。会議が発表した宣言によれば会議の焦点は、①IMF調査部資料にもとづく電機電子産業の動向、②情報技術および情勢の展開、③とくに日本に言及した世界の電機産業の情勢、④最新技術をふくむ経済動向とそれが雇用におよぼす影響、⑤多国籍電機企業の戦略、⑥世界の電機産業がつくり出す諸問題にたいする労働組合の対応、などに関する討論であった。これらの問題に関する主な発言者は、宮田義二金属労協議長、堅山利文電機労連委員長、アアルコ・バン・デル・ビーン（オランダ）、J・ワイゼンバーム（マサチューセッツ工科大学教授）、志賀学通産省機械情報産業局長、W・シーリッヒ西独シーメンス社取締役、岡野貞夫東芝総合企画部長、H・レブハンIMF書記長、ベルナー・トレッセンIMF書記次長である。

会議が採択した宣言は、電機電子産業における雇用の減少は深刻であるとともに一時的なものでなく、紀元二〇〇〇年までもつづく長期的なものであると評価し、失業発生の原因は、一般的経済危機による購買力の低下と電子設計・製造技術の応用と経営自体の近代化によるものすごい省力化にあると指摘、省力化と最新技術にもとづく生産性向上により巨額の利潤をあげている各企業で労働時間の短縮と雇用の創出をはかるべく、ただちに労働組合と協力するよう各国政府にたいして要請している。また、宣言は、失業惹起の要因としての最新の技術の重要性にかんがみ、労働組合は最新技術に関する協約でつぎの諸点に力点を置かなければならないとしている。その諸点とは、①最重点課題としての、所得の喪失をともなわない労働時間の大幅短縮、②新しい技術の導入に関する使用者側からの早期の情報、③技術革新を監視し交渉する機関の設立、④労働組合および専門家の職場への出入りをふくむ、部外専門家を活用する労組の権利、⑤無協約のままの変革に反対する権利、⑥訓練および再訓練、⑦早期定年退職制度、⑧新しい技術が解雇、配転、降等、降給をもたらす場合の賃金保障と、その他のかたちによる所得の保障などである。

### 第七回日米加金属労組会議

八三年一〇月二六～二七日モントリオールで開催され、金属労協から宮田義二議長、瀬戸一郎事務局長をはじめとする一一人の代表団が出席した。会議では失業、エネルギー供給、資源、労使関係、国際貿易、多国籍企業の活動をふくむ共通の関心事が討議され、出席代表はつぎの点で合意をみた。世界経済の困難は深刻な雇用問題を引き起こしているが、出席代表は公正な貿易政策を強く支持する。相互

的経済関係を保持し、諸産業を発展させ、かつ雇用問題に対応するためには、関係国間における生産活動の適正な移動の必要性を認識する。出席代表は各国政府と企業にたいし、積極的な政策を採用し、あらゆる段階の決定機構に全面的参加者として労働組合運動を受け入れるよう訴える。多国籍企業の組織化の責任は受け入れ国の労組にあるが、親企業の労組はこれに協力する立場に立つべきものと信ずる。次回会議は八四年に日本で開催する。

**第四回アジアFIET大会**　国際商業事務専門職技術労連FIETのアジア組織の第四回大会が、八三年一一月一六～一九日に東京で開催された。大会の中心テーマは「アジアにおける労働組合と開発」で、四一組織から八四人の代議員、三九人のオブザーバー、四四人のゲスト、一八人のスタッフ、合計一八五人が参加した。大会では、FIET本部のマイヤー書記長が基調報告をおこない、各執行委員がテーマにそった講演をおこなった。また、産業能率大学小林薫教授による特別講演「日本の労使関係と生産性」が各国の注目をあつめた。この大会で執行委員の定数が五人から九人に増員され、日本からは会長に山本勝一（商業労連）、執行委員に得本輝人（自動車労連）が選出された。

**第二〇回FIET世界大会**　国際商業事務専門職技術労連FIETの第二〇回世界大会は、「変動する世界とFIET」をテーマに八三年一一月二一～二五日東京で開催され、五六カ国一三三組織から代議員二九九人、オブザーバー一三一人、ゲスト二一七人の合計六四七人が参加した。大会ではマイヤーFIET書記長の基調報告「変動する世界と労組の優先取り組み課題」を中心に討議がおこなわれ、書記長がここで優先課題としてあげた①雇用保障と仕事の創出、②公正政策、③同一労働同一賃金と機会均等、④労働の人間化と労働環境の保全、⑥労働組合組織のテクノロジーへの対応、⑧労働組合機関への女性の参加、⑤労働時間の短縮、⑦ニュー・対応、多国籍企業のコントロール、パートタイム労働など一八の決議にまとめられ採択された。役員選挙では加盟組合提出の三一のファン（DGB）に代わり、第一副会長トーマス・ホエイリー（アメリカUFCW）が会長に選出され、日本からは山本勝一（商業労連事務局長）と芦田甚之助（ゼンセン同盟書記長）が第八地域（アジア）選出の執行委員に選ばれた。

**第二回IMFアジア造船作業部会**　八三年一一月二五～二六日東京で台湾、韓国、シンガポール、日本の四カ国労働組合代表の出席のもとに開催され、一一月三〇日開催八日開催の国際金属労連IMF造船作業部会と、一一月二のOECD造船作業部会とIMF造船作業部会との会議をひかえ、アジアにおけるIMFの主要国の現状、問題点、今後の展望などについて協議した。

**IMF造船作業部会**　国際金属労連加盟の一五カ国の主要造船国の労働者の代表四〇人は、日本でのOECD第六作業部会開催にあわせて労働組合の政策を策定するため八三年一一月二八～三〇日に東京に集まった。会議が発表した「東京宣

言」はつぎのように述べている。

【東京宣言（一部）】

約一〇年間の危機の後に今造船業は、多くの工場閉鎖と残存造船所の労働者の大幅な減少により、大量の労働者の削減という新しい波にさらわれようとしている。状況はいまやどの国の労働組合もこれ以上の産業の衰退を容認する訳にはいかない段階に達している……、我々の要求は以下の通りである。

1、世界経済の強力な持続的再生を国際的に調整していくことにより、雇用創出を最優先にして、経済的・社会的政策を根本的に変革させること。

2、不安全、公害、老朽化しかつ非経済的な標準以下の船舶のスクラップ化の促進と新しい省エネルギー、経済的かつ安全な船舶の開発を図ること。

3、上記の目的のため、海上での安全と自然環境保護に関する国際協約の全ての国での批准を図り、入港する船舶を政府が厳重にチェックすることを含めてそれらの協約の一般的適用を図っていくこと。（以下略）

## ＩＣＦＴＵ第八四回執行委員会

国際自由労連ＩＣＦＴＵ第八四回執行委員会が八三年一一月三〇日～一二月二日にブリュッセルで開催された。会議では多くの国や地域の現状が討議され、チャド、レバノン、ポーランド、スリランカ、キプロスに関するそれぞれの決議、南アフリカのバンツースタン政策および自主黒人労組運動弾圧に関する決議が採択された。また、第一三回世界大会の三つの主要テーマ、完全雇用と貧困の追放、労働組合権、平和・安全保障・軍縮をフォロー・アップすることも、会議の重要な問題であった。労働組合権に関して、会議はＩＣＦＴＵとその加盟組織およびＩＴＳによる統一フォロー・アップ行動を勧告した。完全雇用と貧困の追放に関する見解は、従来どおり国際自由労連の一九八四年度「世界経済分析」で示すことと

## ＡＲＯ・ＩＴＳ協議会

国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯと国際産業別諸組織ＩＴＳアジア代表との協議会が、八四年一月二七日にシンガポールで開催された。会議にはＡＲＯ宇佐美会長、マツール書記長、同盟金杉副会長、相原国際局長のほか国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ、国際農園農業関連労組ＩＵＦＡＷ、国際建設林産労連ＩＦＢＷＷ、国際商業事務技術労連ＦＩＥＴの各アジア代表が出席した。会議では、①ＡＲＯの当面の教育企画活動計画、各ＩＴＳの活動計画の情報交換、②ＡＲＯとＩＴＳの共同プログラムの可能性、③労働組合権、④アジア各国のルック・イースト政策、⑤アジア労働大臣会議対策、について意見交換がおこなわれた。

## 第二回太平洋労組会議

国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯとアジア・アメリカ自由労働協会ＡＡＦＬ－ＣＩＯの共催で八四年三月一二～一六日にホノルルで開催され、南太平洋諸国をふくむ一七カ国から四七人の代表、および国際組織代表としてＩＣＦＴＵナラヤナン会長、堀井企画渉外開発プロジェクト担当、ＡＲＯ宇佐美会長、マツール書記長らが参加、同盟からは宇佐美会長、土井副会長、相原国際局長、海員組合中村国際渉外副部長が出席した。会議では宇佐美ＡＲＯ会長およびドナヒューＡＦＬ＝

ＣｌＯ書記長の基調演説ののち、①南太平洋の社会的経済的概況、②労働組合の経済社会開発への関与、③発展途上国における労働組合の役割、④援助の効果的使用、⑤島々に適した法制、⑥効果的広報活動などのテーマについて討議し、ホノルル宣言を採択した。

【ホノルル宣言（一部省略）】

労働組合は、当該地域の経済社会開発に重要な役割を有することを宣言する。労働組合が正当な役割を果たし、効果的に働く人々の利益を守り、推進することができるようにするため、南太平洋の諸国政府は、ＩＬＯの国際基準に従って結社の自由ならびに団体交渉権を完全に保障すべきである。

労働組合が、当該地域の経済社会開発に重要な役割を果たすことができるためには、必要な力量、ならびに都市と農村双方のすべての労働者の声を真に反映する代表者としての性格をかね備えるよう、自らを鍛えあげることが極めて重要である。

当会議は、前述の目標を達成するため、徹底した教育、組織活動を通して既存の労働組合組織を強化するための緊急の課題を強調する。さらに、働く人々の圧倒的多数が生活し、働いている農村部門の組織の掘り起こしとともに、官公、産業、インフォーマル・セクターあるいは伝統的部門における未組織労働者を組織化する緊急の課題をも強調する。……（以下略）

## 「日本の労使関係と労働組合」に関する国際シンポジウム

ＩＦＦＴＵ、国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ）の日本におけるＩＬＯ協会の後援のもとに八四年三月二七～二九日東京で開催し、Ｈ・クルンカーＰＴＴＩ書記長、Ｆ・ヴァン・ルーウェンＩＦＦＴＵ書記長、Ｇ・カンダサミＰＴＴＩアジア地域代表、ＳＩ会長、Ｓ・ニジンスキーＰＴＴＩ副書記長、Ｊ・ヘンリーＩＴＳ、友好組織代表など合計一五〇人が出席した。

シンポジウムは、公務部門における三つの国際産業別組織（国際公務労連ＰＳＩ、国際自由教員連盟組合である自治労、日教組、全逓、全電通が日本ＩＬＯ協会の後援

## ＩＣＦＴＵ＝ＡＲＯ第一三回アジア地域会議

国際自由労連アジア地域組織ＩＣＦＴＵ＝ＡＲＯの第一三回地域会議は八四年五月一〇～一二日ソウルで開催され、加盟組織一六カ国二三組織の代議員四七人、顧問一四人、その他オブザーバー、ＩＴＳ、友好組織代表など合計一五〇人が出席した。

会議第一日目、ＡＲＯを代表して宇佐美会長があいさつし、つい

でマツール書記長から活動報告がおこなわれ、これが採択された。会議二日目は、主要なテーマである労働組合権と労使関係について討議され、初めにマツール書記長からアジアにおける労働組合権の侵害問題について、各国の実情報告をおこなった。また、ルック・イースト問題については、山口副書記長が同盟の見解を説明し、誤った視点による政府、経営者の労組活動の抑圧に利用されないため、正しい日本の労使関係の実情を知ってもらいたいと述べ、今後ともアジア諸国との情報交換、連携を密にしていきたいと表明した。これにたいしマレーシアのデビット氏は、アジア諸国政府のルック・イースト政策には問題があるとの懸念を表明した。また、シンガポールのローレンス・シア氏は、他の国のよい面を学び、取り入れていくことは当然で、日本のよい点、労使協議制などもっと研究すべきであると反論するなど、白熱した討議がおこなわれた。

最終日は、ポーランド〝連帯〟のブリュッセル事務所ミレフスキー所長から挨拶を受けた。また、組織名の変更を決め、アジア地域組織（ＡＲＯ）をアジア太平洋地域組織（ＡＰＲＯ）とした。

決議は、①世界経済の回復とアジアの開発、②日本の北方領土、③スリランカ、④アジアの移民労働者、⑤ポーランド、⑥シンガポール、⑦香港、⑧バングラディシュ、⑨アフガニスタン、⑩北朝鮮による暴力行為、⑪労働組合権・労使関係が採択された。

役員の選出については、マツール氏が全会一致で書記長に選出された。また、執行委員には塩路副会長が選出された。さらに、大会直後の執行委員会で、宇佐美会長がＡＰＲＯ会長、塩路執行委員ら一一人が副会長に指名された。

**ＩＣＦＴＵ第八五回執行委員会**　八四年五月二四～二五日ブリュッセルで開催された。議題は、①世界の労働組合の動向（アフリカ、米州、アジア、ヨーロッパ、トルコの各労働組合情勢）、②労働組合権の擁護（世界における労働組合権の侵害に関する報告書案の検討）、③平和・安全保障・軍縮、④国連およびその専門機関（ＩＣＦＴＵ書記長と国連事務総長の会談）、⑤経済・社会政策などであった。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所「世界労働組合運動」、(2)WFTU, World Trade Union Movement、(3)WFTU, Flashes、(4)ＩＣＦＴＵ日本加盟組織連絡協議会「自由労連通信」、(5)「ＩＴＦニュースレター」、(6)ＦＩＥＴ日本加盟組織連絡協議会、NEWSLETTER、(7)ＰＴＴＩ東京事務所「ＰＴＴＩニュース」、(8)総評「第七一回定期大会報告」、(9)同盟「第二〇回定期大会報告」、(10)同盟「第五八回中央評議会報告書」、(11)全民労協「第一回総会議案書」、(12)金属労協「第二二回総会報告」、(13)運輸一般『月刊ＴＧＵ』、(14)建設一般全日自労『学習』、(15)日本労働協会編『昭和五九年版労働運動白書』、(16)日本労働協会『週間労働ニュース』

# X 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――一段と鮮明になった金融自由化と技術革新の方向／サラ金対策キャンペーンと労金利用拡大月間の展開／「労働金庫のビジョン」の提言と第一期中期計画の策定／労金カード・サービス会社の設立と為替・財形貯蓄分野の取り組み／**労働者共済運動**――全労済の社会的役割と任務の具体化／生活保障設計運動の本格的展開／新たな地域政策の準備／ねんきん共済の実施／自動車共済制度・料率改定／アジア太平洋労働者共済開発援助／八三年度事業概況／**生活協同組合運動**――脅かされるくらしと平和／組合員、出資金の増加率も順調で／供給高の増加／くらしと平和を守る活動／組織経営基盤の強化／中計づくりと連帯活動の前進／**労働者住宅運動**――新規住宅着工の激減／地価の動向／政府の住宅政策／全住連の活動の基調／勤住協の事業活動

## 概要

一、新しい技術による情報提供や金融機関の機械化による決済手段の大衆化、金融自由化の流れのなかで、労働金庫経営はいっそうきびしい環境におかれている。この克服をめざして、五〇〇〇万人労働者を対象に労働者福祉銀行創設をふくめた「労働金庫のビジョン」を決定し現在その取り組みを開始した。

一、銀行、保険、共済間の競合がきびしさを増す一方、消費者の商品選択の目がいっそうきびしくなるという「競合と選択」の時代をむかえるなかで、全労済は真の生活扶助組織づくりをめざし、新たな地域政策、職域方針を策定し、活動を開始した。

一、消費不況と出店規制のもとで流通業界の競争もいっそう激化し、大手チェーンストアは構造的な採算割れ状態に直面している。そうしたなかで消費生協運動は、組合員、出資金の増加率も順調であり、供給率も前年の九%から一三%と大幅な伸びを示し、着実に前進をみせている。

一、住宅市場は新規着工戸数が大幅に激減し、住宅業界は全国で約一〇万戸もの売れ残り在庫をかかえている。労働者の住宅運動も全く同様の環境にさらされており、打開をめざし、長期ビジョンの策定に入った。

# 1　労働金庫運動

## 一段と鮮明になった金融自由化と技術革新の方向

一九八三年度は、経済・金融の国際化、期近債や転換債の増大等、金融自由化をうながす要因がさらに強まるとともに、金融機関における機械化の進展が自由化のテンポを予想以上に促進することとなった。

国債の窓販を契機として繰りひろげられた新商品の開発競争は、金融機関相互の競争を激化させるとともに、金利の自由化・弾力化を促進した。今後さらにＮＣＤ（譲渡性預金）枠の拡大、発行単位の小口化という既存の自由金利型商品の弾力化と、市場金利連動型預金といった新商品の創設、預金金利規制の緩和・撤廃へとすすみ、本格的な金融自由化時代を迎えることとなろう。

一方、金融機関の技術革新はデジタル通信や光ファイバー通信等、新しい通信手段の登場と、一九八二年一〇月の公衆電気通信法の改正による回線利用の自由化等を背景に、金融機関と企業（ファームバンキング）、家庭（ホームバンキング）等を結ぶオンライン・ネット・ワーク化が急速に進展しようとしている。さらに、機械化と関連して、店舗展開も時代の流れに即して、小型店舗、機械化店舗、移動店舗等と多様化しつつある。

全国労働金庫の一九八三年度の会員および間接構成員（労働組合員等の利用者）の組織状況は、団体会員数が八五四団体増、増加率では前年度比〇・〇九ポイント増加し、一・五七％増、間接構成員では二万六〇〇〇人減、増加率では前年度比〇・六三ポイント低下して〇・二七％減となった。

事業概況については、資金の結果面における預金積金残高は四兆円の大台を突破し、四兆七三四億円を達成したものの、増加率では前年度比一・三ポイント低下し、ついに一〇％台を割って、有史以来はじめて九・三六％増となった。

一方、資金の活用面においては、新規貸出と生活資金融資が住宅資金融資に匹敵する伸長を期しているが、建設事業資金をふくむ住宅資金融資が引きつづき低迷しており、貸出金の増加額は前年度比二八億円下回り、増加率でも前年度比一・三五ポイント低下し、四・六四％増にとどまった。

預貸比率は、前年度の五九・〇六％より、さらに二・六九ポイント下回り五六・四％に低下した。平残預貸比率で五〇％を割ったものが一三金庫にも及んでおり、収支構造上も債券運用を余儀なくされており、連合会をふくめると、実に預金積金残高の四一％以上の一兆六七六五億円が債券運用にあてられていることは由々しき事態である。

なお、事業収支率では、預金利回りの低下によって、前年度より二・四二ポイント下回り八七・四三％と低下し、やや好転した。

## サラ金対策キャンペーンと労金利用拡大月間の展開

労働金庫は、一九八三年八～一〇月の三カ月間にわたって、「サラ金対策キャンペーンと労金利用拡大月

## 第86表　労働金庫の組織状況

| 区分＼事業年度 | 1982 | 対前年度増 | 1983 | 対前年度増 |
|---|---|---|---|---|
| 団体会員合計 | 53,609 | 794 | 54,463 | 854 |
| 民間労働組合 | 30,905 | 390 | 31,265 | 360 |
| 官公系労働組合 | 16,510 | 296 | 16,750 | 240 |
| 生活協同組合 | 997 | 5 | 1,016 | 19 |
| その他の団体 | 5,197 | 203 | 5,432 | 235 |
| 個人会員（人） | 230,081 | △ 6,353 | 222,418 | △ 7,663 |
| 間接構成員合計（千人） | 9,625 | 35 | 9,599 | △ 26 |
| 民間労働組合 | 6,258 | 27 | 6,204 | △ 54 |
| 官公系労働組合 | 3,091 | 1 | 3,082 | △ 9 |
| その他 | 276 | 7 | 313 | 37 |

## 第87表　労働金庫の事業概況　（単位：億円・%）

| 項目＼事業年度 | 1982 | 対前年度増加率 | 1983 | 対前年度増加率 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗数（店） | 536 | ( 17) | 555 | ( 19) |
| 役職員数（人） | 11,212 | (136) | 11,322 | (110) |
| 出資金 | 432 | 9.09 | 465 | 7.64 |
| 預金積金 | 37,246 | 10.66 | 40,734 | 9.36 |
| 貸出金 | 22,010 | 5.99 | 23,031 | 4.64 |
| 総資産 | 42,296 | 10.54 | 47,475 | 12.24 |

## 第88表　労働金庫の年間新規貸出および残高の使途別内訳

（単位：億円・%）

| 使途区分＼事業年度 | 1982 | 1983 | 対前年度増加率 | 1982年度残高 |
|---|---|---|---|---|
| 生活資金 | 4,622 | 5,023 | 8.68 | 7,676 |
| 賃金手当資金 | 286 | 276 | △ 3.50 | 100 |
| 住宅資金 | 5,093 | 5,105 | 0.24 | 14,310 |
| 福利共済資金 | 834 | 615 | △25.26 | 605 |
| 生協資金 | 539 | 919 | 70.50 | 340 |
| 合計 | 11,539 | 11,938 | 3.46 | 23,031 |

第89表　財形貯蓄実施状況

（1983年12月末現在）　　（単位：千人，百万円，%）

| 項目 / 機関 | 契約者数 | シェア | 増加率 | 貯蓄残高 | シェア | 増加率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 都市銀行 | 3,457 | 23.28 | △0.57 | 1,671,415 | 22.89 | 8.96 |
| 地方銀行 | 494 | 16.79 | 3.87 | 759,654 | 10.40 | 16.10 |
| 長期信用銀行 | 457 | 3.08 | 8.69 | 495,945 | 6.79 | 14.48 |
| 信託銀行 | 990 | 13.40 | 0.69 | 1,990,146 | 27.26 | 8.50 |
| 相互銀行 | 962 | 6.48 | 4.91 | 213,065 | 2.92 | 14.61 |
| 信用金庫 | 456 | 3.07 | 16.62 | 117,644 | 1.61 | 20.82 |
| 信用組合 | 114 | 0.77 | 10.68 | 53,754 | 0.73 | 15.97 |
| 農中・商中 | 259 | 1.74 | △2.63 | 122,454 | 1.68 | 12.63 |
| 農協・漁協 | 61 | 0.41 | 0 | 21,870 | 0.30 | 0 |
| 生命保険会社 | 618 | 4.16 | 4.74 | 189,630 | 2.60 | 24.65 |
| 証券会社 | 948 | 6.38 | 1.76 | 750,139 | 10.28 | 8.47 |
| 郵便局(貯金) | 909 | 6.12 | 10.04 | 242,972 | 3.33 | 25.47 |
| (簡保) | 25 | 0.17 | 47.05 | 6,560 | 0.09 | 49.67 |
| 労働金庫 | 2,100 | 14.14 | 12.36 | 665,972 | 9.12 | 17.08 |
| その他 | — | — | | 170 | — | — |
| 合計 | 11,850 | 100 | 2.41 | 7,301,390 | 100 | 11.87 |

間」を全国的に展開した。このキャンペーンは、激増するサラ金被害を喰いとめ、サラ金被害にたいする社会的関心を広く喚起することを目的に、全国紙に三回にわたって意見広告を掲載するとともに、全国五五五の店舗を中心に、「サラ金問題」の窓口相談や「サラ金一一〇番」の電話等を設置し、生活相談や融資相談等の相談活動もおこなった。

八～一一月の四カ月間の相談者は、全国で三万六三二名にも達した。このうち、組織・未組織労働者の所属が区分できる勤労者一万二四六六人について見てみると、電話による相談者の八七・八四%である一万九五一名が未組織労働者であった。一方、利用者本人である一万一二七〇人の面接相談者のうち、三七・一二%の四一八四人が組織労働者となっており、本来、労働金庫を利用できるはずの労働組合員にもサラ金被害が及んでいることが判明した。また、面接相談者（利用者本人）の二三・六六%の二八一八人が女性であり、主婦層へのサラ金被害の浸透がみられた。

利用者本人のうち、負債額が把握できた八九一五人の負債額について見てみると、もっとも多いのが一〇〇万円～二〇〇万円の一八三四人（二〇・五七%）、五〇〇万円超が一一二一名（一二・五七%）となっており、相談者の所得（相談者の六六%強が三〇〇万円以下）を考え合わせると、まさに「サラ金地獄」といわれる被害の大きさと根深さを思い知らされる。

年齢別には三〇～四〇歳代が七〇%以上を占め、一家の支柱たるべき層に集中しており、利用の動機は、ギャンブル（二二・一%）、交際費・飲み代（一九・六%）のほか、消費財購入（一一・六%）、助（一一・四%）・医療費（四・二%）借入返済（五・五%）などの

いわゆる家計関連によるものが三七・七%にも達しており、この面からも、だれもが安心して利用できる、低利な金融サービスの提供が望まれているといえる。

相談活動の結果、労働金庫が実行した「負債肩代わり融資」は三四五人、融資総額は一一三億四〇〇〇万円に達した。結局、人的・物的担保能力等を勘案して融資を見合わせ、アドバイス程度にとどまったケースも多く、今後は、サラ金被害の未然防止もふくめ、勤労者ならだれでも利用できる、幅広い労働金庫利用の拡大・促進が望まれる。さいわい、かねてより政令改正を要請していた「員外融資」の道が一九八四年六月一五日の閣議（六月一九日公布）において認められ、勤労者ならだれでも一〇〇万円（地方自治体の提携融資の場合は二〇〇万円）までは貸付が受けられることになり、サラ金被害の未然防止に役立つことが期待されている。

## 「労働金庫のビジョン」の提言と「第一期中期計画」の策定

労働金庫をとりまく情勢、とりわけ「金融自由化時代」を迎え、労働金庫はいかにして熾烈な金融競争を生きぬき、労働者専門金融機関としての独自性を発揮していくのか。将来、労金運動はどのような道を歩むべきなのか。一九八二年一月からビジョン形成政策委員会を中心に、二年有余にわたって取り組まれてきた「労働金庫のビジョン」づくりは、一九八四年五月の労金協会第四五回通常総会において、全国労働金庫の総意にもとづいて決定された。その具体的な実践活動については、同時に決定された「全国労働金庫第一期（一九八四～八六年度）中期計画」にもとづいて取り組まれることになった。

このきっかけとなったものは、一九八一年一一月および一二月の当時の富塚総評事務局長の発言（日本経済新聞の「総評は相銀・信金と提携」および総評新聞の「労働者銀行の創設を――社会変革への課題提起」）だが、労働金庫は、みずから協同組合原則をふまえた手続きと、会員・役員・職員の総意にもとづき一〇～一五年先を展望した「ビジョン形成」を決意した。

この間、一九八三年四～五月には、第一案にもとづいて労働金庫の役員・幹部職員による第一次内部討議が組織され、一九八三年九～一〇月には、第二次案にもとづく会員・労働者、福祉事業団体、職員等すべての関係による第二次（会員）討議が組織された。さらに、一九八三年九月と一九八四年二月の二回にわたって、全国四七都道府県の会員代表を中心とした「推進機構全国代表者会議」も開催され、討議が重ねられた。その結果、提起された補強・修正意見および要望については、一九八四年四月の第一〇回ビジョン形成政策委員会において取りまとめられ、同月の労金協会第一三回理事会に「答申」され、理事会は最終的に承認・決定した。

「労働金庫のビジョン」の構成は、つぎのとおり。

【労働金庫のビジョン（構成）】

〈第一部、労働金庫のビジョン〉 (1)新たな発展期をめざす労金運動、(2)ビジョンが求められている背景、(3)ビジョンの位置づけ、(4)五〇〇〇万労働者が育てる豊かな福祉（①「日本勤労者福祉銀行」の創設、②五〇〇〇万労働者の結集、③労働者の生涯福祉プランの実現、④労働運動強化への寄与、⑤地域福祉づくりへの貢献、⑥教育・研究機関の創設、⑦労働者福祉運動の国際的展開）

〈第二部、ビジョンを実現するための主要政策〉 (1)運動基盤の強化・拡大、(2)金融機能の充実・強化、(3)経営力量の強化、(4)福祉事業団体協同の強化、(5)社会的役割りと任務の発揮、(6)地域政策の推進、(7)長期（三年後、一〇年後）経営目標の設定

### 労金カード・サービス会社の設立と為替・財形貯蓄分野の取り組み

設置し、設置準備をすすめてきた「株式会社労金カードサービス」は、ユニオン・クレジット・カード会社設立準備事務局」を発足した。新会社は労働金庫の本来業務を補完する目的で、ショッピングとキャッシングのカード業務と、融資業務を取り扱う。一九八四年度のカード・ホルダー数は一万五〇〇〇枚、利用実績は一億九九五〇万円となった。

一九八三年四月にオープンした労働金庫中央事務センターは、一九八四年一月一七日、全国労働金庫の系統内為替オンライン・ネットワークシステムをスタートさせ、一九八四年八月一三日には、全銀データ通信システム加盟と系統外為替オンライン・ネットワークシステムが正式に稼動する予定であり、法改正にともなう内国為替業務は一応結着をみることになった。また、同時開発していた全国CDネットワークシステムは、一九八四年四月二日、二七金庫をもって第一次がスタートし、一九八五年度上期中には第二次をもって完了する予定である。財形オンラインシステムも順調に開発がすすんでおり、予定どおり一九八四年一〇月から稼動する。

一方、財形活動では、一九八三年一〇月から一年間を「財形年金推進年間」として設定して取り組んでいるが、一九八三年度は四万二五一件、貯蓄残高六五億五〇〇〇万円の成果をあげている。財形年金をふくむ財形貯蓄は、契約者数で二四万件（一三%）増加し二〇九万一一二〇件、貯蓄残高は一〇六八億円（一九%）増加し六七六〇億一三八四万円に達した。この結果、総預金に占める財形貯蓄の割合は一六・五五%と、その比重は高まった。

## 2　労働者共済運動

### 全労済の社会的役割と任務の具体化

全労済では八〇年代一〇年間を展望した長期計画を策定し、その具体化のため三年単位で中期計画を定めてきたが、八三年五月に第一期中期計画が終了した。ひきつづき第二期計画に入ったが、そこでは、「労働運動の一環としての協同組合運動という基本理念を着実に具体化しながら広く社会から支持される労済運動を展開し、全国的共済センターにふさわしい社会的力量の獲得につとめる」ことが目標にされ、その具体化がはかられた。その一環として、①全労済の社会にたいするポジショニングを明確にする、②内外のコミュニケーションを積極的に展開し、支持者の発掘と育成をはかる、③マスコミにおける情報の占拠率を引き上げる、ことがかかげられた。こうしたなかで、パブリシティの発揮、統一宣伝、定期刊行物の強化に取り組み、生活保障研究会、マスコミ懇談会の組織に着手した。また「こくみん共済」「ねんきん共済」（共済制度）について数多くの新聞、雑誌に記事としてとりあげられ、この一年間で労済の認知度が急速に高まった。また、八三年度は機関認『労済時代』が創刊された。その趣旨は、労済運動にたずさわるすべての人を対象

に、めまぐるしく変化する社会情勢のもとで、必要な知識と生活情報の提供をおこなうというものである。この雑誌は有料購読制として市販することが検討されている。

### 生活保障設計運動の本格的展開

八〇年代に入り職域における主力共済（火災共済、団体生命共済、交通災害共済）の伸長が鈍化傾向をたどっている。これは労働者家計の可処分所得の低下、産業構造の変化（労済が基盤としてきた第二次産業は三二%に低下した）、競合条件の急速な激化、労働者の生活意識・保障ニーズの個別化・多様化の進行という客観条件の変化に起因するが、全労済では、これらの客観条件の変化に有効、機敏に対応してこなかったとして、改善策をまとめた。主要な改善策は、①生活保障設計運動（家計のなかの生活保障のあり方、保障費のあり方を具体的に点検し、見直すことから出発し、ライフ・ステージに応じた必要保障額を労働者の視点から確立する運動）をもっとも必要な活動方法とする、②産業構造の変化に対応し、第三次産業労働者の組織化につとめる、③業務活動、組織活動が保全業務に大半が費されている状態を改善し、新たな組合員拡大の体制をつくりあげる、ことなどである。そして、生活保障研究会と連動し、生活設計の方法、生活保障マニュアルシートを作成するとともに、専用端末機を使っての相談活動・各種試算活動を開始した。

### 新たな地域政策の準備

八三年五月より、地域を対象に「こくみん共済」を四一の県で実施し、この一年間（八四年五月末）で五一万人の加入者を新たにつくり出した。これを基礎に、現在、居住地に労済の組合員組織をつくり、保障要求を全面的に結集するための活動に入った。その概要は、①労済の組合員組織をつくるために、現在一万人いる地域推進員を「地域リーダー」として任務を変更し、組織づくりをおこなう、②同時に事業利用を促進するために、コンサルタントを配置し、保障設計および各種のコンサルティングをおこなう、③組合員の生活文化・生活福祉要求に対応した機能を追加し、最終的には、居住地における真の生活相互扶助組織（協同組合的コミュニティ）の形成をめざす、というものである。

### ねんきん共済の実施

全労済では、八四年四月一日からねんきん共済を実施した。これに先立ち、厚生省とのあいだでの「年金共済の役割等」についての共同研究、各種の法令改正、資金運用政策の準備に取り組んだ。法令改正においては、これまで消費生活協同組合法の財務処理規則では、きわめてせまい範囲でしか財産運用ができなかったが、これを大幅に拡大するとともに、共済期間を終身にわたって定めることができるなど、生協にとって画期的な法令改正を実現することができた。

また、ねんきん共済推進にあたっては、高齢化社会の到来のなかで公的年金を補完し、組合員の老後の生活安定を真剣に考える制度、また組合員および家族との長期にわたる新たな結びつきを重視するとして、コンサルティング活動を開始した。労働組合のナショナル・センターおよび各単産組織においても労済のねんきん共済実施を重視し、単産組織からなる「中央推進会議ねんきん共済推進委員会」を設置すると同時に、八〇の単産・単組の代表者によるねんきん推進会議が開催された。

### 自動車共済制度・料率改定

自動車共済事業は、全労済とは別法人の自動車共済連合会（会員構成は

国労、全逓、電通、専売、林野共済および全労済）の元受事業として実施されているが、第二次交通戦争といわれる状況のなかで自動車事故が増加し、損害率が予定を超え、ここ数年収支がマイナスとなった。自動車共済連は、一九七五年に設立され、共済掛金は損保保険料に比較して平均五〇％と圧倒的な低掛金を組合員に保障してきた。同時にこの一〇年間、共済掛金はいっさい変更せずに運営してきたのにたいし、損保はおよそ二年に一度保険料の引き上げ改定をおこなってきた。しかし、今日の自動車事故は増加傾向をたどっており、このため自動車共済事業は間歇的な不安定事業といえる。こうした状況のなかで、八四年三月三〇日臨時総会を開催し、①共済掛金の約四〇％の引き上げ、②最高限度額の八〇〇〇万円から一億円の引き上げ、③示談交渉サービスの導入、④原動機付自転車共済の新設等を決定し、一〇月より改定実施することになった。

**アジア太平洋地域労働者共済設立援助**

八四年四月ＩＣＩＦ（国際協同組合保険連合）、ＩＤＢ（同開発局）のコージネーター会議が開催され、保険協同組合開発のための国際的相互間の地域強化に関し討議が組織された。全労済もＩＤＢコージネーター組織としてこれに参加した。この会議で、全労済とＮＴＵ・ＩＮＣＯＭ（シンガポール労働組合会議保険協同組合インカム）とのあいだで組織しているＤＣＡＷＩＣ（アジア労働者共済開発委員会）の活動が注目された。この間のＤＣＡＷＩＣの活動は、韓国において、ＦＫＴＵ（韓国労働組合総連盟）主催の一六産別本部指導者の協同組合セミナーに参加し、労働者共済設立のための講義と交流をおこなった。また、フィージーにおいてはＦＴＵＣ（フィージー労働組合会議）による開発計画が具体化しており、技術援助のため人を派遣することになっている。五月一〇日ＤＣＡＷＩＣの委員会を開催し、東南アジア各国の労働者共済開発状況の分析をおこなうとともに、八五年二月、六カ国についてフォローアップのための訪問をおこなうこととした。

**八三年度事業概況**

全労済と競合業界である生・損保の八三年度の事業状況は、昨年同様業績は不調であった。

まず、生保については、個人保険は保有契約件数八五一五万件、保有契約高五一〇兆円であり、増加率は各々〇・七％、八・三％であり、戦後最低を記録した。また、損保についても前年度を下回る増加率になっている。

全労済の八三年度の契約状況は、全共済制度合計で二四七一万件、契約高八一兆円、総資産一一三一億円となり、総資産ははじめて一〇〇〇億円を超えた。また、契約高の増加率も一五・四％と七九年以来最高となっている。しかし、この高増加率は八二年五月から実施したこくみん共済によるもので、全純増加率の四四・五％を占め、こくみん共済の占有率は件数で二％、口数で六・五％となった。他方、事業の主力となっていた火災共済は契約高六・一％と過去最低の伸びとなった。

このことは、職域中心にこれまで事業利用を推進してきたが、職域での成熟化をみせはじめているものの、就業構造のうえで圧倒的比率を占めている第三次産業労働者の組織化が不十分な結果によるものである。

しかし、火災共済と損保火災保険（普通物件）を比較すると、損保全社にたいする全労済の占有率は、件数で一七・三％、契約高一

## 第90表　全労済加入・給付状況

〔加入状況〕　　（単位：千件，億円）

| 共済種類＼事業年度 | | 1982年度末 | 1983年度末 | 増加率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 火災共済 | 件数 | 7,627 | 7,424 | △ 2.7 |
| | 契約高 | 363,811 | 386,007 | 6.1 |
| 慶弔共済 | 件数 | 3,662 | 4,373 | 12.4 |
| | 契約高 | 12,747 | 15,325 | 39.2 |
| 交通災害共済 | 件数 | 4,697 | 4,876 | 3.8 |
| | 契約高 | 80,937 | 94,805 | 11.8 |
| 団体生命共済（特約ふくむ） | 件数 | 6,823 | 7,305 | 7.1 |
| | 契約高 | 234,177 | 256,169 | 10.9 |
| 希望共済（特約ふくむ） | 件数 | 228 | 232 | 1.8 |
| | 契約高 | 14,021 | 14,661 | 5.1 |
| こくみん共済 | 件数 | 38 | 500 | 1,315.8 |
| | 契約高 | 4,156 | 47,236 | 1,136.6 |
| 合計 | 件数 | 23,075 | 24,714 | 6.0 |
| | 契約高 | 705,693 | 814,215 | 15.4 |

〔給付状況〕　　（単位：千円）

| 共済種類＼事業年度 | 1982年度 | 1983年度 | 増加率（%） |
|---|---|---|---|
| 火災共済 | 12,673,472 | 13,115,716 | 109.5 |
| 慶弔共済 | 1,653,555 | 1,842,361 | 111.4 |
| 交通災害共済 | 3,428,800 | 3,768,937 | 123.4 |
| 団体生命共済（特約ふくむ） | 28,343,802 | 32,138,563 | 111.9 |
| 希望共済（特約ふくむ） | 3,345,494 | 3,910,702 | 116.9 |
| こくみん共済 | — | 1,645,442 | — |
| 合計 | 48,739,939 | 56,421,722 | 115.8 |

〔備考〕 1）1982年度は，82年6月1日～83年5月31日，1983年度は，83年6月1日～84年5月31日。
2）火災共済の件数の減少は，慶弔共済に移行した結果である。

八・六%、収入掛金七・四%となっている。他方、給付状況は全共済種目で五六四億円と前年に比較し七七億円（一五・八%）増加した。そのうちとくに交通災害共済の給付が増加し、第二次交通戦争といわれる今日に符合しているといえる。また、中国地方の集中豪雨による共済金の支払いが目立ったことも特徴となっている。

## 3　生活協同組合運動

### 脅かされるくらしと平和

八三年度は「景気底離れ」が宣言され、物価も落ち着いた動きを示したが、一方、勤労者の実質所得は伸び悩み、企業倒産や失業は空前の水準に達するなど明暗あわせもつ年となった。国の財政破綻のもと臨調行革路線が国の予算や自治体の行財政を通じて強行され、国民に重税、高負担をおしつける一方、中曽根内閣はレーガン政権に同調して軍拡をおしすすめ、〝くらしと平和〟がかつてなく脅かされている。また、外国からの圧力による食品安全行政の後退や食糧輸入の拡大によって食生活も脅かされ、さらに、大型間接税の導入や社会保障の切り下げ、公共料金の値上げによって国民のくらしはますます困難になることが予想される。

他方、「消費不況」と出店規制のもとで流通業界の競争もいっそう激化し、大手チェーンストアは構造的な採算割れ状態に直面している。その打開のために、大手チェーンは新しい業態の開発、消費者金融、無店舗販売、教育事業、スポーツ事業、サービス事業への進出をはかり、ＰＯＳ（販売時点情報管理）をふくむストアオートメーションやクレジットカードによる顧客の組織化をすすめている。

通産省は八三年一二月に「八〇年代の流通ビジョン」をまとめたが、大型店の調整策については出店自粛の暫定措置をつづけながら、新しく都市計画等のなかで自治体が事実上調整していくことになった。

### 組合員・供給高の増加

この一年間、全国の生協運動は、生協事業および組合員のくらしと健康をとりまくきびしい情勢にもかかわらず、組合員の活発な活動に支えられ、第二次全国中期計画の最終年度にふさわしい前進をみた。

組織拡大の面では、組合員自身が組合員をふやす活動に取り組み、六三万人（八・一%増）の新しい組合員を迎え、第91表に見るように八四五万世帯の組織となる見通しである。また、班の数、班に加入した組合員の数も生協強化月間における成果に支えられて順調にふえ、三五万班、二六〇万人となり、班組織率は三一%となった。出資金も組合員の伸びを上回るスピードでふえ、八一三億円となる見通しであり、積立出資など増資運動の前進を示している。

購買生協の供給高は、大型小売店販売額の伸びが三%台という状況のなかで、前年の九%台から一三%台へと伸び率を高め、生協の善戦を示した。なかでも共同購入分野では、活発な組合員活動、システムや取扱い商品の改善によって三〇%を超える伸長を示し、依然として高い成長をつづけている。店舗部門でも、組合員活動と店

第91表　1983年度全国生協の総合概況

| 項目 | 単位 | 1981年度 | | 1982年度 | | 1983年度(推定) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 | 数値 | 前年比 | 80年比 |
| 会員生協数 | 生協 | 646 | 98.2 | 648 | 100.3 | 640 | 98.8 | 97.3 |
| 購買 | | 541 | 97.8 | 538 | 99.4 | 530 | 98.5 | 95.8 |
| 医療 | | 105 | 100.0 | 110 | 104.8 | 110 | 100.0 | 104.8 |
| 組合員数 | 千人 | 7,224 | 107.5 | 7,817 | 108.2 | 8,450 | 108.1 | 125.7 |
| 購買 | | 6,584 | 107.5 | 7,125 | 108.2 | 7,700 | 108.1 | 125.7 |
| 医療 | | 640 | 106.8 | 692 | 108.1 | 750 | 108.4 | 125.2 |
| 購買生協供給高 | 百万円 | 1,098,530 | 112.0 | 1,200,940 | 109.3 | 1,360,000 | 113.2 | 138.6 |
| 〃 利用高 | 〃 | 69,743 | 115.8 | 64,384 | 92.3 | 66,000 | 102.5 | 109.6 |
| 〃 事業高(イ) | 〃 | 1,168,273 | 112.2 | 1,265,324 | 108.3 | 1,426,000 | 112.6 | 137.0 |
| 組合員1人当たり月利用高 | 円 | 14,787 | 104.4 | 14,799 | 100.0 | 15,433 | 104.3 | 108.9 |
| 医療生協事業高(ロ) | 百万円 | 74,899 | 111.8 | 90,679 | 121.1 | 96,120 | 106.0 | 143.5 |
| 総事業高(イ)+(ロ) | 〃 | 1,243,172 | 112.2 | 1,356,003 | 109.1 | 1,522,120 | 112.3 | 137.4 |
| 出資金 | | 59,418 | 114.6 | 69,647 | 117.2 | 81,300 | 116.7 | 156.8 |
| 購買 | 百万円 | 53,491 | 114.4 | 62,254 | 116.4 | 72,650 | 116.7 | 155.4 |
| 医療 | | 5,927 | 116.2 | 7,393 | 124.7 | 8,650 | 117.0 | 169.6 |
| 組合員1人当たり出資金 | | 8,225 | 106.6 | 8,910 | 108.3 | 9.633 | 108.1 | 124.9 |
| 購買 | 円 | 8,124 | 106.4 | 8,737 | 107.5 | 9.447 | 108.1 | 123.7 |
| 医療 | | 9,261 | 108.8 | 10,684 | 115.4 | 11,533 | 107.9 | 135.4 |
| 組合員借入金 | 百万円 | 58,763 | 111.7 | 62,541 | 106.4 | 64,300 | 102.8 | 122.2 |
| 店舗数 | 店 | 1,864 | 109.8 | 1,893 | 101.6 | 1,930 | 102.0 | 104.6 |
| 売場面積 | 3.3m² | 238,796 | 103.9 | 245,017 | 102.6 | 254.600 | 103.9 | 110.8 |
| 正規役職員総数 | 人 | 36,717 | 101.8 | 38,016 | 103.5 | 39,200 | 103.1 | 108.7 |
| 日生協共同仕入高 | 百万円 | 115,802 | 120.7 | 139,904 | 120.8 | 171,380 | 122.5 | 176.8 |
| 結集率 | % | 12.4 | +0.9 | 13.7 | +1.3 | 14.8 | +1.1 | +3.3 |
| CO-OP商品仕入高 | 百万円 | 84,954 | 116.6 | 98,828 | 116.3 | 122,450 | 123.9 | 168.1 |

〔備考〕 1) 生協数：会員生協数は単協数で連合会はふくまない。
2) 総事業高：供給高＋利用高
3) 供給高：物品の供給額および大学生協の食堂部門の供給額
4) 利用高：医療収入，理容，大学生協以外の食堂喫茶，共済収入
5) 結集率：会員生協での供給剰余率（ＧＰＲ）を15%と考えて算出した。
結集率＝支所利用高÷{(単協での商品供給高×0.85)}×100

舗の活性化、競合対策のなかで既存店も業績を回復しつつあり、また小型店も成功をおさめ、全体として一〇%の伸びをみせた。その結果、医療生協事業高をふくめた日本生協連加盟生協の総事業高は一二・三%伸びて一兆五〇〇〇億円を突破した。そのなかで日本生協連の事業高は二二・五%伸びて一七〇〇億円を超えた。

### くらしと平和を守る活動

くらしと平和を守る活動は全国各地で多様に取り組まれ、大きな成果がかちとられた。

①商品の見直し活動は班会の場などを通じておこなわれ、組合員の商品活動として定着してきている。これを基礎にコープ商品のよりよい使い方が交流され、組合員自身による料理集の発行も多くの生協でおこなわれた。また、全国六〇〇〇人の組合員が参加した「加工食品しらべ」はコープ商品の改善や食生活見直しをすすめるうえで貴重な資料を提供した。

家計簿をつけながらくらしのあり方を見直し、社会への発言を強める活動も着実に前進するなかで、三〇万部の家計簿が普及された。今年度は「わが家の公共料金しらべ」が全国四〇〇〇の組合員の参加のもとにおこなわれ、値上げ反対運動に重要なデータを提供した。

くらしと文化を育てる活動も広がり、映画、演劇、音楽会などが活発に取り組まれ、地域のなかで教育を考える活動も大きく広がった。また、福祉の後退のなかで組合員による ボランティア活動や相互扶助活動が広がってきた。

②高物価・増税に反対する取り組みは大型間接税導入に反対する学習活動や健康保険改悪反対運動を中心におこなわれた。後者については、学習会や店頭・街頭での宣伝、請願署名などが活発におこなわれ、とくにこれを社保闘争の最大の課題として取り組んだ医療生協は六五万人（第一次集約分）の署名を集め、自治体の反対決議の採択にも大きな役割を果たした。

灯油についても、生協は、八三年九月の値上げを阻止する活動によって、三年前の価格水準を実現させ、地域のプライスリーダーとして大きな役割を果たした。これは組合員の学習と利用結果、大衆行動を基礎にした地域単位での連帯活動の成果である。灯油裁判は判決が迫っており、最高裁公判要求署名とカンパ活動に一段の努力が求められている。

③外圧による農産物輸入枠拡大と食品行政の後退という状況の下で、食糧問題および食品の安全性の問題に関する関心はますます高まり、多くの生協で学習会や要請行動がおこなわれた。とくに、BHAの使用禁止措置の突然の延期と一一品目におよぶ新たな添加物の認可にたいして、生協は学習活動に加えて学者、法律家をまきこんだシンポジウムの開催、地方議会、国会への請願署名や陳情、紹介議員の獲得などを精力的におこない、八三年一〇月の食添中央委員会の結成（九二団体）や一一月の一万人集会の開催において重要な役割を果たした。

④核兵器の完全禁止と軍縮をめざす取り組みは引きつづき前進した。二〇年ぶりに統一しておこなわれた平和大行進には一万人以上の組合員が参加し、原水爆禁止世界大会へも五〇〇〇人近い組合員が参加した。また、八三年五月に西ベルリンで開かれた第二回欧州核軍備撤廃大会にも代表を送った。これらの活動の基礎には、戦争・原爆展や映画会・学習会の開催、戦争体験記・作文集の発行、子

どものための平和教育、地方自治体での「非核都市宣言」決議要請行動など、地域に根ざした草の根運動の着実な広がりがあった。

**組織経営基盤の強化**　組合員活動を基礎に組織拡大と商品力強化がはかられ、ゆるぎない経営基盤の確立と運営システムの改善がすすめられた。

①組合員、班と班員、出資金をふやす活動は組合員自身によってすすめられ、大きな成果をあげた。とくに、生協強化月間には一五万人の新組合員が加入し、新たに一万三〇〇〇班が組織された。月ごとの積立増資は日常的な取り組みとして定着し、利用結集運動も商品見直しや重点商品設定と結合して積極的にすすめられた。さらに、班会の開催率は高まり、商品テストや試食をとりこんだ楽しい班会が広がっている。同時に、共働きの増大による班活動の停滞や一人当たり利用高の横ばいなどの問題も生じてきており、日生協本部では協同の精神のもとに創意工夫に富んだ運営によって克服する必要があるとしている。

②組合員の商品活動に支えられ、コープ商品の見直しと開発・普及、農協・漁協との提携による産直品の取り扱いがすすみ、生協とその商品のイメージと信頼の高揚に大きな役割を果たしている。生協間での商品政策の統一や物流施設の共同利用が大きく前進するなかで、日生協の場でもコープ商品の積極的な開発や物流の合理化など事業連帯も前進している。

③出資金と内部留保の増加により生協の基盤は全体として強化された。店舗部門については、出店規制のなかでこの三年間の出店は六〇店、一万坪と四%の伸びにとどまったが、組合員の結集に支えられた出店が成功しており、とくに小型店の業態は数生協に広がり、成功をおさめている。共同購入についても生協間の経験交流、研究が多様に取り組まれ、経営基盤も充実してきている。また、物流施設における自動仕分装置、店舗におけるPOSやEOS（コンピュータによる発注システム）、共同購入におけるOCR（個人別注文自動読みとり装置）など新しい技術を取り入れたシステム開発がすすみ、流通業界においても先進的な事例を生み出している。このうち、POSの開発はヨーロッパの生協を中心とするインターコープのプロジェクトとしてすすめられており、日生協も積極的に参加している。

同時に、原則的運営の軽視や組織活動の弱さから不振生協が依然として発生しており、また、急速成長している生協でも人材育成のおくれや内部運営の未確立という問題をかかえており、経営体質の強化が求められている。

④役職員の力量強化のための教育訓練と内部運営改善が多くの生協で強められた。すなわち、人材開発問題がトップ政策として位置づけられ、教育担当者の設置がすすみ、研修会や通信教育に加えてOJTや小集団活動が積極的に取り組まれ、定着してきた。また、パートタイマーの比率が増大するなかで、その能力開発も重要な課題として取り組まれるようになった。

**中計づくりと連帯活動の前進**　日生協では、地域での生協の地位を高め、生協間連帯と内外の協同組合間の提携、交流をすすめるとしてきたが、今年度はそれがいっそうの前進をみた。

①この一年間、食品添加物や健保、平和、環境等の問題について地域の諸団体との共同行動が大きくすすみ、地方における消費者団

体の組織づくりもすすんだ。生協の自治体への働きかけも強まり、生協まつりも他団体の参加のもとに発展している。このように、地域に根ざした活動が大きく前進し、地域社会のなかでの生協の信頼も高まっている。このような状況を反映して、政府も「一九八〇年代経済社会の展望と指針」や「八〇年代の流通ビジョン」において生協の役割を評価した。

②第二次全国中期計画の最終年度として、各県連・単協での中期計画づくりとその実践がすすみ、いくつかの県では合併をめざした着実な連帯活動がさまざまの分野で積み重ねられてきている。そのなかで県連への単協の結集がすすみ、県連活動が総合的に発展するとともに、県をこえたブロックでの連帯も活発になってきている。このような成果のうえに立って、新たな全国生協の発展をめざす第三次全国中期計画が作成された。

③各種協同組合との提携・交流活動はいっそう広がりと深みを増している。日生協と全農のあいだでは、農産物輸入自由化反対、風土に見合った食生活推進などを盛り込んだ新たな覚書がとりかわされ、日生協、全中、全農、全漁連の四者による八〇年代の協同組合間提携の長期的展望を切りひらくための推進対策（第二次案）の討議もすすんだ。全農・全酪連等との提携による国産牛経済肥育事業や全漁連との提携による冷凍魚鮮度管理パイロット事業も着実に前進し、組合員の要求と参加のもとに産直活動も各地で活発に取り組まれた。国際協同組合運動との交流も、ICAの諸会議への出席やインターコープのPOSプロジェクトへの参加を通じていっそう深まり、貿易活動も協同組合間貿易を軸としながら引きつづき発展している。今年度は、灘神戸生協とストックホルム生協、京都生協とフィレンツェ生協のあいだで姉妹提携が実現し、また、マレーシアの生協の出店指導や東南アジアからの研修生の受け入れなど日本の生協運動の果たす役割はますます大きくなってきている。

## 4　労働者住宅運動

### 新規住宅着工の激減

建設省の建築着工統計によると、新規住宅着工の状況は第92表のとおりである。高度経済成長時代の一九七二年に一八五万六〇〇〇戸というピーク後、第一次オイルショックで、七四年には一二六万一〇〇〇戸へ低落したが、七五年より七九年の五年間は根強い住宅需要に支えられ、一五〇万戸台に回復した。しかし、八〇年より退潮が始まり、一一

第92表　新規住宅着工状況

| 年　度 | 全国着工戸数 |
|---|---|
| | 万戸 |
| 1972 | 185.6 |
| 1973 | 176.3 |
| 1974 | 126.1 |
| 1975 | 143.8 |
| 1976 | 153.0 |
| 1977 | 153.2 |
| 1978 | 149.8 |
| 1979 | 148.7 |
| 1980 | 121.4 |
| 1981 | 114.3 |
| 1982 | 115.7 |
| 1983 | 113.8 |

三万戸台に激減し、住宅市場は、大きな構造的変化の時代に入ったとみられている。

この住宅の需給動向の変化は、主として人口構造の変化・持ち家充足率の向上等の構造的要因があげられるが、加えて、七七年以降の平均給与の伸びが実質増税、物価上昇などに吸収され、実質手取りの零成長がつづき、勤労者の所得が伸びなやんだこと、また、住宅価格が高額になり、勤労者の住宅取得能力との乖離が需要の低迷をもたらし、このため、住宅業界は全国で約一〇万戸もの売れ残り在庫を発生させている。建設・供給をひかえたり、住宅面積を抑えた価格抑制・下取り・値引などで、需給喚起等を活発にしながら在庫対応をふくめ需給調整がすすめられている。

### 地価の動向

国土庁が八四年四月に発表した全国土地公示価格の結果によると、八三年一年間の地価の上昇は、全国平均三%で、これは前年の上昇率四・二%を下回り四年連続上昇率ダウンとなった。最近の地価公示価格の動きは、第5図に示すとおりで一〇%を示した八〇年をピークに下げつづけている。八三年の三大都市圏（東京二・二%、大阪三・六%、名古屋二・四%）の平均上昇率が二・六%で前年の四・五%より下がり、地方都市の三・五%（前年五・一%）をも下回り、地下の平準化傾向を示している。こうした地価の動向は、景気低迷の影響に加え、人口の伸び悩みや世帯増の頭打ち、人口移動の減少、住宅の量的充足、勤労者の所得と住宅価格の乖離など構造的変化のほか、企業の土地取引の減少などに起因するとみられている。

こうしたなかで、宅地供給量も七二年二万三〇〇〇haをピークに

第5図　地価の対前年上昇率

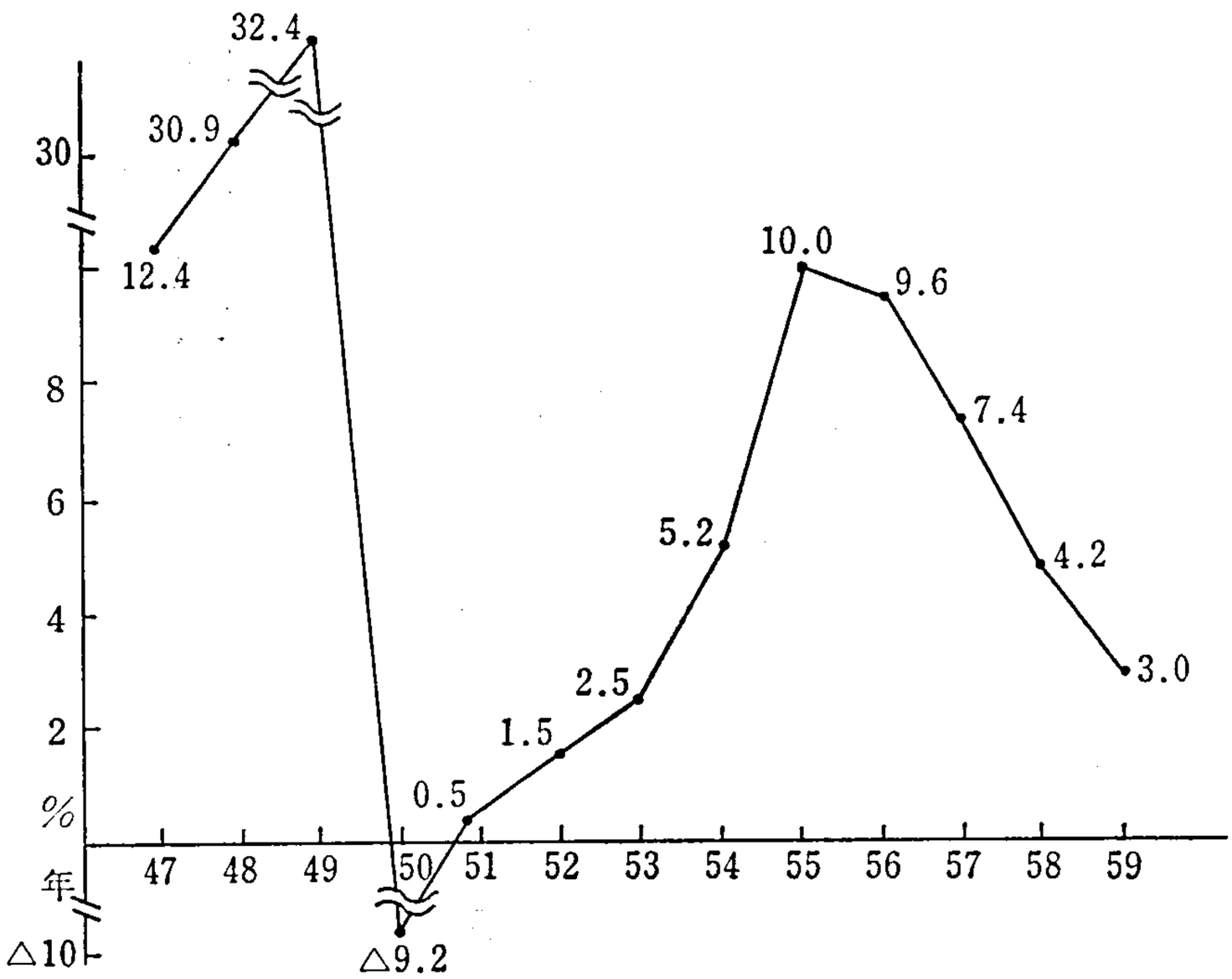

減少をつづけ、八一年にはピーク時の半分以下の一万二〇〇haに落ち込み、さらに、八二年には九九〇〇haにまでなっている。

建設省は、宅地供給策として市街化調整区域内の規制緩和や線引の見直し、都市再開発関係法と制度の整備拡充などをすすめているが、これに呼応したかたちで金融機関による信託方式の具体化、あるいは新しい都市形成を指向したテクノポリス計画などが打ち出されている。これらの具体的すすみ具合によっては、土地に新しい動きが出て地価を刺激することも十分考えられる。

**政府の住宅政策**　緊縮財政の名のもとで福祉政策全般にわたってあらわれているように、政府は住宅政策でも自力自助を中心に、民間活力とあわせて対策をすすめていこうとしている。

八四年予算を見ても、公的住宅建設は昨年度よりも一万八〇〇〇戸減の六一万戸とし、そのうち住宅金融公庫の融資住宅は一万戸減の五〇万戸、公社住宅も六〇〇〇戸減の一万八〇〇〇戸となっている。このようななかで、施策の改善は、個人の大型住宅建築費融資を六〇万円引き上げ、都市再開発の際の三割負担の対象団体を拡大した程度にすぎない。このように政府の住宅政策は、いぜんとして持家重点主義の基調を変えておらず、公団、公社、公営の公的賃貸住宅の停滞が目立っている。

**全住連の活動の基調**　全国住宅生活協合組合連合会（略称全住連）では、八四年度の活動の基調において、現下の住宅需給の動向、地価の動向、勤労者の経済生活の状態を分析し、きびしい情勢認識のうえにたち、かつ八三年度の活動の成果と反省のうえにたって活動の基調をつぎのようにすえ、強力な活動の展開をはかっていくことにしている。

(1) 会員生協等の活動発展に寄与する機能発揮に努める。
(2) 会員生協等の相互連帯と協同化の促進・強化についての指導強化をはかる。
(3) 会員生協等と全住連の法的・社会的地位の向上について活動をする。
(4) 公的資金および労働金庫資金の融資条件の改善をはかる。
(5) 全住連の組織強化と財政基盤の確立に努める。
(6) 労働四団体をはじめ関係諸団体との連携強化をはかる。

さらに、この基調をかまえて住宅需給の構造的変化に対応した活動の基調を確認し、持ち家の充足率が高まり、ニーズも多様化してきているなかで、これまでのような建売り中心の事業だけでは取り残されていくとの認識のもとに、経営を多角化して、地域・職域でユーザーに信頼される物件の供給をおこなう体制を強固にするとともに、住生活全般にかかわる問題に広く取り組んでいく必要性を強調している。そして、この具体的活動として会員生協等の、増改築や中古住宅流通への取り組みを推進するとともに、会員生協等の協業・協同による組織化について検討することにしている。

一方、全住連が当面もっとも重点をおいているものに住宅在庫の解消、保有土地の対応がある。住宅需給構造の変化にともなって発生している在庫住宅ならびに経営を極度に圧迫している未開発の保有土地などは、会員生協等の死命を制するものとして、特段に重視する必要がある。全住連は会員生協等とともに全力をあげてこの問題に取り組み、事業運営の安定確保をめざしている。会員生協等の経営基盤確立や法的・社会的地位の向上をすすめていくうえで公的資金導入の必要を重視している。さらに、住宅生協として当然取り組むべき、地域、職域での組合員の組織化などの基本的活動をふま

え、経営面では借入金による事業経営という体質の弱さを克服することの必要を強調し、組織面では働く仲間とその組織に依拠して具体的活動を積み重ねていく組織力の強化の大切さを強調し、全勤労者に信頼され支持される条件を確保していくことなどを八四年度の方針として総会で確認している。

## 勤住協の事業活動

日本勤労者住宅協会（勤住協）の第二期中期事業計画は八四年に最終年度となっており、この実績と反省のうえにたって、本年度は「二一世紀をめざす」長期ビジョンの策定、第三期中期事業計画の策定の年でこれにむけて作業に入っている。

第二期中期事業計画の住宅建設計画の第一年度（八二年）は四六一五戸で、計画単年度平均にたいし七八・二%の達成、第二年度（八三年）は三〇〇二戸で、計画単年度平均にたいして五〇・九%にとどまり前年度比でも六四%に低下した。この原因は社会的変化の要因による在庫住宅が増加し、新規事業を抑制せざるを得ない状況による。第三年度は在庫調整の進展によっては非常にきびしいと思われ前年比一九%減少、五四六五戸の事業計画とした。建設計画は各地域の住宅需給の見通しをふまえながらも、勤住協・住宅生協等の経営基盤の安定をめざして設定し、これが達成を確認し事業活動をおこなっている。

八四年二月末で、一八九二戸、最近五年間の総着工戸数の六・九%の在庫があり、経営的にも深刻な問題となっている。販売不振の原因は、住宅需給の構造的変化に主因はあるが、低成長経済時代に入ってもなお従来のパターンで展開してきた事業方法そのものにも起因するものがあると反省し、在庫住宅の解消策をたて、これの実施と、地価の動向でみたように土地対策が重要であるので、この二つの当面の課題に取り組んでいる。

この在庫住宅、保有土地等の原因で、事業委託団体・勤住協の経営が圧迫されるきざしがあるので、全住連と一体で、今日のきびしい状況を打開するため指導の強化が確認されている。

勤住協は、今日の住宅不況が、住宅需給構造の変化という要因をベースとして、住宅価格と所得との乖離により一層増幅しているという情勢に対応するために、事業活動の見直し強化策を立てている。原価主義を基礎とした非営利法人であるので、事業運営にあたっては、在庫を発生させない構造と見込み生産的供給方法ではなく、計画生産的供給方法を加味した事業体制にむけて検討するとしている。そして、その前提として組織力の強化を重視した営業展開にもとづく個別の需要の把握が必要であり、労働者福祉団体間の協同や、独自の「友の会」等の組織の整備をも積極的にすすめることにしている。

見直しと強化策の一つとしての経営の多角化については、全住連の活動でもふれたように、勤住協・住宅生協でも新増改築等のリフォーム事業、中古住宅流通等の分野への進出の事業化を積極的にすすめることにしている。

その二として、住宅を購入する顧客の個別住宅への購買意欲は、需要者ニーズに合致しているかどうかにより増進され、それは基本的には住宅の質と価格に集約される。そのために需要者ニーズを把握して、それにもとづいた住宅企画を追求する努力が必要であるとしている。

その三として、地方公共団体の街づくり構想と結びついた勤住協事業の展開、とくに区画整理事業、市街地再開発事業への参加を積極的にすすめる。そのなかで、労働団体、労金、労済、消費生協の協力を得て、勤住協の制度面でのメリットを生かした、勤労者にふさわしい街づくりに参加する、としている。

また、事業活動における事業資金対策として、公的資金を導入して資金コストの低下ができるようにすること、労金資金の活用において円滑な供給を中心に要請することとしている。

それらのために関係団体との提携を確立し、きびしい状況打開のために研修・教育の強化、かつ制度改善による勤住協の地位の向上にむけて担当省庁に働きかけることにしている。

さらに、勤住協事業全体を円滑に遂行するうえで直轄事業の実施は重要な役割を有しているので、今後ともに住宅生協等の委託団体と有機的連携を保って事業を推進し、かつ勤住協の体制を確立していくこととしている。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「全国労働金庫協会第四三回議案書」、(2)「労働金庫連合会第二七回総会議案書」、(3)「労働金庫のビジョン」。〈労済関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第四一回通常総会議案書」、(2)『共済時代』(月刊)。〈生協関係〉(1)「日本生活協同組合連合会第三二回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』(季刊)、(3)『消費者運動資料』(季刊)、(4)『生協運動』(月刊)、(5)第三次全国中期計画。〈住宅関係〉(1)日本勤労者住宅協会第三七回評議会議案書、(2)全国住宅協同組合連合会昭和五九年度通常総会議案書／愛知県労働者住宅生活協同組合第二一回通常総会議案書。

# XI 労働組合と平和・社会運動

概要□第五五回メーデー――原水爆禁止運動――83平和大行進／原水爆禁止一九八三年世界大会／被爆三八周年原水爆禁止大会／原水禁沖縄大会／原水協独自の行事／核禁会議全国集会／ビキニデー中央集会／**世界大会準備委員会をめぐる紛糾**――恒常的組織結成をめぐって／六・二四反トマホークデーをめぐって／団体旗自粛問題の経過／平和委員会と原水協選出の準備委員会代表委員の交代／原水協代表交代をめぐる紛糾／**反核・軍縮・平和運動**――反戦闘争――反軍・反基地・反安保闘争――その他の運動

## 概要

一、第五五回メーデーは、五月一日、代々木公園の中央会場に三〇万人、全国一二二五カ所で約三八八万人が参加した。なお、メーデーのあり方について、今年から一部変更があった。

一、原水爆禁止八三年世界大会は、八月一～三日国際会議、八月六日世界大会・ヒロシマのひろば、八月八～九日原水爆禁止世界大会・長崎、という日程で開かれ、世界大会・長崎には約一万人が参加した。

一、原水爆禁止世界大会を前後して、原水禁・原水協・核禁会議はそれぞれ、被爆三八周年原水禁大会（八月四～六日広島大会、八月七日長崎のつどい・結集集会、八月一〇～一一日国際連帯会議、九月二一～二三日、沖縄大会）、原水協主催の独自行事（七月三〇日国民平和大行進東京集結集会、七月三一日国際協力をすすめる会議、八月五日世界大会の成功をめざすヒロシマ集会、八月七日国際連帯集会、八月八日全体集会）、核禁会議全国集会（八月五日、長崎）を開催した。

一、三月一日、焼津市でビキニデー中央集会が開かれ二五〇〇人が参加した。この日をはさむ二月二九日～三月六日、三〇周年記念週間行事が取り組まれた。

一、八三年と八四年の世界大会準備委員会をめぐって、とくに、①恒常的組織結成、②六・二四反トマホークデー、③平和行進での団体旗自粛などの問題で一定の紛糾が生じ、平和委員会と原水協選出の代表委員・運営委員が交代した。

一、反核・軍縮・平和運動としては、反核・軍縮・平和のための東京行動（八三年一〇月二四日）、反核シンポ（八四年二月二四日）、沖縄国際会議（四月二六～三〇日）、核軍縮二二人委員会の提言（五月二八日）、科学者京都会議声明（六月二三日）などが取り組まれた。

一、反戦闘争としては、戦争犠牲者追悼・反戦・平和式典などの八・一五関連の行事、東京大空襲記念集会や再び許すな東京大空襲！反戦平和の集いなどの三・一〇東京大空襲関連の行事などが取り組まれた。なお、一〇・二一国際反戦デーは三年つづきで分裂集会となった。

一、反軍・反基地・反安保闘争としては、池子弾薬庫返還市民大会、日米共同演習反対舞鶴集会、日米合同陸上実動演習抗議集会、下総基地米軍使用反対集会、富士山麓総行動、ミッドウェー艦載機訓練基地反対集会、グリーンベレー配備抗議行動などが取り組まれた。とくに、反トマホーク運動が強力に展開され、反トマホーク全国統一行動やトマホーク配備反対全国抗議行動、反トマホーク行動デーなどがおこなわれた。

一、その他の運動としては、反金権・田中辞職要求運動、雇用平等法制定要求運動、教育改革をめぐる運動、北方領土返還要求運動、憲法擁護運動、政党法反対運動などがあった。

## 1　第五五回メーデー

### 概　況

「働くものの団結で、安心して暮らせる平和な日本をつくろう」のメイン・スローガンのもと、第五五回メーデーは、中央メーデー会場（代々木公園）の約三〇万人（主催者側発表、以下同じ）をはじめ、全国一二二五カ所に合計約三八八万三一五〇人が参加してひらかれた。統一集会がひらかれたのは、東京をはじめ北海道、福島、群馬、栃木、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、広島、香川、高知、大分の二一都道県で、これまで最高だった八二年の一九都県に新たに北海道、岐阜、香川の三道県が加わり、史上最多となった。メーデー中央集会は東京・渋谷の代々木公園で午前九時に開会。議長団を代表して黒川総評議長は、メーデー式典の変更にふれ、「労働者の団結を示すという本質はいささかもかわらない」と強調した。また、メーデーの起源に言及しつつ「この日を国民の祝日として勝ち取り、中曽根首相のいう〝花と緑の日〟を五月二日にしてもらって、文字通り大型連休を実現しよう」と労働時間短縮運動の強化を訴えた。つぎに、主催団体を代表して竪山利文中立労連議長があいさつし、一九年ぶりのメイン・スローガンの変更を、「働く者こそが新しい社会や価値を創造する主体だという積極的な

意思表示であり、その責任と役割を自覚した労働運動の強化が必要だ」と説明した。つづいて「メーデー宣言」の朗読、メーデーを国民の祝日にしようという「特別決議」の採択がおこなわれ、実行委員会の簡素化方針に沿って、例年一時間半くらいかかるところを約五〇分で終了。参加者は六コースに分かれてデモ行進に移った。

### メーデー行事の変更

第五五回メーデーの第一回実行委員会は八三年九月一九日に発足したが、メーデーの準備と並行して、八四年三月二九日、常任実行委員会のなかに「メーデーのあり方検討委員会」を設置し、「中央メーデー行事の近代化」にむけての検討をはじめた。その結果、つぎの諸点において従来の「あり方」が変更された。①一九六五年の第三六回メーデー以来つづいたメイン・スローガン「働くものの団結で生活と権利、平和を守ろう」が、労組の既得権擁護のイメージが強く、もっと前向きの姿勢を示したいとの理由で、一九年ぶりに「働くものの団結で、安心して暮らせる平和な日本をつくろう」に変えられた。②従来の「要求と行動目標」二一～二二項目だったものを、政治色の薄い八項目に整理し、サブスローガンとした。③中央大会の前の四月二七日に祝賀式典を開いて、メーデー始まって以来初めて労働大臣と都知事を招くとともに、政党代表のあいさつはこの場でうけ、スローガン、宣言、決議もここで構成団体代表が署名して発表した。④中央大会での政党代表のあいさつが長すぎるというので、来賓祝辞は祝賀式典で前もって受け、中央大会では紹介のみにとどめてあいさつを省略、「メーデーのしおり」一〇万枚に野党のメッセージを印刷して参加者に配布した（政党代表のあいさつ抜きはメーデー史上初めて）。⑤これまでの主催七団体に全民労協が初めて加わり、八団体となった。

このようなメーデーのあり方の変更にたいしては、第二回全体実行委員会で一部から反対が表明され、その後も社会党、共産党や都教組などいくつかの労組から反対や再検討を求める意見が実行委員会によせられた。

【第五五回メーデー宣言（一部省略）】

働く者の消費購買力を増大し、わが国経済を内需中心の安定成長の軌道にのせることは、今日もっとも緊急な国民的課題である。にもかかわらず、政府・経営者はいたずらに「ガマンの哲学」をふりかざし、健保改悪、大衆増税など働く者に負担と犠牲を強要し、国民的課題にこたえようとしていない。

われわれは、実効ある男女雇用平等法制定・雇用情勢の改善と生活向上をはかるため、政策闘争を通じて、その目標を実現し、労働組合としての自主的活動を強化する闘いを、精力的に展開していくものである。

さらに、われわれは、国際労働運動を通じて世界平和の実現を強力に推し進める。核・軍備をもついかなる国家も、核・軍拡競争をいかに正当化しようとしても、このことが国際緊張を高め、世界平和実現の努力を放棄している事実は明らかである。世界で、戦争による最初の原爆被災国民として「非核三原則」を堅持するわれわれは、断固として軍備拡大競争に反対し、核兵器完全禁止の運動を展開する。

今日、労働運動の社会的責任は益々重大である。職場・地域の具体的要求を解決するため、統一と団結は急務である。われわれは、憲法を擁護し、中曽根内閣と自民党の反動的諸攻撃に対しては、総力をあげて対決するものである。

第五五回メーデーにあたり、われわれは、一致したスローガンを基本に連帯と団結を強め、働く者の生活を守り、平和な日本を築くために、たゆみなく闘い続けることを内外に宣言する。

一九八四年五月一日

第五五回中央メーデー大会

【サブ・スローガン】
一、不公平税制の是正、大型間接税の導入反対。
二、内需拡大、生活の安定向上、実質賃金の引き上げ、最低賃金制の確立、人事院勧告・仲裁裁定の即時完全実施。
三、完全雇用の実現、失業対策の強化、定年延長と中高年労働者の雇用確保、職業訓練制度の充実、障害者の雇用拡大。先端技術、M・E等に対応する安全と雇用対策の促進。
四、労働時間の短縮、週休二日制の実現、有給休暇の完全取得。
五、働く婦人の地位向上、雇用における男女平等の実現、優生保護法改悪反対、婦人差別撤廃条約の批准。
六、健保改悪反対、年金制度の抜本改善、高齢者福祉対策の充実、社会保障制度の確立。
七、平和憲法擁護、核兵器の完全禁止、全面軍縮の早期実現、非核三原則の堅持、被爆者援護法の制定。
八、労働基本権確立、労働戦線統一の拡大強化、未組織労働者との提携強化、ILO条約の早期批准、国際労働組織との連帯。

一九八四年五月一日

第五五回中央メーデー大会

【都教組の申入れ書（一部省略）】

三月一五日のメーデー常任実行委員会では、メーデーの歴史と伝統を根本的に変質させるメーデーのあり方、実施要領が決定されました。
都教組は、輝しいメーデーの歴史と伝統を守るため、三月一五日の「決定」を再検討されるよう、ここに申入れるものです。

記

一、スローガンから「生活と権利」を削除しないこと。
一、労働者・国民の利益を代表する政党の挨拶並びに実行委員会参加を保障すること。
一、総評内部に多くの異論のある「全民労協」を常任実行委メンバーに加えないこと。
一、メーデー祝賀式典に労働者・国民を苦しめている労働大臣・都知事・新自由クラブ代表などを招待しないこと。

東京地評議長　殿
総評議長　殿

一九八四年三月二二日

東京都教職員組合
執行委員長　増田孝雄

## 2　原水爆禁止運動

### 83平和大行進

原水爆禁止一九八三年世界大会準備委員会が七七年の統一以来初めて主催する国民平和大行進東京――広島――長崎コースは、八三年五月七日、東京・夢の島の第五福竜丸展示館前から、一四〇〇キロにおよぶ行進のスタートをきった。これは「83平和大行進」の名称でおこなわれ、出発式には一五〇〇人が参加。世界大会準備委員会代表委員の中林貞男生協連会長があいさつした。

### 原水爆禁止一九八三年世界大会

八三年の原水爆禁止世界大会は、八月一日から九日まで、東京の国際会議（一～三日）、「83世界大会・ヒロシマのひろば」（六日）、「原水爆禁止世界大会・長崎」（八～九日）の日程で開催された。

〔世界大会・国際会議〕　八月一～三日、上野の池之端文化センターで開かれた国際会議には、三三カ国・地域、一三国際組織から、七

七年に世界大会が再統一して以来最高の一六〇人の海外代表が参加した。スペイン、ギリシャ、ニカラグアからの初参加者をはじめ、中国代表も一八年ぶりにオブザーバーとして出席し、中・ソ両国代表が顔をそろえることになった。日本国内からの参加者は三五〇人を数えた。八月一日の開会総会では、大友よふ地婦連会長の主催者代表あいさつ、関屋綾子東京YWCA会長の準備委員会報告の後、ベンジャミン・サンダース国連軍縮局情報研究部長、宇都宮徳馬軍縮議連顧問、ハリントン大ロンドン市議会副議長などが来賓あいさつをおこない、広島で被爆した医師・肥田舜太郎氏や米核実験の被爆兵士・アンドリュー・ホーキンソン氏など約三〇人の国内・外代表の報告・討議がつづいた。冒頭の世界大会準備委員会報告で、日本側は米ソ両大国の責任を追及し、英・仏・中国を加えた五つの核保有国の名前をあげて「核軍備競争激化の悪循環の担い手」と批判した。このような名ざし批判は初めてであり、これまでにない強い調子の報告となった。第二日目の二日は、「核軍備競争と核戦争危機」を共通テーマに、①反核・軍縮・平和運動の当面する課題、②史上最初の核戦争としての広島、長崎を現在の核戦争危機の克服に生かすために、③教育、メディア、科学、芸術、宗教などの活動について、④原子力開発と核拡散の諸問題、の四つの分科会に分かれて経験交流と討論がおこなわれた。討論のなかでは、西ドイツ、オランダ、日本など政府から独立した運動を求める西側の平和運動家と、これに反発するハンガリーなど東側代表のあいだで論争が起きたが、中・ソ代表はこれに加わらなかった。またこの日、オブザーバー参加の中国代表が共同記者会見に応じ、「中国の核を超大国のそれと同じように扱うのは正しくない」と述べて注目された。第三日目の三日は、午後一時すぎから閉会総会が開かれ、前日の四分科会の報告、世界の平和運動家九人の連帯スピーチのあと、「東京宣言」が採択された。この「宣言」は、核軍拡競争の責任が米ソ両大国と英・仏・中国の核保有国にあるとして世界の人びとに軍事ブロック解消のための行動を訴えており、これまでになく具体的できびしい内容となっている。また、「宣言」が読みあげられた際、新原昭治原水協専門委員が、①いまから〝米ソの核凍結〟支持をうち出すのは危険、②凍結の対象が戦略核だけで戦術・戦域核は野放し、③五万発あるといわれている現存の核を容認することになり、核兵器使用を禁止するものでない、等の理由で、「われわれは、米ソ間の核凍結が合意されるならば、それを核軍縮にむかう第一歩として支持する」との部分に不賛成の文書通告をおこなった。最後に、小笠原英三郎日本平和委員会会長の閉会あいさつをもって、国際会議は三日間の日程を終えた。

国際会議終了後の八月三日午後五時から日比谷公園において、一五〇〇人が参加して原水爆禁止世界大会準備委員会代表委員が国際会開かれた。集会では紀平悌子世界大会東京集会（東京ラリー）が議の内容を報告し、トニー・ベン英労働党全国執行委員などの海外代表のあいさつ、米人女性歌手シャリーン・ゲッデスさんの歌や演奏、踊りなど、多彩な催しがおこなわれ、その後参加者は海外代表を先頭に都心のちょうちん平和行進に出発した。

なお、原水爆禁止一九八三年世界大会・国際会議に集まった日本をふくむ一二カ国の婦人団体代表ら八三人は、三日午前一〇時から池之端文化センターで「反核軍縮国際婦人交流会」を開催した。これは国内三五婦人団体で構成する「核兵器廃絶と軍縮を実現するた

めの婦人の行動を広げる会」の主催によるもので、婦人団体だけの国際交流集会の開催は初めてである。また、これより先の八月二日には、総評会館で「戦争への道を許さない女たちの連絡会」のよびかけで、日米の女性平和運動家の交流集会である「反核草の根交流会」が開かれ、米側約三〇人、日本側約一〇〇人が参加した。政党などを介さない女性だけのこの種の集会も初めてのことである。

【東京宣言（要旨）】

世界の三十三の国・地域、十三の国際組織から原水爆禁止一九八三年世界大会・東京国際会議に参加したわれわれは、以下のように宣言する。

海外代表一六〇人を含む五〇〇人の参加を得て開かれた本国際会議は、以下の諸点について合意した。

(1) "恐怖の均衡"による核戦争の抑止という考えを断じて容認しない。われわれは、軍事ブロックを解消するために行動をおこす。

(2) 核戦争を限定可能、管理可能、勝利可能とする考えそのものを最もきびしく糾弾する。われわれは、ヨーロッパやアジア・太平洋における中距離核ミサイルの配備に対して強く抗議し、その撤去を要求する。

(3) 核戦争を数か月にわたってたたかいぬき、敵国民衆に再起不能の激越甚大な被害を与える一方で、自らは数千万の犠牲の上に生き残るという恐るべき核戦略構想を、満身の怒りをこめて糾弾する。

(4) われわれは、核兵器の研究・開発・実験・製造・貯蔵・配備・使用を完全に禁止する条約を締結すべきことを要求する。われわれは、米ソ間の核凍結が合意されるならば、それを核軍縮にむかう第一歩として支持する。われわれは、核先制不使用や一方的核軍縮措置などのイニシアチブが発揮されることを要求し、また、二国間・多国間などの軍備管理・軍縮措置は、遅滞なく、拘束力をもつ全面的な軍縮措置に発展しうる現実的展望をもつものでなければならないと確信する。

(5) われわれの要求する平和とは、単に戦争のない状態を意味しない。平和とは植民地主義・人種差別・抑圧・貧困・性差別から解放された世界の創設にほかならない。

(6) われわれは、世界の各国・各地域を非核化すること、すべての外国核基地、外国軍隊を撤去させ、外国艦船・航空機・通信施設などを除去すること、市や町や村を非核化することを要求する。

(7) われわれは、アメリカの極東核戦略にいちだんと深く組みこまれてきた日本における巡航ミサイルなど核兵器搭載のアメリカ艦船の寄港や核基地の強化、軍事費の増強、学校教科書への干渉に反対する日本国民の反核・軍縮・反基地のたたかいを支持し、このたたかいに連帯を表明する。

(8) 史上最初の核攻撃をうけた広島・長崎の被爆の実相、および、核兵器の開発・実験に伴う太平洋諸島先住民や兵士たちの被害の実態は、詳細に解明され、すべての国の為政者・軍人・市民に周知されるために、広範な民衆の協力による適切な機関の設置が、日本をはじめ世界各地で早急にすすめられるべきである。

われわれはまた、広島・長崎の被爆者の健康にたいする長期的影響についての調査が世界保健機構の手でなされ、放射線影響研究所および米軍病理学研究所が所有するすべての資料が公表されるべきことを要求する。

(9) われわれは、日本、朝鮮、韓国、アメリカ、カナダなどの各地に在住するさまざまな国籍の原爆被爆者——核戦争の地獄を見た広島・長崎の生き証人たち——が、いまなお苦渋の生活を強いられていることに、悲しみと憤りを表明する。

(10) われわれは、ウラン採掘から核廃棄物の投棄にいたる核燃料サイクルと核拡散の相互関連を認め、核エネルギーの軍事利用に反対する。われわれは、北アメリカ、オーストラリア、ナミビアおよび南アフリカの先住民に深く連帯する。

われわれは、日本政府が太平洋への核廃棄物の投棄計画を無条件に遅滞なくとりやめるよう要求する。

われわれは、人民大衆こそが歴史を動かす担い手であり、真の恒久平和の実現は、われわれの努力いかんにかかっているとの確信に満ちあふれている。われわれは、全世界の人々にたいし、個人の責任において平和のために行動を起こし、自らの絶滅に手をかすのを拒否するよう呼びかける。

きたる十月の国連軍縮週間における国際共同行動をはじめ、あらゆる機会をとらえてわれわれのもてるあらゆる力を発揮し、核兵器をもてあそぶ者たちに圧力をかけよう。そして、彼らが邪悪な企みを断念する日まで、休

みなく励ましあいながらたたかいつづけよう。
われわれは、以上のことを世界の人々と諸国政府に訴える。
ノーモア・ヒロシマ！
ノーモア・ナガサキ！
ノーモア・ヒバクシャ！
ノーモア・ウォー！
一九八三年八月三日
原水爆禁止一九八三年世界大会・東京国際会議
（全文は『平和新聞』八三年八月二五日付）

**〔世界大会・ヒロシマのひろば〕** 原水爆禁止一九八三年世界大会「ヒロシマのひろば」実行委員会の主催、世界大会準備委員会協賛で、八月六日午後二時半から広島県立体育館で開催された。これには全国各地から六〇〇〇人、海外から一一国際組織、二八カ国・地域の代表一一六人が参加した。集会では主催者を代表した相原和光広島ＹＭＣＡ総主事のあいさつ、荒木武広島市長の来賓あいさつの後、世界大会準備委員会の中林貞男代表委員やベンジャミン・サンダース国連軍縮問題局情報研究部長、被爆者代表、映画監督の木下恵介氏などのあいさつがつづいた。このあと、核兵器の完全禁止、非核三原則の厳守などを求める「ヒロシマ・アピール」（『平和新聞』八三年八月二五日付参照）を採択。また、被爆者援護法の実現を求める特別決議も採択した。

なお、この「ヒロシマのひろば」に関連した行事として、八月五日には、八・六高校生集会（広島市中区幟町中、約四〇〇人）、八月六日には、第四回原爆犠牲者に捧げる音楽の夕べ（見真講堂、六〇〇人）、原爆被害者相談員の会や原爆被害者証言のつどい七団体による原爆被害者証言のつどい（広島市中区ＹＭＣＡ）などが開かれた。

**〔世界大会・長崎〕** 原水爆禁止一九八三年世界大会・長崎は、二七カ国・地域、八国際組織の海外代表一一四人をふくむ約一万人が参加し、八日から二日間の日程で開かれた。第一日目の八日は、①反核・軍縮・平和運動の当面する問題、②広島・長崎を現在の核戦争危機の克服に生かすために、③平和・軍縮・人権・環境のための教育、メディア、科学、芸術、宗教などの活動、国連とＮＧＯ運動について、④原子力開発と核拡散の諸問題、⑤婦人と平和などを課題に、長崎市内一五会場、佐世保市内一会場、計一六会場で分科会がおこなわれた。同日朝、空母ミッドウェーが佐世保に入港したことから、世界大会準備委員会は「われわれの運動へのあからさまな挑戦」と、これにたいして抗議声明を発表。抗議行動のため三〇〇人を急拠現地に派遣した。第二日目の九日は、長崎市の国際体育館に約一万二〇〇〇人が参加して全体集会が開かれた。これには二七カ国・地域、八国際組織から一一四人の海外代表も参加した。集会ではまず小野寺喜一郎日青協会長があいさつをおこない、来賓として出席した本島等長崎市長の発言の後、被爆者の訴え、海外・日本代表の発言につづいて山口仙二長崎原爆被災者協議会会長が被爆者の決意を表明。ついで「空母ミッドウェーの佐世保入港に抗議する決議」（『原水協通信』八三年九月六日付参照）を採択したあと、山口勇子原水協代表理事が「長崎アピール」をよみあげ、参加者の拍手で採択された。

なお、世界大会・長崎と関連して、八月七日には「83反核市民のつどい」が平和公園を中心に市内一三カ所で開かれ、誓いの広場にはギリシャ・オリンポスの聖火が届けられた。八月八日には、日青

協、社青同、民青、全学連、宗平協、大学生協連の六団体共催で七七年以来開かれている「原水禁八三年世界大会の成功をめざす青年学生フォーラム」（約七〇〇人参加）、第一〇回全国高校生平和集会（長崎市立商業高校）、長崎国際平和コンサート（長崎市公会堂）等の行事が取り組まれた。

【長崎アピール（部分）】

われわれは、かつてなく多数の海外代表を迎えて開かれた国際会議の東京宣言をふまえつつ、第二の核攻撃を受けたここ長崎の地から全世界に訴える。

核抑圧の危険な考えを断固として拒否しよう。すべての軍事同盟ブロックを解消させよう。核兵器の研究・開発・実験・製造・配備・使用を完全に禁止しよう。

抑圧や貧困や差別が核を中心とする軍備競争と同根不可分であることを認め、これらすべてから解放された自由な国際共同体を実現するためにたたかおう。地球上いたるところの地域を非核化しよう。

ヒロシマ・ナガサキはもとより、核兵器の開発・実験に伴う被害の実相をさらに広く知らせ、平和・軍縮教育を発展させよう。核燃料サイクルと核拡散との相互関連を認め、軍事利用への道を断とう。

われわれは、アメリカの原爆投下の責任を追及するとともに、日本政府がその戦争責任を認めて国家補償の立場にたつ被爆者援護法を即時制定するよう要求しよう。さらに、諸国に在住する原爆被害者および核実験の被害者が手厚く援護されるよう求めよう。

際限のない核軍備競争の悪循環の行きつく先に、核戦争の危機に刻一刻と近づいている。同時にまた、この危機を克服し押し返して、真の平和な世界を建設しようと、人類が今ほど大きく世論を喚起し、運動を組織し、相互に連帯しようといっせいに立ち上ったことはない。われわれは人間の連帯の環をいまこそ地球上いっぱいに張りめぐらし、好戦主義者の企みに最後のとどめを刺そうではないか。

ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒロシマ、
ノーモア・ヒバクシャ、ノーモア・核爆発、
ノーモア・ウォー！

一九八三年八月九日

原水爆禁止一九八三年世界大会・長崎
（全文は『平和新聞』八三年八月二五日付）

**被爆三八周年原水爆禁止大会**　原水禁国民会議が独自に取り組んだ被爆三八周年原水爆禁止大会は、開会総会（八月四日）、分科会（八月五日）、広島閉会総会（八月六日、「大会宣言」を採択）、長崎のつどい・結集集会（八月七日）、国際連帯会議（八月一〇～一一日）という日程で開かれた。このうち広島市立体育館で開かれた八月四日の開会総会には一万人が参加し、「ヒロシマ・アピール」が採択された。八月七日、長崎市民会館で開催された結集集会には約四四〇〇人が出席。集会では、主催者を代表して隈元宙教総評国民運動局長があいさつしたあと、田口健二原水禁代表委員が大会の基調を報告。被爆者、戦災障害者らの訴えにつづいて海外代表も発言した。集会は、最後に「長崎アピール」とともに、地域における原水禁運動の拡大と強化のための「行動決議」を採択し、森滝市郎代表の団結ガンバローでしめくくられた。また、集会では、翌日の八日に佐世保に入港する米空母ミッドウェーにたいし、緊急に二〇〇人の抗議団編成を決め、現地の抗議行動に合流させた。

なお、被爆三八周年原水爆禁止大会で採択された「ヒロシマ・アピール」「大会宣言」「長崎アピール」は、『総評第七一回定期大会各局報告書（Ⅰ）』一七七～一八〇頁に、「行動決議」の主な内容は『社会新報』八三年八月一二日付にそれぞれ掲載されている。

### 原水禁沖縄大会

沖縄原水協、護憲反安保、県労協で構成する「八三年反核・平和のための沖縄総行動実行委員会」は、八三年九月二一～二三日、「八三年反核・平和のための沖縄総行動　被爆三八周年原水爆禁止沖縄大会」を那覇市を中心として開催した。初日の開会総会は、二部に分かれ、約一〇〇〇人が参加。第一部の集会では、反核映画「いま、地球を愛するなら」の上映、主催者代表、中央団体代表のあいさつの後、基調報告がおこなわれた。第二部では「反核・平和運動を広げるために」をテーマに三人のパネラーでシンポジウムが取り組まれた。第二日目は、三つの分科会に分かれての討論と閉会集会が開かれ、第三日目は、本土代表団による基地調査などがキャンプハンセン、西表島でおこなわれた。

### 原水協独自の行事

原水協主催の独自行事は、原水爆禁止一九八三年世界大会と並行して、国民平和大行進東京集結集会（七月三〇日）、国際協力をすすめる会議（七月三一日）、世界大会の成功をめざすヒロシマ集会・分科会と全体集会（八月五日）、原水協分散討論集会（八月七日）、原水協国際連帯集会（同）、原水協全体集会（八月八日）の日程で取り組まれた。このうち原水協中国ブロックと日本原水協の共催で開かれたヒロシマ集会では、まず一〇の課題別分科会に分かれて討論。六時半から広島県立体育館で開かれた全体集会には、二国際組織、一一カ国・地域の海外代表一八人と日本代表約一〇〇〇人が参加した。八月七日の原水爆禁止一九八三年世界大会成功・決議実践のための日本原水協集会・分散討論集会は、六テーマ、長崎市内の九会場で開かれ、約五〇〇〇人が参加。討論のなかでは「東京宣言」の「核凍結支持」項目に批判が集中した。長崎市の市民会館体育館で開かれた八日の全体集会でも、この問題について「その誤りについて正確に討論をしていくことが必要」と報告された。この集会には、全国からの代表五〇〇〇人、一三カ国・地域、二国際組織、二三人の海外代表が参加し、「米空母ミッドウェーの佐世保入港に抗議」の抗議電を確認するとともに、八項目の行動を提起した「決議」を採択した。この「決議」については、『原水協通信』八三年九月六日付、参照。

### 核禁会議全国集会

八月三日、広島市公会堂で開かれた広島地方集会（約二〇〇〇人参加）につづいて、八月五日夜、長崎市民会館文化ホールにおいて、二三回目の核禁会議全国集会が開かれ、約一〇〇〇人が出席した。集会では、磯村英一核禁会議議長の基調あいさつ、浅野同盟副会長らの来賓あいさつ、療養中の被爆者への千羽鶴の贈呈につづいて、救援カンパ金のなかから純心聖母の会にマイクロバス一台が贈呈された。集会は、最後に「83核禁会議全国集会アピール」を採択して終了した。なお、同日、これに先立って、核禁会議第二三回全国代表者会議が三〇地方核禁の代表など約五〇人で開かれた。

### ビキニデー中央集会

ビキニ環礁水爆実験被災から三〇周年にあたる八四年の三・一ビキニデー中央集会は、八四年三月一日、静岡県焼津市の市民体育館で開かれ、二五〇〇人が参加した。中央と地元静岡県の同集会実行委員会共催で開かれたこの集会には、第五福竜丸の元乗組員でつくっている福竜会の見崎吉男会長と服部毅一焼津市長が、原水禁運動の分裂以来はじめて参加。海外からもマーシャル諸島、ハワイ、フィリピンの代表などが出席した。集会では、中央を代表して大友よふ地婦連会長、地

元を代表して鈴木正次原水禁静岡県民会議代表委員があいさつをおこない、久保山氏夫人のすずさんからもメッセージがよせられた。集会は最後に「アピール」（『平和新聞』八四年三月一五日付参照）を採択して閉会した。

なお、中央集会に先立ち、三月一日午前には久保山氏の眠る弘徳院から市民体育館まで「誓いの平和行進」がおこなわれ、同日夜には、静岡市民文化会館で「非核日本・非核太平洋をめざす三・一のタベ」が開かれた。

また、三・一中央集会をあいだに挟み、二月二九日から三月六日まで、公開シンポジウム「死の灰と人類」（三月二日）、第五福竜丸の被災をテーマにした演劇「漁港」の再演（三月三日）、映画「はだしのゲン」「おこりじぞう」の上映（三月四日）、被爆写真や原爆瓦の展示、アニメ映画の上映などの映像展（三月五～六日）など、三〇周年記念週間行事が静岡市内で連日くりひろげられた。

### 三・一ビキニデー日本原水協集会

日本原水協は二月二九日、静岡市で「三・一ビキニデー日本原水協集会」を開き、全国から約一五〇〇人が参加した。静岡大学での開会集会、課題別討論集会では反トマホーク運動など各地の経験を交流。このあと静岡市民文化会館で全体集会を開き、「決議」を採択した。この「決議」は、『原水協通信』八四年三月六日付に掲載されている。

## 3　世界大会準備委員会をめぐる紛糾

### 恒常的組織結成をめぐって

八三年九月一四日、世界大会総括会議の第七回運営委員会の席上、市民団体代表などから恒常的組織体制結成の提案があり、これに応えて九月一九日の作業部会は「原水爆禁止運動連絡委員会」設置を満場一致で確認した。しかし、九月二六日第四回準備委員会では原水協、平和委などが、過渡的・経過的組織である準備委員会の恒常化はかえって七七年の「五・一九合意」による本来の統一組織の形成を遅らせ、分裂状態を固定化させるなどの意見が強く、「機関で合意が得られない」と撤回を要求。結局、恒常的組織の結成は見送られることとなった。

### 六・二四反トマホークデーをめぐって

八四年世界大会準備委は三月三〇日に発足したが、四月一九日に開かれたその第一回運営委員会の席上、六月中に反トマホーク集会」開催で一致の行動に取り組むことが総評によって提案された。五月八日の第二回運営委員会は準備委員会主催の「反トマホーク集会」開催で一致し、具体的日程や要綱を作業部会に一任した。しかし、原水協全国理事会はこの問題で意見が一致せず、五月一九日の作業部会でも保留の態度を表明。結局、五月二八日の運営委員会で、六月二四日を

反トマホークデーとし、準備委員会は主催ではなく提唱することとなり、これに応じて各団体が自主的に取り組むものとされた。原水協側は提唱にも異議を唱え、六・二四反トマホークデーは、原水禁・総評と市民団体のみの取り組みとなった。

**団体旗自粛問題の経過**

83平和大行進は再統一以来初めて世界大会準備委員会の主催となり、総評もこれに参加した。ところが、行進の途中、総評・県評が統一労組懇の旗の参加を問題として一定の混乱が生じ、作業部会は、一時的措置として「準備委員会構成団体以外の旗を掲げてはならない」ことを確認するという経過があった。八四年の準備委員会でもこの問題が再び浮上し、平和行進の実施要綱をめぐって対立が激化した。事態の打開をはかろうとした市民団体は、四月二五日、協・平和委員会側と禁・総評側の両者に調停案を示し、四月二六日、協・平和委員会側は「自粛は禁止や規制を意味しない」ことを確認しつつ、一部条件つきで、これを受諾。その内容は五月八日の運営委員会の席上、「口頭合意」として平和行進実施要綱とともに満場一致確認された。ところが、五月一八日の平和行進出発に際して総評などが「団体旗の自粛」を強く要請し、事実上「規制」の動きを示した。このため原水協側の反発は強まったが、さらにそのうえ総評の指導文書第四二九号が「原水協グループは別団体として区別し、一定の距離を開けて整理する」ことを明記したため、両者の対立はいっそう激化した。こうして、五月三一日、原水協等の参加する国民平和行進実行委員会や平和委員会は「口頭合意」の破棄を通告するにいたった。

【84平和大行進・東京↓広島↑長崎　実施要綱（部分）】

1　スローガン（略）

2　日程及びコース（略）

3　主催　原水爆禁止一九八四年世界大会準備委員会

4　平和行進のすすめ方

(1)　五月一八日出発式、一九日・二〇日東京での小集会をもつ。長崎でも出発集会をもつ。

(2)　準備委員会のリレーする横断幕・桃太郎旗については、準備委員会が用意したものを使用する。

(3)　宣伝カーは、各県で協議の上必要に応じて先導車と随伴車を配置する。先導車、随伴車は、いずれも準備委員会が用意した横断幕ならびに同様の横断幕を使用する。

(4)　各参加者・団体の参加形態については、平和行進の目的を達成するに相応しい創意工夫をこらしたものとし、同時に広範な市民の参加を得やすい雰囲気をつくり出すため、相互理解の精神に立ち、十分な配慮を払ったものとする。

（中略）

(9)　政党名を表示した参加は厳に慎むこと。

（以下略）

【総評発第四二九号「84平和大行進のご協力のお願い」（部分）】

経過――四月九日の運営委員会、四月一八日の作業部会（主要な運営委員で構成）で日程等の実施要綱について議論を行ないましたが結論をえるにいたりませんでした。この結果、市民団体（地婦連、日生協、日青協等）より各団体を訪れ次の提案が各団体にありました。

①　出発日は五月一八日とする

②　お互いに団体旗は自粛することとし、それぞれの加盟団体はその所属する団体、地域に責任を持って指導する。

この提案を、総評、原水禁、中連、新産別、護憲連合、原水協、平和委員会、宗教ＮＧＯ、市民団体なども世界大会成功のため承認いたしました。

この経過をふまえ五月八日運営委員会を開催し、つぎのような決定となりました。

①　別紙実施要綱にしたがって平和行進を実施する。

② ただし、実施要綱の4—④については市民団体の上記提案②を口頭確認することで了解し、決定いたしました。

出発点の状況——世界大会準備委員会の代表は関係団体（原水協、平和委員会）に対し再三にわたり、自粛を要請するとともに説得に最大の努力をおこなったが、同団体旗自粛などということは、きめていないし、自由である」と、準備委員会と真っ向から対立する主張を行ないました。

このため、出発時点において準備委員会は緊急措置として、民主的な申し合せ事項に反する団体は主催団体である準備委員会とは別団体として一定距離をおくことを通告し実施しました。

前記不祥事態に対し、準備委員会は緊急に作業部会を開催し協議を行ない、原水協の代表が参加した上で、次の二点を満場一致で確認しました。

① 世界大会準備委員会の一一項目の合意を再確認をし、多くの市民が参加できる行進とする。そのため各地方は出発にさいし一一項目の趣旨を呼びかける。

② 準備委員会の一一項目の合意事項に違反する部隊（原水協グループ）は別団体として準備委員会とは区別し、一定の距離を開けて整理する。総評はこの経過をふまえ、準備委員会加盟団体として準備委員会の決定にもとづき二一日次の実施要綱を確認し、各単産、県評に連絡することにいたしました。

記

一 （略）

二 準備委員会は一部政党及び団体の大衆運動への不当な介入をはじめ、原水協の態度は準備委員会に対する挑戦とうけとめ、断固とした態度をとる。

三 各県での行進については各県評は次のようにする。

①② （略）

③ 原水協が準備委員会の決定を無視し、団体旗をかかげるかぎり、原水協グループは準備委員会の平和行進とは別のものとして位置づけ毅然たる態度にでる。

④ （略）

（全文は『総評第七一回定期大会各局報告書』）

【通告（全文）】

一、一九八四年原水爆禁止国民平和大行進中央実行委員会は、団体旗（政党旗をふくむ）について、いかなる規制、自粛要求にも拘束されない。団体旗は自由である。

一、国民平和大行進中央実行委員会は緊急措置として、民主的な申し合せ事項を破棄することを通告する。したがって、原水爆禁止一九八四年世界大会準備委員会主催の「84平和大行進実施要綱」の4の④項および⑨項は無効であり、拘束されないことを通告する。

一九八四年五月三十一日

一九八四年原水爆禁止国民平和大行進中央実行委員会

（『原水協通信』六月六日付）

## 平和委員会と原水協選出の準備委員会代表委員の交代

平和委員会選出八四年世界大会の準備委員会代表委員である森賢一平和委員会事務局長は平和委員会大会の開かれる前日に辞意を表明し、翌日にかけて長谷川代表理事、小笠原会長も辞任することになった。六月二～三日の大会は三役を選出できず、六月九～一〇日の第二回全国理事会で会長空席、福山秀夫理事長、宇藤義隆事務局長を選出したため、平和委員会からの準備委員会への代表委員と運営委員はこの二人に交代することになった。

他方、原水協も、六月二八日の全国理事会で代表委員制を廃止して吉田嘉清代表理事を個人理事に格下げしたため、世界大会準備委員会への代表委員と運営委員は、草野・吉田両氏から金子毅代表理事と赤松宏一事務局長に交代することになった。

平和委員会と原水協の内部でこのような人事変更がなされたのは、①「連絡委員会」設置問題、②「反トマホーク集会」開催問題、③「団体旗自粛」問題などで「世界大会準備委員会の運営委員として日本原水協の方針を正しく準備委員会に反映させるととも

に、口頭合意破棄を実践すべきであったのに行なわなかった責任が問われ」（原水協全国理事会での赤松事務局長の報告『原水協通信』八四年七月六日付）たためとされている。

なお、平和委員会大会は会員にたいして、原水協理事会は国民にたいして、この間の事情を説明した訴えをそれぞれ発表している。

【原水爆禁止運動の真の前進をめざし日本原水協は国民の皆さんに訴えます（部分）】

……略

一九六三年に原水爆禁止運動の分裂をひきおこし、さらに一九七七年に日本原水協に国民的大統一組織の実現を一度は約束しておきながらそれをまもらなかった総評や「原水禁」などは、最近、平和行進から統一労組懇の排除をねらって団体旗の禁止をおしつけようとしたり、自分たちの特定の行事を原水爆禁止世界大会準備委員会にもちこみ、おしつけようとするなどその策動は目にあまるものがあります。

こうした策動は、真に広範な国民の平和のエネルギーの結集と、原水爆禁止運動の前進にまったく逆行するものであり、結局は、分裂問題の解決を棚上げにするばかりか、安保条約や自衛隊を事実上容認する総評指導部の右傾化の深まりを考えるとき、原水爆禁止運動をその認める範囲内のものに根本的に変質させる危険を感じさせるものです。

これは、いかに「統一」とか「共同行動」とかのベールをかぶせようと、原水爆禁止運動の真の統一に反するものです。

日本原水協第五三回全国理事会は、原水爆禁止運動の統一のため、機関がとりきめた方針をまもらず、それに反して総評などと折衝にあたり、分裂を固定化する路線に追随した代表の責任を明らかにするとともに、今後、ふたたびあやまちをくりかえさせないための、日本の原水爆禁止運動の本流として国民のみなさんへの責任を果たすことができる新しい執行体制を確立しました。

一部マスコミが「混迷と対立の深まり」などと事実を歪めた報道をおこなったため、国民のみなさんにいろいろご心配をおかけしましたが、史上最高の出席者によって成立した日本原水協第五三回全国理事会は、積極的な徹底的な討論を通じてこれまでよりいっそう強固に団結し、前進をはじめました。

……（略）……

私たちが求めるのは、分裂を固定化するみせかけの統一ではなく、真の国民的統一です。

……（以下略）……

（全文は『原水協通信』七月六日付）

【全会員への訴え（部分）】

……（略）……

二日間にわたる討議を通じて、原水爆禁止運動の統一について、組織的大統一を確認した一九七七年の合意の実現を総評などがたな上げしたままで今日にいたり、その上に「原水爆禁止運動連絡会」といった「恒常組織」をつくるのは、分裂の固定化を容認するものであり、運動の変質に導くものであることが明らかにされました。そうして真の統一が実現されていない状況のもとで、六月二十四日の反トマホークデーを世界大会準備委員会が提唱することは、「原水禁」の「つみかさね共同行動」論の容認であり、賛成できないことが明らかにされました。

また平和行進における団体旗自粛問題について、大衆運動のなかでのとりきめは一点のあいまいさもあってはならないこと、一九五八年に平和行進をはじめてからずっと自由であった団体旗を、ここにいたって自粛し掲げるなと総評が要求し、原水協加盟団体の排除まで全国に指示しているのは、運動を彼らの許容する枠内に押しこめ、変質をはかるものであり、運動の基本路線にかかわる重大問題であって、これに対する対応にはいささかもあいまいさや甘えがあってはならないことが明らかにされました。

さらに理事会は、機関の集団的責任について討議を深めるとともに、そのなかでの個人の責任についても深く討議し、あやまりを認めて責任をとった森賢一前事務局長の辞意表明と、これに関連して出された小笠原英三郎前会長ならびに長谷川正安前理事長の辞意表明を承認し、その後任については、会長は当分空席とし、理事長に福山秀夫、事務局長に宇藤義隆の両氏を選出しました。

……（以下略）……

（全文は『平和新聞』八四年六月二五日付）

**原水協代表交代をめぐる紛糾**　八四年八月一〇日に開かれた世界大会準備委員会第六回運営委員会に、原水協の役職を解かれた草野・吉田両氏が出席し、「全国理事会は違法で、決定は無効だ」と主張した。これにたいし、新たに代表委員、運営委員として原水協から選出されて出席した金子、赤松両氏は、代表はすでに交代したとして厳しく抗議。会議は結論が出ないまま散会し、一三日に開かれた運営委員会でも事態の打開はかられなかった。このままでは、統一した世界大会の開催が不可能になるという緊迫した状況の下で、七月二〇日に開かれた運営委員会の席上、中野好夫代表委員が草野・吉田両氏から代表委員、運営委員の辞任届が出されている旨報告があり、原水協の代表交代問題にようやく決着がつけられた。

## 4　反核・軍縮・平和運動

### 反核・軍縮・平和のための東京行動

国連軍縮週間の始まった八三年一〇月二四日、東京・千駄ヶ谷の明治公園において、原水爆禁止一九八三年世界大会準備委員会と三二団体で構成する東京行動実行委員会の共催で「10・24反核・軍縮・平和のための東京行動」が取り組まれ、約一万五〇〇〇人が参加した。集会では小野寺日青協会長の主催者あいさつ、川津恒一氏やソル・アモールの歌、真柄総評事務局長はじめ市民団体・平和団体代表の決意表明、小川岩雄立教大教授の提言などがなされ、最後に「東京行動アピール」を採択して閉会した。

このほか、一〇月二四日には、大阪市の大阪府教育会館でも、大阪原水協の主催で第三回草の根平和運動交流会が開かれ、各団体・サークルの代表六〇人が参加。二九日午後には、大阪原水協のよびかけで「核兵器廃絶、被爆者援護、人類生存のための第五回軍縮平和行進」がおこなわれ、四六団体、三五〇人が参加した。

### 神奈川で反核シンポ

八四年二月二四日、市民団体など六〇団体で構成する神奈川県のいのちとくらしを守る共同行動委員会は、「反核――市民の運動から」をテーマに横浜市内でシンポジウムを開き、四五〇人の市民が参加した。集会では、評論家の山川暁夫氏を司会に、横須賀市民グループ、嘉手納米軍基地爆音防止住民共闘会議代表などから問題提起を受け、核・基地をめぐる状況や反核運動の方向などについて討論がおこなわれた。

### 核基地・軍事同盟をなくす沖縄国際会議

八四年四月二六～三〇日、日本原水協提唱による二回目の「核基地・軍事同盟をなくす沖縄国際会議」が開かれ、ワシントン政策研究所の軍拡・核兵器研究部長ウイリアム・アーキン氏（アメリカ）、元ストックホルム国際平和研究所員オーエン・ウィルクス氏（ニュージーランド）、フィリピンの元上院議員ホセ・ジョワノ氏やENDのケン・コーツ氏（イギリス）をはじめ、ハワイなど太平洋

第93表　世界大会準備委員会をめぐる紛糾関係日誌（83．9～84．7）

| | |
|---|---|
| 83．9.14 | 83世界大会準備委員会第7回運営委員会。市民団体より恒常的組織体制提案。 |
| 9.19 | 83世界大会準備委員会作業部会。「原水爆禁止運動連絡委員会」設置で合意。 |
| 9.24～25 | 原水協第152回常任理事会。「連絡委」問題で意見不一致，不賛成。 |
| 9.26 | 83世界大会，第4回準備委員会。原水協，平和委「機関で合意が得られない」として撤回要求，「連絡委」不成立。 |
| 9/末 | 平和委森事務局長，準備委員会運営委員の辞意を表明。認められず。 |
| 84．3.30 | 84世界大会準備委員会発足。 |
| 4．3 | 原水協等で平和行進実行委員会結成（以下，実行委）。 |
| 4．4～5 | 『赤旗』無署名論文「統一の路線と分裂の路線」発表。 |
| 4．9 | 84世界大会準備委員会第1回運営委員会。平和行進の名称，スローガン等確認。実施方法は不一致。「6月中の反トマホーク行動」で合意。 |
| 4.18 | 作業部会，平和行進の日程，実施要綱で対立。事務局案まとまらず。 |
| 4.19 | 実行委，事務局団体会議。 |
| 4.24 | 地婦連・日青協・生協連・婦人有権者同盟・日本山妙法寺の市民5団体，打開策検討。 |
| 4.25 | 総評・禁・協・平和委に対し，市民5団体「平和行進についての申し入れ」。実行委事務局団体会議，「申し入れ」を検討。 |
| 4.26 | 原水協・平和委，「申し入れ」条件付き受諾回答。 |
| 5．8 | 平和委運営委員会「反トマホーク集会」評価，とりくみ決定。第2回運営委員会，平和行進実施要綱決定。「口頭合意」確認。「反トマホーク集会」開催合意。 |
| 5.14～15 | 原水協第52回全国理事会。「反トマホーク集会」意見不一致，継続審議。草野代表委員，吉田代表理事らを選出。 |
| 5.18 | 平和行進出発。準備委事務局「団体旗自粛」よびかけられる。実行委・原水協即日抗議。 |
| 5.19 | 原水協赤松事務局長談話「団体旗掲げるのは自由」。作業部会，自粛問題で討論，結論出ず。原水協「反トマホーク集会」保留。 |
| 5.20 | 『赤旗』無署名論文「原水爆禁止運動の根本問題」発表。 |
| 5.21 | 総評指導文書第429号「84平和大行進ご協力のお願い」，単産委員長・県評議長あて発信。 |
| 5.24 | 浜島統一労組懇政治部長（日高教書記次長）談話「原水協は団体旗自粛を機関決定したことはない」。 |
| 5.26 | 統一労組懇・新婦人等，原水協に団体旗自粛撤回を要求。 |
| 5.28 | 第3回運営委，自粛問題で激論，結論出ず。「6.24反トマホーク集会」，集会からトマホークデーへ，主催から提唱へ変更。 |
| 5.29 | 実行委，事務局団体会議。「自粛」「口頭合意」破棄通告を決定。 |
| 5.30 | 生協連「全国組織活動情報」No. 5，平和行進への態度を公表。平和委役員会，破棄に賛成。 |
| 5.31 | 実行委，準備委・生協連・日青協・地婦連に「口頭合意」破棄通告。 |
| 6．1 | 平和委運営委，森賢一事務局長辞意表明。長谷川正安理事長辞意。中林貞男・大友よふ等団体・個人10人「平和行進と84原水爆禁止世界大会の成功を願って」発表。 |
| 6．2～3 | 平和委第34回大会，小笠原英三郎会長辞任。三役空席で閉会。 |

| | |
|---|---|
| 6. 9 ～10 | 平和委第2回全国理事会，福山秀夫理事長（前副理事長），宇藤義隆事務局長（前事務局次長）選出，会長空席。 |
| 6.13 | 原水協，全国担当常任理事会，破棄経過承認。「反トマホークデー」意見不一致，不賛成。 |
| 6.15 | 第4回運営委，「反トマホークデー」不一致，平和行進で激論，吉田発言「いろんなてい団のくみ方で行進していくしかない」。 |
| 6.17 | 生協連ら7団体〝合意破棄認めぬ〟を内容とする「市民団体の見解」発表。 |
| 6.19 | 総評拡大評議員会「原水爆禁止1984年世界大会の諸課題について『恒常的組織』『平和大行進』『反トマホーク6.24デー』に対する総評見解」。 |
| 6.21 | 原水協第154回常任理事会，全国理事会の招集を決定。 |
| 6.22 | 原水協，代表委員名で全国理事会「開催案内」発送。 |
| 6.23 | 草野代表委員ら6代表委員連名で「開催案内」を無効とする「『第53回全国理事会』について」発送。 |
| 6.24 | 反トマホークデー。 |
| 6.26 | 原水協（赤松事務局長），田中里子準備委員会責任者に公開質問状。 |
| 6.28 | 原水協第53回全国理事会，会則を改正し，代表委員制廃止。吉田嘉清代表理事をただの理事に。 |
| 6.29 | 田中里子準備委員会責任者，原水協に回答。 |
| 7.10 | 第5回運営委員会，原水協の代表委員交代を認めず紛糾。 |
| 7.13 | 婦人有権者同盟・被団協ら市民団体，草野・吉田両氏及び赤松事務局長とそれぞれ会談。第6回運営委員会，紛糾続く。 |
| 7.17 | 原水協常任理事会，「草野信男，吉田嘉清両名に対する問責決議」採択。 |
| 7.20 | 第7回運営委員会，草野・吉田両氏，中野好夫代表委員を通じて辞意表明，原水協代表の交代を確認。 |

諸国を中心に一三カ国から二十数人が出席し、日本全国からも約三〇〇人が参加した。会議は二六日の「沖縄を語り、聞くつどい」にはじまり、二七日と二八日の午前中に「戦跡・基地調査」、二八日午後から三〇日午前中まで「国際連帯集会」をあいだに挟んで「国際会議」という日程で開かれた。会議では、核戦争が太平洋から始まる危険性、核戦争を支えるC³I（指揮・管制・通信・情報）通信システムへの闘争、国際的反核ネットワークの必要性などが強調された。

**核軍縮二二人委員会の提言**　八四年五月二八日、憲政記念館において「核軍縮を求める二二人委員会」の初会合が開かれ、「核軍縮と非核三原則堅持に関する提言」を決定した。この会合には、三木元首相、岡田前衆議院副議長、長洲神奈川県知事、中野好夫氏ら一二人が出席し、ほか六人は代理出席。鈴木前首相らは都合で欠席した。提言は、「非核三原則」の形骸化と核持ち込みの疑惑に言及して「立証」の必要性を強調している。今後の行動目標として、①非核三原則の実行と立証を日米両国政府に絶えず求めつづける、②アジア・太平洋地域の核軍縮促進を各国に働きかける、③被爆者援護法の制定の三点をかかげた。

**科学者京都会議の声明**　八三年六月二二～二三日、東京・学士会館において「第五回科学者京都会議」が開かれ、国際的な視野での軍事技術開発の現状、日本における軍事技術開発の現状の二つ

の報告をもとに討論をおこない、「わが国における軍事的研究開発の本格化を未然に抑え、科学と技術をすべての人の知的発達と幸せに役立たせる道を追求すること」を訴えた、約二〇〇〇字の声明を発表した。

**反核・軍縮・平和のための多彩な活動**　以上に述べた以外の、反核・軍縮・平和をめざした主な活動には、つぎのようなものがある。

①音楽会「反核・日本の音楽家たち」（八三年七月六日、日比谷公会堂、一五〇〇人、八二年についで二回目）、②「アジア文学者ヒロシマ会議――アジアの平和と文学、『核』、貧困、抑圧からの解放を求めて」（七月二八～三〇日、広島平和記念館、海外一四カ国、約二〇人、全体約八〇人）、③「平和構想懇談会」発足（七月三〇日、政治・法律・経済・自然科学などの専門家約五〇人）、④「核廃絶をめざす第四回ナガサキ国際フォーラム――アジアの平和と文学を語る集い」（七月三一日、長崎市、国内ほかフィリピン、タイ、ベトナム、南ア、米国など約一五〇人）、⑤「83反核日本宗教者平和集会」（一〇月二八～二九日、京都市聖護院御殿荘、僧侶・キリスト者・宗教関係者など約八〇人）、⑥高野山真言宗「世界平和祈願アピール」（八四年四月二一四日）、⑦第四七回国際ペン東京大会「反核・軍縮決議」（五月一四～一八日、海外四五センター約二二〇人ふくむ約六二〇人）。

## 5　反戦闘争

**八・一五への取り組み**　「終戦記念日」に先立つ八月一四日、渋谷ハチ公前において「戦争への道を許さない女たちの連絡会」の主催で三回目の「反戦マラソン演説会」が開かれ、紀平悌子婦人有権者同盟会長など女性ばかり約六〇人が交代して連続七時間の演説会を開いた。またこの日、家の光会館では約一二〇人が参加して日本戦没学生記念会の「83わだつみ会八・一五の集い」が開かれたり、八王子市から国会までの四二キロを歩いて平和について考える三回目の「83ピース・テクソン」が三〇人の参加でおこなわれるなどの取り組みもあった。

**戦争犠牲者追悼・反戦平和式典**　八三年八月一五日、東京・千鳥ヶ淵の戦没墓地において、総評・社会党・中立労連・新産別・護憲連合の共催で「八・一五戦争犠牲者追悼・反戦平和式典」が開催され、約三〇〇人が出席した。席上、黒川総評議長が「追悼の言葉」を述べ、真柄総評事務局長が「反戦平和への誓い」を読みあげた。また、飛鳥田社会党委員長も「平和の誓い」を述べた。

また、八月一五日には、総評会館の主催、総評教宣局と国民文化会議の後援で、シンポジウム「日本のこと考えていかな」が総評会館ホールで開かれ、高校生や大学生など約二〇〇人が出席した。パネラーには都内の高校生四人をはじめ、日高六郎・鄭敬謨・加納実紀代氏の各氏があたり、夕食をはさんで延々六時間にわたって討論がおこなわれた。

**「日本のこと考えていかな」シンポジウム**

**二つの国際反戦デー中央集会**

米軍による北ベトナム爆撃に抗議して総評のよびかけで一九六六年に始まった国際反戦デーは八三年で一八回目を数えたが、東京では三年つづきで社・共両党系に分かれて二つの中央集会が開かれた。八三年の反戦デーは、一〇・一二田中判決直後ということもあって、各団体のスローガンには田中即時辞職要求が目立ち、総選挙ふくみの緊迫した政治状況を反映して政治色の濃い集会となった。

日比谷野外音楽堂で開かれた総評・東京地評・社会党・護憲連合・原水禁主催の中央集会には約五〇〇〇人が参加。集会では、真柄総評事務局長、高沢社会党副書記長の主催者を代表してのあいさつ、山口社会党国対委員長の国会報告につづいて、梶谷善久氏（評論家）が「核戦争をめぐる国内外の危機的状況について」と題する問題提起をおこなった。集会は最後に、「ただちに国会に田中角栄の辞職決議案を上程、可決し、田中角栄を辞職させるよう要求」した「集会アピール」を採択した。なお、「反米的色彩が強すぎる」などの理由で八二年の中央集会への参加を拒否した中立労連と新産別は、八三年の集会も不参加を決めた。

他方、代々木公園B地区で開かれた安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会・同東京実行委員会主催の中央集会には約二万五〇〇〇人が参加。集会では、近藤一雄事務局長の主催者代表あいさつ、寺島アキ子全国革新懇代表世話人の来賓あいさつの後、不破共産党委員長が各界一二人とともに決意を表明した。集会は最後に「宣言」と「田中角栄の即時辞職を要求し、ロッキード疑獄の徹底究明を要求する特別決議」を採択し、国会などに向けてデモ行進をおこなった。

なお、八三年の一〇・二一全国統一行動としては、前年より三道県少ない、青森、岩手、秋田、宮城、福島、埼玉、新潟、山梨、長野、静岡、岐阜、石川、富山、滋賀、和歌山、島根、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本の二二県で、社・共両党系の統一集会が取り組まれた。

**東京大空襲記念集会**

東京大空襲から三九年目の三月一〇日を前にした八四年三月八日、東京・江東公会堂において、都教組や「東京大空襲を記録する会」などで構成される実行委員会の主催で「東京大空襲記念集会」が開催され、約六〇〇人が参加した。集会は、映画「子どもたちの昭和史」の第二作「一五年戦争と教師たち」の初公開ではじまり、「記録する会」の橋本与志子さんのあいさつ、早乙女勝元・山口勇子・下里正樹三氏のいい談、増田孝雄都教組委員長のよびかけなどがおこなわれた。

**再び許すな東京大空襲！　反戦平和の集い**

三月九～一〇日、佐野東京地評議長などが代表よびかけ人となって、第三回の「再び許すな東京大空襲！　反戦平和の集い」が延べ五〇〇〇人の参加で取り組まれた。三月九日は、両国公会堂において、「若者のひろば」と「ノーモア戦争シンポジウム」

が開かれ、軍事評論家の前田哲男氏などから問題提起がなされた。三月一〇日には、両国公会堂、横網公園、江戸川文化センターを舞台に「慰霊碑めぐり平和散歩」「大空襲写真パネル展」「親から子へ平和のバトンを！　親と子の交流の集い」「反戦バザール」「平和コンサート」などが催された。

## 6　反軍・反基地・反安保闘争

### 池子弾薬庫返還市民大会

八三年八月二七日、逗子市議会と同市で、米軍池子弾薬庫への米軍住宅建設（約一〇〇〇戸と関連施設）に反対する「池子弾薬庫全面返還・米軍住宅建設適地撤回市民大会」が同市市民体育館で開かれ、約六〇〇人が参加した。集会では三島虎好市長が決意を表明し、長洲一二神奈川県知事も「池子の緑を残すことは県民全体の強い願い。最後まで頑張ろう」と訴えた。

### 日米共同演習反対舞鶴集会

八三年九月二五～一〇月五日におこなわれた過去最大の日米共同演習、海上自衛隊大演習に抗議する「核空母カール・ビンソン日本入港反対、日米共同演習、海上自衛隊日本海大演習反対、安保条約廃棄全京都舞鶴集会」が、八三年九月二五日、京都平和委、京都原水協など一〇団体の主催で開かれ、舞鶴市役所前での集会には約七〇〇人が参加した。また、この日からの「舞鶴基地監視抗議行動」を皮切りに、一〇月五日までキャラバン宣伝や基地調査、小集会などが取り組まれた。

### 日米合同陸上実動演習抗議集会

八三年一〇月二日、札幌市南区公園において、道平和委、安保破棄道実行委など七団体主催で、一〇月四～一七日のあいだ北海道大演習場で予定されている日米合同陸上実動演習「ヤマト83」に抗議する全道抗議集会が開かれ、約五〇〇人が参加した。

また、一〇月九日には、反安保・反基地、反核全国指導委員会と北海道日米合同演習反対闘争委員会の主催で、「今こそ反核、軍縮・平和の実現を！　一〇・九日米合同実動演習反対全国集会」が開催された。

### 下総基地米軍使用反対集会

八三年一一月三日、千葉県白井町・七次公園において、下総基地の米軍使用に反対する五市二町連絡協議会主催で、「下総基地の米軍使用に反対する11・3住民集会」が開かれ、約一万人が参加した。

### 第五回富士山麓総行動

八三年一一月五～六日、平和委、原水協、静岡県実行委員会の主催による「第五回富士山麓総行動」がおこなわれ、六日正午から富士山新五合目・太郎坊の駐車場で開かれた集会には、約五〇〇人が参加した。

### ミッドウェー艦載機訓練基地反対集会

八三年一一月一三日、米空母ミッドウェー艦載機の代替訓練基地候補にあげられている航空自衛隊静浜基地をかかえる静岡県大

井川町の大井川中グラウンドにおいて、「ミッドウェー艦載機訓練基地反対決起集会」が開かれた。大井川町、町議会、町自治体が共催して開かれたこの集会には町民の一〇分の一にあたる二〇〇〇人が参加し、代替訓練基地化に「総意をもって強く反対する」との決議が採択された。

**グリーンベレー配備抗議行動**　八四年三月一七日、米国防総省は沖縄県読谷村とりいステーションへの米特殊部隊配備を発表し、すでに一部先遣部隊が配備されていることが確認された。これにたいし、四月二五～二六日、県労協・社会党県本部など二一団体で構成する「行動委員会」代表一六名が上京し、総理官邸・外務省・防衛庁・米大使館などに反対を申し入れ、厳重に抗議した。

**反トマホーク全国統一行動**　トマホークの米太平洋艦隊への配備を目前にした八四年五月二七日、トマホークくるな連絡センター主催による統一行動が全国各地で展開された。横須賀の行動には四万二〇〇〇人が参加し、正午から横須賀臨海公園と野島公園で第一次集会を開催。不破哲三共産党委員長のあいさつなどがなされた。午後二時を期して、米軍横須賀基地と浦郷弾薬庫のあいだを八キロにわたって〝人間のくさり〟で結び、同時に入港中の空母ミッドウェーに向かっての海上抗議デモもおこなわれた。さらに、神奈川県内の参加者を中心に午後二時半から第二次集会が臨海公園で開かれ、小笠原英三郎平和委員会会長や上田耕一郎共産党副委員長によるあいさつなどがおこなわれた。また、これらと並行して、塚山公園で「音楽の広場」、勤労会館で「反核映画会」も開かれた。

他方、米原潜への通信基地・愛知県刈谷市の米海軍依佐美送信所にたいする行動には、東海四県から一万一五〇〇人が参加。午後三時四〇分すぎには約四キロの〝人間のくさり〟で基地を包囲した。このほか、舞鶴（京都府）に二万七〇〇〇人、八戸（青森県）に六五〇〇人、岩国（山口県）に五〇〇〇人、佐世保（長崎県）に三五〇〇人、札幌に九〇〇人が集まり、神戸港で二〇〇人が海上デモをおこなうなど、全国各地で多彩な行動が取り組まれた。

**トマホーク配備反対全国抗議行動**　八四年六月一～一〇日、総評・社会党・護憲連合・原水禁が全国で取り組んだトマホーク配備反対の抗議行動は全国九ブロックでおこなわれ、集会五四二カ所、延べ参加人数三七万二八〇〇人に及んだ。このうち、一～七日のあいだ基地近くで連日二〇〇人がすわりこんだ横須賀市では、六月三日に臨海公園で関東ブロックの集会が開かれ、一万六〇〇〇人が参加した。また、一～三日のあいだ岩国基地北口ゲート前ですわりこみに入った岩国でも六月三日に中・四国岩国集会が取り組まれ、約六〇〇〇人の労働者が参加し、市内をデモ行進した。この間に取り組まれた各ブロックの主な行動は、つぎのようになっている。

① すわりこみ行動
- 三沢基地（六・八～六・九）
- 横須賀基地（六・一～六・七）
- 岩国基地（六・一～六・三）
- 佐世保基地（六・四～六・六）
- カテナ（六・二六～七・二）

② キャラバン行動
- 北海道青婦キャラバン（六・五～六・七）

・宮崎キャラバン（六・四～六・一二）
・自治労青年部全国キャラバン（六・二～六・一〇）
③ ブロック別集会
・北海道ブロック「トマホーク配備反対北海道集会」（五・三〇）
・東北ブロック「F16・トマホーク配備反対・核燃料サイクル基地建設反対・非核三原則厳守三沢集会」（六・一〇）
・北陸ブロック「トマホーク配備と軍事優先政策に反対する北信越集会」（六・一〇）
・関東ブロック「トマホーク配備反対、非核三原則厳守、日本を核戦場にするな！　六・三横須賀集会」（六・三）
・中部ブロック「トマホーク配備反対六・一七東富士抗議集会」（六・一七）
・中四国ブロック「トマホーク配備反対、非核三原則厳守・岩国基地撤去、日本を核戦場にするな！　中・四国ブロック六・三大集会」（六・三）
・沖縄ブロック「米特殊部隊・トマホーク配備反対県民集会」（七・三）

## 安保廃棄全国統一行動

現行安保条約発効二三日、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は「政党法粉砕、トマホーク配備反対、非核三原則厳守・岩国基地撤去、日本を核戦場にするな！　国民生活防衛、安保条約廃棄」の緊急共同課題をかかげ、安保廃棄六・二三全国統一行動を展開した。東京では新宿・池袋などの主要駅頭で街頭宣伝活動が取り組まれ、安保破棄諸要求貫徹大阪実行委と大阪統一労組懇・大阪青学連の三者共催で開かれた扇町公園での大阪集会には約五〇〇〇人、福岡県大集会には約二〇〇〇人、京都集会には約一八〇〇人、愛知県集会には一三〇〇人、札幌市の北海道集会には一一〇〇人、県労協・社・共など一二団体の実行委員会主催の福島集会には七五〇人が、それぞれ参加した。

## 反トマホーク行動デー

六月二四日、原水禁一九八四年世界大会準備委員会の提唱した「反トマホーク行動デー」が取り組まれた。東京・明治公園では総評・原水禁などの主催による集会が開かれ、二万五〇〇〇人が参加した。集会では、黒川総評議長の主催者代表あいさつの後、来賓として出席した世界大会準備委員会代表委員の中林貞男生協連会長が「最近、平和運動の統一が乱れようとしている。今こそ、平和を願う主婦、市民、労働者が気持ちを一つにし、世論の力で核戦争を防ぐことが大切だ」と訴えた。また、多摩ニュータウン・永山南公園でも生協連・地婦連・日青協など九つの市民団体による「反核・平和市民のつどい」が開かれ、約二〇〇人が参加した。

この日の集会については、原水禁世界大会準備委員会で主催するよう総評などが働きかけていたが、五月末の準備委員会の会議で原水協や平和委員会がこれに反対し、結局、反トマホークデーとしてそれぞれの団体で行動を展開することになった。

なお、アメリカの核搭載可能艦船の入港にたいする反対・抗議行動やトマホーク配備反対集会の主なものについては、第94表参照。

**第94表　核艦船入港抗議・反トマホーク運動関係日誌（83. 7～84. 6）**

| 年月日 | 名　　称 | 主　　催 | 場　　所 | 参加者 |
|---|---|---|---|---|
| 83. 7.16 | 米核艦船ニュージャージー，カール・ビンソンなどの寄港反対，日本列島不沈空母化を許すな7.16中央行動 | 原水協・平和委・中実委・基地連・青学連の5団体 | 東京・清水谷公園 | 約500人 |
| 7.24 | ニュージャージーはくるな！7.24神奈川行動 | 米核艦船入港阻止共闘会議（神奈川県平和委など） | 横浜市大通り公園 | 約1000人 |
| 7.24 | ニュージャージー寄港反対関西集会 | 平和委など5団体 | 神戸・ポートアイランド | 約2000人 |
| 8.20 | アメリカの中米軍事介入糾弾，核艦船の入港反対，日本列島不沈空母化を許すな8.20横須賀集会 | 入港阻止共闘・原水協・平和委・中実委・基地連・青学連 | 横須賀市臨海公園 | 約1000人 |
| 10. 1 | カール・ビンソン入港抗議行動海上抗議デモ | 原水協等5団体・地元長崎の実行委員会 | 佐世保港 | 約500人 |
| 10. 2 | 同，抗議集会 | 同上 | 浦頭埠頭 | 約1000人 |
| 10. 2 | カール・ビンソン寄港抗議西日本集会 | 反基地連（総評・社会党・原水禁・護憲連合など） | 佐世保市松浦公園 | 約1万人 |
| 84. 2. 6 | 「核巡航ミサイル・トマホークくるな！　国民運動連絡センター」結成集会 | 原水協・平和委・中実委3団体よびかけ | 神田・学士会館 | 87団体135人 |
| 3.10 | リムパック・米軍住宅建設・トマホーク配備に反対し非核神奈川をめざす集会 | 神奈川県護憲・反安保現地闘争本部 | 逗子市 | 約2000人 |
| 3.18 | ストップ・ザ・トマホーク国際青年学生行動集会 | 青学連 | 横須賀・佐世保・沖縄 | 1万2500人 |
| 3.20 | トマホーク配備反対・健保改悪反対・政党法反対・84春闘勝利大阪府民集会 | 大阪統一労組懇・国民大運動大阪実行委・安保破棄大阪実行委など5団体 | 大阪市北区・扇町公園 | 1万3000人 |
| 3.20 | 核巡航ミサイル・トマホークくるな，チームスピリット84抗議，日米安保条約廃棄3.20横田基地行動 | 東京統一労組懇・安保破棄東京実行委・東京原水協など6団体 | 横田 | 約2000人 |
| 3.24 | 核巡航ミサイル・トマホークくるな国民集会 | トマホークくるな連絡センター | 日比谷野外音楽堂 | 約1500人 |
| 4. 3 | 核巡航ミサイル・トマホークくるな！　4.3京都府民集会 | 府民運動連絡センター | 京都市円山公園野外音楽堂 | 約2500人 |
| 4.14 | 許すなトマホーク・民衆のひろば | 日市連などの市民グループ | 渋谷・千駄ケ谷区民会館 | 500人 |
| 4.29 | トマホークはいらない母と子よこすか平和の行動 | 同実行委（新婦人神奈川県本部・同県母親連絡会など約30団体） | 横須賀市臨海公園 | 約6000人 |
| 5.12～13 | トマホークくるな！　大展示会 | 同実行委（大教組・衛都連など52労組，121市民団体，62住民団体） | 大阪駅西側梅田貨物駅跡地 | 5万人以上 |
| 5.27 | 反トマホーク全国統一行動 | トマホークくるな連絡センター | 横須賀・舞鶴等 | 10万人以上 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5.31 | 核巡航ミサイル・トマホーク配備反対緊急各界代表者会議 | 総評のよけかび | 衆院第2議員会館 | 約140人 |
| 6. 1<br>～10 | トマホーク配備反対全国抗議行動 | 総評・社会党・原水禁・護憲連合 | 全国九ブロック542カ所 | のべ87万2800人 |
| 6. 9 | ザ・デイ・ビフォー大阪行動 | | 大阪・中之島公園 | 約3万人 |
| 6.14 | トマホーク配備原潜入港抗議6.14緊急集会 | トマホーク配備阻止護憲反安保現地闘争本部 | 横須賀勤労会館 | 約170人 |
| 6.17 | トマホーク配備反対東富士抗議集会 | 総評・社会党など4団体 | 御殿場市 | 約2000人 |
| 6.17 | 反トマホーク全国集会 | 「トマホークの配備を許すな！・全国運動」 | 横須賀<br>佐世保 | 約5000人<br>約100人 |
| 6.19 | タニー入港抗議緊急集会 | トマホークくるな連絡センター・同神奈川県センター | 臨海公園 | 約1000人 |
| 6.24 | 反トマホーク行動デー，反トマホーク集会，反核・平和市民のつどい | 原水禁世界大会準備委提唱，総評・原水禁・生協連など9市民団体 | 明治公園<br>永南山公園 | 2万5000人<br>約200人 |

〔備考〕 中実委，基地連，青学連，日市連はそれぞれ，安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会，基地対策全国連絡会議，明るい革新日本をめざす中央青年学生連絡会議，日本はこれでいいのか市民連合の略称。

## 7 その他の運動

### 反金権・田中辞職要求運動

八三年一〇月一二日、東京地裁において、ロッキード裁判丸紅ルートの元首相田中角栄被告にたいして、「懲役四年、追徴金五億円」の実刑判決が言い渡された。この有罪判決を機に、反金権・政治倫理確立と田中即時辞職要求の運動は大きく盛りあがった。

一〇月一二日午前一〇時から、衆院第二議員会館内において「田中角栄議員即時辞職要求各界代表者会議」が開かれ、総評・中立労連・新産別・社会党などの各界代表が参加した。会議は、田中議員辞職・中曽根内閣糾弾・政治倫理確立を要求する決議を採択し、福田衆院議長に申し入れた。

田中元首相への有罪判決が出された一二日の夕方、総評・中立労連・新産別・社会党・原水禁・護憲連合が主催する「反金権、政治倫理確立、田中角栄即時辞職要求、中曽根内閣糾弾10・12中央集会」が明治公園で開かれ、二万三〇〇〇人が参加した。集会は、石橋社会党委員長の主催団体あいさつ、黒川総評議長・竪山中立労連議長・小方新産別委員長・勝間田護憲連合議長・中林生協連会長の決意表明の後、集会決議を採択して都心をデモ行進した。

またこの日、田中元首相の地元、新潟市体育館で、県評・社会

党・共産党など二二団体の主催による「田中角栄を政界から追放する県民集会」が開かれ、約五〇〇〇人が参加した。新潟県内全域でも約七〇台の宣伝カーが終日宣伝活動に取り組み、同日夕には長岡、柏崎、上越の三市でも集会、デモがくりひろげられた。

このほか、一〇・一二は「政治倫理確立・田中角栄即時辞職要求全国デー」として各県で取り組まれ、三〇九カ所で集会がもたれ、八五万七八〇〇人が行動に参加した。

**雇用平等法制定要求運動**　八三年一〇月六日、総評・同盟などの労組婦人部はじめ四八の婦人団体で構成している「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」は、日経連にたいし、雇用平等法制定に取り組むよう申し入れをおこなった。

八四年四月一四日、統一労組懇婦人連絡会などからなる実行委員会主催の「労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法制定を求める中央総決起集会」が日比谷野外音楽堂で開かれ、七〇〇〇人が参加した。

五月二〇日にも、労組や女性運動グループ三四団体で構成される「効力ある平等法を！　女も男も連帯委員会」の呼びかけで政府提出の男女雇用機会均等法案に反対する全国総決起集会が代々木公園で開かれ、約一二〇〇人が参加した。

また六月一日、政府提出法案の内容が企業寄りだと批判し、実効ある男女雇用平等法を求める全国総決起集会が総評の主催で開かれ、日比谷野外音楽堂に約三〇〇〇人が集まった。

**教育改革をめぐる運動**　八四年四月二五日、総評・日教組・民主教育をすすめる国民連合などのよびかけで〝みんなで教育改革を〟教育臨調に反対する連絡会議の結成総会が総評会館で開かれ、約五〇〇人が参加した。新潟県内全域で団体で結成された同連絡会議は五月一六日に第一回幹事会を開いてその後の運動方針を決定した。このときの決定にもとづいて、六月一四日、同連絡会主催の「教育臨調反対、教育を国民の手に中央大集会」が明治公園で開かれ、約五万人が参加した。なお、四月二四日、家永三郎教授の第三次教科書訴訟支援と「臨教審」法案、「教免法」改悪に反対する、総評・日教組など九団体主催の中央集会も千代田公会堂で開かれ、約七〇〇人が参加した。

**北方領土返還要求運動**　同盟は、八三年八～九月を月間に定めて北方領土要求運動に取り組み、「返せ北方領土」をスローガンに、自動車キャラバンや街頭行動などを展開した。また、この月間運動の集約として、九月二五日、第一三回北方領土返還要求納沙布集会が根室市・納沙布岬で開かれ、一〇〇〇人が参加した。集会では、宇佐美同盟会長、小平民社党副委員長、斎藤公明党北方問題対策部長、三谷新自ク道連会長、久村化学エネルギー労協事務局長、寺島根室市長らがあいさつした。さらに、横路北海道知事からのメッセージの紹介、クリフ・O・ドーランICFTU＝ARO副会長からのあいさつ、衆議院沖縄および北方問題に関する宮田特別委員長から国会報告がなされた。つづいて「北方領土返還要求に関する決議」を採択した後、土井同盟副会長の閉会あいさつで集会を終えた。

**憲法擁護運動**　八三年八月一八日、全国初の「靖国違憲訴訟全国連絡会議」が岩手県・盛岡市で結成され、一府三県・五訴訟の関係者約六〇人が参加した。

他方、八三年一一月一～三日、総評の参加する護憲連合（飛鳥田一雄議長）は鳥取市において二五〇〇人の代表の参加で第二〇回護憲大会を開き、護憲連合結成三〇周年などを祝った。同盟の加わる新護憲（春日一幸議長）も、一一月三日、三〇〇人の参加で憲法公布第三八回記念集会を東京プリンスホテルで開き、宇佐美同盟会長のあいさつなどがなされた。

八四年五月三日、三七回目の憲法記念日にあたるこの日、総評・社会党などの護憲連合は、上野公園での街頭演説会のあと日比谷公会堂で記念集会を開き、同盟・民社党などの新護憲は行進のあと渋谷ハチ公前で街頭演説。公明党も渋谷駅バスターミナル前で街頭演説をおこない、共産党は新宿駅西口での街頭演説の後、憲法会議とともにシンポジウムを開いた。また、この日、護憲の立場に立つ憲法学者でつくる全国憲法研究会主催の記念講演会も日本教育会館で開かれ、約四〇〇人が参加した。

### 世界人権宣言三五周年記念

八三年九月一日、世界人権宣言三五周年を契機とした取り組みをすすめるため、部落解放同盟のよびかけで東京・中央区立中央会館に労働四団体はじめ各界から代表七〇〇人を集めて「世界人権宣言三五年中央実行委員会」の結成総会が開催された。一二月四～一〇日の人権週間には、世界人権宣言三五周年記念中央集会が一二〇〇人の参加で東京・久保講堂において開かれた。また、福岡、広島、大阪でも同様の集会が開かれた。同時におこなわれた人種差別撤廃条約早期批准を求める署名は、約八二万人分（八四年二月八日現在、うち総評関係二〇万）が集められた。

### 政党法反対連絡会議の結成

八四年四月二八日、東京・中野区の大学生協会館において、憲法会議・共産党など五団体のよびかけで「政党法に反対する各界懇談会」が開かれ、労組・民主団体など九五団体一三七人が出席した。席上、統一労組懇代表のあいさつのあと「政党法制定に反対する中央連絡会議」の発足が決定され、アピールが採択された。

【参考資料】(1)総評「第七一回定期大会・各局報告書」、(2)総評ニュース」、(3)総評「総評新聞」、(4)同盟「第二〇回定期大会報告」、(5)同盟「同盟新聞」、(6)日本社会党「社会新報」、(7)日本共産党「赤旗」、(8)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(9)日本原水協「原水協通信」、(10)日本平和委員会「平和新聞」

# XII 公害反対闘争

概要□公害をめぐる状況――公害・環境破壊の現状／公害・環境行政の後退／大気汚染公害反対闘争――倉敷公害訴訟の提訴／多奈川火電訴訟で住民勝訴判決／水質汚染公害反対闘争――合成洗剤追放第一〇回全国集会／全水道の合成洗剤追放運動／有害廃棄物処理闘争――2・4・5T廃棄問題／使用済み乾電池回収問題／食品公害カネミ油症闘争／食品添加物規制緩和反対闘争――七・一五食品添加物規制緩和反対等一一・一一中央総決起集会／騒音公害反対闘争――終結をみた大阪空港公害訴訟／名古屋新幹線公害控訴審訴訟が結審へ／土壌汚染公害反対闘争――安中公害東京連絡会の結成／神通川流域イタイイタイ病被害地のたたかい／志布志湾公害反対闘争――志布志国家石油備蓄基地建設阻止総決起集会／原発反対闘争その他公害反対闘争

## 概要

一、公害・環境破壊の現状は依然として深刻である。二酸化窒素などを原因とする大気汚染、湖沼などの水質汚染はいっこうに改善されていない。地下水についてはトリクロロエチレンなどの危険な化学物質による広範な汚染が進行し、ダイオキシンや水銀などの環境汚染が危惧され、農用地汚染、騒音公害なども拡大している。

一、公害・環境行政は後退をつづけ、昨年は臨調最終答申を受けた環境庁が中央公害対策審議会にたいして公害健康被害補償法の見直しの諮問をするにいたった。同法の改悪・廃止への動きとして警戒されており、大気汚染による公害患者らが中心となって改悪反対運動に取り組んでいる。

一、大気汚染公害反対闘争では、岡山県倉敷市水島コンビナートの大気汚染に苦しむ公害患者が、岡山地裁へ大気汚染公害訴訟を新たに提訴し、多奈川火電訴訟では大阪地裁は火電訴訟初の住民勝訴判決を言い渡した。

一、水質汚染公害反対闘争では、合成洗剤追放第一〇回全国集会が開催され、人びとの生存に欠くことのできない水と自然を守る原点を大切にすることがあらためて確認された。

一、有害廃棄物処理闘争では、林野庁のずさんな廃棄処分が問題

となった2・4・5T系除草剤の安全確保のための取り組みが全林野を中心になされ、水銀汚染が危惧されている使用済み乾電池の回収問題には自治労が取り組んだ。

一、食品公害カネミ油症闘争は、カネミ全国支援会議を中心に取り組まれ、国の法的責任を認める控訴審判決をかちとった。

一、食品添加物規制緩和反対闘争では、中央実行委員会が結成され、一〇〇〇万人食品添加物規制緩和反対国会請願署名運動と一万人食品添加物中央総決起集会が取り組まれた。

一、大阪空港公害訴訟は、第一次提訴以来一五年ぶりに和解によって全面的に決着をみた。

一、名古屋新幹線公害反対闘争では、名古屋新幹線公害の全面解決をめざす実行委員会が結成され、控訴審訴訟結審にむけての取り組みがなされた。

一、安中公害反対闘争では、安中公害東京連絡会が結成された。

一、志布志湾公害反対闘争、原発反対闘争は総評を中心に取り組みがなされた。

一、土呂久鉱害訴訟では、被害者に全面勝訴の判決が言い渡された。

一、薬害スモン闘争では、全国のスモン訴訟の原告六四〇〇人余のうち九六%が和解で解決し、全面解決まであと一歩となった。

一、水俣病闘争では、新たに東京地裁に水俣病訴訟が提起され、たたかいの輪がひろがった。

## 1　公害をめぐる状況

### 公害・環境破壊の現状

環境庁編集の昭和五九年版『環境白書』には、ここ数年同様に、「環境の状況は、近年、一時の危機的状況から一応脱し、全般的には改善を示してきている。しかし、大都市圏を中心に改善の遅れている分野が依然残されており、環境基準の維持・達成に一層の努力が必要な状況にある」と記載されている。

たしかに、大気汚染の原因物質である大気中の硫黄酸化物は、主として石油、石炭などの化石燃料の燃焼にともない発生するものであり、高度経済成長期に石油系燃料が大量に消費されたことにより、急速に汚染が拡大したが、一九六八年以降は、低成長期に移行するとともに諸対策がすすめられた結果、大気中の硫黄酸化物の濃度は、年々減少傾向を示してきた。しかし、大気中の窒素酸化物は、発生源としては工場などの固定発生源に加えて、自動車などの移動発生源の占める割合が大きく、硫黄酸化物に代わって大気汚染の主役の位置を占めてきたものであるが、大気中の二酸化窒素の濃度をみると、ここ一〇年ほどおおむね横ばいで推移し、いっこうに改善のきざしがないばかりか、名古屋、川崎など地域によっては悪化する傾向もみられ、東京都では道路沿いの自動車排ガス測定局で

の環境基準達成率は、二〇％にも満たない。また、発ガン性物質をふくみ人の健康に影響を及ぼすおそれのある浮遊粒子状物質の環境基準の達成率は、ここ数年向上してきているものの、いまだ五〇％を割っており、低い水準にとどまっている。

そのため、大気汚染による公害患者として認定される者は年々ふえつづけ、一九七四年の公害健康被害補償制度発足時には一万四三五五人だったものが、一九八三年一二月末には八万八五〇九人となった。

水質汚染の状況については、代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）や化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の環境基準でみると、環境基準が達成されていない水域は依然として三二・五％もあり、最近の経年推移をみても横ばいの傾向にある。環境基準が達成されていない比率は、水域別では、湖沼五八・五％、河川三四・七％、海域一八・七％となっており、また、都市内の中小河川や内湾、内海等の閉鎖性水域で依然として達成率が悪い。

地下水については、発ガン性などをもち健康に影響を及ぼすおそれのあるトリクロロエチレンなどの危険な化学物質による広範な汚染が進行しており、地下水を水源としている上水道の汚染が危惧されている。

催奇形性や発ガン性をもつ猛毒のダイオキシンは、２・４・５Ｔ系除草剤のずさんな廃棄処分により土中に流出し、あるいは、ごみなどの燃焼により大気中に放出されるなど、環境中での蓄積が新たな問題となっている。水俣病の原因物質であった水銀についても、使用済み乾電池の焼却廃棄による大気中への放出の危険が指摘され、その回収が緊急を要する課題となっている。

農用地汚染の状況についても、カドミウムによる汚染は、一二都府県一九地域のうち基準値以上の汚染が認められたところは七地域もあり、既存の汚染地域の拡大傾向がつづいている。

騒音公害は、例年、公害に関する苦情のうちでもっとも件数の多いものであるが、そのうち、飲食店等の深夜営業騒音や家庭のピアノ、クーラーなどの生活騒音などの近隣騒音についての苦情件数が近年増大している。また、交通量の多い幹線道路を中心とした道路周辺地域において自動車交通に起因する騒音、振動等の公害が、航空機、新幹線などの運行から生ずる公害とならんで深刻な問題となっている。

### 公害・環境行政の後退

ここ数年、公害・環境行政がいちじるしく後退していることが、各方面から指摘されてきた。一九七八年の二酸化窒素環境基準の大幅緩和の強行、環境アセスメント法案の骨抜き化と国会審議の見送り、食品添加物規制の大幅緩和の強行などはその具体的な例である。

さらに、近時、「民事責任をふまえた損害賠償保障制度」として、一九七四年から施行された公害健康被害補償法の見直しがおこなわれるようになった。同法にたいしては、かねてから経団連が同法にもとづく賦課金の増大などを理由にその根本的見直しを要求してきたが、一九八三年三月の臨調最終答申も、「公害健康被害補償法に基づく第一種指定地域及び解除の要件の明確化を図ること」としており、その見直しを求めた。これを受けた環境庁は、同年一一月一二日、中央公害対策審議会にたいして、「今後における公害健康被害

補償法に基づく第一種地域（大気系）のあり方について環境庁はつぎのように説明した。

【諮問の趣旨】

(1) わが国の大気汚染の状況をみると、硫黄酸化物による汚染は著しく改善される一方、窒素酸化物および浮遊粒子状物質による汚染はほぼ横ばいに推移する等、その態様に変化がみられる。

(2) 環境庁としては、こうした大気汚染の態様の変化を踏まえ大気汚染と健康被害との関係の検討に資するため、各種の調査を実施してきたところである。

(3) このたび、これらの調査のデータをとりまとめたので、その結果を中央公害対策審議会に報告し、わが国における第一種地域のあり方に関して、中央公害対策審議会の意見を求めることとしたものである。

(4) 中央公害対策審議会における具体的な審議事項は、わが国の大気中に存する汚染物質と健康被害との関係の評価、ならびにこの評価を踏まえた第一種地域の指定および解除の要件のあり方等である。

この諮問にたいして、公害患者らは、そのねらいが指定地域の解除要件を新たに設定して、現在まで指定されている全国四一地域の大半を指定解除することにあり、公害健康被害補償法の改悪・廃止につながる動きだとして、警戒を強めている。

**全国公害被害者のたたかい**　全国の公害被害者団体が総結集している全国公害被害者総行動実行委員会の主催による環境週間・第九回全国公害被害者総行動デーは、一九八四年六月五、六の両日、東京で取り組まれた。

第一日目は、総決起集会が日比谷公会堂で多くの労働組合をふくむ一七八団体約二〇〇〇人の参加のもとに開催された。「公害根絶と平和を求めて」をメインスローガンにしたこの集会では、「臨調行革路線のもとですすめられる公害被害者の切捨てや公害健康被害補償法の改悪・廃止の策動を許さず、国民と広く連帯してたたかおう」という基調報告、記念講演、公害健康被害補償法改悪をおしすすめようとする政府・財界を裁く裁判構成劇「一九八四年公害法廷」などがおこなわれた。集会後は、二〇〇〇人による環境庁にたいする抗議要請行動が取り組まれた。

第二日目は、東京各主要駅頭での公害根絶を訴える四万枚のビラまき、東京各地区労、国公労連などの労働組合も参加した霞ケ関官庁街を通るデモ行進などの行動に支えられながら、環境庁長官交渉、経団連交渉その他各省庁一斉交渉がもたれたが、ここでも、公害健康被害補償法の見直し問題は大きな争点になった。

この日、全国公害被害者総行動実行委員会は、全国から集めた「公害健康被害補償法改悪・廃止に反対し、公害被害者対策等公害・環境行政の拡充と強化を求める要求書」一五万人分を内閣総理大臣にあてて提出した。

## 2　大気汚染公害反対闘争

### 公害健康被害補償法改悪反対闘争

環境庁が一九八三年一一月一二日、中央公害対策審議会にたいして公害健康被害補償法の見直しを諮問したことにたいし、同法にもと

づく第一種地域の大気汚染被害者をもって組織している全国公害患者の会連合会（約二万五〇〇〇世帯）は、同法の廃止を主張する財界や加害企業の圧力に屈したものであるとして、右諮問に抗議し、諮問の当日、「公害補償法改悪のための中公審への諮問を中止せよ」と訴えるビラ約二万枚を霞ケ関、国会周辺で配布し、環境庁にたいする抗議行動をおこなったのをはじめとして、引きつづき環境庁にたいする抗議行動や国民への宣伝活動を持続的にくりひろげた。さらに、右連合会は、右諮問事項を審議する中公審環境保健部会の構成メンバーの約三分の一は財界や公害発生源の企業の代表で占められ、しかもそのなかには、補償法廃止を主張する経団連や日本鉄鋼連盟などの代表がふくまれているにもかかわらず、被害者の代表あるいは被害者団体の推せんする専門家は一人もいないため、公正な審議が期待できないとして、構成メンバーの更迭を要求する運動にも取り組んだ。

また、日本弁護士連合会は、一九八四年二月二七日、「第一種指定地域のあり方に関する中央公害対策審議会諮問についての意見書」を発表し、環境庁や関係当局へ提出した。その提言の趣旨は、つぎのとおりである。

【日弁連意見書】

一、大気汚染被害者の完全救済の見地からみて、公害健康被害補償法の充実を図ることこそが目下の急務であり、現在は、同法の後退的見直しをする時期ではなく、第一種地域の解除を論ずるのは時期尚早である。

むしろ、大気汚染が窒素酸化物を含めた複合汚染であることを考慮し、第一種地域指定の指標として、従前の指標である硫黄酸化物に、窒素酸化物等を追加して指定地域を拡大すべきである。

二、中央公害対策審議会は、前記諮問に関する審議をするにつき、次のような措置をとるべきである。

1　被害者および被害者団体の推せんする学識経験者相当数を中公審環境保健部会に加え、損害賠償制度に習熟する法律専門家を同部会および大気汚染と健康被害との関係の評価に関する専門委員会に追加すること。

2　右部会および専門委員会は、諮問事項を検討するに際し、被害者をはじめとする各界の意見を反映させるため、

(1)各指定地域で公聴会を開催すること。

(2)公聴会開催に先だち資料と討議内容を開示し、公聴会においては、質問に対し応答すること。

(3)議事録を作成し資料とともに公表すること。

(4)各界から提起された意見を審議に反映させ、これに対し誠実に応答すること。

## 倉敷公害訴訟の提訴

岡山県倉敷市の水島コンビナートの大気汚染に苦しむ「倉敷市公害患者と家族の会」の公害患者ら六一人は、一九八三年一一月九日、川崎製鉄など水島コンビナート大手企業八社を相手取って、①二酸化窒素など大気汚染物質を環境基準の数値をこえて排出してはならないとの大気汚染差止めと、②総額一六億円余の損害賠償を求める訴えを岡山地裁へ提訴した。大気汚染公害訴訟としては、多奈川火電訴訟（大阪地裁七三年一二月提訴）、千葉川鉄公害訴訟（千葉地裁七五年五月提訴）、大阪西淀川公害訴訟（大阪地裁七八年四月提訴）、川崎公害訴訟（横浜地裁川崎支部八二年三月提訴）などにつづくものであるが、倉敷市では公害患者にたいして医療費を補てんする市独自の医療費給付条例を全国自治体に先がけて一九八二年三月に廃止するなど行政の後退がみられたため、「行政の後退に歯どめをかけ、患者切捨てを阻止するには裁判に勝つしかない」として公害患者と家族の会が訴

訟にふみきった。

倉敷公害訴訟のたたかいは、労働組合としては、倉敷市職労、医療生協労組などが支援している。

**多奈川火電訴訟で住民勝訴判決**　大阪府泉南郡岬町の関西電力多奈川火力発電所の周辺住民が、火電による大気汚染で健康被害を受けたとして関西電力を相手に損害賠償と大気汚染差し止めを求めた多奈川火電訴訟の判決が、一九八四年二月二八日大阪地裁で言い渡された。判決は、「関西電力は岬町多奈川地区所在の第一火力から、同町において、膨大な量の硫黄酸化物等を排出した」「第一火力の排煙は岬町周辺の測定点に相当量到達していた」として、大気汚染と患者発生の因果関係を認め、関電にたいし原告患者三人について計二〇六八万円の支払いを命じた。公害健康被害補償法にもとづく指定地域外での患者の損害賠償請求が認められたもので、火電訴訟では初の住民勝訴判決となった。しかし、差し止め請求にたいしては、「第一火力は岬町内の環境濃度に全く影響力をもたない」として、これを棄却した。

## 3　水質汚染公害反対闘争

### 合成洗剤追放第一〇回全国集会

総評・全水道・自治労・日教組などの労働組合、各地の合成洗剤追放をめざす住民運動グループ、消費者団体などで構成されている「きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会」の主催により、一九八三年一〇月一九、二〇の両日、「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第一〇回全国集会」が北海道札幌市で二〇〇〇人の参加のもとに開催された。

集会は、「未来につなごう雄大な自然」をメインスローガンに、「緑と水を乱開発から守ろう、無りん合成洗剤も追放しよう」をサブスローガンにして、第一日目の全体集会では横路北海道知事の来資あいさつ、基調報告、「石けんと仲よく暮らそう」と題する記念講演（講演者は城雄二広島大助教授）などがおこなわれ、第二日目の分科会では、六つの分科会（「上手な洗たくのしかた」「合成洗剤の毒性について」「給食現場からの追放と教育実践」「環境問題と合成洗剤」「水質汚染と合成洗剤」「追放運動をどうすすめるか」）で討議がおこなわれ、さらに分科会終了後の総括集会では、厚生大臣、環境庁長官などへの要請書、集会アピールが採択された。

**全水道の合成洗剤追放運動**　「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」の事務局団体として、合成洗剤追放運動の中心的役割をになってきた全水道は、右全国連絡会の一〇年の運動の成果と今後の方向について、つぎのようにまとめている（『全水道』三四号）。

(1)　全水道の水質汚染公害反対闘争である「ブルーウォーター作戦」と草の根住民運動が合流してできたのが「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放運動」であり、人々の生存に欠くことのできない水と自然、そして人の生命を守る、という原点を大切にする。

(2)　この運動は、全国連の活動が存続して発展できた、人々の〝善意と協調〟に依拠して、相互理解を追求しながら、目的を一つにして運動を続

ける。

(3) 森と土と水という、人々の生存にとってこのうえなく大切な自然環境を大切にして共存していくという思想をお互いのものにしていく。

(4) 今日の世界をとりまく地球的規模での水の源たる森林資源の荒廃、海洋汚染、大気汚染、土壌汚染、食品公害等と、人類を死滅させていくものとしての核戦争の危機的状況について、人間と自然の共存にとって完全に同質のものとして受けとめ、公害・環境運動と平和・民主主義を守る運動を結びつけ、ともに運動を発展させる。

## 4　有害廃棄物処理闘争

### 2・4・5T廃棄問題

発がん性や催奇形性の確認されているダイオキシンをふくむ2・4・5T系除草剤は、強い毒性が問題となったため、一九七一年四月、林野庁ではその使用を中止し、各営林署にたいし廃棄処分を指示した。ところが、その処分がずさんであったため、愛媛県津島町の国有林に埋められた同除草剤が土中流出していた事実が明るみに出され、これを端緒に、九州から北海道にいたる二九営林署でも、ずさんな廃棄がなされていたことが一九八四年五月にいたってあらためて問題となった。林野庁の廃棄処分についての通達は、「水源などから離れた場所を選び、一カ所に三〇〇キログラムの範囲で、一〇倍程度の土壌とよく混和しコンクリート塊にして埋め込む」という内容であったが、実際におこなわれた処分は、大量廃棄をしたり、土壌と混ぜないで粒剤を袋のまま埋めこんだりしたものであったため、薬剤そのものが流出してしまったもので、環境を汚染していることが危惧された。

全林野は、この廃棄処分問題をとりあげ、一九八四年五月一六日、林野庁にたいし、①全国規模の追跡調査を実施すること、②薬剤全体について安全性をチェックするまで散布を中止すること、③通達どおりに処分されなかった箇所については再処理をふくめた安全処置をとること、④散布従事職員などの健康診断を実施すること、などの要求をおこなうとともに、林業薬剤問題について安全性が積極的に証明されない薬剤散布には基本的に反対の姿勢を明らかにしたうえ、すでに使用禁止・回収処分のなされているニップ剤、PCBをふくむノンカーボン用紙の保管状況等についても点検するよう申し入れた。

また、中央林政共闘は、総評、全水道、労農会議代表もふくめて、同一六日、林野庁交渉をもち、①全国調査と各級林政共闘への説明、②健康障害・環境破壊があれば国の責任負担、③埋設個所周辺の土壌・水質検査、住民の健康管理と二次災害防止、④EDB・MOの安全性の見直しと使用中止、その他薬剤の慢性毒性の検査などを申し入れた。

さらに、ずさんな廃棄処分をしていたことが明らかとなった高知営林局のある高知市においても、高知県評や自然保護連合会など一九団体が、同一六日「高知営林局によるダイオキシン含有除草剤不法廃棄に抗議し住民の安全確保の処置を求める県民会議」を結成し、高知営林局と高知県にたいして、一日も早く不法廃棄の実態を

明らかにさせてその影響を調査し、県民の健康確保の処置をとるよう申し入れた。

林野庁は、同二五日、実態調査結果と今後の対処方針を発表したが、それによると、埋立処分一〇営林局・五三営林署のうち、通達どおりに実施しなかったのは五営林局・一八営林署にのぼり、さらに現在なお一三営林署で2・4・5Tを放置していたことを明らかにした。また、対処方針としては、①通達と異なる処分をした乳剤については、発掘するとともに、その周辺の水質・土壌調査をおこなう、②粒剤については、埋立周辺の水質・土壌調査をおこなう、③発掘した乳剤、未処理剤は、厳重に保管し、関係省庁と打合せのうえ対処する、④散布作業従事者の健康診断をおこなう、というものであった。

全林野は、このあと、薬剤散布問題について、つぎの方針をもって臨むことを決めた。

(1) 全使用薬剤の安全性追求と散布あと地の点検に取り組む。
(2) 強行散布には、地域住民闘争を組織し、その中核となってたたかう。
(3) 散布縮小・削減にとどまる場合は、万全の安全対策を要求してたたかう。
(4) 本部・地本段階に、学者・研究者等による薬剤の分析・調査組織を設ける。

## 使用済み乾電池回収問題

水銀、アルカリ、マンガン電池などの水銀をふくむ乾電池が使用済みになったあと、ゴミとして廃棄され、焼却・埋立て処分される過程で水銀による新たな環境汚染を引きおこすおそれがあることが明らかとなった。東京都公害研究所は、一九八三年一一月、乾電池による水銀環境汚染の連続測定調査結果を発表したが、それによると、通常は清掃工場の煙突から放出された直後の排ガス一立方メートル中の水銀濃度は、〇・〇五～〇・一ミリグラムだったものが、ボタン型水銀電池一個を投入した瞬間、一・五ミリグラムと通常の一五～三〇倍になった。人体に有害なことがはっきりしている水銀が大気中に大量に放出された場合の悪影響を指摘する意見が、かねてより各方面から出されていたが、マスコミもこの問題を積極的に取り上げ、使用済み乾電池による水銀汚染と乾電池回収は大きな社会問題となった。

かねてから、自治体の廃棄物・清掃行政の拡充強化を重点とした基本政策の確立を要求してたたかってきた自治労は、乾電池回収問題に取り組み、乾電池、蛍光灯など水銀汚染の考えられる有害物質をふくむ適正処理困難物については、①分別収集を徹底すること、②完全回収のための処理施設を建設すること、③乾電池についてのデポジェット方式による完全回収をはかること、の三点を基本要求としてかかげた。そして、一九八四年六月二八日、清掃部会を中心に厚生省交渉をもった際に乾電池問題を取り上げ、右三点につき厚生省の見解をただしたところ、厚生省は、①分別収集と、②完全回収のための施設建設については基本的には対応していきたい、③デポジェット制の導入は現在のところ考えていないと回答した。

# 5　食品公害カネミ油症闘争

## カネミ全国支援会議の運動

カネミ油症被害者の早期全面救済をめざすたたかいは、総評・福岡県評などの労働組合や東京・大阪・福岡などの支援団体が公害弁連、カネミ油症弁護団とともに組織する「カネミ油症被害者の救済をめざす全国支援連絡会議」（略称・カネミ全国支援会議）を中心にすすめられた。全国支援会議のもとで、「カネミ油症裁判の早期公正判決をもとめる団体署名」（福岡高等裁判所あて）と「カネミ油症全被害者の早期完全救済をもとめる団体署名」（厚生大臣あて）の二本の団体署名運動が取り組まれたが、一九八三年八月一日、全国支援会議の代表が、すでに結審をしたカネミ油症第一陣控訴審訴訟の係属している福岡高裁にたいして、九三一団体の署名（第一次集約分）を提出して、公正判決を要請した。

福岡高裁は、一九八四年一月一七日、被告国にたいして、「国も油症被害の拡大を阻止しうる地位にあったものとして、その救済の一翼を担うべき責任があるものと思料する」として和解を勧告した。支援連絡会議は、被害者団体とともに、厚生大臣、農水大臣にたいし、国は和解勧告を受諾して和解のテーブルに着くよう要請したが、政府は、国の法的責任を認めることはできないとして和解を拒否したため、さらに、「被害者の全面救済につながる判決」を求める運動を強化していった。

## 国の法的責任を認めたカネミ油症判決

カネミ油症第一陣控訴審の福岡高裁判決が言い渡される前日の一九八四年三月一五日夜、東京ではカネミ全国支援会議と同東京連絡会の共催で「カネミ裁判勝利三・一五決起集会」が二〇〇人の参加で開催され、また、福岡ではカネミ全国支援会議、カネミ油症事件原告団、未訴訟対策委員会の共催で「カネミ油症高裁勝利判決と全被害者の救済をめざす前夜集会」が五〇〇人の参加で開催された。

三月一六日、福岡高裁は、カネミ油症第一陣控訴審訴訟で判決を言い渡し、最大の争点になっていた国の責任について、「食品衛生法上の権限の行使、不行使は原則として行政上の自由裁量に委ねられているものであるが、食品の安全性の確保について企業の自主規制に委ねていてはその確保に欠けることもありうるので、行政庁は飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するについて積極的な行政責任を負うものであり、もしその安全性を疑うべき具体的徴表が存する場合は、行政庁はもはや自由裁量の余地はなく、規制権限を予防的に行使する法律上の義務を負うものというべきである」とした うえで、「食品の生産流通を職務とする農林省係官が、自己の職務を独自に執行中であっても、その過程で食品の安全性を疑うような事実を探知し、その安全性に相当な疑いがあれば、食品衛生業務を本来の職務としないとはいえ、これを所管の厚生省等に通報し、もって権限行使についての端緒を提供する義務を負うものと解すべきである」と判示し、食品公害で初めて国の法的責任を認めた。

カネミ全国支援会議、同東京支援連絡会、同大阪支援連絡会は、被害者団体とともに、この判決を受けて、東京、大阪で連日、被告国、同鐘淵化学が上告することなく全被害者の救済に乗り出すことを求めて行動を展開したが、国は、三月二九日、上告手続をとったため、カネミ全国支援会議は、被害者団体とともに、つぎの抗議声明を出し、翌三〇日に厚生省前で抗議集会を開催したのち、代表団が法務、厚生、農水各省に抗議の申し入れをおこなった。

【声　明】

福岡高等裁判所が去る三月一六日言い渡したカネミ油症事件控訴審判決に対し、国が本日上告をしたことにつき、私たちは満身の怒りをこめて、抗議の声明を発表する。

いうまでもなく、福岡高裁の判決は油症事件の前に起きたダーク油事件によって、国に油症発生の予測ができ、油症被害の拡大を防止できたことを理由に国の責任を認めたもので、判決は極めて正当なものである。同時にこの判決は「被害者の不安と悩みに対し、率直に耳を傾けなければならない」と判示し、国の一六年にわたる被害者放置を厳しく断罪している。

この判決を支持する世論は、ほうはいと沸き起り、被害者の救済に立ちあがることを求めた。

しかるに、国は被害者と広範な国民の声を踏みにじり、何ら正当な理由もないのに上告をした。先般の和解勧告拒否といい、今回の上告といい、国の態度は油症事件について発生責任に加えて救済放置の二重の責任を負うものとして、人道上も断じて許されない。今からでも遅くない。国は被害者救済にすみやかに立ちあがるべきである。

## 七・一五食品添加物大幅規制緩和反対全国消費者集会

厚生省が、食生活の安全に重大なかかわりをもつ食品添加物の規制を緩和し、いっきょに一一品目の食品添加物を認めたことに反対して、一九八三年七月五日、全国消費者団体連絡会と消費者六団体の共催で、「七・五食品添加物の大幅規制緩和に反対する全国消費者集会」が全国からの二〇〇〇人の参加で開催された。集会は、経過報告、今後の運動提起、各団体の決起表明につづいて、「私たちは全国の消費者、農民、労働者、学者、法律家、文化人と協力・協同して国会や地方議会への請願、抗議のための地域集会などさまざまな活動をくりひろげ、不当な食品添加物規制を阻止し、さらに食品の安全確保の徹底をもとめる」旨の集会決議を採択したあと、霞ケ関官庁街をデモ行進した。

## 食品添加物中央実行委員会の結成

総評、主婦連、全国地婦連、日本生協連、全国農婦協、全国消団連の六団体代表者が提唱者となり、食品安全行政の異常な後退に反対し、全国民的な力を結集して食品添加物規制緩和措置をやめさせる運動を推進するために、一九八三年一〇月三日、「食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化をもとめる中央

# 6　食品添加物規制緩和反対闘争

実行委員会」の結成総会が、東京で五六団体、二一〇名の参加で開催された。活動計画としては、①一〇〇〇万人食品添加物規制緩和反対国会請願署名運動、②一万人食品添加物中央総決起集会の開催などを決め、「食品添加物の規制緩和措置をやめさせ、食品衛生行政の後退を許さないため、広汎な団体の力を結集して歴史的な一大運動を推進する」旨の結成宣言を採択した。

### 食品添加物規制緩和反対等一一・一一中央総決起集会

食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化をもとめる中央実行委員会は、一九八三年一一月一一日、日比谷野外音楽堂に一万人を結集して、中央総決起集会を開催した。

集会では、「発ガン物質BHAの禁止延期にはじまり一一品目の食品添加物新規指定にいたる食品衛生行政の後退を許さず、その背後にある食品添加物行政中期五カ年計画でさらに食品添加物がふえ続けていくおそれがあるので、一千万人国会請願署名に取り組み、圧倒的多数の署名紹介の国会議員を獲得するとともに、学習宣伝活動を強めること」を強く訴えた基調報告のあと、各政党、各界代表の決意表明がなされ、日本政府への要請文、アメリカ政府への申入書と、「加工食品が増加する今日、私たちは自らの食生活を真剣に見なおすと同時に、国民の健康を大切にする政治の必要性を痛感します。昭和四七年、国会において採択された『食品添加物の使用は極力制限する』との決議を尊重するよう強く要求します」旨の集会アピールが、それぞれ採択された。集会後、参加者は、厚生省前を通る五〇〇〇人の大デモ行進をした。

## 7　騒音公害反対闘争

### 終結をみた大阪空港公害訴訟

大阪空港公害訴訟は、一九六九年第一次訴訟提起以来、一五年にわたり公共事業による公害の差止めを求めるという全国の大型公害訴訟での先駆的役割を果たしてきたが、第一～三次訴訟についての一九八一年の最高裁判決による決着のあとも引きつづきたたかわれてきた第四次訴訟（原告数三七〇〇人）において、一九八四年三月一七日、被告国が原告側にたいし合計一三億円を支払うことで和解が成立し、裁判闘争は最終的な解決をみた。

大阪空港公害訴訟のたたかいは、空港周辺一一市などの自治体や市民、学者、弁護士、党派を超えた各政党などの一致した支援によってささえられてきたが、労働組合も大阪総評、動労、府職労、市職労、兵庫県教組、全金兵庫地本などの組合が署名運動をはじめとする運動に参加してきた。

第四次訴訟の和解手続のなかで、原告側は、①夜九時以降の夜間飛行の差止め、②一九八一年の大阪空港公害最高裁判決の基準による損害賠償の二点を要求してきたが、①夜間飛行の差止めについては、国は大阪空港周辺の一一市の自治体の市長・市会議長で構成している大阪空港騒音対策協議会にたいし夜九時以降の飛行禁止を維

持することを約束したことにより、一応の決着がついたこと、②損害賠償については、民家の防音工事、移転補償などの周辺対策もすすんでおり、裁判所の職権和解案である賠償金一三億円（原告一人当たりに換算すると約三七万円）でも、かなり大きな成果をあげたものとして評価しうること、などから和解にふみきった。

原告団、弁護団は、和解の成立にあたり、「国は、午後九時以降の夜間飛行禁止という原告らの要求に対して、夜間飛行禁止措置を今後も継続することを約し、今改めてそのことを一一市協に対しても確認したこと、国が長きにわたり等閑視してきた周辺対策について、不十分ながらいくつかの施策を講じてきており、今後ひきつづき努力することを約していることを評価し、金一三億円という金額に強い不満をのこしつつも、これを受けいれることとした」「今日まで公共事業による公害について、一貫してその責任を争ってきた国が、判決を受けるまでもなく、その責任を認め、任意に損害賠償金の支払に応じたことは、同種公害反対闘争をも勇気づけるものである」旨の声明を発表した。

## 名古屋新幹線公害控訴審訴訟が結審へ

って、一九八四年二月三日、名古屋地方本部、動労名古屋地方本部などの労働組合や愛知県の住民団体が中心となって、名古屋新幹線公害の全面解決をめざす実行委員会を結成した（参加四五団体）。実行委員会の活動としては、①原告団の「国鉄に対する要求支持署名」と「裁判所に対する公正判決要請署名」の二つの署名運動を当面三〇万を目標に取り組む、②月一回の街頭署名活動をおこなう、③名古屋新幹線公害控訴審訴訟の結審行動に取り組む、④実行委員会ニュースを発行する、などを決めた。署名運動には国労、動労も全国的な取り組みを開始した。

名古屋新幹線公害控訴審訴訟は、一九八四年七月一二、一三の両日の最終弁論をもって結審することになり、その前日の七月一一日夜、右実行委員会の主催により、名古屋新幹線公害の全面解決をめざす七・一一控訴審結審前夜決起集会が名古屋で七〇〇名の参加のもとに開催された、その会場の舞台には、それまでに集約された二六万余の署名簿が積み上げられ、集会を盛り上げたが、集会の最後につぎのような決議が採択された。

【決議（要旨）】

国鉄当局は、名古屋南部地域の沿線住民の要求をかたくなに拒否し、新幹線公害のたれ流しを今日まで放置してきた。そればかりか、昨年五月の減速運転の検証を機に、新幹線運転士に対する不当な処分を強行して減速走行を圧殺し、新幹線公害を一層深刻なものとした。

沿線住民は、国鉄当局に対し、新幹線公害をなくす他の有効な諸対策がとられるまでの間、当面、名古屋南部地域の人家密集地帯において新幹線の速度を時速一一〇キロメートル以下にスピードダウンすることを求めている。裁判においても、このスピードダウンを実行しても、現行の新幹線ダイヤにほとんど影響を与えないことが明らかにされた。このため、もっとも有効で現実的、かつ経済的な対策であるスピードダウンを実施しない国鉄当局の責任は重大である。

本集会に参加したわれわれは、「名古屋地区新幹線沿線住民の国鉄当局に対する新幹線公害の全面解決をめざす要求書」を支持し、公害被害住民の救済と公害差止の権利の確立に大きく寄与するこの裁判の勝利のためにあらゆる支援を続けるものである。

# 8　土壌汚染公害反対闘争

## 安中公害東京連絡会の結成

群馬県安中市の東邦亜鉛安中製錬所から四〇年余にわたって排出されたカドミウムをふくむ鉱煙、廃水によって田畑を汚染された被害農民のたたかいは、現地では群馬地評などの労働組合が支援してきたが、東邦亜鉛本社、監督官庁の通産省・農水省・環境庁ならびに安中公害控訴審訴訟係属中の東京高裁などのある東京においても、支援の運動がひろがり、東京地評、千代田区労協、中央区労協、消団連、農業関係労組や研究者などの団体・個人、原告団、弁護団が中心となって、一九八三年七月一九日、「安中公害東京連絡会」を結成した。

安中公害東京連絡会は、「安中公害被害農民とともに、安中公害の全面解決のために運動をすすめ、公害から農業を守り、国民の食糧の安全性確保のために活動する」ことを目的とし、毎月例会をもって、東京における安中公害反対運動をひろめるための要としての役割を果たしている。

## 安中公害と日本の農業を考える三・一七シンポジウム

東京における安中公害反対運動を発展させるために、一九八四年三月一七日、安中公害東京連絡会が主催して、「安中公害と日本の農業を考える三・一七シンポジウム」を東京で二四〇人の参加のもとに開催した。このシンポジウムでは、農業問題や重金属汚染問題の研究者、消費者代表、安中農民代表らがパネラーになり、世界的な食糧危機が叫ばれている状況のもとでのわが国の農業問題、食糧・食品の安全性の問題など、安中公害問題を中心にして幅広く食糧問題を論じあった。また、アピールを採択し、「①群馬県安中市にあって、四六年余にわたり東邦亜鉛の公害と闘い続けてきた安中農民の苦悩と生きざまは、わが国の農村と農民の象徴的な姿であること、②安中農民の要求と闘いは、国民全てが人間として健康に生きるための基本的条件を実現する要求と闘いに直接結びつくものであること、③このような観点から、加害企業東邦亜鉛に対し、裁判所によって故意責任を認定された重大性を深く自覚し、すみやかに被害農民の要求に全面的に応え、公害で汚染された全ての土壌の完全な復元と公害根絶のために万全の措置をとることを要求する」と宣言した。

## 神通川流域イタイイタイ病被害地のたたかい

富山県神通川流域では三井金属神岡鉱業所の排水によるカドミウムにより、多くのイタイイタイ病被害者が発生し、広大な農地が汚染されたが、一九七二年のイタイイタイ病控訴審完全勝利判決以後も、患者救済、汚染農地復元、発生源対策の課題の実現にむけて取り組みがなされてきた。

一九八三年三月には、一〇年前からのイタイイタイ病原因論争むし返し攻撃のつづくなかで、一度に九人もの患者認定をかちとるという成果が得られたほか、八月二一日には、三井金属神岡鉱業所への全体立入調査第一二回目が実施され、また、一〇月二日には、第

一審判決一〇周年記念事業をおこなった一九八一年以来毎年開催してきた「イタイイタイ病セミナー」の第三回目が、イタイイタイ病やカドミウム問題の権威者である七人の学者を講師として開催された。

## 9　志布志湾公害反対闘争

### 対策会議と鹿児島県・各省庁交渉

国定公園志布志湾を守る中央対策本部（総評本部、日本社会党中央本部）、鹿児島・宮崎新大隅開発計画反対共闘会議、志布志湾公害反対連絡協議会の三団体は、一九八三年八月二三日、現地柏原で志布志湾公害反対闘争対策会議をもち、①国会闘争、各省庁交渉をふくむ中央対策の強化、②一〇月上旬に五〇〇〇人規模の総決起集会の開催、③漁業補償金が不当・不法に加算された金額であった場合住民監査請求を起こし、その推移をみて住民訴訟の提訴、④対県交渉と県議会対策の強化などを決めた。そして、翌二四日、鹿児島県とのあいだで、新大隅開発計画について、「国定公園 志布志湾に石油タンクの出島を作ってダメにすべきでない、という現地住民、県民の声を尊重すること。埋め立てをやめ、住民意見に基づき、志布志湾の自然を活かした地域振興策を確立すること。これまでの臨海埋め立て中心の新大隅開発計画を見直すこと」などの申し入れをしてきた。

前記三団体は共催で、一九八三年一〇月一日、「自然破壊、税金むだ使いの志布志国家石油備蓄基地建設阻止総決起集会」を地元柏原海岸で五〇〇〇人の漁民、住民、労働者の参加のもとに開催した。集会では、「今やすべての国民の貴重な財産となっている志布志湾を子々孫々に残す責任を果たすため、あらゆる可能なたたかいを強化する」旨の志布志アピールを採択し、そのあと町内を通るデモ行進をおこなった。

### 志布志国家石油備蓄基地建設阻止総決起集会

## 10　原発反対闘争その他の公害反対闘争

### 原発反対闘争

総評は、「核と人類の共存はありえない」との立場にたって、原子力発電は核兵器の生産原資であり、日本の核武装化の促進になるものであるから、原子力発電建設の可否は行政庁が決定するものではなく、主権者である関係住民の意思によって決定すべきものであるとして、原発反対闘争をたたかってきた。

北海道電力の泊発電所の原子炉設置問題については、一九八三年一二月二二～二三日におこなわれる第二次公開ヒアリング反対の取り組みとして、一二月二一日に岩内町で、二二日に札幌市で集会をおこなった。長崎県平戸においては、核燃料再処理工場、低レベル廃棄物貯蔵所の誘致反対、下北核燃料サイクル基地化反対のたたかいをすすめた。

## 土呂久鉱害訴訟に全面勝訴判決

きっかけにして、環境庁により公害病に指定された宮崎県高千穂町土呂久の亜ヒ酸による慢性ヒ素中毒症被害者が、最終鉱業権者の住友金属鉱山を相手どり損害賠償を求めていた土呂久鉱害訴訟について、宮崎地裁延岡支部は、一九八四年三月二八日、被害者に全面勝訴の判決を言い渡した。判決では、最大の争点だった被告の鉱業法上の責任につき、「被害者らの健康被害が生じた時期に応じ、被告は鉱業権譲受人として、あるいは鉱業権消滅時の鉱業権者として、それぞれ鉱業法に基く損害賠償責任を負う。被告が本件鉱業権に鉱業を実施していないことをもっては右責任を免れえない。昭和一二年以前の亜砒酸製錬は鉱業権者自身によってなされたものではないが、これによる損害についても被告は責任を免れえない」と、原告の主張どおり、被害発生から鉱業権放棄まで全期間にわたっての責任を認定した。

この判決は、休廃止鉱山における隠れた鉱害に初めて光をあてたものとして高く評価され、全国六〇〇〇余カ所の休廃止鉱山の潜在被害者や鉱毒処理問題に与える影響は大きい。原告ら被害住民のたたかいにたいし、労働組合としては宮崎県評、延岡地区労などが支援してきた。

被告住友金属鉱山は、三月二九日に控訴し、判決後被害の完全回復を求めて交渉しようとした被害住民にたいして、本社の門戸を固く閉ざすという挙に出た。

## 一人の切り捨ても許さぬスモン大行動

東京地評、千代田区労協をはじめとする各区労協（千代田・中央・港・品川・大田・荒川）、スモン東京原告団、同弁護団などで組織するスモン東京連絡会が主催して、一九八四年五月二四、二五の両日、スモン大行動をおこなった。第一日目は、東京地評の主催する東京総行動の一環として取り組まれ、日比谷野外音楽堂での東京総行動五〇〇〇人集会のあと、厚生省前に五〇〇人が結集して、厚生省にたいする「スモン患者一人の切り捨ても許さぬ」大要請行動を昼休みの時間帯におこない、それに引きつづいて代表団による厚生省交渉や東京地裁要請行動がもたれた。第二日目は、二〇〇人が参加して霞ケ関一帯でのビラまきや昼休み厚生省前要請大行動をおこなった。

一九八三年九月と一二月にも、スモンの会全国連絡協議会やスモン東京連絡会が中心となって厚生省前を拠点とするスモン大行動や屋内での総決起集会をおこなった。

これらの運動が積み重ねられてきた結果、全国のスモン訴訟は、一九八四年六月現在、提訴患者数六四三六人のうち、スモンとの鑑定結果の出た者六二九三人（九八%）、すでに和解により解決をみた者六一九六人（九六%）に達した。また、県単位でみると、徳島、群馬、千葉、石川、福井、和歌山、京都、高知、島根で全面解決を実現し、全国のスモン訴訟の全面解決まであと一歩となった。

## 東京地裁に提起された水俣病訴訟

一九六〇年代まで不知火海沿岸の熊本、鹿児島の両県で生活していたところ、水俣病の発生により生活の場を追われて、東京近辺に移住してきた水俣病患者が、一九八四年五月二日、東京地裁へ水俣病損害賠償請求訴訟を提起した（第一次原告六人）。被告には、国、熊本県と加害企業チッソ株式会社のほか、チッソ子会社のチッソ石油化学株式会社など三社を加えた。

水俣病訴訟は、熊本地裁、大阪地裁でも審理がすすめられているが、あらたに東京地裁に提訴した意義について、提訴の当日発表された原告団・弁護団声明によれば、「地元熊本の第三次訴訟、新潟水俣病第二次訴訟などのたたかいと固く連帯し、加害企業チッソとともに、国と県の責任を徹底的に追及し、水俣病被害者を一刻も早く全員救済し、水俣問題の抜本的解決をはかるため」とされている。

【参考資料】(1)「昭和五九年版環境白書」、(2)「第七一回総評大会各局報告書」、(3)「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第一〇回大会全国集会報告書」、(4)「全水道」、(5)「全林野新聞」、(6)「自治労現業評議会総会議案書」、(7)「公害弁連第一三回総会議案」

# XIII 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向──農業情勢と農政の動向：農民運動の動向／主要な農民運動──農畜産物輸入拡大反対運動：食管制度を守る運動：農畜産物政策・価格要求運動／成田空港廃港闘争とその他の運動／農民団体その他──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

## 概要

一、一九八三年後半から八四年半ばにかけての農民運動の特徴は、前年と同じく農畜産物輸入自由化反対運動に終始したこと、農産物価格要求運動もこの自由化反対運動と結合され展開されたが、臨調路線にもとづく価格抑制を打破するにいたらなかった。

一、日米農産物交渉が再三にわたっておこなわれたため、それに対応し農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止運動も間断なく展開され、それだけ全日農、全農総連などの農民団体が共闘する機会も増加した。

一、農業過保護論をめぐる財界の発言にたいし、北海道農民連盟が発言の撤回を要求し、対象企業である三社の製品と販売品の不買運動を展開した。

一、全日農は早くから米の需給不安と七八年産米の非安全性を訴え、米の輸入反対運動を展開するとともに、八四年度米闘では安上がり農政に反対し「思いきって米をつくろう」、「ひらき直りの米価要求と米づくり運動の再生元年にする取りくみ」を基本として展開した。

一、米麦価運動は、韓国米の緊急輸入問題をめぐり例年にない盛り上がりをみせた。農民団体は共闘して政府の責任追及と減反政策

の撤回と再生産可能の米価を要求した。米価は二・二%のアップを実現したが、麦価は三麦とも「据え置き」とされた。

一、韓国米輸入反対運動は、単なる要請運動にとどまらず、休耕田への田植え抗議行動とか輸入港での荷上げ阻止運動の確認というかたちで実現された。

一、全日農は、食管制度を守る一環として水田利用再編第三期対策に反対し、用途別米価体系による米の実質的切り下げを意味する他用途米制度のカラクリと危険性を訴えた。

一、乳価をめぐる要求運動は酪農民を主体にした乳価共闘会議や酪農団体が、葉たばこ価格をめぐる要求運動は葉たばこ対策共闘会議や葉たばこ耕作組合がそれぞれ主体となって展開してきたが、とくに八二年以来、農産物輸入拡大反対運動と結合され農民団体共闘によって展開された。しかし、臨調路線の壁は厚く、いずれの価格も据え置かれた。

一、大豆、バレイショ、サトウキビなど畑作物政策・価格要求は、主に全農総連と甘味共闘会議および農業団体によって展開されたが、ほとんどの価格が据え置きとなった。養蚕関係団体の要求する繭価・糸価も同じ結果となった。

一、牛乳安売り反対運動や商社のやみ増羽阻止運動も前年に引きつづき酪農団体と養鶏団体によってそれぞれおこなわれた。

一、三里塚芝山連合空港反対同盟は、一八年余におよぶ闘争過程の現在分裂状態にあるが、一貫して二期工事実力阻止による廃港闘争をつづけている。また、漁民による原発反対運動が、東北電力「東通原発」と関西電力「日高原発」にみられた。

一、記帳義務制導入をめぐる農業課税低減交渉が全日農を中心におこなわれた。また、出稼連は出稼者の労働条件や労災問題で、農村労連は振動病対策や三省協定なみ賃金要求運動をつづけた。

## 1　農業情勢と農民運動の動向

### 1　農業情勢と農政の動向

**農家経済の伸び悩みと日米農産物交渉**

一九八三年から八四年にかけての日本経済は、円安を基調とした輸出の増加とインフレの沈静化のなかで回復方向にむかっているが、いぜんとして有効求人倍率の低水準と実質賃金の停滞状態はつづいた。このような日本経済の動向は農家経済にさまざまな影響を与えたが、以下、そのうちこの時期の農家経済と農産物市場開放問題について概観する。

八三年度の農家経済（農水省「昭和五八年度の農家経済」―[1]概算値）を全国一戸当たり平均でみると、前年度にくらべ農業所得は四%強増加したが九八万円にすぎず、農家所得に占める割合は一九%程度であった。しかも、農業所得の増加分の過半は秋冬野菜の高価格による異常な農産物生産の季節変動によるものであった。稲作をはじめ果樹、養蚕、酪農などにみられる農産物の生産調整と臨調路

線にもとづく農産物行政価格の抑制が農業所得を低水準にしたのである。他方、農外所得の伸び率も七九年度をピークに年々鈍化し、前年度比三・七%増にとどまった。農家総所得は六三四万円と四・八%増加したが、それは被贈・扶助年金等の収入（一二八万円）が前年度にくらべ九%増加したからであった。これは農業所得を三一%も上回る。農業所得の総所得に占める割合は年々低下し、一六%にまでなった。農業所得だけで生活できる農家は四五二万戸農家のうち六%程度にすぎない。農業就業者の高齢化に支えられた年金増加、冷害にともなう農業共済金の増加などによって支えられている農家の経済は、まさに異常としかいいようのない状況にある。

農産物の過剰と農産物価格の抑制は日本農業を停滞させているが、さらにアメリカの執拗な農産物解放要求は日本農業を危機状態におとしいれつつある。以下、この一年間における農産物交渉の動向をみることにする。

アメリカの農産物の市場開放要求は、牛肉・オレンジの自由化と牛肉・オレンジをのぞく農産物一三品目の自由化の要求という二様の要求をとっている。前者についてはアメリカ側は八二年以来、即時完全自由化を主張、ついで即時完全自由化が不可能なら自由化時期を明示すべきであると強硬に主張、日米協議は難航した。他方、一三品目をめぐる農産物交渉は七三年七月のアメリカのガット提訴を契機に数回にわたり二国間協議がおこなわれてきたが、アメリカ側の一方的な輸入制限撤廃要求をめぐり物別れに終わっていた（本年鑑一九八四年版三六三～五頁参照）。以下は、その主要な協議経過である。

八三年九月八～九日、第二回日米農産物ガット協議（ジュネーブ）、九月一四～一五日、日米牛肉・かんきつ協議（東京）、一〇月一二～一六日、第五回日米農産物定期会合（東京）、一〇月一二～一三日、第四回日米牛肉・かんきつ協議（ワシントン）、一九八四年一月二〇～二一日、第五回日米牛肉・かんきつ協議（東京）、二月一五～一六日、牛肉・かんきつ輸入問題にかかわる非公式専門家会議（ハワイ）、二月二一～二二日、日米高級事務レベル協議（東京・一九七九年以来七回目）、三月一五～一六日、日米農産物ガット協議（サンフランシスコ）、三月二二～二四日、日米第六回牛肉・かんきつ事務レベル協議（ワシントン）等々、この間、妥協点を見出すべく双方が歩みよりをみせたが、いずれも話し合いは平行線をたどり、交渉は難航した。

八四年四月四日からワシントンでひらかれた山村農相とブロック通商代表による日米牛肉・かんきつ交渉は紆余曲折したが、七日、日本側の大幅な譲歩の結果、妥結した。その内容は、①オレンジ、四年間毎年一万一〇〇〇トン輸入増、②オレンジジュース、同五〇〇トン増、③グレープフルーツジュース、国内需要に即した輸入割当を二年間おこない、以後輸入制限を撤廃、④高級牛肉、四年間で二万七六〇〇トン輸入増、とするものであった。また、四月二三～二四日、ハワイで開かれた日米事務レベル協議で農産物一三品目問題も日本側の譲歩により事実上決着した。すなわち、①自由化するものとして豚肉調整品（八五年度実施）、ハイテストモラセスおよびその他の砂糖、一部のフルーツパルプ・フルーツピューレ・ペースト等、②輸入枠を緩和するものとして雑豆（八四・八五年度毎年最低枠五五〇〇万ドルまたは一二万トン）、落花生（同五万五〇〇〇トン、八五年度約六万トンの努力）、コンビーフ缶詰（八四年度五

〇%増）等々、③関税引き下げ措置として牛の臓器および舌、豚肉、育児用調整粉乳原料など三一品目が対象とされた、というのがその基本的な内容で、二年間に限定された合意であった。

この日米交渉とは別に日豪牛肉交渉も八四年三月六日以降併行しておこなわれた。その結果、七月一九日、①牛肉の輸入総枠に毎年平均九〇〇〇トン（アメリカ分ふくむ）ずつ増やし、八七年度までに一万七〇〇〇トンとする、②チルドビーフの輸入量を現在の年間二万四〇〇〇トンに維持する、③エイジドビーフの輸入量を現在の一万トンから八七年度までに一万四〇〇〇トンにすることで合意、加工用牛肉の自由化は見送られた。

## 水田利用再編第三期対策と農政の動向

水田利用の再編対策は、過剰基調にある米の生産を計画的に調整するとともに自給力向上の必要性のある大豆、麦などへの転換を促進する農業生産構造政策で一九七八年度からおおむね一〇年間の事業として実施されている。同二期対策は八三年度をもって終了、八四年度から第三期対策に移行することになる。

農水省は八三年一一月九日、同第三期対策の基本的枠組みを決定した。それによると、長期的には米の過剰基調に変化はみられないとして、今後とも米需給の均衡化政策を基本としつつ計画的な在庫積み増しを図ること、地域の実態に即した転作の定着化を一層推進することを課題とし、つぎのような具体的要綱を定めた。すなわち、①期間は一九八四年度から三年間、②転作等目標面積とその配分は各年平均潜在生産量一三七五万トン、主食用需要量一〇四〇万トン、需給ギャップ三三五万トン、各年在庫積増し四五万トンとして必要調整量を二九〇万トン、転作等目標面積を六〇万*ha*とした。したがって第三期の米の生産予定量は一〇八五万トンとなるが、このうち新たに導入する他用途利用米の生産面積がふくまれる。③転作奨励補助金については基本額を一律に一〇*a*当たり八〇〇〇円引き下げる。ただし、永年作物については据え置き、また、転作作物を作付けしていない保全管理および通年施行についてはさらに五〇〇〇円引き下げる。なお、従来の加算制を廃し、新たに転作定着化推進加算を設ける。④再編対策の一環として新たに「他用途利用米」を年間約二七万トン（五万六〇〇〇*ha*分）生産する。この対策は、過剰米処理の対象となった味噌、せんべい、米穀粉用の加工原材料用需要とする。また、その流通方式は食管制度の枠内で自主流通ルートに準じた生産者と実需者との間における流通契約にもとづき流通させ、その生産・流通の円滑化をはかるためトン当たり七万円の政府助成をおこなう、というものであった。

※　加工用米市場価格はトン当たり約一二万円であるから、これに助成金を加えるとトン当たり約一九万円となるが、これから流通加工費約二万二〇〇〇円を差し引くと一六万八〇〇〇円、一俵約一万円となる。全日農は、これを平均政府買い入れ米価トン当たり約三〇万円と比較し、大幅な引き下げ米価であり食管制をなし崩し改廃するものであるとして、他用途利用米制に批判的に対応した（後述）。

最後に、第一〇一回国会に提出された「昭和五九年度において講じようとする農業施策」の主要項目をかかげることにより、進行しつつある現代農政の展開を一瞥しよう。すなわち、その重点項目は、①土地利用型農業の体質強化をめざした構造政策等の積極的展開、②需要動向に応じた生産の高い農業の展開、③農業技術の開発・普及と農業情報の整備、④農業生産基盤の整備、⑤豊かな村づくり、⑥豊かな食生活の保障と農産物価格の安定、⑦食品産業の振

興と流通対策の推進、⑧国際協力の推進と食料の安全保障の確保、⑨省エネ・省資源の推進、石油代替エネルギーの開発、⑩災害・公害対策の推進、⑪その他農政の推進に必要な措置（金融・税制、農業団体の整備等）の一一項目であった。

## 2　農民運動の動向

### 農民運動の性格

一九八三年から八四年にかけての農民運動の特徴をあげると、第一に、アメリカをはじめとする内外の農産物市場開放要求にたいする防衛的たたかいを強いられたこと、第二に、農業過保護論と臨調路線を背景にした農産物行政価格抑制にたいする消極的たたかいに終始したこと、第三に、これらの総合的帰結としての政府の韓国米輸入とそれにたいする下からの抗議行動と農民団体の持続的共闘がみられたことである。

日米農産物交渉が決着した八四年四月までの農民運動の大勢は、あらゆる面で農産物輸入自由化・枠拡大阻止にその焦点がおかれたといっても過言ではない。そして、この農産物輸入自由化問題と日本農業過保護論とが臨調行革をささえ農産物行政価格がほとんど据え置きにされるという結果をもたらした。例外的にみられた生産者米価の二・二%アップというのは、すぐあとにふれる韓国米輸入という政府の失政がらみの結果でもあった。農民運動は一般的にみて要請運動の域をでるものではなかったし、たまたま農民の下からの要求が強まったとしても組織という上からの圧力、ないし不可思議な政治的取引のなかに埋没されてしまう傾向が強い。このなかで、北海道上川農民連盟の大企業製品不買運動や三里塚空港廃港闘争は特記さるべきで、その農民運動にとっての意義は大きい。

### 韓国米輸入問題と農民団体共闘

八四年度の米価運動はまさに韓国米輸入反対運動と結合されて展開されたが、韓国米輸入反対運動自体は食管制度を守る運動であるだけでなく、より広く食糧安保問題や安全な食糧問題との連関でたたかわれた。

政府は、米の需給逼迫問題に関し、再三にわたり「米の需給に不安はない」「七八年産米（昭和五三年産米）の安全性に問題はない」、また「米の輸入は絶対にしない」と言明してきたが、八四年五月二八日、七八年産米に規定以上の臭素が検出され「安全性に問題がある」として七八年産米の出荷停止と不足分を韓国から緊急輸入（政府は輸入ではなく返還であると弁明）すると発表した。すでに、この発表以前から、全日農は米の需給逼迫問題を提起し、米の減反反対運動とのからみで外米輸入反対要請行動をつづけていたが、この発表を契機に農民団体共闘による本格的な外米輸入阻止運動に入った。すなわち、全日農、全農総連、全農同、開拓連、出稼連、乳価共闘の農民六団体は食管連、中央労農会議の協力により、非常事態にある本年の米価情勢をふまえて最大限の統一行動をとることを確認のうえ、政府の責任追及と外米輸入反対の運動を米価闘争と結合させて展開した。

しかし、日韓両国政府は六月二一日、一五万トンの米輸入の合意を発表した。これにたいし農民団体は韓国米の輸入を実力で阻止することをもふくめて輸入反対闘争をつづけた。なお、この農民共闘

に農協青年部も同調し協力、共闘することになったことは特記されるべきである。

### 全日農第二三回定期大会

全日農は八四年二月六、七日の両日、東京・文京区の全林野会館で「全日農第二三回全国大会」をひらき、一九八四年度運動方針と予算を決定し、同時に本部提案の「外米輸入阻止と米の第三期減反反対に関する決議」「農畜産物輸入自由化枠拡大反対に関する決議」の二つの特別決議を採択した。

八四年度運動方針によれば、「たたかいの重点課題」として、①農産物輸入自由化・枠拡大反対のたたかい、②米価など農産物価格闘争、③米の減反に反対し米作の自由を守るたたかい、④営農をめぐるたたかい、⑤賃労働兼業などのたたかいの五項目が、「主な取りくむべき課題」としては、①増税に反対し、税金を軽減するたたかい、②生産資材をめぐるたたかい、③高圧線下補償闘争など、④地域開発と小作料などをめぐるたたかい、⑤畑作物などをめぐるたたかい、⑥労働災害と福祉などをめぐるたたかいの六点が決定された。また、「他団体との共闘の拡大と政治課題への取りくみ」として、①農民・農業団体の共闘と労働者・農民・消費者の提携、②政治反動化を阻止し、平和と民主主義を守るたたかい、の二項目が確認された。

### 農民運動全国懇の結成

農民運動の全国センターを考える懇談会（略称・農民運動全国懇）の結成総会が八四年五月一六日、東京・新宿区の家の光会館でひらかれた。この懇談会は、多様化した農民の要求を今日の農業・農民の実態にそくした農民運動として展開すべく、そのセンターのあり方を考えるために結成されたものである。この懇談会の呼びかけは、大森立哉埼玉農団連会長、渡辺直樹関東農団連会長、菅原朝喜全日農北海道連会長、鈴木清エサ米研究全国連絡会代表委員など農業問題関係者一三氏が四月九日付で全国の農民組織と農業関係者に呼びかけたものである。

結成総会で確認された「申し合わせ」の趣旨は、「農業と農村情勢の大きな変化と実態に即し、あくまで農業と農民経営を守り発展させる切実な要求を基礎に、思想・信条・政党支持の違いをこえた全農民の団結と国民諸階層との民主的連帯を強め、ひろげる農民運動の全国センターのあり方を探究する」もので、その事業として「当面新しい全国センターについての自由な意見交換、学習会、シンポジウムの企画、農業農民問題の研究、政策提言、運動交流、情報提供など必要な行動を推進する」ことになった（日本共産党中央委員会『あすの農村』一九八四年七月号参照）。

なお、この懇談会について、六月七日、全日農第二回中央委員会は「全日農が唯一の農民運動の全国センターである」ことを確認している。

## 2　主要な農民運動

### 1　農畜産物輸入拡大反対運動

**農民団体共闘農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止農民総行動**

全日農、全農総連、開拓連、全農同、出稼連、乳価共闘、中央労農会議の農民関係七団体は、一九八三年一〇月三日、東京・虎ノ門のニッショーホールで農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止と全国農民総行動の一環として「全国総決起集会」（一〇〇〇人）をひらき、アメリカの強圧的要求を断固拒否せよ、との政府にたいする「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する要請」、駐日アメリカ大使にたいする「農畜産物の輸入拡大要求を直ちに撤回せよ」との抗議文、経団連にたいする危険きわまりない「農畜産物輸入自由化の主張を直ちに取り下げよ」との申し入れを確認、最後に、「米国の一方的な強圧的要求を断固はねのけるとともに……農業を破壊し農民の生活権を奪う農畜産物自由化・枠拡大を断固阻止する闘いを展開する」との闘争宣言を採択した。集会後、農水、通産、外務の関係各省および政党に要請した。とくに各政党にたいしては、①超党派による輸入自由化阻止のための対策機関の設置、②輸入自由化阻止の立場にたった農水委員会、予算委員会での集中的取り上げ、③輸入自由化阻止の国会決議、④野党共闘による対策機関の設置（対象は野党のみ）について要請した。また、同じ農民七団体は、三月一九日、農産物交渉で渡米前の佐野農水省経済局長に「日本農業を守る立場でアメリカの不当な対日要求を断固拒否せよ」と要請、ついで三月二七日、東京・九段南の農水省分庁舎でひらかれている畜産物審議会にむけて「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止、畜産物価格政策要求全国農民総決起大会」（八〇〇人）を同会場前庭で開き、「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する決議」と「昭和五九年度畜産物価格ならびに政策確立に関する決議」を確認した。なお、同決議によると、前者は牛肉自由化・枠拡大阻止、アメリカの対日要求拒否と国会の食料自給力強化

決議の尊重を、後者は牛肉安定価格の引き上げ、畜産振興事業団の一元管理の堅持、牛肉の計画的生産、低利長期の負債対策などを要求するものであった。同日、農民代表は早朝から気勢をあげ畜産審委員要請をはじめ石川農水省畜産局長、岡田畜産審会長、増田食肉部会長、島村農水省政務次官と青空交渉を展開、大会決議の実現を要求した。農民七団体代表は、このあとも引きつづき政府当局に要請行動をとったが、四月七日、日米農産物交渉の政治決着について「政府の責任を追及するとともに強く抗議し」「今後も農畜産物の輸入自由化・枠拡大阻止のたたかいを継続する」との抗議声明を、ついで四月一一日、山村農相に「日米農産物交渉は、我が国の大幅譲歩という最悪な結果に終わった」との抗議文を提出した。

### 農業団体の農産物輸入拡大反対運動

全中(全国農協中央会)と農産物輸入自由化・枠拡大阻止対策中央本部(八二年三月農林水産関係一九団体で設置)は、八三年八月二二日、農産物自由化・枠拡大阻止運動を再確認、大規模な反対特別運動へのレター作戦をとることを決定した。ついで九月二日、東京・平河町の全国都市会館で「全国代表者集会」(二五〇人)をひらき、金子農相の曖昧な態度を批判するとともにアメリカの要求を一方的な勝手な要求であると断定、農産物輸入自由化の阻止貫徹を地元選出国会議員に要請した。また、九月一二日、東京・新宿の日本青年館で「農産物輸入自由化・枠拡大阻止全国農林漁業者総決起大会」をひらいた。大会は大会スローガン「牛肉・かんきつ、一三品目の自由化・枠拡大阻止」「米国の強圧的ガット提訴断固阻止」を確認、この阻止のため「全力をあげてたたかう」との大会宣言を採択した。なお、大会中の決意表明のなかに「誤った農政を直すには自民党だけに頼ってはだめ」とか「自由化阻止のためには自民党に投票しない、支持しない」との数回にわたる自民党批判がだされたため、出席中の約一〇〇人の自民党議員が会場から引き上げるというハプニングがあった。大会終了後、金子農相や各ブロックごとに地元選出国会議員への要請行動をおこなった。

以下、全中と阻止対策本部のとった主な中央行動について列記する。

八三年九月一四日、農水省内外で日米農産物交渉「日本側交渉団激励集会」(一〇〇人)、一一月一〇日、東京・銀座の数寄屋橋公園で日本生協連共催「レーガン米国大統領来日にともなう農産物輸入自由化・枠拡大、食品添加物規制緩和反対生産者・消費者統一集会」、一〇月三日から「自由化・枠拡大阻止反対特別運動」開始、同日東京・大手町の農協ビルで「農林漁業一九団体役職員総決起集会」(一〇〇〇人)、経団連に抗議行動、一〇月五日、東京・日比谷野外音楽堂で「農産物輸入自由化・枠拡大阻止全国農林漁業者総決起大会」(二万人)、アメリカ大使館への抗議デモ、八四年一月二五日、東京・麹町の東条会館で「牛肉・オレンジ等農産物輸入自由化・枠拡大阻止全国農林漁業者総決起大会」(一〇〇〇人)、三月一四日、東京・平河町の日本都市センターで「牛乳・オレンジ等輸入自由化・枠拡大阻止、畜産・酪農政策価格要求実現全国農林漁業者総決起大会」(一五〇〇人)、三月三一日、東京・平河町の海運ビルで緊急「牛肉・オレンジ等農産物自由化・枠拡大阻止全国農林漁業者総決起大会」(六〇〇人)等々。

全中は四月一〇日、日米農産物交渉の結果について「極めて遺憾

であり憤激に耐えない。……今回のような政治決着を再度繰り返すことはなしくずしの自由化に途を開くことになり絶対に反対である」との声明を発表した。

日本酪農政治連盟は八三年一〇月一八日、東京・九段の九段会館で「全国酪農農民大会」（一五〇〇人）をひらき、①牛肉輸入自由化・枠拡大の断固阻止、②生産者手取り乳価の即時復元要求（計画生産前の乳価）、③乳価の統一交渉と需給調整のための新全国連組織の設立促進、などを決議、大会後、中曽根首相、金子農相、乳業メーカーに要請した。また、同連盟は八四年一月二〇日、東京・永田町の自民党本部で「全国酪農農民代表者大会」（一〇〇人）をひらき、牛肉、牛乳、乳製品の自由化・枠拡大阻止をはじめ偽装乳製品・LL牛乳の輸出入の絶対禁止、乳価の統一交渉権と全国の生乳需給調整機能の確立、飲用牛乳流通市場の正常化などの運動を確認のうえ、八四年度予算要求へむけて復活要請行動に入った。

### 北海道全上川農民連盟の不買運動

北海道全上川農民連盟は、八四年三月一〇日、第二回執行委員会で、農民春闘の一環として、井深大ソニー名誉会長、中西功ダイエー社長、渡辺文蔵味の素相談役の日本農業過保護論をめぐる言動にたいし、「企業側が反省するまで三社の製品の不買運動に取りくむ」ことを正式に決定、同月一七日の農民春闘全上川農民大会で決議、それぞれの自宅に「不買運動実施中」のステッカーをはり、不買運動に突入した。同連盟は農業過保護論を展開する財界に対応し、八二年以来大企業製品を「買わない、食べない、飲ませない」運動を展開してきたが、今回はじめて三社の名をあげて不買運動を全道的に拡大していくことを決定した。

北海道農民連盟は三月一九日、札幌で「全北海道農民総決起集会」を開き、全上川農民連盟提案の「ダイエー、味の素、ソニーの製品、販売品の不買運動を組織をあげて展開する」との緊急動議を決議、財界主導の農業切り捨て論にたいし全道をあげて不買運動に取り組むことを決定した。以後、不買運動をめぐり北海道農民連盟と三社の代表との会談が数回おこなわれるなかで、三月下旬、中内ダイエー社長が「舌足らずで誤解を招いた」と謝罪、「農業不用論については絶対反対すべき」と、また四月に入り味の素代表が「配慮が足りなかった」と釈明、「我が国の農業は過保護ではない、食管制度は必要、各種補助金・助成等制度の必要性を理解」するとの趣旨の弁明をおこなった。

北海道農民連盟は五月八日、執行委員会で三社の不買運動の取り扱いを協議、「財界に農業食糧問題の正しい国民的合意形成への努力を約束させた意義は大きい」と評価、同時にダイエー、味の素とは確認書を取り交わしたい不買運動を中止すること、ソニーとはトップ会談を継続するが、引きつづき不買運動をつづけることを確認した。

この不買運動は社会にさまざまな問題を投げかけた。すなわち、不買運動の積極的支持論の動きにたいし、「言論の自由を守れ」「不買運動は言論の自由を力で封じようとする暴挙」であるとの反キャンペーンの動きもみられた。また、当事者でもある経団連農政問題懇談会委員長渡辺文蔵味の素相談役が稲山会長に辞表を提出していたことが、五月二二日明らかになった。

## 2　食管制度を守る運動

### 全日農の米闘方針

全日農は一九八三年九月以来、八四年米価要求運動問題に取り組んでいたが、八四年四月四日、東京の農林年金会館で「全日農米闘準備討議集会」をひらき、八四年米価闘争方針策定のため深刻な米不足、二段米価による他用途利用米制度、生産者米価の算定改悪方向、食管制度と安上がり農政など「米をめぐる情勢」を検討のうえ、「思いきって米を作ろう」「他用途米転換要求」「ひらき直りで米価要求」「米の流通見直し運動」などの米価運動スローガンのもとに、「米闘を年一回の農民の開き直りのたたかい」とする八四年米価闘争方針の具体的方向を確認した。ついで、全日農は中央労農会議、食管連（食管制度を守る全国連絡会議）との共催で五月一四日、東京・千代田区の総評会館で「米価闘争推進東日本ブロック会議」を、五月二一～二二日、大阪の共済会館新大阪で、同「西日本ブロック会議」をひらいて米闘の具体的方針を検討した。ここでは、とくに①米需給の不安、七八年産米の非安全性、②米作危機と低米価、減反の関係、③日本農業を守る運動の問題をはじめ食料の安全問題、学校給食問題、不買運動、在庫米調査、米の流通問題などこれまでにない広範な問題との連関のなかで「農民の開き直りと消費者など国民全体をまきこむための取りくみ」「米づくり運動の再生元年にする取りくみ」の必要性が確認された。

全日農は六月七日、第二回中央常任委員会をひらき、八四年の米麦価闘争方針を決定した。それによると、要求米価は、八〇％パルクラインにもとづく「生産費・所得補償方式」により六〇キロ当たり五万九九〇〇円（現行米価比三三六％アップ）とすべきであるが、他の農民団体との共闘関係と全日農関係各県農民団体の要求米価などを配慮のうえ最低統一要求米価として二万七二〇〇円とすることを決定した。また、米不足と超古米汚染で米輸入の事態をもたらした政府の政治責任を追及すべく「韓国米輸入反対闘争」を米闘方針にあらたに追加することを確認した。

### 農民団体共闘米価要求運動

米の備蓄問題や他用途利用米など八四年産米生産者米価の関連問題を検討するための予備米審（米価審議会）が八四年七月一九、二〇日の両日、東京・九段南の農水省分庁舎でひらかれた。全日農、全農総連など農民関係八団体は、「粉砕！行革審」「減反緩和」「コメの完全自給」「外米輸入阻止」のスローガンをかかげ、米審会場前庭で統一行動（約三〇〇人）を展開、山村農水相および米審委員に「米価は生・所方式を原則に」「要求米価の実現」「ゆきすぎた水田転作の是正」「外米輸入阻止と政治責任」を呼びかけ要請した。また、農民団体代表は会場外行動として大蔵大臣、内閣官房長官に要請を、臨調の行革審にたいしては米価抑制行為について抗議した。

七月二四日、八四年産生産者米価を審議する米審が同じ農水省分庁舎で開催され、政府は「基本米価一・四五％引き上げ」の諮問をおこなった。同日、農民八団体は米審会場前庭で「外米輸入阻止・米価要求貫徹全国農民総決起大会」（四五〇〇人）を開催し、「米価要求と食管政策の転換要求」と「外米輸入阻止と減反の政策転換

要求」を決議した。参加農民は会場前に「トマホークより米づくりを！」「もうだまされぬ、減反—輸入—百姓つぶし」ののぼりや旗をかかげ山村農水相に「諮問案撤回」を要求する青空交渉を展開した。また、石川食糧庁長官に外米輸入の責任追及、諮問案撤回の集団交渉をおこなった。

翌二五日、農民団体は、東京・港区の芝公園二三号地に約五〇〇〇人の農民を結集、「低額米価諮問抗議」「韓国米輸入抗議」、「要求米価実現」の中央集会をひらき、東京・八重洲口までデモ行進し、都民に理解と協力を呼びかけた。午後、再び大挙米審会場に押しかけ、「要求米価実現」のため要請行動を展開した。なお、この日、神奈川の港湾労組と農民組合の呼びかけにより、東北・北海道を中心とした農民約三〇〇人が、横浜の港湾労組員（一〇〇人）の支援のもとに、一二隻のハシケに分乗し、韓国産米輸入反対海上デモをおこなった。

米審は二五日、深夜まで意見が対立し、話し合いは難航したが、「諮問案やむなし、さらに加算が必要、据え置くべき」の三論併記のうえ「これをふまえて適正な判断を」との答申をした。政府は自民党と政治折衝のうえ二七日、基本米価を二・二%引き上げ六〇キロ当たり一万八六六八円とすることを決定した。なお、他用途利用米の主食用への転用、良質米奨励金は本年度にかぎり現行どおりとなった。

### 農業団体の米価運動

全中は六月八日、米穀対策中央本部をひき、八四年産米の生産者要求米価を七・七%アップ、六〇キロ当たり一万九三八四円と決定し山村農水相に申し入れた。全中は本年度の米価算式について、過去二年間の「物価・賃金スライド方式」を撤回、「生・所方式」に算式を改め、また政策要求として、①稲作技術の向上策、②状況に応じた転作政策の運用、③農協倉庫保管料の引き上げ、の三点を確認した。

全中は七月九日、東京・千代田区北の丸公園の日本武道館に一万人の代表をあつめて「米輸入反対、米穀完全自給政策確立、要求米価実現全国農業者総決起大会」を開催、韓国産米強行輸入に抗議するとともに要求米価の実現と「転作面積の大幅縮小、他用途利用米の主食用買上げ等米穀政策確立のため最後までたたかいぬく」との大会宣言をおこない、大会終了後、山村農水相に要請した。なお、この大会で、韓国米輸入問題をめぐり農協青年部の反発が高まり、とくに自民党代表の丹羽兵助総合農政調査会長の挨拶にたいし「帰れ、帰れ！」の非難とヤジがおこるなど議場が混乱、議事が一時中断するハプニングがみられた。ついで七月一九日、全中は東京・平河町の都道府県会館で「全国農協代表者集会」（五〇〇人）を、二〇日、自民党「農振協緊急総会」への傍聴（五〇〇人）、二一日以後も引きつづき五〇〇人規模の「全国農協代表集会」をひらき、他用途米の主食用の転用と要求米価実現のため自民党を中心に地元選出国会議員に陳情した。

全国農業会議所は七月二日、東京・九段下の九段会館で「農業政策確立・稲作経営強化全国農業委員会会長代表者大会」（一五〇〇人）を開催、①八四年産米要求米価六〇キロ一万九三八四円の実現、②食料政策の確立、③土地利用型農業の確立を決議、同時に「米の完全自給に関する件」を特別決議し政府に要請した。全国農協青年組織協議会と同婦人組織協議会（略称・全青協、全婦協）は七月八日、東京・日比谷野外音楽堂で「米輸入を許さず、日本の農業・食

糧を守る農協青年婦人大集会」（二〇〇〇人）を実施、この後、雨のなかを都内をデモ行進し都民に訴えた。また、全青協は七月二四日、東京新宿区の明治公園で「農協青年部大集会」（二〇〇〇人）をひらき、要求米価満額確保をスローガンにトラクターを先頭に都内デモをおこなった。

### 全日農の外米輸入反対運動

四年の米の端境期に「米の緊急輸入問題が発生すると思われる」と予測し、早くから対応策をうちだす必要ありとして、農水省交渉を展開していたが、八四年一月二三日の第七回中央常任委で外米輸入阻止と第三期減反反対闘争の方針を決定、ついで二月六～七日の第二三回全国大会で「外米輸入阻止と米の第三期減反反対」を特別決議として採択し、山村農水相交渉をおこなった。それによると、米不足の深刻化の根本原因は「長年にわたる米の減反強化と米価据え置き」であり、「外米輸入を阻止するには、早場米地帯を中心に、思いきって米をつくる以外にない」として、①外米輸入は絶対おこなわない、②当面減反緩和の緊急措置をこうじ、減反と米価政策を根本から転換すること、③他用途米への二段米価の導入をやめるとともに、専用品種の開発と検査規格の新設などをはじめ、農民が対応できる条件整備をはかること、④強権供出に通ずる〝保有米狩り〟はやめ、需給計画はゆとりあるものに改めること、の四項目の実現を要求するものであった。

全日農は五月二八日の政府の七八年産米の出荷停止と韓国米輸入発言にたいし、ただちに「米の有毒性を否定し、外米輸入を全面否定してきた」政府の政治責任を追及する運動を展開することを表明した。また、その後、全日農は「全国の輸入港で外米阻止を！」との外米輸入阻止行動の檄を全国の下部組織に呼びかけた。

### 農民団体の韓国米輸入阻止運動

全日農、全農総連、全農同、開拓連、出稼連、乳価共闘会議の農民六団体は五月二九日緊急対策会議をひらき、政府にたいし要請抗議をすることを確認、松浦食糧庁長官交渉をおこなった。要請の主旨は、①七八年産米の売却の即時中止、売却ずみ米の回収、②外米輸入をやめ、減反・米価据え置き政策の全面見直し、米の自給確立、③失政を招いた政治責任の明確化、の三点であった。また、この日、農民六団体は外米輸入問題など非常事態にある本年の米価情勢をふまえ最大限の共闘統一行動をおこなうことで合意した。

農民六団体は六月一三日、食管連、中央労農会議の参加協力により、参議院会館で「外米輸入阻止・米作推進農民団体全国代表者会議」をひらき、①政治責任の明確化、②一切の外米輸入阻止、③米の減反・米価据え置き政策の転換、④超古米の売却中止などを要求する「外米輸入阻止に関する決議」をおこない、ひきつづき山村農水相、松浦食糧庁長官への抗議と野党要請協力行動を展開した。農民団体はこの日の抗議行動を八四年米闘の第一波中央行動と規定、ひきつづき麦価米審、米価米審へむけて韓国米輸入抗議行動をつづけた。

### 地方における韓国米輸入抗議行動

六月から七月にかけ全国各地で韓国米輸入反対運動が、各自治体、農政局、食糧事務所へむけて展開された。それはまた、生産者団体である農民組織のみでなく、労組、消費者団体もふくむ政府への抗議電報、抗議集会とデモのかたちをとっておこなわれた。

宮城県志田郡の鹿島台町農協青年部は同婦人部の協力のもとに、町当局の再三の中止勧告にもかかわらず六月九日から三日間、外米輸入抗議の一環として休耕田に田植えをおこなった。熊本県農協青壮年部は六月一九日、熊本市で外米輸入阻止の大会のあと九州農政局にデモ、白紙撤回をもとめて二〇〇人が座りこみ行動を、翌二五日には同県阿蘇郡の農協青年部も座りこみ抗議行動を展開した。また、同県上益城郡の熊本清和農協青年部は二六日、同村立体育館で米輸入阻止集会をひらき、村長と村議会に協力要請をするとともに休耕田に田植えをおこない、抗議の意思を示した。北海道の全上川農民同盟は七月一三日、旭川市で緊急執行委員会をひらき、小樽港に外米が輸入される場合、港で「荷上げ阻止」実力行使をすることを確認、あわせて、この実力阻止行動を全道の農民に呼びかけていくことを決定した。

### 農業団体と韓国米輸入反対運動

全中は五月三〇日、韓国米緊急輸入問題で協議、①事態はきわめて重大であり、その政治責任は免れない、②米の生産調整を強いられてきた農民にたいする背信行為である、③米は完全自給、いかなる輸入も認めがたい、ことを確認、政府にたいし、抗議するとともに米輸入絶対阻止に関する申し入れをおこなった。全中はこのあとも再三にわたり、米輸入阻止行動を確認、政府に即時撤回を要求してきたが、六月二一日、日韓両政府の米輸入合意の正式発表にあたり「全国農協代表者」名で、「一方的に韓国米輸入の強行に踏みきった」ことにたいし抗議行動を展開するとの声明を発表した。その申し合わせの内容は、①他用途利用米の契約はおこなわない、②八五年度の転作に協力しない、の二点であり、早場米の出荷延期行動については問題ありとして懸案事項とした。

全中は七月二七日、八四年度生産者米価決定にさいし、他用途米の主食用転換など一部政策要求が受け入れられたことを評価し、抗議行動を解除、同時に保有米等の集荷に全力を注ぐことになった。

かかる全中の妥協的行動とは別に、全青協は五月三〇日以降、重大失政であるとして、山村農水相への抗議電報と絶対阻止の申し入れを、県段階で食糧事務所抗議、米の完全自給の街頭宣伝活動を展開した。全中主催の米価要求大会での農水相罷免要求、抗議の決意表明など一連のハプニングは農協青年部の下からの圧力によるものであった。一部の農協青年部にあっては、全中の抗議行動解除のあとも農民団体の抗議行動に協力ないし共闘して韓国米輸入阻止行動を展開した。

### 全日農の減反政策反対運動

全日農は、要求米価運動と並行して一貫して政府の米の減反政策に反対してきた。エサ米推進運動もその一環であり、八四年からはじまる米の水田利用再編第三期対策反対運動もそうである。

全日農は八三年一一月一四日、第六回中央常任委で当面する政府の「水田利用再編第三期対策」の基本方針について協議、①他用途米の転作面積のくり入れは大型経営によるコスト低下を意図したもの、②七万円の奨励金は実質手取り米価の引き下げとなる、③主食用と加工原料用の区別の制度化は用途別米価体系となる、④低廉な加工用米価に主食用米価がならされる、したがって、⑤米価算定方式の変更を通じて食管法改悪へ、といった諸問題を提起したうえ、渡辺五郎農水省事務次官に減反政策の中止、他用途米と同時にエサ米も認めよ、との要請をおこなった。また、八四年二月、全日農は

第二三回全国定期大会において外米輸入にいたる基本要因として減反政策をあげ、「外米輸入阻止と米の第三期減反反対に関する決議」を特別決議として採択し、減反と米価政策の根本的見直しを政府に要請した。

**麦価要求運動**　八四年産麦の生産者価格を審議する米審は八四年六月二一日、東京・九段南の農水省分庁舎で開催され、山村農水相から三麦価格の据え置き諮問がだされた。なお、この日、米審は政府の韓国米輸入発言のあとだけに、麦価の諮問前に異例の懇談会をひらき「七八年産米の安全問題と韓国米輸入問題」を協議した。

全日農、全農総連などの農民関係八団体代表約二〇〇人は当日、米審会場前広場に集結、米審委員に再生産の可能な麦価要求をはじめ外米輸入阻止と米政策転換の要請をおこなうとともに、同広場で「外米輸入阻止、麦価要求貫徹全国農民総決起集会」を開催、「八四年麦価引上げ」と「外米輸入阻止・米政策転換要求」を決議し、山村農水相はじめ農水省当局にたいし政治責任の追及、麦価諮問抗議の交渉をおこなった。

同日、米審は、据え置き反対と多数意見として諮問案やむなし、との二案併記のうえ「適正に決定」せよとの答申をおこなった。政府は翌二二日、三年連続小麦・大麦・裸麦価据え置きを決定した。

## 3　農畜産物政策・価格要求運動

**乳価共闘会議の運動**　乳価共闘（全国乳価共闘会議）は、八三年九月四日から三日間、大分県別府市で「酪農乳業研修交流事業」を実施、その際開催した「第五回総会」で一九八三年度の運動方針を決定するとともに「牛乳・乳製品をはじめとする農畜産物輸入自由化・枠拡大反対に関する決議」を採択した。運動の重点項目は、①生産者乳価の引き上げ、②牛乳乱売是正対策、③輸入自由化・枠拡大阻止、乳製品輸入削減、④酪農経営の改善、⑤牛乳・乳製品の処理・加工、流通改善、⑥労農提携・共闘の強化拡大、⑦制度要求と国会闘争の強化の七要求であった。

同共闘は八四年三月二七日、東京・神田駿河台の総評会館で「牛乳・乳製品輸入拡大阻止・乳価要求実現全国酪農民大会」をひらき、輸入拡大阻止と再生産できる乳価の要求を確認した。大会後、九段南の農水省分庁舎でひらかれている畜産審食肉部会にむけて農民共闘のため結集、同分庁舎前庭で開催された農産物輸入拡大阻止農産物政策価格引き上げ要求の「総決起大会」の主催団体として行動した。また、翌三月二八日、同じ農水省分庁舎で開催された畜産審酪農部会にむけて「加工原料乳保証価格引き上げ」「限度数量の拡大」を要求し、要請行動を展開した（「輸入拡大反対運動」の項を参照）。

食肉部会は三月二七日、山村農水相に「試算に示された考え方で

その安定価格をきめることはやむをえない」と答申、酪農部会は「牛乳・乳製品の需給の動向に慎重に配慮しつつ審議の経過をふまえて適正に決定すること」と答申した。政府は自民党と折衝のうえ、三月三〇日、食肉価格は牛・豚肉とも（三年連続）据え置き、加工原料乳保証価格は据え置き（キロ当たり九〇円七銭）、保証限度数量前年度比三・三%アップの二二二万トンと畜産関連対策を決定した。

### 牛乳安売り反対運動

牛乳の安売り、乱売が表面化して以来三年、酪政連（日本酪農政治連盟）は「安売り牛乳撲滅抗議集会」（八三年六月三日）をひらき、協同乳業に抗議するなど牛乳安売りの摘発、抗議、警告を発するなどの運動を展開してきた。この牛乳安売り撲滅運動は七月で終了したが、酪農団体としてひきつづき安売り反対運動を展開した。

八三年八月三日、酪政連は中央委員会をひらき、六～七月の安売り撲滅運動の総括と新運動方針を協議、安売り反対運動の効果を確認したうえ、今後も①悪質乳業者には予告なしで酪農民による座りこみ抗議実力行使を、②一〇月大会で悪質業者を追及する、ことを決定した。また、八月一九日の拡大中央委は、安売り撲滅運動を継続していくことを確認、また来年度予算編成で危ぶまれている学校給食牛乳供給事業制度の堅持、補助予算確保などの予算対策、全国生乳販連の設立実現の取り組みなどを決定した。このあと対話集会や要請行動を展開、牛乳安売り反対のための運動をつづけた。

### 葉たばこ対策共闘会議の運動

葉たばこ共闘（全国葉たばこ対策共闘会議）は、八三年八月二九日、東京・霞ケ関の久保講堂で「専売民営化反対・葉たばこ価格要求全国農民総決起集会」（一二〇〇人）をひらき、①臨調行革・専売民営化に反対し、たばこ専売制度維持に関する決議、②葉たばこ価格引き上げ要求と耕作面積の確保に関する決議、③農業をつぶす財界主導行革に反対し、農業と農民生活を守り食糧自給確立に関する決議、を採択した。大会後、大蔵・農水の各省、行管庁など関係省庁へ交渉団を派遣、各政党にたいしては専売制度維持の協力要請をおこなった。とくに東京・虎の門の専売公社へは大会参加者全員が押しかけ玄関前に座りこみ「抗議集会」を、さらに公社の原料本部など廊下に座りこみ、長岡専売公社総裁交渉を要求した。

専売公社は八月三〇日、東京・港区の葵会館でたばこ耕作審議会を開催、八三年産葉たばこ収納価格の「据え置き」、八四年度耕作面積の「据え置き」を諮問した。価格据え置き諮問は三年連続、面積の据え置き諮問は二年連続であった。これにたいし共闘会議は「今回の諮問は耕作農家を無視した暴挙である」と抗議、審議会にむけて要請行動をおこない、三一日には川野審議会長、長岡専売公社総裁との交渉も実現した。たばこ耕作審は九月一日、八三年産葉たばこ収納価格全種類平均キロ当たり一七二八円九二銭（前年比〇・九八%アップ）と八四年耕作面積五万四〇〇七*ha*の据え置きを答申した。なお、本答申は自民党専売特別委員会と公社側・審議会委員の政治折衝できまったもので、しかも耕作面積は八五年以降の減反予告づきであった。

葉たばこ共闘は八四年三月一六、一七日の両日、栃木県鬼怒川温泉で「第二三回定期総会」をひらき、八四年度の運動方針を決定した。それによると、主要運動目標として、①専売公社の経営形態等の改革にたいする闘争、②行管庁勧告の生産部門の反合理化闘争、

③たばこ耕作審議会闘争、④葉たばこ耕作農業所得課税にたいする闘争など六項目が決定された。また、共闘会議は五月一五日、「専売公社改革法案」が国会に上程されるのに対応し参議院会館で「第二四回臨時総会」をひらき、改革法案反対の要請行動を展開した。しかし、日本専売公社の民営化法案（日本たばこ産業株式会社法案など五法案）は八月三日の参院本会議で可決、成立した。

### 畑作物価格要求運動

全農総連と甘味共闘（甘味資源を守る全国共闘会議）は八三年一〇月一三日、衆議院第一議員会館で「畑作農産物価格等中央対策集会」（八〇人）をひらき、価格要求として、テンサイ最低生産者価格トン当たり二万二〇〇〇円、大豆基準価格六〇キロ当たり一万八九九六円を政策要求として、畑作物の販路優先確保、長期安定生産の保証に関する政策確立など要求事項を決め、二日間の予定で政府にたいし要請行動をおこなった。また、一〇月二六、二七日の両日、サトウキビ対策中央行動として「再生産が確保される適正な価格」、「甘味資源作物生産総合振興事業の充実強化」など六項目の要求事項を確認、農水省の関係部局に要請するとともに各政党に協力を要請した。

全中も一〇月一三日から一四日にかけて「畑作物政策価格・政策確立要求特別運動」として、東京・平河町の海運ビルで「甘味資源作物・大豆主産道県農協代表者集会」（一五〇人）をひらいて、適正な価格要求、取引制度改善、交付金の確保などの要求をもって自民党国会議員中心に要請した。また、二七日から二日間「八三年産サトウキビ価格・政策要求特別運動」として地元選出国会議員に要請した。政府は、一〇月一四日、テンサイ、バレイショ、大豆などの基準糸価などの据え置き（キロ一万四〇〇〇円）を諮問のうえ、翌三〇日、正式に三年連続の「据え置き」を、また、一〇月二八日、サトウキビ価格を事実上「据え置き」（トン当たり二〇円アップの二万一四七〇円）とすることを決定した。

### 繭糸価格・蚕糸政策要求運動

全養連（全国養蚕農協連合会）など蚕糸関連九団体は、八三年九月一日、全中の後援のもとに、自民党本部で「危機突破全国蚕糸生産者代表者要請集会」（二五〇人）をひらき、①繭糸価格中間安定制度の堅持、繭糸価格を基準糸価一万四〇〇〇円以上の水準で安定させる、②蚕糸砂糖類価格安定事業団の中間買入れを早急に大幅に拡大する、③生糸・絹需給が改善されるまで生糸・絹織物等の輸入を停止し、不正輸入を厳重に取り締まる、などの要請事項を確認した。また、全養連は八四年三月一三日、関連七団体とともに、東京・千代田区の九段会館で「危機突破全国蚕糸生産者大会」（一五〇〇人）を開催し、「繭糸価格中間安定制度の堅持」「絹織物、生糸、繭などの輸入即時全面停止」「蚕糸生産基盤の育成・確保」を決議、農水省当局に要請した。

農水省は、当初、八四年繭の計画生産量を前年実績比三割減を提案していたが、全養連などの反発を考慮し、三月二四日、約二五%減の四万七五〇〇トンとすることを決めた。また、三月二九日、蚕糸業振興審議会を開き、八四生糸年度（八四年六月～八五年五月）の基準糸価などの据え置き（キロ一万四〇〇〇円）を諮問のうえ、翌三〇日、正式に三年連続の「据え置き」を決定した。

### やみ増羽阻止運動

全国各地の専業養鶏農家で組織している全国養鶏経営者会議は関係団体とともに八三年七月、やみ増羽阻止、低卵価打破のため対策委員会（低卵価打開・農外資本阻止特別対策委員会）を結成した。対策委は結成後ただちに東北

地方にやみ増羽阻止運動のための代表を派遣するなど行動を開始、八月二〇日、養鶏安定法の制定促進運動や商社資本の全国的なやみ増羽への抗議行動にかんする運動方針を決定した。

対策委は九月二六日、東京・麹町の東条会館で「商社養鶏の大規模やみ増羽阻止緊急全国養鶏者大会」（八〇〇人）を開催し、①商社資本の大規模やみ増羽阻止、②養鶏安定法の制定促進、③農家養鶏・後継者の育成などの件をそれぞれ決議した。大会後、国会請願デモをおこなう一方、三井物産にたいし「大規模やみ増羽を強化している」と抗議した。また、日本養鶏協会も九月二七日、東京・港区の日本女子会館で「養鶏安定緊急全国代表者集会」をひらき、「無断増羽の早期是正」「農家養鶏の育成強化」「当面の卵価安定対策」などの要求事項を決定、農水省に要請した。

## 4　成田空港廃港闘争とその他の運動

### 二期工事実力阻止廃港闘争

一八年余にわたり反対闘争を展開している。三里塚芝山連合空港反対同盟は、千葉県成田市の空港建設計画決定以来は四〇〇〇m級のA滑走路だけの横風用滑走路のない欠陥空港として開港したものの、いぜんとしてB・C滑走路建設工事（二期工事）は凍結状態にある。二期工事費一二〇億円余は七七年度に予算化されて以来、毎年繰り越されているだけである。八三年三月以来、反対同盟は成田用水問題、一坪共有化運動など路線上の内部対立を契機に分裂状態（北原派と熱田派）にあるが、両派とも二期工事実力阻止の構えをくずしていない。二期工事予定地内反対派農民一二人が話し合いを拒否しているかぎり反対同盟と全国の労・農・学の支援共闘も強固で二期工事の具体的展望はない。以下、反対同盟の主要な動きをみる。

八三年八月八日、成田空港ジェット燃料輸送パイプラインが計画発表以来一二年ぶりに完成したが、これにたいし、反対同盟熱田派は、七日、パイプライン阻止の集会とデモを、反対同盟北原派も八日、総決起集会とデモによって抗議行動を展開した。ついで反対同盟熱田派は九月一五日、芝山町の二期工事予定地内の横堀共同墓地で二期工事阻止「空港反対全国決起集会」（三一五〇人）を、同日、反対同盟北原派も中核派などの支援のもとに、成田市三里塚第一公園で集会をひらき、二期着工実力阻止、話し合い交渉断固粉砕、熱田派集会の粉砕行動を展開した。また、反対同盟北原派は一〇月九日、「話し合い策動粉砕・収用法弾劾、二期阻止・空港廃港全国総決起集会」（八四〇〇人）を三里塚公園でひらき、「実力闘争だけが三里塚闘争の唯一の勝利の道であること」を確認、集会宣言を採択し抗議デモを展開した。

反対同盟の二期工事阻止廃港闘争のつづけられるなかで、成田空港周辺市町村で、相次いで成田空港二期工事促進決議がなされた。二期工事予定地の芝山町議会も八四年三月一七日、「二期工事着工促進決議案」を県警機動隊の厳戒体制のもとで強行採決した。当日、反対同盟は緊急動員をかけ抗議行動を展開した。また、反対派農家を無視した無効決議であるとの署名運動をおこなった。

反対同盟の管制塔襲撃事件六周年記念の総決起集会が三月二五

日、開催された。熱田派は芝山町横堀共同墓地に三九五〇人（県警調べ二〇〇〇人）を結集し、二期工事実力阻止を訴え、反対同盟の統一を呼びかけた。他方、北原派は成田市三里塚第一公園に一万二一五〇人（同三四〇〇人）を結集し、二期工事着工粉砕を確認した。反対同盟の分裂と軋れきは両派の支援グループ間のゲバルトにもあらわれ三里塚闘争にとってさまざまな問題を投げかけている が、二期工事実力阻止廃港闘争は一貫してつづけられている。

**成田用水阻止闘争**　反対同盟の分裂要因に成田用水問題をめぐる路線上の対立があったことはすでに指摘した（本年鑑一九八四年版三七六頁参照）。両派ともに成田用水阻止闘争をつづけているが、北原派は、成田用水問題を認めることは即空港を認めることである、と絶対反対を表明、実力で阻止する行動を展開した。その主要なものをみると、つぎのとおりである。

四月一五日、第一波成田用水着工実力阻止行動として工事予定地の菱田地区で集会とデモ、五月六日、成田用水着工阻止第二波決起集会、辺田地区に監視ヤグラ建設、五月二〇日、「今秋二期工事強行粉砕、成田用水実力阻止、収用法弾劾、脱落派粉砕・一掃全国総決起集会」とデモ、七月一日、「成田用水実力阻止、七・六土地収用法反動判決策動粉砕、脱落派粉砕一掃、二期決戦勝利現地総決起集会」（反対同盟参加協力）と成田用水予定地区のデモ等々である。

**漁民の原発反対運動**　青森県下北郡東通村に建設予定の東北電力「東通原子力発電所」計画は一九六五年五月に村議会で誘致決議がなされていたものであるが、福井の敦賀原発事故の影響やその後の計画変更をめぐり、当該地の白糠漁協を中心に反対の動きがでてはじめた。白糠漁協は、計画地がアワビ、ウニ、コンブの優良漁場であり、「漁場の放棄は死活問題であり、全性や環境破壊につながる」として反発、八三年五月の総会で漁業補償の窓口として原発対策委員会を設置したものの、九月三〇日の漁業権補償提案をめぐり反対の動きが高まっている。なお、周辺住民により結成された「白糠の海を守る会」も反対運動を支援している。

和歌山県日高郡日高町の関西電力「日高原発」の海上事前調査をめぐる問題で、地元の比井崎漁協は、八四年六月一七日、同町の農村環境改善センターで総会を開催したが、県当局の出席問題で紛糾、流会した。これは、原発の安全性に不信をもつ同漁協の原発反対派が「事前調査自体原発を認めることと」と反発、しかも原発を誘致しなくても漁協（不正融資で経営難にある）再建は可能であるとして、事前調査を受け入れ迷惑料をとる漁協の再建案を提案、同時に県当局の出席を求める意見を提案した原発推進派に反対したもの。なお、突然流会を宣言した山本組合長は同時に組合長の辞任を表明した。

**農民団体の税金対策**　全日農は各県農民組合代表とともに八四年一月一一日、国税庁交渉をおこない、農家の記帳義務導入反対を中心に収入金課税方式にたいする疑問など八三年度課税方針について交渉した。また、翌一二日、東北の各県農民組合代表と仙台国税局交渉を展開、対象品目や基準など収入金課税方式の具体的方式について交渉した。このほか各県の農民組合や労農共闘会議が農業課税の改善を要求、独自の国税局ないし税務署交渉をおこなった。

### 出稼連の運動

出稼連（全国出稼組合連合会）は、八四年二月四日、東京・永田町の社会文化会館で「第一四回定期大会」を開催、八四年度運動方針を決定した。それによると、重点課題は、①出稼ぎしなくてもすむ諸政策の確立を前提に新年度からはじまる「新農村地域定住促進対策事業」に積極的に取り組む、②出稼者の労働条件、宿舎などの環境整備のための国会闘争をふくむ「出稼問題の基本対策」の確立、③出稼者の組織化の三点であった。大会は「賃金宣言」を確認した後、農水・労働・建設の各省および北海道開発庁、東京都にそれぞれ要請行動をおこなった。

出稼連主催の「全国出稼者第二〇回記念大会」は翌五日、同じ社会文化会館で開催された。大会には東北・新潟・北海道からの季節労働組合の代表約六〇〇人が参加、①出稼者の諸要求に関する決議、②農林漁業政策の確立に関する決議、③故柴田久雄氏の労災業務上の認定をかちとる特別決議、④賃金宣言の実行に関する決議を採択した。また、同じ出稼連主催の「全国出稼者第二〇回記念西日本大会」（五〇人）は二月一九日、大阪・浪速区の部落解放研究教育センターで開催され、東京大会で提案された同じ諸決議を採択した。翌二〇日、大会代表団は、大阪府・市と大阪労基局に「出稼者の労働条件、雇用の改善、出稼対策連絡会の充実、元請下請関係の明確化、違法宿舎対策」などを要請した。

### 農村労連の運動

農村労連（農村労働組合連合会）は「振動病対策・労災対策」や「三省協定なみ賃金」などを中心に対企業、対自治体、対労働省交渉を展開してきた。

「農村労連第二〇回定期大会」は八四年四月七、八日の両日、東京の日本青年館で開催され、八三年度の運動成果と八四年度運動方針が採択された。それによると、賃金・労働条件の改善として「三省協定」や「建退共済」の適用運動、林業の安全対策、賃金未払い対策などが、いのちと健康を守る運動として振動病を中心とした労災・職業病闘争の強化がそれぞれ提起された。

## 3　農民団体その他

### (1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　松沢俊昭、副会長　亀田得治、栗原俊夫、書記長　谷本たかし、財務委員長　空席、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　川俣健二郎、菅原源吉、阿部昭吾、飯野栄儒、日野市朗、相沢金之丞、八百板正、渡部行雄、戸沢辰男、上原義信、加瀬包男、加瀬勉、下山田虎之介、北野元一、鶴巻辰次郎、目黒吉之助、田畑政一郎、山中高吉、小池昭吾、野坂浩賢、岡田厚美、小川洵、高野啓吾、三浦光雄、松倉多助、小山誠治、池谷昭二、越智一馬
会計監査　新妻忠直、阿部助哉、荻原貞一
統制委員　菅原朝喜、高橋徳次郎、松永広次、中沢厳、米山繁男、日下博、小山永久、渡辺慎一、山村慶次
常任顧問　足鹿覚
顧問　上林与市郎、黒田寿男、鈴木清（一九八二年一二月二～三

日、第二二回定期大会で選任。ただし、会長と常任顧問は八四年二月六～七日の第二三回定期全国大会で選任）

【機関誌・紙】『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（一九八一年一月以降休刊）

(2) 全国農民総連盟（全農総連）

【役員】 中央委員長 中村吉次郎、副委員長 松崎弘喜、紺野富夫、外岡左近、麻生伝兵衛、西谷語、救仁郷義房、書記長 久保田忠雄、監査委員 石田徳三郎、山田初男、藤田善治（一九八四年六月一日、第二二回代議員総会で選任）

【機関誌】『全農総連情報』（週刊）

(3) 全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】 委員長 小野栄太郎、副委員長 松岡福己、常任委員 原七郎、吉野正太郎、黒瀬彰義、佐々木優治郎、土田浩、青柳喜好、大森節、広本隼人、白木幸夫、監事 武藤菊次郎、藤原健児（一九八四年五月一八日、第三七回通常総会で改選）

【機関誌】『開拓情報』（月刊）

(4) 全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】 会長 栗原三郎、副会長 野坂浩賢、対馬孝且、細谷昭雄、佐藤誼、事務局長 坂口建夫、事務局次長 御地合二郎（一九八三年二月四日、第一四回定期大会で選任）

【機関紙】『出稼通信』

(5) 農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】 中央執行委員長 森田幸彦、副中央執行委員長 山口伸、書記長 丸山富治（一九八四年四月七～八日、第二〇回定期大会で選任）

【機関紙】『農村労働者』（月二回刊）

(6) 中央労農会議

【役員】 議長 江田虎臣、副議長 栗林三郎、佐野明、小原毅、後藤英雄、事務局長 阿部保吉、事務局次長 金敷孝之（一九八四年一月現在）

【参考資料】 (1)全日本農民組合連合会機関紙『農民新聞』、(2)全国農民総連盟機関誌『全農総連情報』、(3)全日本開拓者連盟機関紙『開拓情報』、(4)全国出稼組合連合会機関誌『出稼通信』、(5)農村労働組合連合会機関誌『農村労働者』、(6)全国新聞情報農業協同組合連合会『日本農業新聞』、(7)新日本出版社『あすの農村』、(8)全国農業会議所『全国農業新聞』、(9)日本共産党機関紙『赤旗』、(10)日本社会党機関紙『社会新報』、(11)農民運動史研究会『農民運動研究』、(12)農業農民協会『農業・農民』、(13)『毎日新聞』、『日本経済新聞』、『朝日新聞』、『読売新聞』

# XIV 政党

概要□国会と各党の動向——選挙——中間地方選挙／第三七回総選挙／日本社会党——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／公明党——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／民社党——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／国際活動／その他／日本共産党——概況／組織・機関紙・財政／中央委員会総会／政策・方針／国際活動

## 概要

一、八三年一〇月一二日の田中判決によって政局は混迷し、中曽根首相は総選挙で事態の打開をはかった。

一、総選挙は、自民党の大敗、社会党の善戦、公明・民社両党の躍進、共産・新自ク両党の後退、社民連の現状維持という結果に終わった。この結果、過半数を割った自民党と新自クとの自民党成立以来初めての連立政権が登場した。

一、中曽根政権は政治倫理問題で国民の批判を浴びたものの、行革関連法案、電電・専売改革、臨教審設置、健保改革などの問題を着実に処理してきている。

一、国会で、中道諸党の比重が高まり中道連合再建の動きもあるが、むしろ、新自クの連立政権への参加に刺激されて保守連立の方向が強まっている。

一、社会党は、飛鳥田委員長から石橋委員長へとリーダーを替え、「ニュー社会党」への変身をはかった。総選挙での前進にみられるようにこれは一定の成果をあげたが、同時に、安保・外交問題、韓国・朝鮮政策などの外交政策面や、「防衛費」への態度、経済・財政政策などの内政面で、政策上の現状追認傾向も強まっており、党内で一定の混乱を生む原因ともなった。

一、公明党は、総選挙で大躍進を果たし、中道勢力内での比重を高めた。社会党や中道諸党との選挙協力にも積極的に取り組み、社会党との関係を改善するなど、他党との連携を一定程度強めたが、新自クや民社党の保守勢力への接近には批判的であり、当面、静観の構えで独自路線をとっている。

一、民社党は、総選挙で結党以来の大躍進を達成し、四〇議席の〝悲願〟にあと一歩まで近づいた。総選挙後は、与野党間の政策協議の提唱にみられるように、自民党との連合志向を強め、政策上でも自民党の〝先取り〟傾向があらわれている。

一、共産党は、総選挙で前回当選議席を下回り、国政選挙での頭打ち傾向を明らかにした。ソ連共産党への書簡など反核・平和運動での国際的な発言が目立つ。国会での孤立化状況もあって、原水禁問題での新方針など独自路線を強めている。

# 1　国会と各党の動向

## 「参議院の会」結成

八三年六月二六日投票の第一三回参議院選挙で国会への進出を果たしたサラリーマン新党、福祉党などの院内会派「参議院の会」と「第二院クラブ」、会派に属さない中山千夏、山田耕三郎両議員は、七月一二日、「参議院の会」への合流について合意した。この会派の合意事項は「平和憲法を守る」「参院の特質を守る」等であり、個人としての議員活動や院外の政治活動はいっさい自由とされている。新しい「参議院の会」の所属議員はつぎのとおり。美濃部亮吉（代表）、青木茂、喜屋武真栄（副代表）、八代英太（幹事長）、秦豊（国対委員長）、八木大介、青島幸男、野坂昭如、中山千夏、山田耕三郎。

## 第九九臨時国会

第九九臨時国会は八三年七月一八～二三日に開催された。野党側が要求した政府の所信表明演説をおこなわないまま、参議院選挙にともなう院の構成と臨時行政改革審議会、国鉄再建監理委員会の委員人事の事後承認をおこなっただけで、二三日に閉会した。なお、衆議院は二二日の本会議で、前国会からの継続となっている田中角栄議員辞職勧告決議案、国家行政組織法改正案、仲裁裁定などを継続審議とした。

## 自ク連の解消

新自由クラブと社民連は、統一確認団体をつくって参院選比例代表区選挙に取り組んだが、その当選者が社民連の田代表一人にとどまったため、八一年九月に結成された衆院内の統一会派である「新自由クラブ民主連合」（自ク連）の解消の動きが本格化した。

選挙後、新自ク内では社民連との関係を根本的に見直す動きが始まっていたが、七月一九日、社民連の菅直人副代表も田代表に会い、主体性をまず明確にする必要があるとの立場から「自ク連」の解消を申し入れ、副代表を辞任した。結局、九月三日、新自ク常任幹事会が「自ク連」の解消を正式に決定し、その後の全国幹事会での了承を得てこれを社民連側に伝達。社民連も翌四日の全国代表者会議でこれに同意し、九月六日、衆院事務局に解散届が提出された。なお、参院において両党と無所属議員でつくっている統一会派

「新自由クラブ民主連合」は存続することになったものの、会派名を「新政クラブ」に戻すことにし、九月六日、名称変更届を事務局に提出した。

**革自連の解散**　一九七七年に発足した革新自由連合（革自連、加藤康一代表）は、六月の参院選で「無党派市民連合」（山田宗睦代表代行）を名乗って候補者を立てたが、当選者を出せずに惨敗。運動のあり方をめぐるメンバー間の意見の違いも表面化し、ついに九月一七日夜、都内のホテルで解散式を開いてその活動を停止した。その後については、中山議員の任期がまだ三年残っているため、革自連有志が「励ます会」としての活動をつづけて行くことになった。

**中道四党首脳と同盟との会談**　八三年九月一四日、公明・民社・新自ク・社民連の中道四党書記長と同盟書記長との会議が開かれ、臨時国会での減税法案等の諸案件への対応策など、当面する政局について話しあわれた。また、一〇月一九日には、民社党の佐々木委員長・塚本書記長、公明党の竹入委員長・矢野書記長、新自由クラブの田川代表・山口幹事長、社民連の田代表・楢崎書記長の四党首脳と、同盟の宇佐美会長・田中書記長・山口副書記長・一木政治局長の会議が開かれ、「政治倫理確立を最優先課題として断固たる態度で臨む」との臨時国会への方針を確認。総選挙での選挙協力問題でも意見が交換された。

**第一〇〇臨時国会**　第一〇〇臨時国会は八三年九月八日に召集され、会期を一一月一六日までの七〇日間としたが、最終日に全野党欠席のまま自民党単独で一二日間の会期延長を議決し、一一月六日までとなった。この国会は、当初、減税法案、行政改革関連法案、人事院勧告・仲裁裁定の実施問題、公選法改正などをめぐって論議が展開された。また、九月一二日、九月一日に発生したソ連空軍による大韓航空機撃墜事件に関連して、事件の真相糾明と犠牲者への十分な補償・再発防止措置の実現を求める決議を全会一致で可決した。

しかし、一〇月一二日のロッキード裁判田中判決以来、田中議員辞職勧告決議案の本会議上程を求める野党とこれに反対する自民党のあいだで攻防がつづき、国会は三六日間に及び空転した。結局、一一月二八日、社会党など野党四党が共同提出した内閣不信任決議案に対抗して中曽根首相が解散権を行使し、衆院は解散された。なお、自民党と共産党をのぞく野党のあいだで解散時期の明示とひきかえに対決法案の議決を処理することで話し合いがつき、国家行政組織法改正・総理府設置法改正・総務庁設置法などの行政改革関連

**第95表　国会の勢力分野**
（1983年9月6日現在）

| 党派 | 衆院 | 参院 |
|---|---|---|
| 自民 | 286 | 136 |
| 社会 | 100 | 43 |
| 公明 | 34 | 27 |
| 民社 | 31 | 13 |
| 共産 | 29 | 14 |
| 新自ク | 10 | — |
| 社民連 | 3 | — |
| 参院の会 | — | 10 |
| 新政 | — | 4 |
| 無所属 | 6 | 2 |
| 欠員 | 12 | 3 |
| 計（定数） | 511 | 252 |

〔備考〕　各党派の届出名は，自民が参院で「自民党・自由国民会議」，公明，民社は衆・参両院でそれぞれ「公明党・国民会議」，「民社党・国民連合」，新自ク，社民連は衆院でそれぞれ「新自由クラブ」，「社会民主連合」となっている。

六法、所得税の年内減税や翌年度限りの住民税減税等を定めた減税二法、選挙運動期間の短縮や立会演説会の全廃などを定めた公職選挙法改正、公選制による会員選出方法を研究分野別の推薦と首相の任命に改めた日本学術会議法の改正、三公社四現業職員の給与引き上げを決めた仲裁裁定議決、貸しレコード業にはじめて法の枠をはめた貸しレコード規制法、自衛官定数と予備自衛官の増員などを認めた防衛二法、国家公務員と三公企体共済組合を統合して三公企体の年金給付条件を国公並みに引き下げた年金統合法などの重要法案が成立した。

### 田中判決と各党の対応

一〇月一二日、ロッキード事件丸紅ルートの判決で、東京地裁刑事一部は田中元首相にたいして受託収賄と外為法違反の罪で懲役四年・追徴金五億円の実刑判決を言い渡した。これにたいして、政府・自民党は、①判決は厳粛に受けとめる、②控訴しているので上級審の推移を見守る、③進退は本人が決めるべきものだ――などの基本方針で対応。一二日夕、田中元首相も概略つぎのような「所感」を発表した。

【所感（部分）】

一、本日の東京地裁判決はきわめて遺憾である。私は内閣総理大臣の職にあった者として、その名誉と権威を守り抜くために、今後とも不退転の決意で戦い抜く。

二、私は生ある限り、国民の支持と理解のある限り、国会議員としての職責遂行にこの後も微力をいたしたい。

三、わが国の民主主義を守り、再び政治の暗黒を招かないためにも、一歩も引くことなく前進を続ける。

これにたいして野党は強く反発し、一〇月一三日、全野党が衆院で田中議員辞職勧告決議案、参院で政治倫理確立の決議案の早期採決を求め、これに反対する自民党と対立、以後国会審議はストップした。

田中「所感」にたいしては自民党内外からも批判が生じ、中曽根首相は一〇月二八日、田中元首相との会談で政局混迷の打開をはかった。田中元首相は中曽根首相の意をくむかたちで、会談後の二八日夕、「時局重大の折から私も自重自戒、国民各位の期待にこたえるべく全力を尽くしてまいります」との「談話」を発表。三一日にも、中曽根首相に「心から感謝」し、国民や自民党にかけた迷惑を「深くおわび」し、「恐縮」するとともに、「一審判決は、私にとって残念な結果だが、この事実は厳粛に受けとめている」と述べた「所懐」を明らかにした。一一月二日、中曽根首相は全国政調会長会議で政治倫理確立についての六項目の「私案」を発表し、一一月一七日には、自民党と新自クのあいだでも六項目にわたる政治倫理確立策が合意された。これらの対応によって自民党は田中問題に決着がついたとして国会再開をはかったが、田中被告の辞職や議員辞職勧告決議案の審議など具体的な動きがなかったために野党が反発し、結局、解散・総選挙へともつれこむことになった。

### 第一〇一特別国会

第一〇一特別国会は八三年一二月二六日から八四年五月二三日まで、一五〇日間の会期で開かれたが、最終日に七七日間延長され、新首相の指名をおこない、あわせて八四年度予算の審議をおこなうためのものであった。一二月二六日午後、衆参両院本会議で首相指名選挙がおこなわれ、中曽根首相が七二代（四五人）目の首相として再び指名された。指名選挙の結果はつぎのとおり。

**第96表** 国会の勢力分野
（1983年12月26日現在）

| 党派 | 衆院 | 参院 |
|---|---|---|
| 自民 | 267 | 136 |
| 社会 | 113 | 43 |
| 公明 | 59 | 27 |
| 民社 | 39 | 13 |
| 共産 | 27 | 14 |
| 社民連 | 3 | — |
| 参院の会 | — | 8 |
| 新政ク | — | 4 |
| 無所属 | 3 | 4 |
| 欠員 | — | 3 |
| 計（定数） | 511 | 252 |

〔備考〕 各党派の届け出名は，自民が衆院で「自民党・新自由国民連合」，参院で「自民党・自由国民会議」，社会が衆院で「社会党・護憲共同」，公明，民社が衆参両院でそれぞれ「公明党・国民会議」，「民社党・国民連合」，共産は衆院で「共産党・革新共同」となっている。

〔衆院〕 投票総数 五〇九票
（過半数 二五五票）
中曽根康弘 二六六票
石橋 正嗣 一一三票
竹入 義勝 五九票
佐々木良作 三九票
宮本 顕治 二七票
田 英夫 三票
田川 誠一 一票
無効 一票

〔参院〕 投票総数 二三八票
（過半数 一二〇票）
中曽根康弘 一三一票
石橋 正嗣 四七票
竹入 義勝 二六票
宮本 顕治 一四票
佐々木良作 一二票
田 英夫 一票
中山 千夏 一票
白票 六票

一二月二六日に召集された第一〇一特別国会は、日ソ・ソ日漁業協定の可決、院の構成などを決定した後、二九日、二月五日まで自然休会に入った。二月六日に再開された国会は政治倫理問題協議会の設置（二月二九日）、田中辞職決議案、「防衛費」突出問題、予算修正要求、減税問題、教育職員免許法改正案、電電・専売民営化などの行革関連法案、臨時教育審議会設置法案、雇用保険法、健康保険法改正問題、男女雇用平等法、衆院定数是正問題等をめぐって激しい論戦が展開された。

### 自民・新自ク統一会派結成

第三七回総選挙で過半数を割り、その後の保守系無所属当選議員の追加公認などでようやく過半数を三議席上回る二五九議席とした自民党は、さらに国会運営を円滑にすることをめざして新自クなどへの入党勧誘工作をおこなった。このようななかで、第一〇一特別国会の開会に先立つ一二月二六日午前、中曽根首相は田川誠一新自ク代表と党首会談をおこない、政治倫理確立など四項目の政策協定を結ぶとともに、閣僚ポストを一つ譲ることを含みとして統一会派「自民党・新自由国民連合」の結成に合意した。この結果、同会派の議席は二六七になり、衆院の与野党逆転委員会はほぼなくなった。こうして、自民党は一九五五年の結党以来初めて他党と〝連立〟関係をもつことになり、田川自治大臣の入閣によって四八年の芦田内閣以来三五年ぶりに〝連立政権〟が発足することになった。

### 四野党共同の予算修正要求

八四年二月二九日、労働四団体と全民労協の要請を受けて、社会・公明・民社・社民連の四野党は、八四年度予算にたいする共同修正要求をとりまとめ、三月一日の与野党国会対策委員長会談でこれを自民党側に提出した。これは、①所得税、住民税減税の上積み、②大衆課税の撤回、③公共事業費追加等による景気対策の充実、⑤福祉・文教予算の充実を柱とするものであった。なお、社会党は「防衛費の凍結」を盛り込むよう主張したが、民社党の反対にあって、共同修正案にはとり入れられなかった。

二月一四日、公明・民社・社民連

### 公明・民社・社民連三党国対協の設置

国会対策合同会議を開き、国会運営について公明・民社・社民連の中道三党で国会対策協議会をつくり、毎週火曜日に会議を開いて連携を強めることを確認した。

### 定数是正問題での中道三党の合意

八四年二月二一日、公明・民社・社民連の中道三党合同国対協は定数是正問題で以下の五点について合意した。

①最高裁判決を尊重し、定数是正を早急におこなう。②選挙区の定数は、三名ないし五名とし、中選挙区制を堅持する。③総定数は五一一名以内とする。④格差はおよそ二倍を目標とする。⑤参議院の格差是正もおこなう。

この合意にそって衆議院について試算した場合、つぎのようになる。

新定数　五一一、格差　二・一五倍、減員選挙区　二三、増員選挙区　三五。

### 野党と労組の提携強化

総選挙後の「与野党伯仲」状況を背景に、政策要求の実現や国会共闘の強化などをめざして労働組合と関係議員との懇談会づくりなどが活発に取り組まれた。全電通と社会・公明・社民連の懇談会、自治労・日教組と社会党の懇談会、全民労協と社会・公明・民社党の懇談会などが、つぎつぎに発足した。

また、国会闘争においても、労働組合と野党との共闘態勢の強化がはかられた。これにはつぎのようなものがある。①労働四団体・四団体・全民労協・四野党予算共同修正実現集会（三月二日、衆院第二議員会館）、④社・公・総評、会（三月一五日）。

## 2　選　挙

### 1　中間地方選挙

#### 知事選・県議選

八三年七月～八四年六月のあいだに、知事選は宮崎（七月）、和歌山（一〇月）、高知（一一月）の三県でおこなわれ、いずれも現職が再選（宮崎）、または三選（和歌山、高知）された。これを支持政党別で見ると、自・公・民支持の保守・中道が二県（宮崎、和歌山）、自民党公認の保守が一県（高知）であった。

宮崎、和歌山両県では社会党が候補を擁立せず、共産党新顔候補との一騎打ちとなり、いずれも保守・中道候補が当選した。また、高知県では、全国的に少なくなった自民対社・共統一候補の対決となったが、公選制になってから一期連続の保守県政は崩れなかっ

た。

この間に実施された県議選は八四年六月の沖縄県だけであった。選挙結果は、総議席四七のうち、自民二〇、社大八、社会五、共産四、公明三、無所属七であり、保守陣営が過半数を維持した。

**市長選**　八三年六月以降一年間に実施された市長選は、大阪市の政令指定都市をふくむ一〇五であった。当選者は圧倒的に無所属が多く、党公認は自民の二（山形県米沢市、富山県黒部市）だけであった。

支持党派別の内訳を見ると、いちばん多いのが保守・中道型の二九であり、このうち、自・公・民連合が一一、これに新自クの加わったもの八、社民連の加わったもの一である。このほか、自・公連合が五、これに新自クの加わったもの一、自・民連合が三となっている。つぎに多いのが保革相乗り型の二〇であり、このうち、自・社・公・民連合が七、これに共産の加わったもの四、社民連の加わったもの二、新自クの加わったもの一、この両党がともに加わったもの一である。このほか、自・社連合一、自・社・公連合一、自・社・民連合一であり、七党全部の相乗りも二（京都府八幡市、滋賀県大津市）であった。これに次ぐのが中道連合型の七であり、このうち、社・公・民連合三、これに新自クと社民連の加わったもの一である。このほか、公・民連合一、社・公連合一となっている。もっとも少ない型は社・共共闘型の六であり、社・共だけの連合は二（埼玉県上尾市、島根県浜田市）、これに民社の加わったもの一、公・民の加わったもの二、社民連の加わったもの一、という結果である。以上のような連合ではない単独推薦も若干あり、自民が五、公明が一、民社が一となっている。全体として、単独の公認や推薦は減り、連合型が増えている。そのなかでも、保守・中道型は、四分の一強を占め、保革相乗り型も増える傾向にある。

なお、無投票当選は二九で、全体の三分の一近くを占めた。

## 2　第三七回総選挙

**田中判決選挙**　第三七回衆議院議員総選挙は八三年一二月三日に公示され、一二月一八日に投票がおこなわれた。一一月二八日に参院本会議で成立した公職選挙法の改正によって、選挙運動期間が従来の二〇日間から五日間に短縮され、立会演説会が廃止されるなど、短期決戦で有権者との接触の機会の少ない選挙戦となった。この総選挙は、中曽根首相になってから初めてのものである。その最大の争点は、ロッキード裁判での「田中判決」が提起した政治倫理問題であり、自民党が前回の同日選挙で獲得した〝安定多数〟を維持するか、それとも再び〝与野党伯仲〟状況が再現するかが注目の的となった。

**野党協力**　一一月二九日、社会・公明両党と公明・民社両党の党首会談をかわきりに、総選挙にのぞむ野党間の選挙協力は活発な動きをみせた。一二月一日には、民社・新自ク両党の選対委員長の協議がもたれ、一二区での協力が合意された。同日、新自クと社民連も選挙協力について協議し、七区での協力が実現した。結局、その後の追加をふくめて一二月二日現在で社会、公

明、民社、新自ク、社民連の野党五党が他候補を推す件数は、全部で八四件、五七選挙区、五八人となった。前回八〇年総選挙での選挙協力は七七件、四二選挙区、四三人だったので、今回はこれを大きく上回り、過去最高の協力となった。野党選挙協力区の詳細は第97表のとおりだが、このなかでは、社民連が初めて社会党候補を推薦したこと、民社党との協力を倍増させたこと、社・公協力が過去最高の六件となっていることなどが注目される。また、労組レベルでは、同盟が一二月一日の中央評議会までに公明党一四人、社民連三人、社会・新自ク各二人の計二一人の支援を決め、「社会主義協会系は推さない」との原則をかかげる全電通は、公明、民社、社民連の一部候補への協力を決めた。なお、同盟が社会党候補に協力するのは初めてのことである。

### 自民惨敗、社公民復調、共産後退

選挙の結果は第98表のとおりで、自民党は〝安定多数〟はもとより、過半数の二五六議席を下回る二五〇議席で解散時より三六議席を失い、七九年一〇月の二四八議席、七六年一二月の二四九議席に次ぐ戦後三番目の惨敗を喫した。選挙後、公認もれの無所属議員を加えて、自民党はかろうじて過半数を超えることができた。社会、公明、民社の三党はそれぞれ前回の議席を上回った。

社会党は前回より五議席増やして低落傾向に歯止めをかけ、公明党は二五議席増で前回を倍増する勢いを示した。民社党も六議席増を果たし結党時に匹敵する勢力を得た。これとは対照的に共産党はふるわず、前回を三議席下回る二六議席にとどまった。また、新自由クラブも四議席減らし、社民連は現状維持である。

社会、公明、民社三党の躍進をもたらした原動力の一つは選挙協力であった。第三七回総選挙で実現した共産党をのぞく野党各党のさまざまな選挙協力は過去最高の五七候補者にのぼったが、そのうちの約八割にあたる四六人が当選。前回八〇年総選挙の二二人、約五割とくらべて、当選数・当選率ともに大きく前進した。

なお、投票率は六七・九四%となり、これまでの最低だった四七年四月総選挙の六七・九五%を下回る戦後最低の記録となった。これは、太平洋側の厳しい冷え込みと日本海側の雪模様の天候のためとみられたが、いずれにしても、この低投票率がそのまま自民党の大幅減につながったかたちとなった。

**第97表　野党選挙協力区**

| 候補の政党 | 協力する政党 | 該当選挙区 |
|---|---|---|
| 社 | 公社民連 | 秋田1，富山1，滋賀，鳥取 |
| | 社民連 | 東京9，大阪7，広島2 |
| 公 | 社 | 大阪6 |
| | 社・社民連 | 東京8 |
| | 民・自ク・社民連 | 宮城1，埼玉4 |
| | 民・社民連 | 茨城3，広島1 |
| | 民 | 埼玉1，2，神奈川3，静岡1，岐阜1<br>兵庫4，和歌山1，高知4，福岡4 熊本1 |
| | 自ク | 千葉3 |
| | 社民連 | 東京1，5 |
| 民 | 公・自ク・社民連 | 山形1，福島2，茨城1 |
| | 公・社民連 | 愛知5，大分1 |
| | 公 | 埼玉5，神奈川5，静岡3，岐阜2，福井，滋賀，宮崎1 |
| | 自ク・社民連 | 岩手2，千葉1，京都1，2，岡山2 |
| | 自ク | 北海道4，栃木2 |
| | 社民連 | 大阪1，兵庫1，3，福岡2，3 |
| 自ク | 公・民・社民連 | 福島1 |
| | 民 | 北海道3 |
| | 社民連 | 神奈川1，4，長野3 |
| 社民連 | 公・民・自ク | 山形2 |
| | 民・自ク | 岡山1，福岡1 |

〔備考〕『朝日新聞』1983年12月3日付による。

**第98表　第37回衆議院選挙結果**

| 党派 | 今回当選者 | 前回当選者 | 解散時議席 | 議席率 今回 | 議席率 前回 | 今回（83年12月） 得票数 | 今回（83年12月） 得票率 | 前回（80年6月） 得票数 | 前回（80年6月） 得票率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | % | % | | % | | % |
| 自由民主党 | 250 | 284 | 286 | 48.9 | 55.6 | 25,982,781 | 45.8 | 28,262,441 | 47.9 |
| 日本社会党 | 112 | 107 | 101 | 21.9 | 20.9 | 11,065,080 | 19.5 | 11,400,747 | 19.3 |
| 公明党 | 58 | 33 | 34 | 11.4 | 6.5 | 5,745,750 | 10.1 | 5,329,942 | 9.0 |
| 民社党 | 38 | 32 | 31 | 7.4 | 6.3 | 4,129,907 | 7.3 | 3,896,728 | 6.6 |
| 日本共産党 | 26 | 29 | 29 | 5.1 | 5.7 | 5,302,485 | 9.3 | 5,803,613 | 9.8 |
| 新自由クラブ | 8 | 12 | 10 | 1.6 | 2.3 | 1,341,584 | 2.4 | 1,766,396 | 3.0 |
| 社会民主連合 | 3 | 3 | 3 | 0.6 | 0.6 | 381,045 | 0.7 | 402,832 | 0.7 |
| 無所属 | 16 | 11 | 4 | 3.1 | 2.2 | 2,768,735 | 4.9 | 2,056,967 | 3.5 |
| 保守系 | 11 | 9 | | | | | | | |
| 革新系 | 3 | 0 | | | | | | | |
| 中道 | 2 | 2 | | | | | | | |
| 諸派 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62,323 | 0.1 | 109,168 | 0.2 |
| 計 | 511 | 511 | 498 | 100 | 100 | 56,779,690 | 100 | 59,028,834 | 100 |

## 各党の選挙総括

第三七回総選挙にかんする各党の選挙総括の概要は、つぎのとおりである。

【社会党（「第三七回衆議院議員総選挙総括」の部分）】

三、衆院選の総括にあたっての視点

第三七回衆議院議員総選挙は、自民党が過半数割れの地滑り的な大敗北をきたし、国民から厳しい鉄槌をくだされた。

このことは、政治倫理が最大の争点となったなかで〝田中問題〟にケジメをつけられなかった自民党の「おごり」が、厳しく批判されたといえるだろう。

これに対して、わが党は、解散時を一二議席上回る一一三議席（推薦を含む）を確保し、久々に勝利することができた。

また、他の野党、公明、民社の両党も前進することができた。しかし、共産、新自クの両党は後退し、敗北した。自民党の大敗北によって、政治状況は一変し、一九七六年の衆院選以来、七年ぶりに「与・野党伯仲」時代を再現させることができた。

わが党が、久々に議席を増やし、相対得票率（その党の得票数を有効票数で割った率）が激増したからといって、喜んでばかりはいられない。なぜなら、絶対得票率（その党の得票数を有権者数で割った率）の推移を冷静にみると、必ずしも楽観できないからだ。議席増、得票率増の視点からみると、長期低落傾向に一応の歯止めがかかったといえるだろう。しかしこのことをとて、わが党の自力とはいい難く、むしろ、自民党候補者の乱立や保守支持層の大量棄権による自民党大敗北という、いわば〝敵失〟に、わが党が支えられたといえるだろう。

この現実を冷厳に受けとめ、事実を深刻に受けとめ、その視点から、「総選挙総括」をしない限り、わが党の主体的力量がつかず、いずれ〝保守回帰〟につながる恐れがあることを、この際、強調して、いくつかの問題提起をしつつ、今回の衆院総選挙を分析してみた。

四、わが党の選挙結果について

わが党の全体の得票率の推移を前回と比較すると、相対得票率が、わずか〇・六%プラスしているものの、絶対得票率では、逆に〇・七%落ちこ

み、前前回なみとなっただけに不安だ。この絶対得票率が、政党の得票能力を示す尺度

さらに、全国の選挙区を地域別四分類法（朝日新聞社調査）で、過去三回の絶対得票率の推移をみると、いずれの地域でも、得票率が下回っていることがわかる。細部にわたって分析してみると、①人口集中度に反比例して得票率が下がっている。②総定数（五一一）に対するわが党（議席数一一三）の議席数は二一・一%であるが、地域別四分類法でみると、人口集中度が最も低いD地域と最も高いA地域が、議席率が低いことがわかる。③したがって、わが党は、農村圏と大都市圏で議席をとりこぼしたことになる。④逆に、都市圏や準農村圏で、わが党が安定しているといえる。

また、先の参院（選挙区）選では、わが党が、太平洋ベルト地帯で全滅したため、今回の総選挙で、大都市圏対策として全力をあげた。しかし、結果は、今回一〇・〇%と同じだった。当選数で、前回一一・二%に及ばず、前前回の一〇・〇%でみると、解散時勢力（一〇一議席）に比較してみると、一二議席プラスしたが、前回、前前回の選挙時勢力（一〇七議席）からみると、六議席しか増えなかった。

今回、わが党が奪還した選挙区は、二〇議席あった。

そのうちの一四選挙区は、自民党を食うことで増やしたものだ。さらにこの内訳をみると、①七選挙区が、選挙区定数に対しての自民党や保守系候補者の乱立によって、わが党が結果的に浮上した。②福岡二区と大分一区の両選挙区では、わが党が前回の複数候補者を一人に絞ったことによって、議席が回復した。③富山一区では公明党の協力を受けて、山梨全県区でも公明党の立候補見送りによって得た、プラスとみられよう。こうしたいわば自民党の〝敵失〟による議席増といえるかもしれない。④自民党の〝敵失〟ではなく、わが党の主体的力量で、絶対得票率を増やしながら、三選挙区で自民党議席を奪還したのは、三選挙区であった。

これ以外で奪還した六選挙区は、静岡一区、愛知六区、京都二区、大阪七区で共産党を、福岡一区で社民連を、東京一〇区で新自クを、それぞれ弾ね返すことによって、わが党が議席を増やした。

この結果、わが党は一六選挙区で、空白選挙区を解消した。

逆に、前回の議席を減らすか、失った選挙区は、一四選挙区あった。

議席減となった選挙区は、秋田一区のみで共産党に奪われた。さらに、議席を失った一三選挙区の内訳は①自民党に奪われた六選挙区、②公明党に奪われた四選挙区、③共産党に奪われた二選挙区、④民社党に奪われた一選挙区となったが、一三議席のうち、八議席が野党間の足の引っぱりあいであった。

全選挙区（一三〇）の内、わが党が複数候補者を擁立し闘った選挙区は、二〇選挙区だけだった。しかも、複数候補者の擁立で完勝したのは、八選挙区のみだった。

わが党は、今回、新人の健闘が目立った。自民党二三人に次ぐ二二人で、新人の議席率が全党で一六・四%に対し、わが党が占める新人の比率は三・一%高く、一九・五%となった。それだけに新鮮な印象を与え、「ニュー社会党」にふさわしいものとなった。（全文は『月刊社会党』八四年四月臨時増刊号）

【公明党（第四六回中央委員会「党務報告」三、選挙戦への取り組み、の一部分）】

1、第三十七回衆院選結果について

（1）選挙結果の概観

①第三十七回衆院選は、与野党伯仲の再現か、自民党安定多数の継続かをめぐって争われたが、その結果は公明党が前回より二十五議席を伸ばし結党以来最高の五十九議席（含、推薦一）の獲得と大幅な得票増を果たしたのに対し、一方、金権腐敗、軍拡、増税の自民党が解散前より三十六議席も失って、当選者数（含、党籍証明）では過半数（二百五十六議席）を割る惨敗を喫し、与野党伯仲を再現しました。

この選挙結果を全般的に総括すれば、これはおごりの自民党が敗北したのであって、必ずしも野党の側が主体的に勝利した選挙戦とはいえません。自民党大敗の原因は、政治倫理にけじめがつけられず、軍拡、増税を掲げる自民党に国民が厳しい審判を下したものであります。わが党が予想以上の大勝利を果たせたことは、わが党が総選挙最大の争点とした「政治倫理問題」の訴えが国民に理解され、〝清潔な政治〟〝公平な政治〟をモットーに闘う公明党の姿勢が高く評価されたものと強く確信します。

②次に、わが党の選挙結果について見るならば、六十選挙区（含、推薦一）の各得票において、前回（第三十六回衆院選・55年）に比較して四万票から二万票以上伸ばした選挙区は十選挙区、さらに一万票以上得票を伸ばした選挙区は二十五選挙区に及び、前回比で減票したのは三選挙区のみであります。同じく、これを得票の伸び率で見ると、前回比で二〇％以上伸びた選挙区が十八、一五％以上伸びた選挙区が十三、一〇％以上伸びた選挙区が七であり、六十選挙区中で合計三十八選挙区が得票を一〇％以上伸ばしたのでありました。逆に、前回比の得票伸び率がマイナスとなった選挙区は三選挙区であります。また、絶対得票率（六十選挙区）においても約一％伸長しました。

戦後最低の投票率（全国平均六二・四八％）のこの選挙戦において、右のような得票増、得票率増を得たことは、党勢が着実に上向いていることを明確にしていると確信いたします。また、今回の選挙における自民党批判票の一部を公明党が大きく吸収することができたといえます。

今回の選挙戦で示された民意は、「自民多数」よりも「伯仲」を望むというところにあり、一面で八〇年代の政治転換に明るい展望が開かれたということができますが、その半面では、自民党政権に代わる野党連合政権までを志向する段階には至っていないと、われわれは受けとめるものであります。

（2）選挙戦勝利の要因と今後の取り組み

①わが党が五十九議席を獲得できた要因の第一は、全国の党員、議員の皆さん、創価学会員の皆さん、党支持者の皆さんをはじめ、広範な国民・有権者の皆さんの力強いご支援のたまものであり、心から御礼を申し上げます。加えて、公明党候補を支持決定いただいた諸団体の皆さん、選挙協力をいただいた各党の皆さんにも厚く御礼を申し上げます。要因の第二は、わが党が選挙戦最大の争点とした「政治倫理問題」での訴えが国民に理解され、かつ〝清潔な政治〟をモットーとするわが党の姿勢と、開かれた国民政党路線の具体的展開の姿が高く評価されたものであると確信します。要因の第三は五十五年のダブル選挙の敗北以来の三年半、党勢再建のために尽くした「市民相談」や「法律相談」などの地道な党活動、日常活動、地域活動の積み重ねにあり、特に昨年の統一選、参院選、衆院選の三大選挙を〝83年政治決戦〟としてその態勢づくりを進めてきた成果であると考えます。要因の第四は、前回党大会で正式に発足させた組織対策委員会をはじめ、各局、各県本部の活動が活発化し、大きな成果を挙げた結果であると考えます。要因の第五は、わが党の年代別支持層を見るとき、世論調査等によれば、以前は圧倒的に中高年層の支持のみに支えられていた傾向が、近年、わが党に対する二十代の青年層の支持が急増していることが明らかにされております。これは、青年活動が活発化してきたことに加え、若い世代の支持者の方々に力強い支援をいただいた結果以外の何ものでもありません。

②今後の党活動に、選挙戦を通して得た教訓を取り込み、盤石な態勢づくりのために、党支持層の裾野を広げる新たな活動を展開しなければなりません。

それらを概括すれば、①党組織の一層の活性化、②各局活動の有効的・機動的展開、③「市（区）民相談」「くらしの相談等」の一層の充実、④青年層への支持拡大の積極的展開、⑤組織対策委員会活動の充実、⑥選挙に際して掲げた公約実現への徹底した努力、⑦中小都市対策、農村対策の充実――など枚挙にいとまがありませんが、早期に活動を開始しなければこれらについては、日常活動に組み込み、盤石な態勢づくりを進めてきた成果でなりません。

（全文は『公明新聞』八四年一月二八日付）

【民社党（「第三七回衆議院議員選挙総括〈案〉」の一部分）】

八、今回総選挙の焦点は五五年六月の衆参同時選挙で絶対安定を確保した自民党が今後とも単独長期安定政権を維持することができるか、あるいは与野党伯仲状態が再現され、新しい政治構造への展望が切り拓かれるかにあった。

九、それは田中元首相辞職勧告決議案の本会議上程を握りつぶし、また民社党をはじめとした社会党、公明党、社民連が共同で提出した内閣不信任案を採決せずに解散の挙に出た自民党中曽根政治に対する是非であり、文字どおり「田中審判選挙」といえるものであった。

一〇、自民党は改選議席二八六を大きく下回り、過半数割れの二五〇議席しか獲得できず大敗した。

国民は金権腐敗政治を断罪し、大増税路線と無原則な軍拡を拒否した。

自民党は、この国民の意志をうけ、その政治姿勢と政策を転換させなければならない。

一一、民社党、公明党は躍進し過去最高の議席を獲得し、中道勢力への国民の期待が強いことを実証した。社会党は前進、新自由クラブは減少、社民連は現状維持、共産党は敗北した。

一二、民社党は結党以来九回の総選挙を経験したが、これまで最高の三九議席を獲得するとともに、低投票率にもかかわらず、得票数四一二万九九〇七票、得票率七・三%とともに大きく伸ばし勝利した。

一三、民社党はこの選挙において金権政治の真の原因が自民党の一党支配体制にあり、それを打破するためには政権交代の体制を築く必要があるとの認識に立ち、第一に自民党の議席を減らすために全力をあげる、第二にそのために田中批判勢力の協力が必要であり、その中心として中道各党の選挙協力を進める、第三に野党体制の改革が必要であり、それは野党第一党の地位が社会党から中道勢力に変わることが大切であるとの目標をもって闘った。

一四、民社党の勝因として以下の理由があげられる。

(1)責任野党として行政改革、福祉、防衛などの政策的課題に対し誠実かつ建設的に取り組んできた姿勢と実績が国民に評価された。

(2)金権腐敗の硬直した自民党政治を建設的に転換しうる勢力として国民が民社党に期待した。

(3)昭和五五年同時選挙以来の自民党の傲りに起因する不手際な政治行動に助けられた。

(4)結党以来常に政治行動を共にしてきた同盟の物心両面にわたるきわめて積極的な協力と支援があった。

(5)中道各党とくに公明党との選挙協力が着実に実を結んだ。

(6)友好労組、宗教・市民・中小企業団体との連携協力がうまくいった。

(7)選対本部と個別選対との連携がうまくいった。

（全文は『かくしん』一九八三年三月号）

【共産党（七中総で採択された決議「総選挙戦の総括と教訓、今後の課題」の抜粋）】

二、選挙結果の特徴

今回の総選挙で、自民党政治にたいする国民の審判が、これともっとも正面からたたかってきた日本共産党への支持に結びつかず、基本的課題のうえでは自民党よりの傾向をつよめている反共野党の支持にとどまり、また、大量の棄権となってあらわれたが、その背景にはつぎの諸点がある。

第一に、公選法の二重の改悪のもとで、立会演説会の廃止などの宣伝戦の大幅な制限にくわえ、自民党も社公民三党もわが党の公開質問状にたいする回答を拒否して、選挙戦での争点そらしに終始するなど、選挙戦でもっとも本質的な政策論争が回避されたこと。

第二に、「与野党伯仲」をさけぶ諸党の安保与党、臨調与党としての本質が、マスコミの報道ぶりともあいまって十分に暴露されず、とくに終盤国会でのなれあいの実態が国民によく知らされず隠ぺいされたこと。

第三に、反動勢力によるわが党にたいする集中した反共攻撃を根本的に打破しえず、自民党離れ票が共産党支持にかわることが妨げられたこと。

第四に、もっとも根本的な主体的要因として、どんな状況下でもわが党の前進を保障する党の基礎的陣地の構築が不十分であったこと。

この選挙戦でわが党は、議席、得票率とも後退させる結果となったが、中曽根自民党内閣と正面から対決し、自民党の悪政のすべてにわたって徹底的に糾弾し、国政革新の展望をあきらかにしてたたかい、選挙戦全体の論戦で重大な政治的役割を果たし、自民党の議席後退に大きく貢献した。

三、わが党の選挙結果について

(1) 結果の特徴と問題点

こんどの総選挙で、わが党は、前回比で二議席、五十万四千余票を減らし、得票率でも〇・五%減となった。国政選挙で議席、得票数、得票率のいずれも後退したのは、綱領確定いらい初めてである。また、総選挙でわが党の得票率が一〇%を割ったのは、一九六九年いらいのことである。

この後退の特徴と問題点は、第一に、わが党の党勢が相対的につよく、一番前進をかちとるべき都市部での後退が顕著なことである。

第二に、議席を失い、あるいは得票を後退させたところ、また回復区などでも他党派とのせりあい、反共野党の選挙協力など反共シフトにせりま

けているところも少なからずある。

第三に、重点区以外の選挙区では、そこにおける得票増と重点区への支援という二重の任務を遂行したが、選挙情勢として「与野党伯仲論」や「共産党死票論」がふりまかれ、これとのたたかいが不十分であったり、また「勝てない選挙には力がはいらない」という党への支持を拡大することの政治的意義を忘れたブルジョア議会主義の傾向などかなりあって、その克服に努力しなければならなかった。

(2) 機関紙読者の停滞・後退と党の活力低下が後退の根本原因

第一に、機関紙読者の問題

現職区、回復区のうち、二十一選挙区で日曜版読者が前回時を下回ったまま選挙をたたかった。また、有権者比で後退したままたたかった選挙区が二十八もあった。現職を失った選挙区中、東京十一区、神奈川二区、静岡一区、京都一区、二区などでは日曜版読者を後退させており、大阪七区は有権者比が前回なみにとどまっている。

第二に、党の活力の問題

全国的な党費納入率の低下、支部会議参加党員の減少、「十二条」該当党員の増加などはその具体的なあらわれといえる。

第三に、後援会の問題

前回以後、日本共産党後援会に発展させるなど質的前進はあったが、前回比で単位後援会数は九三%、会員で八七%と後退している。

(全文は『理論政策』第一九三号)

## 3　日本社会党

### 1　概　況

**石橋委員長選出の経過**　参院選敗北の後をうけて八三年七月七日に開かれた中執委の冒頭、飛鳥田委員長は特に発言を求め、四選不出馬を表明した。同時に、新体制選出のための委員長選挙と党大会を秋の臨時国会前におこなうよう要請した。中執委は、この正式退陣表明を受け入れ、①執行部総辞職はおこなわない、②定期大会を繰り上げて九月上旬に開き、新体制を選出するという方針を決定した。七月一五日に開かれた全国書記長会議で、飛鳥田委員長は「党の大胆な脱皮と再生」に向けての問題点として、①労働組合との新たな関係の模索、②百万党建設構想の見直し、③社・公連合政権構想の再検討、などを指摘した。会議は、委員長退陣を了承し、新執行部選出のために大会を九月七日に繰り上げることを決めた。これに従って七月一九日、委員長選挙が告示され、八月一日に立候補届け出の受付をおこなうこととなった。これより先の七月一八日、病気を理由に副委員長を辞任していた石橋

正嗣氏は、委員長就任の要請があれば受諾するとの意向を示した。七月二二日には田辺書記長代行、村山、小柳両副委員長の三氏が投票を回避して委員長に就任するよう要請し、石橋氏は事実上これを受け入れた。七月二五日の石橋氏の地元である長崎県本部の推薦、七月二七日の中執委全員による推薦を経て、七月二九日、委員長選挙への立候補を飛鳥田委員長が石橋氏に正式に要請。石橋氏はこれを受諾した。八月一日の届け出には石橋氏一人しか立候補せず、その結果、石橋氏の無投票当選、第九代委員長就任が確定し、九月七日の第四八回定期大会の場で委員長として正式に選出されることになった。

### 社公中軸路線への回帰

飛鳥田委員長は、八三年七月一五日の全国書記長会議で社・公連合政権構想の再検討を提起して、その職を去った。これとは対照的に石橋新委員長は、無投票で委員長就任が確定した八月一日、名存実亡の社・公連合政権構想に血を通わせるために竹入公明党委員長と会う用意があると発言し、社・公中軸路線をたて直す意向を明確にした。他方、八月二日、大久保公明党国対委員長は社会党が石橋委員長―田辺書記長を内定させたことに関連して、社会党と積極的に国会内共闘を図っていく考えを表明した。委員会は、九月の定期大会前の八月一八日に開かれた社会党中央執行と会談することを了承し、田辺書記長代行が矢野公明党書記長にその旨申し入れ、公明党もこれを受諾するなど、社・公関係修復に向けてのムードは一気に高まった。こうして八〇年一二月の飛鳥田―竹入会談以来、二年九カ月ぶりに社・公党首会談が開催されることになった。九月二日、石橋次期社会党委員長と竹入公明党委員長は都内のホテルで会談し、連合政権の棚上げしたまま、国会共闘をすすめることを確認し、臨時国会では、①減税、政治倫理を軸に妥協せず、強い態度で全野党が結束していく、②とくに一〇・一二田中判決後は衆院解散を辞さずにのぞむ、との方針で一致。さらに、今後も必要に応じて党首会談をもつことを確認したうえ、一年半にわたって中断している両党の国会対策定期協議の復活についても検討することで合意した。その後、一一月二日には、田辺社会党書記長と矢野公明党書記長の会談がもたれ、①「連合政権への社公合意」を尊重し、これを深めるために協議を始める、②選挙協力の可能性について、選対委員長のあいだで率直な意見交換に入るなどの点で合意した。なお、この会談には、社会党の曽我祐次副書記長、島崎譲政審会長、森永栄悦企画調整局長が、公明党から渡部一郎副書記長、正木良明政審会長、市川雄一機関紙局長が当たることになった。また、一一月二九日、社・公両党首会談が再度もたれ、総選挙での選挙協力に正式調印して合意書を交換するなど、選挙面での社・公協力もかつてなく強力に取り組まれることになった。

また、第一〇一国会再開後の八四年二月二二日、社・公両党の正副国対委員長レベルの定期協議を毎週水曜日に開催することが合意され、ブリッジ方式による社・公・民の国対運営面での協力態勢が成立するなど、院内における野党共闘も一定の進展をみせた。

### 「非武装中立」論争

八三年九月七日の党大会後、石橋委員長は中曽根首相が「非武装中立論」に批判を強

めていることについて「議論は望むところだ」と述べ、これに反論する意向を示した。九月一二日、中曽根首相が衆院本会議で「非武装中立論」を批判すると、九月一三日、再び石橋委員長はこれに反論し、九月一九日、衆院予算委員会で委員長として初めて質問に立って、中曽根首相と論争。大きな注目を浴びた。このなかで石橋委員長は安全保障に絶対ということはなく、非軍事的手段、とくに外交による方がよりいっそう安全が守れると主張し、「非武装中立論」を擁護した。

### 総選挙での健闘

〝八三年政治決戦〟の第一戦＝統一地方選、第二戦＝参院選で敗北を重ねた社会党は、最後の総選挙で健闘し、長期低落傾向に一定の歯止めをかけることに成功した。すなわち、この総選挙において、社会党は前回当選議席よりも五議席多い一一二議席、得票率で前回比〇・六%増の一九・九%を獲得したのである。しかし、今回総選挙の野党の善戦は自民党支持者の大量棄権や候補者の乱立によるところが大きく、社会党の健闘も〝敵失〟に負う部分が多いこと、農村部での善戦と都市部での後退という傾向は依然として克服されていないこと、得票数は前回の八〇年総選挙を約一一万票下回り、全有権者にたいする得票数の割合（絶対得票率）も前回比〇・七%減となっていることなど、依然として楽観できない要素も存在している。

### 自衛隊「違憲・合法」論

八三年一二月二〇日に発売された党機関誌『月刊社会党』での、憲法学者の小林直樹専修大教授との対談「非武装中立をいかに進めるか」のなかで、石橋委員長は自衛隊の法的地位の問題について「自衛隊は違憲だが、手続的には合法的に作られた存在だ」と述べ、いわゆる「違憲・合法」論で対処して行く考えを初めて示した。同時に、「平和保障プロジェクトチーム」にこの問題の検討を指示した。一月二〇日、社会党の八四年度運動方針起草小委員会は、委員長の提起をうけて「違憲・合法」論を運動方針の「平和保障政策」に盛り込むこととしてその文案を確認するなど、この新方針は、党の政策として定着するかにみえた。しかし、その後、一月二五日には、党の平和戦略研が「違憲・合法」論について、「憲法論的にも、政治論的にも成り立たない議論で、運動方針に採用しないよう求める」との意見書を出し、一月二七日にも、香川県本部高松総支部が反対意見書を提出するなど、主に平和運動や反軍・反基地闘争に取り組む活動家や下部組織から異論が相ついだ。結局、一月三〇日の三役会議で、起草小委員会の原案で「『違憲』の自衛隊が『合法』的に存在している」とされていたのを「違憲の自衛隊が法的に存在している」との表現に変えることが確認され、二月二七日の第四八回定期（総会）大会での石橋答弁でも、「違憲・合法」論というような表現は今後用いられないことが言明された。

### 協会内部の混乱

向坂逸郎氏を代表とする社会主義協会内には、七七年頃から左・右の対立が生じ、その後「マルクス・レーニン主義者の集団」から「マルクス・レーニン主義を研究する集団」への協会テーゼの改訂、「日本における社会主義への道」の再検討と長期ビジョン「新しい社会の創造――われわれのめざす社会主義の構想」の作成などをめぐって、対立はしだいに強まっていた。八二年一一月、協会の機関誌『社会主義』の編集長である福田豊法政大教授が『現代資本主義と社会主義像』を刊行したのを機に新しい社会主義像を説く福田氏ら右派・学者グループにた

いして協会理論を守ろうとする左派からの反発が高まり、八三年一月の第一六回全国総会の席上でも公然とした批判が浴びせられた。その後、この亀裂は深刻化し、ついに八三年一〇月、福田氏の『社会主義』編集長の交代とこれに反発する福田氏はじめ、諫山正新潟大教授、鎌倉孝夫埼玉大教授、田中慎一郎北九州大教授、長坂聡大分大教授、原田溥九州大教授、御園生等東経大教授の七人が連名で協会の川口武彦代表代行らに抗議文を提出する事態となった。結局、八四年三月四日に開かれた協会第一七回全国総会で、福田氏が協会事務局次長（『社会主義』編集長）のポストを降り、六人の学者グループも運営委員を辞任し、内紛問題はいちおうの区切りがつくかたちとなった。しかし、このような協会内部の左・右の対立は、「道」見直し問題や「構想」の学習運動などを通じて、今後も強まる可能性があると見られている。

### みえかくれする保守連合構想

八四年三月九日、石橋委員長は外人記者クラブで「ニュー社会党」の現実路線について講演し、質疑応答に応じた。そのなかで、委員長は、「自民党は、過半数に達しない状況になれば分裂する」との見方を示し、その際には「好き嫌いなしに、野党は結束しなければならない」と述べて、自民党の分党をふくめた保守勢力との連立を将来の可能性として想定していることを明らかにして注目された。

### ニュー社会党への脱皮の試み

六月八～九日、社会党は箱根のホテルで全国政策研究集会を開催した。派閥を横断した全党的な政策研究会は初の試みであり、ホテルを会場に選んだのも初めてのことであった。さらに、小林宏治日本電気会長・鈴木治雄昭和電工会長・堤清二西武流通グループ代表などの財界人や大来佐武郎元外相（国連環境委員）・宮崎勇元経済企画庁事務次官などの官僚OBというような、これまであまり接触のなかった人物を講師陣として迎えた。このような異色の顔ぶれをそろえての政策研究は、「ニュー社会党」の現実路線を象徴するものと受けとられたが、同様の試みは、六月一九日の石橋委員長と羽田春兎日本医師会会長との会談、六月二一日の石橋委員長と山崎数男日本歯科医師会会長との会談、七月二日の石橋委員長など幹部の電電公社武蔵野電気通信研究所・三鷹電電ビル視察、七月四日の石橋委員長と岩持静麻全国農協中央会会長との会談など、精力的に取り組まれた。

## 2 組織・機関紙・財政

### 党員数

社会党の党員数は八四年六月末現在で六万二三七〇人である（『読売新聞』八四年七月八日付）。七九年一月に「百万党建設運動」が始まったとき、社会党の党員数は四万三〇〇〇人であった。その後八三年初めまでに五〇%増を果たし、六万四〇〇〇人となった。ところが八三年四月頃から減少に転じ、過去一年間あまりで約二〇〇〇人減となっている。八四年二月の党大会で「一〇万人党員・三〇万人党友・一〇〇万人支持者」を三大目標に党勢拡大運動に乗り出したにもかかわらず、八四年五月末からは、①八三年四月以来選挙つづきで党員獲得の余裕がなかった、

②都道府県本部によっては党員より党友獲得に力を入れている、③「百万党建設運動」での〝水増し〟党員が整理されつつある――などの点があげられている。

**機関紙**　社会党の中央機関紙『社会新報』の発行部数は、八二年一二月の四九万五〇〇〇部から八四年五月までの一年半のあいだに約二万部減少し、四七万五〇〇〇部となっている（同前）。八四年六月になって一〇〇〇部増えたとされているものの、長年の目標である本格的日刊化実施の条件を生み出すにはいたっていず、「本格的日刊化実施の課題は基盤を固め直したうえで判断することにしなければならない状況」（第四八回定期（続開）大会「『社会新報』日刊化推進委員会報告」）は変わっていない。

**定期刊行物**　社会党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

①中央機関紙『社会新報』（週二回刊、八ページ建）一カ月五〇〇円
②中央理論誌『月刊社会党』A5判　一部五〇〇円
③社会主義理論センター編『現代社会主義研究』（月刊、B5判）一部二七〇円
④政策審議会『政策資料』（月刊、B5判）一部三〇〇円
⑤農漁民局編『農業農民』（月刊、B5判）一部三〇〇円
⑥地方政治局編『地方政治』（月刊、A5判）一部五〇〇円
⑦中小企業局編『中小企業』（月刊）一部四〇〇円
⑧『社会新報壁新聞』（月二回刊）一カ月五〇円
⑨『社会新報写真ニュース』（月二回）一カ月二〇〇円
⑩『社会新報点字版』（年四回）一部一五〇円
⑪『国民政治年鑑』（年刊、B5判）一部一万四〇〇〇円
⑫『国民自治年鑑』（年刊、B5判）一部一万三〇〇〇円
⑬『プレスサービスニュース』一年四万円
⑭『ジャパン・ソーシャリスト・レヴュー』（英文・月刊）一年二万五二〇〇円

## 財　政

社会党が自治省に提出した八三年分の収支報告（要旨は『官報』号外八四年九月四日付）によれば、同年中の社会党の収入は六五億三三七四万一四七四円で一四億九九八一万円の増であった。なお、前年からの繰り越しが一〇億二〇四七万七四一円あり、収入総額七五億五四二一万二二一五円であった。

収入の内訳では、機関紙『社会新報』関係が二三億三九五三万円（本年度収入の三五・八％）で前年より二億二五九七万円の増であった。『月刊社会党』が一億九八八二万円（三・〇％）で七六一万円の減、その他の出版物や宣伝物資の販売、物資あっせん、資料頒布会などをあわせて二億八四三六万円（四・四％）で九〇三九万円の増となっている。『社会新報』による収入に次いで多いのが党費・会費収入で一八億六九四九万円（二八・六％）。前年より一億四四七七万円の増であった。また、納入人員は六万七七九七人で、前年とくらべて二一八〇人増えている。社会党の党費収入が他党に比して、また納入人員からして高いのは、党費の高さとともに党費全額をいったん党本部に納入するかたちをとるためである。また、寄附は例年どおり総評からの一億円のほかは、団体分としては電機労連五〇〇〇万円、全国ガス労連三五〇〇万円、新産別二〇〇〇万円、全石一一一万円などが主なものであり、政治団体分としては全国小売酒販政治連盟の五〇〇〇万円、日本造船協力集団政治連盟の二〇〇〇万円などがある。

一方、支出面では、八三年中に総額で六九億一〇二〇万四六〇五円を支出した。支出の内訳では、例年どおり各都道府県本部などへの交付金が二七億五一五四万円（三九・八％）ともっとも多く、前

年比では五億九二五六万円の増であった。これに次いで多いのが、機関紙誌の発行事業費で二二億一四五七万円（三二・〇%）、さらに「八三年政治決戦」を反映して選挙関係費も一〇億三二八九万円（一四・九%）となっている。このほか、人件費は四億九五七九万円（七・二%）、組織活動費は一億一三七九万円（一・六%）の支出であった。

## 3　大会・中央委員会

### 第四八回定期大会

八三年九月七日、東京・一ツ橋の日本教育会館で、社会党第四八回定期大会が開催された。これは、五年九カ月に及んだ飛鳥田体制から石橋新体制に移行する節目の大会であり、新役員の選出を主要な課題とした。大会はこのあと一一月末予定（実際には八四年二月開催）の続開大会までの休会とし、運動方針案などはそこで討議・決定されることになった。

大会では、まず来賓の黒川総評議長らが祝辞にたち、そのあと、飛鳥田委員長が委員長としての最後のあいさつを述べた。飛鳥田委員長は「党再建の志を抱いて力の限り努めながら、これまでご期待にそえなかったことを成田さんの御霊に対し、また党の諸先輩ならびにすべての同志に対して、お詫びをしたい気持でいっぱいだ」としつつ、「大胆な脱皮と再生」に向けて「新執行部を中心に、全党の同志の燃えるような討論と行動を結集し、その英知と経験のなかから、革新の党にふさわしい、勤労国民の共感を誘う創造的課題で、豊かな実りを手にしてくださるように願う」との期待を表明した。このあと田辺書記長代行による参院選総括と衆院選態勢づくりを中心とする党務報告や島上善五郎中央統制委員長による中央本部統制委員会報告などがおこなわれた。午後になって、大会は党員投票の委員長選挙で無投票で当選した石橋新委員長の就任を承認し、田辺新書記長をはじめとした新役員を満場一致で選出。「総選挙に勝利し国民の期待にこたえる決議」などを採択した。

### 役　員

第四八回大会で選出された新役員は、飛鳥田執行部を基本的に引き継いだ挙党態勢人事となっている。専従中執は全員残留し、大きな転換はみられず、基本的に派閥均衡体制が踏襲された。新人の起用は石橋委員長をのぞく新役員三〇人のうち一一人。このうち、とくに起用が希望されたのは広報局長の五十嵐広三氏、政策担当中執の岩垂寿喜男氏らだという。派閥的にも、旧三月会の役員が引退などでいなくなったほかは、政権構想研究会（政構研）七、社会主義研究会（社研）五、勝間田派四、新生研究会（新生研）、社会主義協会（協会）三、無派閥八でほぼ現状維持である。大会で選出された新役員はつぎのとおり。

▽委員長　石橋正嗣（勝間田派）＝新　▽副委員長　堀昌雄（政構研）、山本政弘（協会、前機関紙局長）、土井たか子（無派閥）＝以上新、小柳勇（無派閥）＝留任　▽書記長　田辺誠（政構研、前副委員長、書記長代行）＝新　▽副書記長　高沢寅男（協会）、曽我祐次（社研）＝以上留任　▽政策審議会長　島崎譲（新生研）＝留任　▽財務委員長　藤田高敏（社研）＝新　▽選挙対策委員長　安垣良一（無派閥）＝新　▽国会対策委員長　山口鶴男（政構研）＝留任　▽総務局長　村山喜一（勝間田派、前副委員長）＝新　▽広報局長　五十嵐広三（無派閥）＝新　▽企画調査局長　森永栄悦（政構研、前組織局長）＝新　▽組織局長　笠原昭男（社研、前総務局長）＝新　▽労働局長　阿部未喜男（政構研）＝新　▽農漁民局長

山口太郎（社研）＝留任　▽中小企業局長　中村重光（勝間田派）＝新
▽青少年局長　深田肇（社研）＝留任　▽婦人局長　山下正子（無派閥）
＝留任　▽国民運動局長　上原康助（無派閥）＝新　▽国民生活局長　横
山泰治（新生研）＝留任　▽自治体局長　佐藤敬治（新生研）＝新　▽国
際局長　八木昇（勝間田派）＝留任　▽教育文化局長　河上民雄（政構研）
＝留任　▽政策担当中執　岩垂寿喜男（無派閥）、館林千里（勝間田派、前
国民運動局長）、久保亘（政構研）＝以上新、船橋成幸（無派閥）＝留任
▽機関紙局長　大塚俊雄（協会、前企画調査局長）＝新。
なお、中央統制委員長の島上善五郎氏（無派閥）はそのまま（『朝日』
八三年九月一六日付）。

## 第四八回定期（続開）大会

八四年二月二七～二八日、「前進！ニューソーシャリズム社会党」をスローガンに、東京・一ツ橋の日本教育会館において、社会党第四八回定期（続開）大会が開かれた。これは、八三年九月七日の第四八回定期大会の継続として開かれたものである。大会は、総選挙の総括をふまえ、党の姿勢、政策、運動、組織のあり方について討議したが、とくに平和保障政策に議論が集中した。冒頭、あいさつに立った石橋委員長は、総選挙をふり返り、たたかいを有利に展開させた主体的条件として、①党の統一と団結、②全野党の結束、③社公両党の関係修復、④関係労働組合の協力と支援をあげ、とくにそのなかで、「現状においては、野党第一党の社会党と、野党第二党の公明党の協力の必要性は、もはや選択の問題でなく必要条件である」と述べて、社・公中軸路線を推進する姿勢を鮮明にした。

ついで石橋委員長は、反省すべき点として、①自民離れの票が社会党にまわらずほとんど棄権していること、②得票増はニュー社会党というムードによる部分の多いことをあげ、これを克服するために、『社会党支持のすそ野をどうして広げるか』という視点を、これから以後のあらゆる論議、すべての行動に際しての基本にすえていただきたい」と述べ、「日常不断の活動を通じて支持を高める以外に奇手も妙手もない」と強調。また、「高い理想」以上に「魅力ある政策や、現実処理能力の方が重視される」ことに注意をうながした。さらに、中曽根政権の改憲・軍事大国路線をきびしく批判しつつ、「これに対置するニュー社会党の当面の目標」として「憲法の理念にそった政治に立ち返ること」「『軍事大国』にたいする『文化立国』」を提起。①非同盟・中立・全方位を基調とし、新冷戦体制を打破する全面完全軍縮への道を明示して反核・軍縮実現のために積極的に活動する国になる、②自民党政府の経済・財政政策を抜本的に転換し、生活向上と不公平是正を目標とする、内需拡大型の経済成長をめざす、③農業と農民生活の破壊をくいとめ、食糧自給率向上をめざして本格的な農業の再建に取り組む、④不平等な選挙制度の改革、地方分権の確立、国民の政治参加等を推進し、政治の浄化、抜本的な民主化をはかる――などの四つの目標を提示し、「これが実現するのであれば、私はだれとでも対話し、行動を共にするつもり」だとの考えを示した。最後に、「かくなるうえは、自らの力量を強め、どのような事態にも直ちに対応できるように備えることが先決なのかもしれない」として、国民と党員の協力を訴え、あいさつを終えた。

### 大会経過

大会は、全体会議で田辺書記長の一般党務報告をめぐって質疑をおこない、これを承認したあと、①運動方針、②結党四〇周年記念事業、③『社会新報』日刊化推進委員会報告、④中期経済政策の改訂――の四議案を三つの小委員会に付託し、討論をつづけた。

大会の焦点となった運動方針小委員会では、いわゆる自衛隊の「違憲・合法論」、行政改革、赤字国債にたいする党の姿勢などに論議が集中し、「違憲の自衛隊が法的に存在している」とする新しい政策的提起にたいしては、福岡、沖縄、大分、茨城、香川の各県本部はじめ、三九の各級機関、個人から修正・補強などを求める意見書が出された。小委員会の論議のなかでも、「非武装・中立の党是に動揺が生まれているのではないか」「護憲・平和闘争、反基地・反自衛隊の闘争や権利闘争、違憲訴訟を進める大衆運動にブレーキをかける」など、危惧や疑念が相次いだ。これにたいして田辺書記長が、①非武装中立の党是を今後も一貫して重視する、②今回の提起は連合政権の下での自衛隊縮小・解消の具体的方法を示したものだ、③これは自衛隊が現に存在している事実の上にたって、国民世論の動向、平和中立外交の進展、連合政権の安定度、自衛隊の掌握度をふまえ、解散をはかるものだ、等の答弁をくり返した。しかし、これでおさまらず、石橋委員長が出席して説明に立ち、「自衛隊の法的存在とは、自衛隊法や防衛庁設置法など歴代自民党政府が多数で決定した現実存在の自衛隊をさすものであって、当然違憲の法律であり、法としてこの適法性をもつものでない。『違憲・合法論』という表現は今後も使う意思はない」と釈明した。

組織・財政・機関紙小委員会では、①一〇万の党員、②三〇万の「強める会」会員、③一〇〇万の支持者名簿を今年度の目標として設定した百万党建設の構想などを中心に熱心に討論がなされた。とくに議論が集中した「議員支部づくり」の提案は、執行部の判断で組織検討委員会の検討にかけ、その結論が出るまで実施を見合わせることになった。

政策小委員会では総選挙や健保・年金問題、教育・文化政策などが論議された。とくに焦点となったのは、高度情報化社会が労働者に及ぼす影響や教育臨調構想などだったが、いずれも今後検討を深めることになった。

大会二日目は、全体会議で、森下昭司小委員長が運動方針小委員会報告を、牧内正哉小委員長が組織・財政・機関紙小委員会報告を、沢田広小委員長が政策小委員会報告をそれぞれおこない、全議案を採択した。さらに、本部提案の「八四国民春闘を推進する決議」「農産物の輸入自由化・枠拡大に反対し国民食糧の安定確保に関する決議」「実効ある男女雇用平等法の制定実現に関する決議」の三つの決議と、千葉・埼玉・山梨・茨城・青森・神奈川・東京の七都県本部提案の「反基地・反安保・反自衛隊闘争強化に関する決議」、東京都本部提案の「武蔵野市の日照裁判闘争支援に関する決議」をそれぞれ議決し、最後に「本大会で決定した諸方針・決議を挙党一致して忠実に実行に移し、ニュー社会党の建設をすすめ、党のすそ野を広げ、与野党伯仲から与野党逆転の局面を開き、真の党躍進をはたす」との「大会宣言」を採択し、その幕を閉じた。なお、大会の詳細については、『月刊社会党』『社会新報』八四年三月二日付などを参照。

## 4　政策・方針

### 八四年度運動方針

第四八回定期（続開）大会で採択された運動方針は、「大衆増税、公共料金値上げ、福祉

切り捨て、軍拡に反対し、野党の結束で、景気回復、生活安定、政治の改革をすすめよう」をスローガンに、「与野党伯仲下の党の姿勢、政策、活動を総点検し、今日の政治状況を与野党逆転につなげるために全党の努力をそそいでいく」ためのものとなっている。

運動方針は、中曽根内閣にたいして「依然として金権・腐敗、田中支配の構造を温存」し、「困難な問題をことごとく国民生活の犠牲に転嫁し、そのうえアメリカの圧力を受けて軍事同盟強化、軍事力増強を急いでおり」、「基本的には総選挙の結果に反省する気配は全く見られ」ないとし、「国民の批判を浴びた体質や施策、それに権力になりふりかまわずしがみついている中曽根内閣は、まさに『不安定多数』の矛盾をはらんだ政権であり、強引な態度をとればとるほど危機を深めるしか」ないとの評価を与えた。また、他党については、「国民意識の多様化と変容に直面して、各党ともそれぞれ既成の発想法や行動様式の限界を自覚し、それぞれの基盤強化の道を探求しています」と述べつつ、とくに自民党による「〝草の根保守〟からの組織再編、大衆化の努力」や「各級選挙で立候補者の積極的な若返りをはかるなど」のそれなりの「脱皮」に言及しているのが目につく。中道諸党にたいしては、「この際、野党連合再構築のためにも、まず社公中軸の恒常的関係樹立に大胆に踏みきることが求められている」として、公明党との関係修復に意欲を示している。これとは対照的に、民社党については、「総選挙で前進したにもかかわらず、今後の政治選択で動揺する気配を見せてい」ると述べて一定の警戒心をあらわすなど、公・民両党への態度にはかなりの違いが生まれている。また、共産党については、「反自民に結集した野党陣営をも攻撃する独善的態度をとり、与野党のケジメもつけない無謀な中傷を行な」ったとして、「反省を求め」ている。

「八四年度の運動の目標」では、(1)内需の拡大によって景気の回復をはかり、国民負担を軽減してゆとりある生活を保障し、同時に国際経済摩擦の解消に努めます、(2)政治倫理の確立と国民行革の推進に努め、政治にたいする国民の信頼回復をはかります、(3)反核・軍縮の立場から、とめどない軍拡に歯止めをかけ、平和・文化を創出し、国際連帯を進めます、の三本柱を提起した。また、「ニュー社会党」への脱皮をめざした党改革として、①大都市問題への取り組みを強め、これと協力する「大都市問題プロジェクト」を存続し、大都市政策の充実をはかる、②全党的課題として「市民相談活動」に取り組み、全組織が「一日総行動日」を設定してこれを完遂し、常設機関となった「宣伝会議」を活用する、③「平和経済計画会議」と連携し、内外の社会、経済、文化、労働の研究のための総合的なシンクタンクづくりに取り組む、④「八〇年代路線」と「社会主義の構想」の全党的な学習活動を展開し、「綱領」と「道」の調整のために、「綱領等にかかわる党基本問題検討委員会」を設置して処理方針を決める、⑤機動的運営をはかるために必要な機構を設け、書記局代表参加のもとに改善をはかる、⑥結党四〇年記念事業を企画・準備し、党新生のステップとして成功させる、の六点が打ち出された。なお、第二部各局活動方針の「労働運動　5、労働戦線統一と共闘の拡大」はつぎのようになっている。

【労働運動　一、重点課題　5、労働戦線統一と共闘の拡大
5、労働戦線統一と共闘の拡大
(1)　労働戦線の大同団結、官民の全的統一を支持し、協力していきます。
労働運動の政策要求運動が大きく前進していることを背景に、全労働者共通の政策要求実現のために、労働四団体および全民労協と協力して闘っ

ていきます。そのため、労働四団体に準じて全民労協に対応し、連携協力していきます。

全民労協としては、政党との支持協力関係はもたないが、党が、中央・地方で積極的に政策協力などを行なうことによって、各単産との支援・支持の可能性が拡大する傾向にあるので、幅広い連携協力を促進していきます

(2) 統一労組懇の分裂行動の阻止

統一労組懇は、共産党指導のもとに、春闘その他の大衆運動の分裂行動を繰り返し、労働戦線の組織的分裂を助長する危険性さえ含んでいます。

党は、統一労組懇の中央・地方における分裂行動に対して厳しく批判していき、統一労組懇が行なう陳情、請願、各級議会対策、対当局交渉、集会への党代表や議員の派遣など連帯、支援、協力は行なわないこととします。

統一労組懇加盟単産が、統一労組懇の方針と関係なく、党に要請し、その内容が党の政策、方針と一致するときは、弾力的に適宜対応することとします。地方における統一労組懇対策は、県評、地区労、党員協などと、密接に連絡、協議して対処することとします。

## 「パート保護法」の提出

八三年一〇月七日、社会党は「パート等不安定雇用労働者保護法案」(「パート保護法」)を国会に提出した。法律は、「パート・タイマー等の不安定雇用労働者が、人たるに値する生活を営むための必要を充たすため、雇用、労働条件、福利厚生、各種保険制度の適用等、諸条件の保護・向上をはかること」を目的とし、「短時間労働者を一般労働者とする努力義務」「短期労働者または短時間労働者に係る職業訓練」「同一労働・同一賃金の原則」「格付け等同一の原則」「休暇等同一の原則」「短時間労働者の所定労働時間外の労働および休日労働の制限」「社会保険の適用の拡大」などが規定されている。なお、詳細は『社会新報』一〇月一四日付参照。

## 平和保障政策

社会党は、八三年一一月三日、総選挙に向けての「平和保障政策」の最終案をまとめ、一一月一三日、「非武装中立をめざす平和のためのプログラム」を発表した。これによれば、第一段階の「当面の課題」として、反核、軍縮外交を推進しつつ、①非核三原則の順守と日本非核武装宣言、②軍事費の現状凍結などの短期政策を講じ、第二段階の「平和保障の推進」では、非同盟・中立外交の展開を軸に、①日米安保条約の「解消」と同時に中立宣言をおこなう、②関係諸国と平和・友好条約を締結し、日・米・中・ソ・朝など関係諸国からなる集団的または個別的アジア平和保障体制をつくるなど、国際環境の整備に重点をおき、第三段階の「非武装中立の実現」では、自衛隊を縮小しつつ、最終的には「非武装宣言」を世界各国に通告して自衛隊を解体するとし、そのすすめ方については、①国民世論の動向、②平和中立外交の進展の度合い、③連合政権の安定度、④自衛隊の掌握度の、いわゆる「石橋四原則」を勘案するとされている。この政策は石橋構想やこれまでの社会党の外交・防衛政策を整理してまとめたもので、「非武装中立」を究極の目標としてそれに至る短期・中期・長期の三段階構想を打ち出した点、日米安保条約の「解消」は第二段階、自衛隊の解体は第三段階の課題とし、社会党政権の下でも短期的にはいずれも存続することを公式に初めて明確にした点などが、注目される。

## 八四年度予算編成についての社会党の態度

一月一五日、社会党は「一九八四年度予算編成に対するわが党の態度」を発表した。このなかでは、①「経済成長のため、特例国債の急減を避けるとともに『建設国債』を活用する」と述べて、「赤字国債」発行の容認を示唆したこと、②「防衛費」について、「今年度当初予算額(二兆七五四二億円)と同額とする」

として、前年までの〝削減〟ではなく〝凍結〟の方針を打ち出したこと、などが注目された。

**その他の政策**　以上のほか、社会党が八三年七月以降の過去一年間に発表した主な政策・声明・党見解はつぎのとおりである。いずれも『政策資料』に収録されており、カッコ内がその号数および発行年月である。

①昭和五八年産生産者米価決定に関する党声明、②行革大綱にたいする見解、③第九回先進国首脳会議（サミット）をめぐるわが党の主張と要求（以上二〇三号、八三年八月）、④臨調行政改革推進審議会意見書に対する見解（二〇四号、八三年九月）、⑤党声明、⑥当面の国民のための行財政改革推進について、⑦通信衛星の自衛隊による利用について、⑧自由貿易体制の維持・強化に関する見解と提言、短期労働者および短時間労働者の保護に関する法律案（以上二〇六号、八三年一一月）、⑨清潔・公正・平和の政治と新しい質の経済成長、⑩暮らせる年金制度の実現をめざして、⑪民主・公正・効率の行政改革、⑫社会的規制のもとでの技術革新、⑬人間性の豊かな開花をめざす教育・文化政策、⑭婦人のくらしと権利、平等の実現をめざして、⑮食糧の安定確保と安全食糧の供給のために、⑯金権政治の根を絶つために、⑰自民党の電電公社改革案にたいする批判とわが党の態度、⑱政府の「所得減税案」にたいする党の見解（以上二〇七号、八三年一二月）、⑲党声明、医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高めるとりくみの提唱、⑳景気浮揚と安定した成長のために、㉑ＭＥ技術導入に関する三つの原則・五つの課題、㉒農産物の輸入自由化枠拡大に反対し、農業の体質強化のために、㉓点数中心の教育を改め、のびのびとした教育の実現を、㉔国民のための行政改革、㉕小規模零細事業従業員の労働条件向上のために、㉖国民のための文化政策の推進、㉗景気回復と国民生活向上の予算編成を求める、㉘声明（以上二〇八号、八四年一月）、㉙政府の医療保険制度改正案の問題点と党の態度（案）、㉚政府の年金改革にたいする社会党の年金改革の構想（案）、㉛郵政省の電電公社改革〝骨子〟案にたいするわが党の見解（以上二一一号、八四年四月）、㉜たばこ・塩専売事業の具体的改革事項、㉝電電公社改革にたいする郵政省案の基本的問題点とわが党の見解、教育改革に対する党の態度と新たな審議機関設置についての提案、㉞貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、㉟出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案、㊱原子爆弾被爆者等援護法案要綱（以上二一二号、八四年五月）、㊲雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための関係法律案（仮称）要綱（案）と問題点、㊳地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由説明及び修正案要綱、㊴「日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案」の提案にあたって、法案要綱及び法律案、㊵外国人登録法の一部を改正する法律案提案趣旨説明、改正案要綱および法律案（以上二一三号、八四年六月）、㊶ロンドンサミットについての見解、㊷過大規模学校分離促進のための法案、㊸いわゆる、マイナス・シーリング方式の転換を求める、㊹社会党の年金改革構想（第三次案）、㊺刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）（以上二一四号、八四年七月）

## 5　労働組合との関係

### 労働組合との新たな関係の模索

八三年七月一五日、飛鳥田委員長は全国書記長会議であいさつし、労組と社会党との関係について、「総評の社会党支持に頼ってきたことが労組への過度の依存という弊害も生み、また社会党支持の空洞化も決定的になってきた」との認識から、新たな関係への発展を提起した。この点は、「申し送り事項」のなかでも強調されている。これにたいし、七月二二日、富塚総評事務局長は「総評としてもこの呼びかけを謙虚に受け止め、社会党支持の原則は変えないが、労組の党への介入といった批判を避けるため、一定の距離を置きながら党の強化に努めたい」と語り、国民政党への脱皮を要求しつつ、「社会党を支持し、強める会」の拡大・強化をはかるとの方針を打ち出した。その後富塚書記長は、七月二二日に飛鳥田委員長・田辺書記長代行と会談し、「相互に自立し、一定の距離を置く」との方針を確認し、「社会党と労働組合の新しい関係樹立について」を申し合わせた。

【社会党と労働組合の新しい関係樹立について（一部省略）】

一、党と労働組合の関係に一定の距離を置く（注・党は労働組合に過度に依存し、労働組合は党に介入してきたような印象を与えたことを取り除くため、相互に反省し、次の観点に立って、関係の抜本的改善を図る）。

①党と労働組合は相互に自立し、労働組合は党を支持する重要な一つの団体として労働者を中心に社会党を支持し強めるために努力する。②党は党運営、政策形成、大衆運動の展開、国会の対応等に当たっては、広く国民各階層の意見を聞き、その利害を調整し、国民的立場に立って調整する。③党は多元化社会といわれる現状を正しく受け止め、市民各層との提携を重視し、開かれた政党としての脱皮を図る。そのため、労働組合も積極的に協力する。

二、党に対しては、国民の政党として八〇年代後半から九〇年にかけて政権樹立の展望を明らかにすることを要望する。

### 「強める会」第三回総会

八三年八月一七日、「社会党を支持し強める会」は、総選挙を中心とした八三年八月～八四年三月のあいだの諸闘争を、社会党と一体となって展開した。その主な活動には、①当面三〇万人の会員登録を達成する、②各組合、各地域組織の幹部、活動家の入党促進をはかる、③強める会の組織を単産と地方地域段階に設置する、④組織化と活動の中心を地方におく――などを中心とする八三年度の活動方針を決めた。また、構成団体の一つである総評の人事交代にともなう役員改選をおこない、槇枝・富塚両代表委員に代わって新代表委員に黒川武総評議長・真柄栄吉同事務局長を選出し、桜井輝雄電機労連政治部長を運営委員に補充した。

### 第三回総会から第四回総会の間の主な活動

「社会党を支持し強める会」は、総選挙闘争を中心として八三年八月～八四年三月のあいだの諸闘争を、社会党と一体となって展開した。その主な活動には、①「総選挙闘争・共同デスク」発行（第一号～第七号、九月一五日～一一月二五日）、②社会党新執行部との懇談（一〇月一三日、会から全代表委員、運営委員、事務局長などが出席）、③「社会党の躍進を期し新執行部を励ます集い」開催（一〇月二七日、池之端文化センター、三五〇人）、④各単産教宣担当者会議開催（一一月二日、田

辺社会党書記長あいさつ）、開催（一一月一八日、東条会館、黒川代表委員あいさつ）、⑥社会党三役と代表委員との懇談、社会党躍進アピールを発表（一一月二八日）、⑦黒川・竪山・小方三代表委員名の檄を社会党公認・推薦全候補に、会員名簿を党県本部や候補事務所に送付（一二月三日）、⑧社会党選対とともに選挙分析（一二月八日）、⑨第一四回運営委員会、富塚運営委員長の代議士当選で真柄運営委員長就任（八四年一月一七日）、⑩総評主要単産書記長会議、三〇万人会員達成への取り組み強化を要請（一二月九日、一九日）。

なお、この間に、「宮崎県・社会党を支持し強める会」（一〇月一日）、「長野県・社会党を支持し強める会」（一一月一一日）、「石川県・社会党を支持し強める会」などが結成された。

**「強める会」第四回総会**

八四年三月八日、「強める会」の第四回定期総会が開かれ、①社会党の後援の正式登録化と新会員拡大運動の明確化、②約二四万の「入会」署名の「八四年度活動の重点」が決定された。格的取り組みの推進などの一また、三月三〇日には、「社会党を支持し強めるアル専会」が結成された。

**全民労協との首脳会談**

八三年一一月一八日、社会党と全民労協の首脳会談が都内のホテルで開かれ、当面する政治・政策課題などを中心に意見を交換した。会談には、社会党側から石橋委員長はじめ三役、国対委員長、労働局長らが、全民労協側から竪山議長、山田事務局長ら一八人が参加した。会談の結果、①政策要求実現のための連携・協力を緊密にする、②国会対策、政策など実務レベルでの協力を前進させ、首脳間の意思疎通をはかることで一致し、総選挙での保革伯仲実現をめざして全力をあげることが確認された。

**総評との連携**

社会党は国会闘争の強化のために総評との連携をはかっているが、八三年七月以降のこのような動きとしては主につぎのようなものがある。①社会党・総評国会共闘会議（八三年一一月二五日、ヒルトンホテル、最終盤国会闘争対策について）、②社会党・総評合同全国代表者会議（八四年一月一七～一八日、熱海・大野屋、総選挙闘争総括と党勢拡大への取り組み）、③社会党・総評第一回定期協議（一月三〇日、キャピタル東急、党大会議題と党勢拡大運動、八四国民春闘の推進、再開国会闘争強化と野党共闘強化）、④社会党・総評政治財政合同会議（三月一二日、ダイヤモンドホテル、総選挙総括と衆院定数是正問題）、⑤社会党・総評国会対策懇談会（四月一九日、麹町会館、公労協年度末手当、仲裁、人勧政労交渉の経過、春闘、行革問題等で意見交換）、⑥社会党・総評・公労協三役会議（五月一五日、院内社会党委員長室、終盤国会での重要法案の扱い、仲裁裁定完全実施に向けての政労交渉強化）。

## 6　国際活動

**社会党代表団の派遣**

(1)七月七～一三日、野坂浩賢議員を団長とする朝鮮問題対策特別委員会代表団が朝

鮮を訪問した。

(2)八月二六日～九月三日、藤田高敏議員を団長とする日中特別委員長代表団が中国を訪問した。

(3)九月五～一四日、勝間田清一議員を団長とする朝鮮民主主義人民共和国創建三五周年式典参加代表団が朝鮮を訪問した。

(4)八三年九月二七日～一〇月二日、石橋委員長を団長とし、副団長の土井たか子副委員長、事務局長の八木昇国際局長、高沢寅男副書記長、曽我祐次副書記長、藤田高敏財務委員長、舘林千里政策担当中執、志苫裕参院議員、本岡昭次参院議員、安井栄二国際局員、桝村実機関紙局『社会新報』編集部副部長を団員とする社会党訪中代表団が中国を訪問し、九月二九日に胡耀邦中国共産党総書記、李先念国家主席と会談するなど中国共産党主脳との交流を深めた。詳しくは『社会新報』一〇月四日付参照。

(5)一〇月四～一五日、宍戸福島県本部副委員長を団長とする日ソ親善党員活動家代表団がソ連を訪問した。

(6)八四年二月一三～一六日、石橋委員長を団長に、八木昇国際局長、安井栄二同局員を団員とする訪ソ団が、アンドロポフ書記長の葬儀に参列するため、モスクワを訪問。石橋委員長は二月一四日の故書記長の葬儀に列席した。

(7)四月七～一七日、石橋委員長を団長とし、土井副委員長・八木国際局長・久保田真苗参院議員・森永栄悦企画調査局長・温井寛『社会新報』編集長・安井栄二国際局員を団員とする代表団がアメリカを訪問。四月九日にシュルツ国務長官、四月一〇日にブッシュ副大統領、四月一一日にワインバーガー国防長官、四月一二日にデクエヤル国連事務総長、四月一三日にキッシンジャー元国務長官とそれぞれ会談した。なお、詳しくは『社会新報』四月六日付、四月一七日付参照。

(8)四月二六日～五月一日、広瀬衆院議員を団長とする社会党第八次訪朝団が朝鮮を訪問した。

**外国代表団の来日**　八四年一月三一日、コワレンコ党中央委員会国際部副部長を団長とするソ連共産党代表団が来日し、二月一日、社会党代表団と社会党本部で会談した。

## 4 公明党

### 1 概況

**〝八三年政治決戦〟で勝利**　統一地方選、参院選、総選挙と三大選挙がつづいた〝八三年政治決戦〟で、公明党は大きな成果をあげた。四月の統一地方選では都府県議選で一八五（推薦三をふくむ）と前回比一七議席となったのをはじめ、町村議をのぞく各級で着実に議席を増加させた。公認だけでは議席減の町村議でも、推薦をふくめれば七議席増であった。

また、六月の参院選では、従来の全国区制にかわって比例代表制

が導入されたため、公明党は大幅議席減を予想されていた。公明党は、これまで、強い組織力を生かし、全国区では綿密な地盤割りをおこない、有利なたたかいをすすめてきたからである。しかし、結果は比例代表区では旧全国区より三・六%増の一五・七%の得票率で、一議席減の八議席にくいとめ、選挙区では一議席増の六議席を確保した。これには、比例代表制の名簿の上位に、党外の知識人を並べ、〝開かれた党〟を印象づけた新戦術が効果をあげたものとみられた。

〝八三年政治決戦〟の最後のヤマ場となったのは、暮れの総選挙である。ここでは公明党は文字どおりの大勝利をおさめた。立候補六〇人中当選五九（推薦一をふくむ）は前回比二五議席の増で、党史上最高の数字であった。投票率が戦後最低を記録したにもかかわらず、公明党は五八選挙区で得票を伸ばしたのである。

### 社公両党関係改善

公明党と社会党との関係は八〇年同時選挙での自民党の圧勝により、与野党伯仲状態が終わったのを機に冷却の一途をたどった。とくに八一年暮れの社会党の委員長選で、党の主体性堅持を強調する飛鳥田氏が〝社公合意〟推進派をおさえて三選された後は、「社公合意」は〝名存実亡〟の状態になった。しかし、飛鳥田委員長が退陣し、新たに選ばれた石橋社会党委員長が「社公中軸路線」の推進に積極的な姿勢を示したことから両党関係は改善の方向にむかい、限定された規模ながら総選挙での相互協力も実現した。

一方、中道三党との関係は総選挙までは比較的緊密で、広範な選挙協力をおこない成果をあげた。しかし、総選挙後、新自由クラブが自民党との連立にふみ切り、民社党も〝保革連合〟に積極的な姿勢をみせているのにたいし、公明党は「当面、連合論議は静観する」との方向をうちだし、中道四党の結集力は弱まった。しかし、民社党とは依然としてもっとも密接な関係にある。

### 役　員

公明党の本部役員の任期は二年である。現在の役員は八二年一二月の第二〇回大会および大会直後の中央執行委員会で決定されたものである。ただし、婦人局長は八三年三月一八日の中執委で渡部通子氏に交代した。また、八四年一月二七日の中執委で中小企業局長に近江巳記夫氏、公害対策本部長には岡本富夫氏が、それぞれ就任した。

▽中央執行委員長　竹入義勝、▽中央執行副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、鈴木一弘、田代富士男、渡部一郎、▽総務局長　長田武士、▽組織局長　田代富士男、▽議会局長　鈴木一弘、▽宣伝局長　矢追秀彦、▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　市川雄一、▽青年局長　大久保直彦、▽婦人局長　柏原ヤス（非中執）、▽国際局長　黒柳明、▽労働局長　石田幸四郎、▽文化局長　多田省吾、▽教育局長　浅井美幸、▽中小企業局長　北側義一（非中執）、▽農林水産局長　藤原房雄（非中執）、▽国民生活局長　渡部通子（非中執）、▽政策審議会会長　正木良明、▽財務委員長　二宮文造、▽国会対策委員長　大久保直彦、▽選挙対策委員長　大野潔、▽選挙対策事務局長　大川清幸、▽組織対策委員長　三木忠雄、▽国民運動本部長　渡部一郎、▽公害対策本部長　小平芳平（非中執）、▽中央執行委員　伏木和雄、藤井富雄、藤原行正、笠間優、一見伸明、土師進（以上、中央執行委員二五人）

〈中央統制委員会〉

▽中央統制委員長　白木義一郎、▽中央統制副委員長　竜年光、▽中央統制委員　星野義雄、宮崎正義、山田太郎

〈会計監査委員会〉

会計監査委員、沖本泰幸、渋谷邦彦、松尾正吉

### 党員数

公明党が自治省に提出した八三年分の収支報告書によれば、八三年の同党の「党員・会費」の納入人員は一六万六九九八人である。これは八二年の納入人員一六万六九九七人より一人だけ増えたということになる。公明党の党費納入人員は七七年に一四万二〇二二人であったのが、七八年に一六万六九七八人と一挙に二万五〇〇〇人近く増加し、その後の五年間、一六万六〇〇〇人前後でほとんど変動していない。とくに、八〇年から八二年にかけては一人の増減もなく、八三年ようやく一人増えたということになる。このようなことは通常の党であれば考えられないことだが、公明党の場合は、党を実質的に支えているのは創価学会会員であり、党員数は実際の組織勢力を反映しない人為的なものであることを意味しているといえよう。

### 議員数

第二一回大会における党務報告（『公明新聞』八四年四月一六日付）によれば、八四年三月末現在の公明党の各級議員数はつぎのとおりである。衆参両院議員八六人（うち推薦三）、政令指定都市市議会議員一三一人、東京特別区議会議員一八七人（うち推薦一）、一般市議会議員一七一八人（うち推薦七九）、町村議会議員一二六九人（うち推薦七九）、計三六〇九人。

### 定期刊行物

公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊、八頁）一部五〇円、一カ月一二〇〇円
②同日曜版（週刊、八頁）一部五〇円、月二〇〇円
③政治理論誌『公明』（月刊）一部三〇〇円
④『公明グラフ』（月刊）一部一二〇円
⑤『公明月報』（内部資料）（月刊）一部一五〇円
⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）
⑦『点字こうめい』（年二回刊）一部二五〇円

### 財政

公明党が自治省に提出した八三年分の収支報告書によれば、八三年中の公明党の収入総額は一〇一億七九一九万三四八五円であり、これに前年度からの繰越額一四億九六七八万三二五五円を加えた収入総額は一一六億七五九七万六七四〇円となっている。前年とくらべて収入は、一三億二六一〇万円の増である。

収入の内訳は、『公明新聞』が五七億〇七六九万円（五六・一%）で前年比三億九二九一万円の増、同日曜版が一一億八八七四万円（一一・七%）で六三四一万円の増、『公明グラフ』が一三億四六二八万円（一三・二%）で一一億三四六〇万円の六倍増、『公明月報』が四億〇四八二万円（四・〇%）で、七五五万円の増、雑誌『公明』だけが七四七〇万円（〇・七%）で五〇一万円の減となっている。これに物品売上や書籍、新聞広告などをふくめた機関紙誌の発行その他の事業による収入は、八九億九五〇五万円（八八・四%）となっている。また、党費収入は、一六万六九九八人分、七億六八七八万円（七・六%）で、前年比六億六〇二六万円の減であり、党

費納入人員が前年とくらべて一人増えたのに反してほぼ半減している。

一方、支出総額は一一〇億四四六二万八六五〇円で前年より一三億六一四四万円の増であった。支出の内訳は、機関誌の発行事業費が六二億二二八二万円（五六・三％）で前年比一〇億二四六六万円の増、人件費が二五億〇一四五万円（二二・六％）で二億二七七九万円の増、寄附・交付金が八億七三一二万円（七・九％）で三億八三九万円の減、選挙関係費が六億三五六一万円（五・八％）であった。

## 3　大会・中央委員会

### (1)　中央委員会

**第四五中委**　公明党第四五回中央委員会は八三年九月二日、東京都新宿区の公明会館で開かれた。この中央委員会は六月の参院選で成果をあげた公明党が、年内にも予想される総選挙に向けて態勢固めをはかるためのものであった。あいさつに立った竹入委員長は、①八日に召集される臨時国会では、一兆四〇〇〇億円減税の年内実施と、田中元首相にたいする議員辞職勧告決議案の決着をつける、②一〇・一二ロッキード判決以降は、国会審議が停滞してもやむをえない、③状況によっては、そのまま衆議院解散・総選挙も辞さない、との決意を表明した。また、衆院解散はどの時点でおこなわれても不自然ではないと指摘し、全党員が〝常在戦場〟の態勢をととのえ、「八三年政治決戦は総選挙の大勝利で完結する。もし総選挙に至るならば、是が非でも五〇台の議席を回復し、三年前の雪辱を果たそう」と呼びかけた。さらに、竹入委員長は、同日の午後におこなわれる社会党の石橋次期委員長との会談に臨む基本的態度について、①連合政権協議と国会共闘は一応区別して考える、②選挙協力は政権協議と連動するため、現時点で論じることは時期尚早であると説明し、一致点での国会共闘には前向き、積極的に推進する、との方向を示した（あいさつ全文は『公明新聞』九月三日付）。

中央委はこのあと矢野書記長の党務報告をはじめ、一部の中央委員や県本部長、県書記長等の交代人事の承認案件、昭和五七年度決算報告、昭和五八年度補正予算の四議案の提案をうけ、質疑ののち原案どおりに承認した。

質疑では、社会党との選挙協力について、「過去に政権合意を踏みにじるような社会党幹部の言動があったことなど苦い経験からして、党員としては安易な協力はしてもらいたくない。もし、選挙協力するならギブ・アンド・テークの強い態度で臨むべきだ」との意見が出されたのを受け、矢野書記長らは、「自衛隊政策の上で〝いかなる装備・能力をも憲法違反〟とする社会党とは立場が異なるので、政権協議では安易に妥協しない。その政権協議が選挙協力の前提であるから、そう簡単に選挙協力が実現するとは思っていない」と答え、選挙協力については、これからの推移を見守るとの態度を表明した。しかし、臨時国会における共闘については、「政策の一致」「考え方の一致」を前提に積極的に取り組みたいと述べた。

また、人事院勧告の完全実施についての対応を問われた正木政審会長は、つぎのように答えた。「人勧については八月五日に鈴切内閣部会長が『完全実施を求める』と党の談話を発表した。公務員の定数は削減し、またよく働いてもらう。しかし給与は完全に出す。これが党の考え方だ」。

さらに沖縄出身の中央委員が、「アメリカの核の傘のもとで極東の平和が維持されてきたということと、核廃絶を唱えることの間に矛盾はないか」とただしたのにたいし、市川雄一公明党安保部会長は、「公明党はかつては、日米安保条約について〝戦争巻きこまれ〟の側面を強調してきたが、今日の国際情勢の流れのなかで、一定の抑止的役割の側面を認めざるを得なくなった。しかし、安保条約に一定の抑止的な役割を認めたからといって、直ちに力のバランス論の信奉者となって軍拡を進めていく立場ではない」と答弁した。

## 第四六中委

公明党第四六回中央委員会は八四年一月二四日、公明会館で開かれた。この中央委員会は、総選挙と重なって全国大会の開催がおくれたため、「昭和五九年度予算」など党財政関連案件の処理等を一つの目的に開かれたものであった。竹入委員長は冒頭のあいさつで、総選挙後の政局や再開国会における公明党の態度について述べたあと、政治倫理確立に関する制度改革を提唱した。政局への対応では、性急な連合政権論議や単なる数合わせに走らないとの態度を表明した。また、再開国会では自民党・新自由クラブの〝不安定多数〟という状況を平和と国民生活の防衛と向上に活用するため、安易な対決主義におちいらず、是々非々で臨むと述べた。さらに、昭和五九年度予算の編成にあたっては、①大幅減税を断行し、個人消費への積極的な刺激策を講ずる、②徹底した行財政改革の断行、③公共事業の有効配分により民間活力を引き出す、④国公有地の有効利用をはかる等の提案をおこなった。そして、中・長期的政策課題として、低成長時代の高齢化社会における年金、医療、教育等の改革をあげ、機械的な受益者負担や無責任な〝物取り主義〟を避けるべきだと述べ、これらの課題についての国民的合意を得るための「超党派的な話し合いの場」を設けるよう主張した（あいさつ全文は『公明新聞』一月二五日付）。

この後、中央委員会は矢野書記長の「党務報告」、二宮副委員長の一部の「県本部役員人事承認の件」、長田総務局長の党財政関連二議案の提案説明をうけ、質疑の後、原案どおり可決、承認した。

質疑のなかで石橋社会党委員長が唱えた自衛隊の「違憲・合法論」についての見解を問われた執行部は、まず矢野書記長が、つぎのように答えた。「『違憲・合法論』は野党の立場での論評としてならあり得るかもしれないが、政権にある政党としては、みずからが違憲を容認することになるので、ありえるか疑問だ」。竹入委員長も、「石橋発言は今までの社会党の考え方からみれば一歩前進だと思う。しかし、この問題は二月の社会党大会の議論を見定めてから評価したい」と答弁した。

また、自民党との連立の可能性について、竹入委員長は、「永久に一〇〇％絶対ありませんなんてかたくなにいえないし、そうかといって今のままの自民党との連立は考えてもいない」と発言した。そして「公明党が五〇台の議席を恒常的に確保し、六〇台、七〇台という時代が来れば、必ず連合政権に参加しなくてはならないだろうが、今、この段階で連合論議に憂き身をやつすべきでない」と述

べた（質疑討論の要旨は『公明新聞』一月二六日付）。

### (2) 第二一回全国大会

公明党第二一回全国大会は八四年四月二六日に、東京・九段会館で開かれた。この大会は、もともと八三年末に開かれる予定であったが、総選挙と日程が重なったため延期されたものであった。通常、公明党大会の会期は三日間であるが、今回は一日だけであった。これは、党会計関連議案が一月の第四六中委で承認ずみであり、政策議案は八四年末開催予定の第二二回大会に持ち越されたためである。大会の課題は、統一地方選、衆院選と八三年中におこなわれた三大選挙で目標を上回る大きな成果をあげた公明党が、八〇年の活動を総括することであった。また、総選挙後、新自由クラブが自民党との連立にふみ切り、社会党も石橋新委員長のもとで〝ニュー社会党〟への脱皮をはかるといった新たな状況のもとで、他党との連合問題について従来の方針を再検討することも、この大会の重要なテーマであった。

**竹入委員長、〝連合論議〟は静観**

大会冒頭のあいさつで、竹入委員長は、まず三大選挙での勝利、とりわけ総選挙では過去最高の五九議席を獲得するという党勢拡大基調のなかで結党二〇周年の年を迎えたことを喜び、党員、創価学会員、支持者にたいし感謝の意を述べた。そして、「次の目標である六〇台、七〇台の議席に達すれば国民の期待に叶う〝連合政権〟を樹立できる」との展望を示したが、なお、大会で論議すべき課題に関する委員長見解を、つぎの四つの論点について表明した。①公明党の基本姿勢、②当面する政局への対応、③国の諸制度・政策が迫られている時代変化への対応、④党勢拡大への方途と公明党議員としての姿勢。①公明党の基本姿勢では、八三年参院選を機に党外候補を擁立し、国民会議方式の拡大を図ったことを高く評価し、今後も〝開かれた公明党〟〝公明党の国民政党路線〟の定着につとめるとの決意を表明した。②政局への対応では、自民党との連合や連立を志向する新自クや民社党の動きについて、はたして自民党政治の政策を変えることができるかと疑問を提起し、野党としての体力の強化の必要性を強調した。一方、社会党にたいしては、「野党間での政策論議が前へと進むように、もう一歩自らの立場を工夫されてほしい」と、政策面での現実路線への転換を要望した。そして公明党の政治路線について、野党連合への求心力が弱まっている状況のなかでは、公明党だけが社公民構想を大上段に振りかざしても状況は変わらない、として連合論議はさしあたり静観するとの態度を示した。ただ、今後の連合・連立についての基本的考えとして、(i)広範な国民の支持と理解が得られること、(ii)現状の政治を確実に変えられること、の二点が大前提であると主張した。③の政策面の対応では、教育改革、行財政改革への積極的な取り組みを強調した。とくに教育改革では、政府にたいしてだけでなく「日教組にたいしても〝是は是、非は非〟として率直かつ明確に意見を述べる」と発言した。④党勢拡大については、支持層をひろげるため、若い世代、サラリーマン層、中小都市、農漁村において重点的に取り組むべきことを訴えた。最後に竹入委員長は、公明党議員にたいし、尊大を排し、〝大衆の中に死んでいく〟という結党時の初心に帰ることを呼びかけた。

### 労組代表あいさつ

このあと七人の来賓が祝辞を述べたが、政党代表は民社党の佐々木委員長だけで、第一七回大会以来毎回祝辞を述べていた新自由ク、社民連両党代表のあいさつはなかった。あとは鈴木東京都知事のほかは、すべて労働組合の代表であった。黒川総評議長は「中曽根政治に野党が一致して批判を強めることを国民は期待している。総評はこれまで公明党と定期協議をすすめてきたが、これからも政策連合をいっそう強めていきたい」と述べた。また、宇佐美同盟会長は「行政改革は避けて通れない政治課題であるが、自民党は臨調答申を骨抜きにしようとしている。今こそ公明党の活躍を多くの国民が深く期待している。なおいっそう、公明党が発展し、国家的課題に取り組むことを期待する」と述べた。このほか、藁科中立労連事務局長、五十嵐新産別書記次長、山田全民労協事務局長が、それぞれ公明党への期待を表明した。

### 主要な大会論議

大会はこのあと、二宮副委員長が党務報告を、矢野書記長が活動方針の趣旨説明をおこなった。そのあと、休憩をはさんで午後からは議案にたいする総括質疑がつづけられた。質疑では、連合問題や共闘に関するものが多く、そのほか、教育改革や男女雇用平等法についても討議がおこなわれた。

〔連合の基本条件〕〝委員長あいさつ〟における連合・連立の二原則に関連して、より具体的な連立の条件を問われた竹入委員長は、公明党が加わりうる連合政権の性格について、つぎのように答えた。①改憲姿勢を内在するものであってはならない、と同時に政治倫理の確立を第一のモットーとする政権であること、②安保政策で

## 4　政策・方針

### 八四年活動方針

公明党第二一回全国大会で採択された八四年活動方針で注目されたのは、公明党が一九七〇年代後半に積極的に推進した社公民連合政権問題に関して、「現段階においては、連合論議には〝静観の姿勢〟をとる」としたことであった。八三年末の総選挙で、与野党伯仲の状況が再現したにもかかわらず、公明党がこのように〝連合論議は静観する〟としたのは、新自由クラブが自民党との連立にふみ切り、民社党もまた自民党との連合を志向していること、一方、社会党内では安保・防衛政策で〝現実路線〟に転換して公明党とのギャップを埋めるのに強い抵抗があるといった状況では、公明党を〝かなめ〟とする連合政権構想の実現は難しい、との判断によるものであった。それと同時に、今後の政局の変動に柔軟に対応するため、「さまざまな連合形態へのフリーハンドを確保しておくのが得策と判断した」（『朝日新聞』八四

年四月六日付）ためでもあった。

方針は、(1)内外の諸情勢、(2)政治転換とその課題、(3)党勢拡大と開かれた国民政党路線の堅持、(4)党活動の目標、の四部からなっている。(1)では、国内の政治情勢の特徴として、①与野党伯仲状況の定着、②にもかかわらず野党間における連合論議の求心力が弱まっている、③政府与党の世論操作的な意図が先行しているとも見える行政改革、教育改革など問題を先取りし、野党の対応は後追いのかたちにある、ことなどを指摘していた。

(2)では、野党間の連合論議がもり上がりを見せた八〇年の衆参同時選挙までを〝第一期伯仲政治時代〟、現在を〝第二期伯仲政治時代〟と区分し、第一期の経験に学んで、第二期における公明党の対応を打ち出していた。

(3)では、公明党が八三年の参院選比例区で採用した〝国民会議〟方式＝党外候補の擁立を今後も積極的にすすめ、衆議院で五〇台の議席を安定的に確保し、六〇台、七〇台へ前進しうる態勢を整えるとしていた。

(4)では、「党活動の目標」を、①党勢拡大を支える活動、②党活動の展開の二部にわけ、①では党独自の活動、②では平和運動、労働運動への支援など各分野の国民運動にたいする方針を示している。

ここでは、八四年活動方針の中心である、連合問題にたいする公明党の基本方針の部分を紹介しておこう。なお、活動方針の全文は『公明新聞』四月一五日付にある。

【公明党八四年活動方針（抜粋）】

以上の政治状況を踏まえて考えるならば、

①現段階で〝連合論議〟を進めることは率直なところ残念ながら困難であり、新たな政治状況の変化を待たざるを得ません。

②従って、わが党は、これまでの党の政治路線である〝大枠としての社・公・民〟路線の基軸までを変えるものではありませんが、しかし、形式的な〝連合論議〟や〝単なる数合わせ〟への政治的取り組みは、差し当たり実現性に乏しい状況にあるといわざるを得ません。

③それゆえ現段階においては、連合論議には〝静観の姿勢〟をとりつつ、当面の緊急的課題である政治倫理や国民生活の防衛、福祉、平和と民主主義のための闘いを着実に前進させることに力点を置くことがより有意義であると判断するものであります。

④連合論議については改めて論議が必要な事態が生じた場合に、その時点で真剣に対応することとしたいと考えます。

## 総選挙政策

公明党は第三七回衆議院選挙を前に、一〇月二八日、総選挙にむけての重点政策を発表した。重点政策はつぎの五つの柱から成っていた。①金権・腐敗の政治を打破し、清潔・公平な政治を確立する、②平和憲法を守り、反核・軍縮を推進する、③減税・景気対策を推進し、大衆増税を阻止する、④福祉の後退を阻止し、健康と暮らしを守る、⑤生き生きとした教育を確立する。

このほか、選挙期間中につぎの四つの政策や提言を発表した。①教育政策「生命が躍動する教育を――経済成長を超え人間成長へ」②「政治倫理確立のための提言」③「短時間労働者保護法（パート労働法）案」④「住宅・都市整備に関する緊急提言――居住環境の改善と景気回復をめざして」

## パート労働法案

公明党が発表（一二月六日）した「短時間労働者保護法（パート労働法）案」の主な内容はつぎのとおり。

①課税最低限度額を現行の七九万円（八三年は八〇万円）から一

○○万円に引き上げること、②採用時に契約内容を明示した文書の交付を義務づけ、賃金、昇進、解雇、有給休暇、育児時間などで、一般労働者と比べ、不利益な取り扱いの禁止、③労働時間が一日六時間、一週三六時間を超える者は一般労働者とするよう努めるとともに、新規採用の際はパートタイマーを優先して雇用すること、④労働条件に関する苦情処理の機関を労使同数で設置すること、⑤国の責務として、パートで働こうとする者にたいする技能講習や職業指導、職業紹介のための施設整備など。

## 5 労働組合との関係

### 労働運動対策

公明党の労働運動に関する方針で重要な位置を占めているのは、労働組合、とりわけ総評、同盟、全民労協など労働組合全国組織とのあいだにおける協議である。これについて、第二一回党大会で採択された八四年活動方針では、つぎのように述べている。

【八四年活動方針――Ⅳ二5労働運動への支援（全文）】

経済、産業、社会、行財政等の諸情勢と労働界の動きからみて、労働運動をさらに重要視し、次の活動を推進します。

(1) 労組との友好・信頼関係を深化
各種労働団体との定期協議（党本部段階）や政策協議会等を通じて、労働界との意見交換の緊密化を図ります。また、メーデーをはじめ、労働団体が主催する大会および集会への参加など、働く人々との友好・連帯を深めます。

(2) 働く人々の生活擁護
労働者の福祉および労働条件、労働環境の維持改善を図る要求に対し、国会、地方議会と連動する活動を一層推進します。また、市民相談の一環として、「労働相談」をさらに充実させます。

### 労働組合との協議

この一年間における労働組合との関係で注目されたのは、八二年一月を最後に二年近く開かれなかった総評との定期協議が再開されたことであった。一方、同盟と公明党との単独の定期協議は八二年九月以降開かれていない。ただし、公明、民社、社民連三党と同盟との協議は八四年二月二日に開かれ、昭和五九年度予算問題をめぐって意見をかわしている。また、共産党を除く五野党と労働五団体（総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協）とのあいだで、大幅減税問題をめぐる会談が八三年九月六日、一〇月六日の二回にわたって開かれ、公明党からは矢野書記長、正木政審会長、大久保国対委員長が出席した。さらに、八四年二月二七日には、社会、民社、社民連と合同で労働五団体との会談を開き、予算案の修正問題について協議した。

### 総評と定期協議再開

総評との定期協議は社公両党の関係冷却化を反映して、八二年一月二六日に開かれてから長いあいだ一回も開かれなかった。しかし、総評側が新執行部の発足を機に会談を申し入れ、公明党もこれをうけて、八三年一〇月二八日、一年九カ月ぶりに両者の会談が開かれた。この会合には、総評側から真柄事務局長、内山、平両副事務局長が、公明党側からは矢野書記長、石田副書記長、大久保国対委員長、大野選対委員長が出席した。席上、総評側は政治倫理の確立を強調するとともに、「総選挙での保革伯仲再現をめざし、社会、公明両党の選挙協力とその発展に努めたい」と述べた。これにたいし、矢野書記長

は、①当面の政治課題では政治倫理を最優先する、②選挙協力については党内に厳しい空気もあるが、与野党伯仲のため前向きに取り組みたい、と答えた。また、この席で、公明党と総評との定期協議を再開し、一致できる政策課題での共闘強化を申し合わせた。

この申し合わせをうけ、八四年一月三〇日、公明党と総評の定期協議が開かれた。これには黒川議長、真柄事務局長をはじめ副議長、副事務局長ら総評の新執行部多数が出席し、公明党の竹入委員長、矢野書記長らとのあいだで総選挙後の政局や再開国会での対応について協議した。

### 全民労協との定期協議

八四年二月二二日、公明党と全民労協の二度目の定期協議が国会内で開かれた。この定期協議には、公明党側から正木政審会長が出席し、大幅減税など予算修正問題について協議した。

### 労組大会への出席

前年にひきつづき、多くの労働組合の集会に公明党の代表が出席した。本年鑑第五四集収録ずみの八三年二月以降のものは、つぎのとおり。

鉄鋼労連第六八回大会（八三年三月三日）、全電通第八八回中央委（三月四日）、同盟・83賃闘要求貫徹中央決起集会（三月二五日）、電機労連第三一回大会（七月六日）、総評第六九回大会（七月二五日）、全民労協・政策制度要求実現中央集会（七月二九日）、電力労連第三〇回大会（九月七日）、ゼンセン同盟第三九回大会（九月七日）、鉄鋼労連第六九回大会（九月二一日）、中立労連第一〇回定期大会（九月二七日）、同盟・中央総決起集会（一〇月一八日）、全電通第八九回中央委（一〇月一九日）、新産別第三六回大会（一〇月二六日）、自動車労連第二一回大会（一一月一日）、全民労協第二回総会（一一月一日）、全日海第四六回中央評議会（一一月一四日）、同盟第五六回大会（一一月一四日）、全電通八四年旗開き（八四年一月五日）、全電通野党協力議員懇談会（一月二四日）、全民労協政策シンポジウム（一月二五日）、全逓第八二回中央委（二月二一日）、政労協第五二回臨時大会（二月二一日）、全施労第二四回中央委（二月二四日）、電力労連五八年度第二回評議員会（二月二九日）、炭労等四単産主催・厚生年金改悪阻止第二次中央集会（三月一日）、国民春闘会議中央集会（三月一日）

## 5　民社党

### 1　概況

#### 総選挙での躍進

〝八三年政治決戦〟の最後として取り組まれた総選挙において、民社党は結党以来の大きな躍進を達成した。この選挙で民社党は前回を六上回る三八議席、得票率では〇・六七%増の七・二七%、得票数でも二三万票増の四一三万票を獲得した。さらに、有権者数にたいする得票数の割合（絶対

得票率）でも〇・一%の微増となっている。議席・得票率・得票数・絶対得票率の四つの指票のすべてで前進したのは公明党と民社党の二党だけである。また、推薦一を加えた議席数の三九は、社会党から分かれたときの四〇議席に次ぐものであり、民社党の名の下にたたかわれた総選挙で得た最高の議席水準になる。民社党は、結党時の議席回復を当面の〝悲願〟としてきたが、この目標はほぼ達成されたことになる。このような躍進は、過去二年間連続した毎年一万人ずつの党員増に見られるような組織勢力の前進を反映したものであるとともに、選挙協力の成果でもあった。民社党は、公明・新自ク・社民連との選挙協力を二四候補で実現したが、このうち落選は四議席だけで当選率は八〇%を上回った。これは公明党に次ぐ効率の良さである。

### 自民との連合への傾斜

八三年暮れの総選挙で自民党が安定多数に達しなかったため、自民党は新自由クラブとの連立を選択せざるを得なかった。この間、民社党も自民連立政権参加に向けての動きを見せたが、実現するにはいたらなかった。その後、新自クの政権参加に刺激されたかたちで、民社党はしだいに中道連立から保守連立へとその重点を移していった。

八四年二月九日、衆院本会議での代表質問のなかで、佐々木委員長は「いまこそ国民的合意を求める立場に立って、政府ならびに与野党の建設的な話し合いをおこなうべき段階に来ている」との認識を示し、「この際、与野党間に政策協議の場をつくり、互いのコンセンサスを確立する努力を傾けてみてはどうか」と、与野党間の「政策協議」を提案した。このような立場は、二月二九日の党大会での佐々木委員長あいさつやこのとき決定された「一九八四年度運動方針」、「一九八四年度重点政策」でも踏襲された。さらに、三月一五日、春日常任顧問は日本記者クラブでの講演で、「民社が自民に加担する場合、自民がどの程度門戸を開くか、どの程度の閣僚ポストを譲るかが重要な要素になる」と述べ、慎重な言いまわしのうちに自民党との連合志向を明らかにした。

### 中・長期政策立案へ七つのプロジェクト発足

第二七回大会で佐々木委員長は政策活動の重要性を強調していたが、これをうけるかたちで、民社党は次期大会へ向けて、政治転換をめざす「新しい日本をつくる中期政策」（仮称）立案のために七つのプロジェクトを発足させることになった。五月三〇日、大内政審会長によって明らかにされたプロジェクトはつぎのとおり。

①政治・行政改革（柄谷政審副会長）、②経済・財政（栗林同）、③教育改革（中野同）、④福祉（塩田同）、⑤産業・労働（宮田同）、⑥農政（神田同）、⑦外交・防衛（大内）〃（カッコ内は座長）。

### 党勢の現状

過去数年間、〝中道結集〟とともに民社党が力を入れてきたのは党勢の拡大であった。そのかいあって民社党の党員数は、八一年一月に五万人、同年一一月に六万人、八二年一二月に七万人をそれぞれ突破し、八三年にいたるまで順調な伸びを示してきた。しかし、八三年六月に七万三二六六人を数えた（第一九回中央委員会での塚本書記長の報告）のをピークにその後も七万三〇〇〇人（大会報告、二六頁）と報告されている。「党大会を契機に、党勢拡大への力強い動きが再び戻ってきた」とされているものの、五月時点の「トータルでは七万二〇〇〇名台」であり、一年前より約一〇〇〇人の減少である（『週刊民社』八四年五月二五日付）。

これは、相次ぐ選挙戦のなかで党員獲得の余裕がなかったためとみられる。また、五〇〇人以下の県連が一三あるなど地域的格差が大きいことに加え、この間の拡大が主に同盟などの支持組織の協力によったため、地域の一般党員の比率の低下傾向という問題が生じてきている。

**役　員**　民社党の役員の任期は二年である。現在の役員は八三年二月の第二八回大会および大会後の第一回中央委員会で選出されたもので、つぎのとおりである。ただし、八四年四月の第二九回大会で役員補充として、中執委に神田厚氏、会計監査に中野寛成氏が選任された。

▽中央執行委員長　佐々木良作、▽副中央執行委員長　小平忠、中村正雄、▽書記長　塚本三郎、▽副書記長　河村勝、藤井恒男(新)、▽総務局長　柄谷道一、▽組織局長　柳沢錬造、▽労働局長　三治重信(新)、▽教宣局長吉田之久、▽機関紙局長　西田八郎、▽国際局長　渡辺朗、▽選挙対策委員長　中村正雄(新)、▽地方議会対策委員長　米沢隆、▽青年対策委員長栗林卓司(新)、▽婦人対策委員長　木島則夫(新)、▽市民団体対策委員長田淵哲也、▽国民運動委員長　宮田早苗(新)、▽農林漁業対策委員長　小沢貞孝(新)、▽国会対策委員長　永末英一、▽政策審議会長　大内啓伍、▽政権ビジョン委員長　竹本孫一、▽青年隊中央本部長　西村章三、赤木省三、一木香告樹、岡田正勝(新)、小淵正義(新)、中村弘、永江一仁、本田広市、山本悌二郎(以上、中央執行委員)、▽統制委員長　安里積千代、▽統制委員　井上計、加藤正蔵、滝沢幸助(新)、玉置一弥、戸部卯吉、橋詰又一郎、部谷孝之、三浦隆、村上忠行(新)、和田一仁、▽会計監査　神田厚、木下淳美、中井治、福島政男、森下土治(新)

▽常任顧問　春日一幸、▽顧問　稲富稜人、滝田実、村尾重雄、門司亮、和田耕作(新)

▽組織局内の対策委員会　中小企業対策委員長　井上計、学生対策委員長　三浦隆

## 2　組織・機関紙・財政

**党員数**　民社党の党員数は、八四年四月の第二九回大会で七万三〇〇〇人と報告され、五月二五日付『週刊民社』では「七万二〇〇〇名台」と報道されている。八二年一二月の七万人突破以降、一年半の伸びは数千人にとどまっており、一定の停滞におちいっているといえる。

**青年隊**　三〇歳以下の青年党員を結集した民社党の青年組織である民社党青年隊は、八四年四月現在、一万八〇〇〇人である（第二九回大会『党務報告』）。広島、神奈川、長野、山口などで新たな分隊が結成されているが、八三年二月現在の一万五〇〇〇人にくらべて、一年間で約三〇〇〇人の純増にすぎない。ここにも、選挙等による党勢拡大の停滞の影響がみられる。

**婦人党員**　八三年四月の統一地方選挙では一七人の婦人が当選し、民社党の婦人地方議員は一八人になった。また八三年六月の参院選では兵庫選挙区で抜山映子氏が当選し、六年ぶりに婦人の国会議員が誕生した。八三年九月一一日には、兵庫県で「昭和五八年度民社党をささえる全国婦人の集い」が二〇〇人の参加で開催された。しかし、婦人党員数は他党とくらべてもきわめて少なく、八四年二月末現在で三八一四人にすぎない。全体に占める婦人党員の割合も、八三年の五・六%から五・二%へと〇・四%低下した。

**機関紙**　民社党の中央機関紙『週刊民社』の発行部数は、八三年二月現在で推定約一六万四〇〇〇部であったが、八四年四月の第二九回大会の時点で、一五万部と報告されている。一年間で約一万四〇〇〇部の減少ということになる。八四年四月に入って五カ月ぶりの増勢に転じて以降、四月に三七四部、五月に一四四七部増え（『週刊民社』六月二九日付）、六月の「総部数では差し引きゼロ」（同七月二七日付）とされているところから、八四年六月現在の部数は約一五万二〇〇〇部と推定される。西日本と中部で高く東日本で低いという各府県別の普及度のバラツキは依然として改善されていない。八四年七月現在の普及度ベスト一五は第99表のとおりである。数字は同紙一部当たりの世帯数で、☆印はいわゆるツー・オー・ライン、すなわち、七九年の第二四回大会で決定した拡大目標二〇万部（一部当たり一八七世帯）の水準を超えた県である。なお、民社党の月刊誌は『かくしん』であるが、同誌の普及部数は、八四年四月の第二九回大会の時点で二万部と報告されている。

**定期刊行物**　民社党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

①中央機関紙『週刊民社』（週刊、タブロイド版一二頁）一部九〇円、一カ月三五〇円
②月刊誌『かくしん』（月刊）一部五〇〇円、年六〇〇〇円
③政策審議会編『政策と討論』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
④『自治レポート』（月刊）一部二〇〇円、年二四〇〇円
⑤英文情報紙『ミンシャトー・インフォメイション』（年四回）

**財政**　民社党が自治省に提出した八三年分の収支報告書によれば、同党の収入額は三四億八四三五万四九〇八円で、これに八二年からの繰越額三億一九七三万九九五円を加えた収入総額は三八億四〇九万四九〇三円となっている。八三年の収入額は、前年にくらべて一八億八七八四万円の増と一挙に倍増している。

収入の内訳では例年どおり寄附が二一億八八二九万円（六二・八%）ともっとも多く、しかもその八六%に当たる一八億八四〇二万円は民社党の政治資金団体・政和協会からのものである。そのほかの主な団体寄附としては、全日本労働総同盟からの一億円、交通労連からの二七八八万円、全化同盟からの二六四四万円、一般同盟からの二五五八万円、全郵政からの一三六〇万円、ゼンセン同盟からの一一五二万円などがある。寄附についで多い収入は立法調査費で三億一五六〇万円（九・一%）、さらに同盟からの借入金三億円（八・六%）となっている。機関紙誌の発行その他の事業による収入は三億七九六二万円（一〇・九%）であるが、このうち機関紙『週刊民

**第99表**　都道府県別『週刊民社』普及度

| 順位 | 県名 | 1部当たり世帯数 |
|---|---|---|
| ① | ☆宮崎県 | 82 |
| ② | ☆長崎県 | 92 |
| ③ | ☆島根県 | 107 |
| ④ | ☆滋賀県 | 121 |
| ⑤ | ☆福井県 | 161 |
| ⑥ | ☆長野県 | 170 |
| ⑦ | ☆山形県 | 174 |
| ⑧ | ☆福島県 | 175 |
| ⑨ | ☆愛知県 | 181 |
| ⑩ | ☆新潟県 | 182 |
| ⑪ | 富山県 | 191 |
| ⑫ | 兵庫県 | 195 |
| ⑬ | 岡山県 | 206 |
| ⑭ | 岩手県 | 222 |
| ⑮ | 大阪府連 | 232 |

〔備考〕『週刊民社』1984年7月27日付による。

社』二億一八八〇万円（六・三%）で前年比一四五五万円の増、月刊誌『かくしん』六二九三万円（一・八%）で二四八万円の増となっている。また、パーティ開催による収入は月刊誌からの収入より多く、八五三五万円（二・四%）である。党費収入は二億五〇九〇万円（七・二%）で二八二二万円の増、納入人員は七万三三五九人で前年より二八四二人の増となっている。

一方、支出面では、支出総額は三五億四一八六万四七七三円で、前年比二〇億九九五四万円の大幅増である。内訳では、地方組織等への寄附・交付金がもっとも多く、一七億一三六〇万円（四八・四%）、前年比一三億二四六二万円の増の四倍化、ついで選挙関係費七億九〇六三万円（二二・三%）、人件費三億七七八五万円（一〇・七%）で五一六万円の減、機関紙誌の発行事業費二億九一八四万円（八・二%）で二三〇五万円の増、組織活動費一億一六三二万円（三・三%）で六二九七万円の減となっている。

なお、民社党の財政状態を知るためには、その政治資金団体である政和協会の財政もあわせて見る必要がある。八三年中の政和協会の収入は、一一億一一九七万九九一円（前年比二億三八四三万円増）、前年からの繰越額九億五六七〇万五八四七円を加えた収入総額は二〇億六八六七万六八三八円であった。政和協会の大部分は企業や経営者団体からのもので、個別企業では三菱重工の一七二〇万円、石川島播磨重工一〇五五万円、日立造船一〇〇五万円、日本石油、松下電器一〇〇〇万円、トヨタ自動車九五〇万円など、重工業、鉄鋼、自動車などの大手企業からの寄附が目立っている。一方、支出では民社党への寄附一八億八四〇二万円が総支出の九四%を占め、人件費一二九六万円、組織活動費二七五万円、事務所費二〇〇万円などをあわせて、支出総額は二〇億三六一一万円となっている。

## 3　大会・中央委員会

**第一九回中央委員会**　民社党第一九回中央委員会は、九月二二日、東京・日本青年館に中央委員、本部役員二七四人を集めて開かれた。この中央委員会では総選挙準備体制の確立を中心課題とし、佐々木委員長を本部長とする総選挙対策本部を設置した。冒頭、佐々木委員長は、統一地方選、参院選での奮闘に感謝の言葉を述べた後、「政局の緊張は、ロッキード判決日を中心に異常な高まりを見せるだろうが、減税と政治倫理確立にすべてをかけてたたかう。政局は視界ゼロだが、年内解散、総選挙は必至だ。この中央委員会を契機に、全国的に総選挙準備体制に入ることを決意した。本部機構も臨戦体制を整える。地域組織も同様に整えてもらいたい」とあいさつした。ついで塚本書記長が党務報告、総合選対報告を、永末国対委員長が国会活動報告をおこなった。午後は、宇佐美同盟会長の激励の後、大内政審会長が「総選挙政策アピール」を提案。つづいて藤井選対委員長が総選挙対策方針を提案し、両提案は満場一致で承認された。最後に、藤井選対委員長による衆院選候補者五五人の紹介、春日常任顧問の決意表明がおこなわれて、会議は閉会した。

## 第二〇回中央委員会

第二〇回中央委員会は、八四年二月二九日、日本青年館に一八一人の中央委員、本部役員を集めて開かれた。これは前年暮れの総選挙総括と予算案審議のなかでの修正案にたいする態度などの決定を課題とした。冒頭、佐々木委員長は、総選挙の結果、国会が自民、中道、社共の三極構造によって運営される状況を強め、自社中心の五五年体制が事実上、崩壊過程に入ったこと、国民は自民党の代わりに野党を信任することに躊躇を示し、自民党は敗北したが野党が勝利したとはいい得ないことを指摘しつつ、代表質問でおこなった「与野党間に政策協議の場をつくってはどうか」との提案にふれ、「国会は建前だけであり、本音の話し合いも必要である。国民に対する政治の責任を果たすため、国民的立場に立って是々非々の立場を取る民社党とは来賓あいさつ、塚本書記長の党務報告がなされ、岡全炭鉱委員長が三井三池有明鉱火災事故にたいする救援活動にお礼を述べた。質疑のなかでは、「委員長の『政策協議の場』の提案に賛成だ。地方にも設けたらどうか」という意見や「党名変更の報道があったが、真意は何か」との質問などが出され、「民社党という名前は、われわれの誇りだ。変更などとんでもないこと」（春日常任顧問）などの答弁があった。つづいて第三七回総選挙総括を藤井選対委員長が提案。「候補者が少なすぎる。党は三月に、候補者発掘委員会を発足させたい」と発言した。さらに、永末国対委員長が第一〇〇回臨時国会報告と第一〇一回特別国会活動方針を、大内政審会長が昭和五九年度予算編成にたいする提言をそれぞれ報告し、若干の質疑・討論がなされた後、閉会した。

## 第二九回全国大会

「新時代への勇気ある挑戦！　教育改革・増税なき財政再建・行政改革を実現しよう」をスローガンに、民社党第二九回定期全国大会は、八四年四月二三～二五日、九段会館で開催され、代議員六一八人、傍聴者を加え約一〇〇〇人が出席した。冒頭、あいさつに立った佐々木委員長は、大要つぎのように述べた。

われわれが選択し得る道は二つある。第一は積極的に連立政権への道を模索することである。この場合の最大の問題は、われわれの参加によって、従来の自民党政治をどのように改革させることができ、どのような影響を及ぼし得るかであり、下手をすれば自民党に手をかすだけの結果となりかねないので慎重でなければならない。これについては、政権ビジョン委員会で具体的検討を深めてもらいたい。第二は、改めて社公民結集を図ることである。この場合の前提条件は、自衛隊と日米安保条約の肯定的位置づけを明確にすることなどの点での社会党の脱皮だが、なかなか簡単ではない。われわれは、この際この二つの選択路線の成熟度など諸条件を厳しく見守りながら、当面、態勢を整えること、基礎戦力培養に全力をあげよう。そのために、第一に中道勢力のいっそうの結集強化を図ること、第二に民社党自らの足腰強化という基本活動を充実することが必要であり、これが、当面われわれが選択すべき第三の唯一の路線である。

### 大会経過

委員長あいさつにつづいて、来賓として出席した竹入義勝公明党委員長、山口敏夫新自ク幹事長、田英夫社民連代表、宇佐美忠信同盟会長、田島良治中立労連副議長、鈴木健勝全民労協副議長、小松雅雄民社研議長、森田弥一全中組織委

員長、中村吉次郎全国農民総連盟委員長らが激励のあいさつをおこなった。内外からの祝電が披露された後、塚本三郎書記長が党務報告、永末英一国対委員長が国会活動報告、柄谷道一総務局長が決算報告、福島政男会計監査が会計監査報告、安里積千代統制委員長が「福島県連の安田泰県議を除名処分にする」報告をそれぞれおこなった。質疑討論の後、これらの報告は満場一致で承認され、第一日目が終了した。

第二日目は、第一号議案八四年度運動方針を塚本書記長、憲法擁護運動展開についてを春日常任顧問、役員補充に関して柄谷総務局長、第二号議案組織活動方針を柳沢組織局長、第三号議案重点政策を大内政審会長、第四号議案予算を柄谷総務局長がそれぞれ提案し、第一号議案が第一分科会に、第二号議案と第四号議案が第二分科会に、第三号議案が第三分科会にそれぞれ付託され、午前中の審議は終わった。午後は、それぞれの分科会での討論が終日つづけられた。討論のなかでは、連合連立については現時点ではやるともやらないともきめていないこと、政策協議は政権協議の場ではないこと、党基盤充実の当面の目標は、党員一〇万、『週刊民社』二〇万、『かくしん』三万の実現であり、すべての選挙に候補者を立てて勝利するために組織強化特別委員会を設置すること、三〇〇〇人地方議員の達成をめざすことなどが確認された。

第三日目は、まず各分科会での審議が報告され、本部提案どおり満場一致で承認された。つぎに役員補充として中執委員に神田厚会計監査を、会計監査に中野寛成衆院議員を選任した後、党員表彰に移り、個人一三一人、特別表彰一人、二三団体に表彰状と記念品が送られた。つづいて諸決議に移り、男女雇用平等法の制定促進に関する決議、北方領土の早期返還を求める決議、農産物輸入自由化・枠拡大反対決議を採択した。その後、佐々木委員長が「地域での党勢拡大によって民社党の新たな躍進の基礎が築かれる。党勢拡大に力一杯頑張ろう」と訴え、木内大会運営委員長が大会宣言を読みあげ、最後に、「わが党のさらなる躍進を期し〝ガンバロウ〟」を三唱して、大会は終了した。なお、大会での委員長あいさつと大会宣言の全文、来賓あいさつ、質疑、分科会討論の詳細は、『週刊民社』八四年五月四日付に掲載されている。

## 4　政策・方針

### 八四年度運動方針

民社党第二九回定期全国大会で決定された八四年度運動方針は、前年暮れにたたかわれた総選挙の結果を「与野党伯仲時代の再現」と「五五年体制から三極構造へ」の変化としてとらえ、「本格的な『連合』時代の到来」への「現実的対応」を強調した。また、「本年度の三つのテーマ」として、①政治倫理の確立と行政改革の断行、②活力ある福祉社会の建設、③教育改革とモラルの確立をあげている。

運動方針のなかの「Ⅱ民社党の新たなる前進　一、民社党をめぐる政治状況」のなかの(3)五五年体制から三極構造へ、の部分と、「二、勝利から次の飛躍に向かって」のなかの(2)中道政治勢力の結集と「連合」の時代の到来、の部分はつぎのようになっている。

【民社党一九八四年度運動方針（部分）】

(3) 五五年体制から三極構造へ

社会党は昨年参議院選挙に敗北、飛鳥田委員長に代って石橋委員長が出現、ニュー社会党を売物に総選挙では一一三議席を確保した。社会党は戦後一貫して五五年体制の担い手であったが、今回、新自由クが自民党と院内統一会派を結成したとはいえ、総選挙で中道四党の議席は一〇九議席とほぼ社会党の議席に匹敵する。かくして自社中心の五五年体制から自民、中道、社会のいわゆる三極構造による政治への転換が定着化し、政界における社会党の比重は明らかに減少した。

① 略

② 本格的な「連合」時代の到来

与野党伯仲時代の再現は、政権交代の可能性を示唆すると同時に、本格的な「連合」時代の到来を意味している。国民の価値感が多様化し利害が複雑に絡み合う時代を迎え、自民党のみで国民の多様な要求を吸い上げ政権を担当しうる時代は終ろうとしている。現在わが国が当面する財政再建、行政改革、教育改革、防衛問題など、いずれも一党で解決できる問題でもなく、また一党に偏して解決すべき問題ではない。

以上の情勢を踏まえ、佐々木委員長は今国会冒頭の代表質問で「当面する重要諸問題は、国民的合意が必要であり、この際、与野党間に政策協議の場をつくり、互いのコンセンサスを確立する努力をしてはどうか」と提案した。この佐々木提案は中曽根首相も前向き答弁を行い、良識ある国民は現実的対応としてこれを評価した。

われわれは、わが国に政権交代体制を作るため中道政治勢力の結集に努力すると同時に、今後とも機会あるごとに責任野党として当面する重要課題について国民的な立場から解決を求め、「連合」時代に対処する。われわれは、この意味から党の「政権ビジョン委員会」を充実強化し、二十一世紀に向けての政策的なビジョンや「連合」のあり方について討議を深める。

③ 略

## 八四年度重点政策

民社党第二九回大会は一九八四年度重点政策を決定した。重点政策の主な項目・内容はつぎのとおり。全文は『政策と討論』八四年四月号、五月号にある。

【八四年度重点政策（要旨）】

一、公正で信頼される政治の実現

1、国会の自浄能力の向上、汚職再発防止策の具体化、政治倫理確立に関する機関の機能強化、「政治倫理綱領」の制定、一審有罪議員への辞職勧告措置等の検討。2、総合的な政治腐敗防止諸立法の制定。3、補助金の公正な配分と公共事業の適正な執行。4、政党の選挙活動への国庫補助制度導入などによる選挙の公営の拡大。5、議員定数の不均衡是正。

二、縮小均衡から拡大均衡への転換で景気回復と財政再建の達成

(1)縮小均衡型経済運営の破綻。(2)拡大均衡型経済運営への転換。

三、国、地方を通ずる行政改革の推進

1、行政機構の簡素・合理化。2、補助金の削減。3、特殊法人等の整理合理化。4、地方の行政改革の断行。

四、教育改革に関する提言

1、いわゆる「教育臨調」を設置すべき理由。2、審議内容。(1)教育理念、(2)教育制度、(3)教育内容、(4)教育行財政、(5)青少年をとりまく社会環境、(6)国際化への対応。

五、国民生活を守る医療・年金改革

1、療養の不安をなくす医療保障の確立。2、基礎年金の導入で年金の一元化。

六、婦人の雇用と福祉を保障するための提案

1、勤労婦人政策の確立。2、婦人福祉政策の強化。

七、技術革新下の産業・雇用政策

1、科学技術振興法の制定。2、「研究開発型中小企業振興法」（ベンチャービジネス振興法）の制定。3、技術文化都市の建設。4、高度情報化社会への対応。5、新しい技術革新時代の雇用対策。

八、中小企業経営の高度化をはかる税制改革

1、中小企業投資減税の拡充。2、機械等の法定耐用年数の短縮。3、中小企業継承税制の確立。

九、農林水産業の自立基盤の確立

1、明確な長期ビジョンに基づいた新たな農政の確立。2、食糧基本法の制定。3、農蓄産物の輸入自由化への対応。4、農業構造改善の推進。5、農業の担い手の育成。6、林業の再建と緑の確保。7、水産業の振興。

一〇、国際協調の推進と日本の安全確保

1、核軍縮・経済協力を進め世界平和に貢献。2、貿易摩擦の解消と国際化の推進。3、防衛力の質的整備。

### ササキノミックスの提唱

佐々木委員長は一二月七日、総選挙遊説中の大分市で記者会見し、積極経済政策と行財政改革による「増税なき財政再建」達成をめざす、つぎのような「ササキノミックス」を提唱した。

若干の景気回復の兆しが見られる現状において、時機を失することなく総合的景気対策を推進し、内需主導による実質五%程度の潜在成長力の顕在化を図る。このため、①一兆四〇〇〇億円所得減税の早急な実施、②法定耐用年数の短縮など約一兆円の投資促進税制の確立、③公共事業の約三兆円の下期追加と来年度における五%程度の増額、④投資流入の促進などによる為替相場の安定・強化、⑤公定歩合の一%再引き下げと硬直的金利体系の是正、⑥事業承継税制の確立などによる中小企業の活性化などを推進する。同時に、補助金の整理・統廃合、国家公務員定数の実質大幅削減による総人件費の抑制、臨時措置法制定による地方公務員給与の適性化、行政経費の節約など、昭和六五年度までの中期計画にもとづく行財政改革を断行する。

### 定数是正、政治倫理、教育改革で具体策発表

第一〇一特別国会で焦点の一つとなった定数是正問題、政治倫理の確立、教育改革について、八四年三月に、民社党は相次いで具体的政策を発表した。定数是正問題については、三月一〇日、永末国対委員長が次いで具体的方針から成る「定数是正に関する方針」を記者会見で発表し、政治倫理確立については、三月一〇日、永末国対委員長が「政治倫理綱領」（案）を記者会見で発表した。また、民社党は、すでに八三年六月に「教育臨調」の設置を提言し、八四年一月の党首会談でもこの旨申し入れるなど、教育改革については早くから意欲を示していた。中曽根首相が教育改革に関する新機関設置の意向を固めたのをうけて、八四年三月一四日、大内政審会長が記者会見で「教育改革に関する提言」を発表し、「教育臨調」の設置による六・三・三・四制の再検討などを改めて提唱した。なお、これらの政策・方針の内容は、いずれも『週刊民社』八四年三月三〇日号に掲載されている。

### その他の政策

以上のほか、この一年間に民社党が発表した主な政策はつぎのとおりである。いずれも『政策と討論』に掲載されており、カッコ内はその号数。

①民社党総選挙アピール（八三年一〇月号）、②行革関連法案に対する態度（同前）、③ロッキード事件田中判決に対する党声明（同前）、④政府・自民党の所得税減税案について（一一月号）、⑤地方公務員の給与と退職金の是正についての提案（一二月号）、⑥当面する重要課題に関する公開質問状（同前）、⑦政治倫理委員会の設置と政治倫理綱領の制定（同前）、⑧『昭和五九年度予算編成に関する構想』について（同前）、⑨『行政改革の中期計画』の提唱（同前）、⑩『当面する重要課題に関する公開質問状』に対する自民党回答について（同前）、⑪新たな総合的婦人政策の提唱（同前）、⑫

中小企業振興五大政策（同前）、⑬教育改革についての民社党の提案（同前）、⑭金権腐敗構造是正のための提案（同前）、⑮総選挙公示にあたっての党声明（同前）、⑯総選挙の結果に対する党声明（同前）、⑰昭和五九年度予算編成に対する提言（八四年一月号）、⑱昭和五九年度予算大蔵原案に対するわが党の主張（二月号）、⑲昭和六〇年度予算編成について（六月号）、⑳八四年度の民社党政策活動について（同前）、㉑ロンドン・サミットに対するわが党の要求（同前）、㉒核つきトマホークミサイル配備に関する党の見解（同前）。

## 5　国際活動その他

### 社会主義インター関係

(1)八三年四月七～一〇日、「危機の中の世界――社会主義者の回答」をテーマに、ポルトガルのアルブフェイラ市で開かれた社会主義インターナショナル第一六回大会に、民社党から田口幸子国際局事務局長が出席した。大会には、ウイリー・ブラント議長はじめ四三政党から約三〇〇人が参加し、「アルブフェイラ・マニフェスト」が採択された。なお、大会に先立つ四月四日から三日間、幹事会、軍縮諮問委員会、決議委員会、財政委員会が開かれ、これらにも田口事務局長が出席した。

(2)八三年一一月二四～二五日、ベルギーのブラッセル市で社会主義インターナショナル幹事会が開かれ、民社党から田口国際局事務局長が出席した。会議には四四政党から約一五〇人が参加し、「軍縮への社会主義インターナショナルの今後の役割」について討議した。

(3)八四年二月一四日、フィンランドのヘルシンキ市で社会主義インターナショナル軍縮委員会が開催され、民社党から田口国際局事務局長が出席した。会議は、カレビ・ソルサ委員長（フィンランド首相）出席のもと、最近の国際情勢、軍縮委員会の今後の活動について協議した。

(4)八四年二月一五日、社会主義インターナショナル財務総務委員会がロンドンで開かれ、民社党から田口国際局事務局長が出席した。

(5)八四年四月二五～二六日、社会主義インターナショナル幹事会がデンマークのコペンハーゲン近郊で開かれ、民社党から抜山映子参院議員、田口国際局事務局長の二人が出席した。会議には三二政党から一二〇人が出席し、財政・組織問題と各委員会の活動報告ならびに今後の計画について討議された。なお、四月二四日、幹事会に先立って開かれた社会主義インターナショナル婦人組織の執行委員会では、同組織の副議長である抜山代表がアジア情勢について報告した。詳細は『週刊民社』八四年五月一八日付参照。

### 海外への代表派遣

八三年七月以降の一年間に、民社党が海外に派遣した代表団はつぎのとおりである。

(1)八三年八月一四～二四日、佐々木委員長はフィンランド、スウェーデン、デンマークの北欧諸国を訪問し、フィンランドではカレビ・ソルサ首相（社民党委員長）、スウェーデンではオロフ・パルメ首相（社民党委員長）、デンマークでも社民党関係者と会談した。

これには、渡辺朗国際局長と田口国際局事務局長が同行した。詳細は『週刊民社』八三年九月二日付参照。

(2)八三年九月二五日から二三日間、三治重信（参議院議員会長）、平川憲之（党本部政策審議会）、平田徳明（党本部機関紙局）、田口国際局事務局長からなる民社党第三次アジア調査団が、インド、ネパール、バングラデシュ、タイを訪問し、各国における日本の援助協力の実態を調査するとともに、各国政府関係者と会談した。

(3)八四年四月二七日から一二日間、佐々木委員長を団長とし、渡辺朗国際局長、岡田正勝、伊藤英成、小西博行衆参両院議員、斉藤夏三郎機関紙局部長、辻泰弘政審書記、佐々木伸子団長秘書の七人を団員とする第五次民社党訪中使節団は、北京、上海、杭州、広州、深圳など中国各地を訪問し、胡耀邦中国共産党総書記、王震中日友好協会名誉会長など中国側要人と会談した。詳細は『週刊民社』八四年五月一八日付参照。

(4)八四年六月一三日から一二日間、佐々木委員長は、オーストラリアとニュージーランドを訪問し、キャンベラではホーク首相、バトン商工大臣、マクマラン労働党連邦書記長、シドニーではニュー・サウス・ウェルズ州の首相でもあるラン労働党連邦議長、クリーン・オーストラリア労働組合協議会第一副議長、メルボルンではグリムウェイド・ヴィクトリア州議会上院議長、ニュージーランドの首都ウェリントンではワイブロウ労働党書記長、ダグラス労働総同盟書記長らと会談した。これには、小川泰、玉置一弥両衆議院議員、田口国際局事務局長が同行した。詳細は『週刊民社』八四年七月六日付および七月一三日付参照。

### 北方領土調査団

八四年九月二五日、根室市・ノサップ岬で開かれた同盟主催の北方領土返還要求全国集会にあわせて、小平副委員長を団長に、宮田国民運動委員長、部谷衆議院議員、関参議院議員からなる民社党北方領土調査団が派遣された。調査団は集会に参加したあと、横路北海道知事と会談し、ついで自衛隊北部方面総監の中村総監以下の幹部と懇談し、北部方面隊の概要、極東地域、特に北方領土におけるソ連軍の動きなどについて説明をうけ、意見交換をおこなった。

### その他の街頭行動

民社党の国民運動は、主として街頭における宣伝活動として取り組まれ、青年隊がその主力になっている。この一年間でおこなわれた主な街頭行動は、護憲運動、八三年七月の（山陰）豪雨救援カンパ活動、核禁運動、北方領土返還要求運動、「清潔な政治で信頼を回復する」行動などであり、核禁会議全国集会（八三年八月五日）、憲法公布第三八回記念集会（八三年一一月三日、憲法擁護新国民会議主催）、北方領土返還要求全国大会（八四年二月七日、総理府・北方領土返還要求運動連絡協議会・地方六団体の三者共催）、共産圏の人権抑圧を告発する集い（八四年二月二四日、民社党・同盟・自由人権協会などによる実行委員会主催）、などに民社党代表を出席させた。

# 6 日本共産党

## 1 概況

**総選挙での後退**　八三年一二月一八日投票の総選挙で、共産党は一定の後退を示し、八〇年六月の総選挙で失った失地を回復するにいたらなかった。共産党の選挙結果は、三議席減の二六議席、得票率で〇・五%減の九・三%、得票数で五〇万票減の五三〇万票、有権者数にたいする得票数の割合（絶対得票率）でも〇・八%減の六・五%であった。議席・得票率・得票数・絶対得票率の四つの指票のすべてで減少したのは自民・新自ク・共産の三党だけであった。自民・新自ク両党の後退は、保守支持層の棄権の結果と見られるのにたいし、非保守の野党勢力のなかで唯一共産党だけが全面的な後退を示したのは、ここしばらくの間、党勢力が頭打ち状況にあったこと、野党内で孤立化を強いられ、他党からの集中攻撃にさらされたこと、野党内の選挙協力のあおりを受けたこと、などの理由によるものと思われる。

**核廃絶問題での日・ソ共産党首脳会談をめぐる動き**　八三年一月、日本共産党は米ソ首脳にたいして核廃絶を求める緊急提言を送った。これにたいして、当時のアンドロポフ・ソ連共産党書記長から死去前日の二月八日付で「核廃絶に向け、日本共産党と緊密な協力をしよう」との返事が届いた。この書簡往復の結果、四月二七～二九日、核戦争阻止・核兵器全面禁止の課題にしぼった日・ソ両共産党首脳会談開催を準備するための予備会談が日本共産党本部で開かれた。これには日本側から西沢富夫幹部会副委員長・国際委員会責任者、立木洋幹部会委員・国際部長など六人、ソ連側からP・N・フェドセーエフ中央委員、I・I・コワレンコ国際部副部長など四人が出席し、①遠からず宮本議長とチェルネンコ書記長のこの問題での首脳会談を開く、②それに先立ちもう一度モスクワで予備会談を開くの二点で合意した。この第二回予備会談は、七月三～六日の四日間にわたってモスクワで開催され、日本側から金子書記局長、立木国際部長ら五人、ソ連側からポノマリョフ准政治局員、P・フェドセーエフ中央委員ら六人が出席した。会談後、金子書記局長は両党首脳会談を九月下旬から一〇月上旬にモスクワでおこなうことを予定した日程の調整もふくめ、八月下旬か九月上旬に東京で第三回予備会談を開くことを明らかにした。

**役員**　共産党の役員のうち、中央委員は大会で、中央委員会議長・幹部会委員長・同副委員長・幹部会委員などは中央委員会で選出され、また書記局長および常任幹部会委員は幹部会によって選出される。現在の役員は、一九八二年七月三一日の第一六回大会第一回中央委員会総会および幹部会で選出されたも

のが主体で、つぎのとおりである。ただし、八三年三月一〇日付で小島優幹部会委員は常任幹部会委員・書記局次長に、九月一二日付で緋田吉郎常任幹部会委員は書記局員・次長に、桑原信夫幹部会委員は常任幹部会委員に、八四年三月二二日付で西井教雄幹部会委員は常任幹部会委員に、それぞれ昇格することが常任幹部会で決定されている。

また、四月一〇日、一三日に開かれた八中総は、茂野嵩中央委員（和歌山県委員長）、宮田安義中央委員（島根県委員長）の二人を幹部会委員に選出し、花房紘准中央委員を中央委に補充した。

▽中央委員会議長　宮本顕治、▽幹部会委員長　不破哲三、▽幹部会副委員長　上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、西沢富夫、村上弘、▽幹部会委員　緋田吉郎、市川正一、茨木良和、上田耕一郎、宇野三郎、戎谷春松、小笠原貞子、岡本博之、金子満広、小林栄三、榊利夫、諏訪茂、瀬長亀次郎、高原晋一、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本顕治、宮本忠人、村上弘、吉岡吉典（以上、常任幹部会委員）、阿部泰、荒堀広、石母田達、上田均、大村進次郎、木島宏、木津力松、木村昭四郎、工藤晃、桑原信夫、小島優、小山袈裟雄、紺野純一、沢田肇、定免政雄、白石芳朗、立木洋、田中昭治、田中弘、津田孝、中島武敏、新原昭治、西井教雄、西沢舜一、韮沢忠雄、浜野忠夫、古堅実吉、舛富圭一、松本善明、山下文男、山中郁子、若林暹

## 2　組織・機関紙・財政

### 党員数

共産党の党員数は、第一六回大会の開かれた八二年七月現在で四八万人余であった。その後、党員数の増加はほとんどなく、八四年一月の七中総でも、四八万人と報告されている。八四年七月二〇日の中央委員会幹部会で市川組織局長が「ことしに入って四千数百人の新入党者を迎え」たと報告し（『赤旗』七月二一日付）、七月二四日の全国都道府県委員長会議で宮本議長が、「党員一人当たり〇・六四部の読者拡大で三二万の拡大」と発言している（『赤旗』七月二五日付）ところから、八四年七月現在の党員数は四九万人に近いと推定される。

### 民青同盟員数

共産党に指導される民主的青年組織である民主青年同盟は、八四年七月二六～二九日に第一八回全国大会を開いた。これに先立つ「特別月間」をふくめ、四月一日以降、三カ月間で約二万四〇〇〇人の同盟員が増やされ、七月二一日正午の集計で二一万人を突破。第一七回大会（八二年五月）の水準を超えて、史上最高の組織勢力となった。

### 機関紙

共産党の中央機関紙『赤旗』には、日刊一六頁建の本紙と週刊二〇頁建の日曜版がある。本紙と日曜版を合計した部数は、八〇年二月の第一五回大会時で三五三万のピークを示して以来低迷をつづけ、八二年七月の第一六回大会時でも三百数十万部にとどまり、これを超えることができなかった。その後も部数は三〇〇万前後で停滞し、八四年六、七月の機関紙読者拡大運動のなかで三二万部を増やしたものの、第一六回大会時の三百数十万部という水準を超えるにはいたっていない（『赤旗』八四年七月二五日付）。

### 定期刊行物

共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六頁）一部六〇円、一カ月一七〇〇円

②同『赤旗日曜版』（週刊、二〇頁）一部一二〇円、一カ月四五〇円
③同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド版八頁）一部三〇円、一カ月一〇〇円
④同『赤旗』評論特集版（週刊、B5判三二頁）一部七〇円、一カ月二五〇円
⑤理論政治誌『前衛』（月刊）一部五〇〇円
⑥『理論政策』（月刊）価格不定
⑦『暮らしと政治』（月刊）一部四五〇円
⑧『あすの農村』（月刊）一部四五〇円
⑨『月刊学習』（月刊）一部二五〇円
⑩『女性のひろば』（月刊）一部二五〇円
⑪グラフ『こんにちは——日本共産党です』（月刊、AB判五刊頁）一部一五〇円
⑫『世界政治』（月二回刊）一部三〇〇円
⑬『学生新聞』（週刊、六頁）一部六〇円、一カ月二三〇円
⑭『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円
⑮『赤旗縮刷版』（月刊）一部三七〇〇円
⑯『赤旗』写真ニュース（旬刊）一部二〇〇円、一カ月六〇〇円
⑰『ブレテイン』（英文広報誌）

## 財政

共産党が自治省に提出した収支報告書によれば、八三年中の同党中央本部の収入は、二二九億三一九万四七八九円、前年より一二億三二一二万円の増で、九年連続して他政党を上回った。第二位は自民党本部で二一九億三八四〇万円、以下、第三位公明党、第四位社会党、第五位民社党の順になっている。なお、八二年からの繰越額が五六億三四八六万七五一円あり、これを加えた収入総額は二八五億三八〇五万五五四〇円であった。

収入の内訳では『赤旗』などの新聞関係が一八三億四四二三万円（本年度収入額の八〇・一%）で前年とくらべて一三億六二〇四万円の増、ついで書籍関係が一三億六三〇八万円（五・九五%）で三億四六八四万円の減、『前衛』・グラフ『こんにちは——日本共産党です』などの雑誌関係が一二億七七〇万円（五・三%）で一億七四八万円の増であり、これらの機関紙誌、出版関係の収入だけで全収入の九一・四%になっている。その他の事業収入では、「赤旗まつり」によるものが二億二六八〇万円、「人民大学」によるものが四六〇万円となっている。党費は一一億三七〇万円（四・八%）で五三七万円の減である。なお、党費は総額の一五%だけが中央本部に納入されるので、実際の党費総額は七三億五八〇〇万円になる。党費納入人員は延べ数で三七八万四六九三人、これを一カ月平均にすると三一万五三九一人で、前年より延べ九万三七五〇人、一カ月平均で七八一三人の減である。寄附はすべて個人からのもので、二億八八三六万円（九・九九%）、前年とくらべて三五五二万円の増であった。

一方、支出面では、総額は二四〇億九七八一万四九七三円で前年比四五億七六八六万円の増である。内訳では、機関紙誌の発行事業費が一七二億一二八三万円（七一・四%）で前年比二一億五三一万円の増、ついで寄附・交付金が二八億二〇〇〇万円（一一・七%）で前年比一五億一一九二万円増と倍増している。

## 3　中央委員会総会

### 概　況

共産党の大会は他党のように毎年一回開かれるのではなく、「二年または三年のあいだに一回ひらかれ、特殊な事情のもとでは、中央委員会の決定によって、党大会の招集を延期することができる」とされている。「党大会からつぎの党大会までのあいだ、党大会の決議を実行し、党の全活動を指導する」のは中央委員会で、その総会は「一年に二回以上」開かれることになっている。最近の党大会は八二年七月に開かれた第一六回大会で、その内容はすでに本年鑑八四年版でとりあげた（四五一～四五三頁）ので、別項の役員の氏名のほかは省略する。

この一年間に開かれた中央委員会は第五回から第八回までの四回である（回数は第一六回大会以降の通算）。これらの総会はいずれも党本部で開かれた。

### 五中総

八三年七月一一～一三日開催。総会には中央委員・准中央委員のほか、野坂参三名誉議長と中央委員でない参議院選挙比例代表名簿登載者一〇人も出席した。総会では、議題「参議院選挙の総括と今後の課題」が承認されたのち、宮本議長が冒頭発言、不破幹部会委員長が幹部会報告をおこなった。この報告、金子書記局長が党務報告、吉岡吉典政策委員長が総選挙政策と非同盟・中立・自衛の政策についての報告をおこなった。

冒頭発言、幹部会報告のなかでは、五中総以降の内外情勢、政局の任務、総選挙に向けての課題と方針が提起された。組織建設面の課題としては、とくに思想建設、機関紙拡大と総選挙準備の諸課題、中間機関の指導水準の引き上げなどの重要性が強調され、そのための大運動を全党的に展開することが提起された。さらに、第一六回大会決定の「二つの柱」（学習・教育活動と正しい党風の確立、党勢拡大と基礎票構築の課題）の委員会活動をひきつづき強化すること、中央では不破委員長を本部長とする「総選挙準備・機関紙拡大・党建設大運動本部」を設けて推進することが明らかにされた。

報告につづく討論では五九人が発言した。その後、不破委員長が結語を述べたが、このなかでは、指導的幹部の率直な相互批判、二週間以内の決議読了運動の展開、思想闘争の重要性、機関紙拡大目標の達成、宣伝活動・パンフ普及、大都市対策の重要性などが強調された。総会は、宮本議長の冒頭発言、不破委員長の幹部会報告と結語を全員一致で採択したのち、五中総決議を全員一致で採択して閉会した。宮本議長の冒頭発言と閉会あいさつ、不破委員長の報告と結語、決議については、『理論政策』第一八七号参照。

なお、五中総で決定された「総選挙準備・機関紙拡大・党建設大運動」を実践するための全国活動者会議（全活会議）が、七月一九～二二日、熱海市の伊豆学習会館で開催され、約一〇〇〇人が参加した。全活会議は、八一年一〇月以来の開催で、一九六〇年八月の第一回以来通算で一三回目にあたる。

### 六中総

八三年一一月一七～一八日開催。総会では、最初に議題「五中総実践の総括と総選挙闘争について」が承認されたのち、宮本議長が冒頭発言、不破幹部会委員長が幹部会報告、金子書記局長が党務報告、吉岡吉典政策委員長が総選挙政策と非同盟・中立・自衛の政策についての報告をおこなった。

冒頭発言、幹部会報告のなかでは、五中総以降の内外情勢、政局

の動向と特徴、共産党の役割と責務、総選挙での躍進の意義などが強調された。そして三課題の到達点、とりわけ機関紙拡大のおくれの打開、全党員、全後援会員の総決起、そのための綿密で戦闘的な指導の重要性などが指摘された。総会は、非同盟・中立・自衛の政策を全員一致で採択した後、冒頭発言、幹部会報告、党務報告、総選挙政策について討論をおこない、三四人が発言した。討論の後、宮本議長が結語を述べたが、そのなかで議長は、共産党以外の野党の悪法成立へのなれあいを糾弾し、機関紙拡大を戦略的課題として投票日まで追求することの重要性を強調した。

総会は、冒頭発言、幹部会報告、党務報告を全員一致で採択し、つづいて六中総決議を全員一致採択した。また、総選挙政策文書の最終的処理を常任幹部会に一任した。宮本議長の冒頭発言と結語、不破委員長の幹部会報告、決議、「非同盟・中立・自衛の政策こそ日本の平和と安全を保障する道」、「衆議院議員選挙にあたっての十大重点政策」の全文は、『理論政策』第一九一号参照。

## 七中総

八四年一月二四～二七日開催。総会には中央委員・准中央委員のほか野坂参三名誉議長と主要大衆団体中央グループ代表も出席した。総会では、宮本議長が冒頭発言、不破幹部会委員長が決議案「情勢と党の任務について」の提案説明をふくむ幹部会報告をおこなった。とくにこのなかで、宮本議長がこの一〇年間の国政選挙全体の分析からの教訓にふれ、「この一〇年間、たくさんの貴重な努力の成果はあるけれども、やはり、国政選挙の得票、議席という点では『停滞』だ、打破しなければならない停滞だというように大胆に結論づけた」と述べたのが注目された。

総会ではひきつづきつぎの各議題の提案説明が各責任者によってなされた。①「総選挙戦の総括と教訓、今後の課題」――桑原信夫常任幹部会員、②「トマホーク装備米艦船寄港反対の運動について」――金子満広書記局長、③『五〇万の党』の確実な達成をめざす党員拡大と、気概と活力にみちた党生活の確立のために」――市川正一常任幹部会委員、④「機関紙活動の現状と目標設定、実践について」――小島優常任幹部会委員、⑤「日常活動の促進について」――緋田吉郎常任幹部会委員、⑥「青年・学生分野での大衆活動と党建設」――荒堀広幹部会委員、⑦「学習・教育について」――宇野三郎常任幹部会委員、⑧「宣伝活動と反共偏見克服の闘争の強化のために」――小林栄三常任幹部会委員。

総会は、これらの報告にもとづいて議案ごとに討論をおこない、延べ一二一人が発言した。討論の後、不破委員長が幹部会を代表して結語を述べた。このなかで、委員長は第一七回大会までに四〇〇万目標をかならず達成し、当面、三月末までに第一六回大会水準を回復することを目標とし、遅くても五月末までには大会水準を回復する、有権者対比や底上げ目標などで各党組織は積極的な目標を設定して取り組む、との方針を提起した。また、遅配、欠配、未集金の根絶のために、配達援助金制度の新しい措置などを二月度から実施することを明らかにした。さらに、政策活動を重視するとともに、三つの柱の運動をすすめること、三つの柱の運動はそれぞれ積極的に追求して相乗的な効果を発揮することの重要性を強調した。

総会は、冒頭発言、幹部会報告と結語、九つの決議について採決し、いずれも全員一致で採択（これらの全文は、『理論政策』第一九三号参照）。あわせて、四月上旬予定の全国協議会の期日、構成、選出方法についての決定を幹部会に一任した。

### 一　全　協

八四年四月一〇～一三日、熱海市の伊豆学習会館で全国から約一〇〇〇人が参加して第一回全国協議会（一全協）が開催された。これは、「党大会からつぎの党大会までの期間、全国的規模の重要問題について、全国の党組織にはかって決定する必要を認めた場合」中央委員会によって開催されるもので、党大会につぐ重要な会議であり（規約第三六条）、現在の規約のもとでの初の開催となる。

会議では、最初に宮本議長が冒頭発言、不破幹部会委員長が「七中総決定とその実践にたって」「党活動発展の総合計画について」報告し、二日目には西井教雄機関紙誌局長が「機関紙活動のあらたな前進について」、三日目の一二日には金子書記局長が「政党法制定粉砕をはじめとする大衆闘争について」、宇野三郎教育局長が「正しい党風の確立と刷新について」、市川正一組織局長が「地区機関の体制強化について」、それぞれ報告した。このなかで、とくに宮本議長は、第一七回大会の開催時期に言及し、「来年の夏以降、東京都議選後の適切な時期としたい」と述べ、機関紙拡大の達成期限についても、大会水準の回復を八四年の党創立記念日の七月一五日まで、四〇〇万読者の実現を一七回党大会までとした。

会議最終日の四月一三日、「三つの柱の運動と『総合計画』」、「大衆闘争・日常活動」、「機関紙活動」、「党風の確立・刷新」、「地区機関の体制強化」の五つの分科会で討論がなされるなど、四日間の発言者は全体で一四五人となった。討論の後、各議題ごとにまとめの発言と不破委員長の結語がおこなわれ、これらは各議題に関する五つの決議とともに全員一致で採択された。

### 八　中　総

八中総は、一全協の前後の一〇日と一三日に伊豆学習会館で開かれた。一〇日の総会では、一全協に提案する議題の内容と会議の運営についての決定がなされ、一三日の続開総会では一全協の結論の全体（冒頭発言、報告、結語、決議）が全員一致で承認された。これによって、全国協議会の決定は、規約第三六条にもとづく義務的なものとされた。

なお、「第一回全国協議会の決定」は、同名パンフレットおよび『前衛』八四年七月臨時増刊号に収録されている。

## 4　政策・方針

### 原水禁運動での新方針

共産党は『赤旗』四月四日付、四月五日付に無署名論文『統一の路線と分裂の路線――原水爆禁止運動三〇年の経験と教訓』、五月二〇日付にも「原水爆禁止運動の根本問題――いまなぜ歴史的解明が必要か――」を発表した。

前の論文は、原水禁運動の分裂の経過をふり返り、その「本質は、けっして意見の相違それ自体にあったのではなく、一部の勢力が自己の特定の政治的立場を、〝統一の論理〟に反して全体におしつけようとしたところに原因があった」と述べて、「社会党、総評指導部の理不尽な態度」を改めて強く批判した。さらに論文は、七七年以来の国民的大統一組織の合意の経過とその挫折にふれ、「それが文字通り実現するならば、わが国の原水禁運動の〝第二の誕

生〃ともいえる新しい出発点となり」、「核戦争阻止へむけた歴史を動かす強力な運動を生み出す第一歩となるはずであった」が、しかし、「『原水禁』、総評指導部などは、統一の事業のもっとも中心的課題である『国民的大統一組織の実現』にたいし、頑強に反対をはじめ」、「『准政党』ともいうべき特異な政治的体質をもつ総評による、原水禁運動内外でのさまざまの後退的動きがめだっている」として、いくつかの事実をあげつつ原水禁や総評の責任を鋭く追及している。

また、後の論文では、先の論文を発表した意図にもふれつつ、①原水禁運動の組織統一の回復のためには、統一の路線と分裂の路線について歴史的解明をおこない、分裂問題の本質とその責任の所在を明らかにしなければならない、②七七年合意の統一の事業の中心的課題は、過去の分裂克服の方向での国民的大統一組織の実現という点にあった、③統一世界大会の開催は原水禁運動の組織統一と一体のものであり、原水協の共同主催への参加は年内での組織統一実現という条件つきの過渡的措置だった、④原水禁・総評はこの公的な約束を反古にし、統一の中心的課題である国民的大統一組織の実現を妨害し、統一回復の道を閉ざし、組織統一に反対する立場からその対案としてつみかさね共同行動なるものを提案している、⑤「七七年『合意』の国民的大統一組織実現という大目標を〃水に流し〃て、ただ『原水禁』との共同行動をおこなうということは」、「真の統一が回復されていない現状を実際には無条件に肯定し、いわゆる〃共同行動〃を終着駅とする分裂状態の固定化、運動全体を『原水禁』、総評が許容する範囲内にとどめるという重大な誤りをおかすことにな」り、「結局、七七年『合意』にもとづく国民的大統一組織の実現という中心的課題を事実上放棄するだけでなく、日本の原水禁運動の基調を、分裂の論理にたつ『原水禁』と准政党的存在である総評の許容する範囲内の共同におしこめて、共同行動の水準や課題の設定、基本方向を、情勢の要求からかけはなれた重大な弱点をもつものにせざるをえ」ず、「〃日米安保条約を許容する反核運動〃への重大な変質とならざるをえない」――などの主張を展開した。このような立場から、共産党は、準備委員会方式による原水禁世界大会の統一的開催の恒常化やここに世界大会開催以外の反トマホーク運動等の多様な課題をもちこむことに反対し、組織統一の具体的日程抜きの「共同行動」自体にも批判的な態度を明らかにした。八三年世界大会準備委員会と八四年世界大会準備委員会をめぐって生じた紛糾は、このような共産党の新方針と関連があるものと見られている。

【統一の路線と分裂の路線（最後の部分）】

真の統一の実現と日本原水協の役割

こうして、一九六三年にソ連の干渉とも結びついた社会党、総評の分裂主義の策動に端を発した二十年にわたる日本の原水禁運動の分裂の歴史には、いぜんとして決着がつけられていない。そしてこの経過からもあきらかなように、一九七七年の「組織統一」の合意がしめす方向で、分裂の論理とその産物をそのままにすることなく、統一の路線にもとづく真の統一の回復の課題に光をあてるべきことの必要性は、いささかも減じてはいないのである。この点を、もっぱら時間の経過と蓄積を理由に、あいまいにしたり帳消しにするなら、こんごつらぬくべき統一の路線にかんしても、筋の通らない対応とならざるをえず、またそれではなによりも分裂の路線とたたかえないこととなるであろう。

一九七七年以来の原水禁世界大会の統一的開催は、まだ過渡的な措置にすぎず、この状況に安住すべきではない。いまこそ七七年の合意にそって真の統一の実現にむかって努力すべきときである。

この点では、統一の論理を体現してきた日本原水協の役割も、真の原水禁運動の統一を実現する道理ある推進者として、今日、ますます重大になっているのである。

【原水爆禁止運動の根本問題（総評に関する部分）】

総評が、特定政党支持を義務づけ、社会党のための巨額の政治資金を、政党支持におかまいなく全組合員から徴収し、選挙ともなれば、組合員を社会党の選挙運動に動員し、組合機関紙も組合の宣伝カーも社会党の選挙宣伝活動に活用するなど、社会党と事実上一体化してきたことは、よく知られている。総評は、市民団体など無党派の大衆団体とはまったく性格の異なる準政党的団体なのである。

総評は、そうした「社会党一党支持」義務づけ体制のもとで、社会党の特定の政治方針を労働組合運動にもちこみ、その支持をおしつけているが、そのもっとも重大な事例が「社公政権構想」支持のおしつけである。一九八〇年一月の社公政権構想合意は、共産党排除を政治原則とし、日米安保条約の事実上の存続と自衛隊の容認を政策大綱にかかげ、社会党が反革新路線への一八〇度の転換をとげたものであったが、総評指導部は、公然とこの社公政権構想合意の実現を推進し、同年二月の総評臨時大会でこの支持を決定した。そして、すでに「論文」で指摘したように、非核三原則の法制化反対への転換や、軍拡支持推進勢力にも原水禁運動の門戸をあけようとこころみる総評指導部らの一連の言動は、「社党一党支持」体制のもとで準政党化した総評が、「社公合意」によって社会党とともに右転落したことと、けっして無関係ではないのである。

総評の準政党化は、また、労働組合運動や原水禁運動もふくむ大衆運動とその組織を、社会党の領地ないしは勢力圏のようにみなし、社会党の党派的利益を大衆運動の団結と要求実現よりも優先させる、セクト的党派主義となってあらわれている。その特定の路線、政治的立場のおしつけや、運動を独占しようとする「大国主義」的ヘゲモニー主義、はては運動にたいする分裂など、このセクト的党派主義は、大衆運動、大衆組織の団結と前進をさまたげる重大な要因となってきた。

## 政策・声明・論文

以上のほか、共産党がこの一年間に発表した主な政策、声明、論文はつぎのとおりである。特記しないかぎり、いずれも『赤旗』に発表されたもので、カッコ内はその日付である。なお、そのすべては『理論政策』の翌月号に再録されている。

**〔総選挙関係〕** ①歴史的な総選挙の躍進へ——いまこそ全党、全後援会の総決起を——六中総決議（八三年一一月二〇日）、②日本の政治の根本的刷新のために日本共産党の躍進を——衆議院議員選挙にあたって日本共産党は訴える（一一月二三日）、③衆議院議員選挙にあたっての十大重点政策（一一月二三日）、④総選挙戦の公示にあたり、全党、全後援会の総決起を訴える（一二月一日）、⑤清潔・平和・革新の政治めざし、あなたの支持を日本共産党と革新共同へ——全有権者のみなさんに訴えます（一二月三日）、⑥司法反動を許さず、人権と民主主義を守るために、最高裁裁判官の国民審査に多数の×票を（一二月七日）、⑦清潔・平和・革新の代表、日本共産党と革新共同の候補者にあなたの一票を——投票日をまえにすべての有権者に訴えます（一二月一七日）、⑧総選挙の結果について（一二月一九日）、⑨中曽根首相・総裁への公開質問状（一二月六日）、⑩日本社会党への公開質問状（一二月七日）、⑪公明党への公開質問状（一二月七日）、⑫民社党への公開質問状（一二月七日）

**〔政治倫理関係〕** ①ロ事件田中角栄有罪判決について（一〇月一二日）、②自民党中曽根内閣の田中擁護論を批判する——国会議員団ロッキード等金権腐敗政治追及委員会（一〇月二四～二五日）、③ロッキード事件に係る政治的道義的責任糾明に関する決議案（一一月七日）、④田中たなあげ、悪法強行の重大事態に際して——議員団の声明（一一月一七日）、⑤田中角栄議員辞職勧告決議案（八四年二月二三日）、⑥政治倫理綱領（素案）について（四月二三日）

〔反核・平和問題〕 ①「東京宣言」の基調と矛盾する〝核凍結支持〟表明――新原昭治（八三年八月九日）、②原水禁運動の統一の原則と「核凍結問題」――「赤旗」主張（一〇月六日）、③非核三原則を守れ――インビンシブル寄港について（一二月一〇日）、④際限ない核軍拡競争の悪循環を打破し、核戦争を阻止するために――ヨーロッパでの核交渉の中断にさいして（一二月一三日）、⑤「西側の一員」論の帰結はなにか――重大化する日米欧軍事一体化（一二月一四日）、⑥核兵器廃絶への緊急提言――アメリカ合衆国レーガン大統領への書簡（八四年一月一九日）、⑦核兵器廃絶への緊急提言――ソビエト社会主義共和国連邦アンドロポフ共産党書記長への書簡（一月一八日）、⑧問われる原水爆禁止運動――統一の路線か分裂の路線か――「赤旗」主張（五月二四日）、⑨真の原水禁運動の前進のために――総評の党略的横車と、それに同調する誤り（六月一六日）、⑩真の原水禁運動の前進のために――核トマホーク反対――党略的な打算では、運動は前進しない――総評の〝6・24反トマ行動〟おしつけ（六月二三日）、⑪いま問われているのは、原水協の方針に反した代表の誤り（六月二七日）

〔労働運動関係〕 ①未来きり開く前進に期待――統一労組懇年次総会での村上副委員長挨拶（八三年八月二日）、②全逓、衛都連問題の意味するもの――「赤旗」主張（八月二八日）、③民主主義の根本にかかわる労組の人権侵害――「赤旗」主張（九月五日）、④10・21からの脱落を合理化する総評指導部（一〇月一〇日）、⑤いまこそ革新の大義を堅持して――情勢と労働組合運動の任務――「赤旗」主張（八四年一月四日）、⑥労働者・国民に背向けた全民労協の〝政策提言〟（六月四日）

〔国際関係〕 ①ニュージャージー寄港問題――国会議員団の抗議と申入れ（八三年七月四日）、②IPU（列国議会同盟）ソウル総会にたいする日本共産党の態度（七月二一日）、③ソ連共産党中央委員会への書簡（一〇月三日）、④非同盟・中立・自衛の政策こそ日本の平和と安全を保障する道――日本共産党の主張と提案（一一月一九日）、⑤『朝鮮時報』の日本共産党非難に反論する（一二月八日）、⑥「キムイルソン（金日成）主義」信奉者たちの反共、反革新の策動について（一二月九日）、⑦スペイン共産党へのソ連の干渉を排す――大国覇権主義の露骨なあらわれにたいして――「赤旗」主張（八四年二月五日）、⑧中国覇権主義の過去と現在（三月一五日）、⑨核問題についての東京での日本共産党とソ連共産党の予備会談について（五月一日）

〔その他〕 ①大韓航空機撃墜事件について（九月一二日）、②大韓航空機撃墜事件にかんするソ連共産党中央委員会への書簡――ソ連共産党からの九月一二日付「回答」にたいして（九月二一日）、③中曽根内閣の健康保険制度の全面改悪と問われる各党の態度（一一月三〇日）、④雇用における真の男女平等を実現するために――国会議員団婦人議員会議（評論特集版一一月七日）、⑤育児休業制度化にあたっての提案（一一月七日）、⑥暴力・非行克服のため、学校・家庭・地域・行政の総力をあげた取り組みを（一二月五日）、⑦最低保障年金を確立し、安定した年金制度をめざして（一二月五日）、⑧中小企業の経営危機打開のために（一二月六日）、⑨パート労働者の雇用安定と待遇改善のために（一二月八日）、⑩軍縮と国民生活防衛、民主的行革断行の予算に――日本共産党・革新共同の組み替え提案（八四年二月二七日）、⑪治安維持法の中曽根版――

「政党法」制定のファッショ的策動を打ち破ろう（三月二日）、⑫真に公正・民主的な選挙制度の実現をめざして――議員定数是正と衆議院比例代表制にかんする日本共産党の提案（三月二〇日）、⑬電気通信事業の民営化に反対し、管理・運営の民主化をもとめる（四月二〇日）、⑭中小企業の経営危機打開のために――中小企業関係三法の改正案提出にあたって（五月一一日）、⑮「男女雇用機会均等法案」と日本共産党の提案（六月二八日）

## 5 国際活動

### 代表団の海外派遣

(1)八三年七月二〇日～八月三日、西沢富夫幹部会副委員長と増田紘一中央委員、緒方靖夫中央委員がキューバを訪問。「七月二六日運動」三〇周年記念式典に出席し、カストロ党第一書記やホセ・ラモン・マチャド・ベントウーラ政治局員・書記局員などキューバ共産党の幹部と会談した。

(2)八月三～五日、キューバ訪問を終えた西沢副委員長と増田中央委員は、サンディニスタ民族解放戦線（ＦＳＬＮ）の招きでニカラグアの首都マナグアを訪れ、八月四日、同戦線の国際関係・労働組合運動・機関紙など各分野の指導者たちと会談した。

(3)八月七～一七日、立木洋幹部会委員・国際部長は、岡田則男国際部員とともにメキシコ社会主義統一党第二回大会に出席するためメキシコを訪問し、ゴメス書記長、ポサダス政治委員・国際委員会責任者、コルデラ政治委員・国会議員団長などの党幹部と懇談した。また、八月一二日、エルサルバドル共産党代表として大会に出席していたラウル・マルドナル中央委員とも会談した。

(4)八四年二月一三～一六日、二月九日に死亡したソ連共産党のアンドロポフ書記長の葬儀に出席するため、金子満広書記局長を団長とし緒方靖夫・阪本英夫両中央委員および西口光国際委員会委員を団員とする代表団がモスクワを訪れた。金子書記局長は、二月一四日に「赤の広場」でおこなわれた葬儀に参列し、チェルネンコ新書記長ともあいさつをかわした。

(5)二月二〇～二三日、緒方靖夫中央委員が、ニカラグア民族民主革命の創始者であるサンディーノ暗殺五〇周年記念行事に出席するため、ニカラグアを訪問。二月二一日には、ＦＳＬＮのオルテガ議長と懇談した。

(6)五月一五～二一日、西沢舜一幹部会委員が、デンマーク社会主義人民党大会出席のためデンマークを訪問。五月二〇日には、ペーターセン議長やストランゲ国会議員団長などの党幹部と懇談した。

(7)六月一三～一五日、不破幹部会委員長を団長とし、緒方靖夫中央委員・国際部副部長、小原耕一国際委員会委員を団員とする代表団がイタリアを訪れ、一〇〇万の市民が参加した六月一三日のエンリコ・ベルリンゲル書記長の葬儀に列席した。不破委員長は、ピエロ・ファッシーニ指導部員などのイタリア共産党幹部に会って弔意を伝えるとともに、ジョルジュ・マルシェ書記長（フランス）、ヘラルド・イグレシアス書記長（スペイン）、ゴードン・マクレナン書記長（イギリス）など、ローマを訪れた他党指導者とも懇談した。

(8)六月一五～一八日、不破・緒方・小原の代表団は、イタリアにつづいてルーマニアを訪問し、六月一六日には、ニコラエ・チャウ

シェスク党書記長（ルーマニア大統領）と会談した。

(9)六月一九～二二日、不破委員長などの代表団は、ルーマニアからの帰途、フィンランドにたちより、フィンランド共産党を訪問した。六月二〇日にフィンランド人民民主同盟本部を訪れた後、六月二一日、不破委員長はフィンランド共産党のアルボ・アールト議長との会談に臨んだ。両党の公式会談は、これが初めてである。

**代表団の来日**　八三年七月一日以降の一年間に、日本共産党の招きで日本を訪れた外国共産党・労働者党の代表団には、以下のものがある。

①ベトナム共産党代表団（八三年九月一〇～一八日、団長＝ブー・クアン中央委員・国際委員長）、②デンマーク社会主義人民党代表団（九月二〇～二九日、九月二九日「共同コミュニケ」発表、団長＝ゲルト・ペーターセン議長）、③ハンガリー社会主義労働者党研究代表団（一〇月一二～一九日、団長＝ジュラ・ホルン国際部長）、④ユーゴ共産主義者同盟代表団（一二月一八～二二日、団長＝アンドレイ・マリンツ幹部会委員）、⑤ユーゴ共産主義者同盟代表団（八四年五月二四～二六日、ドラゴスラク・マルコビッチ議長）。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）、(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、(4)『日本社会党第48回定期全国大会速記録』、(5)社会主義協会（向坂派）『社会主義』（月刊）、(6)社会主義協会（太田派）『社会主義』（月刊）、(7)労働社会問題研究センター『社会労働評論』（月刊）、(8)社会通信社『旬刊社会通信』

〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』（日刊）、(2)同『公明』（月刊）

〈民社党関係〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『かくしん』（月刊）、(3)民社党政策審議会『政策と討論』（月刊）、(4)全日本労働総同盟『同盟』（月刊）、(5)民主社会主義研究会議『改革者』（月刊）

〈日本共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）、(2)同『理論政策』（月刊）、(3)同『前衛』（月刊）、(4)同『議会と自治体』（月刊）

以上のほか第七一回総評定期大会各局報告書、同盟第二〇回定期大会報告書『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『世界』などを利用した。